大蔵省財政史室 編

昭和財政史

終戦から講和まで

第2巻

独占禁止

東洋経済新報社

監修のことば

『昭和財政史――終戦から講和まで――』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち両名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち両名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならない事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものではあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来うる限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者両名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった両名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方方、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げたい。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者
鈴木武雄
安藤良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

凡　例

一、本巻の執筆は、三和良一が担当した。

二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。

三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。

四、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。

五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は〔　〕で補った。

なお、引用資料、巻末資料等の取扱い等については、「資料編」解題を参照されたい。

六、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

共同研究者等名簿（部会員は五十音順）

顧問　舟山正吉（元大蔵事務次官）

執筆担当者

監修者　鈴木武雄（元武蔵大学学長・故人）

監修者一般部会長　安藤良雄（成城大学学長 東京大学名誉教授）

財政部会長　江見康一（一橋大学教授）

金融部会長　中村隆英（東京大学教授）

幹事　原朗（東京大学助教授）

一般部会　犬田章（東洋大学教授）

〃　秦郁彦（拓殖大学教授）

〃　原朗（東京大学助教授）

〃　藤村幸雄（同志社大学教授）

〃　三和良一（青山学院大学教授）

財政部会　石弘光（一橋大学教授）

〃　植松守雄（元大蔵事務官 一橋大学講師）

財政部会　宇田川璋仁（横浜国立大学教授）

〃　加藤三郎（東京大学教授）

〃　加藤睦夫（立命館大学教授）

〃　高橋誠（法政大学教授）

〃　西村紀三郎（駒沢大学教授）

〃　林健久（東京大学教授）

〃　山村勝郎（金沢大学教授）

金融部会　伊牟田敏充（法政大学教授）

〃　塩野谷祐一（一橋大学教授）

〃　志村嘉一（千葉大学教授）

〃　西川俊作（慶応大学教授）

〃　原司郎（横浜市立大学教授）

財政部会　大森とく子（大蔵事務官）

〃　加藤新一（大蔵事務官）

目次

監修のことば

凡例

序章　占領政策と財閥……三

第一節　占領期の独占禁止政策……三

第二節　解体時の財閥……一六

一　財閥の規模……一六

二　財閥の投資分野……二一

三　四大財閥の構造……三三

(1)　産業部門別構造……三三

(2)　支配構造―持株関係―……四四

(3)　支配構造―統轄制度と役員関係―……五四

第一章　財閥解体・集中排除政策の形成過程……八七

第一節　「初期の基本的指令」……八七

一　一九四五年初期までの政策検討……八七
二　「初期の対日方針」の策定……九六
三　「初期の基本的指令」の策定……一〇三
第二節　「安田プラン」とSCAPIN―二四四……一一〇
一　安田財閥の対応……一一〇
二　大蔵省の対応……一一五
三　三井・三菱・住友財閥の対応……一二〇
四　司令部とワシントン……一二七
五　SCAPIN―二四四……一三二
第三節　エドワーズ調査団報告書……一四四
一　エドワーズ調査団の派遣……一四四
二　エドワーズ報告書の内容……一四八
三　司令部の見解……一六二
第四節　FEC―二三〇の形成……一六九
一　SFE―一八一……一六九
二　FEC―二三〇……一七四
第二章　予備的措置と持株会社整理委員会……一八一

第一節　制限会社の規制……一八一
一　「会社解散制限令」の公布……一八一
二　「会社解散制限令」の運用……一九〇
三　制限会社規制の解除……二〇九
第二節　持株会社整理委員会……二一八
一　「持株会社整理委員会令」の公布……二一八
二　持株会社整理委員会の発足と業務の拡大……二三〇
三　持株会社整理委員会の解散……二三七
第三章　財閥解体の実施過程……二四七
第一節　持株会社の解体……二四七
一　財閥本社の機能停止……二四七
二　持株会社の指定……二五五
三　持株会社の整理……二六五
(1)　一〇財閥の本社的持株会社……二六五
(2)　その他の財閥本社的持株会社……二七三
(3)　持株会社的な現業会社……二七六
(4)　その他の持株会社……二七七
(5)　国際電気通信株式会社と日本電信電話工事株式会社……二七七

四　大商社の解体……二七九
第二節　財閥家族・財閥役員の支配力排除……二九五
一　支配力排除の構想……二九五
二　資産の凍結と処分……二九八
三　経済界追放措置と「財閥同族支配力排除法」……三〇九
四　「財閥同族支配力排除法」の運用……三二九
第三節　「会社証券保有制限令」と財閥商号商標問題……三三九
一　「会社証券保有制限令」の制定……三三九
二　「会社証券保有制限令」の施行……三四九
三　財閥商号商標禁止問題……三五三
第四節　有価証券の処分……三六六
第四章　独占禁止法と集中排除法……三八五
第一節　独占禁止法の制定……三八五
一　「産業秩序法案」……三八五
二　エドワーズ調査団の勧告……三九六
三　「カイム氏試案」……四〇一
四　「独占禁止制度要綱」……四一五

五　独占禁止法の成立……四三〇
第二節　「過度経済力集中排除法」の制定……四五六
一　経済力集中排除法案の策定……四五六
二　アメリカの対日占領政策の変化と集中排除法の審議……四七九
第三節　過度経済力集中排除政策の実施……五〇四
一　適用基準と指定企業の決定……五〇四
二　アメリカ対日占領政策の転換と集中排除政策の転換……五一七
三　集中排除審査委員会の来日と「四原則」の公表……五二四
四　大企業の分割……五三九
第四節　独占禁止法の改正……五七八
付属資料……六〇一

統計表・図目次

〈表〉

表0-1　財閥解体・独占禁止関連司令部指令とその対応措置……四
表0-2　対企業独占禁止関係措置一覧……八
表0-3　対人独占禁止措置一覧……一〇
表0-4　財閥・持株会社の証券保有……一八
表0-5　財閥傘下会社の産業別集計……二三
表0-6　財閥傘下会社の産業別構成……二八
表0-7　三井財閥の構成……二四
表0-8　三菱財閥の構成……二六
表0-9　住友財閥の構成……二八
表0-10　安田財閥の構成……四〇
表0-11　傘下会社の同系持株割合別分布……四四
表0-12　子会社株式主所有者の構成……四八
表0-13　子会社株式の所有者状況……五一
表0-14　投資系列会社株式の所有状況……五三
表0-15　三井財閥の役員兼任関係……七四
表0-16　三菱財閥の役員兼任関係……七五
表0-17　住友財閥の役員兼任関係……七七
表1-1　SCAPIN二四四とエドワーズ報告書の比較……一五九
表2-1　制限会社の内訳……一九一
表2-2　制限会社・準制限会社の許可申請件数……一九六
表2-3　譲受・処分有価証券……二四三
表3-1　三井本社の持株会社整理委員会勘定最終計算書……二六六
表3-2　三菱本社の決算報告書……二六八
表3-3　安田保善社の清算事務報告書……二七〇
表3-4　財閥家族・財閥役員の支配力排除措置一覧……二九七
表3-5　財閥家族の申請一覧……三〇九
表3-6　G項経済関係追放措置内訳……三一二
表3-7　E項関係追放措置内訳……三一四
表3-8　E項・G項経済関係仮指定措置内訳……三一五
表3-9　報道関係追放・仮指定措置内訳……三一六
表3-10　司令部指示の別表指定会社の内訳……三一八
表3-11　日本政府案別表による指定会社の内訳……三二三
表3-12　日本政府案の役員排除措置……三二三
表3-13　「財閥同族支配力排除法」の役員排除措置……三二五
表3-14　「財閥同族支配力排除法」による指定会社の内訳……三二六
表3-15　財閥同籍者内訳……三二九
表3-16　財閥役員経験者内訳……三三九

表3-17　役職辞任の対象となった会社内訳……三三〇
表3-18　財閥関係役員の状況……三三一
表3-19　勅令五六七号による処分の対象株式持分一覧……三五一
表3-20　四財閥の勅令五六七号による株式持分処分……三五三
表3-21　勅令五六七号による株式処分の取得者別内訳……三五三
表3-22　株式の売出方法別処分状況……三七三
表4-1　集中排除法指定企業一覧……五一六
表4-2　B・C級会社への中間措置……五二六
表4-3　集中排除法による措置一覧……五四三
表4-4　企業規模別の判定区分(その一)……五四四
表4-5　企業規模別の判定区分(その二)……五四四
表4-6　集中排除審査委員会の勧告と判定基準……五五一
表4-7　集中排除法指定一八社の手続内容……五五四

〈図〉

図0-1　一〇財閥の構造比較……二〇
図0-2　財閥持株関係……三三
図0-3　四財閥の構造比較……四二
図0-4　傘下会社の持株割合比較……四三
図0-5　子会社の持株割合比較……四六
図0-6　在内投資会社の持株割合比較……四七

独占禁止

序章　占領政策と財閥

第一節　占領期の独占禁止政策

ポツダム宣言を受諾して降服した日本は、連合国による占領下に、政治、経済、社会、文化などさまざまな分野にわたって大きな変革を経験した。財閥解体とよばれる措置は、農地改革、労働解放とならぶ三大経済改革にかぞえられている。私的所有権の絶対性を侵すほどの激しさで財閥解体措置が進められたのは、「軍国主義の永久排除」というポツダム宣言の基本原則のうえに、「経済の非軍事化」が占領政策の主要目標とされ、「民主主義的勢力の助長」がその重要な手段とされたためであった。「非軍国主義化」を政策の正統性の根拠として、連合軍最高司令官は、「産業と銀行の巨大な企業結合」と「巨大な私企業支配集中」を解体させ、その復活を防止する作業を実行したのである。

連合軍最高司令官を事実上指導していたアメリカ合衆国政府は、財閥解体政策あるいは広義の独占禁止政策を、占領初期から具体的な政策体系として構想していたわけではなかったから、その政策展開は、各種の措置を次々に積み上げていく方式となり、体系的に整った姿にはならなかった。また、国際情勢の推移にともなってアメリカ政府の対

表 0-1　財閥解体・独占禁止関連司令部指令とその対応措置[1]

SCAPIN 発出年月日	SCAPIN 番号	SCAPIN 件名	指令内容[2]	対応措置[3]
1945. 9.27	93A/1		9財閥に関する資料提出	
9.30	74	植民地及び外地銀行並びに特別戦時機関の閉鎖	戦時金融金庫，朝鮮銀行，満鉄，東洋拓殖等の閉鎖	外地銀行外国銀行及特別戦時機関ノ閉鎖ニ関スル省令 (10.26) 閉鎖機関令(3.10)
10.20	162	主要な金融機関又は産業会社の解散又は清算	主要金融機関・産業会社の解散・清算の許可制	会社解散制限令(11.24)
10.28	177	特定事業会社の報告	15社及びその子会社に関する資料提出	
10.31	215	特定事業会社の証券類の売却又は移転	特定企業の証券類の取引・移転の許可制	会社解散制限令改正(3.16)
11. 6	244	持株会社の解体	4大財閥本社・家族の動産・不動産の移転禁止 4大財閥本社その他のコンビネーションの解体 私的独占を創設・助成・強化する法令の撤廃 私的独占・国際カルテルへの参加禁止，連鎖的経営陣・法人相互間証券保有除去・防止の法律の制定⇒SCAPIN-1079	会社解散制限令(11.24) 持株会社整理委員会令(4.20) 国家総動員法等廃止(12.20, 12.21) 重要産業団体令廃止(9.28) 国際的協定又ハ国際的契約ノ禁止等ニ関スル勅令(1.23) 独占禁止法(4.14) 事業者団体法(7.29)
11.24	337	戦争利得の除去及財政の再建	財産税，戦時利得税の立法化 政府の戦時補償債務支払の凍結	財産税法(11.12) 戦時補償特別措置法，金融機関再建整備法，企業再建整備法(10.18, 19)
12. 8	408	制限会社の規制	制限会社の資産売却，増資，起債，配当支払の許可制	会社解散制限令改正(3.16) 会社配当等禁止制限令(4.27)→会社利益配当臨時措置法(1947.12.16)
1946. 1. 4	550	好ましくない人物の公職からの除去及び排除	軍国主義者・国家主義者等の公職追放	公職追放令(2.28) 公職追放令改正(1.4)
1.19	625	特定事業会社による報告提出	18社，14家族に関する資料提出	
6. 3	995	若干の家族のなすべき報告	4財閥以外の10財閥家族の動産・不動産の移転の禁止	〔会社解散制限令の適用〕
6. 8	1008	特定会社の事業活動の制限及び報告要求	準制限会社に対する制限会社並の規制	〔事実上の適用〕
7.23	1079	持株会社整理委員会に関する法規	制限会社の所有株式の処分・株式取得の禁止，制限会社の競争制限契約の禁止 財閥家族・その指名した者の証券処分・役職辞任⇒SCAPIN-1363, 6.15文書	会社証券保有制限令(11.25) 持株会社整理委員会令改正(1.7)〔財閥同籍者の証券(一部)処分〕
9.28	1238	制限会社に対する補足規制	制限会社の子会社等の株式（一部）処分，株式取得の禁止，制限会社・子会	会社証券保有制限令(11.25)

表 0-1（つづき）

SCAPIN 発出年月日	SCAPIN 番号	SCAPIN 件名	指令内容	対応措置（1945 1946 1947 1948 1949 1950）
			社等の役員等の株式（一部）処分・株式取得・兼任の禁止，制限会社・子会社等及びその役員等の他社支配契約の禁止	
11. 26	1363	財閥家族の財産の持株会社整理委員会への移転	財閥家族の資産等の処分	持株会社整理委員会令改正(12. 4)
1947. 5. 12		(極東委員会に FEC 230文書提出)[6]	(過度経済力集中の排除)	過度経済力集中排除法(12. 18)
6. 15	(文書)[4]	(財閥関係者の経済界よりの排除)	財閥家族・同籍者・財閥役員の役職辞任・就業禁止	財閥同族支配力排除法(1. 7)
7. 3	1741	商事会社の解散	三井物産・三菱商事の解散，両社役職員の新しい結合の禁止・制限，両社の商号の使用禁止	〔企業再建整備法の適用〕
1948. 7. 29	1923	持株会社及び集中排除指定会社と同一資本関係にある諸会社が共通に使用する商号，社名，商標	財閥の商号・商標の使用禁止	会社証券保有制限令改正(8. 19) 財閥商号の使用禁止令・財閥商標の使用禁止令(1. 21)
11. 6	408/2	制限会社の規制	承継会社の株式処分規制	会社証券保有制限令改正(12. 3)
1949. 7. 9	(ESS メモ)[5]	(電力産業の再編成)	日本発送電及び配電会社解散と再編成	電気事業再編成令(11. 24)
1950. 10. 13	1741/1	商事会社の解散	三井物産・三菱商事元役職員の就業の制限	三井物産・三菱商事旧役職員就業制限令(11. 21)

（注）1)司令部指令（SCAPIN）の発出順に主要な措置を表示した．2)財閥解体・独占禁止に関連する部分を略記した．3)立法措置はその公布年を表示位置で示し，公布月日を（ ）内に示した．4) SCAPIN の形式をとらない非公式な指令．5) 4. に同じ．6)集中排除法制定を促進させた大きな要因として表示した．

通りである。ここでは、独占禁止政策と実質的に関連のある措置も含めて表出した。昭和二〇年九月二七日の九財閥に関する基礎資料の提出を指示する覚書（SCAPIN-九三-A／一）にはじまって、二五年一〇月一三日の三井物産・三菱商事の役職員に対する制限事項の法制化を指示する覚書（SCAPIN-一七四一／一）にいたるまでが、独占禁止政策を促進するための司令部の指令である。表0-1では、必要な措置の新設を指示した基本的な覚書のみを掲げたから、類似の追加的措置を指示する覚書（たとえば、制限会社の追加指定）や指示した措置の廃止を認める覚書などは表出されていない。表0-1を一見して明らかなように、占領期の独占禁止政策は、二〇年秋からはじま

日占領政策が大きく変化したために、独占禁止政策も、その実施過程で当初意図されたところとは異なった方向に進む場合があった。このために、占領期の独占禁止政策は、かなり複雑なかたちで展開される結果になった。

本巻は、占領期の独占禁止政策の主要部分を対象として、その政策形式過程と政策実施過程を検討するが、本論に入るに先立って、占領期独占禁止政策の全体像をスケッチしておくのが便利であろう。占領期独占禁止政策は、連合軍最高司令官の日本政府宛覚書を出発点とし、それに応じて日本政府の行政措置、立法措置がとられるという順序で展開された。そこで、まず、連合軍総司令部が発する覚書の発出順に諸措置の一覧表をつくると表0-1の

表 0-2　対企業独占禁止関係措置一覧

対象＼措置	事業解散	事業再編成	事業全部譲渡・解散許可制	定款改正，増減資，起債，配当許可制	証券等株式の処分（全面的）	証券等株式の処分（制限以上分）	証券等の取得の制限	証券・財産の移転許可制	商号・商標使用規制	その他
4大財閥本社								(制)		
持株会社	(持) または	(持)	(持)		(持)					
500万円以上及び指定会社			(制)							
制限会社（指定会社）			(制)	(制)				(制)		競争制限契約禁止(証)
準制限会社			(制)	(制)				(制)		
制限・従属・関係会社					(証)		(証)		変更許可制(証)	他社支配契約禁止(証)
制限会社発行株式一時所有会社								(制)		
承継会社					(証)		(証)			
三井物産・三菱商事	[SCAPIN]									
物産・商事役員等雇入会社										物産・商事事務所占有禁止[SCAPIN]
過度経済力集中会社		(排)								
財閥系企業									商号変更(証)	
金融業以外の会社					(独)		(独)			
金融業		再建整備(整)				(独)	(独)			
会社全体		再建整備(整)							物産・商事商号・商標禁止[SCAPIN]	独占禁止，国際カルテル禁止(独)
統制団体	[SCPAIN]									
外地金融・開発，内地戦時金融機関	(閉鎖機関令)									
事業者団体										規制（事業者団体法）

（注）1.（制）会社解散制限令　（証）会社証券保有制限令　（持）持株会社整理委員会令　（排）過度経済力集中排除法　（独）独占禁止法　（整）金融機関再建整備法・企業再建整備法．2.　各対象のあいだには重複関係がある．例えば四大財閥本社は持株会社として解散の対象となった．

って二三年夏ころまでほとんどの措置が出揃っている。二三年夏以降、二七年四月の講和条約発効にいたるまでの期間は、おおむね、独占禁止政策の緩和が進められたといってよい。

占領期の独占禁止政策の内容を整理してみると、第一に、財閥あるいは大企業を中心とした企業結合の解体措置群、第二に独占的事業会社の解体あるいは再編成措置群、第三に、企業間のカルテル的結合の解体措置群、第四に、その他の関連措置群の四つに大別することができる。また、それぞれの措置群には、まず当面の独占的状態を排除するための一回的変革措置と、独占的状態の復活再生を防止するための恒久的予防措置とが含まれている。説明の便宜上、はじめに、一回的変革措置と呼べる諸措置の概要を述べ、次に恒久的予防措置について略述することにする。

第一の、財閥と大企業を中心とした企業結合の解体措置群は、その準備段階における予備的措置と、実施段階における本措置とにわかれている。予備的措置は、ひとつは、対象となる可能性が大きい財閥に関する資料の収集であり、もうひとつは、対象となる可能性がある企業と個人の大幅な現状変更を認めず、証券等の移転を制限して、いわば、資産を凍結させて本措置に備えたことである。昭和二〇年一一月の「会社ノ解散ノ制限等ニ関スル勅令」（「会社解散制限令」と略称）と翌二一年三月のその改正によって、いわゆる制限会社に指定された会社、指定された財閥家族は、厳しい制限下に置かれることになり、また、制限会社の発行

禁止措置一覧

	証券等の保有				役職				その他
	証券等の全面処分	所有の制限，限度以上処分	証券等の取得の制限	証券等の移転許可制	役職の辞任	役職就任の制限	役職兼任の禁止	役職兼任の制限	
財閥指定候補者				(制)					
財閥家族	(持)			(持)	(持)	(持)			
財閥同籍者		(持)			(財)	(財)			
財閥役員					(財)				
制限・従属・関係会社名儀人	(証)		(証)				(証)		
制限・従属・関係会社役職員									支配禁止(証)
物産・商事の役員・部長以上									結合禁止(三)
物産・商事従業員集団(百名以上)									結合禁止(三)
制限会社発行証券所有者				(制)					
制限株式等所有者		(独)							
制限以上兼任者					(独)				
証券取得者			(独)						
会社役員・従業員			(独)					(独)	
G・E項該当者					(公)	(公)			
資産所有者									財産税(財産税法)

令．(公)　公職追放令．他は表 0-2 に同じ．

した株式・社債等の所有者は、その売却などを制限されることになった。

企業結合解体の本措置は、企業を対象とした措置と個人を対象とした措置とに分けることができる。表0-2と表0-3は、他の措置も含めて、独占禁止関係措置を、企業を対象とするものと個人を対象とするものとに区分して一覧表化してみたものである。

まず、表0-2に見るように、昭和二一年四月の「持株会社整理委員会令」にもとづいて指定された持株会社のうち、財閥本社にあたるものは、四大財閥から地方財閥にいたるまで、有価証券を持株会社整理委員会に委譲したうえで解散することとなった。財閥本社以外の持株会社は、所有有価証券を持株会社整理委員会に委譲し、子会社にたいする支配関係を廃棄することをまず指示され、さらに、そのうちで独占的事業会社と認められたものは、第二の措置群である事業の再編成を強制された。制限会社

表 0-3　対人独占

	証券等の保有			
	証券等の全面処分	所有の制限，限度以上処分	証券等の取得の制限	証券等の移転許可制
財閥指定候補者				(制)
財閥家族	(持)			(持)
財閥同籍者		(持)		
財閥役員				
制限・従属・関係会社名儀人	(証)		(証)	
制限・従属・関係会社役職員				
物産・商事の役員・部長以上				
物産・商事従業員集団(百名以上)				
制限会社発行証券所有者				(制)
制限株式等所有者		(独)		
制限以上兼任者				
証券取得者			(独)	
会社役員・従業員			(独)	
G・E項該当者				
資産所有者				

(注)　(財)　財閥同族支配力排除法．(三)　三井物産・三菱商事旧役職員就業制限

とその子会社（従属会社）、孫会社（関係会社）は、二一年一一月の「会社の証券保有制限等に関する勅令」（「会社証券保有制限令」と略称）によって、相互に所有する株式を処分し、支配関係を廃棄することを強制された。二二年四月の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（「独占禁止法」と略称）は、恒久的予防措置の中心法であるが、その施行時には、企業間結合を排除する意図から「独占禁止法」によって所有を禁止された株式・社債を保有していた会社にたいして、その処分を強制する一回的変革措置法として機能した。このほか、財閥系企業にたいしては、司令部の内面指導のかたちで、財閥商号・商標使用の中止が勧告され、それに応じて社名変更する会社もあった。このように、企業にたいしては、本社の解体、持株関係の切断、子会社支配関係の廃棄などが強制されて、財閥あるいは大企業を中心とした企業結合の解体がはかられたのである。

財閥あるいは大企業を中心とした企業結合の解体措置群のうちで、個人を対象とする措置は、表0-3に見るように、持株関係の切断と役員就任・兼任の禁止を内容としている。昭和二〇年一一月の持株会社の解体に関する覚書（SCAPIN-二四四）によって、財閥家族の会社役員辞任がただちに実施され、「持株会社整理委員会令」にもとづいて、財閥家族の所有株式等の同委員会への委譲がおこなわれた。財閥家族と戸籍を同じくしている財閥同籍者にたいしては、二三年一月の「財閥同族支配力排除法」と「持株会社整理委員会令」改正によって、役職辞任と証券（所有制限限度以上分）処分が強制された。財閥家族と近い関係にある財閥役員は、「財閥同族支配力排除法」によって、役職辞任を強制された。制限会社・従属会社・関係会社の役員・従業員は、「会社証券保有制限令」によって他社の役員・従業員を兼任することを禁止された。また、「独占禁止法」も、個人の証券保有や会社の役員の兼任を制限したから、施行時に禁止された証券を保有したり、禁止された役職に就いていた個人は、証券処分・役職辞任を強制されることになった。このように、かなり複雑な法的措置によって、財閥あるいは大企業を中心とする企業結合は、資金的紐帯、人的紐帯、制度的紐帯を切断され、解体されたのである。

つぎに、第二の措置群。すなわち、独占的事業会社の解体・再編成の諸措置を見よう。極めてドラスティックに実施されたのは、昭和二二年七月の商事会社の解散に関する覚書（SCAPIN-一七四一）によって指令された三井物産株式会社と三菱商事株式会社の解体であった。両商社の徹底的解体を序曲として、二二年一二月には「過度経済力集中排除法」が制定され、広範囲にわたる大企業の分割・再編成が検討されたが、結局、日本製鉄株式会社など一一社の企業分割、三社の工場・施設処分、四社の所有株式処分が実施されたにとどまった。ただし、「過度経済力集中排除法」による強制的企業分割とは別に、二一年一〇月の「企業再建整備法」にもとづく再編成計画のなかで、企業分割等を実行した会社もある。その理由はさまざまであるが、ひとつには、司令部の内面指導が作用したことが考えられる。司令部は、「過度経済力集中排除法」の制定以前から、大企業の分割を独占禁止政策の重要な一環としていたから、企業再建整備をおこなおうとする企業に、企業分割を非公式に勧告する場合がかなり数多くあったと推定できる。「独占禁止法」が、不当な事業能力の較差の排除措置を規定していたから、司令部の内面指導が、「独占禁止法」を根拠としておこなわれた可能性もある。その実態は確定できないが、公式覚書とそれにもとづく日本政府の正式措置は存在しないままに、事実上、司令部の指導によって進められた独占的事業会社の再編成があったものと思われる。このほか、独占禁止と関連のある事例として、東亜海運株式会社の解散[1]と日本発送電株式会社・九配電会社の解体・再編成がある[2]。

第三の措置群は、カルテル的統制組織の解体の諸措置である。戦時経済統制の進展のなかで、私的カルテルは、統制会・統制会社・統制組合に編成替えされ、主要物資・サービスに関しては、公的統制団体が、生産・配分を管理する体制がつくられていた。司令部は、経済的混乱の発生を回避しながら、これらの統制団体の解体をはかった。昭和二〇年一二月に「国家総動員法」、「戦時緊急措置法」、「軍需会社法」、「輸出入品等臨時措置法」、「石油業法」ほか八事業法など、戦時統制の基本的な諸法が廃止され、翌二一年九月には「重要産業団体令」も廃止されて、戦時経済統制諸団体は、解散あるいは再編にむかった。さらに、二二年三月には「閉鎖機関令」が公布され、戦時経済統制諸団体は、閉鎖機関に指示されて解散し、特殊清算をおこなうこととなった。また、「独占禁止法」によっても、カルテル禁止条項に抵触する諸団体、諸契約の解体・破棄がおこなわれた。

第四の措置群は、直接的に独占禁止を意図したものではないが、結果的には独占禁止効果を持った諸措置である。まず、昭和二〇年一〇月の「外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ノ閉鎖ニ関スル省令」にはじまり、二二年の「閉鎖機関令」で本格的に進められた、外地金融機関・開発機関、内地戦時金融機関等の解散があげられる。存続が許され

れば、戦後の大企業体制の一翼を担う可能性があった企業が、軍国主義的進出に加担したとの理由で解体されたわけである。二一年一〇月の「戦時補償特別措置法」による戦時補償の事実上の打切りと、同年一一月の「財産税法」による個人への財産税賦課とは、大企業と財閥家族の資産力を削減させた点で、独占禁止につながる意義を持っている。前者はそれにともなう企業再建整備を大企業に強制する効果を持った点で、大企業再編成の端緒にもなっている。また後者は、一般的には動産取得の換物運動などで効果が減殺されたとされているが、すでに「会社解散制限令」によって資産処分の自由を奪われていた財閥家族にたいしては、極めて大きな課税効果を発揮したわけである。二一年二月の「公職追放令」にはじまり、翌二二年に経済界におよんだ公職追放措置は、軍国主義者の排除をたてまえとしていたが、結果的には、財閥解体措置を補完する大きな役割を果したといえる。

以上の四群の一回的変革措置の効果を永続させ、財閥の復活、独占の形成を防止するための恒久的予防措置は、「独占禁止法」（昭和二四年一部改正）と昭和二三年六月の「事業者団体令」を主軸としている。このほかに、「会社証券保有制限令」、「財閥同族支配力排除法」のなかに、将来にわたる禁止規定が設けられており、また、とくに、二五年一一月の三井物産・三菱商事旧役職員の就業制限令のように、特別な立法措置が講じられた場合もある。

以上が、占領期の独占禁止政策の概観である。本巻では、大蔵省が関係した措置を中心に、主要措置の検討をおこないたいが、前にあげた第三の措置群と第四の措置群については、検討する余裕がなかった。とりあえず、閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』、公正取引委員会編『独占禁止政策二十年史』、同『独占禁止政策三十年史』、大蔵省財政史室編『昭和財政史――終戦から講和まで』の当該編（第一巻「終戦処理」、第七巻「租税(1)」、第八巻「税務行政」、第一三巻「金融制度」「企業財務」）等の記述で、この欠落は補われるはずである。

(1) 東亜海運株式会社は、昭和一四年八月に、日本・中国間航路、中国沿岸・河川航路に配船していた日本の海運会社等（日本郵船など一一社）が共同出資で設立した会社である。一六年三月に「東亜海運株式会社法」が制定され、同年一一月に資本金一億円の国策会社となった。二一年一〇月に、司令部は、東亜海運を、独占的かつ帝国主義的企業結合（コンビネーション）と判定して、東亜海運株式会社の解散を指令した（SCAPIN-一二四四）。同年一一月に東亜海運株式会社の解散に関する勅令が出され、同社は、ただちに清算に入ったが、二二年五月には、あらためて閉鎖機関に指定され、特殊清算をおこなうことになった。同社の解散は、司令部の記録によれば、商事会社の解散と同様に独占禁止・財閥解体措置の一部として取り扱われている。GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #24, Elimination of Zaibatsu Control, pp. 172-75.

(2) 日本発送電株式会社と九配電会社は、「過度経済力集中排除法」による指定をうけた。しかし、司令部の電気事業の再編成に関する基本方針の決定が遅れ、また、持株会社整理委員会内に、電力事業再編を業務に加えることは不適当との意向があって、措置は未着手のまま過ぎた。結局、昭和二五年一一月の「電気事業再編成令」にもとづいて、翌二六年五月に、公益事業委員会の手で、一〇社の解散と九電力会社の新設という再編成が実施されたのである。

第二節　解体時の財閥

占領期の独占禁止政策が最大の対象とした日本の財閥については、その形成・発展の歴史的過程の研究が、経済史学・経営史学の分野を中心に進められ、数多くの研究成果が蓄積されてきている。本巻では、財閥の史的分析は、それらの研究蓄積に譲り、占領政策が直接の対象としたところの、敗戦後の財閥の現状を、概括的に検討しておく。財閥解体の政策が実施されるなかで、必要に応じて収集された財閥に関する資料が、のちに、持株会社整理委員会によって整理され公刊された。『日本財閥とその解体』本編・資料編（図表別添）がそれで、政策展開の線に沿った資料の整理方法がとられている点で制約はあるが、今日見ることのできる資料としては、もっとも包括的であり整合的なものである。以下、この持株会社整理委員会の公刊資料を中心に、解体時の財閥の状態をスケッチしておこう。なお、財閥の定義をめぐっては、論議があるが、本巻では、占領政策の対象となった限りで、財閥という用語を用いることとする。

一　財閥の規模

まず、最終的に財閥として取り扱われた一〇の資本グループの規模を見よう。[1] 各財閥家族とその系列持株会社が、指定時現在[2]に保有していた有価証券（公債・社債・投資信託受益権・出資証券持分・株式）は、表0-4の通りである。

財閥家族のなかでは、三井一一家（指定者一一名）の保有額が最大で、三億九〇五七万円と、一〇財閥家族合計の三二・五％を占め、住友家（指定者四名）が、三億一四九六万円で第二位になっている。岩崎二家（指定者一一名）は、一億七七三一万円の保有額で、財閥規模にくらべると家族保有が相対的に小さい姿をしめしている。四大財閥にかぞえられる安田家（指定者一〇名）は、三九五九万円で、三井家の約一〇分の一の保有額にすぎず、一〇財閥家族のなかで第八位の地位にある。四大財閥以外では、野村家（指定者四名）の保有額が大きく、七七九〇万円で、以下、中島家（五名）、大倉家（四名）、古河系二家（古河家、中川家各一名）、浅野家（四名）、鮎川家（一名）の順であり、鮎川家の保有額は、四八万円と極端に少ない。鮎川のつくりだしたいわゆる日産コンツェルンは、実質的には、鮎川による財閥家族的支配下にあったわけではないことをしめしている。各財閥家族の保有有価証券の大部分は株式であるが、財閥本社が合名会社の形態をとっている安田と野村の場合には、株式の割合が小さくなっている。

各財閥系持株会社の保有有価証券額では、財閥家族の保有額順位とはかなりのちがいが見られる。三井の第一位は揺がないが、第二位は三菱であり、第三位の住友は、三菱の約二分の一の保有量である。安田は、一〇財閥中の第七位で、三井にくらべると約一一分の一にすぎない。四大財閥以外では、鮎川（日産）の保有額が大きく、以下、古河、浅野、大倉、中島、野村の順である。

財閥家族と系列持株会社の保有額合計では、三井が、二二億一六八一万円で第一位を占め、三菱は一六億三七四五万円、住友は一〇億六二二九万円で、この三財閥は、第四位の鮎川（日産）四億一四九六万円とは格段の規模の大きさをしめしている。安田は二億〇〇〇八万円で、一〇財閥中第八位であり、四大財閥という歴史的な呼称は、資金動員力や財閥家族支配力の強度などの要因は別として、資産規模からすれば、実態にそぐわなくなっていたといえる。第五位は古河で、以下、浅野、大倉、安田、中島、野村の順である。

表 0-4　財閥・持株会社の証券保有

（単位：千円）

	財閥家族			持株会社			合計								
	指定者数	保有有価証券（払込金額）		会社数	保有有価証券（払込金額）		保有有価証券								
		総額	株式		総額	株式	総額	株式							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)=(2)+(5)	(8)=(3)+(6)=(9)+(10)	(9)	(10)	(11)	(12)=(7)+(11)	(13)	(14)	(9)/(15) %	(14)/(15) %	(10)/(8) %
三井	11	390,570	369,522	7	1,826,242	1,665,775	2,216,812	2,035,297	1,793,514	241,783	334,904	2,551,716	2,369,981	2,128,198	3.7	4.4	11.9
三菱	11	177,307	173,496	7	1,460,138	1,331,548	1,637,445	1,505,044	1,341,527	163,519	225,093	1,862,538	1,730,137	1,566,620	2.8	3.2	10.9
住友	4	314,964	308,092	6	747,328	735,663	1,062,292	1,043,755	890,535	153,221	167,442	1,229,734	1,210,947	1,057,727	1.8	2.2	14.7
安田	10	39,591	11,348	3	160,492	158,247	200,083	169,595	164,796	4,800	112,314	312,397	281,834	277,035	0.3	0.6	2.8
四大財閥合計	36	922,432	862,458	23	4,194,200	3,891,233	5,116,632	4,753,691	4,190,372	563,323	839,753	5,956,385	5,592,899		8.7		11.9
鮎川	1	484	458	4	414,477	409,640	414,961	410,098	370,196	39,902	484,247	899,208	894,345	825,257	0.8	1.7	9.7
浅野	4	30,080	29,375	3	201,628	195,660	231,708	225,035	190,964	34,071					0.4		15.1
古河	2	43,710	36,660	2	215,742	211,370	259,452	248,030	231,735	16,295					0.5		6.6
大倉	4	55,746	55,563	2	150,121	144,392	205,867	199,955	157,628	42,327					0.3		21.2
中島	5	71,651	71,625	1	73,414	73,308	145,065	144,933	144,776	156					0.3		0.1
野村	4	77,895	57,811	1	62,757	61,451	140,652	119,262	111,404	7,859					0.2		6.6
六財閥合計	20	279,566	251,492	13	1,118,139	1,095,821	1,397,705	1,347,313	1,206,703	140,610					2.5		11.7
十財閥合計	56	1,201,998	1,113,950	36	5,312,339	4,987,054	6,514,337	6,101,004	5,397,075	703,933					11.2		11.5
その他の持株会社				47	3,804,977	3,339,581	3,804,977	3,339,581	2,141,652	1,197,924					4.4		35.9
総計				83	9,117,316	8,326,635	10,319,314	9,440,585	7,538,727	1,901,857					15.6		20.1

(15)　在内会社株式総額48,239（百万円）　100

（注）1.　財閥家族・持株会社・合計欄は，持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』，286—301ページ「9. 各持株会社 指定者の有価証券種類別保有高表」による．合計欄の株式(8)＝在内会社(9)＋在外会社(10)の1000円位の数値に集計技術上の不突合がある．

2.　参考欄「その他の保有有価証券（払込額）」(11)のうち，三井・三菱・住友・安田の分は，「会社証券保有制限令」によって処分されるべき株式等で，各財閥の指定会社（持株会社以外の制限会社），従属会社，関係会社が保有する在内会社発行の株式等（従属会社・関係会社については，昭和20年12月8日—制限会社の規制に関する覚書が出された日付—以降取得の株式のみ，金融機関については，同一資本系統の会社発行株式のみ）の払込総額である．保有会社は，三井系77社，三菱系33社，住友系19社，安田系25社で，保有会社名は，巻末付属資料19を参照のこと．

参考欄(11)の三井分には32.3万円，住友分には25万円，安田分には7.5万円の出資証券保有額が含まれており，これは，参考欄(12)の総計には含まれているが，参考欄(13)，(14)の株式合計には含まれていない．資料は，前掲書資料編，304—07ページ「10. 四大財閥系会社系統別株式保有高表」．

3.　参考欄(11)の鮎川分は，閉鎖機関に指定された満州投資証券株式会社の保有株式の主要分で，前掲書資料編，383—84ページの「満州投資証券の資本参加，払込額」欄の合計数値である．参考欄(11)には，2918.6万円の在外会社株式が含まれている．

これらの財閥の資産規模を、日本経済全体のなかで相対的に位置づけて理解するのは困難であるが、資産の中心である株式保有額を、全国の会社資本金額合計と比較することはできる。大蔵省主税局の調査によると、昭和二一年三月末の全国会社九万五七七三社の払込資本金総額は、四三七億二三〇〇万円であった。[3] この数値と、財閥保有株式のうちの在内会社発行株式（払込金額）分とを対比させると、一〇財閥保有合計額は、全国会社払込資本金総額の一二・三%を占めることがわかる。最大規模の三井財閥は、全国会社払込資本金総額の四・一%に相当する株式を保有し、三菱財閥は三・一%、住友財閥は二・〇%、安田財閥は〇・四%を保有していたことになる。

この株式保有額は、財閥家族と系列持株会社の保有額であり、指定持株会社以外の系列会社が保有する分は含まれていないから、それぞれの財閥の規模を正確にしめしているわけではない。財閥の傘下会社は、昭和二一年の「会社証券保有制限令」にもとづいて、保有株式等の処分を強制され、持株会社整理委員会に保有株式等の処分計画書を提出し承認を受けねばならなかったから、傘下会社の株式等保有状況は、持株会社整理委員会に捕捉されたわけであり、四大財閥に関しては、前掲公刊書に整理されている。表0-4の参考欄に掲げた数値がそれである。指定持株会社以外の傘下会社保有分を含めると、三井財閥の在内会社発行株式（払込金額）保有額は、二一億二八二〇万円で、全国会社払込資本金額の四・九%相当の規模になる。同様に、三菱財閥は、三・六%、住友財閥は二・四%、安田財閥は〇・六%の規模であった。その他の財閥については判明しないが、鮎川（日産）財閥の場合には、閉鎖機関に指定された満洲投資証券株式会社の保有株式の主要部分が前掲公刊書に記載されているので、表0-4参考欄に掲げた。満洲投資証券保有分を加えると、鮎川（日産）財閥の在内会社発行株式（払込金額）保有額は、全国会社払込資本金額の一・九%に相当する規模になる。

なお、一〇財閥系列の三六持株会社のほかに、四七社が、持株会社に指定されたが、それら四七持株会社の保有する在内会社発行株式（払込金額）は、二一億四一六五万円で、国内会社払込資本金額の四・九%に相当する。「会社証券保有制限令」によって処分対象となった四大財閥系列以外の財閥・持株会社の傘下会社の保有株式は約七億二〇〇〇万円であった[4]から、結局、一〇財閥家族と系列持株会社三六社、その他の持株会社四七社、そしてそれらの傘下会社が保有した在内会社発行株式（払込金額）の合計額は、おおよそ九五億五三〇〇万円、全国会社払込資本金額の二一・八%に及んだのである。これらの保有株式のすべてが処分を強制されたわけではないが、この数字は、財閥・持株会社の解体政策が対象とした範囲の大きさをしめす指標のひとつである。

二　財閥の投資分野

次に、財閥の投資分野を見よう。持株会社整理委員会の整理にしたがって、財閥家族と系列持株会社等が、発行株式の一〇%以上を保有する会社を財閥傘下会社とみなし、それら傘下会社の払込資本金を、産業分類別に集計したのが表0-5である。前掲公刊書の原表では、二つ以上の財閥に重複して含まれている会社が、一〇財閥合計欄等で二重、三重に重複集計されている不備があるのを改めてある。この表は、表注(3)に記したような欠落分を持っているが、大勢をとらえるためには利用できる。

産業分類ごとに、財閥が占める大きさを見るために、持株会社整理委員会は、商工省調査によって、産業別の全国会社払込資本金額を算出している。商工省調査は前に使用した大蔵省主税局調査より調査範囲が狭いので、対象の捕捉率が低く、払込資本金の全国合計額は、三二三億七九五二万円とかなり小さい数値になっている。商工省調査の対象範囲内においては、一〇財閥の在内傘下会社の払込資本金合計は、全国会社合計の三四・一%を占めている。とく

表 0-5　財閥傘下会社の産業別集計

（単位：千円）

財閥別			4大財閥				業種別合計	対全国比		6財閥					業種別合計	対全国比	10財閥業種別計	対全国比	全国合計
内外別	業種別		三井	三菱	住友	安田		%	鮎川	浅野	古河	大倉	中島	野村		%		%	
在内分	金融業	銀行業	148,125	87,675	53,675	193,361	482,836	48.0	—	—	—	—	—	24,750	24,750	2.5	507,586	50.4	1,006,831
		信託業	15,000	7,500	5,000	7,500	35,000	85.4	—	—	—	—	—	—	—	—	35,000	85.4	41,000
		保険業	6,250	64,700	6,750	8,550	86,250	51.2	4,650	—	3,750	6,050	—	900	15,350	9.1	101,600	60.3	168,312
		小計	169,375	159,875	65,425	209,411	604,086	49.7	4,650	—	3,750	6,050	—	25,650	40,100	3.3	644,186	53.0	1,216,143
	重工業	鉱砿業	481,300	274,275	111,150	1,000	864,725	28.2	565,466	42,700	16,400	26,362	13,750	18,750	683,428	22.2	1,540,153	50.2	3,070,750
		金属工業	270,005	185,000	530,200	4,150	989,355	25.8	18,900	339,338	208,883	—	3,730	18,500	589,351	15.4	1,561,906	40.8	3,829,681
		機械器具工業	838,567	1,207,655	638,660	95,183	2,702,265	44.9	760,529	19,618	203,863	143,345	167,400	11,500	1,297,155	21.6	3,858,120	64.1	6,018,598
		造船業	58,125	11,647	1,600	10,000	81,372	5.0	111,750	10,000	—	—	—	—	121,750	7.5	193,122	12.0	1,613,811
		化学工業	566,169	187,455	167,850	9,080	918,804	31.0	101,416	7,200	50,162	48,000	3,400	1,500	211,678	7.1	1,110,322	37.4	2,968,529
		小計	2,214,166	1,866,032	1,449,460	119,413	5,556,521	31.7	1,558,061	418,856	479,308	217,707	188,280	50,250	2,903,362	16.6	8,263,623	47.2	17,501,369
	軽工業	製紙業	4,131	10,980	—	9,000	24,111	4.5	—	—	—	—	1,280	—	1,280	0.2	25,391	4.7	535,144
		窯業	63,496	14,750	11,230	—	89,476	28.4	2,850	83,708	—	—	—	—	86,558	27.4	176,034	55.8	315,486
		繊維工業	125,273	10,900	2,000	85,946	224,119	17.4	—	—	—	500	17,125	900	18,525	1.4	242,644	18.8	1,288,869
		農林，水産，食品業	24,113	6,800	1,322	—	31,635	2.7	78,222	150	—	8,000	5,160	—	91,532	7.7	123,167	10.4	1,182,641
		雑業	56,685	29,600	14,760	22,017	115,382	9.1	21,800	5,000	3,180	25,750	45	26,200	81,975	6.5	197,177	15.6	1,265,722
		小計	273,698	73,030	29,312	116,963	484,723	10.6	102,872	88,858	3,180	34,250	23,610	27,100	279,870	6.1	764,413	16.7	4,587,862
	その他	電力，瓦斯業	—	—	20,000	—	20,000	0.5	1,252	—	—	—	—	—	1,252	0.03	21,252	0.5	3,825,574
		陸運業	18,682	13,254	1,075	12,600	45,461	4.9	5,225	1,400	50	—	—	—	6,675	0.7	52,136	5.6	933,090
		海運業	179,127	399,922	6,525	17,500	598,074	60.3	1,145	4,200	—	1,000	—	—	6,345	0.6	604,419	60.9	992,080
		土地，建物，倉庫業	48,937	40,000	16,680	30,647	136,264	22.7	5,550	14,800	180	9,234	—	10,400	39,984	6.7	162,568	27.1	599,602
		商事，貿易業	157,145	151,400	58,205	3,000	349,590	12.8	24,700	55,795	4,013	45,290	778	52,000	182,576	6.7	517,166	19.0	2,723,796
		小計	403,891	604,576	102,485	63,747	1,149,389	12.7	37,872	76,195	4,243	55,524	778	62,400	236,832	2.6	1,357,541	15.0	9,074,142
	合計		3,061,130	2,703,513	1,646,682	509,534	7,794,719	24.1	1,703,455	583,909	490,481	313,531	212,668	165,400	3,460,164	10.7	11,029,763	34.1	32,379,516
	対全国比率%		9.5	8.3	5.1	1.6	24.1		5.3	1.8	1.5	1.0	0.7	0.5	10.7		34.1		100.0

表 0-5（つづき）　（単位：千円）

財閥別		4大財閥				業種別合計	対全国比		6財閥					業種別合計	対全国比	10財閥業種別合計	対全国比	全国合計
内外別	業種別	三井	三菱	住友	安田			鮎川	浅野	古河	大倉	中島	野村					
在外分	金融業	3,000	—	—	—	3,000		—	—	—	—	—	—	—		3,000		
	重工業	303,223	278,448	254,700	7,000	828,371		81,635	5,000	71,950	8,800	—	—	167,385		948,756		
	軽工業	102,125	42,620	450	—	145,195		3,475	4,500	—	1,200	—	—	9,175		154,370		
	その他	29,143	92,150	—	1,250	107,543		3,100	—	—	96,850	—	—	99,950		207,493		
	合計	437,491	413,218	255,150	8,250	1,084,109		88,210	9,500	71,950	106,850	—	—	276,510		1,313,619		
内外総計		3,498,621	3,116,731	1,921,832	517,784	8,898,828		1,791,665	593,409	562,431	420,381	212,668	165,400	3,736,674		12,363,382		

（注）1.　持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』，468—69ページ「14.　十財閥傘下会社業種別払込資本金調」による．

2.　重複会社（同書，467ページ備考Aにあげられている諸会社と日本化成品（在内分），准南炭砿，朝鮮林業開発，満蒙天産開発（以上3社在外分））については，合計値（4大財閥合計，6財閥合計，10財閥合計）では重複集計のないよう修正した．たとえば，アマゾニア産業（払込資本金100万円）は，三井・三菱・住友・安田のそれぞれの鉱砿業欄に含まれており，原表では4大財閥業種別合計欄と10財閥業種別合計欄に同社分として400万円の払込資本金が算入されているので，本表では合計欄にはアマゾニア産業の払込資本金としては100万円が算入されるよう修正した．また，大日本鉱業（払込資本金450万円）は，住友と浅野のそれぞれの鉱砿業欄に含まれ，したがって，4大財閥業種別合計欄と6財閥業種別合計欄にも重複して含まれ，原表では10財閥業種別合計欄には，同社分として900万円が算入されている．本表では，10財閥業種別合計欄に，大日本鉱業分としては450万円が算入されるよう修正した．つまり，本表では，同一会社が，2以上の財閥に重複して含まれる状態は修正せず，集計値として同一会社が2～4回も重複集計される原表の数値を修正したわけである．

なお，重複会社のうち，浅野と中島に含まれる昭和鉄工については，払込資本金が浅野系では70万円，中島系では28万円として集計されており，また，三井と三菱に含まれる永礼化学工業（在外分）は，三井系では600万円，三菱系では1500万円として集計されており，払込資本金額が確定できないので修正していない．

3.　持株会社整理委員会の原表は，前掲書資料編，344—95ページ「12.　十財閥系統別持株会社の傘下会社株式保有状況明細表」の集計値であるが，「12.」表を，同書資料編，140—281ページ「8.　四大財閥及び其他別株式保有高表」と対照すると欠落分がある．「8.」表には，発行株式総数欄資本金（公称・払込）欄が不詳とされている会社があり，とくに在外会社にそれが多い．「12.」表の「傘下会社」は財閥家族と同系の持株会社・指定会社・従属会社・関係会社の保有株式合計数が，発行株式総数の10%以上となる会社と定義されている（同書資料編例言）．したがって，発行株式総数が不詳の会社については，持株割合は算出不能となり，実際には「傘下会社」であっても，「8.」表には記載されているが，「12.」表には記載されない場合が生ずる．実際の「傘下会社」のなかで，「8.」表では発行総株数・資本金額不詳とされながら，「12.」表には払込資本金額が明記されて記載されている会社もある．「12.」表の作成の際に，「8.」表作成時の調査を補足する追加調査がなされたものと思われるが，追加調査によってもなお数値不詳の実際の「傘下会社」は，「12.」表から欠落することになる．

たとえば，浅野系の場合の傘下在外会社払込資本金合計額は，表0-4の浅野系在外会社株式保有額にくらべて著しく過小である．これは，青島製鉄，満洲日本鋼管，南満洲炉材，間島食糧工業，満州昭和鉄工など「8.」表記載の浅野系会社が「12.」表には記載されていないためであり，日本鋼管株式会社『五十年史』によると，昭和20年時で青島製鉄は資本金（公称か払込かは不詳）5000万円，日本鋼管持株割合50%，日満鋼管は500万円，56%，南満洲炉材は500万円，50%であるから（同書，1008ページ），少なくともこの3社は実際には浅野系の「傘下会社」と判定できる．『五十年史』と「8.」表から，この3社の払込資本金額は，それぞれ5000万円，500万円，250万円，合計5750万円と推定できる．3社分を追加すれば，浅野系傘下在外会社払込資本金額は，6700万円となり，浅野系在外会社株式保有額との極端な不均衡は解消される．

浅野系の場合，在内会社についても，『五十年史』の記載する関連会社，城東製鋼（320万円，30%）鉄鋼証券（1000万円，99%）が，「8.」表で株数，資本金不詳とされ，「12.」表に記載されていない．

このような欠落を全面的に補正する作業は，さしあたり困難なので，本表では，持株会社整理委員会作成の原表を，そのまま使用した．

4.　各財閥の本社は，原則として本表には含まれていない．鮎川のみは，㈱日産（払込資本金1000万円）が，満州投資証券の投資会社として商事・貿易業に含まれている．純粋な持株会社の場合はともかくとして，住友本社のような現業部門を有する持株会社，古河鉱業，富士産業のような現業会社で持株会社機能を持つ会社の取扱いには留意する必要がある．

に、一〇財閥の割合が高いのは、信託業（八五・四％）、機械器具工業（六四・一％）、海運業（六〇・九％）、保険業（六〇・三％）、窯業（五五・八％）などであり、電力ガス（〇・五％）、製紙業（四・七％）、陸運業（五・六％）、農林・水産・食品業（一〇・四％）、繊維工業（一八・八％）などでは、財閥の割合が低い。造船業でも数値は低いが、これは、たとえば三菱重工業は機械器具工業に区分され造船業には含まれていないように、造船専業会社についての比較値であり、日本造船業における財閥の地位をしめすものではない。

傘下会社の規模から見た一〇財閥の相対的位置関係は、在内・在外傘下会社払込資本金額総計では、第一位が三井、第二位が三菱、第三位が住友で、以下、鮎川（日産）、浅野、古河、安田、大倉、中島、野村の順位になっている。しかし、在内傘下会社についての合計額では、三井、三菱につづいて、鮎川（日産）が第三位にあがり、住友は第四位におちる。[5] 企業間の結合力と家族支配力という点では、鮎川（日産）系を財閥と呼ぶのに疑問が残るとして、緩い結合関係にある資本グループとしては、鮎川（日産）系は、国内会社では、住友と競うほどの規模に達していたわけである。国内会社に限ると、安田財閥は、古河財閥よりも大きく、第六位の順位になる。[6]

各財閥ごとの活動分野を見るために、表0－5によって、産業別の傘下会社払込資本金の構成比を算出すると、表0－6が得られる。表0－5、0－6では、財閥間の重複は修正されておらず、たとえば古河系持株会社である古河電気工業が、三菱財閥の傘下会社にも含まれているというような状態にあるから、厳密に、各財閥の企業支配の状況をしめしているわけではない。表0－6は、各財閥の持株率一〇％以上の会社の産業別分布状況をしめすわけで、とりあえず、各財閥の産業別投資構造の概略を知ることができる。

在内傘下会社の構成を見ると、各財閥それぞれ特徴があるが、金融業・重工業・軽工業・その他の四部門区分の構成比の順位をくらべると、およそ、五種のタイプが認められる。第一のタイプは、構成比順位が、重工業→その他→

軽工業→金融業となるもので、三井と大倉がそれである。第二のタイプは、重工業→その他→金融業→軽工業の順位のもので、三菱、住友、古河がそれである。第三のタイプは、重工業→軽工業→その他（→金融業）の順位のもので、金融業部門は存在しても微小な数値にすぎないタイプで、鮎川、浅野、中島がそれである。第四は、金融業→重工業→軽工業→その他の順位の安田独特のタイプで、第五も、野村独特の、その他→重工業→軽工業→金融業というタイプである。

また、金融業部門に商事・貿易業を加えた純粋な流通部門の構成比の大小と、重工業と軽工業を合計した鉱砿業・製造工業部門のなかの重工業の割合の大小との二つの基準によって一〇財閥の構造を比較すると、図0－1のような相対的な関係が浮びあがる。一〇財閥のうちで、安田と野村の二財閥は、他とははっきり異なった構造で、流通部門比が大きくかつ重工業比が小さいという特徴をしめしている。二財閥の差異は、前の構成順位によるタイプ差の通り、安田が銀行の、野村が商事のウェイトが高いという点である。他の八財閥について、相対的な構造差を見るために、流通部門比一〇％、重工業比九〇％のところで区画を設けると、図0－1にⅠ～Ⅳの四つの区画ができる。前の構成順位タイプ第一の三井と大倉は、図のⅣ区画に位置し、相対的に流通部門比大・重工業比小という特徴をしめすことになる。構成順位タイプ第二の三菱・住友・古河は、いずれも重工業比が大きい特徴をしめすが、三菱は、流通部門比が相対的に大きく、図のⅠ区画に位置し、住友・古河は流通部門比が小さいⅡ区画に位置する。構成順位タイプ第三の三財閥は、Ⅱ区画とⅢ区画に位置しているが、このうちで、中島は、本社的持株会社であり重工業会社でもある富士産業を含めて考えると重工業比は九一％になり、Ⅱ区画に入ることになる。また浅野については、表0－3注(3)の欠落分を補うと、流通部門構成比は一一・〇％になり、図のⅣ区画に位置することになる。そこで、タイプ第三の鮎川・中島は、流通部門比小、重工業比大、浅野は、流通部門比大、重工業比小の特徴を持っているといえる。結

表 0-6　財閥傘下会社の産業別構成

内外別	業種別		三井 社数	三井 構成比	三菱 社数	三菱 構成比	住友 社数	住友 構成比	安田 社数	安田 構成比	鮎川 社数	鮎川 構成比	浅野 社数	浅野 構成比	古河 社数	古河 構成比	大倉 社数	大倉 構成比	中島 社数	中島 構成比	野村 社数	野村 構成比
在内分	金融業	銀行業	1	4.84	1	3.24	1	3.26	5	37.95	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	14.96
		信託業	1	0.49	1	0.28	1	0.30	1	1.47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		保険業	2	0.20	2	2.39	2	0.41	2	1.68	2	0.27	—	—	1	0.76	1	1.93	—	—	1	0.54
		小計	4	5.53	4	5.91	4	3.97	8	41.10	2	0.27	—	—	1	0.76	1	1.93	—	—	2	15.51
	重工業	鉱砿業	13	15.72	6	10.15	11	6.75	1	0.20	16	33.20	6	7.31	4	3.34	4	8.41	2	6.47	2	11.34
		金属工業	14	8.82	8	6.84	15	33.20	2	0.81	4	1.11	6	58.11	10	42.59	—	—	3	1.75	3	11.19
		機械器具工業	57	27.39	47	44.67	46	38.78	28	18.68	58	44.65	13	3.36	15	41.56	10	45.72	50	78.71	2	6.95
		造船業	5	1.90	6	0.43	1	0.10	1	1.96	2	6.56	1	1.71	—	—	—	—	—	—	—	—
		化学工業	26	18.50	18	6.93	10	10.19	4	1.78	19	5.95	3	1.23	4	10.23	3	15.31	2	1.60	1	0.91
		小計	115	72.33	85	69.02	83	88.02	36	23.44	99	91.46	29	71.73	33	97.72	17	69.44	57	88.53	8	30.38
	軽工業	製紙業	1	0.13	1	0.41	—	—	1	1.77	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.60	—	—
		窯業	7	2.07	4	0.55	3	0.68	—	—	2	0.17	3	14.34	—	—	—	—	—	—	—	—
		繊維工業	5	4.09	2	0.40	1	0.12	1	16.87	—	—	—	—	—	—	1	0.16	4	8.05	1	0.54
		農林，水産，食品等	14	0.79	6	0.25	3	0.08	—	—	7	4.59	1	0.03	—	—	2	2.55	2	2.43	—	—
		雑業	19	1.85	11	1.09	7	0.90	3	4.32	6	1.28	4	0.86	2	0.65	4	8.21	1	0.02	4	15.84
		小計	46	8.94	24	2.70	14	1.78	5	22.95	15	6.04	8	15.22	2	0.65	7	10.92	8	11.10	5	16.38
	その他	電力ガス業	—	—	—	—	1	1.21	—	—	2	0.07	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		陸運業	7	0.61	6	0.49	2	0.07	2	2.47	5	0.31	2	0.24	1	0.01	—	—	—	—	—	—
		海運業	13	5.85	18	14.79	3	0.40	1	3.43	3	0.07	1	0.72	—	—	1	0.32	—	—	—	—
		土地，建物，倉庫業	5	1.60	4	1.48	3	1.01	3	6.01	4	0.33	3	2.53	1	0.04	7	2.95	—	—	1	6.29
		商事，貿易業	22	5.13	16	5.60	8	3.53	1	0.59	8	1.45	13	9.56	3	0.82	10	14.45	3	0.37	3	31.44
		小計	47	13.19	44	22.36	17	6.22	7	12.51	22	2.22	19	13.05	5	0.86	18	17.71	3	0.37	4	37.73
	合計		212	100.00	157	100.00	118	100.00	56	100.00	138	100.00	56	100.00	41	100.00	43	100.00	68	100.00	19	100.00
	(重複分)		(18)	(2.77)	(17)	(6.21)	(20)	(6.75)	(6)	(15.14)	(9)	(1.12)	(3)	(4.80)	(13)	(30.67)	(2)	(11.16)	(2)	(5.17)	(—)	(—)
在外分	金融業		1	0.69	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	重工業		26	69.31	23	67.39	15	99.82	2	84.85	27	92.55	1	52.63	8	100.00	2	8.24	—	—	—	—
	軽工業		19	23.34	11	10.31	1	0.18	—	—	4	3.94	1	47.37	—	—	2	1.12	—	—	—	—
	その他		15	6.66	18	22.30	—	—	1	15.15	3	3.51	—	—	—	—	5	90.64	—	—	—	—
	合計		61	100.00	52	100.00	16	100.00	3	100.00	34	100.00	2	100.00	8	100.00	9	100.00	—	—	—	—
	(重複分)		(3)	(6.86)	(3)	(7.26)	(4)	(18.42)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(4)	(65.32)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
内外総計			273		209		134		59		172		58		49		52		68		19	
(重複分)			(21)		(20)		(24)		(6)		(9)		(3)		(17)		(2)		(2)		(—)	

(注)　持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』，420—43ページによる．

社数は，各財閥系持株会社の投資対象会社の合計で，財閥内の重複は除去されているが，財閥間の重複は含まれている．財閥間の重複については，在内分合計欄と在外分合計欄の下の（重複分）欄に，重複集計されている会社数とそれらの会社の払込資本金合計額の各財閥投資対象会社払込資本金合計額に対する割合（百分比）をしめしておいた．ただし，浅野と中島に含まれる昭和鉄工，三井と三菱に含まれる永礼化学工業（在外会社）については，払込資本金が確認できないので（重複分）欄には記載していない．

構成比欄は，各財閥の投資対象会社の払込資本金合計（在内・在外別）を100とする構成比である．

図 0-1　10財閥の構造比較

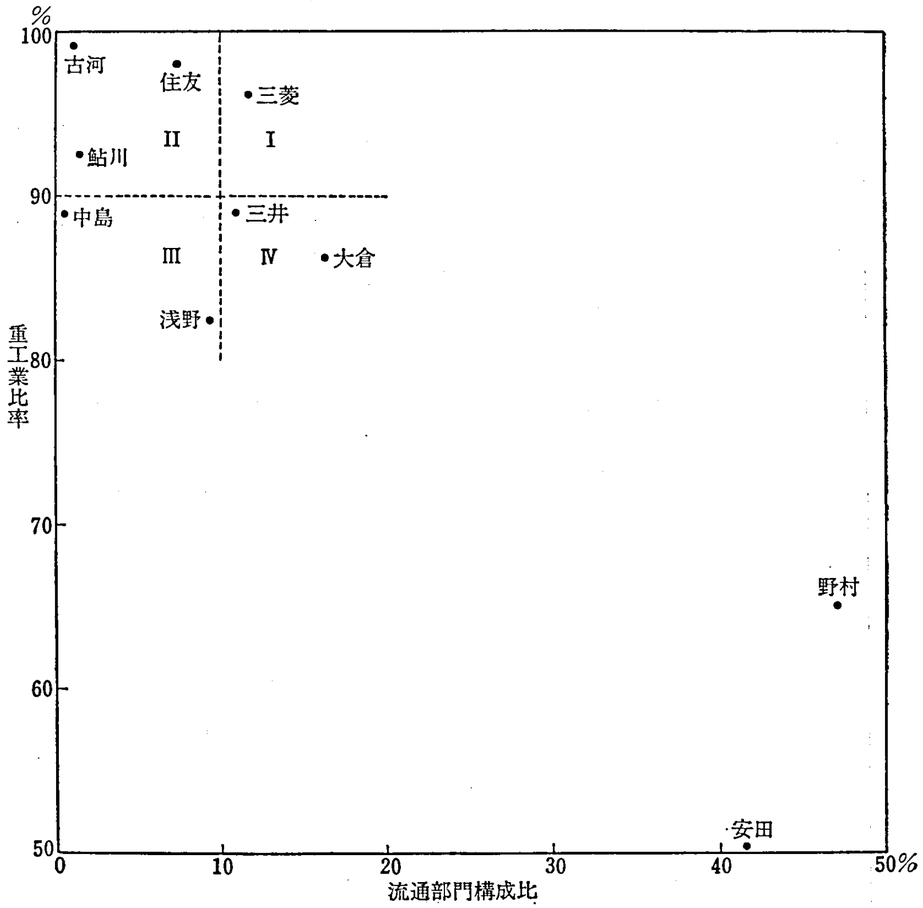

(注)　流通部門構成比は，表 0-6 の金融業構成比小計にその他欄の商事・貿易業構成比を加えた数値.
重工業比率は，表 0-5 の重工業小計と軽工業小計の合計値を 100 とする場合の重工業小計の比率.
いずれも，在内会社についての数値.

局、図のⅠ区画に一財閥、Ⅱ区画に四財閥、Ⅳ区画に三財閥（区画をひろげて適用すれば、安田・野村も含まれて五財閥）が位置することになり、大きく考えれば、流通部門比大・重工業比小と流通部門比小・重工業比大の二つの類型、あるいは、安田・野村を別類型として三つの類型を認めることができる。別の見方をすれば、流通部門構成比が大きい財閥は、重工業比が小さいという傾向が認められそうである。

次に、在外会社について見ると、前掲表0－4の各財閥の株式保有の内訳から、在外投資の相対的規模が比較できる。在外会社発行株式保有額（財閥家族・系列持株会社分）が最も大きいのは三井財閥であり、二億四〇〇〇万円を越える規模をしめし、三菱・住友が、一億五～六千万円でそれに続く。第四位からは規模は小さくなり、大倉、鮎川（日産）、浅野の順で、三～四千万円の保有額であり、第七位の古河以下はさらに小さくなって、野村、安田、中島の順になる。各財閥ごとに株式保有額中の在外会社株式割合を計算すると、大倉が二一・二%と最高の対外投資率をしめし、つぎが、浅野で一五・一%、住友が一四・七%、以下、三井一一・九%、三菱一〇・九%、鮎川（日産）九・七%と続き、古河、野村は六・六%、安田二・八%、中島〇・一%となる。

各財閥の持株率一〇%以上の在外傘下会社の産業別集計は表0－5の通りであるが、表注(3)のような欠落分が、特に在外会社については多いと思われるので、あまり厳密には比較検討はできない。全般に、重工業部門が大きいなかで、三井財閥の軽工業部門の割合が相対的に大きいこと、大倉財閥のその他（商事）部門が大きいことなどが目立つ。大倉財閥の場合は、大倉事業㈱が海外事業を統轄する体制をとっていたが、大倉事業傘下の会社が表0－5に含まれないために、商事部門が特に大きくあらわれている。

三　四大財閥の構造

財閥が、傘下会社を支配していた状況を三井・三菱・住友・安田の四大財閥に対象を限定してやや詳しく検討しよう。財閥の持株関係を、財閥解体措置に応じた区分によって概念図化すると、図0-2のようになる。一般株主は別として、支配構造を問題とする際に登場する株式(持分)の所有主体には、(イ)財閥家族、(ロ)持株会社の指定をうけた会社(財閥本社を含む)、(ハ)「会社証券保有制限令」の対象となった会社(制限会社・従属会社・関係会社)、(ニ)その他の会社の四種がある。[7] この四種の株式(持分)所有主体が、(ロ)、(ハ)、(ニ)の発行株式(持分)を所有する関係が検討されねばならない。ところで、持株会社整理委員会の公刊資料は、図0-2の実線の持株関係、つまり、財閥家族と持株会社が所有主体である株式については、一〇財閥・八三持株会社に関して、在内在外会社株式すべてを含むデータを提供してくれるが、図0-2点線の持株関係、つまり、「会社証券保有制限令」対象会社が所有主体である株式については、四大財閥に関する在内会社発行株式のデータのみを記載しており、また、図0-2鎖線の持株関係、つまり、(ロ)、(ハ)以外の会社が所有主体である株式については、なんのデータも記載していない。鎖線の持株関係は不明のまま除外するとして、実線と点線の持株関係に関するデータを活用して、財閥の持株支配関係が分析できるのは、四財閥に限られる次第である。[8]

まず、四財閥の主要会社について、持株状況を整理し、一覧表(付属資料二〇)を作成した。各財閥が、「直系会社」、「関係会社」などそれぞれの名称で認定した子会社のすべてと、各財閥系の所有株式合計が発行総株式数の一〇%を超える投資系列会社のうち、払込資本金が五〇〇万円以上の会社を対象とした(詳細は表注参照)。

図 0-2　財閥持株関係

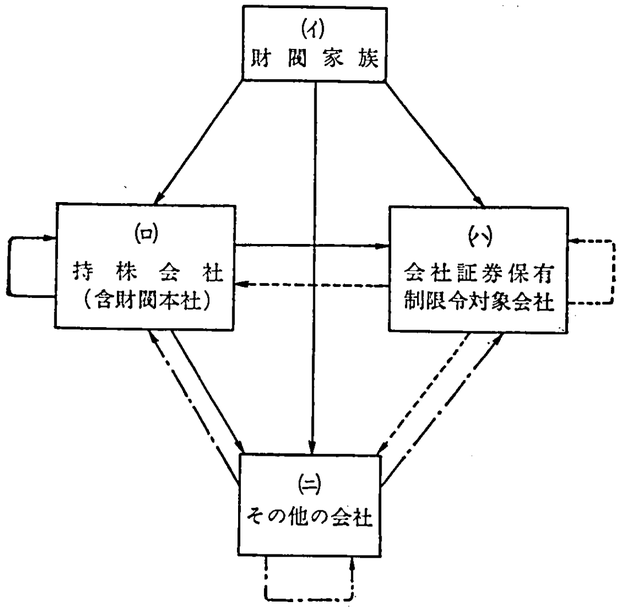

(1)　産業部門別構造

はじめに、この一覧表によって、各財閥の子会社・投資系列会社の産業別配置を見ると、表0-7、0-8、0-9、0-10の通りである。これら四表の対象会社の範囲が前掲表0-5と異なる点は、①払込資本金五〇〇万円未満の会社を含まない、②他財閥の子会社を含まない、③「会社証券保有制限令」の対象会社の投資系列会社を含む、の三点であり、集計上では、複数の財閥が一〇%以上の株式を持つ重複投資系列会社を別掲数値とし、各財閥の単独支配系列会社について構成比を算出した。大勢においては、前に表0-5、0-6で検討した結果と変わりないが、やや細かい特徴づけができる。

表0-7によって三井財閥をみると、傘下一〇一社(重複会社は含まない数値、以下同じ)の払込資本金総額は三四億九五九二万円で、これに三井本社を加えると、三井財閥主要会社の払込資本金合計は、三八億九六〇〇万円になる。傘下会社のうち、直系一〇社、準直系一二社の合計二二子会社の払込資本金構成比は、二九・二%で投資系列会社七九社が七〇・八%を占めている。投資系列会社の比重が大きいのは、他の三財閥にくらべたときの三井財閥の際立った特徴である。産業業種別にみると、金融業では、帝国銀行が直系子会社とされていないので子会社の構成比が低く出ている。重工業・軽工業部門では、子会社の重工業比率(重工業・軽工業払込資本金合計にたいする重工業

払込資本金の割合）が八五・一％なのにくらべて、投資系列会社のそれは九〇・〇％で、投資系列会社は相対的に重工業に力点が置かれた配置になっている。その他の部門では、子会社における構成比が大きいのが目立つ。子会社と投資系列会社の合計値では、業種別構成比は、重工業→その他→軽工業→金融業の順で前出のタイプ第一であるが、投資系列会社のみでは、重工業→軽工業→その他→金融業の順で前出のタイプ第三に近い。純粋な流通部門（金融部門とその他部門の商業・貿易業の合計）の構成比は、子会社一二・四％、投資系列会社七・〇％であり、これと重工業比

表 0-7　三井財閥の構成

（単位：万円）

業種別		直系・準直系会社			投資系列会社			（在内投資系列会社）			合計		
		社数	払込資本金	構成比	社数	払込資本金	構成比	社数	払込資本金	構成比	社数	払込資本金	構成比
				%			%			%			%
金融業	銀行業				1	14,812.5	5.98	1	14,812.5	6.73	1	14,812.5	4.23
	信託業	1	1,500	1.47							1	1,500	0.42
	保険業	2	625	0.61							2	625	0.17
	小計	3	2,125	2.08	1	14,812.5	5.98	1	14,812.5	6.73	4	16,937.5	4.84
重工業	鉱砿業	1	30,000	29.38	8	19,809.8	8.00	4	16,600	7.54	9	49,809.8	14.24
	金属工業	1	4,500	4.41	6	26,546	10.72	6	26,546	12.06	7	31,046	8.88
	機械器具工業	2	11,700	11.46	18	77,994.25	31.51	16	76,994.25	35.00	20	89,694.25	25.65
	造船業	2	5,500	5.39	1	4,000	1.61	1	4,000	1.81	3	9,500	2.71
	化学工業	3	16,950	16.60	19	63,931.9	25.83	15	49,281.9	22.40		80,881.9	23.13
	小計	9	68,650	67.22	52	192,281.95	77.70	42	173,422.15	78.83	61	260,931.95	74.63
軽工業	製紙業												
	窯業				3	7,216.9	2.91	2	6,216.9	2.82	3	7,216.9	2.06
	繊維工業	2	6,403.1	6.27	4	7,834.2	3.16	2	5,924.2	6.69	6	14,237.3	4.07
	農林・水産・食品業	1	1,600	1.57							1	1,600	0.45
	雑業	2	4,045	3.96	5	6,319	2.55	1	600	0.27	7	10,364	2.96
	小計	5	12,048.1	11.80	12	21,370.1	8.63	5	12,741.1	5.79	17	33,418.2	9.55
その他	電力・ガス業				1	1,350	0.54	1	1,350	0.61	1	1,350	0.38
	陸運業				3	1,810	0.73	3	1,810	0.82	3	1,810	0.51
	海運業	1	7,000	6.85	8	10,342.2	4.17	8	10,342.2	4.70	9	17,342.2	4.96
	土地・建物・倉庫業	2	1,750	1.71	1	3,000	1.21	1	3,000	1.36	3	4,750	1.35
	商事・貿易業	2	10,552.5	10.33	1	2,500	1.01	1	2,500	1.13	3	13,052.5	3.73
	小計	5	19,302.5	18.90	14	19,002.2	7.67	14	19,002.2	8.63	19	38,304.7	10.95
合計		22	102,125.6	100.00	79	247,466.75	100.00	62	219,977.95	100.00	101	349,592.35	100.00
重複会社					13	10,620		9	7,020		13	10,620	
総計					92	258,086.75		71	226,997.95		114	360,212.35	

（注）1.　付属資料20—(1)より作成.
　　2.　（在内投資系列会社）の数値は，投資系列会社の数値の内数.

率によって前掲図0-1のうえにプロットすれば、子会社はⅣ区画に位置するが、投資系列会社はⅡ区画とⅢ区画の境に位置することになる。三井の投資系列会社の構造は、中島系や鮎川(日産)系の構造に近いといってよかろう。

三菱財閥の構成は、表0-8にしめされている。傘下九〇社の払込資本金合計は二八億三九一九万円、三菱本社を加えると、三〇億七九一九万円の規模になる。分系一一社、関係一六社、合計二七子会社が払込資本金合計の六八・三%を占め、投資系列会社（六三社）は三一・七%で、三井財閥とは異なって、子会社の比重が高い。産業業種別で

表 0-8　三菱財閥の構成

（単位：万円）

業種別		分系・関係会社			投資系列会社			（在内投資系列会社）			合計		
		社数	払込資本金	構成比	社数	払込資本金	構成比	社数	払込資本金	構成比	社数	払込資本金	構成比
				%			%			%			%
金融業	銀行業	1	8,767.5	4.52							1	8,767.5	3.09
	信託業	1	750	0.39							1	750	0.26
	保険業	2	6,470	3.33	1	1,300	1.45	1	1,300	2.11	3	7,770	2.74
	小計	4	15,987.5	8.24	1	1,300	1.45	1	1,300	2.11	5	17,287.5	6.09
重工業	鉱砿業	2	29,712.5	15.32	7	13,100	14.57	2	1,800	2.93	9	42,812.5	15.08
	金属工業	5	18,025	9.29	2	1,000	1.11	2	1,000	1.63	7	19,025	6.70
	機械器具工業	5	96,050	49.51	15	17,045	18.96	13	13,945	22.68	20	113,095	39.83
	造船業				1	500	0.56				1	500	0.18
	化学工業	2	12,579	6.48	6	5,975	6.65	2	1,700	2.76	8	18,554	6.53
	小計	14	156,366.5	80.60	31	27,610	41.84	19	18,445	30.00	45	193,986.5	68.32
軽工業	製紙業				1	1,098	1.22	1	1,098	1.79	1	1,098	0.39
	窯業												
	繊維工業				2	2,000	2.22	1	1,000	1.63	2	2,000	0.70
	農林・水産・食品業	1	760	0.39	1	700	0.78				2	1,460	0.51
	雑業				3	2,700	3.00	2	1,700	2.76	3	2,700	0.95
	小計	1			7	6,498	7.23	4	3,798	6.18	8	7,258	2.56
その他	電力・ガス業												
	陸運業				2	2,200	2.45	1	1,000	1.63	2	2,200	0.77
	海運業	1	7,000	3.61	15	36,467.18	40.56	13	33,842.18	55.04	16	43,467.18	15.31
	土地・建物・倉庫業	4	3,395	1.75	2	1,550	1.72	2	1,550	2.52	6	4,945	1.74
	商事・貿易業	3	10,500	5.41	5	4,275	4.75	2	1,550	2.52	8	14,775	5.20
	小計	8	20,895	10.77	24	44,492.18	49.49	18	37,942.18	61.71	32	65,387.18	23.03
合計		27	194,009	100.00	63	89,910.18	100.00	42	61,485.18	100.00	90	283,919.18	100.00
重複会社					11	12,900		7	8,400		11	12,900	
総計					74	102,810.18		49	69,885.18		101	296,819.18	

（注）1.　付属資料20—(2)より作成.
2.　（在内投資系列会社）の数値は，投資系列会社の数値の内数.

は、子会社の重工業比が九九・五%と高いのにたいして、投資系列会社のそれは八五・三%と低く、投資系列会社に軽工業部門をかかえる構造をしめしている。日本郵船が分系・関係会社とされていないし、同社の海運子会社が多いので、投資系列会社の海運業部門は構成比が極めて大きくなっている。このため、投資系列会社のみでは、構成比順位がその他→重工業→軽工業→金融業となっている。純粋な流通部門構成比は、子会社一三・七%、投資系列会社六・二%で、重工業比とあわせて、前掲図0-1上にプロットすれば、子会社はI区画に位置するが、投資系列会社は

（単位：万円）

（在内投資系列会社）			合計		
社数	払込資本金	構成比	社数	払込資本金	構成比
		%			%
			1	5,367.5	3.20
			1	500	0.30
			2	675	0.40
			4	6,542.5	3.90
1	1,000	2.45	7	11,570	6.90
6	7,630	18.68	12	69,105	41.22
17	26,094	63.88	22	55,035.5	32.82
4	5,125	12.55	5	15,200	9.07
28	39,849	97.55	46	150,910.5	90.01
			1	775	0.46
1	500	1.22	1	500	0.30
1	500	1.22	2	1,275	0.76
			2	2,540	1.51
1	500	1.22	1	500	0.30
			1	1,500	0.89
			2	4,400	2.62
1	500	1.22	6	8,940	5.33
30	40,849	100.00	58	167,668	100.00
9	8,870		13	13,570	
39	49,719		71	181,238	

表 0-9　住友財閥の構成

業種別		連繋・関係・特殊関係会社			投資系列会社		
		社数	払込資本金	構成比	社数	払込資本金	構成比
				%			%
金融業	銀行業	1	5,367.5	4.32			
	信託業	1	500	0.40			
	保険業	2	675	0.54			
	小計	4	6,542.5	5.27			
重工業	鉱砿業	5	9,070	7.31	2	2,500	5.74
	金属工業	5	60,875	49.05	7	8,230	18.90
	機械器具工業	4	28,341.5	22.83	18	26,694	61.30
	造船業						
	化学工業	1	10,075	8.12	4	5,125	11.77
	小計	15	108,361.5	87.30	31	42,549	97.70
軽工業	製紙業						
	窯業	1	775	0.62			
	繊維工業						
	農林・水産・食品業						
	雑業				1	500	1.15
	小計	1	775	0.62	1	500	1.15
その他	電力・ガス業	2	2,540	2.05			
	陸運業						
	海運業				1	500	1.15
	土地・建物・倉庫業	1	1,500	1.21			
	商事・貿易業	2	4,400	3.54			
	小計	5	8,440	6.80	1	500	1.15
合計		25	124,119	100.00	33	43,549	100.00
重複会社					13	13,570	
総計					46	57,119	

（注）1.　付属資料20—(3)より作成.
2.　（在内投資系列会社）の数値は，投資系列会社の数値の内数.
3.　特殊関係会社の大日本鉱業は，浅野系の持株が10.2%で，重複会社でもあるが，安田の子会社であることは明白なので，重複会社としないで集計した.

Ⅳ区画に位置することになる。つまり、子会社は、相対的に流通部門比大・重工業比大の特徴をしめし、投資系列会社は流通部門比小、重工業比小の特徴を持っており、いわば、相互補完的な構造になっているとみることができる。

住友財閥の姿を表0－9で見ると、傘下五八社の払込資本金合計は一六億七六六八万円で、住友本社を加えて一九億〇一六八万円の規模である。連繋一五社、関係六社、特殊関係四社、合計二五子会社の払込資本構成比は七四・〇%、投資系列会社（三三社）は二六・〇%で、四財閥のうちでもっとも子会社の比重が高い。投資系列会社三三社のうちで三一社、払込資本金合計の九七・七%までが重工業部門であり、住友財閥の場合は、子会社の流通部門比小、重工業比大の特徴が、投資系列会社についても、一層強調されたかたちであらわれている。前掲図0－1にプロットするならば、子会社も投資系列会社もともにⅡ区画に位置することになる。

安田財閥は、表0－10のようになる。傘下二八社の払込資本金合計は四億六二九九万円で、安田保善社を加えると四億九二九九万円の規模である。三財閥にくらべると規模はかなり小さい。関係二〇社が、払込資本金合計の六六・一%、投資系列会社（八社）が三三・九%の構成で、投資系列会社は、すべて在内会社である。投資系列会社は、銀行

表 0-10 安田財閥の構成

（単位：万円）

業種別		関係会社			投資系列会社			合計		
		社数	払込資本金	構成比	社数	払込資本金	構成比	社数	払込資本金	構成比
				%			%			%
金融業	銀行業	3	11,378.7	37.20	2	7,957.4	50.66	5	19,336.1	41.76
	信託業	1	750	2.45				1	750	1.62
	保険業	3	1,325	4.33				3	1,325	2.86
	小計	7	13,453.7	43.98	2	7,957.4	50.66	9	21,411.1	46.25
重工業	鉱砿業									
	金属工業	1	500	1.63				1	500	1.08
	機械器具工業	4	1,650	5.39	4	6,460	41.13	8	8,110	17.52
	造船業									
	化学工業				1	500	3.18	1	500	1.08
	小計	5	2,150	7.03	5	6,960	44.31	10	9,100	19.65
軽工業	製紙業	1	900	2.94				1	900	1.94
	窯業									
	繊維工業	1	8,594.6	28.09				1	8,594.6	18.56
	農林・水産・食品業									
	雑業	1	1,433.7	4.69				1	1,433.7	3.10
	小計	3	11.928.3	35.72				3	10,928.3	23.60
その他	電力・ガス業									
	陸運業	1	470	1.54	1	790	5.03	2	1,260	2.72
	海運業	1	1,750	5.72				1	1,750	3.78
	土地・建物・倉庫業	3	1,839.7	6.01				3	1,839.7	3.97
	商事・貿易業									
	小計	5	4,059.7	13.27	1	790	5.03	6	4,849.7	10.47
合計		20	30,591.7	100.00	8	15,707.4	100.00	28	46,299.1	100.00
重複会社					4	3,850		4	3,850	
総計					12	19,557.4		32	50,149.1	

（注）1. 付属資料20—(4)より作成.
2. 投資系列会社は，すべて在内会社である.

図 0-3　4財閥の構造比較

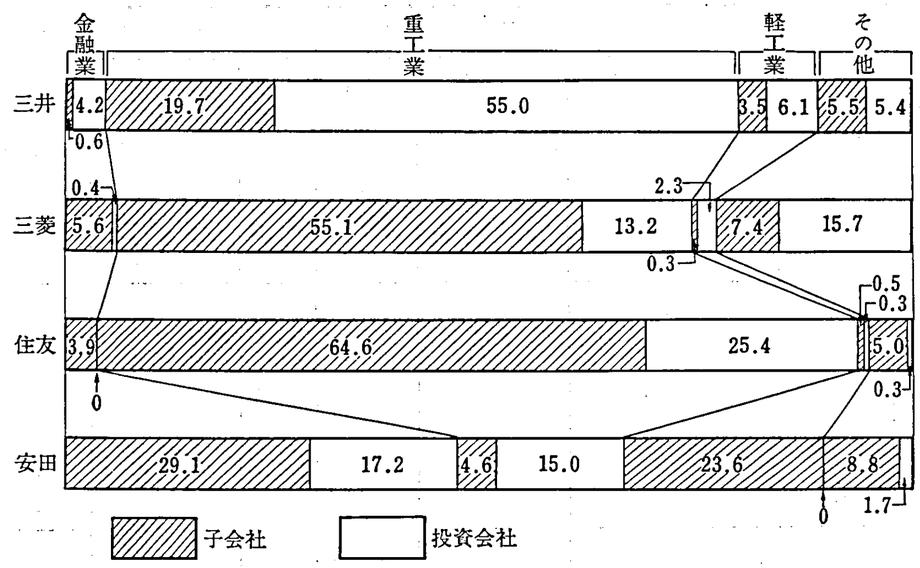

（注）　表 0-7，0-8，0-9，0-10 により作成．
子会社・投資系列会社払込資本金合計を 100 とする構成比．

業と重工業が大部分であり、子会社の金融部門構成比大という特徴を安田系全体として一層強め、また、子会社の重工業比の低さを安田全体としてはかなり高める役割をはたしている。前掲図0－1にプロットすると、子会社はⅣ区画に、投資系列会社はⅠ区画に位置づけられるわけである。

産業業種別構成から見た四財閥の構造は、子会社・投資系列会社合計では、前に図0－1で検出したところと大差ない。しかし、子会社、投資系列会社を分けてみると、以上のように、それぞれ構造が異なる。子会社と投資系列会社の関係は、三井では全面補完型（子会社は流通部門比大・重工業比小、投資系列会社は流通部門比小・重工業比大、前掲図0－1を用いて表現すれば、Ⅳ区画↕Ⅱ区画型）、三菱でも全面補完型（同様に表現すればⅠ区画↕Ⅲ区画型）、住友では全面強化型（Ⅱ区画↑Ⅱ区画型）、安田では一面補完一面強化型（Ⅳ区画↕↑Ⅰ区画型）となっている。

このような関係を別の角度から数量的に把握するために、子会社・投資系列会社払込資本金合計を一〇〇として

図 0-4　傘下会社の持株割合比較

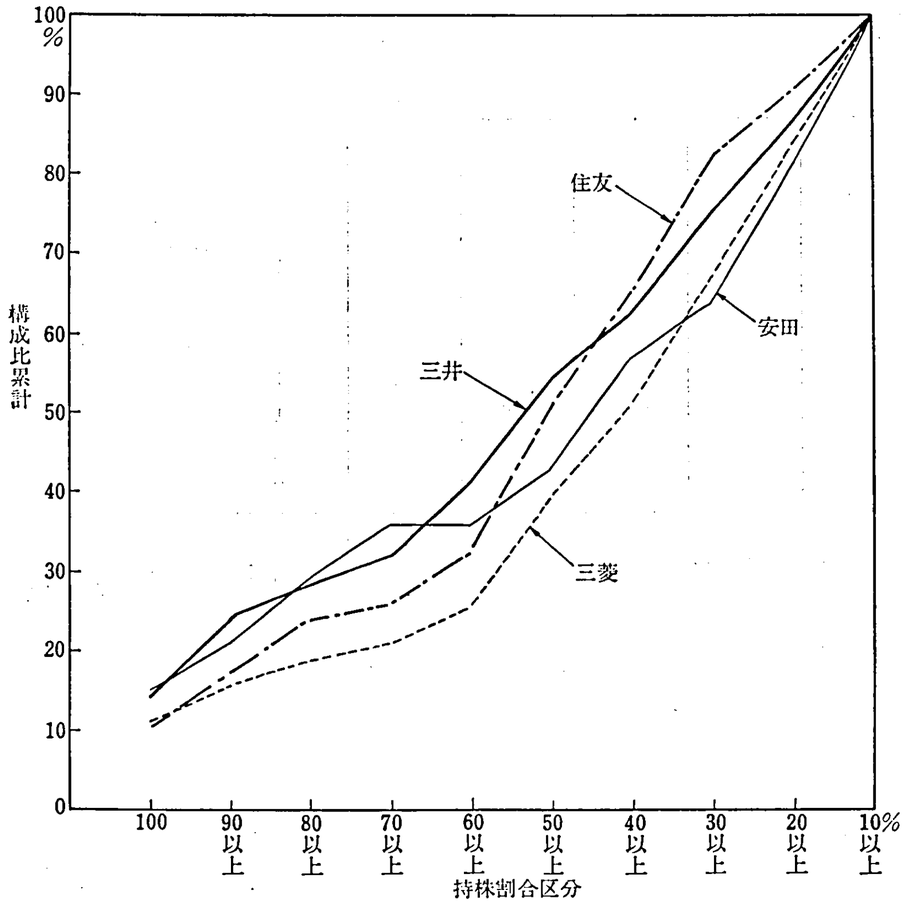

（注）　1.　表 0-11 より作成．
2.　合計欄の数値の累計をパーセント表示したもの．

産業部門別に子会社・投資系列会社の払込資本金構成比を算出し、それをグラフ化したのが図0－3である。三井財閥においては、重工業部門の投資系列会社の構成比が五五・〇%に及んで、全体の重工業割合を大きくしているのにたいして、三菱財閥では、重工業部門子会社が五五・一%を占め、投資系列会社の割合は一三・二%と比較的小さい。三井の重工業部門が払込資本金額においても、またその構成比においても三菱より大きいのは、重工業部門の投資系列会社を多く傘下におさめているためである。住友財

閥の重工業部門の構成比は、四財閥でもっとも高いが、これは、子会社が重工業部門中心であるのに加えて、投資系列会社も重工業中心であるためである。安田財閥では、投資系列会社の存在で重工業部門はようやく一九・七％の構成比に達しているが、なお軽工業部門より小さい。そのほかの産業部門では、三井の金融業、三菱のその他部門で投資系列会社の比重が大きいが、これは前述の帝国銀行、日本郵船及びその子会社の存在によるものである。安田財閥の金融業部門も、投資系列の二銀行の存在で一層比重が高められている。

(2) 支配構造――持株関係――

次に、各財閥における持株関係の分析に入ろう。各財閥の本社株式（持分）の所有関係では、巻末の一覧表のように、安田保善社は一〇〇％安田家族が持分を所有する完全家族支配型であり、住友本社は、住友家族が発行株式の六分の五（約八三・三％）、連繋会社三社が六分の一（約一六・七％）、合計一〇〇％を財閥内で所有する完全同系支配型である。この二財閥と異なって、三井本社、三菱本社の株式は、一般株主にも公開されており、同系持株割合は、三井本社株式が六四・五％、三菱本社株式が五七・二％

表 0-11　傘下会社の同系持株割合分布　（単位：1社）

同系持株割合	三井 合計	三井 子会社	三井 在内投資会社	三菱 合計	三菱 子会社	三菱 在内投資会社	住友 合計	住友 子会社	住友 在内投資会社	安田 合計	安田 子会社	安田 在内投資会社
100％	14	4	9	10	6	4	6	5	1	4	4	
90％以上100％未満	11	6	3	4	2	1	4	2	2	2	1	1
80 〃 90 〃	3	2	1	3	2	1	4	3		2	2	
70 〃 80 〃	4	1	2	2	1	1	1	1		2	1	1
60 〃 70 〃	10	1	7	4	1	1	4	1	3			
50 〃 60 〃	13	3	8	13	5	6	11	4	6	2	2	
40 〃 50 〃	8	2	3	10	5	4	8	2	6	4	3	1
30 〃 40 〃	13	2	10	15	4	6	10	3	7	2	1	1
20 〃 30 〃	12		9	16	1	9	5	3	1	5	3	2
10 〃 20 〃	13	1	10	13		9	5	1	4	5	3	2
合計	101	22	62	90	27	42	58	25	30	28	20	8

（注）1. 付属資料20より作成.
2. 重複会社を除いて集計した．但し，住友の大日本鉱業は住友子会社として集計.
3. 子会社は三井の直系・準直系会社，三菱の分系・関係会社，住友の連繋・関係・特殊関係会社，安田の関係会社の集計値．在内投資会社は在内投資系列会社の集計.
4. 合計は，子会社，在内投資会社に表示を省略した在外投資系列会社を加えた数値.
5. 安田関係会社のうち，康徳不動産は，100％の区分に入れ，高雄製鉄は，10％以上20％未満の区分に入れてある.

で、関係持株は過半数を超えるが、完全支配にはなっていない。三井本社の場合は、三井家族が六三・六％と過半数の株式を所有し、同系三社が他に若干を所有する不完全家族支配型であり、三菱本社の場合は、岩崎家族の持株割合が四七・八％と過半数には達せず、同系六社の所有分九・四％を加えて過半数以上所有となる不完全同系支配型である。本社にたいする持株割合の大きさから、家族支配の強さを順位づければ、安田がもっとも強力で、住友、三井と続き、岩崎は家族単独支配が理論的には困難な程度にまで持株割合を縮小している。

傘下会社に関する持株関係を、まず、同系持株割合（家族・本社・同系他社合計値）によって整理すると、表0－11が得られる。巻末一覧表のうちから重複会社を除いた純傘下会社を、同系持株割合によって一〇段階に区分して集計した。表0－11は、そのままではいささか読みに

図 0-5　子会社の持株割合比較

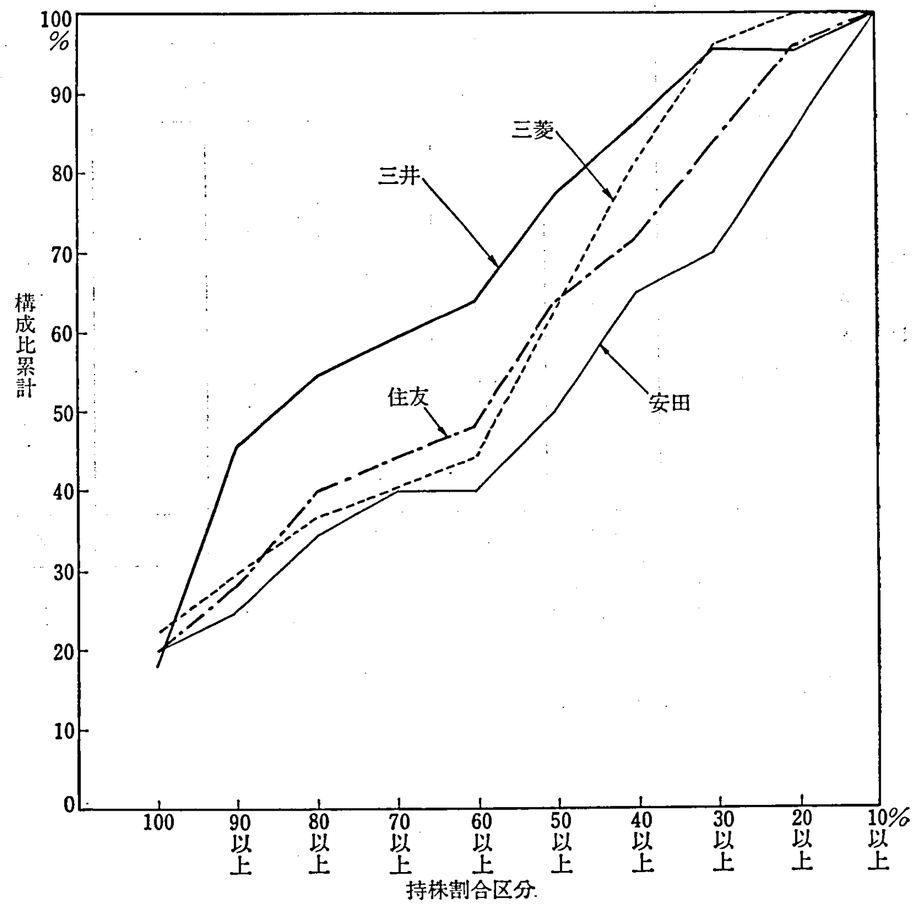

（注）1.　表 0-11 より作成.
2.　子会社欄の数値の累計をパーセント表示したもの.

くいので、持株割合の高い区分からはじめて会社数の累計値をつくり、それをパーセント累計値に変えて、グラフ化したのが図0-4、0-5、0-6である。傘下会社合計の持株状況をしめす図0-4を見ると、持株割合が高い区分では、三井と安田がグラフの上方に、住友と三菱がグラフの下方に位置し、持株割合が低い区分では、住友と三井が上方に、三菱と安田が下方に位置している。全体として、三井は上方に、三菱は下方に位置し、安田は高持株割合区分では上方であるが低持株割合区分では下方に移り、

図 0-6　在内投資会社の持株割合比較

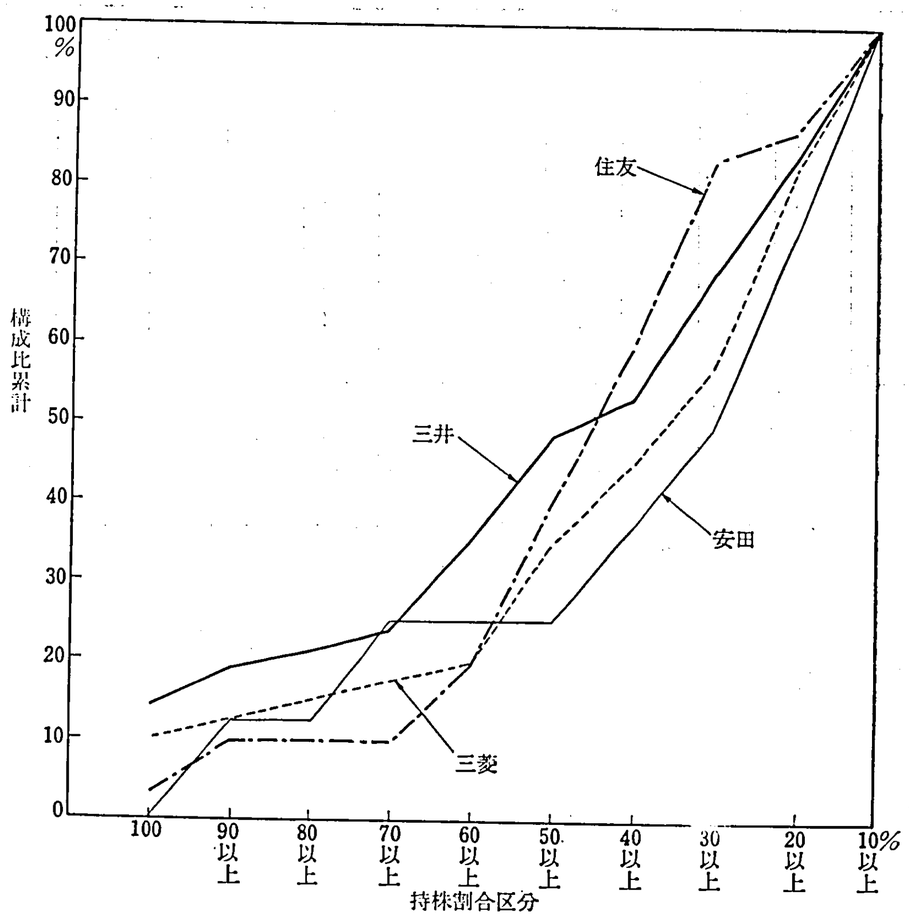

（注）1.　表 0-11 より作成.
2.　在内投資会社欄の数値の累計をパーセント表示したもの.

住友は、高持株割合区分では下方であるが、低持株割合区分では上方に移っている。これは、相対的に見て、三井は傘下会社の同系持株割合が高く、三菱は同系持株割合が低いこと、住友は持株割合の高い会社（持株率六〇%以上）は少ないが、持株割合が中位の会社（持株率六〇%未満三〇%以上）が多いこと、安田は、持株割合の高い会社（持株率七〇%以上）は多いが、持株割合の低い会社（持株率四〇%未満）も多いことをしめしている。

傘下会社のうち、子会社と在内投資系列会社をとりだし

て同様に持株状況をグラフ化したのが、図0-5と図0-6である。図0-5と図0-6を比較すれば、子会社と投資系列会社にたいする持株状況には大きな差異があり、各財閥とも、子会社の同系持株割合が相対的に高いことが明瞭にしめされている。子会社にたいする持株状況を図0-5で見ると、三井が際立って高い持株割合をしめしており、安田の子会社持株率は相対的に低い。三菱は、中位の持株割合（持株率六〇%未満三〇%以上）の会社が相対的に多くなっている。図0-6で在内投資系列会社の同系持株状況を見ると、持株率の高い会社が多いのは三井であり、住友は少ない。住友は、中位の持株率（六〇%未満三〇%以上）の会社が多く、安田は持株率の低い会社（三〇%未満）が多い。在外投資会社については四財閥比較にならないのでグラフ化しなかったが、社数が多い三菱（二一社）と三井（一七社）をくらべると、やはり、三井の持株割合は高く、三菱は低い。また、在内投資会社と在外投資会社にたいする持株状況をくらべると、三井の場合には、在内会社より在外会社の持株割合がやや低い程度であるが、三菱の場合には、かなり在外会社にたいする持株割合が低くなっている。

以上を総合的に考えると、三井財閥は、傘下会社の発行株式を同系で高率所有し、持株を媒介として強い結合関係を形成しており、四財閥のなかではもっとも持株による支配が強固な構造をしめしている。三菱財閥と住友財閥は、持株率六〇%未満三〇%以上という中位の持株割合で傘下会社との結合関係を維持している特徴があるといってよかろう。図0-4を見ると、三菱は住友とくらべて、持株による結合関係が弱いことになる。これは、在外投資会社数が三菱二一社、住友三社と大きく異なっており、三菱の場合には、持株率の低い在外会社の存在が、全体の持株率を引き下げているためで、在外会社を除いて見ると、中位持株割合の傘下会社が住友にやや多い程度で、両財閥の持株による支配の構造には、図0-4に見られるほどの差異はない。安田財閥の場合には、図0-4では、高位持株割合の傘下会社が比較的多いように見えるが、これは、他財閥より投資系列会社数が少ないので子会社にたいする持株状況が全体を規定しているためであり、実質的には、図0-5にしめされるような状況であると考えたほうがよい。つまり、安田財閥は、四財閥のなかでは、もっとも持株による結合関係が弱いと

表 0-12　子会社株式主所有者の構成　（単位：1社）

財閥	三井						三菱						住友						安田					
主所有者	家族	本社	他社	計	累計	(%)	家族	本社	他社	計	累計	(%)	家族	本社	他社	計	累計	(%)	家族	本社	他社	計	累計	(%)
主所有者の持株集中度 100%	1	6	1	8	8	(36)		1		1	1	(4)		1		1	1	(4)		5	1	6	6	(30)
90%台		3	1	4	12	(55)			1	1	2	(7)			1	1	2	(8)			1	1	7	(35)
80		2		2	14	(64)		3		3	5	(19)		1		1	3	(12)		1	1	2	9	(45)
70		2		2	16	(73)		3	2	5	10	(37)	1	1	2	4	7	(28)		1	1	2	11	(55)
60	1	1	1	3	19	(86)		4	2	6	16	(59)		2	5	7	14	(56)		2	1	3	14	(70)
50		1	1	2	21	(95)		3	4 1	8	24	(89)	1	3	1 3	8	22	(88)	1	2	3	6	20	(100)
40	1			1	22	(100)		1	2	3	27	(100)	1	1	1	3	25	(100)						
合計	3	15	4	22			0	15	4 8	27			3	9	1 12	25			1	11	8	20		
構成比	(14)	(68)	(18)	(100)				(55)	(15) (30)	(100)			(12)	(36)	(4) (48)	(100)			(5)	(55)	(40)	(100)		

（注）1.　付属資料20より作成.
2.　作表例，三井信託の場合三井系合計持株割合は18.1%で，これを100とする内訳は――家族保有分46，本社保有分42，同系他社保有分12．表には，財閥：三井，主所有者：家族，主所有者の持株集中度：40%台の枠内に1社と記入する.
3.　本社と同系他社が50%ずつ所有する5社については，本社と他社の枠の中間に記入した.

みることができるのである。安田の場合は、高い持株率（七〇％以上）の会社と低い持株率（五〇％未満）の会社とに傘下会社が二極分布している構造的特徴が見られる。

同系持株割合の合計値から見た各財閥の持株状況の特徴は以上の通りであるが、次に、同系内の株式所有主体を考慮に入れて、持株状況を検討して見よう。株式所有主体としては、財閥家族、財閥本社、同系他社（複数の場合は合計して一主体とする）の三種を区分しておく。まず、各財閥の直系子会社について、同系持株数合計を一〇〇とする三所有主体の持株構成比（持株集中度）を算出し、それが第一位である主体（主所有者）を、持株集中度で区分して表出すると、表0－12の通りになる。財閥家族が主所有者である子会社は、三井に三社、住友に三社、安田に一社あり、三菱にはない。もっとも、三菱の場合には、家族支配の色彩の濃い三社（三菱製紙、東山産業、東山農事）は、分系会社・関係会社に指定せず別扱いしており、本巻ではそれら三社を国内投資系列会社に分類しているから、この子会社数からただちに、三菱の家族支配の弱さを論ずるわけにはいかない。そこで、子会社にたいする家族持株状況をやや詳しく見ると、三井では子会社二二社のうち家族持株があるのは九社、同様に、三菱は二七社中一一社、住友は二五社中一九社、安田は二〇社中七社となっている（表0－13参照）。住友が、傘下会社の七六％にたいして家族出資している状況が注目される。三井、三菱では四一％、安田では三五％の傘下会社にたいしてのみ家族出資が見られるにすぎない。家族持株がある会社に関して、その家族持株が同系持株全体にしめる構成比（持株集中度）の平均値を求めると、三井は三七％、住友は二〇％、安田は一一％、三菱は七％となる。結局、三井は、家族出資のある会社はあまり多くないが、持株のある場合には、同系持株のなかの家族持株の割合（家族持株集中度）は大きいという特徴をしめし、住友は、家族出資会社の数が多く、さらに、家族持株集中度もかなり大きいという特徴をしめしている。三菱と安田は、家族出資会社の数は多くなく、しかも、家族持株集中度も低いというわけで、三菱と安田の場合には、子会社に

表 0-13　子会社株式の所有者状況

財閥＼所有主体	家族		本社		同系他社		（他社数）	
	社	%	社	%	社	%	社	社
三井（22社）	9	(41)	20	(91)	13	(59)	40	(3.07)
三菱（27社）	11	(41)	27	(100)	26	(96)	83	(3.19)
住友（25社）	19	(76)	25	(100)	23	(92)	85	(3.69)
安田（20社）	7	(35)	19	(95)	15	(75)	64	(4.26)

（注）1.　付属資料20より作成.
2.　所有主体が株式を所有する子会社の数と全子会社を100とする構成比である.
3.　（他社数）欄は子会社の株式を所有する同系他社の延べ数で，（　）内は同系他社による株式所有がある子会社1社当りの平均同系他社（株主）数.

たいする財閥家族の支配力（持株を媒介とする支配力）は弱い状態にあったといってよかろう。

表0－12にもどって、財閥本社の支配力を比較しよう。本社が主所有者となっている子会社は、三井が一五社で子会社中の割合は六八％と四財閥でもっとも多く、三菱は一五社（五五％）、安田は一一社（五五％）で、住友は九社、子会社中の割合は三六％と四財閥でもっとも少ない（三菱と住友の本社・同系他社同率所有会社を、かりに〇・五社として本社に加算しても同様）。逆に、同系他社が主所有者となっている子会社は、住友が一二社で子会社割合は四八％ともっとも多く、安田は八社（四〇％）、三菱八社（三〇％）で、三井は四社、一八％でもっとも少ない。この事実を、子会社にたいする持株の有無によって三所有主体の持株状況をしめした表0－13とあわせて検討してみよう。

三井の場合、二二子会社のなかに、本社が株式を所有していない会社が二社あるが、これらは、完全家族支配（三井不動産）と完全同系支配（東洋高圧工業）の会社で、残り二〇社中一五社にたいして本社が主所有者になっているのであるから、三井本社の子会社支配は、四財閥のなかでもっとも強いといっていい。住友の場合は、二五子会社全社にたいして住友本社は株式所有者となっているが、主所有者であるのは九社（ほか同率所有一社）にすぎないから、住友本社の子会社支配は比較的弱いといってよい。三菱本社は、二七子会社全社の株

式を所有し、一五社（ほか同率所有四社）の主所有者であるから、三井についで本社支配は強く、安田保善社は、二〇子会社中一九社の株式を所有し、一一社の主所有者であるから、住友より本社支配が強いといってよかろう。

住友の場合は、三所有主体のうちで同系他社が主所有者である子会社がもっとも多いという、他三財閥とは異なった特徴が注目される。前掲表0－13のように、住友の二五子会社のうち、同系他社の持株があるのは二三社であり、この二三社の株式を所有する同系他社は延べ数で八五社であるから、一社あたり平均三・七社が同系の株式所有会社ということになる。三井では平均三・一社、三菱では平均三・二社が同系株式所有会社数であるから、住友財閥の場合には、比較的多くの同系会社が共同するかたちで子会社株式を所有する傾向が見られるといってよい。これが住友で同系他社が主所有者となるケースが多い理由のひとつになっている。

次に、前掲表0－12によって、子会社株式の主所有者への持株集中度（同系持株数合計を一〇〇とした時の主所有者の持株割合）を比較してみよう。一見して、持株集中度一〇〇%、つまり、主所有者の単独所有のケースは、三井と安田に多く、三菱と住友には、持株集中度五〇～六〇%台のケースが多いことがわかる。七段階の持株集中度に区分される子会社を、集中度の高いほうから累計してパーセント表示した欄を見ると、三井財閥が、もっとも持株集中度が高く、安田がそれに続き、三菱と住友は、ほとんど同じ程度で持株集中度が低いといえそうである。持株集中度が高いということは、主所有者単独の子会社支配力が強いことを意味する。持株集中度が低いということは、所有主体間に持株が分散していて、主所有者は、他の所有主体との連繋によって子会社にたいする支配力を補完する必要がある状態を意味する。三井と安田の場合には、子会社支配力が、主所有者（多くは本社）に集中しているが、三菱と住友の場合には、家族・本社と同系他社の連繋関係から子会社支配力が生み出されているケースが多いといえよう。

表 0-14　投資系列会社株式の所有状況

内外別	財閥	所有主体 家族		本社		他社		（他社数）		主所有者 家族	本社	他社
			%		%		%					
在内会社	三井（62社）	5	(8)	25	(40)	59	(95)	104	(1.76)	1	14 1	46
	三菱（42社）	4	(10)	1	(2)	41	(98)	59	(1.43)	3	1	38
	住友（30社）	1	(3)	3	(10)	30	(100)	60	(2.00)			30
	安田（8社）	2	(25)	7	(88)	6	(75)	14	(2.33)		3	5
在外会社	三井（17社）			7	(41)	14	(82)	14	(1.0)		4 1	12
	三菱（21社）	1	(5)	1	(5)	20	(95)	24	(1.2)	1		20
	住友（3社）					3	(100)	3	(1.0)			3

（注）1.　付属資料20より作成.
2.　所有主体の項は，それぞれの所有主体が株式を保有する投資系列会社の数とその構成比.（他社数）欄は，投資系列会社の株式を所有する同系他社の延べ数で，（　）内は同系他社による株式所有がある投資系列会社1社当りの平均同系他社数.
3.　主所有者の項は，それぞれの所有主体が主所有者である投資系列会社の数，本社・同系他社の同率所有の場合は中間枠に記入した.

以上が、直系子会社に関しての所有主体を考慮した持株状況である。在内投資系列会社、在外投資系列会社に関しては、表0－14によって概略を検討しよう。まず、在内投資系列会社について見ると、各財閥とも、子会社の場合（表0－14）とくらべて財閥家族が株式を所有することが少ない。三井と三菱に、家族が主所有者となる会社があるが、これは帝国銀行（三井）と前にふれた東山産業等で、実質的には直系子会社であるから、例外的なケースである。おおむね、投資系列会社にたいしては、家族の持株を媒介とする支配は及んでいないといってよい。財閥本社の支配力は、三井と安田の場合には投資系列会社にも、直接に及んでいる。三井では、在内投資系列会社の四〇%にあたる二五社に三井本社持株があり、そのうちの一四社（ほかに同率所有一社）で、三井本社が主所有者になっている。安田でも、投資系列会社八社のうち七社に安田保善社が出資し、三社で主所有者になっている。これとは対照的に、三菱では、日本郵船にたいして三菱本社が主所有者になっている一例を除いて、在内投資系列会社への本社出資はない。住友でも、三〇社中三社に住友本社の持株が

あるのみであり、本社が主所有者になるケースはない。三菱と住友では、同系他社が国内投資系列会社を持株上支配するケースが一般的であった。同系他社が主所有者となる場合、投資系列会社一社当りの平均同系出資社数は、各財閥とも、子会社のそれ（表0－13）よりも少なく、三菱が一・四社、三井が一・八社、住友が二社、安田が二・三社となっている。投資系列会社にたいしては、同系他社による単独支配のケースが多いといえる。そのなかでも、住友では、複数会社の連繋支配が比較的多く見られる。

在外投資系列会社に関しては、三井では、本社の直接支配が一八社中四社（ほかに同率所有一社）に見られるのにたいして、三菱では同系他社が主所有者となるケースがほとんどであることを指摘するにとどめる。

(3) 支配構造――統轄制度と役員関係――

持株関係を前提として、財閥の支配構造をみるときには、財閥家族による財閥本社・傘下会社の支配関係と、財閥本社による傘下会社の支配関係の二側面の検討が必要になる。財閥家族は、財閥本社等の大株主（持分所有者）としての支配力を、直接に行使して、財閥経営の実質的統轄者となる場合もあるし、経営の統轄を信頼できる人物、いわゆる番頭に委任して、直接的な支配力の行使はひかえる場合もある。

財閥本社が、傘下会社を支配する原則的な方法は、傘下会社の法的最高議決機関である株主総会の場で、大株主として自己の意思を貫徹させることである。しかし、より具体的な支配の方法は、第一に、傘下会社の事業運営上の重要事項に関しては、本社の承認を必要とする旨の制度を設けることと、第二に、本社の役員派遣をはじめとして傘下会社の役員人事に関して本社が決定権を発揮して人的結合関係をつくることであった。四財閥について、財閥家族と財閥本社の支配構造の実態を見てみよう。

まず、財閥家族の支配のありかたであるが、三井の場合には、昭和一九年三月の株式会社三井本社の新発足ととも

に、三井一一家の意思は、三井本社社長である三井総領家当主を介して統一的に作用する仕組みになった。[9] 三井合名会社時代には、三井家族は、社員として意思決定機関に正式に参加していたし、昭和一五年九月に、三井合名会社が三井物産株式会社と合併して、新しい三井物産が持株会社となった時には、別に新設された三井総元方の正員として三井家族の経営参加が制度化されていた。三井総元方は三井一一家の当主を正員とする法人格のない組織で、総領家当主を議長に、三井財閥を統轄する役割をはたすものとされており、実際には、傘下会社の主要役員で構成される総元方理事会によって運営されていた。昭和一九年の三井本社への改組に際しては、三井総元方は解散されて、三井財閥の最高意思決定機関は、三井本社（法的にはその株主総会）となったが、三井家族は、総領家当主を代表者として経営に参加させたにとどまり、各家族の本社経営参加の途はなくなったのである（株主としては、一一家共有分が大きく、個別株主としての各家族の発言力は法的に弱い）。三井は、伝統的にいわゆる番頭政治の経営を続けていたから、各家族に経営参加の場が与えられている時でも、それはほぼ形式的なものにとどまっていたが、昭和一九年以降は、形式的な場も、総領家当主を唯一の窓口とするものになったわけである。そして、総領家当主も、自ら積極的に本社経営に干与する姿勢はとらなかったから、三井本社における三井家族の支配は、潜在的な可能性としてはありえたが、実質的なものにはならなかったといえよう。また、傘下会社と三井家族の関係では、本社社長である総領家当主は、他社の役員を兼任することはなかった。他の三井家族が傘下会社の役員に就任するケースは、終戦時で一〇会社にたいして延べ一三名（実数九名）みられる。[10] 直系会社一〇社のうち、完全家族支配の三井不動産と、家族持株率が五〇％と高い三井生命保険とを除いた八社にそれぞれ一～二名の家族役員が存在する。その多くは、平取締役・監査役であるが、三井船舶では取締役社長の職に家族が就任している。このほか、帝国銀行と東洋高圧工業に家族役員がそれぞれ一名（平取締役）入っている。昭和八～一〇年ごろ、池田成彬のイニシアティブで進められた三井家族を事業の第一線から

引退させるという政策は、三井家族を傘下会社の社長・副社長職から退任させるところまではほぼ実行されたが、池田が意図した全役員職からの引退まではいかなかったわけである。二社にまたがった役員兼任四件を含む一〇件の三井家族役員の存在は、傘下会社とくに直系会社にたいする三井家族の潜在的支配力を示唆しているが、三井本社の場合と同様に、実質的に支配力が行使されたとはいえないであろう。

三菱財閥の場合には、岩崎家族の支配は直接的であり、また強力であった。岩崎小弥太は、昭和一二年一二月の三菱合資会社の株式会社三菱社への改組に際して、「三菱ノ事業ハ最早岩崎一家ノ私ノ事業デハナクナツタ」と宣言し、「従来ノ合資会社ノ場合ハ、岩崎ナルガ故ニ当然社長タリ副社長タルノデアリマスガ将来ハ真ニ実力アリ株主ノ利益ト共ニ国家社会ノ公益ヲ計リ、完全ニ事業ノ経営ニ当リ得ル人ヲ挙グル事トスルノガ当然デアルト信ズルノデアリマス」と述べている。[11] 岩崎小弥太の信念は、家族支配からの脱皮であったとしても、彼の現職時代に発揮された傘下会社にたいする支配力は、極めて強いものであった。終戦時の株式会社三菱本社は、岩崎小弥太を社長、岩崎彦弥太を副社長とし、小弥太は、分系八社、関係一社の取締役を、彦弥太は、分系六社の取締役を兼任していた。このほかに、同族二名が、関係一社と縁故会社（岩崎家関係会社）三社の役員になっている。[12] 家族支配の実態は、小弥太の独裁体制であったと見てよかろう。

住友財閥の場合は、住友家族の家長を株式会社住友本社の社長としていたが、住友家長は、総理事にすべてを委任し、自ら事業経営に干与することはなかった。終戦時に、住友家長は、本社社長のほか、連繋会社五社の取締役を兼任していたが、[13] 実質的な支配をおこなっていたわけではない。家長以外の同族が傘下会社の役員に就任する事例はない（終戦時現在）。住友家族が、分家を設けずに家長のもとに一家をなしていたことは、住友財閥における住友家の象徴的権威性を強めることになったが、その権威を事業経営の場における家族支配に発展させることはなかった。住友

では、三井よりも徹底した番頭政治がおこなわれていたといえる。

安田財閥の場合は、本社である安田保善社が最後まで合名会社組織をとっていたことが示すように、安田家族の事業支配力は強かった。終戦時の安田保善社の役員は、総長安田一のほかに、三名の同族と五名の非同族理事で構成されており、総長は、関係会社三社の取締役会長、二社の相談役または顧問を兼任し、同族役員三名は、延べ一一社（実数八社）の役員を兼任していた。[14] このほか安田保善社役員になっていない同族九名が、延べ一六社（実数一〇社）の関係会社役員に就任している。創設者安田善次郎（初代）の独裁体制のあと、大正一〇年に結城豊太郎を専務理事に迎えて以来、安田財閥も番頭政治の色彩を濃くしてきたが、なお、安田家族の事業経営への干与はおこなわれていたのである。

財閥家族による経営支配力の行使の強弱という点では、家長が独裁的な力を発揮した三菱と完全に番頭制を布いた住友を両極として、その間に、三菱よりに安田が、住友よりに三井が位置していたと考えてよかろう。

次に、財閥本社の傘下会社支配のありかたをみよう。まず、統轄制度の面を、四財閥について概観する。

三井財閥の場合は、昭和一九年の株式会社三井本社の新設に際して、関係会社の統轄体制を強化する方針がとられた。三井本社の業務規定[15]（昭和一九年三月制定）には、次のように統制方式が明文化されている。

業務規定（昭和十九年三月十六日制定　同　三月一日遡及施行）

第一章　三井関係会社ノ統理、指導並ニ連絡

第一条　社長ハ当会社及三井関係会社ノ事業ヲ総覧シ且当会社及三井関係会社相互間ニ於ケル業務ノ連絡統一ヲ図ルベシ

第二条　社長ハ常務理事其ノ他ノ者ヲシテ三井関係会社ノ取締役又ハ監査役ニ就職セシムルコトヲ得

前項ニ依リ三井関係会社ノ取締役又ハ監査役トナリタル者ハ社長ノ訓示スル所ニ遵ヒ其ノ職務ニ従事シ当該会社業務ノ状況ハ

随時之ヲ社長ニ報告シ重要ナル案件ニ付テハ予メ社長ノ指図ヲ乞フベシ

第二章　理事会

第三条　社長ハ常務理事及参与理事ヲシテ毎月定時ニ理事会ヲ開カシム但シ必要アル場合ニハ随時之ヲ開カシムルコトヲ得

第四条　理事会ニ於テハ当会社及三井関係会社ノ業務ニ関スル重要事項並ニ之ガ連絡統一上必要ナル事項ヲ審議ス

（以下省略）

つまり、三井本社理事会が関係会社業務の重要事項を審議し、その方針に沿って、三井本社から派遣された役員を中心に関係会社が活動する体制が規定されている。三井本社理事会は、三井本社の代表取締役のなかから任命される常務理事と取締役のなかから任命される参与理事、理事によって構成されることとなっていた。

さらに、昭和一九年九月には、従来の直系七社に三社を加えた一〇社を「直系会社」に指定し、新たに一二社を「準直系会社」に指定して、それぞれ、本社との関係を定めた。それは、三井本社「業務報告書」[16]によると次のような内容であった。

一、本社ト直系会社トノ関係ハ概ネ左ノ大綱ニ依ルコトトセリ

(1) 本社ハ直系各社ノ事業ヲ援助シ之ガ伸展ヲ図ルコト

(2) 本社ハ直系各社相互ノ連絡共助ヲ促進シ三井ノ綜合能力ノ発揮ニ努ムルコト

(3) 直系各社ノ役員ハ本社ニテ推薦スルコト

(4) 直系各社株主総会付議案件其ノ他重要ナル事項ハ予メ本社ニ連絡ノコト

(5) 人事及給与ニ関スル基本的諸制度ハ能フ限リ本社及直系各社同一歩調ヲ以テ進ム方針トスルコト

(6) 福利施設共同利用ノコト

(7) 寄付、新聞関係等共通外事並ニ共同防衛事務ハ本社ニテ一括取扱フコト

一、本社ト準直系会社トノ関係ハ概ネ左ノ大綱ニ依ルコトトセリ

(1) 本社ハ準直系各社ノ事業ヲ援助シ之ガ伸展ヲ図ルコト

(2) 本社ハ直系並ニ準直系各社相互ノ連絡共助ヲ促進シ三井ノ綜合能力ノ発揮ニ努ムルコト

(3) 準直系各社ノ三井側役員ハ本社ニテ推薦スルコト

(4) 株主総会付議案件其ノ他重要ナル事項ハ予メ本社ニ連絡ノコト

(5) 人事及給与ニ関スル基本的諸制度ハ将来事情ノ許ス限リ本社ノ制度ニ近似セシメ行ク方針トスルコト

直系会社の全役員、準直系会社の派遣役員の本社推薦制、重要事項の事前承認制、人事・給与制度の統一が主要点になっている。このほか、三井直系協力会議、三井準直系協力会議の二つが設けられ、三井本社側は社長、常務理事、理事、監事が、各社側は最高首脳者各一名が参加して、月一回定例開催され各社共通の重要事案を協議することとなった。しかし、このような三井の新しい傘下会社支配体制は、十分に機能を発揮する前に敗戦を迎えたわけである。

三井側から司令部に提出されたと推定される文書[17]には、新しい体制について、「三井本社が、それまで独立していた会社の全面的協力を期待するのはむずかしく、いくつかの子会社に役員を派遣することができた程度であった。直系会社にたいする支配は、総元方時代より強くはならなかったし、準直系会社にたいしては、予定された計画をすこしも実行することができずに終戦を迎えた」と記されている。この文書によると、昭和一五年八月からの総元方による統轄時代には、直系会社の社長は総元方が推薦したが他の役員は各社社長が選任した人物について総元方に事前に承認をもとめる慣行であり、また、直系会社のなかでも金融関係三社（銀行・信託・生命）については株主総会の議案について事後報告を受けるだけで、他の直系会社についてのみ重要議案の事前承認制をとっていた。直系以外の会社については、総元方は三井系派遣役員について決定権を持つにとどまり、三井合名時代よりも統制力は弱化したとい

われる。昭和一九年の三井本社の設立が、三井系企業の統轄体制の強化を目的としておこなわれたこと自体が、総元方時代の支配構造の弱体化を示しているともいえよう。

三菱財閥では、昭和一八年二月に、株式会社三菱社を、株式会社三菱本社と社名変更するとともに、定款を改正して、「本社ハ分系会社ノ総理助長並ニ関係事業ノ育成ヲ図ル」ことを事業目的に明文化した。「臨時資金調整法」の規定にしたがって大蔵大臣・商工大臣宛に提出された目的変更認可申請書では、三菱社は「分系各社ノ中枢機関トシテ諸事業全般ニ亘リ其統轄調整強化ハ固ヨリ重要ナル事業ノ計画及投資ヲ図リ特ニ技術研究ノ連絡向上ニ力ヲ竭シ兼テ重要ナル財務ノ調節及人員ノ配置ニ不断ノ注意ヲ払フト共ニ一方関係会社事業ノ育成ニ努メテ全機能ヲ動員シテ資本、技術及人材ノ最高能率ヲ発揮セシムルニ専念」しているが、現行定款では「単ナル持株会社金融会社乃至ハ証券会社ト混同セラレ業務遂行上不便ヲ感ズルコト一再ニ止マラザル状態」なので、定款を変更すると述べられている。[18] 実質的な事業目的変更ではなく、戦時統制下に、三菱社が、傘下事業の統轄中枢機関であることを鮮明にする必要があるための措置と説明されている。名称と事業目的の変更と同時に、内部機構の改組もおこなわれ、次のような統轄体制がとられることとなった。[19]

株式会社三菱本社職制

第一条　当会社ニ代表取締役ノ互選ヲ以テ社長、副社長、理事長各一名及常務理事若干名ヲ置ク

当会社ニ取締役ノ互選ヲ以テ理事若干名ヲ置クコトヲ得

第二条　社長ハ会社全般ノ業務ヲ統督ス

第三条　副社長ハ理事長ト共ニ社長ヲ補佐シ社長事故アルトキ之ニ代ル

第四条　社長、副社長、理事長、常務理事及理事ハ理事会ヲ組織シ重要ナル事項ヲ審議ス

業務ノ執行ハ理事長及常務理事之ニ任ズ

（以下略）

岩崎小弥太が統率者となってからの三菱の統轄体制は、四つの形態変遷を示している。大正一一年七月の三菱合資会社職制で完成された初期の統轄体制は、総理事、常務理事（一名ないし数名）、分系会社取締役会長、分系会社取締役のうちから特に任命された者で構成される理事会が、岩崎社長の諮問機関として重要事項を審議し、同時に、三菱系会社の連絡機関として機能するというものであった。[20] 昭和六年一二月の職制改正によって、統轄体制は、社長室会と理事会の二会議体構成に改められ、社長、総理事、管事、特に任命された者で組織される社長室会が上級意思決定機関となり、常務理事（一名）、分系会社取締役会長、分系会社取締役のうちから特に任命された者で組織される理事会が下級意思決定機関兼傘下会社連絡機関となった。[21] 昭和一二年一二月の三菱合資会社の株式会社三菱社への改組と同時に制定された新統轄体制は、常務会、三菱協議会の二会議体構成となった。[22] 常務会は、三菱社社長、副社長（一名）、専務取締役（若干名）で組織され、定款に規定された取締役会の事実上の上部機関として機能する意思決定機関であり、三菱協議会は、三菱社専務取締役と分系会社取締役会長で組織される傘下会社連絡機関であった。この体制が、昭和一八年二月にさらに改組されて、前出のように、常務会が廃止されて理事会が新設され、それと三菱協議会の二会議体構成の統轄体制に替わったわけである。その後、敗戦直前の昭和二〇年七月には、本社社長を会長とする三菱総力本部が設けられたが、[23] 十分機能するには至らなかった。

このような三菱財閥の統轄体制の変遷は、本社と傘下会社の役員人事のありかたと関連させて理解する必要がある。すなわち、大正七年以降、分系会社の取締役と監査役を本社（三菱合資会社）在籍とする内規が設けられ、その後、分系会社の常務取締役以上を本社在籍とすることが慣行となって昭和一二年まで続けられたが、昭和一二年の株

式会社三菱社への改組の際に、分系会社役員を本社在籍とする内規や慣行は廃止された。[24] つまり、昭和一二年までの理事会は、三菱合資会社の役員と三菱合資会社在籍の分系会社役員で構成されていたわけで、三菱合資会社に分系会社のトップ・マネジメントが包摂されるかたちになっていた。昭和一二年の三菱社への改組は、分系会社の自立性を認める方向で進められ、三菱社の意思決定機構である常務会と分系会社のトップ・マネジメントは組織上分離されたのである。そして、昭和一八年の改組は、戦時経済統制のなかで本社の指導力強化が要請されてきたことを反映して、三菱本社の取締役に分系会社の首脳を配置し、その互選によって選ばれた人々が理事会を構成する体制をつくり、事実上、昭和一二年以前の統轄体制を再建したことになる。

三菱本社と分系会社との関係をとりきめた内規は、昭和二〇年八月現在で、次のようなものであった。[25]

三菱社分系各会社間関係事項取扱内規（昭和一三年二月一五日制定、昭和一六年五月二七日改正）

第一条　分系各会社取締役、監査役ハ三菱社社長之ヲ推薦ス

第二条　分系各会社取締役、監査役ノ報酬、賞与、退職慰労金、年金ノ金額ヲ定ムル場合ニハ三菱社社長ト打合スベキモノトス

第三条　各会社規則内規類ノ制定及改廃ハ各会社各別ニ之ヲ行フモノトス但重要ナル規則内規ハ三菱協議会ノ審議ヲ経ベキモノトス

第四条　分系各会社取締役会ニ提出スベキ議案ハ予メ三菱社ニ提出スルモノトス

第五条　分系各会社所属職員ノ採用、進退異動、賞罰ハ各其社ニ於テ之ヲ行フモノトス

第六条　分系各会社ヨリ三菱社ニ報告スベキ事項ハ別ニ之ヲ定ム

この内規の第一条・第二条は、分系会社役員人事に関する規定であり、三菱では、伝統的に本社社長が役員人事の決定権を持ってきたが、本社を合資会社から株式会社に改組したのち、昭和一三年二月に制定した内規[26]で、役員の社

長推薦制を明文化した。実際の役員人事にどの程度まで本社社長の意思が貫かれているのか確認できないが、昭和二三年一月に石黒俊夫三菱本社清算人が司令部に提出した文書[27]には、「内規はあったが、本社は、分系会社の自主性を尊重し、各社の独自の役員選任を認める方針を堅持し、次の二つの場合を除いて、人事問題をそれぞれの会社の判断に委ねる慣行が確立された、それは、a、本社役員が分系会社役員に推薦される場合と、b、分系会社の社長が就任前に本社に承認を求めてきた場合の二つである」と述べられている。

内規の第三条は、分系会社の内規制定に関する規定で、大正七年から昭和四年までは、新内規制定には本社社長の事前承認が必要とされ、昭和四年から一三年までは、本社の事前承認制となり、昭和一三年以降は、各会社の独自性を認めるが重要なものについては三菱協議会の審議を必要とすることとなったのである。[28]

内規第四条は、分系会社取締役会議案の事前提出制を規定している。これに関しては次のような歴史的経緯に留意する必要がある。大正一一年八月に定められた分系会社重役会内規案には、「重役会ニテ決議シタル事項ハ其施行前取締役会長又ハ常務取締役ヨリ之ヲ本社々長ニ報告シ其承認ヲ得ヘシ」との条文があったが、それは、昭和四年六月に「重役会ニテ決議シタル事項ハ決議後遅滞ナク議事録写添ヘ取締役会長又ハ常務取締役ヨリ本社々長ニ報告スヘシ」と改正され、同時に、分系各会社取締役会長宛に、「貴方取締役会内規ニ依リ取締役会ニ提出スヘキ議案ハ内容概略説明書ヲ添ヘ開会三日前迄ニ社長ヘ御差出相成候様致度最モ秘密緊急已ムヲ得ザル場合ニハ臨機ノ処置モ差支無之今後右御励行相成様社長御思召ニ有之候間左様御了承可然御配慮被成下度此段得貴意候」との通知が発された。[29] ところが、昭和七年二月には、次のような通知が発されて、[30] 取締役会議案の三日前までの提出と、決議事項の施行前本社社長承認制が定められた。

取締役会決議事項ニ関シ分系各会社取締役会長又ハ常務取締役宛通知（昭和七年二月一八日）

拝啓従前貴方取締役会議案ハ三日前迄ニ社長ヘ提出、決議事項ハ事後社長ヘ報告ノコトト相成居候処今後議案提出ハ従来通リトシ決議事項ニ付テハ左ノ通リ御取計ノ事ニ改訂相成候間左様御了承相成度

重役会ニテ決議シタル事項ハ其施行前取締役会長又ハ常務取締役ヨリ之ヲ本社社長ニ報告シ其承認ヲ得ベシ

右御通知迄得貴意候謹言

その後、昭和一二年一二月の株式会社三菱社への改組の翌年二月に「三菱社分系各会社間関係事項取扱内規」が制定され、前掲内規第四条のように規定されたわけであるが、その際に、昭和七年二月の通知が廃止されたかどうかは判然としない。もっとも、昭和二〇年八月時点では、分系一一社中八社に、岩崎小弥太三菱本社社長が取締役として籍を置いていたし、他の三社にも、三菱本社副社長か常務理事が取締役に入っていたから、事実上、分系会社の取締役会の議決は、本社社長の承認を経る仕組みになっていたといえる。前出の司令部宛文書には、「取締役会議案の事前提出が内規に規定されていたが、分系会社の側にこのような手続の適法性について疑問が生じて論議が交されるようになり、多くの場合、事後報告が本社になされる慣行になった」と述べられている。

内規第五条は、分系会社職員人事に関する規定で、これにも、昭和七年までは、正規職員は本社が一括して採用しており、また、昭和四年までは、参事以上の上級職員の異動等は本社社長の承認を要する事項となっていたという歴史的経緯がある。[31]

三菱財閥の本社による分系会社の統轄体制は、以上のようなものであったが、本社と関係会社あるいは傍系会社との関係については、明文化された規定はなく、既述のような、株式所有と後述する役員派遣を軸として、事実上の統轄力が種々なかたちで行使されていた。

次に住友財閥の傘下会社統轄制度をみよう。昭和一二年三月に住友合資会社を株式会社住友本社に改組し、三井・

三菱よりも早く持株会社体制をととのえた住友財閥は、本社社長（住友吉左衛門）の象徴的支配のもとに、本社代表取締役である総理事を中軸とする統轄体制をとっていた。昭和一六年四月に、総理事が小倉正恒から古田俊之助にかわってからは、総理事・常務理事・理事で構成される理事会による合議制的な運営がおこなわれ、傘下主要会社の代表者が本社理事として意思決定に参加する体制がとられた。「軍需会社法」（昭和一八年一二月施行）によって軍需会社に指定される傘下会社が多くなると、住友本社による統轄が難しくなり、昭和一九年九月に、住友戦時総力会議が設けられた。[32] 総理事を議長とし本社常務理事と主要連繋会社代表を議員とする住友戦時総力会議は、直属の事務局を持つ最高統轄機関として、住友本社もその統制下に入れるかたちで機能することとなった。住友本社の統轄機能は、戦時経済動員の進行によって、形態上は、住友戦時総力会議に移転され、住友本社の本社活動は停止されたのである。

戦争末期に大きく変化する以前の住友の統轄体制の中軸となった本社がその傘下会社を支配する方法は、本社が連繋会社の主要役員人事を掌握し、本社が選んだ人物を介して、その会社を統制するというものであった。住友では、大正一〇年の住友総本店の住友合資会社への改組に際して、五月一九日に「子会社及びその他会社の役員に関する内規」を制定した。[33] この内規は、住友本社にも引き継がれ、昭和一三年一月一四日からは、「連繋会社の役員に関する内規」と「関係会社の役員に関する内規」の二つに分けられて施行され、[34] 戦争末期には実効性を失ったが、本社解体時まで存在していた。これらの内規のうち英文で見ることのできる二種を仮訳すると次の通りである。

子会社及びその他会社の役員に関する内規（大正一〇年五月一九日制定、住友合資会社）

第一条　住友合資会社の利害を代表して子会社又はその他会社の役員となる者は、住友合資会社の職員又は住友合資会社と特殊な関係にある者のうちから、住友合資会社社長が任命するものとする。

第二条　前条の規定によって子会社又はその他会社の役員となった者が、住友合資会社の職員としての資格を失った場合には、

自動的に子会社等の役員の地位を失い、ただちに退任の手続をとるものとする。

第三条　住友合資会社の使用人で子会社及びその他会社の役員を兼ねる者の俸給とその他の手当は別に定める。

第四条　第一条の規定によって子会社の役員となった者は、次の事項に関しては、子会社の社内決定にさきだって、あらかじめ住友合資会社の承認を得なければならない。

一、四級職以上の職員の任命、解雇、昇進、賞罰。課長（課長のない場合は掛長）の任命、異動。

二、職員の退職手当（通常の退職手当は除く）。

三、職員及準職員の海外出張、留学、学術研究旅行。但し、業務上の必要からする中国への出張は除く。

四、職員及び準職員の年度末ボーナス、各種の臨時手当、特別待遇。但し通常のものは除く。

五、工員にたいする各種の手当及び救済措置。

六、業務又は技術に関する顧問・委員の委任。

七、規則、規約、制度、職員、工員の編制。

八、定款及び事業遂行に関する重要な規定。

九、重要な契約とすべての訴訟。

一〇、重要な贈与と受贈。

一一、事業の新規開始、再編、廃止。企業の計画。予決算。

一二、勘定科目の新設、廃止。

一三、取引銀行の変更。

一四、株主総会議案。

一五、その他の重要事項。

住友合資会社は、前項の諸事項に承認を与える際に、住友合資会社の職員で子会社役員の任にある者と相談しなければならない。

第五条　第一条の規定によって子会社の役員となった者は、住友合資会社の定めるところにしたがって当該会社に関する各種報告書を提出するものとする。

第六条　第一条の規定によって子会社以外の会社の役員となった者は、当該会社の資本金の増減、株式の未払込分の追加払込、社債の募集、その他重要な事項に関して、その意見を表明することができるように、あらかじめ住友合資会社重役会の事前承認を得なければならない。

第七条　第一条の規定によって子会社以外の会社の役員となった者は、当該会社の重役会の議題その他の重要事項に関して、適宜、住友合資会社重役会に報告書を提出しなければならない。

付則　住友銀行に関しては、本内規第四条の承認を要する事項は次のように読みかえるものとする。

一、第一項は、「四級職以上の職員の任命、解雇、昇進、賞罰、及び本店課長、支店長以上の任命、異動」。

二、第六項は、「顧問・委員の委任」。

三、第九項は、「重要な契約、訴訟（通常のものは除く）」。

四、第一一項は、「企業の新規開始及び廃止」。

五、第一二項は、「勘定科目の新設・廃止（銀行特有のものは除く）」。

関係会社の役員に関する内規（昭和一三年一月制定、株式会社住友本社）

第一条　株式会社住友本社の利害を代表して関係会社の役員となる者は、住友本社及びその連繋会社の社員のうちから、住友本社が任命するものとする。

第二条　前後の規定によって関係会社の役員となった者は、住友本社の指示する方針に沿って当該会社の経営に参加し、特に、次の事項に関しては、当該会社の社内決定にさきだって、あらかじめ住友本社の承認を得なければならない。

一、定款の改正、未払込資本金の払込、社債の起債。
二、事業の新規開始、再編、廃止。企業新設計画。
三、予決算。
四、外部への投資、役員派遣。
五、主要社員の任命、解雇、異動、退職手当の決定。
六、社員の海外出張、留学。但し満州・中国への業務出張を除く。
七、ボーナス支給、各種の臨時手当、社員の特別待遇。但し、通常のものと小額のものは除く。
八、重要な規則、規約、制度、社員・工員の編制の制定。
九、工員にたいする各種の手当及び救済措置。但し通常のもの、小額のものは除く。
一〇、事業遂行に関する重要な規定。
一一、重要な契約と訴訟。
一二、重要な贈与と受贈。
一三、取引銀行の選定。
一四、株主総会議案。
一五、その他の重要事項。

前項の諸事項は、住友本社の指示するところにしたがって当該会社の事業状況に応じて変更されることがある。

第三条　第一条の規定によって関係会社の役員となった者は、住友本社の定める事項及びその他の当該会社の事業の重要事項に関する報告書を提出するものとする。

第四条　第一条の規定によって関係会社の役員となった者の給与とその他の手当は別に定める。

第五条　第一条の規定によって関係会社の役員となった者が、定年、解雇その他の理由で当該関係会社役員の公的地位を失った場合には、自動的に第一条の規定による関係会社のすべての役職を失い、ただちに退任の手続をとるものとする。

これらの内規は、本社内部においてすら公表されず、ただ、連繋会社・関係会社への本社派遣役員に選任された人物にのみ、極秘扱いで手交され、その遵守が指示されたのである。住友本社から司令部に提出された文書には、秘密にされた理由は、全株主の利害にたいして責任を持って最善を尽すべき連繋会社・関係会社の役員達に、彼等の活動を本社が制約していることを公表することは不適当と考えられていたためと説明されている。

役員選任の実態について、同じ文書は、連繋会社の場合は会社の最高責任者（社長、社長制のない会社では専務又は常務）を住友本社が選任し、他の主要な役員は、本社が主導権を行使した例もあるが、おおむね、最高責任者の推薦した者を本社が本社の利害代表者として任命したと述べている。また、関係会社の場合には、その親会社にあたる連繋会社が、内規第一条の規定に沿って役員を任命した。一般役員については、取締役会議案の事前提出が規定されていたので、事前に本社が相談にあずかる機会があったと述べられている。

最後に、安田財閥の傘下会社統轄体制を見よう。財閥本社である合名会社安田保善社は、昭和一九年一二月一日に定款を改正して、「当社ハ関係会社ノ統轄、監理並ニ関係事業ノ指導育成ヲ図ルタメ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス」と事業目的条文に本社的機能を明文化した。[35] その際に合名会社を株式会社安田本社に改組する構想もあったが実現はしなかった。これにさきだって、昭和一七年一月から実施された機構改革では、それまで議決機関であった理事会を諮問協議機関に改めて、総長の直裁体制を明確にするとともに、常勤理事制を設けた。関係内規は、次のように規定された。

第五条　当会社ニ左ノ役員ヲ置キ重役ト称ス

一、総　長　一名

一、常勤理事　若干名
一、理　事　若干名

第六条　役員会ハ総長必要アリト認ムルトキ随時之ヲ招集シ重要事項ヲ協議ス

第七条　重要事項諮問ノ為メ顧問ヲ嘱託スルコトヲ得
業務上重要事項諮問ノ為メ参事又ハ副参事中ヨリ参与ヲ嘱託スルコトヲ得
総長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ評議員、協議役ヲ嘱託スルコトヲ得

第十二条　常勤理事ハ総長ヲ補佐シ総長事故アルトキ総長ノ指名シタル社員タル常勤理事其職務ヲ代理ス
理事ハ随時総長ノ招集ニ応シ重要事項ノ協議ニ与ルモノトス

同条ノ二　当会社ニ秘書役ヲ置キ参事又ハ副参事ヲ以テ之ニ充ツ
秘書役ハ総長直属トス

安田総長の統轄権能が強化され、総長を少数の常勤理事が補佐し、他の理事は、それぞれの銀行会社の経営に専念する体制がととのえられたのである。

本社と関係会社との関係は、稟議報告規程に定められ、歴史的に変化してきたが、昭和二〇年四月一日の改正規程には、次のように定められている。

稟議事項
人事関係
一、役員ノ進退並ニ諸給与
二、重要職員ノ任免異動
三、他行社派遣役員（安田保善社在籍者）ノ進退

四、一般諸手当ノ創設及変更、其他臨時ノ給与
業務関係
一、定款ノ制定、変更
二、株主総会ノ招集及提議事項
三、関係行社及別ニ定ムル会社ノ株式ノ売却
四、予算損益処分案
但、決算損益処分案ニシテ予算損益処分案ト多額ナル相違アル場合ハ右決算損益処分案
五、事業ノ買収、譲渡、拡張、変更
六、新規事業ノ計画
七、他社事業ニ対スル参画
追而　第三項ノ別ニ定ムル会社ハ左ノ如シ
イ、安田保善社及関係行社ヨリノ役員ノ派遣会社
ロ、前項ノ中左記会社ニ付テハ千株以下ノ株式売却ハ稟議ヲ要セス
日本鋼管、浅野セメント、沖電気、昭和電工、日本精工、九州配電、川南工業、大日本工機
即報事項
人事関係
一、課、支店長以上ノ異動
二、使用人ノ昇給、賞与総額
業務関係
即報ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

一、株主総会ノ状況
二、重役会ノ決議中重要ナル事項
三、同業者ノ申合セ中重要ナル事項
四、官公署、統制会ヨリノ重要ナル通達
五、天災、事変、不時ノ出来事
六、内規其他重要規程ノ制定、変更
七、其他重要ナル事項

報告計表
月　報
本支店綜合貸借対照表及損益計算書
本支店別預金貸出一覧表
半年報
営業報告書　所有株式明細表
年　報
監査書（三月末）
業務報告書（三月末）

戦時状況に対応するために、事務手続を簡略化する方向の改正がおこなわれたもので、これより以前の規程では、本社の承認を必要とする事項が、項目・内容ともにより数多く細かく定められていた。

安田財閥においても、戦争末期の事態に対処するために、昭和二〇年七月四日から、時局対策委員会が設けられた

が、機能を発揮する間もなく、敗戦を迎えたわけである。

以上が四財閥の傘下会社統轄制度の概略である。これらの制度を前提として、具体的には、任命された役員の活動を媒介としながら、財閥は傘下会社をさまざまな程度において支配していた。直系の子会社にたいする場合以外は、上述したような統轄体制を明文化した規程類は設けられないのが普通であったから、その場合の支配の様態は、任命された役員にたいする本社あるいは親会社の個別的な指令に応じて異なるものであったといえよう。

次に四財閥の役員配置状況を、昭和二〇年八月現在でとらえて、傘下会社の支配体制を人的関係の面から見ておこう。

三井財閥の中枢であった三井本社は、三井高公を取締役社長、住井辰男（三井物産出身）、松本季三志（三井物産出身）、佐々木周一（三井船舶専務取締役）、成瀬雄吾（三井銀行出身）を代表取締役常務理事とし、直系一〇社のうち三井船舶と三井信託をのぞく八社の社長が取締役、三井信託社長他一名が監査役という一五名の役員構成であった。[36] 住井を筆頭とする四常務理事を中心に、直系会社代表者が参加して、三井財閥の運営がおこなわれたわけである。三井本社の役員は、出身会社以外の傘下会社の役員を兼任することによって、企業間結合を強化する役割を果す場合も多く、たとえば、松本常務理事は、三井倉庫社長、三井鉱山、三井精機工業、東洋棉花、昭和飛行機工業各取締役を兼任していた。本社役員一五名のうちだれかが役員（取締役及び監査役）を兼任していた会社は、直系一〇社全社、準直系一二社中五社であり、そのほかの傘下会社では、北海道炭砿汽船、昭和飛行機工業等がある。

このような本社役員の直接派遣と、本社または親会社の任命した役員の配置によって、傘下会社を人的に支配する体制がつくられていたが、その際に、一人の人物が二社以上の会社の役員を兼任することによって、会社間の結合関係を人的につくりだす方策もしばしば用いられた。いわゆる兼任重役制である。この役員兼任関係を、三井本社、直

表 0-15　三井財閥の役員兼任関係

	三井本社	直系10社	準直系12社	その他4社	全体合計
三井本社		10/10	5/12	1/4	
直系10社	10/10 (100.0)	11/45 (24.4)	13/120	5/40	
準直系12社	5/12 (41.7)	23/120 (19.2)	3/66 (4.5)	1/48	
その他4社	1/4 (25.0)	5/40 (12.5)	1/48 (2.1)	2/6 (33.3)	
合計	16/26 (61.5)	49/215 (22.8)	32/246 (13.0)	9/98 (9.2)	61/351 (17.4)

（注）兼任実施件数／兼任可能件数とその割合（兼任実施率）を示す.
出所：付属資料22-(1)より作成.

系一〇社、準直系一二社、関連会社四社の二七社について見ると、付属資料二二-(1)のようになる。表0-15は、それを整理した結果を示している。全二七社のいずれか二社の間に兼任関係がありうる場合の数は、三五一であるが、そのうち、実際に兼任関係があるのは六一であり、兼任可能件数にたいする兼任実施件数の割合（兼任実施率）は一七・四%になっている。三井本社が、他の二六社と兼任関係を持ちうる場合の数は二六であるが、このうち直系一〇社にたいしては一〇〇%、準直系一二社にたいしては四一・七%、関連四社にたいしては二五%の割合で、兼任（役員派遣）を実施していることは前述の通りである。直系一〇社の相互間には四五の兼任関係がありうるが、このうち実際に兼任役員が存在するのは一一件で、兼任実施率は二四・四%である。直系一〇社と準直系一二社間では、一二〇の兼任可能件数にたいして一九・二%にあたる二三の兼任が実施されており、結局、直系一〇社は、一〇社相互間と他の一七社との間で、二一五の兼任可能件数の二二・八%にあたる四九の兼任関係を持つことになっている。同様に、準直系会社一二社は、相互間と他の一五社との間の二四六の兼任可能件数にたいして、一三%、三二件の兼任関係を持っている。

この数値は、後掲表0-16の三菱財閥の数値にくらべると、どの欄もかなり低くなっている。つまり、三井財閥の場合には、三菱財閥とくらべて、役員兼任制が採用される程度は弱かったといってよかろう。

表 0-16　三菱財閥の役員兼任関係

	三菱本社	分系11社	関係16社	その他1社	全体合計
三菱本社		11/11	16/16	1/1	
分系11社	11/11 (100.0)	52/55 (94.5)	120/176	2/11	
関係16社	16/16 (100.0)	120/176 (68.2)	49/120 (40.8)	0/16	
その他1社	1/1 (100.0)	2/11 (18.2)	0/16 (0)		
合計	28/28 (100.0)	184/253 (72.7)	185/328 (56.4)	3/28 (10.7)	251/406 (61.8)

（注）兼任実施件数／兼任可能件数とその割合（兼任実施率）を示す.
出所：付属資料22-(2)より作成.

三菱財閥の場合には、三菱本社は、岩崎小弥太を代表取締役社長、岩崎彦弥太を代表取締役副社長とし、船田一雄を代表取締役理事長、平井澄、鈴木春之助を取締役常務理事、加藤武男（三菱銀行頭取）、山室宗文（三菱信託・三菱地所社長）、三橋信三を取締役理事、その他五分系会社社長、一関係会社会長を取締役とし、これに三名の監査役を加えた一七名の役員で構成されていた。[37] 本社役員の傘下会社役員兼任はきわめて多く、前に述べたように岩崎小弥太社長自身九社の取締役を兼任していた。本社役員のなかで、分系・関係会社役員の兼任がもっとも多かったのは鈴木春之助常任理事で、分系七社、関係五社の役員（多くは監査役）に就任していた。また、池田亀三郎取締役（三菱化成工業社長）は、分系三社、関係五社、傍系八社の役員を兼任していた。結局、三菱本社役員一七名は、分系・関係会社二七社のすべてにわたって延べ一〇九件の兼任関係を結んでいたことになる。

三菱本社、分系一一社、関係一六社に日本郵船を加えた二九社について、役員兼任関係を見ると、付属資料二二-(2)の通りである。これを整理すると、表0-16のようになる。二九社のなかのいずれか二社の間に役員兼任関係が生ずる場合の数は四〇六であるが、このうち二五一について実際に兼任関係が存在しており、兼任実施率は六一・八%に達している。分系一一社間では、五五の兼任可能件数にたいして五二の兼任関係が実施されており、兼任関係を持たないのはわずかに

三件にすぎない。分系一一社と関係一六社の間では一二〇件の兼任関係が実施され（兼任実施率六八・二%）、結局、分系一一社では、相互間と他の一八社との間に、七二・七%という高い割合で兼任関係が存在している。関係一六社も、相互間の一二〇の兼任可能件数の四〇・八%にあたる四九の兼任関係を持ち、他の一三社との間も含めて、五六・四%の兼任実施率に当る一八五の兼任関係を持っている。

この数値は、前掲の三井の場合にくらべると著しく高く、三菱財閥では、役員兼任制が、企業間結合の強化手段として多用されていたことを示している。表0-16にあらわれた以外の傍系会社との関係においても、主要な傍系会社四八社のうちの四二社にたいして、本社・分系会社・関係会社の役員が、延べ一〇三件の兼任関係を持っている。三菱製紙、東山農事、東山産業の三縁故会社の場合はやや特殊であり、岩崎隆弥が三社会長を兼任するほか、三社間の役員兼任は見られるが、三菱本社とは一件の兼任関係が存在するのみであり、分系・関係会社との兼任関係も一件にとどまっている。この三社は、人的には、三菱財閥と分離した位置にあったといってよかろう。

住友財閥では、住友本社が、住友吉左衛門を代表取締役社長、古田俊之助を代表取締役として、連繋会社の会長・社長在職者六名、その他二名を取締役とし、大島堅造を監査役とする一一名の役員構成であった。[38] 終戦前後の時期の役員が判明する連繋一四社、関係四社について、役員兼任関係を見ると、付属資料二二-(3)の通りである。本社総理事の古田俊之助は、連繋一〇社と関係二社の取締役会長、連繋四社の取締役を兼任し、また、大島堅造本社監事も、連繋一四社の監査役を兼任している。また、住友本社取締役の岡橋林は、住友銀行社長をはじめとして連繋一〇社・関係一社の役員を兼任している。このように、住友本社役員の兼任数は多く、一一名の本社役員が、連繋一四社・関係三社合計一七社にたいして、延べ七七件の兼任関係を持つ状態であった。

役員兼任関係をしめした表0-17を見ると、住友本社、連繋一四社、関係四社の一九社のうちのいずれか二社の間に役員兼任関係が生ずる場合の総数一七一にたいして、八五・四%にあたる一四六の兼任関係が実施されている。住友本社は、関係一社（帝国圧縮瓦斯）をのぞく全社に本社役員を派遣している。連繋一四社間は、一〇〇%兼任関係が存在し、連繋一四社と関係四社の間では、五六の兼任可能件数にたいして三五の兼任関係が実施され、関係四社間では六の兼任可能件数にたいして三の兼任が実施されている。四財閥のなかで、住友は、もっとも強力な役員兼任体制をとっていたと見てよかろう。

表0-17　住友財閥の役員兼任関係

	住友本社	連繋14社	関係4社	全体合計
住友本社		14/14	3/4	
連繋14社	14/14 (100.0)	91/91 (100.0)	35/56	
関係4社	3/4 (75.0)	35/56 (62.5)	3/6 (50.0)	
合　計	17/18 (94.4)	140/161 (87.0)	41/66 (62.1)	146/171 (85.4)

（注）兼任実施件数／兼任可能件数とその割合（兼任実施率）を示す．
出所：付属資料22-(3)より作成．

安田財閥の統轄中枢であった合名会社安田保善社は、総長安田一を中心に、常勤理事安田楠雄、安田彦四郎、武井大助、理事戸倉惣太郎、安念精一、岩村清一、楊井勇三、顧問安田善五郎の九名の役員で構成されていた。[39] 終戦前後の時期の役員が判明する関係会社一六社について、役員兼任関係を見ると、付属資料二二-(4)のようになる。安田一総長が五社、安田善五郎顧問が六社の関係会社役員を兼ねているのが、兼任件数の多い事例であり、他の安田保善社役員は、二～三社を兼任する程度である。関係社一六社のうちの七五%にあたる一二社に、安田保善社役員が配置されている。安田保善社と関係一六社の一七社のなかのいずれか二社の間に役員兼任関係が生ずる場合の総数は一三六であるが、そのうち四一・九%にあたる五七の兼任関係が実施されている。関係一六社の間では、一二〇の兼任可能件数にたいして、三七・五%にあたる四五の役員兼任が見られる。役員兼任制は、安田財閥においては、三井財閥よりも多用されているが、三菱財閥ほどは用いられていないということができる。

(1) 連合軍総司令部によって、当初、財閥家族として取り扱われたのは、一四家族であったが、「持株会社整理委員会令」によって指定され、資産処分措置の対象となったのは一〇家族であり、また、「財閥同族支配力排除法」の対象となったのも同じ一〇家族であった（第三章第二節参照）。

(2) 「持株会社整理委員会令」による指定時は、財閥家族が昭和二二年三月一四日、系列持株会社は、昭和二一年九月六日、一二月七日、一二月二八日のいずれかである（付属資料一九参照）。昭和二〇年一一月の「会社解散制限令」の公布と、二一年三月の同令改正によって、財閥家族と主要会社の資産処分は、大蔵大臣の許可制となっていたから、指定時現在の資産状況は、実質的には、昭和二〇年末ないし二一年三月現在の資産状況に近似していると見てよい。

(3) 大蔵省主税局『第七一回主税局統計年報書』、七四ページ。

(4) 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』、三〇三ページ。この数値には、株式以外に出資証券が含まれていると思われるが、その額は不明。同書四六六ページによると、「会社証券保有制限令」の対象株式・持分総額は一五億四四二一万円、うち持分七三一万円であり、出資証券分が小額であることは確認できる。

(5) 表0-5の表注(4)の通り、鮎川（日産）系には、本社的な㈱日産（一〇〇〇万円）が算入され、住友には㈱住友本社（二億二五〇〇万円）が算入されていない。本社を含む数値では、もちろん住友の方が大きく、本社を含まない数値では鮎川（日産）がやや大きい。

(6) ㈱安田保善社（三〇〇〇万円）と古河鉱業㈱（五〇〇〇万円）を加えると、やや古河の方が大きくなる。

(7) 所有主体としては、このほかに、制限会社・従属会社・関係会社の役員、従業員等と財閥同籍者がある。昭和二〇年一二月八日以降に対象会社が、その役員等に処分対象となるべき株式を肩替り保有させて、実質的に持株関係を維持しようとした事実がある。この偽装的な名義上の個人所有分も、「会社証券保有制限令」は、処分対象とした。これらの名義人の所有分は、持株会社整理委員会の公刊資料では、それぞれの名義人の所属する会社、つまり実質的な所有会社の所有分に含めて集計されている（名義人所有分合計額は、本巻三五一ページ参照）。また、「財閥同族支配力排除法」によって、財閥家族と同一戸籍内の同籍者も所有株式（同一会社資本金額の一〇%を超える所有分）処分の対象となったが、この適用を受けたのは浅野系の一件のみであった（本巻三二九ページ参照）。煩雑になるので、役員等名義人と財閥同籍者は、図0-2では省略した。

(8) 持株関係の確認時点にはズレがある。財閥家族と持株会社については、前注(2)の通り、ほぼ昭和二一年三月現在であるが、「会社証券保有制限令」の対象会社については、昭和二三年五月一〇日現在の数値になる。ただし、「会社証券保有制限令」は二一年一一月に公布施行されているので、それ以降は持株関係は凍結されている。また、それ以前についても、制限会社に関しては、ほぼ二一年三月で持株関係は凍結されており、制限会社以外の会社に関しても、同系内の株式移動・名義人をもちいた偽装的株式移動は捕捉されている。したがって、「会社証券保有制限令」関係の数値は、おおむね、二一年三月現在と近い持株状況を示すと考えてよかろう。もちろん、三井物産・三菱商事のように二三年五月以前に解散させられてしまった会社（発行株式）の場合は例外である。

(9) 以下、三井財閥についての記述は、『三井本社史』、持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』による。

(10) 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体(別巻)』図表「四大財閥系主要会社人的交流図」による。ただし、同図に欠けている準直系会社三社、三井軽金属、東洋高圧工業、熱帯産業については、昭和一九年一一月または一二月の各社営業報告書で補ったので、三社については、終戦時現在ではない。

(11) 「三菱合資会社組織変更ニ関シ社長挨拶」（『三菱社誌』昭和一二年一〇月四日）。

(12) 三菱本社総務部「三菱本社並分系会社傍系会社及関係会社（付主要縁故会社）、昭和二〇年八月調」（『三菱社誌』昭和二〇年八月一日）による。

(13) 前掲『日本財閥とその解体（別巻）』図表「四大財閥主要会社人的交流図」による。ただし、同図に欠けている会社のうち、満州住友金属工業、日本板硝子、帝国圧縮瓦斯の三社については、社史又は営業報告書で補った。

(14) 前掲『日本財閥とその解体(別巻)』図表「四大財閥主要会社人的交流図」、『安田保善社とその関係事業史』による。ただし、同図に欠けている会社のうち、四国銀行、大垣共立銀行、日本動産火災保険、日本光機工業、帝国ピストンリング、日本紙業、中国鉄道の七社については、社史、営業報告書等で補った。

(15) 株式会社三井本社「業務規定」（三井文庫所蔵）。

(16) 株式会社三井本社「業務報告書」第二回（昭和一九年上期）（三井文庫所蔵）。

(17) The Methods of Control Employed by the Mitsui Zaibatsu over its Affiliated Companies. GHQ/SCAP, Government Sectoin File. Zaibatsu Controls—Miscellaneous.（国立国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(A)〇一四八三）この文書には作成者の署名がないので、三井側提出文書と確定はできない。

(18) 昭和一八年二月八日付「目的変更認可申請書」（『三菱社誌』昭和一八年二月八日）。

(19)『三菱社誌』昭和一八年二月八日。

(20) 大正五年七月一日に、岩崎小弥太は三菱合資会社社長となり、翌六年以降、分系会社を分離独立させていわゆるコンツェルン形態をつくりだしていった。分系会社の統轄体制は、大正八年一二月二〇日の三菱合資会社職制でまず整備され、さらに大正一一年七月二六日の職制改正でひとまず完成したかたちになった。大正一一年七月の職制の主要部分は次の通りである（『三菱社誌』大正一一年七月二六日）。

三菱合資会社職制

一、社　長

第一条　社長ハ社業ヲ総統シ分系会社及関係諸会社ノ業務ヲ董督ス

二、総理事及常務理事

第二条　当会社ニ総理事一名ヲ置ク

総理事ハ社長ヲ補佐シ社長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第三条　当会社ニ常務理事一名若クハ数名ヲ置ク

常務理事ハ社務ヲ掌理シ各部課ノ事務ヲ監督ス

第四条　常務理事二名以上ヲ置クトキハ社長ノ命ニ依リ各職務ノ分担ヲ定ムルコトヲ得

三、理事会

第五条　当会社ニ理事会ヲ置ク

理事会ハ社長ノ諮問ニ応シ重要事項ヲ審議シ併セテ当会社及分系各会社間ノ連絡ヲ謀ルヲ以テ目的トス

第六条　理事会ハ左ノ諸員ヲ以テ之ヲ組織ス

一、総理事

二、常務理事

三、分系会社取締役会長

四、分系会社取締役中ヨリ特ニ任命セラレタル者

第七条　理事会員ハ其所見ニ依リ事件ノ如何ニ拘ラス理事会ノ審議ヲ求ムルコトヲ得

第八条　理事会員ハ各会社間ニ関係連絡アリト認ムル重要事項ハ各自之ヲ理事会ニ報告スヘシ

第九条　理事会員ハ前条ノ事項ニ付他ノ会員ニ対シ質問ヲ為スコトヲ得

第十条　理事会ノ議長ハ総理事之ニ任ス

総理事事故アルトキハ他ノ上席会員之ニ任ス

第十一条、第十二条（略）

第十三条　理事会ハ毎週一回定日ニ之ヲ開ク但緊急ノ必要アルトキハ臨時開会スルコトヲ得

第十四条　社長ハ理事会ニ臨席ス

社長ノ臨席ナキ場合ニハ議長ヨリ会議ノ概要ヲ社長ニ報告スヘシ

(21) 昭和六年一二月一七日の改正職制の主要部分と、社長室会内規は次の通りである（『三菱社誌』昭和六年一二月一七日）。（以下略）

三菱合資会社職制

一、社　長

第一条　社長ハ社業ヲ総統シ分系会社及関係諸会社ノ業務ヲ董督ス

二、総理事

第二条　当会社ニ総理事一名ヲ置ク

総理事ハ社長事故アルトキハ之ヲ代理ス

三、常務理事及理事

第三条　当会社ニ常務理事一名ヲ置ク

常務理事ハ社務ヲ掌理シ各部課ヲ監督ス

第四条　当会社ニ理事一名若クハ数名ヲ置ク

理事ハ常務理事ヲ補佐シ常務理事事故アルトキハ之ヲ代理ス

第五条　理事二名以上ヲ置クトキハ社長ノ命ニ依リ各職務ノ分担ヲ定ムルコトヲ得

四、社長室会

第六条　当会社ニ社長室会ヲ置ク

社長室会ハ社長、総理事及管事ノ役ニ在ル者ヲ以テ之ヲ組織ス但特ニ任命セラレタル者ヲ参加セシムルコトヲ得

第七条　社業ノ重要ナル事項ニ付テハ社長ハ社長室会ノ審議ヲ経テ之ヲ決裁ス
第八条　社長室会ニ関スル内規ハ別ニ之ヲ定ム

五、理事会

第九条　当会社ニ理事会ヲ置ク
理事会ハ左ノ諸員ヲ以テ之ヲ組織ス
一、常務理事
二、当会社在籍ノ分系会社取締役会長
三、分系会社常務取締役中ヨリ特ニ任命セラレタル者
第十条　理事会ハ決議機関トシテ左記其他重要ナル事項ヲ審議ス
一、重要ナル社規ノ制定変更
一、新規事業ノ計画並ニ経営事業ノ改廃
一、重要ナル投資並ニ契約
一、分系会社ニ於ケル前三号事項ノ承認
第十一条　理事会員ハ各会社間ニ関係連絡アリト認ムル事項ハ各自之ヲ理事会ニ報告スヘシ
第十二条　理事会員ハ前条ノ事項ニ関シ他ノ会員ニ対シ質問ヲ為スコトヲ得
第十三条　理事会ノ議長ハ常務理事之ニ任ス
常務理事事故アルトキハ出席会員中上席会員之ニ任ス
第十四条　社長並ニ社長室会員ハ理事会ニ出席ス但議事ニ関シテハ質問ニ止メ賛否ノ意見ヲ発表セス
第十五条　理事会ノ議事ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス賛否相半スルトキハ議長之ヲ決ス

（以下略）

社長室会内規

第一条　社長室会ハ左ノ事項ヲ審議ス
一、当会社並ニ分系会社組織ノ変更
一、重要ナル事業ノ計画並ニ契約

一、理事会諮問案ノ決定
一、理事会決議ノ採否
一、分系会社取締役会ノ議案
一、重要ナル人事並ニ給与
一、重要ナル寄付贈与
第二条　社長室会ハ業務ノ情況ニ付不断各当事者ヨリ報告説明ヲ為サシムルモノトス
第三条　社長室会ノ議事ハ社長之ヲ整理ス
第四条　社長室会ノ決議ノ発表ハ総テ社長ノ名ニ於テ之ヲ為シ常務理事ヲ経テ之ヲ執行スルモノトス
第五条　社長室会ノ大切ナル決議ノ記録ハ常務理事会之ヲ保管ス

(22)　昭和一二年一二月二一日制定の三菱社職制と三菱協議会会則の主要部分は次の通りである（『三菱社誌』昭和一二年一二月二一日）。

株式会社三菱社職制

第一条　社長ハ会社全般ノ業務ヲ統督ス
第二条　副社長ハ社長ヲ補佐シ社長事故アルトキ之ニ代ル
第三条　専務取締役ハ社長ヲ補佐シ業務ヲ執行ス
第四条　取締役ハ取締役会ヲ組織シ重要ナル業務其他ノ事項ヲ決議ス
第五条　社長、副社長及専務取締役ハ常務会ヲ組織シ重要ナル事項ヲ協議遂行ス
第六条　常務会ハ定時開会シ議決ハ全員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

（以下略）

三菱協議会会則

第一条　三菱社専務取締役並ニ分系各会社取締役会長ハ各社間ニ共通又ハ関係アル事項ニ付打合ハセヲナス為メ三菱協議会ヲ組織ス
第二条　会員ハ各自議案ヲ提出スルモノトス
第三条　議長ハ会員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

議長ハ会務ヲ総理ス

（以下略）

(23) 昭和二〇年七月一七日の三菱総力本部の設置理由と会則主要部分は次の通りである（『三菱社誌』昭和二〇年七月二七日）。

総力本部ヲ設置スルハ現下ノ国情ニ応シ傘下ノ総力結集ヲ更ニ強力ニ推進実行セシムル趣旨ニ外ナラス三菱本社及分系関係会社ニ於ケル機構ハ現状ノ儘トシ従来通リ戦力増強ニ努力スルコト論ヲ俟タス

三菱総力本部会則

第一条　刻下ノ緊迫セル国情ニ即応シ三菱ノ総力ヲ一層強力ニ綜合結集スルノ目的ヲ以テ三菱本社ニ三菱総力本部（以下本部ト称ス）ヲ置ク

第二条　本部ハ会長之ヲ統裁シ会長ハ三菱本社社長之ニ任ス

第三条　本部ニ会員若干名ヲ置キ会長之ヲ指名ス

会員ハ定時又ハ随時会議シ第一条ノ目的達成ニ必要ナル重要事項ヲ決定シ会長ノ決裁ヲ経テ直ニ之ヲ決行ス

第四条　本部ニ幹事若干名ヲ置キ会長之ヲ指名ス

幹事ハ会務ヲ処理シ内外各方面ノ連絡ニ当リ且ツ決定事項ノ実行推進ニ当ル

(24) 「分系会社ト合資会社トノ関係取極」（大正七年五月二〇日）、「三菱合資会社組織変更ニ関シ社長挨拶」（昭和一二年一〇月四日）、「三菱社分系各会社間関係事項取扱内規」（昭和一三年二月二五日）（『三菱社誌』各年月日の記事）。

(25) 『三菱社誌』昭和一六年五月二七日。

(26) 「三菱社分系各会社間関係事項取扱内規」（昭和一三年二月二五日）（『三菱社誌』同年月日）。これは、ほぼ本文に引用した昭和一六年五月二七日の内規と同じである。

(27) The Actual State of Control Exercised by the Mitsubishi (Limited Partnership) Honsha and its Affiliated Companies over their Personnel Affairs, signed by Toshio Ishiguro, Jan., 1948. GHQ/SCAP, Government Section File, Zaibatsu Controls—Miscellaneous.（国立国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(A)〇一四八三）。

(28) 「分系会社ト合資会社トノ関係取極」（大正七年五月二〇日）、「分系各会社ト本社トノ関係」改正（昭和四年六月一二日）、「三菱社分系各会社間関係事項取扱内規」（昭和一三年二月二五日）（『三菱社誌』各年月日）。

(29) 「分系会社重役会内規案」（大正一一年八月一日）、「分系会社重役会内規案」改正（昭和四年六月一二日）、「取締役会ニ提出スベキ議案ニ付通知」（同日）（『三菱社誌』各年月日）。

(30) 『三菱社誌』昭和七年二月一八日。

(31) 注(28)の大正七年五月、昭和四年六月の内規と、「分系各会社ト本社トノ関係」改正（昭和七年二月一日）（『三菱社誌』同年月日）。なお、昭和七年改正では、「正員見習採用ノ決定ハ社長ニ伺出テ其承認ヲ経ルコトヲ要ス、直ニ正員ニ採用スル場合亦同シ」と、正員（事業所の直傭職員である准員と区別された正規の職員）採用の本社社長承認制を規定していたが、昭和一三年二月の「三菱社分系各会社間関係事項取扱内規」以降、この規定はなくなった。

(32) 前掲『日本財閥とその解体』による。

(33) The Internal By-Law regarding the Officers of Subsidiary Companies and the other Companies (Enacted on 19th May, 1921, Sumitomo Partnership Co.). Attached Paper A to 'Regarding the Regulations of Personnel Control in Sumitomo and its Actual Handling' the Sumitomo Honsha. GHQ/SCAP, Government Section File, Zaibatsu Controls-Miscellaneous. 国立国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(A)〇一四八三）。この内規と次注の内規の日本文の正式名称と各条項の正文は未確認であり、本書では仮訳としておく。以下の本文の記述は、この司令部宛提出文書による。

(34) The Internal By-Law regarding the Officers of Quasi-Affiliated Companies., op. cit. ただし、このうち連繋会社に関する内規は、民政局文書のなかには保存されていない。E・ハドレーの著書には引用されているので、部分的には判明する（E. M. Hadley, *Antitrust in Japan*, pp. 84-85.）。

(35) 『安田保善社とその関係事業史』による。以下本文は同書による。

(36) 三井財閥に関しては、前掲『日本財閥とその解体（資料）』図表「四大財閥系主要会社人的交流図」、及び、各社社史、営業報告書等による。注(10)参照。

(37) 三菱財閥に関しては、三菱本社総務部「三菱本社並分系会社傍系会社及関係会社（付主要縁故会社）、昭和二〇年八月調」（『三菱社誌』昭和二〇年八月一日）による。

(38) 住友財閥に関しては、前掲『日本財閥とその解体（別巻）』図表「四大財閥主要会社人的交流図」、及び、各社社史、営業報告書等による。注(13)参照。

(39) 安田財閥に関しては、前掲『日本財閥とその解体（別巻）』図表「四大財閥主要会社人的交流図」、『安田保善社とその関係事業史』、及び、各社社史、営業報告書等による。注（14）参照。

第一章　財閥解体・集中排除政策の形成過程

第一節　「初期の基本的指令」

一　一九四五年初期までの政策検討

アメリカ政府が対日占領政策の検討を開始したのは、一九四二年夏ころからであったが、政策文書立案過程で財閥に対する措置が問題とされたのは、一九四三年七月の「戦後日本の経済的考察」(Japanese Post-War Economic Considerations)と題する国務省経済調査課 Division of Economic Studies の文書が最初である。[1] 起草者は、フィアリー Robert A. Fearey で、同年七月三〇日の「戦後外交政策に関する諮問委員会」(Advisory Committee on Post-War Foreign Policy、略称ＡＣＰＦＰ）の領土問題小委員会 Territorial Subcommittee 第五三回会議に提案された。[2] この文書は、戦後対日経済政策についての三種の見解、すなわち、①すべての近代工業設備を除去し、外国貿易から遮断し、農業国にする、②軽工業を残し、外国貿易も許可するが、重工業は解体させ、商船隊は放棄させる、③軍需産業

と航空機産業・造船業を解体させるにとどめる、のそれぞれを検討したうえで、第三の見解を採用することを提案している。その限りで、この文書は、「寛大な対日政策」を基調としているといえるが、戦後日本の経済環境を検討し、最低限度の生活水準を維持するための前提条件を指摘した部分では、農地改革と財閥解体の必要性を強調している。そこでは、外国貿易の振興とならんで、国内市場拡大のための経済構造の改革が、日本経済の存立にとって不可欠であるとされている。すなわち、工業・農業両部門における徹底的な改革によって、人びとは企業利潤のより大きな分け前を手に入れることができるようになり、国富と所得のより広汎で公平な分配が実現され、国内の購買力が拡大して、はじめて、日本経済の存立と生活水準の維持が可能になるという主張である。

この文書の「工業・商業・金融における独占支配」という項は、おおよそ次のような内容である。三井・三菱・住友・安田の財閥家は、半ダース程度の他の小財閥とともに、日本の工業と商取引の約七〇％を支配し、商業銀行預金の三分の一を保有している。巨大財閥が行使する独占的支配力と経済力の強さは、世界に比肩すべきものがない。日本経済にたいする財閥の長期にわたる支配の害悪は、主として、富と所得が巨大企業とそれを支配する少数の個人の手に極端に集中している点にあらわれている。労働者達や国民全体が、常に正当な分配を得ることができないでいるのは、巨大財閥が存在しているためである。日本の工業部門から財閥を排除しても、生産効率は低下しない。各部門の企業の数や規模は変化しないが、生産コストはかなり低下するであろう。排除の方法としては、巨大財閥の金融資産に対する支配を破壊することが最初の目標になるが、それのみでは全く不十分である。財閥は、たとえば、ゼネラル・モータースとかUSスチールなどと対比されるものではなく、そのような工業の巨大企業のすべてを支配し、さらにスタンダード石油やチェース・ナショナル銀行をも傘下に納めているような超持株会社というべき存在なのである。この、諸産業にまたがる水平的な独占支配の構造が、日本財閥を他の国々の巨大独占企業から区別する大きな特

徴であり、それが、財閥を不死身な存在とするものである。財閥解体問題への一つの接近方法は、財閥資産を国家によって直接接収し、財閥家族には年金を支給することである。第二の方法は、財閥の保有する有価証券を政府公債とひきかえに低価格で国有化し、のちに、その証券を個人株主に再販売することである。第三の方法は、現在の緩い相続税率を大幅に引き上げることである。

このように、フィアリー起草の政策文書は、日本経済の非軍事化の方法を問題としているが、財閥に関しては、その戦争協力責任を直接に指摘したり、巨大独占の存在が対外侵略に結果したという論法をもちいて、懲罰的な財閥解体論を主張しているのではない点に注目する必要がある。財閥解体と農地改革は、戦後の日本経済の安定条件として、いわば、経済学的、あるいは、再生産論的な観点から、その必要性が主張されている。非軍事化政策としては、もっとも「寛大な対日政策」が選択されたうえで、なお、経済改革が提案されているところに、このE-一五五（T-三五四）文書の特徴がある。

ACPFPの領土問題小委員会では、E-一五五（T-三五四）文書は、継続的には討議されなかったようであり、やがて、対日政策の立案は、一九四三年一〇月に国務省に設置された「部局間極東地域委員会」(Inter-Divisional Area Committee on the Far East、略称FEAC）が中心に担当するようになった。FEACが、最初に作成した対日経済政策文書、「日本―経済政策」(Japan: Economic Policy)（CAC-一六〇）では、財閥問題にはきわめて消極的な姿勢がしめされている。一九四四年四月一日付の草案には、「一般に、日本の国内経済にたいする干渉は避けるべきである。ただし、国内経済の再編成についての助言や助力を日本政府が望んだ時には、それを提供すべきである」との文章がある。[3] FEACは、一九四四年五月三〇日の第七九回会議でこの箇所を討議した。[4] ブレークスリーGeorge H. Blakeslee議長は、はじめに、ドイツにたいする戦後政策文書CAC-一四三aのなかにある、ユンカー的土地所

有の解体勧告は、国務省の「戦後計画委員会」(the Committee on Post-War Programs、略称PWC)ですでに承認されており、また、ドイツの金融工業独占体の解体勧告については、PWCでは未決定である旨を報告した。ブレークスリー議長は、国務省内で検討中の対独政策と対日政策に差異が生じている点について注意を喚起したものであろう。その後の討論では、前出の文章の解釈について、あるメンバーは、日本国内経済への干渉は最小限にとどめるべしとの趣旨であると発言し、他のメンバーは、財閥や農業状態に影響を与えるような長期的政策展開を占領当局は試みるべきでないとの趣旨であると発言した。また、国際法によれば、占領当局は、軍政目的にとって必要である場合を除いて、被占領国の基礎的経済構造を変革する権利を持っていないとの発言もあった。討議は、六月一日の第八〇回会議に持ち越され、結局、日本国内経済の長期的再編成と改革は、日本人の手に実行をゆだねるべきであり、日本の国内経済にたいする長期的視点からの干渉は、最小限にとどめるべきであるとの原則が確認された。[5]

そして、一九四四年六月二八日付の草案では、「日本国内経済の統制」という一項が設けられ、「戦後期の日本国内経済の統制は占領目的達成に必要な範囲に限るべきである。日本国内経済の長期的改革と再編成は、ワシントンからの明示された指令に従ってのみ実施されるべきである」と規定された。[6] ワシントン、つまりアメリカ政府の指令如何によるとの表現になってはいるが、この時点でのFEACは、長期的改革の指令を立案する意図は持っておらず、CAC-一六〇文書は、占領軍が現地の判断で国内改革に着手することを防止する含みの政策文書になっている。

FEACは、CAC-一六〇文書と並行して「日本―軍政下の経済政策」(Japan: Economic Policies during Military Occupation)(CAC-二二二)と題する政策文書の検討をおこなっていた。CAC-二二二文書は、軍政期間中に時期を限定した比較的短期の政策に関する文書で、比較的長期の政策を扱うCAC-一六〇文書と対をなすものである。一九四四年六月三日付のCAC-二二二文書草案からFEACの検討作業が開始され、六月一九日付の草案にいたって、「占領軍当局は、特別に指令された場合を除いて、日本経済の長期的構造に影響を及ぼす試みをおこなうべきでない」との文章が付け加えられた。[7] 前出のFEAC第八〇回会議(六月一日)におけるCAC-一六〇文書の検討結果が、この文章の追加をもたらしたことは明らかである。このように、一九四四年夏の時点では、FEACレベルでの政策検討のなかで、財閥解体などの積極的改革措置は問題とされず、むしろ、改革には消極的な姿勢がうかがわれる。

CAC-一六〇文書などにしめされたFEACの「寛大な対日政策」の方向にたいしては、当然のことながら、「強硬な対日政策」を主張する立場からの反対がおこった。とくに、対独政策の立案が、モーゲンソー Henry Morgenthau, Jr.財務長官の強硬路線に影響されながら進行しつつあったために、[8] 対独政策と対日政策の基本線の差異が目立った。FEACのブレークスリー議長も、前述のように、この点に留意していたが、FEACメンバーの大勢は、「寛大な対日政策」を選んでいたわけである。国務省の内部では、経済局財政金融課から、とくに賠償政策について批判が出された。[9] 外部では、一九四四年に新設された各省間対外経済政策委員会 Inter-Departmental Executive Committee on Economic Foreign Policy(略称ECEFP)が、対独政策と整合的な対日経済政策の起草を財政金融課に指示するという批判的な動きがおこった。[10] FEACでは、財政金融課から提出された、賠償政策修正案をめぐって激しい議論がおこなわれた結果、[11] CAC-一六〇文書は、審議延期のかたちで、事実上廃案になってしまった。CAC-二二二文書は、国務省の「戦後計画委員会」(PWC)に提出され、PWC-二九六文書として一九四四年一一月にPWCで討議されたが、基調が寛大すぎるなどの理由で、FEACに差戻しになってしまった。[12]

この間に、財閥にたいする政策をめぐって、どのような動きがあったかは不明である。ハドレー Eleanor M. Hadleyの回想によると、国務省内には、財閥にたいして二つの見解、すなわち、ひとつは、日本担当課の、財閥はむしろ軍

国主義者に反対する日本の民主的勢力の砦でありこれを除去することは好ましくないという考え方、もうひとつは、経済担当局の、財閥は決して民主的なものではなく、したがってアメリカが戦後日本が民主国家として生まれることを望むならば財閥は解体しなければいけないという考え方とがあり、両派が対立していたが、一九四四年秋には、この対立が一応調整されて、財閥解体が必要であるという見解が基本線になったという。[13] この調整された見解が、どのような内容であったか、現在のところ確認できないが、後の経過から判断すると、財閥にたいするなんらかの規制措置をとるという一般的方針が合意された程度で、措置の具体的な内容まで決められたわけではないと思われる。後に見るように、寛大な政策を主張する日本派の勢力も根強いものがあったから、財閥解体についての具体案が簡単にまとまるはずはなかった。それにしても、一九四四年秋に、なんらかのかたちで財閥を対象とする政策に手をつける方針が、国務省内で合意されたらしいことは注目すべき点であり、これが、アメリカの対日占領政策としての財閥解体政策の出発点になったとみてよかろう。こののちは、財閥解体の具体的内容の策定過程で、日本派と対日強硬派とが対立する。

財閥解体政策の具体案として、早い時期に厳しい線を提案したのは、外国経済局 Foreign Economic Administration であった。対外経済活動をおこなっていた諸機関を統合して一九四三年九月に新設された外国経済局のなかの解放地域部極東課 Liberated Areas Branch, Far Eastern Division は、一九四五年一月に、「日本に関するアメリカの対外経済政策（第二次案）」(Economic Foreign Policy of the U. S. with respect to Japan, "Second Revised Draft") という政策文書を作成している。[14] この文書は、アメリカの対日政策の目標を、日本がふたたび世界の平和を乱すことを阻止し、最終的には平和な極東の一部に統合することを規定したうえで、基本的な経済政策の方向を提示した。それは、まず日本の戦後経済の可能な姿を、①重工業的資本財の生産を第一とし、輸出および国内市

場向けの消費財生産を第二とする経済、②輸出向け消費財生産を第一とし、重工業的資本財と国内市場向けの消費財生産を第二とする経済、③国内市場向け消費財生産を第一とし、重工業的資本財と輸出向けの消費財生産を第二とする経済、の三つの型と見る。そして、①の型は、一九三〇年代後期の日本経済の型であり、戦争経済と直結する必然性を持つし、資源の乏しい日本にとっては不経済な性質のものであるとする。②の型は、一九三〇年代初期までの日本経済の型であり、低賃金と農村への重い負担の上に成立したもので、海外への経済侵略を必然化した型と見る。③の型こそ、アメリカの目標を充足させる型で、国内市場の拡大によって支えられるから、アメリカの極東における利害と対立することはなく、社会的安定性にも富み、軍事的冒険をおかす可能性にも乏しい型である。このように日本経済の望ましい型を規定したうえで、日本に対する経済政策を、七項にわたって提案している。

政策提案A項は重工業の管理で、戦争経済をまかなう能力を削減し平和経済にふさわしい規模に保つことを目指す、B項が財閥関連で、C項は消費財産業・建設産業の奨励、すなわち、衣料品・安い繊維類・家具および備品・肥料・自転車・薬品・電球・ガラス製品等の生産を引き立てることを提言している。D項は、農民に適正な所得をもたらすことを目的に、小作制度の廃止または縮小、農家負債の減免、農産物と工業製品の価格差の解消を提案し、E項は、労働者の所得上昇を目的に労働者の基本的権利の付与と保護等を提言している。農民・労働者の所得向上は、国内市場の拡大によって、前掲③の型の日本経済の確立に寄与することが見込まれている。F項は賠償問題を論じて、賠償の源泉として過剰な重工業的資本財、財閥系会社の海外資産等を指摘している。G項では、貿易がとりあげられているが、貿易問題は連邦関税委員会に委嘱して詳細な計画をつくることとしている。

問題のB項「経営体の再編成」(Reorganization of Business) は、おおむね次のように記されている。

現在までの日本の経営体は、戦争目的のために組織され、戦争機構と一体化していた。日本経済を平和時の状態に調整するた

めに必要な日本経営制度の完全な再編成は、基本的には日本の内部問題である。とはいえ、日本の経営体が経済的侵略と戦争目的の道具として再び役立つことを防ぐための、そして、国内市場向け生産を第一義とし、民主的政府に好都合な経済構造をつくり出すための再編成がどのような範囲でおこなわれるべきかを規定することは、アメリカまたは連合国の責務でもあろう。

この目的に欠かすことが出来ない必要条件は、日本で財閥または寡占として知られ、数十年にわたって日本経済を支配してきた二〇ほどの巨大経営結合体を、指導的権力の座から追い落とすことである。過去の経験よりすれば、財閥支配の継続は、極東におけるアメリカの利害を危くする以外のなにものでもなかった。

財閥結合体は、日本の経済的侵略・征服のコースにおける、不可欠の協力者であった。財閥商社の海外支店は、経済的侵略、スパイ、そして第五列活動の道具として奉仕してきた。日本、満州、朝鮮において、財閥は経済性のない戦争産業を発展させ、国家資金でその補償を得てきた。日本政府との緊密な連繋のもとで、財閥は中小企業を半官的カルテル、工業統制会に組織し、そのなかでの支配的地位によって、日本の工業的戦争努力を指導している。その見返りに、財閥は、征服地域における広大な支配力を獲得した。

金融・海運・保険・工業用原料を独占的に支配することによって、財閥は、中小企業の発達を抑制し、労働市場を独占して賃金を抑え込み、国内消費財価格を人為的高水準に固定させ、結局、国内市場の発達を阻害してきた。

そして最後に、財閥は経済力を政治的領域にまで及ぼして日本における民主主義的要素の成長とその影響力を禁圧している。アメリカは、財閥の権力・富・影響力を弱めようとする日本自身の政策を後援すべきである。しかし、アメリカ政府も、財閥の破壊、大企業の政府からの分離を目指した、次のような特定政策を強く主張すべきである。

1　財閥の現在の役員、元の役員、および、履歴から見てアメリカと国際平和の敵であることが明らかなすべての人物を、企業および政府の役職から排除すること。

2　財閥家族、財閥本社の所有する株式を無償で新しい日本政府に移譲すること。

3　政府の高級官吏と宮内省は、公称資本金百万円以上の企業の株式所有を禁じられる（他に適当な基準があればそれによる）。

4　賠償目的で押収されたり、前記の重工業管理方針の線で破壊または撤去される財閥企業の資産に対しては補償は認められない。

5　重工業と輸出貿易に対する政府の補助は、パイロット・プラントの形であれ、通貨の直接交付、利益保証、特別免税、農業・軽工業を犠牲とする価格固定などの形であれ、ただちに中止されるべきである。

6　財閥が支配的力を持つ諸工業統制会（半官的カルテル）の入会の仕組みを現行の強制的なものから自発的なものに改めること。財閥系会社の役員、政府の高級職員・陸海軍の高級将校は現役者・退役者ともに、これらの統制会および他の工業・商業の諸組織の管理職につくことは禁止されるべきである。

7　軍政下においては、中小企業（従業者五〇人以下、公称資本金五〇万円以下）は、原材料・電力の割当や融資に関して優先的な取扱いをうけるべきである。

以上のように、財閥の解体は、日本経済の平和経済への転換に欠かせない必要条件として重視され、その方法も、人的支配、株式所有による支配、政府との密着による支配等の破壊というかたちで、かなり明確にとらえられている。この文書は、国務省を中心とした対日政策策定作業に外側から協力していた外国経済局(FEA)が作成したものであるから、政策決定の主流とはいえないが、ここに示されている財閥株式の無償没収などの財閥支配に対する厳しい政策提案は、アメリカにおけるひとつの代表的な見解といえよう。

財閥に関する政策をめぐっての強硬路線と柔軟路線の対立は、政策決定にある程度までの影響を与えた民間レベルでの論争にも見ることができる。一九二五年に太平洋・アジア地域十数カ国の学術交流を目的として設立された国際的研究団体である太平洋問題調査会（IPR）は、太平洋戦争の開始とともに、日本の侵略行動を批判し、アメリカ政府への協力を宣言していた。[15] 一九四五年一月に開催されたホットスプリングス大会では、連合国が日本に対してと

るべき戦後政策が主要議題のひとつにとりあげられ、活発な論争が展開された。日本の完全非武装化などでは参加者の意見の一致をみたが、天皇制や財閥の取り扱いに関しては意見は分かれた。イギリス王立国際問題研究所（チャタム・ハウス）から提出された論文「敗戦後の日本」は、天皇制・財閥を含む旧体制をほぼ温存して占領政策に利用することを提案したし、ジョージ・ワシントン大学のジョンストン William C. Johnston 教授は、財閥解体、特に持株会社制度の廃止の提案を含む対日政策レポートを提出している。IPRホットスプリングス大会では、論議のすえ、意見の一致にはいたらず、とりあえず天皇制と同じように日本人の自発的決定に委ねるほかはないと結論された。

二　「初期の対日方針」の策定

国務省では、一九四四年一二月に、いわゆる日本派のリーダー格であったグルー Joseph C. Grew が国務次官に就任したので、対日政策は柔軟路線にむかう可能性が大きくなった。各省間対外経済政策委員会（ECEFP）の要請で国務省の財政金融課が作成して、部局間極東地域委員会（FEAC）に付議した「対日経済政策—総括説明」(Economic Policy toward Japan: Summary Statement) の検討過程で、日本派は、柔軟路線への巻き返しをはかった。一九四五年一月六日付のこの文書の原案（PR-二）は部分的にしか判明しないが、同年四月一七日付の確定案の主内容は、次のようなものである。[16]

Ⅰ「イントロダクション」では、日本の極東における侵略活動は、軍事的政治的経済的側面を持ちそれらは相互に関連し補い合っていたのであるから、それぞれの側面を制御（コントロール）しなければ、恒久平和は望めないと述べ、日本に対する経済政策、特に長期的展望を含んだ政策の確定が急務であることが説かれている。

Ⅱ「一般的な経済的目標」では、(a)軍事産業の破壊と戦争を遂行する経済能力の制御、(b)外部地域の経済的支配の廃絶とその再生の企図の防止、超国家主義的帝国主義的な経済的自給体制とは全く異なった平和的交易による自由国家間の相互依存的経済関係に日本を再適応させること、(c)盗んだ資産の返還と賠償の支払の三項が経済的政策が目指すべきものとしてあげられている。

Ⅲ「時期区分と関連した経済政策と目標」では、三つの時期を想定している。第一期は比較的短かい軍事占領期で、非武装化が進められ、略奪資産の返還・賠償の現物支払もはじめられる一方、経済的混乱を防ぐために、救済問題と産業・輸送機能の回復に注意を払わねばならない。第二期は日本経済の厳格な制御（コントロール）の時期で、五年以内と想定され、賠償と戦争能力の制御のための持続的措置の展開が中心的関心事となる。第三期は、日本国内からの直接的制御がなくなり、一般的な国際的組織による戦争能力の制御がはかられ、やがて、日本も国際的取りきめに参加することになる。

Ⅳ「日本の国内経済の制御」では、敗戦と占領が日本経済に破壊的影響をもたらすと考えられるが、それを統御することは、安全という点からだけでも重要であること、日本経済を最低水準までは機能させることが、占領軍の政策実行の前提となるから、海外からの必要物資輸入も考える必要があること、国内経済の制御は、賠償取立を含むアメリカの一般的経済目標の達成にとっても必要であること、などを述べたのちに、財閥に関して次のように記している。

現在の日本経済には、人民の満ち足りたそして平和な態度を助長すると思われる一般的繁栄状態の発達を阻害すると信じられる、いくつかの特徴がある。この特徴のひとつに、同族会社あるいは財閥をふくんだ日本の大会社（グレート・コーポレーションズ）がある。規制手段（レギュレイティブ・メジャーズ）が必要であり、そのなかには、金融と産業の支配を分離するような銀行制度の改革が含まれるべきである。同時に、立法や

産業慣行が効果的な労働運動を助長するなら、すべての階級に経済的好機会への扉を開くような進歩がもたらされるであろう。しかし、現在の状況を改善することは、戦勝国による日本経済の直接的制御が継続すると思われる短い年月の間では、たやすく実行し得るものでないことも認められる。そこで、この改善のための手段は、いささかためらいがちに示唆されている。日本に自由な政府が確立された場合にのみ、この線に沿った永続的改革がおこなわれる有望な見込みが出てくるのである。

このあと、Ⅴとして「返還と賠償」、Ⅵとして「日本の潜在的な経済的戦争能力の制御」、Ⅶとして「日本に対する経済政策と極東における一般的経済政策との関係」の項目が続いている。

この文書のⅣのうちで財閥に関する部分は、原案では、「この特徴のひとつに、同族会社あるいは財閥をふくんだ日本の大会社がある。その国内活動は、特権的保護のもとで、その集団以外の会社が利用し得る経済的機会の範囲を制限したり、富と所得の不公平な分配をもたらしたりしたように思われる。規制手段が必要であり、……」（傍点――引用者）となっていた。[17] この原案の傍点部分に対して、元東京大使館参事官の経歴を持ち極東局特別補佐官で、国務・陸軍・海軍三省調整委員会（略称SWNCC）の極東小委員会（略称SFE）[18] 議長を兼ねていたドーマン Eugene H. Dooman が、一九四五年二月一六日の部局間極東地域委員会（FEAC）で「この文章の後半（傍点箇所――引用者）は、占領当局によって財閥を単に規模が大きいからという理由で攻撃する趣旨に理解され、財閥の犠牲による『魔女狩り』を惹き起こすおそれがある」と発言し、その部分を削除するか、あるいは、財閥の国内活動には有害な面もあったという程度に修正することを提案した。ドーマンの提案は受け入れられて、確定案では問題の傍点箇所は削除されて、財閥批判はきわめて弱められる結果となった。

前年の秋に、財閥解体をおこなう方向で合意ができたことを前提として、財政金融課は原案を作成したのであろうが、日本派は、対財閥政策の具体的内容を、できるだけ寛大なものにするように働きかけていたわけである。

「対日経済政策――総括説明」の確定案は、一九四五年四月に、国務省の幹部会 Secretary's Staff Committee に提出されSC-一〇一文書として検討されたが、幹部会では国務次官補アチソン Dean G. Acheson が手厳しくこれを批判した。[19] アチソンは、四月二三日の幹部会会議で、「この文書は貧弱（プーア）である」、「無意味な凡説に満ちている」、「財務省・陸軍省はうたがいなく『軟弱な平和（ソフト・ピース）』の勧告と受けとるだろう」、「起案者は外国経済局や戦略局（OSS）の研究を活用して日本の産業・貿易を分析したらよかった」などと述べ、グルー国務次官が、「予測し得ない要因が多いから、今から勧告を文書化するのはなかなかむつかしいことだと思う」と、間接的な弁護発言をしたのに対して、アチソンは「それならば、現時点では何の政策文書も作成しないでおくのがよいのではないか」ときめつけている。結局、幹部会では、この文書はあまりに大雑把（ソー・ジェネラル）すぎるから、日本経済の詳しい研究を活用して具体的な示唆・勧告をつくるべきであるということに意見が一致した。そして、四月三〇日の幹部会会議で、前回欠席のクレイトン William L. Clayton 国務次官補が、アチソンの批判に賛意を示し、ドイツに対する政策文書を参照して起案し直すよう担当者に指示したと発言して、結局、このSC-一〇一文書は、不採択となった。[20] アチソン、クレイトンは、国務省内では対日強硬派であったから、極東局を中心とした日本派の柔軟路線は承認しがたかったわけである。こうして、ドーマンの苦心作であった柔軟な財閥解体政策は、国務省の公式見解となるにはいたらなかった。

クレイトン国務次官補は、財政・開発政策局のコラード E. G. Collado に経済政策文書の起案のやりなおしを指示したが、当時、国務省の部局間対日経済政策委員会 Interdivisional Committee on Economic Policy toward Japan の議長であったマーチン Edwin M. Martin も、四月上旬から対日経済政策文書の起案にあたっていた。[21] コラードは、マーチンと連絡をとり、クレイトンには、マーチンの起案文書を提出することにした。[22] マーチンは、ドーマンや極東局の関係者との討議、そして、SWNCC極東小委員会における議論を基礎として、日本敗戦直後の時期

を対象とした政策文書のうちの経済の部を起案していた。[23] この政策文書は、SWNCCで検討されたのちに、大統領に提出される予定のものであった。

マーチンがクレイトンに送った一九四五年四月二五日付の「敗戦後における米国の初期の対日経済政策の要約」（ドラフト一二一A）は、Ⅰ工業の武装解除と非軍事化、Ⅱ日本経済の統制、Ⅲ賠償、返還および救済、Ⅳ民主的諸勢力の助長、Ⅴ外国からの信用供与の統制、の五項目からなっている簡単な文書である。[24] この第Ⅳ項では、「軍政府は、労働、工業、農業における民主的諸組織の発達を奨励し、日本の経済制度における所有、経営、管理の広汎な分配を助成するべきである」と記されている。マーチンは、この文書が、ドイツに関する三月二三日付政策文書に対応するものであると述べている[25]から、内容も、対独文書からの影響を受けている可能性が大きい。対独政策は、陸軍省が起案した統合参謀本部命令第一〇六七号（JCS-一〇六七）草案を中心に、財務省など関係各省の間で検討されていた。一九四五年五月一〇日に新大統領トルーマンが承認したJCS-一〇六七文書の第Ⅱ部経済の第三七項では、「ドイツ産業の所有や支配の分散をはかること」が軍司令官に指令されている。[26] 対独政策の検討過程で、カルテル解体政策の一環として確定された、所有・支配の広汎な分配という考え方と用語法が、マーチンの対日経済政策文書案に移入されたものと見ることができるであろう。

マーチンが経済の部分を担当した対日政策文書は、予備的検討を経て、一九四五年六月一一日にSWNCCに提出された。「極東における政治的軍事的諸問題—敗戦後における米国の初期の対日方針」(Politico-Military Problems in the Far East: U. S. Initial Post-Defeat Policy relating to Japan) と題されたこの文書は、以後、SWNCC-一五〇文書として、SWNCCで検討が加えられることとなった。SWNCC-一五〇文書の原案（六月一一日付SWNCC-一五〇）では、「C経済、Ⅳ民主的勢力の助長」の項で、前出の「敗戦後における米国の初期の対日経済政策の

要約」のⅣとほぼ同じ文章が記されている。[27] この一般的な表現形式でしめされた政策の内容としては、財閥解体措置が含まれていると考えられた。当時の非公式なイギリスの外交文書は、「生産手段、金融機関等の所有権の拡大をすすめるという項の意図には、おそらく大会社の独占体（財閥）の解体（ブレイク・ダウン）が含まれているであろうし、また、農地改革も含まれるであろう」と述べている。[28] このイギリスの判断は、当時のアメリカの対日政策検討過程からすれば、誤りではない。前出のSC-一〇一文書を検討したコラードがクレイトンに提出した意見書のなかに、八カ月にわたる討議の結論として重要な事項のひとつに、財閥の再発達を防止することについての勧告があげられている。[29] 財閥解体措置を占領政策に含めることについての基本的な合意は、一九四四年の秋以来変更されなかったと見ることができる。ただし、SC-一〇一の作成過程で、ドーマンが、文章表現に関して柔軟路線寄りの修正をはかったように、財閥解体の具体的内容が未確定な段階では、政策の表現形式によって、政策内容に微妙な差異が生ずる可能性があった。その点では、SWNCC-一五〇原案の文章は、抽象的ないしは一般的であり、政策の実行担当者に裁量の余地を残す表現になっていた。その限りで、SWNCC-一五〇原案は、柔軟な対財閥政策を主張する日本派にとって都合のよい表現の政策文書だったといえよう。

たとえば、一九四五年六月二三日の部局間対日経済政策委員会では、農地改革が議題とされたが、食糧生産を減少させるおそれがあること、農民の経済的地位に持続的な好影響をあたえないこと、改革実施に多くの要員が必要で経費がかかることを理由に、小作制と農家負債の廃絶に着手することは賢明でないとの判断が主流をしめた。[30] SWNCC-一五〇文書原案の「民主的勢力の助長」の項の具体化を検討する作業のなかで、この時点では、農地改革に消極的な結論が下されたわけである。さらに、同日の会議の議事録には、日本の工業と労働組織の改革に関しても、農地改革と同様の一般的原則を適用すべきことが合意されたと書かれている。生産活動に対する影響や実施要員の経費を考

慮することを原則とすれば、財閥解体も、その範囲は狭められる可能性が大きい。日本派の柔軟路線が実現される余地が残されていた。この日の議事録に対しては、出席者であった商品課のハドレー Eleanor M. Hadley から、疑義と訂正の申し入れがおこなわれ、農地改革を賢明な策と認めないとの判断は、委員会の合意ではないし、工業と労働組織の改革についての記述は、発言者の趣旨とは正反対であると指摘された[31]。議事録が訂正されたか否かは不明であるが、このやりとりは、国務省内の対日政策をめぐる対立を如実にしめしているといえよう。

SWNCC-一五〇文書は、その後改訂作業がつづけられ八月一二日にはSWNCC-一五〇／二となるが、「民主的勢力の助長」の項は、若干の文体修正がおこなわれただけであった[32]。ところが、八月二二日付でSWNCCに回覧されたSWNCC一五〇／三では、大幅な改訂がおこなわれ、「第四部　経済、2民主的勢力の助長」として、次のように書き替えられた[33]。

労働・工業・農業における民主的基盤の上に組織された諸組織の発達に対しては、奨励および助成をおこなうべきである。所得と生産・流通手段の所有の広汎な分配を可能にする政策を助成すべきである。日本国民の平和的気風を強め、軍事目的を支える経済活動を指令し管理することを困難ならしめると思われるような経済的活動・組織・指導の諸形態を助成すべきである。

この目的のための最高司令官の政策は次のようである。

(a)　将来の日本の経済的努力を平和的目的にのみ向けるよう指導し得ない人物が経済的分野において重要な地位を維持し選択することを禁止する

(b)　日本の商業・工業の大きな部分を支配する産業と金融の大企業結合（コンビネーション）を解体する計画を助成する

この改訂によって、それまで抽象的に表現されていた財閥解体が具体的に明文化されたわけである。この改訂は、マックロイ John J. McCloy 陸軍次官補の提案によるものであった[34]。七月二六日にポツダム宣言が公表され、日本

の降伏も間近くなると、占領政策の確定が急務となり、陸軍省が、政策決定にイニシアティブを発揮するようになっていた。現地司令官に対する指令は、具体的内容のものでなければならないから、陸軍省としては、「所有の広汎な分配」という一般的な政策指示にとどめるわけにはゆかず、「大企業結合の解体」という具体的な政策を明示する必要があったものと考えられる。SWNCC-一五〇／三の文章では、日本派の柔軟路線寄りの政策が実施される余地は、きわめて小さくなった。ドーマンが議長であったSWNCC極東小委員会も、SWNCC-一五〇／三を承認したから、対財閥政策が、柔軟路線に向かう可能性はなくなった。この段階で柔軟路線が主張されなかった背景には、八月一六日に、日本派のグループが国務次官を退任するという人事移動がおこなわれて、国務省内の空気が変化したという事情があったようである。

SWNCC-一五〇／三は、八月三一日のSWNCC会議で部分的修正がおこなわれたのちに、一五〇／四として採択され、九月六日にはトルーマン大統領の裁決をうけて、正式文書「降伏後における米国の初期の対日方針」(U. S. Initial Post-Surrender Policy for Japan) となった。

三　「初期の基本的指令」の策定

「初期の対日方針」で示された財閥解体政策は、「日本の占領および管理に関する降伏後初期の基本的指令」(Basic Initial Post-Surrender Directive for the Occupation and Control of Japan) でより一層明確にされた。この「初期の基本的指令」は、一九四五年三月から極東小委員会（SFE）で検討が開始され、SWNCC-五二と呼ばれる一連の政策文書として作成された[35]。この文書は、統合参謀本部の統合民政委員会 Joint Civil Affairs Committee（略

称JCAC）を中心に策定されたもので、はじめは、政治に関する部分のみが作られ、八月に経済に関する部分の原案が作られた。八月二五日付でSFEに送られた原案は、第一部・一般および政治、第二部・経済および民間への供給、第三部・財政・金融の三部から成り、第二部二一aで次のように経済民主化措置が提起されている。[36]

工業および農業における民主的組織の発達を奨励し、日本の経済体制における所有権・経営・管理のより広汎な分配を助成することは、アメリカ政府の政策である。（中略――引用者）この政策の遂行のために具体的なステップをとられたい。特に、

(1) 工業、商業または農業において重要な責任を持ち、または影響力を持つ地位から、好戦的国家主義者・侵略主義者、および、本指令五gで指摘された組織（大政翼賛会など――引用者）に積極的に加わっていた人物を排除すること。

(2) 財閥（コンバイン）・プール・合同（ゲーシャー）および半官会社についての調査をおこない、その結果を統合参謀本部を経由して当政府に伝達すること。同時に、関連する工業の所有権および管理の効果的な分散、財閥（ザイバツ）が行使する影響力・管理の無力化についての貴官の勧告を添えること。

(3) 生産または流通を制限する効力を持つ日本のカルテルおよび私的または半官的協定、即ち、生産・販売割当制、価格協定、生産・市場分野協定、特許・商標で認められた一般的独占を越えるところの技術的情報の排他的獲得を認めた協定を廃棄し禁止すること。

(4) 小作制度を調査し、その結果を報告すること。

この原案にもとづいてSFEは草案の作成をすすめて、九月二一日には、SWNCC-五二／四を回覧に供した。[37]その二三では、経済界から軍国主義者を追放することを指示し、二五では、「日本の経済制度の民主化」と題して、次のような指示案を作った。

以下の事項を奨励し助成することがアメリカ政府の意図するものである。

(a) 生産および流通における所得および所有権の広汎な分配を許す政策

(b) 労働・工業・農業において民主的基盤に立つ組織を発達させること

これによって、貴官は、

(1) 貴軍政府の軍事的経済的目的に従って日本企業の再編成を責任をもっておこなう公的機関（パブリック・エイジェンシー）を樹立せしむること。この機関に、日本の産業と金融の企業結合 Japanese industrial and banking combines または他の私企業支配集中 concentrations of private business control の解体計画を、貴官の承認を得るために提出させること。

(2) 満足すべき再編計画が承認されるまで、貴政府の軍事的経済的目的にかなうよう、上記の日本経営に対する監督をおこなうこと。

(3) 統制会の解体。統制会がかつて遂行した公的機能を公的機関に移転すること。

(4) 工業への自由な企業参入を制限するような行政措置、即ち、私的独占を育成・強化する意図・効果を持つ行政措置の廃棄。

(5) 私的国際カルテルまたは他の制限的私的国際契約・協定への参加を根絶し禁止すること。

(6) 労働の戦時統制を可能な限り速やかに撤廃し、労働保護立法を復活させるよう日本に要求すること。

(7) 民主的方向に沿って、被雇用者組織の形成を法的に妨げる措置を撤廃すること。種々の形で軍国主義的影響力を維持し、占領軍の目的および措置に敵対するグループを継続しようとすることを阻止するために必要な安全策（セイフガード）を講じること。

(8) 軍事的措置を妨げ、占領軍の安全をおびやかすと思われるストライキや他の労働停止（ワーク・ストップイジ）を阻止しあるいは禁止すること。

この草案に対して、統合参謀本部は、一〇月五日に二五b(1)の部分について、「巨大な（ビッグ）」産業と金融の企業結合、「巨大な」私企業支配の集中と表現するよう要求し、SFEはこれを承認し、SWNCC-五二／五を作成した。[38]この問、九月二四日には、草案（SWNCC-五二／四）が司令部に送られている。[39]

そして、このSWNCC-五二／五が、一九四五年一一月三日に、統合参謀本部からJCS-一三八〇／一五文書と

して、司令部に公式に伝達された。[40]

こうして、財閥解体政策の基本線がワシントンで決定されたわけであるが、「初期の基本的指令」は、前の「初期の対日方針」とくらべて、政策方向が一層適確化されたと同時に、単に企業結合（コンバイン）ばかりでなく、巨大な私企業支配集中をも解体対象として指摘しているところに注目すべき特徴がある。のちの過度経済力集中排除政策に連なる方向が打ち出され、やがて、エドワーズ調査団の勧告を経て、SWNCC-三〇二文書、FEC-二三〇文書と発展する伏線が敷かれたと考えてよかろう。しかし、「初期の対日方針」と「初期の基本的指令」は、かなり一般的な政策提示であり、その具体化は、司令部にまかされた形になっている。そこで、司令部は、ある意味では手さぐりでその具体化の努力を開始しなければならなかった。その際、「初期の基本的指令」によって、日本側の「公的機関（パブリック・エイジェンシー）」に解体計画を提出させるという指示された手順は、何らかの理由で実行されず、財閥・日本政府との折衝のなかで形成された解体案を日本政府に提出させるという形になった。

次に、その解体案の形成過程を検討しよう。

(1) Japanese Post-War Economic Considerations, July 21, 1943, E 155, T 354.（大蔵省資料Z七三一―五）。なお、文書記号のEは経済調査課、Tは領土問題小委員会をしめしている。

(2) Territorial Subcommittee, Minutes 53, July 30, 1943, Dept. of State, Division of Political Studies, Chronological.（大蔵省資料Z七三一―四）。

(3) Japan: United States Economic Policy, CAC 160 Preliminary, April 12, 1944.（大蔵省資料Z七三一―一三）。

(4) Minutes of FEAC, Meeting No. 79, May 30, 1944.（大蔵省資料Z七三一―一六）。

(5) Minutes of FEAC, Meeting No. 80, June 1, 1944.（大蔵省資料Z七三一―一七）。

(6) Japan: Economic Policy, CAC 160 Preliminary a, June 28, 1944.（大蔵省資料Z七三一―一三）。この項は、七月一五日の草案 CAC 160 Preliminary b で、「占領目的」が「上述の目的」に語句改訂されたほかは、そのままのかたちで、

七月二四日の確定案 Japan: Economic Policy, CAC 160 に盛り込まれた。なお、文書記号CACは、FEACなど各地域ごとに設けられた委員会 Country and Area Committee 共通の略号である。

(7) Japan: Economic Policies during Military Occupation, CAC 222 Preliminary, June 3, 1944. Ditto, CAC 222 Preliminary c, June 19, 1944.（大蔵省資料Z七三一―一四）。

(8) 大蔵省『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻「アメリカの対日占領政策」、一二―一八ページ参照。

(9) Office Memo., Lockhart (FMA) to Blakeslee (TS), Aug. 10, 1944. Annex B to Minutes of FEAC, Meeting No. 134, Sept. 1, 1944.（大蔵省資料Z七三一―一九）。

(10) Office Memo., Collado (FMA) to Blakeslee (TS), Aug. 7, 1944.（大蔵省資料Z七三一―二〇）。

(11) Minutes of FEAC, Meeting No. 134, Sept. 1, 1944.（大蔵省資料Z七三一―二〇）。

(12) PWC Discussion in Reference to PWC 296a, Annex A to Minutes of FEAC, Meeting No. 161, Nov. 11, 1944.（大蔵省資料Z七三一―二二）。

(13) ヘドレーからのヒアリング（一九七一年七月二日）による（大蔵省資料Z一〇六―一七）。ヘドレーの *Antitrust in Japan* (Princeton, 1970) によると、財閥解体を主張していたのは、新設された商品局国際取引慣行課であった（同書 p. 9）。

(14) 一九四五年一月一日付の文書（大蔵省資料Z七一三―一）。

(15) IPRについては、前掲『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻を参照。

(16) Secretary's Staff Committee, Economic Policy toward Japan: Summary Statement, SC 101, Apr. 17, 1945.（大蔵省資料Z七三一―二）。

(17) Minutes of FEAC, Meeting No. 188, Feb. 16, 1945.（大蔵省資料Z七三一―二）。

(18) 一九四四年一二月に設けられた国務・陸軍・海軍三省調整委員会 State-War-Navy Coordinating Committee（略称SWNCC）は、ドイツ・オーストリア・日本および朝鮮を主対象として戦後政策を検討することを目的に三省代表（次官補クラス）で構成され、下部機構のひとつとして一九四五年一月に極東小委員会 Subcommittee for the Far East（略称SFE）が設けられた。対日政策は、三省の代表が構成するSFEの共同討議にかけられ、統合参謀本部 Joint Chiefs of Staff（略称JCS）の下部機構である統合民政委員会 Joint Civil Affairs Committee（略称JCAC）による軍事的観点からの点検を受けてから、SWNCCに提出され、そこで同意された政策が、国務・陸軍・海軍三省長官の承認を受けるという

手順で決定された。SWNCCとSFEの議長には，国務省代表が選出された。詳細は，前掲『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻を参照。

(19) Minutes of Secretary's Staff Committee, 72nd Meeting, Apr. 23, 1945. (大蔵省資料Z七三一一七)。

(20) Minutes of Secretary's Staff Committee, 78th Meeting, Apr. 30, 1945. (同前)。

(21) Office Memo., Lockhart (ED) to Collado (OFD), Apr. 30, 1945. (大蔵省資料Z七三一一二ノ一)。

(22) Memo., Martin to Orchard, May 3, 1945. (同前)。

(23) 同前。

(24) Summary of U. S. Economic Policy in the Initial Post-Defeat Period relating to Japan, Draft No. 12-A, Apr. 25, 1945. (同前)。

(25) 前出(22)に同じ。

(26) Directive to Commander in Chief of United States Forces of Occupation regarding the Military Government of Germany, JCS 1067, April, 1945, Dept. of State, *Germany 1947-1949, The Story in Documents* (G.P.O. 1950), p. 30.

(27) U. S. Initial Post-Defeat Policy relating to Japan, (SWNCC 150), June 11, 1945. *Foreign Relations of the United States, 1945*, VI (以後，*FRUS, 1945*, VI のように略記), p. 554.

(28) The British Chargé (Balfour) to the Acting Secretary of State, Aug. 1, 1945, *FRUS, 1945*, VI, pp. 581-82. 一九四五年五月二九日に，グルーの提案にもとづいてSWNCC-一五〇文書の原案がイギリスに内示された。本文引用は，その際のイギリス側の理解をしめしている。

(29) Office Memo., Collado to Clayton, Apr. 28, 1945. (大蔵省資料Z七三一一二ノ一)。

(30) Minutes of Meeting of Interdivisional Committee on Economic Policy toward Japan, June 23, 1945. (大蔵省資料Z七三一一二)。

(31) Memo., E. M. Hadley (CD) to E. Martin (A-C), July 7, 1945. (同前)。

(32) SWNCC 150/2, Aug. 12, 1945. (大蔵省資料Z七〇五一一七)。

(33) SWNCC 150/3, Aug. 22, 1945. (同前)。

(34) SWNCC, Summary of Actions and Decisions. (大蔵省資料Z七〇五一七ノ一)。

(35) SWNCC, Summary of Actions and Decisions. (同前)。

(36) SFE, Memorandum for the Secretary, Basic Initial Post-Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan, Aug. 25, 1945. (大蔵省資料Z七三五一五)。

(37) SWNCC, Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan Proper, SWNCC 52/5, Appendix "B", Oct. 8, 1945. (大蔵省資料Z七〇五一一一)。

(38) SWNCC, a.a.O. Appendix "A" (同前)。

(39) Radio, Dept. of War to SCAP, WARX 68524, Sept. 24, 1945. (大蔵省資料Z七三二一四)。

(40) Government Section, GHQ/SCAP, *Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948* (G. P. O. 1949), II, pp. 428-29.

第二節　「安田プラン」とSCAPIN-二四四

一　安田財閥の対応

連合国最高司令官マッカーサー元帥が日本に到着して約二週間のちの一九四五年九月一五日に司令部（GHQ／SCAP）に経済科学局 Economic and Scientific Section（略称ESS）が設置されて、初代局長にはクレーマー Raymond C. Kramer 大佐が就任した。ほどなくESSに反トラスト・カルテル課 Antitrust and Cartels Division が設けられた。その三つの係のうちに財閥係 Zaibatsu Branch が置かれた。[1] 反トラスト・カルテル課の当初の規模は明らかでないが、のちに課長に就任したヘンダーソン James M. Henderson の回想[2]によると、一九四六年の初頭でホイーラー S. W. Wheeler 課長以下課員二名程度の弱体なものだったという。すでに見たように、財閥解体を如何に進めるかの具体的方針は確立されておらず、また、このようにスタッフ機構も不備な状態で、財閥解体を目指す占領軍の活動は開始された。

クレーマー経済科学局長は、九月中旬頃から陣頭指揮のかたちで四大財閥本社首脳や日本政府関係者と会談を重ねた。会談に際して、クレーマー局長は、まず、財閥は解体しなければならないという原則を強調し、具体的な解体計画は日本側が自発的に提出するように話を進めた。対象を四大財閥にしぼり、自発的解体案提示の方針をとったのは、占領軍のスタッフが当時限られた数しかいなかったためと説明されているが、[3] もちろん、体系化された財閥解体

政策の一部をとりあえず実行に移したというのではなく、解体政策を体系的に確立する作業を開始するに際して、限られたスタッフでできるところから着手したということであろう。財閥問題へのこのようなアプローチの仕方は、「初期の対日方針」によって一般的な形で課題を与えられた司令部の独自の判断によるものであり、のちに述べるようにアメリカ政府と意見の齟齬をきたすこととなった。

自発的解体計画の提示に最初に応じたのは安田財閥であった。安田保善社では、武井大助常勤理事を中心として司令部との接触がおこなわれ、財閥解体に対する占領軍の強い意志を察知すると、一〇月一日に特別委員会を設けて対策検討を開始し、一〇月六日には、「安田保善社の運営方針に就いて」と題する意見書を安田保善社総長安田一に提出した。[4] 意見書は、経済的理由、社会的理由、連合国の意見を検討したうえで、「自発的解体を断行するのも一つの考え方ではないか」と結論をだして、解体の方法にまで言及した。解体断行論の経済的理由としては、日本経済が破局的危機に直面し経済恐慌が不可避と考えられるが、安田保善社の資産負債の構成は必ずしも安定均衡してはおらず、株式投資の大半は銀行借入金に依存して自己資本の蓄積高は少額であり、しかも、投資株式中に相当多額のデッド・ストックを保有している現況では、恐慌勃発の場合には憂慮すべき状態となるとの見通しが述べられている。社会的理由としては、社会主義・共産主義の再開勃発が予想され、資本主義制度原理、特に財閥独占資本に対する挑戦が激化すると考えられる、という一般的理由とともに、「現行の当社機構は制度上なお封建的色彩を残しており、殊に当社運営資本の全額が安田同族の出資によって構成されている現状から見ると、外部からの圧迫のみならず、傘下各行社からも相当の反発が予想されるから、現行制度を現状のまま持続することは次第に困難になるし、これを持続強行すれば却って傘下企業の資本的発展は停滞を免れなくなる」との判断が示されている。連合国の意見としては、「GHQの経済科学局長クレーマー大佐の政策方向は目下のところ不透明の点を残しているが、大勢は解体論に傾い

ているものと考えられ、今後どのような処置を実施し来るかは判らないけれど、一般的には財閥側にとって形勢は非である」と分析している。このような分析検討の結果、解体の方法と順序として、①任意積立金の事前分配、②使用人退職手当金の事前分離、③傘下行社に対する業務統制の撤廃、④重役選任の合理化を計画すべき新機関の設置、⑤最終的段階として解散（清算手続の実施）と同時に各連繋資本の人的事務的発展を考慮計画するための新機関の設置を考慮、の五段階を経ることを提案している。

意見書答申を受けた安田一総長は、安田保善社解散を決意し、同一〇月六日に渋沢敬三日本銀行総裁を訪問して意向を伝えて同意を得た。安田総長の決意をうけて、特別委員会は、さらに「安田保善社ノ組織及運営ニ就イテ」という解散を前提とした機構改革案を作成した。その内容は、（甲）保善社を持株会社化して関係銀行会社に対する支配を撤廃し、安田一以外の同族及び現役員は退任し、機構を縮小する、（乙）傘下各事業は独立企業とし、同族は退陣し、保善社役員の兼任を廃止し、各社独自の立場から役員選任、事業運営をおこなう、というものであった。一〇月一一日の安田保善社理事会は特別委員会の案を中心に「財閥解体論に関する自由討議」をおこなったが、「中途半端ナ保善社存立ハ却而不徹底ナリ」という積極的解体論から、「時流ヲ見透シ一応ハ『マツクアサー』司令部ノ意嚮ヲ汲ンダ方向ニ進ムコトハ表明スル要アラム」という消極論まで出されて、意見の一致にはいたらなかった。しかし、安田総長は、強い指導力を発揮して解体断行を決め、一〇月一二日には、武井理事を伴ってクレーマー局長を訪問し、解散の意向を伝えた。そして、翌一三日には、安田保善社の自主的解散を報道機関に公表した。

一〇月一四日の各新聞が伝えた解体案は、①安田同族の関係銀行会社役員からの退陣、②安田保善社の解散（本社業務組織の即時解散、但し、過渡的には純資産保有機関として残置）、③安田保善社より任命された傘下事業の経営首脳者の辞任、④安田同族・保善社並に安田関係の持株の逐次一般解放処分、の四点を骨子とするものであった。これは、保善社の特別委員会が作成した前記の二案にくらべて、一挙に本社機構を解体する点と、持株公開を明示した点で、一段と強化された解体案と見ることができる。特別委員会案から新聞発表案への進化が、どのような事情から生じたのか不明であるが、安田総長とクレーマー局長の会見の際に示唆があったことは推測し得る。

一〇月一五日には、安田保善社の臨時理事会が開かれ、最終的に解散を決定した。一〇月一七日に、クレーマー局長は、安田総長と武井理事を司令部に招き、解体案の説明を求めた。安田総長は、大略次のような案を述べた。

(1)　安田保善社の直系会社に対する支配の撤廃

人事については、従来重役はもとより主要なる職員についても事前に協議を受け、または保善社から指令しており、経理については主要な事項は同じく事前に協議せしめ、軽微な事項も報告を徴する等強い経営権を実行していたが、今回これを撤廃して各企業を独立体として運営を委せる。

(2)　持株の処分

前項と関連する処置として、持株の大部分を処分する。この場合希望によって従業員に優先せしめる。なお、この結果として保善社は事業の目標を失い、結局解散のほかなきに至る。

(3)　一族の退陣

(4)　名称変更の件

特に安田銀行については「安田」の名称存置を希望。

これが、いわゆる「安田プラン」の骨子となる安田提案であり、司令部が期待していた自発的解体計画の第一号であった。この提案に対して、クレーマー局長は、大いに喜び、「安田は司令部の指令をまたず率先大なる犠牲を払い、司令部の方針に協力する態度をとったのは誠に有難い。日本政府及び民間有力者が同じ心構えになって万事を処理さ

れるなら、司令部は何の用務もなくなり、駐兵期間は最短期に短縮されよう。安田案による株式公開、関係行社の名称変更の二点はワシントンの指令を受ける必要があり、しばらく待って欲しい」と述べたと、武井大助はメモを残している。クレーマー局長は、安田解体案の提示を受けると三日後の一〇月二〇日にはワシントンにラジオ連絡を送って財閥に解体のイニシアティブをとらせることで目的を速やかに達成し得ることを強調し「安田プラン」の原則的承認を要請した。[5] クレーマー局長は安田の自発的解体案を突破口として、残る三井、三菱、住友の自発的解体承認を促進する戦術を採ったわけである。

では、安田財閥の提案は、どのような意味で自発的解体案であったろう。いうまでもなく、財閥解体の基本線は占領軍によって強制されたものであるから、それを拒否はできない。残された選択は、自発的に解体を承認するか、強制命令による解体を受けるかであり、安田財閥は早い時期に前者の選択に踏み切ったわけである。財閥解体政策の具体的内容が、占領軍内部においても不明確であった時点では、解体の程度、方法等について選択の余地があり得たとも考えられるから、安田提案は、安田財閥の利害関係にもとづく主体的要請を盛り込んだ自主的解体案であった可能性もある。しかし、前述の安田保善社特別委員会意見書（一〇月六日）から一〇月一七日提案にいたる解体案の変化過程で、役員退陣、株式公開、商号変更と重要事項が追加的に明確化された事実が示すところは、イニシアティブは司令部側にあって、安田側は、司令部の示唆に速やかに対応したということではなかろうか。つまり、財閥解体の第一着手として、四大財閥に目標を定めた司令部は、日本側との接触、資料収集[6]の過程で、財閥解体政策をある程度まで具体的に確定し、その政策の線に沿う解体案を自発的な形で提示する方向に各財閥を誘導しようとし、安田財閥がその先導役を演ずることになったと推測できるのである。この推論を裏づける根拠として、次に、大蔵省の対応を見てみよう。

二　大蔵省の対応

財閥解体に関する業務は、大蔵省の所管となり、占領軍との折衝は一九四五年九月中に開始されたが、初期の交渉の状況を示す資料は残されていない。財閥一般については金融局産業資金課、財閥系金融機関については金融局銀行課が担当し、一九四五年一〇月中旬までに、財閥解体の方針および要領の検討作業をおこなって案文を起草し、一部は省議決定をみている。

財閥一般にたいする方針案は、金融局産業資金課起案一〇月一二日付「財閥ノ処理ニ関スル件[7]」であり、その内容は次の通りである。

一、方　針

連合国側ノ財閥ニ対スル一般的処理方針ニ基キ財閥ニ付テハ左記要領ニ依リ之レガ処理ヲ為スモノトス

（備考）

㈠財閥ノ範囲ハ特定ノ同族又ハ縁故者ヲ中心トシタル本社機構ヲ有シ右本社ニ於テ関係各会社ノ夫々総株式ノ概ネ十分ノ一以上ヲ所有シ其ノ経営権ヲ掌握シ居ルモノヲ謂ヒ差当リ左ノ各社ヲ中心トスルモノヲ指称ス

㈱三井本社　㈱三菱社[マヽ]　㈱住友本社　安田保善社　古河合名　㈱日産（満州投資証券）　野村合名

㈡本件実施ハ事実上ノ指導慫慂ニ依リ急速実施スルモノトスルモ要スレバ緊急勅令ニ依ルモノトス

二、要　領

㈠本社機構ノ廃止

本社機構ニ依ル関係各社ノ経営権ノ掌握ヲ解消スル為財閥本社ノ解散ヲ命ズルコト

(二)株式ノ公開
(イ)本社及財閥関係会社並ニ財閥一族関係者ノ所有スル財閥系会社ノ株式ハ大蔵省預金部ヲシテ強制的ニ買収セシムルコト
(ロ)買収スベキ株数ハ残存株数ヲ総株数ノ十分ノ一未満タラシムルコト
(ハ)買収代金ノ支払ニ当ツテハ預金部保有ノ記名国債（十年間凍結シ譲渡、質入等ヲ禁止スルコト）ヲ交付スルコト但シ買収代金ヲ以テ金融機関ヨリノ借入金ノ返済ニ充当スル場合ハ国債交付ニ依ラザルコトヲ得ルコト（此ノ場合金融機関ヲシテ同額ノ日銀ヨリノ借入金ヲ返済セシムルコト）其ノ他
(ニ)買収価格ハ専門家ヲ以テ組織スル委員会ニ於テ一時的ニ決定シ株式売却完了後適宜調整スルコト
(ホ)買収株式ハ委員会ノ議ヲ経テ適当ナル時期ニ適正ナル価格ヲ以テ証券市場ヲ通ジ一般ニ売却スルコト
右ノ場合株式ガ再ビ財閥関係ノ所有者ニ帰属セザル様措置スルコト
(三)経営首脳者ノ更代(ママ)
(イ)関係会社ノ役員中財閥一族関係者並ニ財閥本社及財閥系会社ノ代表的色彩ヲ有スル者其ノ他財閥的色彩濃厚ナル者ハ全員退任セシムルコト
(ロ)新役員ノ人選ニ当リテハ真ニ株主総意ヲ代表スルガ如キ事業経営ノ専門家ニシテ財閥的色彩ナキ者ヲ以テ充ツル様考慮スルコト
(四)商号ノ変更
財閥ヲ表示スルガ如キ商号ヲ変更シ財閥関係ノ残滓ヲ払拭シ新事態ニ相応セルモノヲ選バシムルコト
(五)財閥関係事業トノ連繋解除
(イ)財閥関係会社ニシテ同系財閥金融機関ヲ指定金融機関トスルモノニ付テハ指定ヲ取消シ、既存ノ借入金ハ漸次整理セシムルコト
(ロ)財閥系会社ノ有スル同系財閥関係会社ノ社債、貸付金等ニ付テモ特ニ巨額ニ上ルモノハ之ヲ処分スル様指導スルコト

この案文で注目すべき点は、本社機構の廃止、株式の公開、経営首脳者の退陣、商号の変更という前述の安田財閥の自発的解体提案の主要事項がすべて含まれていることである。この金融局産業資金課案が、どのような経過で作成されたかは判明していないが、「方針」の項に記されたように、連合国側の財閥に対する一般的な処理方針にもとづいていることは明らかであり、司令部との接触のなかで提示された大綱を基礎として案文作成が進められたと見てよかろう。[8] つまり、司令部は、一〇月一二日までの段階で、すでに、具体的な解体政策のアウトラインを確定していたと考えられるのであり、一〇月六日の特別委員会意見書にはじまり一〇月一七日の提案で完結する安田保善社解体案には、司令部の意思が強く反映していると判断できる。

金融局産業資金課案のその後の取り扱いは明らかでないが、これと関係の深い財閥系金融機関の処理に関する金融局銀行課の活動についての資料からいくつかの問題点を拾い出してみよう。

金融局銀行課は、財閥解体に関連して、財閥系金融機関の処理方針の検討を、かなり早い時期から開始した。すでに、一〇月七日には、「財閥系金融機関ノ処理ニ関スル件」の第二次案を作成しており、それ以前の第一次案の作成日付は不明であるが、原文と目される「財閥系金融機関ノ処理方針ニ関スル件」と題された文書[9]が、残されている。それは「一、趣旨」として、「財閥ニ対スル一般処理方針ハ未ダ決定ヲ見ルニ至ラザルモ、特ニ金融機関ニ付テハ其ノ高度ノ公共性乃至国家性ニ顧ミ仮令財閥ヲ解体スルトスルモ金融事業自体ハ之ヲ存続セシムルノ要アルコトハ当然ニシテ之ガ為財閥色ヲ完全ニ払拭シ純粋ナル金融機関タラシムルモノトス」と述べ、「二、要領」では、資本（株式）の公開、経営権の公開、商号の変更、金融的連繋の解除の四措置を示している。第一の「資本（株式）ノ公開」は、財閥関係者が所有する財閥系金融機関の株式を、残存株数が総株数の五分の一以内になる数量まで預金部、日本証券取引所その他金融機関が買い入れ、代金は国債で支払い、買入株式は終局的には一般に分散売却するという措置

で、財閥系金融機関の所有する財閥系事業会社の株式も同様にして公開する旨が備考として記されている。第二の「経営権ノ公開」は、財閥を代表する役員の総退陣の措置、第三の「商号ノ変更」は、「財閥色ヲ抹殺スルタメ」「従前ノ商号ノ片鱗ヲモ残サザル全ク新規ノ」新商号を採る措置であり、第四の「金融的連繋ノ解除」は、系列的投融資の解除措置である。さらにこの文書は「三、合同試案」として、「株式ノ独占的色彩ヲ稀薄ナラシムルト共ニ経営権ノ勢力的分散ヲ図リ併セテ金融機構ノ整備強化ヲ促進スル為ニ財閥系金融機関及其ノ他ヲ含メテ大合同ヲ行フコト（又ハ財閥系及非財閥系ノ合同ヲ各個別ニ行フモ可）」を提起している。

この金融局銀行課第一次案の特色は、趣旨の項に明らかなように、戦後の金融機関の再編成を財閥色の完全な払拭という方向で検討している点に求められる。つまり、財閥解体の一環としての財閥系金融機関の処理を問題としているというよりも、如何に金融機関を存続せしむるかという観点から問題をとらえているわけで、金融局銀行課本来の業務執行の線上に位置する議案という色彩が濃い。その限りで、この案は、「日本側（大蔵省）の主体的意思を表示していると認められ、それは特に、銀行大合同計画に顕著にあらわれている。銀行合同計画は、軍需融資の善後処理の一方策として、戦後の金融的混乱を回避する緊急の必要性から考案されたという側面を持つわけであるが[10]、財閥解体政策の背景になっている反トラスト思想からすれば、およそ時代錯誤的計画というべきものであった。

一〇月七日に起案され、一〇月一一日に省議決定をみた、金融局銀行課の「財閥系金融機関ノ処理ニ関スル件（第二次案）」は、「一、方針」として「連合国側ノ財閥ニ対スル一般的処理方針ニ基キ財閥系金融機関ニ付テハ左記要領ニ依リ之ガ処理ヲ為スモノトス」と述べ、「二、要領」では、資本（株式）の公開、経営首脳部の退任、商号の変更、財閥関係事業との連繋の解除、他の金融機関との連繋の解除、の五つの措置を示している。さきの第一次案とくらべると、第二次案は、銀行合同案の削除に示されるように金融機関の存続再編成という観点が表面からは消えて、

財閥解体政策の一環としての財閥系金融機関の処理案という姿に変わっている。第一次案に見られた自主性は消え、第二次案は占領軍の財閥解体政策構想の枠にはめ込まれた形になっている。

省議決定をみた第二次案は、司令部に提示され、一〇月一八日には司令部の意見が示された。「『財閥銀行ノ処理ニ関スル件』ニ対スルマ司令部意見」[11]によると、司令部は、財閥関係者の所有する財閥系金融機関株式の公開に際して、総株数の一〇分の一までは留保を認めるという条項（第一次案は五分の一まで）に対しては全株式の売却を指示し、株式の引渡先を日本証券取引所とした条項に対しては、新しく清算機関 liquidating agency を設けることを指示し、財閥関係者の株式売却代金に関しては、特別勘定に払い込んで封鎖することを指示し、銀行の所有株式に関しては、同系会社株式全部の処分を指示するとともに銀行の株式所有一般を否定する見解を示し、最後に、商号の変更に関しては追って指示する旨を述べた。このような司令部意見を受けて、金融局銀行課は、一〇月一九日に第三次案を起案した。第三次案は、司令部意見を全面的に組み込んだが、株式を取り扱う「清算機関」の新設の点では、信託会社を新設する案を作成した[12]。

第三次案にいたる「財閥系金融機関ノ処理ニ関スル件」の作成過程を通観すると、第一段階では占領軍の提起した課題に対して日本側がかなり主体的な対応策を提示し、第二段階では日本側の反応を見極めながら形づくられていった司令部の政策大綱にもとづいて基本的な枠組みがつくられ、第三段階で細部にわたる司令部のチェックがおこなわれるという手順がとられていることがうかがえる。このような手順は、司令部が政策大綱を準備していない状態で政策課題の実行に取り組んだ場合にとられた典型的な手法であり、占領初期の司令部の財閥解体政策は、おおむねこの手順を経ながら決定されたと見てよい。

「財閥系金融機関ノ処理ニ関スル件」に関しては、その主内容がかなり早い時期に提示されている点にも注目する

必要がある。一〇月七日以前に起案された第一次案が軸となっている株式公開、役員の退陣、商号変更等の項目は、そのまま財閥解体の一般方策に適用できるのであり、金融局産業資金課の「財閥ノ処理ニ関スル件」（一〇月一二日）作成に影響を与えた可能性は大きい。第一次案の基調から推して、これらの項目を日本側の自主的提案と見ると、初期の財閥解体政策の決定過程で日本側特に大蔵省が果たした役割は大きいことになる。また、これらの項目が司令部の示唆によるものとすれば、財閥解体に対する司令部の方針は、かなり早い時期から具体化されていたと見られる。そのいずれであるかを確定することはできないが、ともかく、第二次案が起案された一〇月七日頃までには司令部の財閥解体政策のアウトライン、すくなくとも財閥系金融機関に対する政策大綱は確定していたと思われる。

以上の検討から、司令部の初期の財閥解体政策は、まず大蔵省との折衝の過程で基本線が決定され、次にその線に沿った解体案が財閥から自発的な形で提示されるよう誘導がおこなわれたという具合に進行したと推定される。司令部は、安田財閥から期待通りの解体提案を受けると、それに大蔵省金融局の二系列の起案の内容を付加した「安田プラン」をアメリカ政府に送付して承認を求める措置をとるとともに、他の三財閥に対しては、安田提案の線で自発的解体に同意するよう強い働きかけをおこなった。次に、三財閥の対応のしかたを見よう。

三　三井・三菱・住友財閥の対応

三井財閥とクレーマー経済科学局長との第一回の会見がおこなわれたのは、昭和二〇年九月二七日であった。占領軍の政策に関して、三井首脳部は、敗戦直後には楽観的観測を持っていたが、[13] 九月二二日に「初期の対日方針」が発表されてからは、「大コンビネーションの解体」の意味する内容を察知して危機意識を持つにいたっていた。[14] 三井クラブにクレーマー局長を招いて開かれた第一回会見に臨んだ住井辰男・松本季三志両三井本社常務理事、宮崎清三井物産社長の三名は、三井が戦時中に陸軍から排斥された山西事件を例にひくなどして、三井の平和主義的立場を説明するのに努めた。第二回会見は、一〇月二日に帝国ホテルでおこなわれたが、このときもクレーマー局長から具体的な解体の方針が提示されたわけではなく、三井側は三井財閥の弁護論を展開しただけで、進展はなかった。一〇月八日には、大蔵省の渡辺武官房企画課長が、三井側に、司令部が特に財閥本社に注目していることなどを説明し、至急になんらかの具体案を樹てて司令部と話し合いを進めることを、非公式に忠告した。司令部の解体方針が強固なことを感じた三井側は、改革試案の検討を開始したが、本社の改組で事態を乗り切ることができるとの楽観的見通しを持っていた。

一方、一〇月一二日に安田一総長から自発的解体の意思表示をうけたクレーマー局長は、財閥を自発的解体に誘導する路線に自信を持ち、一〇月一五日には、はじめて公式に声明を発表した。声明は、「三井・三菱・住友などの財閥については目下種々研究中で、ポツダム宣言に沿ってその解体を考慮している。その仕事の第一段階は既に終了し、目下財閥の機構を研究中である。……財閥に対処する根本原則は二つある。第一はこれら財閥は戦争中巨額な不当利得を得たが、彼等から戦時利得を吐き出させ、すべての日本人に戦争が決して有利な事業ではないといふことを、深くその脳裏に刻みつけることである。第二には全体主義的な独占力を持った経済勢力の破砕である」と述べ、さらに一般論のかたちで、司令部からの命令は最小限度にとどめて日本政府に問題解決のイニシアティブをとらせるが、日本側が自ら手をうたないときには命令を出すと言明した。[15] 声明中、「第一段階」の終了についての説明はないが、われわれのこれまでの検討で、それが、財閥解体政策の大綱の決定と安田財閥の自発的解体意思表示を意味することは明らかである。そして、クレーマー局長は、自発的解体路線をさらに推し進める意図から、一般論として命令

発動の可能性を述べたと思われる。

声明が新聞発表された一〇月一六日に、クレーマー局長は三井本社を訪れて、三井側の意向をたずねた。住井常務理事は、検討中であった三井本社改革案を提示したが、クレーマー局長は、完全解体を要求する強い態度をしめして、改革案をしりぞけた。同日の朝には、大蔵省の池田勇人主税局長、弐村金融局長が、三井側に、指令が発出される前に具体策をたてることを忠告した。その際に三井側は、財閥問題は国内の政治問題としても重大な配慮を要する問題であり、国内圧力で解体を余儀なくされる場合よりも、連合軍の意向で解体する場合のほうが楽ではないかと示唆をうけている。

三井本社の完全解体はなんとしても避けたいと願っていた三井首脳部は、一七日には吉田茂外務大臣を、一八日には渋沢敬三大蔵大臣、小笠原三九郎商工大臣を訪問して、司令部との交渉経過を説明し、政府の意向の明示を要請した。吉田外相は、三井の訪問を受けた二日のちの一九日の外人記者会見の席上で、「戦争に協力して巨大な戦時利得を獲得したのはむしろ新興財閥である」と既成財閥を擁護するニュアンスの発言をおこなった。[16] この吉田発言は、財閥解体に対する日本政府の態度に関する司令部の疑惑をまねき、政府は早急に態度を明確にする必要に迫られた。結局、一〇月二二日に、政府は、大蔵、商工両大臣の共同声明のかたちで、「財閥の改組に関する連合国の根本方針に対しては、政府はこれに反対する意思を有せしことなく、また今後もかかる意思を有するものに非ず。従ってその自発的改組に当っては、連合国の方針を体し、適当の措置を講ずる所存なり」[17] との態度表明をおこなった。

三井首脳部は、一〇月二〇日にクレーマー局長を招いて、①三井同族の退陣、②本社最高幹部の退任、③本社持株の大部分の解放、④関係会社の独立、⑤本社の統轄機能の廃絶とその純持株会社化、⑥理事制の廃止、の六項目を軸とした改革案を提示し、三井本社存続への最後の努力を傾けた。クレーマー局長は、この改革案を拒否して完全解体

を要求し、二四日までに自発的解体を申し出ない場合には命令を発出するという、最後通牒的発言をおこなった。二日前には大阪に飛んで住友財閥の内諾をとりつけてきていたクレーマー局長は、きわめて強気な態度に出たわけである。ここにいたって、三井首脳部も完全解体を決意せざるを得ず、二一日に三井家同族会を開催して、住井常務理事が経過を説明し、完全解体についての最後決定をおこない、翌二二日にクレーマー局長に完全解体案の承服を伝えた。

同じ一〇月二二日に、住友財閥も自発的解体を最終決定した。[18] 住友本社では、敗戦直後から財閥組織は維持できないと予想し、早くから対策を検討していた。昭和二〇年一〇月五日に住友本社の北沢敬二郎常務理事と大島堅造監事がクレーマー局長と会見し、住友財閥の実態を説明した。説明の内容は、①住友本社は他の財閥と異なり、沿革上現業部門（鉱業、農林業、不動産業）を有するため実際の解散にいたるまで相当時間がかかること、②住友系各社は、戦時中軍の監督下にあったため、住友本社は傘下各会社に対して完全な支配権を持っていなかったこと、③社長住友吉左衛門は、住友家の伝統によって事実上の実権は持っておらず、総理事職にある者が実権を掌握していること、④住友家は家憲により政治に関与しないこと等であった。この説明は、住友本社の解散をある程度まで前提しているところに特徴があり、住友本社の対策検討がすでにかなり煮詰められていたことを感じさせる。また、財閥解体と同時に、当時戦犯の噂のあった住友吉左衛門社長の立場を釈明する意味が込められていた。大島堅造監事は、住友銀行出身でエコノミストとしても国際的に評価されていたため、クレーマー局長とは財閥問題以外の一般経済問題についても会談する機会があり、司令部と住友財閥の意思疎通は良好な状態にあったと伝えられている。[19]

安田財閥の自発的解体案が提示された翌日の一〇月一八日には、大阪で古田俊之助総理事とクレーマー局長の会見がおこなわれた。席上、クレーマー局長は、「日本財閥に対する処置は『降伏後初期における対日政策』に示す通り、その解体は必至である。また、その解体が遅滞すれば、共産勢力に乗ぜられる恐れがあるから、自発的且つ急速に行

なわれることが望ましい」と述べたのに対して、古田総理事は、「自分としては決するところはあるが、社内の手続きを要するから、正式回答は数日の猶予をいただきたい。」と答えた。住友首脳部は、すでに解体を決意していたわけで、古田総理事の回答は、事実上の解体承認であった。

一〇月一九日には住友本社理事会が開かれて、「この際自発的に住友本社を解体して内外の情勢に即応することを適当と認める」旨が決定された。二〇日、二一日には、住友各分家と西園寺家の諒解がとられ、二二日に住友吉左衛門が決裁を下して、住友本社の自発的解体が最終的に決定された。

最後に残ったのは三菱財閥だった。三菱財閥の司令部との接触は早く、昭和二〇年九月二五日に、田中完三三菱商事社長がクレーマー局長と会見している。[20] その後、文書によって三菱財閥の事業内容や歴史を司令部に説明することがおこなわれ、一〇月七日には、改革案として、一〇月下旬ないし一一月上旬を期して傘下各社の首脳陣を更迭して各社の機構改革をおこない、同時に三菱本社においても岩崎小弥太社長が会長となり、副社長の岩崎彦弥太を社長とし、副社長は岩崎家以外から選任するという対応策が発表された。しかし、財閥解体に対しては、岩崎小弥太は、強い拒否の態度をとっていた。岩崎小弥太は、「総司令部は財閥は過去を反省して自発的に解散せよといふが、三菱は国家社会に対する不信行為は未だ嘗つて為した覚えはなく、また軍部官僚と結んで戦争を挑発したこともない。国策の命ずるところに従ひ、国民としてなすべき当然の義務に全力を尽くしたのであって、顧みて恥ずべき何ものもない。況んや三菱は社会に公開せられ、一万三千名の株主を擁している。自分は会社に参加せられた株主各位の信頼に背き自発的に解散することは信義の上からも断じてなし得ない」というような考え方をしていたといわれる。

三菱財閥を直裁していた岩崎小弥太の強い態度に対して、司令部は、三菱を除く三財閥の自発的解体を発表し三菱を孤立化させようとする意向を示した。[21] 日本政府は、事態が混乱することをおそれて、岩崎小弥太の説得工作を開始し、一〇月二二日には児玉謙次終戦連絡中央事務局総裁が岩崎と会見したが、岩崎は、自発的解体を拒否した。しかし、この時点で岩崎は、自発的解体の拒否を続ければ結局司令部の解体命令が発出されるであろうことを覚悟した。そこで、岩崎は同二二日に首脳部と協議をおこない、政府の命令があった場合には三菱本社を解散することに方針を決定し、その準備措置をすすめるよう指示した。ここにいたって、岩崎にとっての問題は、いかに三菱財閥の解体を阻止するかではなく、いかに自らの信条にしたがって筋を通した終局を迎えるかというところに移ったといってよい。一〇月二三日の渋沢敬三大蔵大臣との会談の際に、岩崎は、占領軍の指示で自発的解体をおこなうことは拒否するが、日本政府が国策として命ずるのなら解体を承認するとの意向を示し、さらに、一般株主への特別配当を許可して欲しいと要請した。[22]

すでに、一〇月二二日に占領軍の財閥解体政策への全面的協力を声明していた政府は、岩崎の発言を事実上の解体承認とみなして、司令部にその旨を報告し、四大財閥解体の共同声明の準備を開始した。一〇月二九日には四財閥の代表者を大蔵省に召集して、一〇月三一日を期して次のような共同声明[23]を出されたいと要請した。

三井、三菱、住友、安田四本社声明

下名四社ハ連合軍最高司令部ノ根本方針ニ基キ且政府ノ意ヲ体シ左記大綱ニ基キ夫々自発的ニ本社ヲ解体スルコトトシタ

今回ノ決意ハ今後ノ日本経済ガ真ニ民主主義的基礎ノ上ニ円滑ニ発展セラルルコトヲ念願シ其ノ一礎石トシテ役ニ立タンガ為ノ配意ニ出ズルモノニ外ナラナイ

我々ハ此ノ機会ニ数十年ニ亙リ我々ノ事業運営ニ絶大ノ支援ヲ与ヘラレタル国民各位ニ衷心ヨリ御礼ヲ申上ゲルト共ニ我々ノ意ノアル所ヲ諒得シ、新日本経済ノ発展ニ寄与セラレンコトヲ祈念シテヤマヌ次第デアル

記

一　各本社ヲ解体スルコト

二　各本社ノ保有スル証券其ノ他ノ資産ヲ政府ノ指定スル機関ニ引渡スコト
三　三井、三菱、住友、安田各家ノ家族ハ関係会社ヨリ退職スルコト
四　各本社ヲ代表シ被支配会社、子会社等ニ派遣セル重役ヲ夫々ノ会社ヨリ退職セシムルコト

三菱財閥では、病状が悪化して入院した岩崎小弥太社長に代って三菱本社取締役理事長船田一雄が、共同声明要請は政府が解体を指令したものと解して、それを受諾することに決定した。ここで、最後まで抵抗した三菱財閥も、自主的解体に同意したわけである。

政府は、四財閥共同声明と同時に、次のような大蔵・商工両大臣談話[24]を発表する準備をしていた。

三井、三菱、住友、安田各四本社ニ於テハ予テ連合軍最高司令部ノ根本方針並ニ政府ノ意ヲ体シ自発的ニ解体スル目的ヲ以テ具体策ヲ研究中ノ処、本日右四本社ヨリ解体ニ関スル大綱ガ声明セラルル運ビニナツタコトハ戦後ニ於ケル我国ノ経済活動ガ民主主義的基礎ノ上ニ再建セラルベキ素地ヲ作ル第一歩デアルト信ジ各社ガ此ノ挙ニ出ラレルコトニ対シ賛意ヲ表スル次第デアル

政府トシテモ右ノ決意ガ所期ノ目的通リ具現セラルル如ク万全ノ措置ヲ講ズベキハ固ヨリデアツテ此等四本社ノ保有スル証券其ノ他ノ引渡ヲ受ケ之ガ処分其ノ他ニ当ルベキ管理機関ヲ急速設置スル所存デアル

尚此処ニ一言致シ度キハ今後傘下会社ノ事業自体ノ運営ニ付テハ夫々本社トノ関係ハ完全ニ消滅スルガ将来夫々ノ事業ハ民主主義化サレタ形体ノ下ニ円滑ニ運営セラレル筈デアルカラ銀行預金者ハ固ヨリ其ノ他ノ関係者モ充分安心シテヨイト考ヘル　又三井、三菱両本社ノ一般株主ニ対シテ不当ナル取扱トナラザル様措置セラルルコトモ云フ迄モナイ　政府トシテモ本解体ガ一般ノ経済秩序ニ悪影響ヲ及ボサザルヤウ細心ノ注意ヲ以テ善処スル所存デアル

ところが、この共同声明と大臣談話は、結局、発表されるにいたらなかった。それには、司令部の意向が作用したわけで、司令部とアメリカ政府との意思統一がまだ完了していなかったことに原因している。そこで、次に、司令部とアメリカ政府の交渉経過を見ることにしよう。

四　司令部とワシントン

司令部が、財閥解体政策に関して、はじめてアメリカ政府に意思決定を要請したのは、一九四五年一〇月二〇日であった。統合参謀本部あての文書はおおよそ次のような内容である。[25]

第1部　大財閥及び大蔵省との数多くの非公式会談が開かれた。狙いとするところは、早期に目標を達するために、財閥に解体のイニシアティブをとらせることであった。種々のプランが非公式に提案されたが不適当なために拒否された。しかしこれらの動きは、やがて満足のゆく自発的行動がとられるであろうことを示している。もし財閥のどれかがこのような行動をとれば、他の財閥の行動を大いに触発することになろう。

第2部　安田保善社は、次のように（内容説明省略――引用者）一〇一社を支配している。安田の役員は今日次のような提案をした。

A　安田同族は全役職から引退する。
B　安田保善社は、支配統轄機関としての機能を廃絶する。
C　安田銀行は、関係銀行に対する支配を廃絶する。
D　安田同族又は安田保善社によって任命された役員は退任する。
E　後任役員は、出来るだけ低い地位から身を起した者を任命する。
F　安田同族、安田保善社、安田銀行が所有する関係会社の株式はそのすべてを管理委員会 Control Commission に売却する。
G　株式売上代金は、一〇年間譲渡禁止（租税・相続税支払等の場合は除く）の国債に投資される。

H　安田の商号はすべての会社から除去する。

第3部　若し第2部のプランが承認されれば、司令部は次のような機能を持ち、司令部によって任命、監督されるところの管理委員会を設けることを提案する。

A　証券価格の評価。

B　証券売買の監督。

C　関係会社従業員に証券購入の優先権を与える。

D　合衆国証券取引委員会基準にのっとる会計及報告原則の確立。

E　再集積を防ぐために個人で購入し得る株式数を制限する。

第4部　第2部のプランの利点は次の通り。

A　財閥を解体する。

B　産業より資金を奪うことなく財閥資本を凍結する。

C　消費財不足の時期に大衆の貨幣を吸収する。

D　産業及び銀行を民主化する。

第5部　安田の解体のために、さらに、他のプラン承認の基本とするために、安田が提示したプランの原則を承認されたい。

自発的行動は明らかに好都合であるし、本問題におけるこのような行動が他の分野における自発的行動に影響するから、できる限り速かに承認されることを要請する。

安田財閥が自発的解体案を提示したのは一〇月一七日であるから、この電文第2部で「今日」提案があったと記されていることと食い違いがある。また、内容としては、安田案では明示されていなかった部分、すなわち、第2部のC、E、G、が追加されている。既述の通り、Cの銀行に関しては、金融局銀行課の「財閥系金融機関ノ処理ニ関ス

ル件」、Gの譲渡禁止国債に関しては、金融局産業資金課の「財閥ノ処理ニ関スル件」で検討された措置である。司令部の経済科学局は、一七日の安田提案に、既定方針であったC、G等を付加してワシントン宛の「安田プラン」[26]としたものと思われる。日付の食い違いは、この「安田プラン」を安田側に再確認させたことを意味しているかも知れないが、この間の事情は明らかでない。

司令部からの電文を受けた統合参謀本部は、下部機構である統合民政委員会 Joint Civil Affairs Committee に、優先的に論評勧告すべき事項として検討を委託した。一方、三井、住友両財閥の自発的解体承認をとりつけた司令部は、一〇月二二日にワシントンに第二の電文を送り、両財閥も安田と同じ解体計画に同意した旨を報告し、財閥問題にははずみがついてきたから司令部が行動を保留するのはきわめて困難であり、反対がなければ、遅滞なく計画を実行に移すと通告した。[27] これに対してワシントンは即日返電を司令部に送り、国務省の見解が明確になるまで行動をおこさぬよう指示し、同時に当面の国務省の見解として、A、財閥解体は、いかなる点においても財閥に干与させずに占領軍の指令で実行さるべきであって、協議方式で進められるべきではない、B、管理委員会は、日本人によってではなく占領軍で構成さるべきである、C、本案によって司令部の将来の行動が制限を受けてはならない、との三点を伝達した。[28]

司令部とワシントン特に国務省との間に意見の相違が生じたのである。大きな問題点は二つであった。第一は、司令部が財閥の自発的解体案提示という路線をとったことが、国務省には、解体政策を財閥との協議によって進める方向と思われたため、日本側の利害関係が政策実行過程に反映しはしないかとの懸念を生じさせたことである。第二は、司令部が、まず財閥本社を軸とした支配機構の解体に力点を置いて政策の具体化をはかるというアプローチの仕方を選んだことが、国務省には、本社解体だけで財閥解体を済ませる寛大な政策の選択と思われたことである。この

意見の相違は、ひとつには両者の意思疎通が不十分なため生じたものではあったが、根本的には、財閥解体に関する具体的政策の策定が遅れていたことによるものであった。意見の調整はいそいでおこなわれる必要があり、たまたま東京に出張中だったマックロイ John J. McCloy 陸軍次官補が仲に立って事をはこんだ。

マックロイ陸軍次官補は、一〇月二三日に陸軍省に連絡して、協議によって進めていく方式に関しては問題はないと旨を告げ、司令部には人が不足しているから司法省の反トラスト関係の人物を派遣するよう努力すること、国務省、司法省の提案検討をいそがせることを要請した。[29] さらに、一〇月二六日には、財閥解体の自発的側面を保持することを強く進言し、よき計画とその実行を見守るよき監督者を得ることの重要性を説く電文を送った。[30] 陸軍省は、同日のマックロイ次官補への返電で、ワシントンでの検討の結果煮つめられた原案を伝えた。[31] 国務、司法両省がほぼ了解した司令部への回答案はおおよそ次のような内容である。

1　以下の留保にしたがうところの予備的ステップとして、司令部提案に反対はない。

2　提案の推敲、修正に関しての将来の行動には完全な自由を持つこと。それは、特に下記に関連して重要である。

A　親持株会社のもとの役員兼任制と法人間株式所有に関する追加処置。安田プランにこの事項が含まれていないことが国務、司法両省を困惑させた。国務、司法両省顧問団の派遣後、勧告することとしたい。顧問団を派遣すべく最大の努力が続けられている。

B　管理委員会が、司令部の監督のもとに日本政府官吏で編成されることは了解した。両者は、提案の誠実な実行のためには、管理委員会の活動の精査が重要であることを強調する。そこで、管理委員会の監視については司令部に完全な自由を与える案でなければならない。

3　会社証券の価格評価の方法と時期は、解体過程における基本的要点と考える。価格評価は、賠償施設撤去と産業非武装化に関する決定がおこなわれるまでは、おこない得ないと思われる。したがって、いま、評価の行動をおこなうべきでないし、代

償は賠償又は非武装化計画の完了まで支払われるべきでない。

4　司法省は、他の経験からして、司令部が、金融に関する指令の四二bの条項によって、財閥の証券の譲渡を禁止することを進言する。

5　国務省は、財閥問題の満足にたる恒久的解決が日本人の手でおこなわれることは望ましいと信ずる。しかし好戦的国家主義と侵略主義の活動家を政府、産業界、金融界から排除することをうたった初期の基本的指令の五b、二三、四〇の各項が実行されるまでは、日本人による満足にたる立案、施行は期待できない。そこで、現在の政府や産業界の指導者達と、協議や合意にもとづく取り決めを結ぶことによって、司令部や将来の日本政府の手をしばらないようにすることの重要性が、重ねて強調される。財閥解体のごとき基本的改革は、最終的には、十分な情報を与えられた日本人の世論に支持されるべきであるから、諸改革を必要とする理由を十分に説明して問題点を日本人に提起する努力を続けるべきである。

6　財閥解体のごとき基本的改革を、現在の日本政府や産業界の指導者の決定によって日本に課することは、ポツダム宣言及び大統領指令にもとづいて権力の座から排除すべき政治的経済的寡頭支配体制に対する日本人の従属を恒久化するきらいがあると国務省は信ずる。現在の指導者達の大部分は、上記指令にもとづく法規によって追放されると思われる。実際問題として、彼等の多くは、日本軍の解体を確実ならしめる必要から一時的に利用されているにすぎず、やがて、政治的指令第七章の条項によって拘留されると信じられる。彼等の追放は、最終的な改革に先立っておこなわれるべきである。

この国務・司法両省の検討を見ると、司令部との食い違いの第一点、すなわち、自発的解体案提示路線への危惧は、追放さるべき旧支配者層との協議、話し合いによる政策遂行が、司令部の自由を拘束すること、改革を不徹底にすること、旧支配層の力を温存させることなどの結果を導きはせぬかという危惧であることがわかる。第二の問題点に関しては、財閥解体政策検討のための顧問団を派遣する方向で解決がはかられ、「安田プラン」は予備的ステップとして承認され、司令部は継続的な政策を展開する自由を保留すべきことが勧告されている。この非公式な回答原案に対

して、司令部は、一〇月二八日に、各項についておおむね同意する旨を返電したが、回答原案6に関しては、もし国務省の意向に厳密に従うと、ただちに実行さるべき行動が無制限に遅延することになるであろうから、この点は、司令部に委せるよう強く主張した。[32] 難関であった三菱財閥も事実上屈伏させた司令部としては、いまさら自発的解体路線を変更するわけにはゆかなかったのであるし、司令部は、国務省が考えていたような意味で日本側と「協議」したわけでないから、旧支配者層の力が温存される危険性はそれほど感じてはいなかったのであろう。

このような意見の交換が続けられた結果、一一月三日に、統合参謀本部は司令部に「安田プラン」の条件付承認を通知した。[33] 留保条件とされた点は、一〇月二六日に通知された原案とほぼ同文章であり、変更は、3に「証券は、公正な価格の評価が可能になるまでは、日本国民に売却されないものとする」の文章が追加されたことと、6が司令部の意向を容れて次のように書き替えられたことである。

6　国務省は、自発的措置が速かな成果の観点からすると有利のように見えるが、現在政府や産業界に高い地位をしめている人物達による自発的行為は、彼等の威信を高め世論における彼等の立場を強固にする作用を持つかもしれないという大きな危険性が存在することを指摘する。国務省は、大統領指令が除去すべきであるとしている人物達の追放に先立っておこなわれる改革の実施には、このような危険性が存在することに司令部が充分な配慮を払うよう強く要請する。

こうして、「安田プラン」は予備的ステップとして承認され、より広汎な財閥解体政策は、顧問団が派遣されてのちに決定されることとなった。

五　SCAPIN-二四四

ワシントンの承認をとりつけた司令部はただちに行動を開始し、一一月四日には日本政府に「持株会社の解散に関する覚書」を提出させ、一一月六日には日本政府覚書を承認するかたちで、「持株会社の解体」（SCAPIN-二四四、付属資料二参照）を発した。

日本政府が覚書を提出し司令部がそれを承認するという方式は、かなり早い時期から決められていたようで、その覚書の案文も司令部のイニシアティブで作成された。すなわち、すでに一〇月二三日以前に覚書の「ドラフト」が司令部から内示され、大蔵省がその検討をおこなっている。「ドラフト」（英文）の内容は次のようであった。[34]

三井本社、安田保善社、住友本社は、最高司令官の希望に応じ解体を自発的に成し遂げるという意向をもって大蔵大臣と会談を重ねてきた。

以上の商社及び解体を自発的に申し出る他商社の解体を統轄すべく次の如き計画を提案し承認を求む。

1　持株会社は、その所有する一切の証券及び所有権の証憑を証券委員会 a securities commission に譲渡すべし。

a　持株会社は、子会社、関係会社又は従属会社の活動に対する指令をただちに停止すべし。

b　第一節にあげられた会社の役員及び取締役は、全ての子会社、関係会社又は従属会社における一切の地位より辞職すべし。

c　三井、安田、住友一族の成員は、地位を占めるところの工鉱業又は金融会社より辞職すべし。

2　日本政府は証券委員会を設置す。その機能は左記に掲ぐるものを含む。

a　移譲せられたる証券に対して支払う補償価額の決定。

b　取得したる証券の譲渡方法及び譲渡価格の決定。

c　売却さるべきことが決定された証券の販売計画の準備。所有権の民主化を最大限に保護するため、個人が買い得る株式を制限する保証措置を確立すべし。委員会の所有する証券の売却に際しては、つねにこれ等会社の雇傭員に購入優先権が付与

さるべし。

d　個人及び法人業務に関して左記のことを保証する変更をくわえること。

(1)　最高司令官の目的への完全な追従。

(2)　会計及び報告の適当なる手段の開始によって、適切な株主保護措置を規定すること。

e　これ等会社の小株主の保護。

3　証券委員会は、可及的速かに取得した証券を譲渡すべく業務を運営するよう指示さるべし。

4　証券委員会の取得した証券の代金支払は、左記に特記する以外は、日本政府公債でおこなわるべし。公債は、証券委員会が定める目的のためにおこなわれる場合を除いて、交付月日より十年間、譲渡を認めず、見返担保に供することを得ない。例外とされる目的は、税、相続税の支払及びこの種の目的に限定さるべし。証券委員会は、小株主より取得した株式に対しては譲渡可能の公債で支払う権限を付与さるべし。

証券委員会の役職に推薦を受けたるものは、その任命に先立ち最高司令官の承認を要すべし。証券委員会の一切の行為は最高司令官の承認を受くべし。

貴下の承認を得ると共に前記案は即時効力を発するものとす。

この「ドラフト」が何日に内示されたかは不明であるが、内容よりすれば、三財閥の解体承認の直後、一〇月二一日頃であろう。「ドラフト」の内示が、政府に、三菱財閥の解体承認の働きかけを始めさせたことは前に述べた通りであり、岩崎小弥太が渋沢敬三大蔵大臣と会見して日本政府の命令による自発的解体なら承認する旨を表明した一〇月二三日には、大蔵省は、次のような「連合国最高司令部ノ内示ニ係ル財閥解体ニ関スル『ドラフト』ニ対スル修正意見」を作成した。[35]

一　前文及第一項（c）ニ三菱本社ヲ加ヘルコト

二　"Securities Commission"トアルヲ本件処理ノ為特ニ設置スベキ"Trust Company"ト改ムルコト

右信託会社ハ信託業法ニ基ク普通ノ信託会社トシテ設立スルコト

（備考）

本件処理ヲ信託会社ヲシテ取扱ハシメントスル理由

(1)　(イ)証券市場閉鎖中ナルコト及(ロ)軍需企業ニ対スル政府補償ノ問題未解決ナルコト等ノ為今直チニ適正ナル価格ヲ決定スルコト困難ナルコト　従テ本件証券ノ処理ハ取敢ヘズ信託ノ形式ニ於テ之ヲ為シ爾後情勢ニ応ジ証券ノ適宜円滑ナル売却ヲ実行スルコト然ルベキコト

(2)　日本ノ法制上本件処理ヲ担当スルニ適当ナル機関ハ信託会社ナルコト

三　証券ノ信託会社ヘノ引渡ハ信託ノ形式ニ依ルコトトシ、信託会社ハ証券ノ売却処分ニ依リ得タル代価ヲ以テ委託者ニ対スル対価ヲ決定スルコト

四　右信託会社ノ株主権議決権ハ左ノ場合ニ限リ政府ノ許可ヲ受ケ行使セラルルコト

(イ)　公正ナラザル決議ノ成立ヲ防止スル為拒否権ヲ行使スル場合

(ロ)　法律上ノ定足数ヲ充タス為必要アル場合ニ於テ議決権ヲ行使スル場合

三菱本社の追加は、足並みの乱れによる混乱を心配した政府の配慮であり、証券委員会を信託会社にかえる提案は、すでに本節二に述べた金融局銀行課の「財閥系会社機関ノ処理ニ関スル件」の策定作業のなかで考案された案であった。大蔵省は、株式の処理機関として、はじめ預金部あるいは日本証券取引所を提案していたが、司令部は清算機関 liquidating agency の新設を非公式に示唆し、これに応じて金融局銀行課は一〇月一九日付で「財閥関係株式等ノ信託ヲ引受クベキ信託会社ノ設立ニ関スル件」を起案していた。[36] 銀行課案による信託会社は、資本金を一般から公募して設立され、司令部の承認を経て、政府・財閥関係者以外から役員を選定し、①財閥所有株式の信託の引受、

②財閥系金融機関の所有有価証券の引受、③株式等の売却代金の信託の引受、④その業務に付帯する業務、をおこなうものとされた。この銀行課案と同様の信託会社を「修正意見」は考えていたと思われる。修正意見の三、と四、は「ドラフト」で不明確であった財閥所有証券の譲渡形式、補償価額および株主権を明確にする提案である。

「修正意見」に対して司令部は、一〇月二五日のクレーマー局長と大蔵次官の会談の際に、信託会社は営利会社であるから不適当であるし、ワシントンは日本人を入れない委員会をさえ考えている旨を伝達した。[37] すでに見たように司令部は一〇月二〇日のワシントン宛文書の第3部で管理委員会構想を提示していたから、その方針を貫く姿勢をとったわけである。そこで、大蔵省は、同日、「証券管理委員会案」を作成し、委員を政府が任命する法人として証券管理委員会を設け、「ドラフト」の線に沿った業務をおこなうという構想の準備にかかった。[38]

それ以後の交渉経過をしめす資料は残されていないが、一〇月二九日に四財閥の代表者を大蔵省に召集した際には、一〇月二六日付の修正「ドラフト」(英文)が、四財閥代表者に提示された。[39] この修正「ドラフト」は、ほぼ後述の「持株会社の解体に関する覚書」と同じであるが、証券の処理機関は、証券委員会という表現で規定されており、また、財閥から移管された証券等の売却処分期間をとりあえず一年以内と限定している点に特徴がある。こうして、一〇月中旬ないし下旬ごろの「ドラフト」を出発点として、日本政府覚書の策定作業が、司令部のイニシアティブのもとで進められたことは明らかである。そして一一月四日、すなわち「安田プラン」のワシントンによる承認の直後に、「持株会社の解体に関する覚書」(付属資料一参照)が司令部に提出された。この覚書の骨子は、ほぼ「ドラフト」の骨子と同じであり、規定を細部にわたって厳密化した内容のものである。変更された部分は、三菱本社が加えられたこと、持株会社の役員の当該持株会社からの辞任を定め、子会社等からの退任にはふれていないこと、証券委員会を持株会社整理委員会 Holding Company Liquidation Commission としたこと、持株の譲渡方式を受領証の発行と

公債交付によるその回収と明確化したこと、交付される公債額面を移管財産の清算による純売上金の範囲内と定めたこと、移管財産の売却の際に財閥家族の再購入を禁じたこと、持株会社の解体を、持株会社整理委員会の監督下におく旨規定したこと、持株会社整理委員会の株主権行使を明示したことなどの点である。

日本政府覚書を受けとった司令部は、一一月六日に、覚書「持株会社の解体」(SCAPIN-二四四)を発出し、日本政府覚書をおおむね承認し、その即時実施を指令するとともに、①覚書内容の補足、②覚書欠落内容の追加、③新たにとられるべき措置、を明らかにした。「おおむね」(in general)承認したとの表現は、ワシントンの「安田プラン」承認の留保条件のひとつであった将来の行動の自由を、「提案を随時推敲又は修正し且つその実施を監督及び検閲する行動の完全なる自由が連合軍最高司令官に留保せられあること」[40] と明記したことに関連するわけで、覚書の条件付承認ともいえる。

覚書内容の補足は、持株会社整理委員会の設立立法、移管財産処分活動は司令部による事前承認を要する旨を、ダメ押し的に規定したことである。

「安田プラン」に含まれていて日本政府覚書に欠落している大きな点は、財閥家族及び銀行の所有証券の処分に関する部分である。SCAPIN-二四四は、持株会社解体の準備的措置として持株会社の動産及び不動産の売却等を禁止したが、この禁止対象に、財閥家族(三井、岩崎、安田、住友)の動産、不動産も加えており、さらに、この四財閥家族の資産に関する報告書の提出を日本政府に提示している。財閥家族資産の処分方針については何もふれていないが、持株会社に対すると同じ処理方針を前提としていたとみてよかろう。銀行に関しては、新たにとられるべき措置の独占禁止立法のところで抽象的にふれられている。

ワシントンの示した留保条件のひとつは、役員兼任制や法人相互間持株制の処理をふくめて財閥解体政策の一層の

推進のための勧告委員会の派遣であった。司令部は、このワシントンの意向を汲んで、SCAPIN-二四四では、「日本に於ける私的の工業、商業、金融及び農業の合同を解体し、且つ好ましからざる連鎖的経営陣並びに法人相互間証券所有を除去することは、連合軍最高司令官の意図なり」と述べ、その目的は、「初期の対日方針」「初期の基本的指令」と同様に「所得並びに生産及商業の手段の所有権の一層広汎なる分配を許すこと」「日本国内に於ける平和的民主主義的勢力の伸長に資する如き経済的方途及び制度の発達を促進すること」の二点にあることを示したのち、日本政府覚書の提案は、この目的のための「単なる予備手段と認めらるべし」と規定した。ワシントンからの回答が用いている preliminary step（前出訳語は「予備的ステップ」）という言葉がそのまま用いられている。

新しくとられるべき措置として日本政府に指令されたのは、(a)四大財閥以外の結合体 combines の解体、(b)私的独占を創設・助成する立法的行政的手段の廃絶、(c)私的独占・連鎖的経営陣・法人相互間証券所有を除去し防止する諸法律の制定、の三つの計画を速かに提出することと、国際カルテルへの参加を禁止する手段を講ずることである。四大財閥以外の財閥に関して、司令部が解体の意図を持っていたことは、昭和二〇年九月、一〇月の情報提出指令、証券移転禁止指令[41]によっても明らかであり、第一目標とした四大財閥の解体計画の確定につづいて第二の作戦に移ったものといえる。私的独占助成措置の廃絶、国際カルテル参加禁止は、「初期の基本的指令」にもとづくものであり、すでにその内容は司令部に事前に連絡されていたが、昭和二〇年一一月三日の公式指令をまって、新しく日本側に指示したものと見られる。(c)の諸法律の制定は、ワシントンの指摘した問題を処理する立法措置と独占禁止法を求めたものであろう。独占禁止立法制定は、財閥解体政策の背景にあるアメリカの反トラスト政策の伝統から当然に導き出される必要措置であり、日本政府も昭和二〇年一〇月下旬頃から検討を開始していた事項であった[42]。

SCAPIN-二四四によって、初期の財閥解体政策は一応確定し、その実施段階に移る。しかし、その内容は「予

備的」なものであり、エドワーズ調査団が派遣されることとなった。

(1) Herbert H. Scheier, *Brief History of the Reorganization Branch of the Antitrust and Cartels Division (now Fair Trade Practices Division), Economic and Scientific Section*, Oct., 1949, p. 7.

(2) 大蔵省財政史室、一九七五年三月のインタビュー（大蔵省資料Z一〇七—三一）。

(3) SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #24, Elimination of Zaibatsu Control, p. 37.

(4) 「安田保善社とその関係事業史」編修委員会『安田保善社とその関係事業史』、昭和四九年、八七七ページ。以下、安田保善社に関する事項は、同書第三編（安田保善社の解体、八七一—九四〇ページ）による。

(5) Radio, SCAP to Joint Chiefs of Staff, CA53580, Oct. 20, 1945.（大蔵省資料Z七三三—三）。

(6) 一九四五年九月二七日に、司令部は九財閥（三井、三菱、住友、安田、中島、渋沢、野口、浅野、日産）に関する基本的情報の提出を日本政府に指令した（SCAPIN-九三）。以後も、情報提出指令は出されており、これらに関しては、第二章第一節を参照。

(7) 大蔵省資料Z五一一—三〇三。

(8) この時期の司令部の動きを示す資料は乏しいが、一〇月一〇日付で経済科学局が、大蔵省金融局に意見を求めた次のようなメモランダムがある（『三菱社誌』昭和二〇年、二四八〇—八一ページ）。

金融局宛メモランダム　一九四五年一〇月一〇日

財閥解体の一計画

1　財閥と大金融機関（保険業を含む）の解体計画のひとつとして、次のような手順が提案されている。

a　すべての大財閥家族と持株会社は、保有する子会社株式の全部を、日本の法律にしたがって、日本政府に売却するよう命ぜられるものとする。

b　日本政府は、これらの株式にたいして、国債で支払をなすものとする。その国債は、一定期間（最小限一〇年）凍結される。国債の売却、譲渡、質入は、死亡による相続者への譲渡以外は禁止される。

c　株式の価格は、客観的見地から選ばれた評価委員会（たぶん、アメリカとイギリスのオブザーバーを含む）によって設定されるものとする。この価格は、一時的なもので、証券の再売却が終了するまでは最終的に確定されない。

d　日本経済の将来に関する連合軍の政策決定によって、その将来が左右されるような会社の証券は、日本産業に関する連合軍の政策が明確になるまでは、再売却されない。

e　日本政府が購入した証券は、評価委員会の指導の下に公衆に再売却される。

f　最終売却価格と財閥からの一時的買入価格との差は、売却完了後に調整される。

g　日本政府は、所有するにいたった株式の議決権を行使することは許されない。政府が全株式を所有している場合には、顧問団が役員を選任する。

h　すべての会社は、アメリカの証券取引委員会の原則と同じ原則を遵守するよう命ぜられる。

i　個人が政府から購入できる会社株式の量は、急速な再集積を阻止しうる限度に制限される。

j　会社従業員には、その会社の株式の購入の優先権が与えられる。

2　この提案は次の長所を持っている。

a　単純である。

b　公衆から現金を吸収し、同時に政府に資金を付与するという点で、インフレーション抑制的な方法である。

c　産業が活用しうる資本に変更を加えることなしに財閥の力を無力化できる。

d　産業を民主化させる。

e　従業員を出資者（パートナー）にする可能性がある。

3　欠点は次の通り。

a　ある証券については、経済政策が最終的に決定されるまで、その処分の実行ができない。

b　連合軍の予見しえない行動が、売却後の株式価値を激しく変化させる可能性がある。

c　産業利潤の見通しはよくないから、株式価値が減価して公衆に損害を与える可能性がある。

4　貴局のコメントを提出されたい。

このメモランダムは、株式の公開に関しての提案であり、財閥解体計画の一部分であるが、かなり詳細な内容にわたって司令部内での検討がおこなわれていたことがわかる。

なお、このメモランダムは、一〇月二二日に、児玉謙次終戦連絡中央事務局総裁が、岩崎小弥太三菱本社社長を訪問して、占領軍の財閥解体方針を説明した際に、内示したものである。

(9)　大蔵省資料Z五一一―三〇三。

(10)　金融局銀行課は、昭和二〇年一〇月一六日付で、「八大銀行ノ処理ニ関スル件」を起案している。これは、「軍需融資ノ善後処理ヲ円滑ニ遂行スルト共ニ金融ノ安定ニ資スル為軍需融資処理銀行ノ設立……ト併行シ左記ニ依リ主ナル軍需金融機関タル八大銀行ノ処理ヲ行フモノトス」との意図のもとに、帝国、三菱、安田、東海の四行を「東京銀行」として、住友、三和、野村、神戸の四行を「大阪銀行」として集中させる案である（大蔵省資料Z五一一―三〇三）。

(11)　同前。

(12)　同前。

(13)　江戸英雄三井本社総務部次長（当時）は、「満州事変ごろから三井は平和主義とか自由主義とか親米主義とかいわれ、軍部や右翼あたりからとかく白眼視され、事業面でも満州や華北からしめ出されるとか、いろいろ圧迫を受け、他の財閥から追いつかれてきたわけです。……軍需産業面では化学兵器産業にずばぬけたものがあるだけで、そのほかは極めて弱かったのです。……その時〔敗戦の時〕に考えたことは、こんどはこっちの番だ、国の復興、再建する平和産業は三井が得手とするところだ、米英のほうの風当たりも悪いことはあるまい、万事やりよくなることだろうと、非常に甘く考えていたわけです」と回想している（安藤良雄編著『昭和政治経済史への証言』下、毎日新聞社、昭和四一年、一四四ページ）。

(14)　三井財閥の交渉経過は、『三井本社史』下巻、九一九―二五ページ、松元宏「財閥本社の解体―一九四五年八月～一一月の三井について―」（『三井文庫論叢』第一〇号、三一五―六二ページ）による。

(15)　『朝日新聞』一九四五年一〇月一六日。

(16)　『朝日新聞』一九四五年一〇月二一日。

(17)　『朝日新聞』一九四五年一〇月二三日。

(18)　住友財閥の交渉経過は、野田哲造住友銀行副社長（当時）の談話（一九七三年四月四日）による（大蔵省資料Z一〇六―五六）。

(19)　高石末吉『覚書終戦財政始末』第一四巻、昭和四六年、三八―四〇ページ。

(20)　三菱財閥の交渉経過は、『三菱社誌』昭和二〇年の記事岩崎小弥太伝編纂委員会『岩崎小弥太伝』、昭和三二年、三四六―六五ページによる。

(21)　後出（一三一―一三二ページ）の三財閥解体に関する「ドラフト」参照。

(22)　特別配当に関して、岩崎小弥太は六分の配当準備をすすめたが、大蔵省は一〇月三〇日付で配当を不許可とした。岩崎の依頼を受けた児玉終戦連絡中央事務局総裁が、クレーマー局長と交渉した結果、同局長は承認を与えたとの記録もある（『三菱社誌』昭和二〇年、二四八一ページ）。

(23)　大蔵省資料Z五二六―二七―一。

(24)　同前。

(25)　Radio, SCAP to Joint Chiefs of Staff, CA53580, Oct. 20, 1945.（大蔵省資料Z七三三―三）。

(26)　「安田プラン」(the Yasuda Plan) という言葉の使い方には混乱がある。一〇月一七日の安田提案を「安田プラン」とみる場合（前掲『安田保善社とその関係事業史』）、一〇月二〇日の司令部電文中の案を「安田プラン」と呼ぶ場合（一九四五年一〇月当時の用法）、後出の一一月四日の日本政府提出「持株会社の解体に関する覚書」を「安田プラン」と呼ぶ場合（SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, 第24. E. M. Hadley, *Antitrust in Japan*.）の三通りがあるが、本書では、当時の用法にしたがって、司令部電文中の案を「安田プラン」と呼ぶこととする。なお、司令部の前掲書では、日本政府覚書の提出日を一〇月一八日とし、司令部は一〇月二〇日にこの覚書の承認をワシントンに要請したと記述されているがこれは誤りで、「安田プラン」の用語法の混乱もこの誤認から生じたといえる。

(27)　Radio, SCAP to JCS, CA53699, Oct. 22, 1945.（大蔵省資料Z七三三―三）。

(28)　Radio, War Department to SCAP, WARX 77879, Oct. 22, 1945.（同前）。

(29)　Radio, McCloy to Cutter, DTG 2318127, Oct. 23, 1945.（同前）。

(30)　Radio, McCloy to Cutter, CA 53860, Oct. 26, 1945.（同前）。

(31)　Radio, Cutter to McCloy, WAR 79135, Oct. 26, 1945.（同前）。

(32)　Radio, SCAP to War Department, CA 53969, Oct. 28, 1945.（同前）。

(33)　Radio, Joint Chiefs of Staff to MacArthur, WARX 81022, Nov. 3, 1945.（同前）。

(34)　大蔵省資料Z五一一―三〇三、タイプ二ページの英文文書で日付不明。一一月四日付日本政府覚書の日本文と対照しやすいよう文体用語を統一して仮訳を作成した。

(35)　同前。

(36)　同前。

(37)　大蔵省資料Z五二六―二七―一。

(38)　同前。

(39)　『三菱社誌』昭和二〇年、二四八―八三ページ。この修正「ドラフト」は「持株会社の解体に関する覚書」とくらべて、二F、七、八、九の諸項が欠けており、また「覚書」には欠けている「証券委員会は、移管された証券、その他所有権・貸券・管理の証憑のすべてをその受入から一カ年以内に清算、処分するよう指示されること、一年以内に処分未済分に関しては、遅延の理由及び処分の予定月日を明記した文書を付して連合軍最高司令官に報告するものとする」との項が含まれている。

(40)　SCAPIN-二四四の引用文は、すべて、持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、一六四―六五ページの訳文による。

(41)　一九四五年九月二七日のSCAPIN-九三（九財閥の基本的情報提出指示）、一〇月二二日のSCAPIN-一七七（一五財閥の資産報告書提出指令）、一〇月三一日のSCAPIN-二一五（一五持株会社とその子会社の証券移転禁止指令）等。これ等の指令の内容は第二章第一節参照。

(42)　独占禁止立法については第四章参照。

第三節　エドワーズ調査団報告書

一　エドワーズ調査団の派遣

「安田プラン」をめぐるワシントンと司令部の折衝のなかから、財閥解体政策の全面的な検討をおこなう顧問団の派遣が決定された。一九四五年一〇月二三日のマックロイ陸軍次官補の陸軍省への要請にこたえて、国務省と司法省は、合同顧問団 State-Justice Advisory Mission を派遣することとし、ただちに、その組織にとりかかった。一〇月三一日には、国務省の経済問題担当の次官補クレイトン William L. Clayton が、司法次官バージ Wendell Berge に、顧問団の人選を依頼した。[1] クレイトンは、その依頼状のなかで、次のように述べている。マッカーサーから財閥解体計画の承認を要請されたが、利用し得る情報が不足しているので、提案された計画が、目的にかなうものか否か判断できないし、そもそも財閥解体は皮相な取り扱いが許されない複雑かつ重要な問題である。マッカーサーには陸軍省を通じて提案の部分的承認を伝えたが、今後同様な提案をより深い理解力をもって評価できるように、専門家の小グループを日本に派遣したいと思う。そのグループは、まず財閥の組織機構を研究し、つぎに、われわれの意思決定のための基準を立案するものとする。司法省は、このような仕事に関して独特の経験を持っているから、五人ないし一〇人の専門家グループの人選に協力して欲しい。

クレイトンは、マッカーサーと陸軍省がいそいでいるので、一一月一五日ころまでにとりあえず二、三人を派遣したい意向であったが、顧問団の人選が終り、司令部に通知されたのは一二月七日であった。陸軍省民政部は、司令部宛電文で、国務省のエドワーズを団長とし、他に八名のメンバーが決まったこと、この国務省・司法省合同調査団は司令部の権限のもとで活動し、日本の企業結合と他の私的企業支配の集中を効果的に解体する詳細な政策の勧告報告書を作成する任務を持つことを伝え、資料の作成と調査団の日本における活動への援助を要請した。[2]

日本財閥に関する調査団 the Mission on Japanese Combines（財閥調査団 the Zaibatsu Mission, エドワーズ調査団 the Edwards Mission とも呼ばれる）は、一九四六年一月七日に来日した。そのメンバーと所属は次の通りである。[3]

コーウィン・エドワーズ Corwin D. Edwards　国務省のカルテル関係顧問、ノースウェスタン大学経済学部教授
ロバート・ダウキンズ Robert Dawkins　連邦取引委員会法律顧問
ウィリアム・ディクソン William B. Dixon　司法省反トラスト部、司法長官特別補佐官
ジェームス・ヘンダーソン James M. Henderson　司法省反トラスト部、司法長官特別補佐官
R・ハンター R. M. Hunter　連邦電力委員会法律顧問、オハイオ州立大学法学部教授
サミュエル・ニール Samuel Neel　司法省反トラスト部、司法長官特別補佐官
レイモンド・バーノン Raymond Vernon　証券取引委員会、証券取引部副部長
ベンジャミン・ウォーレス Benjamin Wallace　関税委員会特別顧問

来日にさきだって、エドワーズ団長は、極東委員会（FEC）に対して、調査団の機能について次のように説明した。[4]

(1)　日本の産業力の集中を破壊し、より民主的な産業体制を樹立することを指示した「初期の基本的指令」の実行に際しての政策上の問題点の解決案を勧告すること。

(2)　非軍事化と賠償政策の効果、日本の在外資産の分離の効果を調査すること。

(3) 財閥の戦時補償の支払による利益と資本課税・戦時利得税の支払による損失を確かめること。
(4) 司令部が四大財閥本社の解体に適用した政策に対して望ましい変更があるかどうかを研究し勧告すること。

さらに、エドワーズは、調査団がとりあげるべき問題として次の諸点をあげた。[5]

(1) 日本財閥の企業間の紐帯を切断するにはどのような技術的方法が効果的か。
(2) 血縁・婚姻・養子縁組又は派閥関係によって結ばれている者達の利益共同体が公式の解体にもかかわらず効果的な結合体として残るのをいかにして防止するか。
(3) 財閥と関係があるために活動を停止する人々に代るべき経営的技術的能力をどこに見出すことができるか。
(4) 財閥資産の所有権を誰に移すべきか、またその方法如何。
(5) 財閥はどの程度まで補償をうけるべきか、そして、その資金で支配力を再建することを防止するためにどのような保障措置をとるべきか。
(6) いついかにして統制会を廃止すべきか、そして、その後の日本企業間の自発的団体や協定の形成にどのような制限を加えるべきか。
(7) 財閥の影響力が強い高度に集中された金融制度が、財閥への融資を容易に、財閥以外への融資を困難にしていたという現実から見て、いかにして金融を中立的力たらしめ得るか。
(8) 会社法の改正、反トラスト法の制定、企業活動の特権を認めたり自由を制限する法律の廃止などに関連して、財閥形式の再建を阻止するどのような保障措置が必要であるか。
(9) 反財閥政策に服従しようとしなかったりそれをくぐり抜けようとする者達に対してどのような強制手段が

講じ得るか。
(10) 政府に対する財閥の影響力をどのように破壊するか。
(11) 財閥の活動についての情報を、日本国民の信頼をかち得るようなかたちで、そして出来得れば日本側の手によって広く伝達する方法如何。

このような機能と課題を定めて来日したエドワーズ調査団は、ただちに活動を開始した。司令部が収集していた資料は不十分だったので、一九四六年一月一九日には「若干の会社の提出すべき報告書」（SCAPIN-六二五）を発し、財閥本社等一八社と財閥家族一四家に対して、資産・系列関係・役員等に関する資料の提出を指示した。メンバーの一員でのちに経済科学局反トラスト・カルテル課長となったヘンダーソンの回想によると、[6] 司令部は、はじめ、調査団が東京を離れて工場見学に出向くことを許可しないなど、必ずしも全面的協力体制をとってはいなかったようである。スタッフが少なかったこともあってか、一九四五年一二月七日のワシントンからの資料収集の要請に対しても、調査団来日までに行動をおこしていなかった。

調査団は、それぞれのメンバーが、ひとつかふたつの財閥を担当して研究し、エドワーズ団長に勧告を提出するという方式で作業をすすめた。[7] 個別の研究報告と勧告をひとつの完全な報告書にまとめあげる過程では、秘密厳守の注意が払われた。勧告については、メンバーの間で討論がおこなわれたばかりでなく、クレーマー経済科学局長との討議の機会も持たれ、ある会合にはマッカーサー自身も参加した。マッカーサーは、はじめは、財閥問題に介入することを好まなかったが、やがて財閥に反対する態度を強めた。マッカーサーが反対したのは、財閥の家父長制であったといわれる。[8]

約三ヵ月にわたる集中的作業の結果、エドワーズ団長は一九四六年三月一四日に司令部を通じて陸軍省と国務省に

報告書を提出した。この報告書に含まれた勧告は、その後の司令部の財閥解体、経済力集中排除のための政策決定の基準となるとともに、やがて、極東委員会にアメリカが提案し大きな波紋をなげかけたFEC-二三〇文書の骨子となった。

報告書の提出でエドワーズ調査団の任務は終了したが、勧告の実施のために、メンバーの一人であるヘンダーソンがそのまま日本に留まって反トラスト・カルテル課長となったのである。

二　エドワーズ報告書の内容

エドワーズ調査団報告書は、第一部本文がタイプ二九四ページ、第二部資料がタイプ一七三ページに及ぶ膨大なもので、本文の構成は次のようである。(9)

序　文
勧告の要約
第一章　調査団の役割
第二章　財閥能力（ザイバツ・パワー）の構造
第三章　金融機関と財閥
第四章　統制法と特殊会社
第五章　財閥保有資産の新所有者となりうる人々
第六章　勧告された政策の概要

報告書の中心部分は、冒頭の「勧告の要約」(Summary of Recommendations)であり、第二章から第五章にかけての財閥の分析にもとづいた政策提言がなされている。第六章は、「勧告の要約」を敷衍するかたちでさらに詳細な勧告内容を八六ページにわたって述べている。以下、「勧告の要約」を紹介し、必要に応じて、第六章を参照することとする。

1　日本の大企業は、すべての財閥を財閥として確認し、さらに、財閥支配力を終焉させる計画にすべての財閥が同意服従することを確実ならしめるために、体系的に査察されるべきである。

この査察においては、財閥とは、ある業種内における相対的規模の大きさや、多くの業種にわたるその地位が生みだす累積的力によって、主要な産業部門において競争を制限したり他者が独立して事業を営む機会を減殺したりするような、利潤追求的私企業またはその結合体、さらに、このような企業又は結合体を所有又は支配するところの個人、家族、集団、法人を意味するものとする。

この基準の適用に際して、利潤追求的な私企業又はその結合体が、次の場合に該当するときは、反証があるものは別として、財閥と推定されるべきである。総資産が巨額な場合、資産はやや小さくとも相互に関連のない種々の分野で事業を営んでいる場合、大きな工業、商業組織と同時に大きな金融組織を支配している場合、かなりな数の他の法人企業を支配している場合、主要産業の生産物の総供給量のうちの大きな割合を生産又は販売している場合〔報告書第六章では、大体の目安として、二〇億円――一九四五年末価格、以下同じ――を超える総資産を所有する場合、五億円以上の総資産を持ち関連のない数分野で活動する場合、二・五億円以上の商工業資産を持ちかつ一〇億円以上の総資産を持つ金融会社を支配する場合、一〇社以上の子会社・関係会社を支配する場合、総供給量の四〇％以上を生産又は販売する場合を、過大な規模、又は準独占と見ている〕。

2　財閥企業結合は解体されるべきである。本社の解体は、このための重要な第一歩ではあるが、十分な措置ではない。次のような措置が続いて実施されるべきである。

a　たんに持株会社であるすべての企業の解体。
b　金融業以外で、現業会社の場合には、非財閥系企業を含む他企業にたいして所有するすべての証券の処分。
c　証券を処分した企業による将来の株式取得の禁止。
d　証券を処分した企業又は解体された企業のいかなる部分の合併も、公共の利益に合致することが確認された後に許可される場合を除いて、禁止する。
e　財閥系企業の役員は、主として従事している会社以外のすべての役職を退任しなければならない。
f　財閥系企業間の契約及び業務に関する取決め、特に、本社機能の行使、人的交流、排他的代理権、優先的又は排他的取引権に関する取決めの解体。
g　財閥系企業は、所有する特許と実施権（実施権の他者への許諾権を含むもの）に関しては、すべての申請者に差別条件をつけずに実施権を与えねばならない。又、他社よりの特許実施権にもとづいて現在享受している排他的優先的権利を放棄しなければならない。又、同じ財閥系企業に認めていた技術や特許権は、過渡的期間中〔報告書第六章では「おそらく一〇年間」〕は、すべての希望者に無差別で利用させねばならない。
h　一社のみで、独占的地位を享受し、あるいは、財閥能力の多くを保有するほど巨大である現業会社の解体。この解体の場合には、最低限の技術的企業単位は残されるが、関連のない産業部門、過去五年以内に別の法人であった部門、物理的にも技術的にもわかれていて共通の経営管理が事実上行なわれていない部門は、分離される。本計画のこの部分は、どの程度まで実施されるべきか明らかでないので、まず、もっとも明白に対象となるべき会社を攻め、計画の最終的展望については経験を重ねたうえで決定されるべきである〔報告書第六章では、対象会社を企業規模や市場占拠率で機械的に決定し、機械的に解体させることを避けるよう注意書きをつけ、解体は、企業の金融的商業的交渉（バーゲニング・パワー）力の行使と政治的特権（フェイバー）の追求を不可能にするところまでに限ると記されている〕。

3
財閥家族の紐帯に基礎を置いた企業利益共同体は解体されるべきである。この目的のために、

a　財閥家族の正式構成員（財閥で支配力を行使していた個人も含む）及び、彼等と血縁・婚姻・養子縁組又は派閥で近い関係にある人物は、すべての所有法人証券、流動資産を処分すべきである〔報告書第六章によると、一社に限って証券所有・役職就任を認めるという案も検討されたが、調査団の二人しかこれに賛成しなかった〕。
b　これらの人物は、すべての事業上の責任ある地位からも排除さるべきである。
c　一〇年経過の後（そして後に述べる補償についての勧告が採用されたとして）、これらの人物は、他の日本人と同じく自由に投資活動をおこない事業上の地位に就くことが許される。

4
財閥は資産の補償を受けるが、補償によって日本経済における権力の座を買い戻すほどの富を与えてはならない。この目的のために、
a　財閥資産の新所有者への譲渡を助成する政策は、財閥が十二分の補償を獲得しようとする努力によって修正されてはならない。
b　収容資産の補償の最大限度は、その売却による純受取金額とする。但し総売却価格が、一九四五年八月の市場価格（市場性のある証券の場合）又は帳簿価格（他の証券・資産の場合）を超える分については九〇％以上の税を課すこととする。
c　可能であるならば、購入価格が適正価格以下の場合――たとえば価格に五〇％の差ができたような場合――には、買手にかなり高率の特別利得税を賦課することによって、財閥資産の入札価格の水準を変えるべきである。資産が二年以内に転売された場合には、転売による利益の一〇〇％を特別利得税とする。
d　このような方針にもとづく売却によって得られた金額が、財閥支配力の復活を可能にするほど巨額な場合には、ただちに一部を没収する手段を用いてそれを減少させるべきである。
e　補償として財閥に渡される金額は、財閥資産売却終了後一〇年間、政府公債のかたちで凍結するものとする。この期間中は、自由に投資する余剰金を生じさせないように、公債利子さえも現金による支払は制限されねばならないし、追加所得は、納税としては受領される凍結政府公債に投資されねばならない。

f　凍結期間が満了する以前に、所有者の相続人に相続をおこなわせて、高率の累進税率による相続税支払を課すこととする。

5　財閥の証券及び資産の整理は、約二年の期間内に、速やかにおこなうこととする。持株会社の整理計画では以下の点を考慮する。

a　当該株式所有会社の非財閥系個人株主（そして、場合によっては当該株式を所有する会社の株式を所有する金融機関）への証券の按分比例配分。

b　相互に株式を持ち合う会社間の証券の交換と解消。

c　証券及び他の資産の交渉による売却。

d　証券の入札の定期的開催と毎四半期ごとの最低割当量を売却するまでは最高入札価格に応じること。

6　売却に際しては、財閥の仮装代理人を排除し、将来における過度の力の集中を阻止するために審査をおこなうこととする。あるいは、新しい所有権の型としてただひとつのみを選好すべきでない。承認し得る購入者としては、協同組合、財閥系企業の役職者や従業員、独立して事業を経営しようとする人々、戦時中に政府の政策によって所有権を失った人々、組織労働者の集団があげられ、そして、いくつかの公益事業の場合には政府自身が購入者となることが考えられる。

7　現業会社の役員首脳の一部は、財閥家族又はその構成員との派閥的あるいは特別な個人的関係の故に、退陣するものとする。とはいえ、管理職全体の交替をおこなう必要はない。必要な新しい管理職は、内部からの昇進や、非軍事化政策・賠償政策で解職された人物の雇傭によって得ることができる。

8　金融に対する財閥支配は破壊されねばならない。この目的のために、

a　破産状態となった財閥系金融企業（保険会社を除く）の解体と再建に際しては、同系列の財閥本社、財閥構成員の所有する株式は、同社の他の株主の株式に従属するものとする。破産状態となった財閥系保険会社は、未払いの保険証券額面金額を割戻して相互会社とするものとする〔報告書第六章では、敗戦国日本に対する各国の債務支払請求は巨額に達するであろ

うが、その負担を財閥系金融機関に負わせる方法があり得ることを指摘している。負担を負った財閥系金融機関が破産状態におちいった場合を想定してこの項が提案されている〕。

b　財閥系保険会社の保険証券所有者は、財閥が現在所有する当該会社株式の購入に関して援助が与えられるべきである。購入は証券に対する自由貸付によって助長され、あるいは、支払は証券額面金額からの控除というかたちが認められるものとする。

c　残りの財閥所有金融企業株式は、非金融企業株式と同じ方法で整理するものとする。

9　金融機関の数は、相当増加させねばならない。この目的のために、財閥系企業に合併された独立の金融機関の以前の所有者は、分離強制措置によって、以前の企業を再建することを認められるべきである〔報告書第六章によると、一九四〇年以降に吸収あるいは合併された銀行、信託会社の株式を少なくとも二〇%所有していたことを実証できる株主グループが、法による必要限度の資本を出資しようとする場合には、大蔵大臣に旧企業の再建を申請することができると特記されている〕。

若しこの措置で不十分な場合には、他の方法も採らねばならない。一定規模以上の銀行を一定期間内に二つあるいはそれ以上の独立した単位に分割するよう命令することも考えられる。

10　金融企業と非金融企業の結合、金融企業間の結合は破壊されねばならない。この目的のために、

a　銀行及び信託会社は、その資本金及び準備金の二五%をこえる額を、一つの会社の証券、借款、手形、貸付、当座貸越に運用することが禁止される。

b　これらの企業は、その資産、預金及び信託勘定において、他の会社の発行済株式の五%を超える量を所有してはならないし、その所有株式の議決権を行使してはならない。また、競合関係にある企業の株式は一切所有を許されない。善意の証券引受又は貸付の弁済で取得した株式については、上記の比率規制は適用されないが、この適用除外は一年を越えることはできない。

c　銀行又は信託会社の役員と、それら企業の五%かそれ以上の株式の所有者は、他の会社の役職に就任したり、同程度の大

きい比率の他社株式を所有したりする資格を与えられない。弁護士、公認会計士等、非常勤で政策決定に参加しない被雇傭者は例外とする。

d　銀行又は信託会社は、日本銀行以外の一つの機関に、預金の一〇％以上を再預金することは許されない。

11　財閥系銀行に有利な差別を除去するために、

a　財閥系銀行は他の銀行よりも安全であるという預金者達の信念を弱めるために、預金保険制度が新設さるべきである。一行について保証される預金額には限度が設けられる。

b　郵便貯金制度に関しては、県下で預けられた貯金額の最低九〇％は、県下の普通銀行に再預金することが、最終的には求められねばならない。

12　財閥系銀行に有利な政府による差別の破壊のために、

a　現行法による大蔵大臣の裁量権は大幅に縮小されねばならない。

b　銀行の検査は少なくとも二年ごとに実施されねばならない。

c　特殊銀行の機能と権限は、法律によって規定され制限されねばならないし、これらの銀行は普通銀行業務に従事することは許されない。

d　日本銀行の私的所有の痕跡は除去されねばならない。

e　指定銀行制は、金融統制会とともに廃止され、顧客に対する銀行間の競争が復活されねばならない。

f　大蔵省及び政府系銀行の職員は、すべての金融機関の証券所有を禁止され、その職を離れてから二年間は、民間金融機関に雇傭される資格を与えられない。

13　公共の目的に役立つ場合を除いて、統制法規は全廃されなければならない。この目的のために、

a　新しい政府独占は、過渡期の間は、司令部の明確な同意なしに設けてはならない。戦争目的のために創設された石油とアルコールの独占は全廃されなければならない。

b　新企業の設立又は既存企業の拡張を禁止したり政府の承認を必要とさせる法規はすべてただちに廃止されねばならない。

c　統制団体の根拠法令は原則として廃止され、統制団体は廃止される。しかし、司令部の承認を経て、日本政府が、方向転換期の緊急措置として配給と価格統制が必要であると定めた特殊の分野においては、現在統制法の下に行使されている権限を方向転換期の法令で一時的に存続させるものとする。但し、その法令には、期限を明示すること。この法令は、事業の認可、利益配分の統制、合併と活動中止の強制、その他方向転換と関連のない行為に関する権限を残してはならない。一時的な配給と価格統制がおこなわれる場合に、最終決定が政府によってなされ、かつ政府の権限濫用に対する不服申立権が規定されるならば、旧統制会又は類似の新設半民間機関が政府より委任された権限を行使するものとする。方向転換期にこのような委任された機能を果たすすべての機関は、満期になりしだい解体するものとする。

d　特殊会社の根拠法令は原則として廃止され、特殊会社も廃止される。但し、方向転換期に必要な配給機能をおこなっている特殊会社は、前出勧告に従って、転換期の法令にもとづいて一時的に存続するものとする。行政機能を行使していた特殊会社は、その機能の適当な公的機関への移転の準備がととのうまでは、一時的に存続するものとする。

e　補助金と特権を定めた統制法の規定は、統制の他の側面が一時的に存続する場合においても、廃止されねばならない。

f　日本の外国貿易に対する政策は決定の途上にあるから、輸出入に関する政府権限を定めた統制法の規定は一時的に存続するものとする。但し、民間・半民間企業の団体へのこの分野の権限委任は、できるだけ速やかに廃止しなければならない。

14　すべての形態の補助金、合法的独占、取引優先法、取引障害法は、体系的に再検討して、公共の目的にかなうことが明らかでないものは廃止されるべきである。存続される補助金は、全面的に公表されるべきである。ひとつの産業又は市場への参入の制限は、一般に承認できる公共の目的のためにのみ容認されるべきである。又、自然的独占と公益事業の場合には、価格及び利潤の制限が伴わねばならない。不服のある者には、法廷で差別や制限に対して抗争する権利が与えられるべきである。

15　取引に重圧を課するような共同行為、特定の企業をある事業分野から追い出すことを意図したり、それを他の企業に強制したりする共同又は単独の行為、独占、過大な企業規模、あるいは、独占や過大企業規模を特に生み出し易い型の産業成長や企

業間結合を禁止するために、反トラスト法が制定されねばならない〔報告書第六章は、競争企業（無視できるほど小規模の企業は除く）の合併の禁止、合併概念に他企業の資本資産の相当部分の取得を含めること、企業規模の基準は、資産、従業員数などで機械的に決定すべきでないこと、技術的に関連性のない部分を同一経営に加えることによって他企業より大規模になるような企業の拡大は許されないこと、などを述べている〕。この法律は、政府内の高い位置で活動し、広汎な調査と是正措置の権限を行使できる特別機関によって執行されるべきである。強制的でも独占的でもない協同組合の共同事業、商業競争の制限以外の労働組合活動、厳重に規制された場合の自然独占と公益事業に関しては、例外が認められるべきである。

16　特許法は、次のように改正されるべきである。発明者又はその最初の特許権譲受者が実施中の分野以外では、すべての申請者は正当かつ無差別の条件で、商業的規制なしに実施権を与えられるべきである。発明者等が実施中の分野で、ある実施権が認められた場合には、すべての申請者に無差別の条件で実施権が与えられるべきである。公式に登録されていない譲渡や実施権は無効である。この方針に違反して不法に用いられた特許は無効とすることができる。

17　次のようにして、部内者による会社支配をより困難とするべきである。

a　会社証券の販売に関係ある事実の公表を要求することとその販売に適用される法律に慣習法上の詐欺概念を導入すること。

b　経営幹部は株主総会の前に、経営の計理状態を株主に示さなければならない。

c　企業会計におけるまぎらわしい取り扱い方を禁止し、会計公表の最低基準を設けること。

d　会社部内者による自社証券の取引の公開と、そのような取引の制限に関する規定。

e　越権行為にたいする是正措置の規定。

f　同一会社の株式はすべて同額の払込がなされるべきこと。

g　監査役の独立性を確保する予防措置。

h　経営幹部に対して株主が訴訟を提起する適当な便宜。

18　企業間結合を形成する機会は、次のようにして少なくしなければならない。

a　役員の兼任の禁止。

b　役員による他社の相当数の株式保有の禁止。

c　銀行、保険会社、投資信託会社その他の金融機関を除いて、法人企業による株式保有の禁止。

19　所得税、相続税は高度の累進税率とし、家長の相続する財産にたいしては、他の相続人に適用される税率を準用するものとする。準家長に分与すべき最小限度を定めた現行規定にかわって、相続人間の正当な平等配分を規定することによって、相続財産の分散が保証されるべきである。税務に関する大蔵大臣の裁量権は大幅に削減されるべきである。

20　次によって、協同組合制度を改善すべきである。

a　特定のグループの組合加入を強制する現行法規の廃止。

b　協同組合がおこなう事業の形態に関する法的制限の廃止。

c　農業協同組合に関する事柄への政府の介入の廃止。

21　次のような方法で本計画に対する日本国民の支持をつくりだすための努力を払うこと。

a　産業組織問題についての最新の英文文献を用意すること。

b　財閥に関する司令部の事実調査結果の公表。

c　幅広い利害と意見を代表する日本側の調査団を組織し、財閥についての事実を調査し、その調査結果を公表することの奨励。

d　日本の教育制度改革に際して、産業組織問題、独占と過度の経済力集中の危険性について注意を喚起すること。

e　日本の反トラスト機関と他の国の同種機関との接触を準備すること。

以上がエドワーズ調査団の勧告内容である。この広範囲にわたる政策提案のもっとも大きな特徴は、「財閥」の概

念規定を、それまで考えられていたよりもはるかに拡大している点である。すなわち、「初期の対日方針」に示された「産業と金融の大企業結合」の解体の対象として、始めに司令部がとらえていた「財閥」は、四大財閥を典型とするような、財閥一族によって支配された持株会社を軸とする多数の異種企業の結合体、いわゆるファミリー・コンツェルンであったが、エドワーズ報告書の「財閥」は、「勧告の要約」1に定義されたように、独占一般、あるいは過度の経済力集中一般を指す用語に拡大解釈されている。日本独特の企業集中形態と理解されていた「財閥」の、独占体としての普遍的側面が強調されると同時に、いわゆる財閥（ファミリー・コンツェルン）形態をとらない企業集中も、「財閥」と認定され、解体政策の対象となる可能性が生じたわけである。これが、基本政策の流れから見ると「初期の基本的指令」で「巨大な産業と金融の企業結合」とならんで「その他巨大な私企業支配力の大規模集中」を解体対象として指示されたことに由来していることは、前述のエドワーズ団長の極東委員会に対する調査団の機能説明から明らかである。と同時に、エドワーズ団長をはじめとする調査団メンバーの多くが、アメリカおよび国際間におけるトラスト・カルテル問題の専門家であり、独占禁止政策の担当者であったために、財閥解体を、単に日本における特殊政策とはとらえずに、資本主義国における普遍的政策の一環として位置づけようとする方向が色濃く打ち出されたものと考えられる。

さらに、拡大された意味における「財閥」の認定基準として、企業規模、異種部門兼営、産業と金融両部門支配、子会社支配、マーケット・シェアなど主として形態面からの基準をあげていることは、エドワーズ調査団の「独占」概念の把握のしかたを特徴づけている。調査団は、財閥の定義として、規模の大きさや多業種兼営による累積的力によって、競争を制限する企業または企業結合という概念を用いているが、認定基準では、この定義の前段の形態面に力点を置き、後段の競争の制限という機能面には関心を払っていない。アメリカの反トラスト政策史のなかでは、競

表 1-1　SCAPIN-244 とエドワーズ報告書の比較

政策対象		SCAPIN-244 (1945.11.6)	エドワーズ報告書 (1946.3.14)
財閥	本社の統制	本社解体	本社解体(2)
	持株による支配		
	財閥家族持株	処分を前提とする凍結	処分(3a)及び補償の制限等再生防止策(4)
	財閥関係者持株		処分(3a)
	本社持株	処分	処分(2)
	財閥系現業会社持株		処分(2b)
	人的支配		
	財閥家族	退陣	退陣(3bc)
	役員	本社役員の退任	本社役員の退任(2), 財閥系企業間の役員の兼任禁止(2e), 特に財閥と関係の深い役員の退任(7)
	その他		財閥の金融支配の破壊(8), 財閥系銀行の優位の打破(11, 12), 財閥系企業の合併禁止(2d), 財閥系企業間の契約, 取決めの破棄(2f), 財閥系企業の特許の公開(2g)
独占・経済力集中一般	巨大企業		分割(2h)
	持株による結合	証券相互所有の排除	金融機関以外の法人の株式保有禁止(18c) 役員の他社大株主化禁止(18b)
	役員による結合	役員兼任制の排除	役員兼任の禁止(18a)
	銀行と産業の結合	銀行の商・工・農業よりの分離	金融機関及び金融機関役員・大株主の株式保有制限(10bc), 金融機関役員・大株主の他社役員兼任禁止(10c), 金融機関数の増加(9), 金融機関の集中的投融資制限(10a)
	独占禁止措置	独占助成措置の廃止	統制法・統制会・特殊会社・補助金等の廃止(13, 14)
		独占禁止法制定	独占禁止法制定(15)
		国際カルテル参加禁止	
	その他		部内者による会社支配の困難化(17), 特許法の改正(16), 協同組合の改善(20), 大蔵大臣権限の縮小(12a, 19)

（注）エドワーズ報告書の欄の（　）内は「勧告の要約」の項を示す.

争制限の明白な事実あるいは競争制限の明白な意思の存在を実証することが独占認定の条件とされた時代が長く続き、やがて、企業規模の大きさ、経済力の集中それ自身が問題とされるようになって、一九四五年三月のアメリカ・アルミニウム会社事件では、市場占拠率が高いことが独占認定の基準と認められるにいたっている。つまり、エドワーズ調査団の独占の規定は、古典的認識ではなく、一九三〇年代後半から登場した新しい独占認識によるものといえよう。この新しい独占認識は、ルーズベルト大統領のニュー・ディール政策の一局面を特徴づけていることから、エドワーズ調査団報告書とそれにもとづく財閥解体・集中排除政策は、ニュー・ディール的色彩を持つと評されるわけである。

このような財閥の概念規定にもとづくエドワーズ調査団の政策勧告は、一九四五年一一月のSCAPIN-二四四が構想していた政策体系を詳細に具体化すると同時に、新しい政策目標および手段の提示もおこなっている。SCAPIN-二四四とエドワーズ報告書の内容を対照比較すると表1-1のようになる。

まず、狭い意味の財閥に対する措置では、財閥家族と財閥家族と近い関係にある人物の持株、流動資産の処分方針を明確にしたうえで、その補償によって財閥が再生することのないよう財閥家族の経済力を削減する厳しい処置を勧告している。そして、補償金額の制限、補償金への課税、部分的接収、相続強制と高率相続税の賦課などの手段があげられている。財閥家族への補償をどう取り扱うかは、それまで国債交付による資金凍結という点以外不明確であったが、ここに、富の強制的縮小という方針が明示されたわけである。証券の処分に関しては、財閥系現業会社の保有証券の処分が新しく勧告され、財閥の人的支配の解体のためには、役員兼任の禁止とともに、財閥と関係深い人物の退任が新しく勧告された。この二点は、一九四五年一〇月の安田財閥提案に含まれていたが、その後の日本政府覚書、SCAPIN-二四四では欠落していた措置が再登場したかたちである。そのほか、財閥に関して新しく提案された

のは、財閥の金融的支配の排除と、財閥系金融機関を有利にする差別状況、差別政策の廃棄、特許の公開、財閥系企業間の契約・取決めの廃棄などの点である。

次に、独占・経済力集中一般に対する措置では、SCAPIN-二四四が、やや漠然と提起した、証券の相互所有と役員兼任制の排除、銀行の商業・工業・農業からの分離の方針を、金融機関以外の法人の他社株式保有禁止、役員による他社の相当数の株式所有禁止、役員の兼任禁止、金融機関自身及び金融機関の役員・大株主による他社株式所有の制限、金融機関が一社に集中的に投融資することの制限等のかたちで具体化している。また、独占禁止措置でも、独占を助長する政策の廃止というSCAPIN-二四四の指示を、統制諸法規、統制会、特殊会社、補助金等の廃止等と明示している。その他、新しく、部内者による会社支配を容易でなくする措置、特許法の改正、協同組合制度の改善、銀行監督・税制に関する大蔵大臣の権限の縮小などの勧告がおこなわれている。

このような新しい政策提案のなかで、もっとも注目すべきものは、「勧告の要約」2hの巨大企業の分割である。単独で独占的地位を享受したり、財閥の支配力の多くの部分を保留するような現業会社の解体という方針は、エドワーズ調査団の「財閥」概念と反独占政策理念からすれば、当然に導き出される政策といえる。そして、まさにこの項目がやがて増幅されてFEC-二三〇文書となり「過度経済力集中排除法」となって大きな論議と混乱を惹き起こす出発点となったのである（第四章参照）。しかし、エドワーズ調査団の報告書の段階では、この巨大企業の分割はまだ主要な課題とはなっていない。報告書における位置も、財閥企業結合は解体さるべしという頭書のある2のうちの最後の一部分であり、狭い意味での財閥を解体する諸措置が実施されたのちにも、なお財閥支配力が残存する場合にとられる措置というニュアンスが感じられる。そして、この措置はどの程度まで実施すべきか不明であるという例外的な言及が付されているところを見ると、暫定的な提言の域を出ていないともいえる。エドワーズ団長が、任務を終えて

帰国後間もなく一九四六年六月に執筆した論文「日本財閥の解体」では、エドワーズ報告書の「財閥」概念による独占一般ではなく、まさにファミリー・コンツェルンとしての財閥が、解体政策の対象として語られており、そのうちいくつかの場合は、一、二の会社に財閥の支配力が集中しているため、その巨大会社をいくつかに分割しないと支配の解消は達成できないと述べられている。[10] これらのことから、エドワーズ調査団の「財閥」の概念規定は、その抽象的表現からすると普遍的な独占一般に拡張されているが、現実の政策対象としては、特殊日本的な財閥が第一の問題であったといえるのである。つまり、のちに「過度経済力集中排除法」が対象とする独占体は、エドワーズ調査団報告書の段階では抽象的理論あるいは反独占政策理念の上では射程内にとらえられていたものの、現実的な政策対象としてはまだ萌芽的にしか意識されていなかったのである。

こうして、エドワーズ調査団の手による調査と勧告によって、財閥解体の具体的政策と集中排除・独占禁止政策の基礎的方向とが提案され、司令部におけるその部分的執行とワシントンにおける全般的な政策検討が開始されることになった。

三　司令部の見解

エドワーズ調査団報告書は、司令部の手を経て国務省と陸軍省に提出され、国務省はそれを基礎に、「日本の過度経済力集中に関する米国の政策」の検討を、国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）の極東小委員会（SFE）に提起し、これがやがて、SFE-一八二文書、SWNCC-三〇二文書、そしてFEC-二三〇文書となるが、この過程は次節で検討することとする。ここでは、財閥解体の実施に際しての具体的政策提言としてのエドワーズ調査団

勧告を、司令部がどのように評価したかを見ておこう。

エドワーズ調査団の勧告は、それ自体では勧告にとどまり、公式に決定された政策ではない。占領政策の決定方式からいえば、もっとも公式には極東委員会（FEC）の承認が必要であるし、事実上はアメリカの政策決定とくにSWNCCによる意見調整、意思統一が必要である。国務省はこの方式にそって、政策の公式決定作業をはじめたわけであるが、すでに着手されている司令部による財閥解体計画は、その具体化を急ぐ必要があった。そこで、司令部は、エドワーズ調査団勧告を各節項ごとに検討する作業をおこなって、ワシントンにコメントを送付し、SWNCCのSFE-一八二文書の策定過程にいわば現場からの意見を伝えるとともに、エドワーズ調査団勧告のうちで、司令部が納得し、かつスタッフに処理能力があると判断した部分を、実行に移した。

エドワーズ調査団勧告の検討は、かなり早くから司令部経済科学局の反トラスト・カルテル課ではじめられたらしく、同課の検討結果を経済科学局長に伝える一九四六年五月六日付のメモが残っている。[11] 五月八日には陸軍省から司令部へ、「アメリカ政府は、貴下のコメントを付したエドワーズ報告書を受け取るまで、行動を延期することとし、極東委員会による行動の延期もとりつけた」という文章を含むコメント要請の電文が送られた。[12] 電文中の「行動の延期」とは、何を指すかわからないが、司令部の意見を徴したうえで、極東委員会へ提出する政策文書の準備をはじめるとのことであろう。この要請をうけた司令部は、すでに準備していた検討結果のメモをもととしてコメントをまとめ、五月一七日に、陸軍省へ送付した。司令部コメントの送り状で、経済科学局長マーカット少将 Maj. Gen. William F. Marquat は、財閥問題は、SWNCCや極東委員会で対立する激しい論議を惹き起こすと予想しており、国務省は、極東委員会にこの政策を提出する前に、マッカーサーの同意を求めることになるであろうから、このコメントは、注意深く検討されるべきであると述べている。[13]

「エドワーズ調査団報告書に対するコメント」は、概観部分と各節項ごとのコメント部分からなる、タイプ約四〇〇行の文書である。[14] 概観部分では、次のように述べられている。

この報告書が目標とするところは、その意図において賞賛に値するとはいえ、このような計画を、その大綱・大筋はともかくとして、実際に遂行してゆくことは、現在の占領軍の規模及び組織でははるかに及び得ないところである。報告書は、その計画の内に、財政・経済学・商業・工業の各分野にわたる最も先進的な微妙な問題、つまり、各国の政府が活発に論議を展開し、かつつねに流動的で均衡に達しないような主題を包含している。

敗戦国の再組織を、このような細部にわたって試みようとする場合には、実行する前に注意深く考慮されなければならないある種の理想主義的側面があらわれるものである。

基本的な疑問点は、占領の目的が、日本に理想的な経済を創り出すことにあるのか、あるいは、ただ、日本が将来戦争を起こすことを確実に不可能にするために、民主主義的方法を導入し、脅威を根絶する措置を講ずることにあるのかという点である。

若し前者が目的ならば、占領軍を政府なみの規模に近づけるほどの完全な再編成がおこなわれる必要がある。この考え方は、ただちにアメリカ政府の予算制限に抵触するであろう。政府予算制限措置は、すでに始められており、司令部組織の構成は、大まかな基本原則を準備し実行するための単なる管理梯団という程度に厳しく制限されている。

後者の計画は、今日まで追求されてきたものであったし、また、この方針は今後も継続するものと思われる。この前提からすれば、エドワーズ報告書は、それに従って全ての努力を払うべきではあるが、実際には、完遂することが非常にむつかしいか、あるいは不可能であるような多くの微妙な問題を含んでいるところの指針的研究とのみ考えるべきである。

エドワーズ報告書の勧告は、司令部の反トラスト・カルテル課スタッフの眼にはあまりにも大きく複雑な課題と映ったのである。マーカット経済科学局長も、送り状のなかで、「全体として、エドワーズ調査団の勧告は基本的には正しい。特に達成しようとしている目標に関してはそうである。いくつかの問題についての取り上げ方は、やや学問的

すぎるように見える。理想的な、そしてマッカーサー元帥が間違いなく支持するであろう解決の途は、エドワーズ調査団報告書の理論的目標を、日本経済の混乱を最小限にとどめるような実際的方法によって達成することである。産業を不利な立場に追い込んだり、生産者消費者双方の利益となる大企業活動を窒息させたりすることなく、独占的支配を解体し、その再現を阻止することは、全く可能である」と述べ、勧告の学問的理論的問題提起を、いかに現実的に解決するかが司令部の課題であることを指摘している。そして、現実的解決が可能であると明言しているのは、各節項についてのコメントを前提としてのことであった。

エドワーズ調査団勧告の各節項についてのコメントの主要な点は次の通りである。

1について。すべての大企業を体系的に査察するには、現在の何倍もの人員が必要である。財閥の定義に関する学問的原理については反論はない。

2b・cについて。現業会社の証券処分と再取得禁止は、あまりに徹底しすぎている too sweeping。子会社を設けて効果的経営をおこなう有益な途が閉されてしまう。危険なのは持株会社を積み重ねたピラミッド型支配であるが、これは、(a)他社証券を所有する会社の発行する証券の所有の禁止と、(b)優先株発行の制限によって防止できる。

2hについて。独占的大企業の分割勧告は、具体的規定に欠け、実行の指針としては一般的すぎる。

3について。財閥家族の処置の目標は、司令部と一致しているが、その範囲に、派閥関係者 those possessing a 'clean loyalty' まで含めるのは不当である。財閥家族の指名で財閥系企業の役職についた者まで対象とする方がよいと司令部は考える。

4bについて。財閥への補償を、一九四五年八月価格にまで切り下げるのは、手続上からも技術的にも実行困

難である。

4cについて。特別課税による入札価格引下げは、証券市場を堕落させてしまう。売却代金を戦時国債で受領し、それを補償支払にあてるなどの工夫が可能である。

4dについて。財閥資産の一部没収は、経済法の民主的手続になじまない。

4fについて。強制相続と高率相続税賦課は、偽装した資産没収であるから反対。

5dについて。定期的入札と最低売却量の設定は、売却価格の下落を招き、小株主や債権者に悪い影響を及ぼす。

8aについて。財閥系金融機関の解体・再建に際して、財閥本社所有株を他の株主の株式に従属させることは、不必要であるし有害でもある。持株会社の小株主の権利保護の観点が欠落している。

10aについて。資本金・準備金の二五%以上を一社に集中的に投融資することの禁止措置は、あまりに自由放任的すぎる。二五%より低く抑えるべきである。

10bについて。金融機関の株式保有制限は適当と思われるが、議決権行使の禁止は不必要な規制である。

10cについて。金融機関役員・大株主が他会社の役員・大株主になることを禁止するのは、不当に厳しすぎる。銀行役員が産業会社との関係を持つことは、しばしば望ましいことがある。日本で支配的な型の工業と金融の結合は規制するとして、銀行家がひとつの産業会社と関係を持つことは認めるという程度に勧告を修正するのがよい。

12fについて。大蔵官吏の民間金融機関への転職制限は賢策でない。有能な人材は有効に用いるべきである。公務時の情報を私的目的の為に利用することの禁止措置、政府の転職承認制によって目的は達し得る。

13について。統制会・補助金等の廃止は、経済的混乱を招かぬよう実行されるべきである。日本経済は危機的状況にあるから、不足物資の生産奨励と適正配分の措置を講じなければならない。

16について。特許法の改正案は、あまりに徹底しすぎている。

17について。会計制度については統一した方式の採用、株式については無額面株の採用を考えてはどうか。

18について。役員兼任、法人企業間の持株の禁止提案は、不必要に広汎すぎる。この規制は、競合関係にある企業の場合に限定すべきである。

19について。日本の税制は、別に検討中であり、財閥解体と並べて扱うのは適当でない。

司令部のコメントは、全体としてエドワーズ調査団勧告を緩和させる方向のものが多い。のちに問題となる巨大企業の分割（勧告2h）については、一般的すぎて実行指針にならないとして関心をしめしていないし、役員兼任・法人間相互持株の禁止もその対象範囲を狭く考えている。このような司令部の見解に対して、ワシントンで進められた政策検討は、厳しい線を打ち出した。

(1) Letter, Assistant Secretary of State for Economic Affairs (Clayton) to the Assistant Attorney General (Berge), Oct. 31, 1945, *FRUS, 1945*, VI, pp. 811-12.

(2) Radio, Washington (CAD) to MacArthur, WX87213, Dec. 7, 1945.（大蔵省資料Z七〇三―一二）。ここでは、エドワーズのほかに八名の名があげられているが、このうちのバッツ Buts は来日しなかった。

(3) SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #24, p. 8.

(4) SCAP, *op.cit.*, pp. 8-9.

(5) SCAP, *op.cit.*, pp. 9-10.

(6) 大蔵省財政史室、一九七五年三月のインタビュー（大蔵省資料Z一〇七―三一）。

(7) ヘンダーソンは三菱を担当して報告書の一部を書き、残りはバーノンが仕上げた。同上インタビュー（同前）。

(8) 同前。
(9) *Report of the Mission on Japanese Combines*, Vol. I, II. March, 1946.
(10) Corwin D. Edwards, "The Dissolution of the Japanese Combines," *Pacific Affairs*, Sept., 1946, pp. 227-40. なお、持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、一五六―五七ページの引用文の出典は本論文である。
(11) A/C Division, Staff Study on Edwards Report for Chief, ESS, May 6, 1946. (大蔵省資料Z七〇三―一一)。
(12) Radio, W87071, May 8, 1946. 注(13)の文書中に引用。
(13) Chief, ESS to Chief of Staff on Edwards Report, May 17, 1946. (大蔵省資料Z七〇三―一一)。
(14) SCAP, Comments on the Report of the Edwards Mission. State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East, 'Statement of U. S. Policy with respect to Excessive Concentrations of Economic Powers in Japan', SFE 182, Aug. 1, 1946, Appendix "B", Part II (大蔵省資料Z七三五―九) による。

第四節　FEC-二三〇の形成

一　SFE-一八二

エドワーズ報告書とそれにたいする司令部のコメントを基礎として、国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）の国務省メンバーは、「日本の過度経済力集中に関する米国の政策」(Statement of U. S. Policy with Respect to Excessive Concentration of Economic Power in Japan) と題する政策文書原案を作成した。SWNCCの極東小委員会（SFE）は、一九四六年七月から、作業班 working group のレベルで、この政策文書原案の検討を開始し、[1] 八月一日には、作業班の提出した草案をSFE一八二文書として極東小委員会の回覧に付した。[2]

「日本の過度経済力集中に関する米国の政策」（SFE-一八二）は、次のような構成であり、その大筋は、FEC-二三〇文書と同じである。

前　文
1　目的
2　過度集中（単数）の定義
3　過度集中（複数）の解体と非解体
4　解体される過度集中（複数）に関する政策

5　過度集中（複数）のなかの人物の取り扱い
6　処分される持分にたいする補償
7　処分される持分の清算
8　処分される持分の売却
9　財閥金融企業の整理
10　金融機関
11　金融的結合
12　金融上の差別の除去
13　産業独占にたいする政府助成
14　反トラスト法
15　特許法
16　会社法
17　税法及び相続法
18　優先的購入者に関する政策
19　公衆の支持
20　日本政府
21　国際連合の利益

このSFE-一八二は、エドワーズ報告書の勧告の各項目を、司令部のコメントを考慮しながら整理し、体系化したものといえる。しかし、エドワーズ報告書が、「財閥」（Zaibatsu）という用語で表現したところを、「過度経済力集中」（an excessive concentration of economic power——または複数形）という用語に置きかえたことによって、SFE-一八二は、その政策対象が、ファミリー・コンツェルン形態の財閥ばかりでなく、より広義の独占一般であることを強く打ち出している点に大きな特徴がある。SFE-一八二の2、3に、特にそれがしめされている。

第二節の過度経済力集中の定義は、エドワーズ報告書の「勧告の要約」1の財閥の定義とほぼ同じで、「ある業種内における相対的規模の大きさや、多くの業種にわたるその地位が生みだす累積的力によって、主要な産業部門において、競争を制限したり他者が独立して事業を営む機会を減殺したりするような、利潤追求的私企業またはその結合体」が「過度経済力集中」とされている。エドワーズ報告書では、上のような私企業またはその結合体とならんでそれらを所有・支配する個人や家族も「財閥」として定義されているが、SFE-一八二文書では、「過度経済力集中」は企業またはその結合体としてのみ定義され、家族的結合関係を問題としないことによって、いわゆる日本の財閥よりも広い意味の独占を、政策対象としてとらえようとしている。そして、過度経済力集中の具体的な認定基準として、エドワーズ報告書の示した五つのケースに従業員規模を追加して、(a)総資産が巨額な場合（一九四六年七月一日価格で二〇億円以上）、(b)従業員数が大きい場合（一万人以上）、(c)総資産や従業員数がやや小さくとも相互に関連のない種々の分野で事業を営んでいる場合（一九四六年七月一日価格で五億円以上の総資産を持つか、五〇〇〇人以上を雇用している場合が対象）、(d)大きな工業・商業組織と同時に大きな金融組織を支配している場合（金融組織は一〇億円以上の総資産、工業・商業組織は二・五億円の総資産——一九四六年七月一日価格）、(e)かなりの数の他の法人企業を支配している場合（一〇社以上）、(f)主要産業の生産物総供給量のうちの大きな割合を生産・販売・配給している場合（総販売量の三三％以上）、の六ケースをあげている。

エドワーズ報告書が採用している新しい独占認識、つまり、競争制限の事実よりも、企業規模の大きさ・経済力の

集中それ自身を問題とする立場が、より一層、鮮明に打ち出されているのである。

このような過度経済力集中の定義のうえに、SFE-一八二の3は、過度経済力集中の分割・非分割の基準をしめしている。その要点は、①過度経済力集中は、関連のない単位に分割すべきこと、②技術的に大規模操業が必要であり、分割によって操業効率が明らかに大幅に低下する場合は、分割をおこなわぬこと、③次のような場合は、操業効率低下は生じないと判断すること、(イ)持株会社の解体、(ロ)現業会社間の株式所有・役員兼任の切断、(ハ)現業会社からの無関連の産業部門、過去五年以内に影の法人であった部門、物理的にも技術的にもわかれていて共通の経営管理が事実上おこなわれていない部門の分離、という三点である。この3は、前掲のエドワーズ報告書の勧告2h、巨大な現業会社の解体提案の一般化であることはあきらかであろう。

ところで、エドワーズ報告書では、この2hに、「本計画のこの部分はどの程度まで実施さるべきか明らかでないので、まずもっとも明白に対象となるべき会社を攻め、計画の最終的展望については経験を重ねたうえで決定されるべきである」という、かなり慎重な留保がつけられていた。そして、エドワーズ団長自身の認識としては、ファミリー・コンツェルンとしての財閥を解体させても、なお特定の巨大企業に財閥的支配力が残る場合には、その巨大企業自体の分割が必要であるという程度のものであったことは前に述べた通りである。ところが、SFE-一八二では、第二節で定義された「過度経済力集中」は原則としてすべてが解体の対象とされたのであり、エドワーズ調査団が留保したところは、きわめて大胆にのり越えられている。エドワーズ勧告で、財閥解体政策のなかでは特殊な場合に採られるべき措置として2の最後にhとしてあげられた巨大な現業会社の解体が、SFE-一八二では、普遍化されたかたちで、一般的に採られるべき措置として3に位置づけられている。

つまり、SFE-一八二は、エドワーズ報告書が、抽象的理論あるいは反独占理念としては内包していたものの、

政策体系としては具体的に提起するにはいたらなかった、総合的な集中排除、独占禁止政策を、明解なそして徹底したかたちで提示したといえるのである。エドワーズ報告書が、理念的には、「財閥」の概念規定を普遍的な独占一般にまで拡張しながら、具体的政策としては特殊日本的な財閥を対象としていたのにたいして、SFE-一八二は、「過度経済力集中」を普遍的な独占一般としてとらえ、具体的政策としては、特殊日本的な財閥をも含むすべての独占体を対象とした。エドワーズ報告書が、萌芽的に含んでいたものを、極東小委員会（SFE）は、「過度経済力集中」という概念を導入することによって、壮大な反独占政策体系に育てあげたといってよかろう。

こうして、SFE-一八二は、エドワーズ報告書を基礎としながら、一段と厳しい内容の政策文書となったわけであり、エドワーズ勧告の緩和を主張する司令部のコメントを部分的には採り入れているものの、全体としては、エドワーズ勧告の意向とは反対の方向にむかっていた。

SFE-一八二の作成過程では、司令部のコメントに対する意見書[3]が準備されており、そこでは、コメントの各項について、賛否の見解が明らかにされている。司令部が勧告実施のためには人員の大幅増加が必要であるとコメントしたのに対しては、「効果的な財閥解体計画の実行は、日本の経済的、政治的非軍事化の基礎的要因であり、占領政策の第一目的であると考えられる。したがって、この計画実行に必要と思われる人員をすみやかに確保するために、あらゆる努力が払われるであろう」とこたえており、司令部のスタッフ増員を承認してまでも、反独占政策を断行すべきであるという姿勢がしめされた。

二　FEC-二三〇

司令部コメントへの意見書を含むSFE-一八二は、一九四六年八月二一日に陸軍省から司令部経済科学局に送られた。陸軍省は、送り状のなかで、早急に意見をまとめて送るよう要請すると同時に、追加指示として、エドワーズ勧告に対する司令部コメントの一般論の部分を再度繰り返して強調することが望ましいと述べている。[4] つまり、現在の予算の範囲では、司令部はこの反独占計画に着手する立場にないこと、実行するには、司令部に大規模な部局を新設する必要があること、計画実施の予算措置が確保されるべきこと、を指摘した意見を表明するよう陸軍省が経済科学局に示唆したのである。陸軍省としては、国務省が中心にまとめたSFE-一八二にたいして、消極的な態度をとっていたことがうかがわれる。

経済科学局で検討が加えられ、一九四六年一〇月一五日に、SFE-一八二に対する司令部コメントが陸軍省に送られた。[5] コメント前文では、陸軍省の示唆したように、現在の予算ではこの計画の効果的実施の責任をとることは不可能であり、大幅な人員増加が必要であると述べられ、以下SFE-一八二の各節項について意見が表明されている。司令部のコメントに接して、極東小委員会の作業班は、SFE-一八二の改訂作業にとりかかり、一九四六年一二月一九日には、SFE-一八二／一を作成した。[6]

司令部のコメントとそれによるSFE-一八二改訂の主要点は、次のようである。

2（過度集中の定義）の認定基準六ケースについて、司令部は、不必要に広い規定であり、不当に厳密に適用されて、問題のより適確な取り扱いを不可能とするおそれがあると指摘し、資産・就業者の絶対量ばかりでなく、業種内

における相対比率から過度集中を認定すべきであると主張した。これに対しては総資産二〇億円以上などの具体的数値の表示をやめて、産業内の地位と絶対規模を基礎に認定するという一般的な表現に改められた。

3（過度集中の解体と非解体）の趣旨には司令部はとりたてて反論していないが、技術的必要から解体されない集中の取り扱いについて、8aで国公有化が示唆されている点に関して、国公有化のほかに、公的規制を加える方法も考慮すべきであると提言した。8aは、たびたび変更が加えられた項で、SFE-一八二では次のようになっていた。

8a　日本政府および地方行政府が、競争的営業に力を入れない諸企業、例えば公益事業、自然的独占体や、技術的理由から分割されなかった過度経済力集中の処分されるべき持分を購入することを奨励する。しかし、日本政府の民主化が十分に進んで経済統制の真に民衆的制度が備わるまでは、後者を政府所有とするよりもむしろ解体するようすべての努力が払われねばならない。政府当局が購入した処分持分に付属する所有権と管理権は、そのために特に新設され、日本民衆にたいして、民主的に行為責任をとるよう組織された政府機関によって行使されねばならない。日本政府が、ある企業の処分さるべき持分を購入するに際しては、かつての日本の半官半民企業に随伴した欠陥を避けるために、財閥以外の持分も購入することが望ましいであろう。

SFE-一八二／一ではこれに、

何らかの理由で公有化が全く実行不能の（実際に即さぬ）場合には、公的規制が実施されるべきである。この規制が財閥寄りの官僚機構によって、民衆に不十分な永続性のない保護しかあたえないような方向で実施される可能性があれば、公的規制よりも公有化が選ばれるべきである。

という文章が追加されている。

4（解体される過度集中に関する政策）では、司令部は、金融機関でない被分割企業が他企業証券を所有することや、

被分割企業同士が拘束的協定をとり結ぶことを将来にわたって禁止した点に反対し、禁止期間を限定することを提案した。この提案も、SFE-一八二／一に採り入れられている。現業会社の他社株式所有の禁止については、司令部はエドワーズ勧告にたいするコメントの時から強く反対しており、この節で禁止期間限定を提案したほかに、16（会社法）に関しても、法人持株禁止は子会社制度の善用の途をとざして日本経済から弾力性を奪うという反対論を展開している。その結果、16hに、一〇〇％所有の子会社制度を条件付で認める改訂がくわえられた。

6（処分される持分にたいする補償）に関しては、司令部は、証券購入者の支払能力を配慮して価格等を決めるという部分にたいして、証券市場の本質に内在する制約性を考えるべきであると遠まわしに反対し、また、これに関連して、7（処分される持分の清算）の定期的入札と、最低売却量の設定について、従来の反対論をふたたび強く主張した。このコメントに対しては、極東小委員会作業班はむしろ反対に原案を強化する改訂を加えた。すなわち、6aに「優先的な目標は、問題の持分のすべてをできるだけ早急に望ましい購入者に売却することであるはずである。たとえ持分をその真の価値の何分の一かで処分しなければならないとしても、この目標は、達成されねばならない」いう文章が挿入された。また、7dも、「証券の入札の定期的開催と毎四半期ごとの最低割当量を売却するまでは、最高入札価格に応ずること」という表現が、「約二年以内に清算を完了させるのに必要であれば、望ましい購入者に証券の入札を要請し、いかに入札価格が低くとも最高入札価格に応ずること」と改められた。売却最低割当量方式は放棄されたが、入札がいかに低価格でも応ずることは一層はっきり表明されている。

11（金融的結合）に関しては、司令部は金融機関の株式保有制限は承認できるが、議決権の行使を禁止する点には反対であると、再度反論をおこなっている。発行株式の五％以内という制限のついた株式保有は、金融機関の純粋な投資とみなすべきであるから議決権の行使は必ずしも必要と認められないが、貸付金の弁済として取得された株式の場

合は、純粋な投資ではなく、利益保全のために議決権行使が認められるべきであるという司令部の主張は、改訂案に盛り込まれた。

15（特許法）に関しては、SFE-一八二が、エドワーズ報告書の勧告16に司令部のコメントを一部加えた文章を掲げたのにたいして、司令部は、日本の特許法は全面的に改正する必要があり、その準備が進んでいる旨を述べ、部分的改正はひかえたほうがよいと勧告した。これをうけて、SFE-一八二／一では、特許法が経済力集中を助成しないように改正されるべきであるという簡単な文章に改められた。

以上のような主要改訂のほかに、22として「非営利法人」が追加され、非営利法人に対する適用除外が明記された。また3の第一文章に、過度経済力集中は、ただちに、できるだけ多くの相互に関連のない単位に分割すべきであるという、傍点部分が付加され、集中排除方針の厳しさが一層鮮明になった。

このように、司令部のコメントを考慮しながらSFE-一八二／一が作成され、一九四七年一月二一日には、それに字句上の修正を加えた文書が、SWNCC極東小委員会で承認され、翌一月二二日に、SWNCC-三〇二／二として、SWNCCに回覧され、三省関係者による検討過程に入った。[7] 三月六日には、陸軍省から8aについての修正提案がだされ、三月二五日[8]には、国務省の一〇点にわたる修正提案と8aについての国務省対案が回覧に付された。[9]

一九四七年四月二九日のSWNCC第五六回会議では、陸軍省・国務省提案を討議し、短時間で修正の結論を出し、SWNCC-三〇二／二修正文書を承認した。[10] 修正は、次のような点についておこなわれた。

まず、前文に二ヵ所にわたって、すでに政策が実行に移されている旨の文章を挿入し、提案のなかには内容的に時期おくれの感がある不自然さを弁解している。

1（目的）の末尾に、日本政府がこの政策の実行措置をとる旨の文章が追加されたが、これは、政策実行には大幅な

人員増加が必要であるとする司令部の主張に対して、すでに司令部予算の新たな拡大は困難となったことを認識していた国務省が、日本側の負担において政策を実行させるという方針をしめしたものとみてよかろう。

2（過度集中の定義）の末尾に、司令部の制限会社表が過度集中と考えられる企業を網羅しているという文章が追加されたことも、前節の修正と同様に、既存の調査活動の成果を活用することによって、安あがりに政策を遂行するねらいを持っていたと考えられる。

5（過度集中のなかの人物の取り扱い）の修正は文章を明確化したものであった。

6（処分される持分にたいする補償）の導入部分は、修正前は「前節までに概説した政策の規定するところにしたがって持分を処分する人々は、日本経済における権力の座を買い戻すことができるような規模・方法で補償をあたえられてはならない。このために……」と簡潔であったが、修正によって、FEC-二三〇（付属資料一八）のような文章に改められた。しかし、趣旨には変更はない。6eは、修正前は、「上述の政策によって持分を処分した元所有者に与えられる金額が、財閥の力の復活を可能にするほど巨額に思われる場合には、上記特定の手段にくわえて、慣例的な生計費をまかなうに足る程度の所得をもたらす額にまでその金額を削減するための手段が考案・活用されねばならない」と記されていたが、国務省提案によって、FEC-二三〇のように全文改訂された。元所有者の資産を一〇年後に再検討することとし、生計費云々の基準をはずしたことは政策緩和といえる。

8（処分される持分の売却）aについては、陸軍省提案と国務省対案がだされたが、陸軍省提案では技術的な理由で分割されなかった過度集中が抜けてしまうので、国務省対案に近い線で、FEC-二三〇のような修正がおこなわれた。内容的には大差を生じてはいない。

16（会社法）bは文義の明確化をはかる修正であった。

21（国際連合の利益）では、タイトルを、「国際連合と中立国の利益」と改め、本文中に、損害に対する有効な補償を明記する文章を挿入する修正がほどこされた。

以上のような修正をへて承認されたSWNCC-三〇二／二の修正文書は、アメリカ政府によって、一九四七年五月一二日に極東委員会（FEC）に提出され、FEC-二三〇として極東委員会第二委員会（経済金融問題担当）で検討されることとなった。(11)

このFEC-二三〇は、やがて大きな波紋をまき起こすことになるが、それは、後章で詳論しよう。

(1) SWNCC, SFE, Memorandum, July 10, 1946.（大蔵省資料Z七三五—九）。
(2) SWNCC, SFE, SFE 182, Aug. 1, 1946.（同前）。
(3) A Discussion of SCAP's Comments, SFE 182, Appendix "B", part III.（同前）。
(4) Chief of Staff to Chief, ESS, Transmitting SFE 182, Aug. 21, 1946.（大蔵省資料Z七〇三—一一）。
(5) SCAP to War Department, SCAP Comments, Oct. 15, 1946. 全文は SWNCC, SFE, SFE 182/1, Dec. 19, 1946, Appendix "B" Part V.（大蔵省資料Z七三五—九）。
(6) SWNCC, SFE, SFE 182/1, Dec. 19, 1946.（同前）。
(7) Statement of U. S. Policy with Respect to Excessive Concentrations of Economic Powers in Japan, SWNCC 302/2, Jan. 22, 1947.（大蔵省資料Z七〇五—二一）。なお、SWNCC-三〇二のシリーズは、「日本の産業的戦争能力の削減」(Reduction of Japanese Industrial War Potential) と題された一連の政策文書類であり、三〇二／二のほかに、一九四六年五月二五日付のSWNCC-三〇二（前掲タイトル）、一九四七年四月九日付のSWNCC-三〇二／六（「日本の経済的戦争能力の管理に関する米国の立場」陸軍省提案）など重要文書が含まれている。
(8) SWNCC 302/3, March 10, 1947.（同前）。
(9) SWNCC 302/4, March 25, 1947.（同前）。
(10) SWNCC, Minutes of the Meeting held on April 29, 1947.（大蔵省資料Z七〇五—三）。

(11) FEC, Policy on Excessive Concentrations of Economic Power in Japan, FEC 230, May 12, 1947 (大蔵省資料 Z七三五一九)。

第二章　予備的措置と持株会社整理委員会

第一節　制限会社の規制

一　「会社解散制限令」の公布

財閥解体政策の検討が進められるなかで、その準備的あるいは予備的措置が実施されていった。ひとつは、財閥に関する情報の収集で、昭和二〇年九月二七日に九財閥（三井、三菱、住友、安田、中島、渋沢、野口、浅野、日産）に関する資本金・役員・株主などの資料提出が日本政府に指令された（SCAPIN-九三-A/一）。ついで、一〇月二二日には、一五社（三井本社、三菱本社、住友本社、安田保善社、川崎重工業、日本産業、浅野本社、富士産業、渋沢同族、日本窒素肥料、古河鉱業、大倉鉱業、野村合名、理研工業、日本曹達）とその子会社（一〇％以上の株式を親会社が保有する会社または、親会社が経営活動を管理している会社）に関して、昭和一〇年以降一〇年間の貸借対照表、資本内容、事業関係収益、大株主、不動産、投資、経営費、現有資産、負債、工場施設などの報告を四五日以内に提出することが日本政府に指令さ

れた（SCAPIN-一七七――付属資料三、なおこの覚書は、昭和二一年一〇月四日のSCAPIN-一二五〇によって修正され、提出すべき報告書の内容に変更が加えられた）。また、翌昭和二一年一月一九日には、一八社（前記一五社と満州投資証券、日立製作所、日電興業の三社）と一四家族（三井、岩崎、住友、安田、川崎、浅野、中島、渋沢、古河、大倉、野村、野口、鮎川、大河内）に対して、三〇日以内に特定書式で、およそ次のような内容の報告書を提出することが指示された（SCAPIN-六二五）。①制限会社、子会社、孫会社との相互関係についての完全な報告、②昭和一九年一月一日以降役員、大株主または経営政策を決定する立場にあった人物に関する詳細な報告、③それらの人物と財閥家族との間の血縁、婚姻、養子縁組などの関係、④家憲・家訓の類。この指示は、昭和二一年一月七日に来日したエドワーズ調査団の要請で出されたものである。

このような調査活動とならんで、より実質的な予備的措置としてとられたのは、財閥解体政策の対象となる企業にたいして、あらかじめ枠をはめて現状変更を防止する措置であった。昭和二〇年一〇月二〇日には、主要な金融機関または産業会社の解散・清算を許可制とする指令（SCAPIN-一六二）がだされ、さらに、一〇月三一日には、特定企業（SCAPIN-一七七による一五社とその子会社）が発行した証券類の取引・移転等を許可制とする指令（SCAPIN-二一五――付属資料四）がだされた。後者の指令は、「安田プラン」に対するアメリカ司法省の意見（一〇月二六日に司令部に内示、第一章第二節四参照）に従ってとられたものと思われる。また、一一月六日の覚書「持株会社の解体」（SCAPIN-二四四――付属資料二）の第三項は、四大財閥本社と財閥家族による動産・不動産の売却・贈与・譲受・譲渡を一切禁止するよう日本政府に指令している。

これらの指令を受けた日本政府は、ただちに関係企業に通達を発して事実上の措置をとると同時に、法制上の措置についても、司令部と折衝して準備を進め、一一月二四日には「会社ノ解散ノ制限等ノ件」（昭和二〇年勅令第六五七

号――付属資料五、以下「会社解散制限令」と略称することがある。「制限会社令」とも呼ばれた）を公布した。この「会社解散制限令」は、第一条で、資本金五〇〇万円以上の会社および大蔵大臣の指定する会社が株主総会・社員総会などで事業の全部の譲渡または解散に関する決定をおこなった場合には大蔵大臣の認可を受けなければ決定の効力が生じないこと、またそれらの会社は、存立時期の満了その他定款に定めた解散事由の発生によっては解散しないことを規定し、第二条では、三井本社、三菱本社、住友本社、安田保善社の四社および大蔵大臣の指定する者が、所有する動産・不動産・有価証券その他の財産について売却・贈与・その他の権利移転をおこなうときには大蔵大臣の許可を受けるべきことを規定している。第一条は、一〇月二〇日のSCAPIN-一六二に対応した立法措置であり、昭和二〇年当時資本金で、五〇〇万円以上の法人企業は全国で九〇〇社を算えていた[1]から、日本の代表的企業のすべてが解散制限の対象とされたといえよう。第二条は、一一月六日のSCAPIN-二四四、第三項に対応した立法措置である。なお第二条で、財閥家族も規制されたが、これについては第三章で述べることとする。

特定企業の証券取引に関する一〇月三一日の指令（SCAPIN-二一五）についても、立法化の準備は進められていたが、「会社解散制限令」の当初法令には、条文化されなかった。それは、次の二つの資料がしめすようにSCAPIN-二一五の適用をめぐって、大蔵省と司令部との間で折衝が続けられていたためであった。

十月三十一日付「特定商社ノ証券ノ売却及譲渡」ニ関スル指令ノ件[2]（金融局、保険証券課、二〇、一一、一六）

一、日本政府ハ本件指令受領後直ニ金融機関及証券業者ニ対シ十五会社、其ノ従属会社ノ株式、社債及此等ノ諸会社ニ対スル持分ノ売却其ノ他所有権ヲ移転スル行為並ニ此等ノモノヲ担保ニ供スルニ付テハ大蔵大臣ノ承認ヲ要スル旨ヲ通達スルト共ニ直ニ之ガ法制化ニ着手シ其ノ勅令案本文ニ付テハ既ニ貴司令部ノ内諾ヲ得タリ

然ルニ十五社ノ株式、社債及持分ヲ所有スル者ニトリテハ自己ノ有スル株式等ガ本指令ニ於テ特定セラレタル会社ノ発行セ

ルモノナルコト明瞭ナルモ十五社ノ従属会社ノ株式等ヲ所有スル者ニトリテハ其ノ株式等ヲ発行セル会社ガ十五社ノ従属会社ナリヤ否ヤガ明瞭ナラザルヲ以テ法令中ニハ斯ル従属会社ノ名称ヲ特掲スルコトヲ要スルニ付鋭意調査ヲ進メ此等従属会社ノ表ヲ作成セル処其ノ数二百社ヲ超ユルニ至レリ

二、惟フニ本指令ノ目的トスル処ハ財閥十五会社及財閥家族ノ所有スル従属会社ノ株式、社債及従属会社ニ対スル持分ガ財閥解散着手前ニ於テ移転セラルルヲ禁止スルニ在ルモノト察セラルル処本指令ニ依レバ財閥十五会社及財閥家族ノミナラズ苟クモ此等諸会社ノ株式等ヲ有スル一般公衆ハ凡テ之ガ売却、譲渡、担保供与ニ付予メ連合軍最高司令官ノ承認ヲ要スルコトトナリ一般公衆ニ及ボス影響甚大ナルモノアリ即チ株式等ノ売却及担保提供ヲ迅速ニ行ヒ得ザルヲ以テ金融ヲ受クルニ付著シキ支障ヲ生ジ日常生活及営業ヲ行フニ付甚ダシキ障害ヲ与ヘ惹(マヽ)テハ経済ノ再建ヲ阻害スルコトトナルベシ

三、依テ日本政府ハ本指令ヲ財閥解体ノ予備的措置トシテ必要ナル限度ニ於テ実行スレバ足ル旨ノ諒解ヲ連合軍最高司令官ヨリ与ヘラルルコトヲ要望ス。即チ日本政府トシテハ左ニ掲グルモノノミニ付売却、譲渡等所有権ヲ移転スル行為並ニ担保ノ提供ニ付テハ連合軍最高司令官ノ承認ヲ要スルコトト致度

(イ)　財閥十五会社ノ所有スル其ノ従属会社ノ株式、社債及此等従属会社ニ対シテ有スル持分

(ロ)　財閥十五会社ノ家族ノ所有スル財閥十五会社及其ノ従属会社ノ株式、社債及此等ノ会社ニ対シテ有スル持分

特定企業の証券の売却及び譲渡（大蔵大臣発総司令部経済科学局宛覚書、昭和二〇年一一月二九日）[3]

参照　総司令部覚書AG〇〇四（一九四五年一〇月三一日）

上記覚書中の貴司令部の要請を実施するための法令を制定するに際しては、先日の会談で説明したように、現行規制をうけるべき会社及びその子会社、孫会社の名称を特に指定することが必要である。このために、「子会社及び孫会社」とは、ここに添付した表に記載された会社と解釈すべきことを提案する。

会談の結果に従って、日本政府は、貴覚書中の一五社に加えて、次の三社を親会社として追加したので留意されたい。

一、株式会社日立製作所

二、日電興業株式会社

三、満州投資証券株式会社

なお、証券の売却及び譲渡に関する現行規制は、小株主又は他の関係者一般にかなりの苦難を与えざるをえないということを付言したい。そこで、貴司令部におかれて小株主の利益が保護される方向で規制を修正するよう配慮される余地がないものかどうかうかがいたい。

一一月一六日付の金融局保険証券課の文書によれば、すでに関連勅令案の作成は終わって司令部の内諾を得た段階にあったものの、指定された一五社の従属会社が多数に及び、それらすべての株式等の売却・譲渡を許可制にすると経済界に与える影響が大きすぎると判断した大蔵省当局が、規制の範囲を限定するよう司令部に働きかけていたことがわかる。この文書は、終戦連絡中央事務局を通しては司令部に提出されておらず、司令部担当者との会談の際などに影のルートで手交されたものと思われる。また、一一月二九日付の大蔵大臣覚書は、親会社として三社を追加すること、子会社・孫会社の指定をおこなうことを提案している。SCAPIN-二一五が「一五会社がその株式・所有権・負債を保有したり、支配したり、直接間接に経営・管理の権能を行使したりしている法人・組合・株式会社」ときわめて概括的に規定した子会社・孫会社を、その名称を指定することで、規制対象として特定しようという提案である。同時に、大蔵省保険証券課の文書の意図を、かなり緩くしたかたちで、株式売買規制の修正を要請している。

大蔵省からのこのような働きかけに応じて、司令部は、一九四五年一二月八日付で、「制限会社一覧表の設定（SCAPIN-四〇八――付属資料七）を日本政府に指令した。前者は、それまでの日本側との折衝の結論をしめした覚書であったが、後者は、新しい規制を設け

ることを日本政府に指示した覚書で、戦後しばらくの間、企業を悩ませた制限会社規制の基本指令であった。

SCAPIN-四〇三は、日本政府の提案にそって、一八の持株会社（SCAPIN-二一五の指定した一五社と日本側が一一月二九日の覚書で追加した三社）とそれぞれの子会社三三六社を制限会社 restricted concerns に指定した。後述するように、この制限会社一覧表には追加指定がおこなわれ、制限会社は一二〇三社に及ぶこととなる。こうして規制対象を確定したうえで、日本側から要望した規制の緩和も指示された。すなわち、次の二つの条件を充たしている場合には、証券の売却・譲渡は自由とされた。

(1) 譲渡その他の取引をおこなおうとする証券の実質上の所有者も名義上の所有者も、その証券の発行総額の一％以上を直接または間接に所有あるいは支配していないこと。

(2) 自分で証券を取得したり代理人によってそれを取得する者が、現在その証券の発行総額の一％以上を直接または間接に所有あるいは支配しておらず、さらに、その証券の取得によって、発行総額の一％以上を所有あるいは支配するにいたらないこと。

この条件については、近親者の所有分も合算して一％以下という基準が適用されたが、ともかくこの規定によって、小規模の株主や債券所有者の証券処分は、ある程度まで自由になったといえる。このほか、制限会社が、社債・債券を満期日に償還すること、社債発行の際に明示された予定表にしたがって確定額の払込催告または買入償却をおこなうことの二つの行為は、規制事項から除外された。

SCAPIN-四〇八は、制限会社について、新たに次のような規制を加えることを日本政に指示した指示した。

a 俸給支払と小口現金支出のために通常的に必要とされる額以上のすべての手許現金は、ただちに国内の銀行の口座に預入すること。

b すべての売上金、貸金回収、その他受取金、収入金は、受預後ただちに右銀行口座に預入すること。

c 会社の通常の業務執行に付帯するもののほかは、いずれの勘定からも支払、移転または引出をおこなわないこと。

d 土地・建物・主要施設・証券を含むすべての資本資産の売却、譲渡またはその他の処分をおこなわないこと。

e その他のすべての財産は、通常の業務執行のため正当な配慮のもとでおこなわれる場合をのぞいて、売却・譲渡・分配その他の処分をおこなわないこと。また、資産の散逸を目的としたり、そのような効果をもたらす行為をおこなわないこと。

f 株式あるいはいかなる種類の出資も、新規に発行または承認しないこと。現存の株式あるいはその他の出資にともなう権利および優先権を削減、追加または修正しないこと。

g 通常の業務執行の場合をのぞいて、社債による借入をおこなわせず、その他の種類の借入もおこなわないこと。

h 配当金の支払または配当発表をおこなわないこと。

i 社長・副社長・取締役・支配人・顧問・監査役等を含む役員にたいして一九四五年六月に支払われた額を超える俸給を支給しないこと。これら役員にたいして、定期的俸給以外に賞与・退職金・離職手当、その他の手当および給付金を支給しないこと。

この九項目にわたる規定のうち、最初の二項目は命令的規定であり、他の七項目は禁止規定で、司令部の認可を必要とする事項を定めたものであった。制限会社は、証券類の売却・譲渡・担保権の設定を禁止されたうえに、新たに七項目にわたる行為を禁止されたわけで、その活動はきわめて不自由なものとなった。司令部の意図は、財閥解体の対象となるべき企業が、事前に資産を分散させたり、企業財務状態を隠蔽したりすることを防止するというところにあったが、禁止事項つまり司令部の認可事項が広汎にわたっていたために、認可事務の運用方針の如何によっては、当初の意図を越えた厳しい企業活動規制が加えられる可能性があった。その運用の実際については次項で述べる。

制限会社に対するこのような規制はただちに実施されたが、これに対応した立法措置はややおくれて、昭和二一年三月一六日に、「会社解散制限令」の改正というかたちで実施された（昭和二一年勅令第一四三号――付属資料五）。この改正で、「会社解散制限令」の主要条項は次のようになった。

第一条　資本金（出資総額、株金総額、出資総額及株金総額ノ合計額又ハ基金総額ヲ謂フ以下同ジ）五百万円以上ノ会社及大蔵大臣ノ指定スル会社ノ事業ノ全部ノ譲渡又ハ解散ニ関スル株主総会若ハ社員総会ノ決議又ハ総社員ノ同意ハ大蔵大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

前項ノ会社ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル解散事由ノ発生ニ依リテハ解散セズ

第一条ノ二　大蔵大臣ノ指定スル会社（以下指定会社ト称ス）ノ資本金ノ変更其ノ他株主若ハ社員ノ権利ニ変更ヲ生ズベキ定款ノ変更、利益ノ配当若ハ剰余金ノ分配又ハ社債ノ募集ニ関スル株主総会若ハ社員総会ノ決議又ハ総社員ノ同意ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外大蔵大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二条　指定会社及大蔵大臣ノ指定スル者其ノ所有スル動産、不動産、有価証券其ノ他ノ財産ニ付売却、贈与其ノ他権利ノ移転ヲ生ズベキ行為ヲ為サントスルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

指定会社ガ資金ノ借入ヲ為シ又ハ預金ノ払戻ヲ受ケントスルトキ亦同ジ

第二条ノ二　指定会社ノ株式若ハ社債又ハ指定会社ノ社員ノ持分ヲ譲渡シ又ハ債務ノ担保ニ供セントスル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

同時に、「昭和二十年勅令第六百五十七号ノ施行ニ関スル件」（会社解散制限令施行規則、昭和二〇年一月二四日大蔵省令第九七号）も改正され（昭和二一年三月一六日大蔵省令第三六号）、次のような条項が追加された。ただし、条文中の「令」とは、「会社解散制限令」を指している。

第二条ノ三　指定会社ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ令第二条ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルコトヲ要セズ

一　令第一条ノ二ノ規定ニ依リ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケタルトキ

二　銀行預金ヲ為ストキ

三　常務ノ執行ニ必要ナル限度ニ於テ令第二条ノ規定スル行為ヲ為ストキ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

㈠土地、建物其ノ他ノ事業設備及有価証券（銀行、信託会社、保険会社及証券引受会社ガ資金運用ノ目的ヲ以テ有スル有価証券ヲ除ク）ニ付令第二条ニ規定スル行為ヲ為ストキ

㈡役員（機関トシテ会社ノ業務ニ従事スル者ヲ謂フ）及顧問、相談役其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ会社ノ業務ニ従事シ役員ニ準ズル待遇ヲ受クル者ニ対スル報酬（昭和二十年六月ニ支給シタル金額ヲ超エザルモノヲ除ク）、賞与、退職金其ノ他ノ給与ノ支給ヲ為ストキ

四　令第二条ノ許可ヲ受ケ借入又ハ預金ノ払戻ニ因リ得タル資金ニ付当該許可ヲ受ケタル目的ニ従ヒ令第二条ニ規定スル行為ヲ為ストキ

第四条　左ニ掲グル場合ニ於テハ令第二条ノ二ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルコトヲ要セズ

一　同一会社ノ同種ノ株式ノ株金総額又ハ同一会社ノ社債若ハ出資ノ総額ノ百分ノ一ヲ超エザル株式、社債又ハ社員ノ持分ヲ有スル者当該株式、社債若ハ社員ノ持分ヲ譲渡シ又ハ債務ノ担保ニ供スルトキ但シ相手方ガ当該株式、社債又ハ社員ノ持分ノ取得ニ依リ其ノ種類ノ株式ノ株金総額又ハ社債若ハ出資ノ総額ノ百分ノ一ヲ超ユル其ノ種類ノ株式、社債又ハ社員ノ持分ヲ有スルニ至ラザル場合ニ限ル

二　社債ノ満期償還ヲ為シ又ハ社債発行ノ約款ニ基キ当該社債ノ買入償還及抽籤償還ヲ為ストキ

前項第一号ノ株式、社債又ハ社員ノ持分ノ所有高ノ計算ニ付テハ本人ノ家族（本人ガ戸主ニ非ザルトキハ戸主及其ノ家族ヲ謂フ）ノ有スルモノハ之ヲ本人ノ有スルモノト看做ス

昭和二一年三月一六日の勅令・大蔵省令によって、三つの覚書（SCAPIN-二一五、四〇三、四〇八）で指示された事項は、すべて立法化されたことになり、「会社解散制限令」は当初法の内容とは大きく異なって、日本の主要企

業の経営活動を全般にわたって制約する規制法となったのである。

二　「会社解散制限令」の運用

「会社解散制限令」の第一条ノ二の規定による対象企業の指定は、昭和二一年三月一六日の大蔵省告示第一二一号で最初におこなわれ、その後も追加指定がおこなわれた。[4] 指定は、司令部の制限会社一覧表にしたがっておこなわれたわけで、司令部は、昭和二〇年一二月八日のSCAPIN-四〇三による第一次指定につづいて、昭和二二年七月までに二九回にわたって追加指定の覚書を発した。[5] 昭和二一年六月からは指定解除の覚書も逐次出されたから、制限会社に指定されている企業数は時に応じて変化しているが、一時的にせよ指定された企業の総数は一二〇三社にのぼり、その親会社別の内訳は表2-1のとおりであった。

司令部は、これらの企業のほかに、制限会社の範疇には入らないが、財閥の再建に利用されるおそれがあると判断した企業に対して、「制限会社一覧表」には加えないが、制限会社と同様の規制をおこなう旨の覚書を出した。昭和二一年六月八日の覚書（SCAPIN-一〇〇八）で、東洋綿花株式会社、東洋レーヨン株式会社、帝国繊維株式会社、大和産業株式会社四社の子会社が「準制限会社」（limited concerns）に指定され、その後、川南工業株式会社とその子会社、石川島重工業株式会社とその子会社、日本車両株式会社、日本精工株式会社、理化学研究所なども追加指定をうけて、昭和二一年末には七四社が制限会社に準ずる規制対象とされた。[6] これらの準制限会社規制は、日本政府によって立法化されることはなく、「会社解散制限令」による指定もおこなわれず、司令部の覚書にもとづいて規制が事実上実行されたのである。

制限会社あるいは準制限会社の指定の基準は、一般的には、財閥系企業とその子会社、孫会社とされていたが、昭和二一年六月の司令部の覚書で海運会社、紡績会社の大手が指定されるにいたったので、日本側は指定基準が拡大されたのではないかとの危惧をいだいた。そして、六月一七日には、大蔵省終戦連絡部の渡辺武次長が経済科学局反ト

表2-1　制限会社の内訳

親会社名	指定企業数	親会社名	指定企業数
株式会社三井本社	92	昭和電工株式会社	17
株式会社三菱本社	38	帝国鉱業開発株式会社	22
株式会社住友本社	31	日産化学工業株式会社	33
合名会社安田保善社	29	東洋紡績株式会社	65
川崎重工業株式会社	19	大建産業株式会社	48
株式会社浅野本社	7	鐘淵紡績株式会社	82
富士産業株式会社	66	大日本紡績株式会社	28
渋沢同族株式会社	6	片倉工業株式会社	14
古河鉱業株式会社	13	郡是工業株式会社	11
大倉鉱業株式会社	29	内外綿株式会社	12
日本無線株式会社	23	富士瓦斯紡績株式会社	14
野村合名会社	19	敷島紡績株式会社	19
理研工業株式会社	25	帝国人造絹糸株式会社	5
日本曹達株式会社	8	日清紡績株式会社	12
日本窒素肥料株式会社	30	倉敷工業株式会社	15
株式会社日立製作所	36	日本毛織株式会社	17
日電興業株式会社	14	大和工業株式会社	11
満州投資証券株式会社	18	日本郵船株式会社	30
株式会社日産	5	山下汽船株式会社	24
王子製紙株式会社	42	大阪商船株式会社	33
東京芝浦電気株式会社	31	株式会社神戸製鋼所	7
沖電気株式会社	23	宇部興産株式会社	1
松下電器産業株式会社	33	株式会社林兼商店	12
日本製鉄株式会社	34		

（注）原資料は大蔵省理財局提出のもの．会社名は指定当時のもの．指定企業数には親会社も含まれている．

出所：GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #24, Elimination of Zaibatsu Control, Appendix 1-K.

ラスト・カルテル課のヘンダーソン課長と会談して、司令部の意図をただした。その会談の要録によると次のような会話がかわされている。(7)

問（渡辺）

前経済科学部長クレーマー大佐は我々に対して企業の独占的経営は之を排斥すべきであるが、企業が単にその規模が大きいといふことのみによつては問題とはしない旨を繰返し説明せられたのであるが、最近の制限会社に追加せらるる会社を見ると、独占とは関係がないと思はれる会社が相当含まれて居るやうに思はれるが、この点に付て貴見を伺ひたい。

答（ヘンダーソン）

クレーマー大佐の意図を今直ちに確かめることは困難であるが、問題となるのは三井、三菱の如く各種の事業に手を出して居るもののみならず、例へば王子製紙の如く日本の製紙業の極めて大きな部分を独占して居る場合を含むことは申すまでもない。また数社が同一の企業に従事して居る場合であつても、例へば甲会社は五千万円の大会社であり、乙会社以下は五百万円程度の小会社である場合には甲会社は実力に於て圧倒的であるから、その故に問題とせられるであらう。また更に数個の同一程度の規模の会社がある場合に於ても、会社組織と云ふものは、単に経済計算を分割し出資者の責任を限定する為の組織に過ぎないのであるから、実体に於て独占的な性質を有する場合に於ては形式上之を数会社によつて運営して居る場合でも同様に問題とせられるであらう。

問　然し乍ら今回の、例へば紡績会社の如きは右の何れにも該当しないものと考へられるが如何。

答　制限会社に指定することは前述の如き事実の有無に付て情報を得る目的を以てなされる場合もある。

問　然らば制限会社を将来如何なる形になすことを要望せらるるや。最近の如く制限会社が極めて広範囲に追加せらるるに於ては之の点に関する司令部の意図を充分明らかにせられなければいたづらに不安を招く虞があると考へる。

答　この点に関する我々の考へは第一に、会社に対する所有権をより広般なる基礎の上に確立することである。労働問題等も喧ましい今日として株主を出来得る限り分散せしめることは望ましいと考へる。第二は日本の戦争危険の除去である。この点は

占領目的の当然の結果と考へる。第三は独占の排除である。独占は現在速かに排除せらるべきものであるのみならず、将来再び独占が出現しないやうに充分の処置を講じて置く必要がある。この為に目下カイム判事が反トラスト法制を立案中である。

問　クレーマー大佐はアメリカの自動車会社の如く大企業でありながら、互に競争し合つて居るやうなものは差支へないと自分に語られたことを記憶して居る。

答　前に述べた根本目的に背かぬならば単に大企業であるといふことのみによつて問題となる訳ではない。その意味に於て単に大企業であることは必ずしも問題でないと云ふならばそれは正しいと考へる。唯アメリカ国内に於てもトラスト禁止に関しては各種の問題が残つて居ることは御了解願ひたい。

ヘンダーソン課長は、エドワーズ調査団のメンバーの一人で、勧告の実施のために、そのまま日本に残って反トラスト・カルテル課に勤務することになった人物であったから、日本側が、クレーマー前経済科学局長との差異を感じとったのは当然であったといえよう。エドワーズ調査団の勧告が、財閥の定義を、理念的には独占一般に拡大させたことが、制限会社の指定にも影響を与え、独占的な紡績会社などにも指定が及んだと考えてよいであろう。日本側では、さらに、大蔵省理財局持株会社整理課の水沢謙三課長が、ヘンダーソン課長と会見して、指定された紡績会社が、従来の制限会社と著しく内容が異なっている点を強調し、指定解除の条件を質問した。ヘンダーソン課長は、実情調査のための指定であるなど回答したうえで、「少く共従属会社との間の重役の兼務の廃止及び本来の業務と関係の薄い好ましからぬ従属会社の支配関係の解消を要求する。かかる意味の自発的改造案の提出を歓迎する」と述べ、また、「紡績等の日本国内民需及び輸入見返物資生産の重要性はよく認識してゐるから、制限中に於ても事業の変更或は拡張を伴はない限り、生産増強に要する申請はどしどし許可する方針である」と、規制運用を緩やかにする方針を示した。(8) 司令部の制限会社指定に関して、日本側が多少なりと反発の態度をとった稀なケースであった。

制限会社に対する規制措置がどのように運用されたかを、次に検討しよう。規制は、大蔵大臣の許可という形式をとっていたが、覚書によって、司令部の許可が必要であったから、制限会社の許可申請は、大蔵大臣宛に提出され、大蔵省から司令部に回され、司令部の許可・不許可の裁定を得てから大蔵省より関係会社に回答が送られるという手順になっていた。[9] 大蔵省では、はじめ金融局産業資金課が、昭和二一年二月以降は理財局経済課が事務を担当していたが、昭和二一年六月一日に、理財局に持株会社整理課を新設して、事務分掌の体制をつくり、その後、同年八月三一日には、持株会社整理委員会の発足に対応して、分掌事務を整理するとともに、増大する事務量を処理するため、同課を制限会社第一課と制限会社第二課に分けて、体制の充実をはかった。二二年八月一五日には両課はふたたび合併して制限会社課となり、二三年七月五日には会社課となった。その後、事務量の減少とともに、二四年六月一日より、会社課は経済課に吸収された。

制限会社に対する規制は、前述のようにきわめて広汎にわたっていた。このうち、配当金の支払に関しては、日本政府が配当金に対する戦時統制を解除する措置を要請したのに応じて、昭和二一年一月一五日付の覚書「配当金支払の制限」（SCAPIN-五九九）で、当期利益金の内より支払うこと、日本政府に対して戦時保険または政府補償の請求権を持つ企業と制限会社は配当率を年五％以内とすること等が指示された。したがって、制限会社は、年五％以上の配当金支払は、禁止とされたわけである。[10] 戦時補償打切措置が実施されたのち、昭和二二年一〇月二二日には、日本政府の要請にこたえて、司令部は、SCAPIN-五九九を取り消して、あらためて、配当支払の条件を指示する覚書「配当支払の禁止・制限に関する勅令第二四三号の廃止承認」（SCAPIN-一八〇六）を発した。この覚書で、制限会社は、配当支払について年5％以内という枠を外され、大蔵大臣の認可を得れば5％以上の配当も可能となった。政府は、昭和二二年一二月一六日に、「会社利益配当等臨時措置法」（法律第一九〇号）を公布して、司令部覚書の

配当支払の条件を法文化した。

また、会社役員の俸給（報酬）の支給額制限については、インフレーションの進行とともに、昭和二〇年六月時の額に抑えることが不適当となったので、司令部は、一定基準内で支給額の増額を認める権限を日本政府に与えた。大蔵省は、昭和二一年六月一九日に大蔵省令（昭和二〇年第九七号）を改正し、告示（昭和二一年第四七八号）を発して、次のように支給制限額を拡大する措置を講じた。①昭和二〇年六月に支給された報酬月額、②昭和二〇年六月又はその直前に終了した事業年度の賞与金額をその事業年度の月数で除した金額の半額、③昭和二〇年六月又はこれ以後に支給された臨時物価手当及び家族手当の月額、以上の三項の合計金額以内で、しかも三〇〇〇円を超えない金額の場合は、大蔵大臣の許可を受けないで支給して差支えない。

この制限額の拡大も、インフレーションのなかでほどなく無意味に近くなり、企業からの報酬引上申請が数多く提出されるようになって、その処理事務が繁雑となった。そこで、司令部は報酬額についての新しい規制方式を指示して、許可事務の簡素化をはかった（SCAPIN-一六九〇、昭和二二年五月二〇日）。大蔵省は、昭和二二年九月三日の告示（昭和二二年第二〇三号）で、大略次のように制限額を改めた。

大蔵大臣の許可を必要としない報酬金額は、役員総員に対する支給額の合計が次の金額を超えない金額とする。報酬支給時における役員の数と同数の従業員（特殊技能者を除く）が、昭和二二年五月に支給を受けた定期的給与（家族手当を除く）の合計額の十分の十一に相当する金額。但し、定期的給与には、その十分の一に相当する額を超えない範囲で賞与の月割額を含めることができる。

そして、報酬金額については、株主総会、社員総会の承認を経て変更するという手続を定めた。この改正によって、役員報酬は、従業員の給与水準とリンクされ、その範囲内における変更は、株主総会等会社機関の議決に委ねら

表 2-2　制限会社・準制限会社の許可申請件数

年　次	総　数	許　可	不許可	取　下
1946	594	407	187	—
47	4,277	3,273	498	506
48	2,347	2,009	141	197
49	402	390	—	12
50.6	59	59	—	—
合　計	7,679	6,138	826	715

（注）　原資料は大蔵省理財局提出のもの.
出所：SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #24, Elimination of Zaibatsu control, Appendix 1-J.

の趣旨からして、財閥系企業の解散は別途措置（昭和二一年四月公布の「持株会社整理委員会令」等にもとづく措置）の対象となったから、実際には非財閥系企業の解散が、許可不許可審査の対象となった。制限会社指定は受けなかったが、資本金額基準から規制対象となった東邦炭礦株式会社の解散が、昭和二一年五月三〇日の覚書（SCAPIN-一三六三-A）で許可されたのが、解散許可第一号であり、その後、昭和二一年中には、日本自動車配給株式会社、日本倉庫統制株式会社、昭和交易株式会社、鐘淵金属工業株式会社、日本歯車製造株式会社がそれぞれ業務の消失などを理由とする解散申請を提出して許可されている。翌二二年には鐘淵拓殖株式会社など数社、二三年には日本特殊織布工業株式会社が許可を受けた。

許可申請の大部分は、工場施設・建物・従業員社宅の再建や不要資産の売却に関するものであった。司令部が許可されたわけである。そして、持株会社整理委員会の手に株主議決権が集中している状況の下では、この手続変更は、役員報酬管理行政を一定範囲内で司令部から持株会社整理委員会に移管したことになり、司令部の事務負担は大きく軽減したといわれる。

配当や役員報酬など、各企業に共通した規制については、一般的規定を設けることによって一律に処理することができたが、その他の規制は、ケース・バイ・ケースの処理が必要であった。司令部が処理した制限会社・準制限会社からの許可申請件数は、昭和二五年六月一日までに、総数七六七九件におよび、その内訳は表2-2のとおりであった。

「会社解散制限令」の第一条で規制された企業の解散に関しては、そ

・不許可の判定基準とした点は、①申請された計画が日本経済の一部ではなく全体のためになるか否か、②現金支出が材料・設備の費用および公定価格にてらして適当であるかどうか、③その企業がその業務をおこなうことが最善であるかどうか、の三点であり、申請書は、司令部の工業問題専門家、金融問題専門家そして反トラスト・カルテル課職員によって一件ごとに検討が加えられたと記録されている。(11)

司令部編の「日本占領民政史」によって、申請の許可・不許可の例を見てみよう。(12)

申請が許可された例

(1)　紡績会社の借入金

昭和二一年一二月に提出された紡績会社一〇社の再建整備計画には、一三億一九〇〇万円の借入計画が含まれていた。司令部は、紡績業が日本の輸出の重要な基礎であり、かつ、その設備等が戦時中に大きな損害を蒙っていることを認め、再建のための借入金は、紡績業を必要な水準にまで回復させるに不可欠の要件と判定して、とりあえず六億円の借入を許可した（SCAPIN-一四二七、昭和二一年一二月三〇日）。

(2)　肥料会社の借入金

昭和二二年一月に提出された肥料会社一七社の合計三一億三三〇〇万円の借入申請に対して、食料増産をもたらす肥料生産の増大は経済復興にとって不可欠であると判定して、これを許可した（SCAPIN-三二七-A、昭和二一年二月一三日）。

(3)　海運会社の借入金

海運六社が、小型客船建造のための借入を申請したのに対して、借入先が特定の金融機関に偏らないことを条件に許可した（SCAPIN-四四七-A、昭和二二年九月三日）。

(4)　石炭会社の借入金

三井・三菱を含む石炭会社から、炭鉱労務者住宅の新築および修理のための借入申請があったのに対して、石炭産業の復興は現局面における最重要課題であることを考慮して、これを許可した（SCAPIN-一五一一、昭和二二年二月六日）。このほか、石炭会社から、炭鉱労務者住宅の購入、生産拡大のための設備の更新などの許可申請が数多く出されたが、同様の考慮にもとづいて許可される場合が多かった。

申請が不許可となった例

(1)　塩の生産

昭和二一年五月に、三三の企業から塩の生産とそのために必要な資金の引出しの許可申請が出された。塩の国内生産が電力不足等のために低下していることは認められたが、司令部は、供給不足分は、安い外国塩の輸入増加によって補う方が適当であると判定して、これを不許可とした（SCAPIN-一七八七-A、昭和二一年七月二〇日）。

(2)　石灰生産設備の建設

尼崎製鉄株式会社が、石灰生産設備新設のための借入を申請したのに対して、全国石灰生産設備能力四〇〇万トンのうちで、石炭不足のために約七五%が遊休化している現状から見て、申請を不許可とした（SCAPIN-二三一八-A、昭和二一年一〇月四日）。

(3)　大口径管接手の生産設備の修理

株式会社日立製作所は、清水工場を大口径管接手鍛造のために修復する目的の借入を申請した。清水工場は、大量生産の経験がなく、不完全な設備で生産を開始する意図のように見受けられた。さらに、当面、接手の供給は管の供給を上まわっていたし、原材料供給が増加すれば約五〇%に及ぶ遊休生産設備が稼動し得る状況にあった。そこで、申請は不許可となった（SCAPIN-二三六二-A、昭和二一年一〇月一二日）。

(4)　クロロズルフォニック・アシド生産設備の建造

三菱化成工業株式会社は、薬品およびサッカリン原料のクロロズルフォニック・アシドの生産設備の新設を申請したが、全国生産能力は月産六〇〇トンで、これは当面の需要をまかなうに充分であり、実生産は、基礎原料の不足のために月産三〇〇トン以下という状況であることから判断して、不許可とした（SCAPIN-二三六五-A、昭和二一年一〇月一二日）。

(5)　設備の近代化

大日本セルロイド株式会社は、工場の修復のための借入を申請したが、それは生産能力の増大をもたらさず、単に設備の近代化にすぎないと判定されたので、不許可となった（SCAPIN-二四一八-A、昭和二一年一〇月一九日）。

(6)　機関車部品鋳造設備の建造

汽車製造株式会社は、蒸気機関車の修理および部品製造のための鋳造工場建造資金借入を申請した。鉄道輸送の隘路は、主として石炭不足、原材料不足、復員・引揚による輸送需要の過大にあって、修理能力や部分鋳造能力の不足は二次的であるとの判断から、この申請は不許可となった（SCAPIN-二四二五-A、昭和二一年一〇月二一日）。

(7)　片倉工業株式会社の借入

片倉工業株式会社は、蚕種育成協同組合の資産を購入するために、安田銀行から二〇万円を借入したい旨を申請した。これは、絹業における小生産を奨励し、大規模生産への集中を防ぐという観点から、不許可とされた（SC

APIN-二五五二-A、昭和二一年一一月七日)。

(8) カリ肥料生産への再転換

日本アルミニウム株式会社は、黒崎工場をカリ肥料生産工場へ再転換するための借入を申請した。同工場設備は、賠償撤去計画に含まれていたし、カリ肥料生産能力の拡大は不必要だったので、申請は不許可となった(SCAPIN-二五六三-A、昭和二一年一一月八日)。

これらのケースは、司令部の許可・不許可判定の基準をある程度まで例示しているといってよかろう。司令部の判定の基準は特に公表されたわけではなかったから、日本側では、それを実例によって推測するほかなく、当時の日本側資料によると、司令部の運用方針は次のように考えられていた。[13]

要許可事項が如何なる原則の下に許可されるかは最も一般の関心のあるところである。此の点に付てマ司令部従来の取扱を見れば甲会社に許可せられた事項も必ずしも乙会社に許可されて居らず、一概にかくかくであるとは言へないが、大体に於て其の行為が連合軍の最終的な意図と見られる制限会社の解体又は改組に支障を及ぼさず、且又民生安定の為めに必要であり通常の業務として行はれる場合には許可せられる模様である。因にマ司令部の取扱を興銀其他で蒐集した資料に依つて窺へば左の如くである。

(イ) 借入金

運転資金のみの場合は通常業務の執行として許可を要せざる建前であるが、工場再建改修、増設等の設備資金の借入は許可を要し民生安定上必要なる産業である限り許可せられる。設備資金に付ては貸出承認限度内のものに付ても、此後制限会社に指定せられた場合は改めて許可が無ければ貸出が出来無い。又仔会社に対する投融資々金は明らかに制限会社指定の根本原則に抵触するから許可せられない。

(ロ) 借入金の返済

制限せられた資産の処分を行はない限り即ち手許現金又は預金を以て行ふ場合にして且金額特に大ならざる限りは通常の業務の範囲内の行為として許可を要しない。然し金額の範囲は確定して居ないから、大体五十万円以上の返済は許可申請を一般として居る模様である。

(ハ) 担保

1 「ネガチーブ、クローズ」を付してある借入金に対し新に担保権を設定するには許可を要する。

2 既設財団に土地建物等の主たる設備を追加するには許可を要する。

(ニ) 保険金請求権に対する質権設定は許可を要する。但し継続の場合は不必要である。

(ホ) 制限会社証券を債務の担保に供することは要許可事項であるが、未だ認可せられたる前例はない。

(ヘ) 土地、建物、其他動産(例へば自動車)の売却は其の売却価格が不当に低廉ならざる限り許可せられ且売却代金は直に預金すべく指令せられて居る。

このような制限会社に対する規制の窓口となった大蔵省の担当者は、当時を回想して次のように語っている。[14]

この勅令(「会社解散制限令」――引用者)のそのほかの規制事項といたしましては、会社が増資する、減資する、定款の変更をするというような場合にも、一々大蔵大臣の認可を受けなければ効力が発生しない。それからその会社の持っております資産を処分するという場合にも、やはり大蔵大臣の認可がいる、こういう内容のものでありました。その場合に会社の日常活動上必要な業務を行う範囲については大蔵大臣の認可がいらない、こういう例外規程があったわけであります。ところが、この日常の営業活動という範囲が、解釈上非常に広くなったり狭くなったりというようなことで、最初は相当大幅な例外解釈をたてて、認可からはずしておったようなときもあったのでありますが、昭和二一年の暮から二二年の初めごろの運用状況から見ますと、ほとんどすべての会社の行為は大蔵大臣の認可を得なければできない、こういうきつい線まで司令部の指令によって押えられる、たとえば会社の事務用の日用品を買う場合にも認可がいるという極端な例さえも見られたのであります。なぜこういうふう

に非常に厳重になったかと申しますと、そのころ財閥解体の指令の実施は、ほとんど日本政府の意図を許さないような極端な方針がとられておりまして、日本政府は勝手なことが全然できない、司令部の中にリサーチと申しますが、いわゆる監督班と申しますか、そういう特別な機構が設けられまして、その係官が十四、五人おったのじゃないかと思いますが、ほとんど毎日全国に出かけて参りまして、会社の営業活動を調べ上げ、日本政府が知らないそういう直接的な監督によって、会社がやっていることは、ほとんど手にとるように司令部の方にわかってしまい、その結果、司令部の担当官の意図によって細大漏らさずしばり上げられるというような極端なことをやったためであります。そういう関係から、日常の営業活動に必要な場合には認可がいらないという規定も、ほとんど無視されたようなときがあったわけであります。

以上会社の解散の制限等に関する勅令のおもな内容とその施行事務を申し上げたのでありますが、先ほど来、大蔵大臣の認可がなければならないということを申し上げたのでありますが、これは要するに日本政府の名前でもって司令部が勅令という形式をとっただけでありまして、事実上の運用は全部、認可の申請は英文と日本文と両方出される、そして英文はそのまま司令部に行く、司令部の認可を受けなければ、大蔵大臣はもちろん認可ができないという形式をとられておったのであります。司令部に認可申請書が参った場合に説明をいたしますのは、日本政府の役人、つまりわれわれでありますが、われわれが個々の認可申請書について逐一説明をいたしまして、そして認可をやっておる、こういう状況で、われわれとしてはその当時相当努力したつもりであったのでありますが、会社に対して非常な迷惑をかけたのではないかということを今になって考えさせられるのであります。終戦直後非常に荒廃した日本経済を何とか立ち直らすという気持はみんなもっておったのでありますが、日本経済の大部分の経済活動を牛耳っている千何百社の会社の活動が、先ほど申しましたように細大漏らさず認可事項になっておるというようなことから、日本の経済回復というものはそれだけ遅らされたのではないかということは否定することはできないと思います。司令部に参りまして、この認可申請書の説明をいたしましても、その場でOKをくれることはほとんどないので、一週間ないし長いときには、一月も遅らされるという関係で、その間会社としては事業活動はストップするということにもなっておったわけであります。非常に急ぐような場合、たとえばボイラーがこわれて、それを修理しなければ火災が起るというような場合、認可が

間に合わないものだから、会社がかってに修理をやってしまったというような場合、あとになってそれが先ほど申しました司令部のリサーチにみつかって文句を言われる、罰則の適用を厳重にやらされるということも二、三事例がありまして、日本国民として非常に申訳ないような場面にもぶつかったこともあるのであります。

また、このような規制を受けた側の反応は、昭和二三年一一月に大蔵次官宛に提出された、経済団体連合会の「制限会社令の廃止に関する意見」（一一月八日付）のなかに端的に示されている。長文であるが、昭和二三年当時の制限会社規制措置が含んでいた問題点を細かく指摘しているので、全文を引用する。[15]

制限会社令の廃止に関する意見（経済団体連合会）

最近連合軍司令部当局に於て制限会社令による指定会社を相当大幅に解除する準備があると伝えられることは、当会の最も歓迎する所である。然しわれわれは、以下述べる如き諸般の理由と事情とに鑑み、一歩進んでこの際本令の全面的撤廃を断行し、以て経済復興上の重大障害を除去せられるよう切望する。いうまでもなく会社は、生産量の増大、原料及燃料の節減、能率の向上を促進するため常時設備の工夫改善、増設等を必要とする。しかも、これらは制限会社令のため、或は計画に齟齬を来し、或いは時期を失する等思わざる障害にぶつかり、その結果、漸次会社の経営方針も消極的とならざるを得ない状態にある。かくて会社の活動に対する本勅令の諸拘束は、一般の投資家をして、証券による直接投資を躊躇せしめ、証券市場の発展と資本蓄積を益々困難にするばかりでなく、わが国経済の回復に不可欠の民間外資の導入も、これあるがために阻止される虞れすらある。しかして本勅令が制定後すでに三年に及んでいることは、基本的には民主化方策が着々実行せられておりながら、なお多少の技術的な問題が残されているためであるが、われわれはこの際大局的見地より、即時本制度を廃止して、会社運営に自主性を確保し、その創意と工夫を潤達に発揚できるごとく特段の考慮を要望するものである。

第一、本令存在理由の消失について

昭和二十年勅令第六百五十七号、所謂制限会社令は財閥解体と経済民主化を目的とする諸措置の前提として、持株会社たる財閥本社ならびにその直系、傍系各社の通常業務執行以外の資産移動を広汎に制限し、一応の保全的措置を講じたものであるが、その後、財閥解体経済民主化の諸措置は着々実行され、財閥本社の解散にともない、その直系、傍系各社は人的にも資本的にもその統轄管理を離れて、個々の独立した企業体となり、同種部門における独占支配の関係もたち切られた。したがって、今や制限会社令の存在理由は全く失われているといってよい。即ち、

一、制限会社令第一条は会社の解散又は営業譲渡の制限規定であるが、財閥本社の解散、財閥会社役員の解職ならびに同一資本系統会社間の持株の処分、役員の兼任禁止等によって、資本的支配、人的紐帯がたち切られ、しかも企業体内部の民主化が行われている今日、資産の不当処分によって会社に著しく不利を招いてまで、旧財閥との関係を温存するようなことは到底考えられうべくもなく、また、国際情勢の好転、経済安定への一応の見透しが可能となった現在においては、経営担当者としては企業の存続発展に全力を集中こそすれ、資産の不当処分による逃避をはかるようなことは全く無意味である。

二、令第二条前段においては財産の売却その他権利の移転を制限しているが、これについても、前項に述べたことと全く同じ理由によって、その存在意義を失ったものと見ることができる。殊に制限会社のほとんど大部分は会社経理応急措置法、企業再建整備法の適用会社であって、それらの法律により当局から厳重なる経理上の監督を受けることとなっているから、重複して拘束を受け、事務の煩瑣にたえない状態である。

三、令第二条後段の資金の借入又は預金の払戻に関する制限規定は「金融機関資金融通準則」（昭和二二、三、一）と重複する。すなわちこの準則においては金融は日本経済再建の目的に即するように最も効率的に行われる筈であるから、制限会社なるが故に屋上屋をかするような制限を加えることは無意味である。

四、更にまた令第一条の二の制限規定、即ち株主の権利に変更を生ずる定款の変更、利益配当ならびに社債募集に対する制限は、会社利益配当等臨時措置法及び証券取引法によって直接又は間接に会社経理の健全化、投資者の保護、ならびに会

社経理の監査強化を期し得るから、現在においては無用の長物となっているが殊に配当制限は死文と化しているものである。

五、令第二条の二に規定されている制限会社発行株の譲渡、担保に関する制限は、本勅令の実際の運用においても既に持株会社整理委員会令、有価証券処理調整法の施行によって、株式所有分野における旧財閥勢力は完全に一掃され、且つまた将来に向っては独占禁止法の制約が存するからこれまた存在の意義を失っているといえよう。

以上の如くであるにもかかわらず、なお本勅令を存続せしめ、このうえわが国産業活動の根幹たる会社の企業力を減殺し、経済復興に大なる支障を与えることは、われわれの甚だ憂うるところである。

第二、指定解除の要件について

翻って従来、制限会社の解除に関する当局の一般方針について考えてみると、大体その解除要件としては少くとも次の諸条件が具備されることを必要とした。

一、かつて持株会社によって所有され、現に持株会社整理委員会に譲渡された株式についてはその処分を完了すること。

二、制限会社が他の会社の株式を保有している場合は勅令第五百六十七号（会社の証券保有制限等に関する件）及びそれにもとづく閣令第八十三号によって、その株式の処分を完了すること。

三、集中排除法による指定企業者である場合は再編成又は保有株式処分等の決定指令のあること。

四、企業再建整備法による特別経理会社である場合は、整備計画の認可のあること。

制限会社の解除要件に関する右のような方針が堅持されるにおいては、制限会社制度の撤廃はおろか、恐らくここ両三年は、引続きその拘束を受けるであろう。けだし財閥放出株、制限会社保有株、再建整備による新株等の競合による株式消化の見透困難な事情と、再建整備ならびに再編成の遅延等は、かかる解除要件の完備を不可避的に遅らせるからである。もしかくのごとくであれば、わが国産業活動はいつまでも委縮沈滞の状態を脱し切れず、経済復興計画の実行も、これがために頓挫する虞れなしとしない。われわれはこのような事態の生ずることを憂うるとともに、前記のごとき厳格な解除要件はも

はや必要なしと考えるものである。即ち、

一、持株会社の所有していた株式は、昭和二十年勅令第二百三十三号（持株会社整理委員会令）によって、持株会社整理委員会に譲渡を済ましているから、この株式が証券処理調整協議会を通じて処分を完了すると否とにかかわらず、財閥的資本による支配関係は既に排除されている。株式が持株会社整理委員会の手にあることは、一度に放出することによって証券市場を圧迫し、株価を不当に低下せしめないための操作上の問題にすぎない。

二、制限会社の保有有価証券は、証券保有制限令の適用を受け、株式処分計画書を持株会社整理委員会に提出し、その承認をへて株式を処分することとなっており、これらの株式に関する議決権の行使は、現在、持株会社整理委員会に委任せられるとともに、その譲渡予約を発行会社に委任している。したがって事実上これらは既に処分されたものと見做すことができるから、ことさらに処分の完了を解除の要件とする必要はない。

三、企業再建整備法は、会社の戦時損失に対する善後措置であって、企業民主化のための法令ではない。したがって、企業民主化方策の実現のための予備的措置である制限会社令をこれと関連せしめることは当を得ない。しかして実情はどうかというと、昭和二一年閣令第八十三号（会社の証券保有制限等に関する勅令の施行に関する閣令）によって、制限会社はその保有する株式の発行会社の整備計画の認可がなければ、株式の処分計画が立たず、したがって制限会社のほとんど大部分について整備計画の審査が延引されている。ところが株式発行会社たる制限会社の整備計画は、ただその会社が制限会社であるがために容易に認可にならない状態であるから、従来同一資本系統にあった一連の会社は、そのまま永く拘束される虞れすらある。

四、集中排除法は本来、民主化法規であるから、再編成計画、株式処分等の決定指令があるまでは、資産の移動その他に関する規制を必要とするが、集排法の指定企業者は現在、「過度経済力集中排除法に基く手続規則」によって、既に制限会社令による制限を含む同じ内容の規制を受けている。

第三、経済復興の障害をなす事例について

制限会社令による諸制約が如何に生産活動を阻害しつつあるかの事例は殆ど枚挙に遑ないが、最近当会に報告された事情の要点を概括して示せば次のごとくである。

一、不要材料、在庫品の処分、遊休土地建物設備の売却等は、借入金の返済、資金の調達上必要であり、また経営の刷新、生産品目の変更、遊休施設の代替更新等にともなって当然起り得る問題であるが、それが仲々容易でなく、許可があってもそれまでに相当の時日を要するので、急速有利な処分が困難である。のみならず今日の物価情勢では許可後入手する代金では予定の資金繰りに違算を生ずることが屢々である。

二、土地、建物、船舶、機械等の物件を購入するに当って取引上の好機を逸する事例が極めて多い。電話一本の増設、小型自動車一台の購入も許可を要するため、関係事務の煩雑による経費の増大も軽視できない。

三、生産増大、操業合理化のための機械の借入、下請工場への貸与又は傘下工場間の移設のごときまで煩雑なる手続事項に属しているため、徒らに日時の延引を来し、また不許可になった事例すらあって、増産合理化への企図を挫折せしめる原因となっている。

四、寄宿舎、社宅、食堂その他の福利施設の改善によって従業員の能率向上に資せんとする計画に対して、直接生産の上昇に影響しないとの理由で不許可になるものが多いため、労務行政上甚だ不利を蒙っている。事務所、金融機関の店舗等も同様に取扱われるため、営業上、制限会社でない同業者に対して著しく立遅れをまぬがれない。

五、戦災等による工場設備の復興は、不許可となる事例がかなりある。中には緊急復興工場として指定されたにもかかわらず、制限会社令では不許可となったものすらある。またこれらに要する資金の調達についても、制限会社なるが故に増資又は借入が意のごとくならず、止むなく、会社は小規模の補修改善による暫定的弥縫策を施して操業をしている状態であるが、それすら煩雑な手続を要するため、結局違反とならぬ程度の弥縫的の手段に終り、日々の生産効率を著しく阻害しているのみならず、設備ならびに建物等の修理不行届きによる損耗はおびただしい。

六、有価証券の買入ならびに処分は、金融機関の資産運用上、重要な業務であるが、この点については金融機関の特殊性を

別段考慮されておらぬため、同一資本系統の株式、あるいは制限会社の百分の一以上の株式の制約にふれて自由処分ができず、また会社証券保有制限令による制約から自由買入もできない。これがため資産の有利確実な運用に機宜の処置をとりえず、甚だしく不利を招いている。

七、役員報酬は昨年五月現在の従業員の俸給を基準として制限され、その増額は生産量の増大乃至営業成績の向上の場合に僅かに認められているが、実際において右の基準に釘付け同様であり、昨今の物価事情からみて甚だしく不合理である。本令の規定が如何に実情にそぐわぬかを如実に示している。

八、団体会費の支払も要許可事項となっているが、これらは概して金額は少いけれども件数が相当に多いため、会社にとって手続が煩雑なばかりでなく、実際上事前に許可を得られない場合も少くない。またこれがため事業者団体法等で認められ、重要な任務を帯びた団体で存続困難に陥るものも少くない実情にあることは、特に戒心を要する。

以上に示した事例の一端を見ても判るように、これが産業復興の面に与えている障害が如何に大であるか測り知れぬものがある。しかして、制限会社令による申請事項の審査、許可不許可の事例より察するに、会社の活動に対する制限には、単に制限会社令が本来目的とするところの財閥解体の前提としての一種の保全措置、あるいは財閥解体の進行中において利害関係者に不測の損失を与えないための措置以外に、他の目的が併せて考慮されているごとく思われる。それは工業水準の復活乃至生産力復旧の限度において生産設備の拡張改善及び資金調達を許容するがための監督、指導であるが、しかしこれについては、特に制限会社を対象とする要なく、現在の法律行政の範囲で制限会社、非制限会社の別なく取扱い、例えば事業設備の復旧、拡充について、その年度計画を前年度もしくは当年度はじめに司令部に提出しその承認を受けるごとくすればよいであろう。

制限会社規制の厳しさが、企業活動を阻害する面があったことは事実であり、経済団体連合会の意見書が指摘しているように、制限会社規制が、立法趣旨である財閥解体のための予備的措置という範囲を越えて、産業活動の統制という役割まで果たす場合がしばしばあったことも否定することはできない。制限会社規制は、高度に総合的な判断を

必要とする行政であり、その運用担当者の意思によって結論が変化する可能性が大きく、多くの問題を含んでいたといえよう。

三　制限会社規制の解除

制限会社の規制に関しては、数回にわたって司令部覚書で改正が指示され、必要に応じて法令の改正がおこなわれた。役員報酬支給に関してはすでに述べた通りであるが、その他の改正を見て行こう。まず、昭和二一年一〇月四日付の「制限会社に関する覚書の変更」（SCAPIN-一二五〇）で、昭和二〇年一二月八日付「制限会社の規制」（SCAPIN-四〇八）に第六項として次の文章が追加された。

本覚書第四項の規定に従って連合軍最高司令官に提出される制限会社の資産の移転に関する計画及び申請書のなかには、その取引がすべての関係価格統制法規の規定に従っておこなわれる旨の申告書が含まれなければならない。

これは、制限会社の資産の売却に際して、公定価格が守られていないのではないかという商工省の疑念に接して、司令部がとった措置であった。[16]

昭和二二年五月二〇日付の「制限会社の規制の変更」（SCAPIN-一六九〇）は、「制限会社の規制」（SCAPIN-四〇八）の第二項を次のように改めることを定めた。

二、日本国政府は、参照覚書一aに規定する制限会社一覧表に掲げる会社を次の指令に適確に従わせるために必要な措置をただちに採らなければならない。

a　正確な複式簿記による会計帳簿を備えること。その際、取引証拠書類、送状、売上伝票、銀行通帳、棚卸表、その他帳簿

記載事項すべての信憑性を立証する業務書類をととのえて、すべての収支を明示すること。

b　連合軍最高司令部の事前の許可なしに次の行為を行なってはならない。

(1)　合併、合同、解散又は減資。

(2)　事業の全部又は一部の譲渡又は賃貸。事業経営の委任、事業に関しての他者との損益共同計算、又は類似した協定への参加。

(3)　現に行なっている事業とは関連のない新しい活動分野への進出。

(4)　株式、社債の新規発行又は未払込株式の追加払込請求。

(5)　賞与及び退職金を含むすべての役員報酬の支払、但し、定時又は臨時の株主総会にあらかじめ議案として提出され承認を得た定期的俸給支払を除く。昭和二二年勅令第一号の規定に該当するすべての個人については、日本政府によって非該当確認書が交付されるまでは、役員俸給の増額は認められない。

(6)　役員その他の者に対する贈与。

(7)　配当金の支払又は配当発表、但し、営業収益から支払われるところの対払込資本金年率五%以内の配当は除く。配当発表又は配当金支払については、すべての場合、連合軍最高司令官に報告しなければならない。

(8)　役員又はその他の者に対する貸付、但し金融機関がその役員以外の者に貸付ける場合を除く。

(9)　通常の業務上の支払以外の目的のための借入又は資金支出。

(10)　追加的な資本設備の購入又は借受。

(11)　土地、建物、主要設備及び証券を含む資本資産の売却、譲渡、貸付、その他の処分。

c　日本政府は、毎週月曜日に、連合軍最高司令部経済科学局に上記第二項bの規定に従って前の週に提出された許可申請書の受領日、申請者名、申請事項の一覧表を提出しなければならない。

この覚書によって指示された第二項のaは、完全な複式簿記制度の確立を求めたもので、制限会社の経理をチェッ

クした際に、会計帳簿が不備な会社を司令部担当者が発見したものと思われる。第二項bは、前の覚書（SCAPIN-一六二、一七七、二一五、二四四、四〇三、五九九、九八一）による指令内容を加えて、禁止事項を整理したかたちになっている。(1)の合併・合同、(2)の事業経営の委任、(3)の新規分野への進出、(10)の資本設備の新増設などは、特に新規に設けられた禁止事項ではなく、従来明示はされなかったが事実上規制されていたものを、改めて掲げたとみるべきであり、また、従来の禁止事項のうちで解除されたものはないから、この覚書は、規制の強化あるいは緩和をねらいとしたものではなかったといえよう。司令部編「日本占領民政史」は、禁止事項を細かく規定したことによって、事務処理が簡素化され、司令部の行政的な負担が大幅に軽減されたと評価している。[17] なお、(5)のなかの昭和二二年勅令第一号は、公職追放範囲を経済界、言論界にまで拡大するための公職追放令改正措置で、追放該当者の俸給を据置くという規制が新しく設けられたことになる。第二項cは、本節注(9)でふれた事情で新設されたものである。

昭和二二年九月のキャスリーン台風によって大きな被害が発生した際には、日本政府の要請に応じて、司令部は、被災企業が事前許可を受けずに災害対策のための緊急支出をおこなうことを承認した（SCAPIN-一七八八、昭和二二年一〇月二日）。また、同年暮の赤い羽根募金運動の際にも、司令部は、制限会社が特定条件内で、事前許可を受けずに寄付をおこなうことを認めた（SCAPIN-一八二九、昭和二二年一二月五日）。

昭和二三年五月に、司令部は、「会社解散制限令」の励行のために、罰則規定を強化するよう日本政府に指令した（SCAPIN-四〇八／一、昭和二三年五月二二日）。後述する通り、すでに、対日占領政策の転換がはじまっていた時期にあたって、規制の強化が指示された背景には、アメリカ本国政府の政策転換に対する現地占領軍当局の微妙な反発が感じられるのである。ともあれ、覚書に応じて、六月二四日には、「会社解散制限令」の一部改正政令（昭和二

三年政令第一三八号）が公布され、罰則を規定した第三条が、次のように強化された。

（改正前）

第三条　前条ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

（改正後）

第三条　前条ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第三条ノ二　前条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役又ハ禁錮及罰金ヲ併科スルコトヲ得

以上のように、昭和二三年秋頃までは、制限会社の規制体系は厳しく維持されていたわけである。なおこの間、昭和二一年九月には、覚書「制限会社に対する補足規制」（SCAPIN-一二三八、昭和二一年九月二八日）が出されて、制限会社とその子会社等が、非制限会社に対して利害関係を持ったり経営関与をおこなうことが禁止されているが、この規制は、「会社証券保有制限令」（昭和二一年勅令第五六七号）によって実施されたので、後に第三章で述べることとする。

昭和二三年後期になると、過度経済力集中排除政策の大幅な緩和に見られるように、財閥解体に対するアメリカ政府の基本姿勢の変化が明確になり、また、持株会社の整理もかなり進行したという事情もあって、制限会社規制の緩和が具体的な日程にのぼるにいたった。そして、一一月六日には、「制限会社の規制」（SCAPIN-四〇八）を改正する覚書（SCAPIN-四〇八／二、昭和二三年一一月六日）が出され、SCAPIN-四〇八によって指示された規制（本巻一八四―八五ページa～i項）を解除する旨が通達された。これに応じて、一一月二七日には「会社解散制限令」の第二条を削除する措置がとられた（昭和二三年政令第三五二号）。この覚書は、同時に、制限会社の第二会社など承継会社も規制の対象に加えるよう指示したが、これは、「会社証券保有制限令」の改正というかたちで実施された。つ

づいて、一一月九日には、覚書「制限会社の証券の処分及び取得」（SCAPIN-四〇三／一、昭和二三年一一月九日）が出されて、資本金五〇〇万円以下の制限会社の株式・社債等に関しては、売買の許可は不必要、つまり自由とされた。また、資本金が五〇〇万円を超える制限会社の証券の譲渡または副抵当としての利用も、その取引が銀行・信託会社・保険会社・正規の証券取引業者によっておこなわれ、かつその取引によって、その証券発行総額の一％以上の所有者が出現しないという条件が守られる場合には、公認されることとなった。日本政府は、昭和二三年一二月に、「会社解散制限令」の第二条ノ二を次のように改正した（昭和二三年政令第三六二号）。

第二条ノ二　資本金五百万円以上ノ指定会社ノ株式、社債又ハ社員ノ持分ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供セントスル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ、資本金五百万円以上ノ指定会社ノ株式、社債又ハ社員ノ持分ヲ取得セントスル者亦同ジ

昭和二四年三月には、覚書「制限会社の規制」（SCAPIN-一九八三、昭和二四年三月一〇日）が出されて、制限会社規制に関する五つの覚書（SCAPIN-四〇八、一六九〇、一八二九、四〇八／一、四〇八／二）を取消すことが指示された。ただし、「会社解散制限令」の現行規定は効果を持つものとされた。この覚書によって、制限会社に対する規制は大幅に緩和されたわけであり、残る規制は、「会社解散制限令」の第一条による、会社の解散、増資、社債発行、定款変更の許可制、第二条ノ二による証券の譲渡・取得の許可制、「会社証券保有制限令」による他社株式の取得・保有、役員・従業員の兼任等の禁止にすぎなくなった。

昭和二四年九月には、覚書「主要な金融機関又は産業会社の解散又は清算」（SCAPIN-一六二／一、昭和二四年九月九日）で昭和二〇年一〇月の同名の覚書（SCAPIN-一六二）が改正され、解散等の制限は、持株会社または財閥企業にのみ適用されることとなった。この覚書に応じて、昭和二四年九月には政令第三四二号（九月二九日公布）

で「会社解散制限令」第一条の「資本金五百万円以上ノ会社」という文言が削除され、解散制限の対象となる企業は、大蔵大臣の指定する制限会社のみになった。

以上のような経過を経て、昭和二六年六月に覚書「制限会社に関する若干の指令の撤回」（SCAPIN-二一五七、昭和二六年六月一九日）が出されて制限会社規制はすべて解除されることとなり、日本政府は、同年七月一日に「会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令」（昭和二六年政令第二四七号）を公布した。ここに、約五年半にわたった制限会社規制は、すべて廃止されたのである。

最後に、制限会社指定の解除の経緯を概観しよう。制限会社または準制限会社に指定された企業は、多くの規制を蒙って自由な活動を制限されたから、早い機会に指定が解除されることを望んでいた。しかし、司令部は、指定解除にはかなり厳しい条件を設けていた。すなわち、一般的には、①「会社証券保有制限令」の規定にしたがって保有証券の処分を完了すること、②制限会社が発行した証券で持株会社整理委員会に譲渡された分のすくなくとも二五％が売却処分されていること、③「企業再建整備法」による特別経理会社である場合には、整備計画が認可されていること、④連合国国民が所有していた株式の復権に関して適切な処置が講じられていること、の四つの条件が満される必要があった。[18] 制限会社規制は、財閥解体の予備的措置であったから、当該制限会社についての財閥解体措置の完了とともに、制限会社指定が解除されるというのが原則であり、また、財閥解体措置の対象に該当するか否かを審査する期間中制限会社指定を受け、非該当の認定があった場合には、ただちに指定解除がおこなわれた。

たとえば、鐘淵紡績株式会社の子会社として制限会社に指定された極洋捕鯨株式会社は、持株処理によって親会社子会社関係が解消されたので、昭和二一年八月に制限会社一覧表から除かれ（SCAPIN-一一一〇、昭和二一年八月七日）、一一月には大蔵省告示によって制限会社指定を解除された（昭和二一年一一月三〇日大蔵省告示第七四一号）。また、

日本製油株式会社は、発行株式の約四〇％を鐘淵紡績株式会社が保有しているものとして制限会社指定を受けたが、後に、指定時以前に鐘淵紡績株式会社が持株を処分していたことが明らかになったので、指定を解除された（SCAPIN-一三四二、昭和二一年一一月一五日、昭和二二年一月一〇日大蔵省告示第五号）。

制限会社指定解除は、昭和二一年に九社、二二年に四三社、二三年に二四社についておこなわれ、二四年に入ると企業再編成の進行によって解除件数は急増し、前半期のみで二八九社が解除された。二四年末には制限会社数は六八二社となり、二五年末には三三六社に減じ、二六年六月二一日の覚書（SCAPIN-二一五九）で、すべての制限会社の指定が解除された。準制限会社についても、昭和二四年四月から指定解除が開始され、二四年中に七一社が指定を解かれた。

（1）日本統計研究所編『日本経済統計集』、一二八ページ。原資料は、商工省『会社統計表』。
（2）大蔵省資料Z五〇八―一二。
（3）大蔵省終戦連絡部発昭和二〇年一一月二九日付英文メモランダム（LO二四）の仮訳（大蔵省資料Z六〇一―一）。添付表はなし。
（4）「会社解散制限令」第一条ノ二の規定によって制限会社を指定した大蔵省告示は次の通りである。昭和二一年大蔵省告示第一二一号（三月一六日）、同六五五号（八月一七日）、同第七一一号（一〇月一八日）、同第七三九号（一一月三〇日）、同第七四七号（一二月九日）、昭和二二年大蔵省告示第一〇八号（五月一七日）、同第一六一号（七月二六日）、同第一六九号（八月六日）。
（5）制限会社一覧表への追加指定をおこなった覚書は表1の通りである。
（6）「準制限会社」を指定した司令部覚書は表2の通りである。
（7）「制限会社に関する司令部担当官との会談要録」（昭和二一年六月一七日、終戦連絡部）（大蔵省資料Z五〇八―四）。
（8）「紡績会社が制限会社として指定された件に就て」（昭和二一年六月一八日、理財局持株会社整理課長）（大蔵省資料Z五一一―三〇四）。

表1

SCAPIN番号	日　付
403	1945. 12. 8
572	1946. 1. 10
813	3. 14
830	3. 20
831	3. 20
835	3. 22
845	3. 29
855	4. 3
858	4. 4
862	4. 5
893	4. 22
923	5. 4
931	5. 7
950	5. 13
970	5. 21
972	5. 21
982	5. 25
998	6. 4
1004	6. 8
1024	6. 15
1042	6. 29
1057	7. 9
1077	7. 23
1115	8. 8
1119	8. 10
1320	11. 6
1341	11. 15
1377	12. 3
1743	1947. 7. 8
1753	7. 28

表2

SCAPIN番号	日　付
1008	1946. 6. 8
1035	6. 23
1043	6. 29
1058	7. 10
1078	7. 23
1374	12. 2
1388	12. 10

(9) この手続に関して、司令部編の「日本占領民政史」に次のような記述がある。「一九四七年五月に、司令部は、制限会社規制の修正を決定した。現行手続では、申請書を提出した企業は、申請書が大蔵大臣そして司令部によって承認されるまでは、行為をおこなうことは許されなかった。この手続は、司令部に制限会社に対する積極的な統制力をあたえたが、他方では、大蔵大臣が、他社の申請書を司令部に提出するのをかなりの期間遅らせることによって、特定の企業やグループに情実（ファイヴァリティズム）をしめす機会を与えていた。そこで、大蔵大臣に、毎週月曜日に前週中に受けとったすべての申請書の一覧表を提示させるように手続を改めた」（SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #24, Elimination of Zaibatsu Control, p. 76)。

(10) 法制上は、「会社配当等禁止制限令」（昭和二一年四月二七日勅令第二四三号）で認められた。

(11) SCAP, *op. cit.*, p. 99.

(12) *Ibid.*, pp. 100-13.

(13) 日本銀行調査局「主要財政金融関係連合軍指令並関係国内法令」第二輯、四〇—四二ページ。

(14) 亀岡康夫大蔵省管財局総務課長（昭和二一年九月より理財局制限会社課勤務）口述「財閥解体の経過について」（その二）（「戦後財政史口述資料」第四分冊)。

(15) 大蔵省資料Z五一一-三〇五。

(16) SCAP, *op. cit.*, p. 75.

(17) *Ibid.*, p. 78.

(18) *Ibid.*, p. 95-96.

第二節　持株会社整理委員会

一　「持株会社整理委員会令」の公布

財閥解体の具体的施策のひとつが、財閥本社の持株の処分であることは、財閥解体が問題となった当初から明らかであったから、その持株の処分のためにどのような機関が設けられるべきかについての検討は、はやくからはじめられていた。前章で述べたように、財閥解体に関する業務を担当した大蔵省では、最初、大蔵省預金部、日本証券取引所、その他金融機関が持株を買収する案（金融局銀行課起案「財閥系金融機関ノ処理ニ関スル件」第一次案、昭和二〇年一〇月ころ[1]）、日本証券取引所が一括買入れて逐次一般に売出す案（同上第二次案、二〇年一〇月七日[2]）、大蔵省預金部が専門家で組織された委員会の議を経て買収・売却する案（金融局産業資金課起案「財閥ノ処理ニ関スル件」、二〇年一〇月一二日[3]）などを作成した。これに対して司令部は、持株は清算機関 liquidating agency で引取り売出すこと、清算機関は「現在ノ株式所有者、政府又ハ株式ノ買手ト全然関係ナキ絶対ニ信頼シ得ル有能ノ人士ニ依リ control and manage セラルベキコト」、清算機関の理事者は司令部の承認を受けて就任すること、という意見をしめした[4]。そこで大蔵省は、持株を特定の信託会社を新設して信託させる案（金融局銀行課起案「財閥系金融機関ノ処理ニ関スル件」第三次案、二〇年一〇月一九日[5]）をつくり、次のような信託会社設立計画を策定した。

財閥関係株式等ノ信託ヲ引受クベキ信託会社ノ設立ニ関スル件（二〇、一〇、一九日）

一、本会社ハ信託業法ニ基ク普通ノ信託会社トシテ設立スルコト

（備考）

本会社ノ設立発起人ハ本会社ノ代表役員タルベキ者之ニ当ルコト

二、本会社ノ資本金

(1) 資本金ハ百万円トスルコト

(2) 資本金ハ一般ヨリ公募スルコトトシ、財閥資本ノ参加ヲ認メザルコト

尚政府出資ハ之ヲ考慮セザルコト

（備考）

一般公募に依リ所期ノ資本金ヲ蒐集スルコトヲ得ザル場合ノ処置ヲ如何ニスルヤ

三、本会社ノ役員

(1) 代表役員ハ対外関係ヲモ考慮シ、政府又ハ財閥ト関係ナキ有能達識ノ人士中ヨリ選定スルコト

(2) 其ノ他役員ニ付テモ右ニ準ジテ之ヲ選定スルコト

(3) 役員ノ選定ニ付テハ予メ連合軍最高司令部ノ承認ヲ受クルコト

四、本会社ノ業務

(1) 財閥（財閥関係者ヲ含ム）ノ所有スル財閥関係会社株式ノ信託ノ引受

(2) 財閥系金融機関ノ所有スル財閥関係有価証券ノ信託ノ引受

(3) 右(1)及(2)ノ株式等ノ買却代金ノ信託ノ引受

(4) 其ノ他前各号ノ業務ニ付帯スル業務

一方、司令部は、一〇月二〇日にアメリカ本国政府に承認を求めた「安田プラン」のなかでは、司令部が任命・監督する管理委員会 Control Commission が持株処理に当たる案を考えており[6]、日本政府に内示した財閥解体に関す

る「ドラフト」[7]のなかではこれを証券委員会 Securities Commission と名付けている。司令部の証券委員会案に対して日本政府は信託会社案を主張したが[8]、クレーマー経済科学局長は、一〇月二五日の大蔵次官との会談の際に、信託会社は営利会社であるから不適当であるとの見解を表明した[9]。そこで、日本政府は、「ドラフト」の線に沿って、次のような証券管理委員会を組織する案を作成した[10]。

証券管理委員会（案）（昭和二〇年一〇月二五日）

一、証券管理委員会ハ財閥保有ニ係ル証券其ノ他ノ財産権ヲ管理スルコトヲ目的トスル法人トス

二、証券管理委員会ハ左ノ事業ヲ営ム

(一) 財閥ヨリ引渡ヲ受ケタル証券ニ対スル補償価額ノ決定

(二) 右証券ノ処分方法及其ノ価格ノ決定

(三) 右証券ノ公開ノ準備（証券ハ一般ニ売却スルモノトス）但シ所有権ヲ最大限度ニ民主主義化スルコトヲ確保スル為各人ガ購入シ得ル株数ニ制限ヲ加ヘ又本委員会所有ノ証券ガ公開セラレル場合ニ於テハ当該証券発行ノ会社ノ職員其ノ他ノ使用人ニ優先権ヲ付与スルモノトス

(四) 右証券ノ発行会社ノ株主特ニ小株主ノ保護

(五) 事業ヲ営ム為必要ナル資金ノ借入又ハ公債ノ売買

三、本委員会ニ委員長一名及委員三名以上ヲ置ク

委員長及委員ハ政府之ヲ命ズ

委員長及委員ノ任期ハ五年トス

四、本委員会ハ引渡ヲ受ケタル証券ニ対シテハ其ノ代価ヲ国債ヲ以テ交付スルモノトス

前項ノ国債所有者ハ交付ノ日ヨリ十年間左ノ場合ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ズ但シ少数ノ株式ノ対価トシテ交付シタル国債ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

(一) 本委員会ガ指定スル目的ニ使用スルトキ

(二) 所得税、相続税其ノ他租税公課ノ支払ニ充当スルトキ

この証券管理委員会案のほかに、大蔵省金融局銀行課では、司令部の「ドラフト」の証券委員会を、特殊法人証券整理金庫または特殊法人特定証券整理金庫というかたちで組織する案も検討されていた[11]。証券整理金庫は、資本金の全額を政府が出資し、役員は政府（大蔵大臣）が任命する特殊法人とされている。

このような日本側の構想にたいして、司令部が最終的に提示したのが Holding Company Liquidation Commission の設立であった。昭和二〇年一一月四日付の日本政府提出「持株会社の解散に関する覚書」に登場したこの機関は、はじめ、新聞など一般では持株会社清算委員会と呼ばれ、大蔵省では持株会社資産処理委員会あるいは持株会社処理委員会と呼ばれたが、委員会に関する立法準備の過程で、一一月下旬には持株会社整理委員会という名称に定まった。日本政府覚書は、持株会社整理委員会の機能を、①持株会社より移管された全財産の清算の推進、②移管財産に対する受領証の発行、③移管財産に付随する投票権の行使、④移管財産の最終清算としての政府公債の交付、⑤小株主の保護、⑥持株会社の事務上の問題の処理、と規定し、同委員会委員の任命には司令部の事前承認が必要であること、同委員会の活動は司令部の承認または検閲を受けることを明記していた（付属資料一参照）。この日本政府覚書を承認した司令部覚書（SCAPIN-二四四、昭和二〇年一一月六日、付属資料二）は、日本政府に、持株会社整理委員会の設立に関する立法措置の原案を提出することを指示した。日本側では、大蔵省が「持株会社資産処理委員会設立要綱案」の検討をすすめ、司令部との交渉を重ねながら、一一月一〇日には第二次案、第三次案を作成し[12]、一一月一五日には、次のような勅令案[13]を作成した。

昭和二十年勅令第五百四十二号ニ基ク持株会社ノ資産処理ニ関スル件（未定稿、昭和二〇年一一月一五日）

勅令第　　号

第一章　総則

第一条　別表ニ掲グル会社（以下持株会社ト称ス）ノ資産ノ処理ニ関スル特例ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条　政府ハ持株会社ノ整理ノ為必要アリト認ムルトキハ持株会社ニ対シ其ノ所有ニ属スル会社其ノ他ノ企業ノ所有又ハ支配ヲ表示スル証券又ハ証書ヲ持株会社資産処理委員会ニ譲渡スベキコトヲ命ズベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三条　第十九条第二号ノ規定ニ依リ持株会社資産処理委員会ノ発行スル受領証書ハ譲渡資産ノ対価ニ対スル請求権ヲ表示スル証書トス

前項ノ対価ハ当該資産ノ処分価額ヲ基準トシ持株会社資産処理委員会之ヲ定ム

第四条　前条第一項ノ受領証書ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ譲渡シ又ハ債務ノ担保ニ供スルコトヲ得ズ

第五条　持株会社資産処理委員会ハ第三条第一項ノ受領証書ノ所有者ニ対シ国債ヲ交付シテ其ノ償還ヲ為スコトヲ得但シ其ノ額面金額ハ同条同項ノ対価ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ国債ノ交付価格ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第六条　持株会社ノ清算結了迄ニ第三条第一項ノ受領証書ノ償還ヲ完了セザルトキハ持株会社資産処理委員会ハ持株会社ノ株主又ハ社員ニ対シ国債ヲ交付シテ其ノ償還ヲ為スコトヲ得

前条第一項但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七条　前条ノ規定ニ依リ交付スル国債ハ交付ノ日ヨリ十年以上ノ期限ヲ有スルコトヲ要ス

第八条　第五条ノ規定ニ依リ国債ノ交付ヲ受ケタル者（持株会社ヨリ残余財産ノ分配トシテ国債ヲ受領シタル者ヲ含ム）ハ持株会社資産処理委員会ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ譲渡シ又ハ債務ノ担保ニ供スルコトヲ得ズ

持株会社資産処理委員会前項ノ承認ヲ為サントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

第九条　持株会社資産処理委員会ハ持株会社ノ他ノ資産ヲ以テシテハ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ当該会社ノ整理ノ円滑ナル遂行ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ保有スル当該会社ノ資産ヲ使用スルコトヲ得

第二章　持株会社資産処理委員会

第十条　持株会社資産処理委員会（本章ニ於テハ以下単ニ本委員会ト称ス）ハ企業ノ所有及経営ノ民主化ヲ図ル為持株会社等ノ所有スル特定ノ証券及証書ヲ譲受ケ之ヲ管理及処分シ以テ持株会社ノ整理ヲ促進スルコトヲ目的トス

本委員会ハ法人トス

第十一条　本委員会ハ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

本委員会ハ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ従タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第十二条　本委員会ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一、目的
二、名称
三、事務所ノ所在地
四、委員長及委員ニ関スル事項
五、業務及其ノ執行ニ関スル事項
六、会計ニ関スル事項
七、公告ノ方法

定款ハ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ変更スルコトヲ得

第十三条　持株会社資産処理委員会ハ別ニ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第十四条　本委員会ニ非ザル者ハ持株会社資産処理委員会又ハ之ニ類似スル名称ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五条　本委員会ニ委員長一人及委員若干人ヲ置ク

委員長及委員ハ大蔵大臣之ヲ命ズ

大蔵大臣ハ委員中ヨリ常務委員及監査委員ヲ命ズ

第十六条　委員長ハ本委員会ヲ代表シ其ノ業務ヲ総理ス

常任委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ本委員会ヲ代表シ本委員会ノ業務ヲ執行ス

監査委員ハ本委員会ノ業務ヲ監査ス

委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ本委員会ノ業務ニ関スル重要ナル諸般ノ事項ヲ決議ス

第十七条　委員長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ従タル事務所ノ業務ニ関シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十八条　大蔵大臣ハ委員長又ハ委員ノ行為ガ法令定款又ハ大蔵大臣ノ命令ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他本委員会ノ事業ノ運営上不適当ナリト認ムルトキハ委員長若ハ委員ヲ解任シ又ハ常務委員若ハ監査委員ヲ免ズルコトヲ得

第十九条　本委員会ハ左ノ業務ヲ行フ

一、持株会社等ヨリ譲受ケタル一切ノ資産ニ関シ可及的速ニ之ガ整理ヲ行フコト

二、持株会社等ニ対シ譲受資産ト引換ニ其ノ受領証書ヲ発行スルコト

三、譲渡資産ノ処分ヲ結了スル迄ノ間ニ於テ当該資産ニ付随スル議決権ヲ行使スルコト

四、譲渡資産ノ整理ヲ行ヒタル際受領証書ノ所有者ニ国債ヲ交付スルコトニ依リ当該受領証書ノ償還ヲ行フコト

五、小株主ノ利益ヲ保護スルコト

六、持株会社ノ通常ノ業務ニ付生ズル問題ノ処理方針ヲ決定スルコト

七、持株会社ノ整理ノ遂行ヲ監督スルコト

八、前各号ノ業務ニ付帯スル事業ヲ行フコト

第二十条　前条第三号ノ規定ニ依ル議決権ノ行使ハ特ニ適正ナル企業経理ノ確保、企業ノ管理及運営方式ノ変更其ノ他連合軍最高司令官ノ要求ニ基ク変更ヲ実現スル為之ヲ行フコトヲ要ス

第二十一条　本委員会ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一、国債又ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル有価証券ノ取得ヲ為スコト

二、大蔵省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト為スコト

第二十二条　本委員会ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十三条　本委員会ハ大蔵大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剰余金ノ処分ヲ為スコトヲ得ズ

第二十四条　本委員会ハ大蔵大臣之ヲ監督ス

第二十五条　大蔵大臣ハ本委員会ニ対シ業務及財産ノ状況ニ関シ報告ヲ為シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第二十六条　本委員会ハ大蔵大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

本委員会ノ解散シタル場合ノ処置ニ関シテハ別ニ法令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章　雑則

第二十七条　本令中政府トアルハ大蔵大臣及当該持株会社ノ営ム事業ノ所管大臣トス

第二十八条　左ノ場合ニ於テハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

一、第二条ノ命令ニ違反シタルトキ

二、本法ニ依リ許可・認可又ハ承認ヲ受クベキ場合ニ於テ之ヲ受ケザルトキ

第二十九条　左ノ場合ニ於テハ千円以下ノ罰金ニ処ス

一、第二十五条ノ規定ニ依ル大蔵大臣ノ監督上ノ命令又ハ処分ニ違反シタルトキ

二、第十四条ノ規定ニ違反シタルトキ

第三十条　法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人若ハ人ノ業務ニ関シテ前二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人若ハ人ニ対シ亦前二条ノ罰金刑ヲ科ス但シ持株会社資産処理委員会ニ対シテハ之ノ限ニ在ラズ

付則

第三十一条　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二条　大蔵大臣ハ設立委員ヲ命ジ持株会社資産処理委員会ノ設立ニ関スル事務ヲ処理セシム

第三十三条　設立委員ハ定款ヲ作成シ之ヲ大蔵大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

第三十四条　前条ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遅滞ナク其ノ事務ヲ持株会社資産処理委員会委員長ニ引継グベシ

委員長前項ノ事務ノ引継ヲ受ケタルトキハ委員長及委員ノ全員ハ設立ノ登記ヲ申請スベシ

持株会社資産処理委員会ハ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

別表

一、株式会社三井本社

二、株式会社三菱本社

三、株式会社住友本社

四、合名会社安田保善社

この勅令案文が起草された頃、大蔵省は、"Basic Formula for the Establishment of the Holding Company Liquidation Commission" と題するメモ（一一月一六日付）を司令部に提示して、意見を求めた。このメモの現物は残されていないが、一一月一五日の勅令案と趣旨は同じであったと思われる。司令部は、①委員の数はなるべく少ないほうがよく五人位で足りるであろう。②委員会の性格は保管人 trustee ではなく法定清算代理人 special statutory

liquidating agent とも称すべき特殊法人である。譲受財産の法的権利は委員会に移転するのであり、利益配当などの収益は当然委員会に帰属する。委員会は清算経費を差引いた残りの収益を国債のかたちで企業に交付する。③持株会社の清算を委員会が監督する規定が必要である。④譲受財産については委員会が評価人を選んで最低価格をきめ、それ以下で売却する時は司令部の承認を必要とする。⑤譲受財産とそれから生ずる所得に対しては、持株会社がその財産を所有しているものと見なして課税する。委員会には税を課さない、などの意見を表明した。[14] その後、一一月三〇日付で作成された「持株会社整理委員会等ニ関スル勅令（未定稿）」[15] は、前掲の一一月一五日案の三章構成を廃して、第一章総則の主内容を第二章にまわしたかたちをとり、司令部意見、特に前出の③と⑤を条文化した新条項を追加した案であった。主内容は、最初の勅令案と同じであるが、その法文形式は、のちに公布される「持株会社整理委員会令」（昭和二一年四月二〇日勅令第二三三号）と近いものになった。この勅令原案が、司令部との折衝の場に提出されたものと考えられる。

昭和二〇年一一月までの財閥解体政策をめぐる動きの活発さにくらべて、その後の数カ月間は表面的には動きに乏しい。これは、司令部とアメリカ本国政府との意思調整のなかで決められた専門調査団、エドワーズ調査団の調査活動期間にあたっており、調査団の結論を待ちながらの静寂といってよかろう。この間、持株会社整理委員会に関する立法措置についての検討は、司令部担当者にエドワーズ調査団メンバーを加えた会議の場で進められた。そして、特にエドワーズ調査団メンバーの意見を採り入れながら、司令部は、日本提案に対して、次のような方向での修正を指示した。[16]

(1)　委員会を大蔵大臣の管轄からはずして、内閣総理大臣の監督及び衆議院議員で構成される監査委員会の監督を受けるところの政府機関として、半ば独立した地位を与えること。

(2) 委員会に、一八ヵ月の間に限って、持株会社を追加指定する権限を与えること。
(3) 持株会社の証券以外の財産についても、委員会が処分のために譲り受ける権限をもつこと。
(4) 委員会の活動を妨害しようとする持株会社の役員や清算人を解任する権限を委員会に与えること。
(5) 検査人が、委員会の業務を定期的に検査し、内閣総理大臣と監査委員会に報告書を提出すること。

この司令部の修正指示は、それまで日本側で構想されていた持株会社整理委員会とはかなり異なった性格の委員会の設立を求めていた。日本側は、信託会社案や証券管理委員会案の延長線上で持株会社整理委員会を考えていたから、委員会は、大蔵大臣の強い監督のもとで、大蔵大臣が指定した持株会社の証券類を、大蔵大臣の命令権限によって譲り受け、それを処分する業務をおこなうところの自主的権限の弱い機関として組織されようとしていた。ところが、司令部は、持株会社整理委員会を、内閣総理大臣の監督を受ける独立性の強い機関として、持株会社指定、証券およびその他財産の譲渡、持株会社役員等の解任などに関する権限を与えることを指示したのである。つまり、司令部は、アメリカ流の行政委員会的な性格を持った機関の設立を考えたわけである。日本の慣習にはなじみの薄い制度ではあったが、ともかく司令部の意向を受け入れて法令案文の修正作業が進められ、昭和二一年三月には関係勅令の最終草案が作成された。それは、三月九日付大蔵省覚書として三月一二日に司令部に提出され、司令部は、四月四日の覚書（SCAPIN-八五九）でそれに承認を与えたので、日本政府は、四月二〇日に「持株会社整理委員会令」（昭和二一年勅令第二三三号、付属資料八）を公布した。ここに、強力な権限を持った一種の行政委員会であるが、政府から独立し法人格を有する特別法人として持株会社整理委員会が法制化されたのである。強い権限を持つとはいえ、もちろんそれは司令部によって全面的な制約を受けた権限であった。司令部は、アメリカ本国政府の指示もあってかねてから財閥解体政策の実施に際しての司令部の指導性を強調しており、昭和二〇年一一月一六日には、「持株会社整理

に関する連合軍最高司令官と日本帝国政府間の諒解事項」を日本政府に提出させて、およそ次のような点を確認した。[17]

(1) 持株会社整理委員会設置に関する法令の制定にあたっては、それを司令部に提出し許可を受ける。司令部は、その提案を修正し、その実施にあたって監督・検閲をおこなう完全な自由を保持する。
(2) 委員会の委員の任命・解任については司令部の承認を受ける。
(3) 委員会の定款・業務に関する規定については司令部の承認を受ける。
(4) 委員会が持株会社から譲り受けた資産の処分については司令部の承認を受ける。
(5) 委員会が譲り受けた資産に付随する議決権の行使に関して、司令部から要求があった場合にはそれに従う。
(6) 委員会が、交付国債の譲渡あるいは担保としての使用について例外的な許可を与える場合には、司令部の承認を受ける。
(7) 委員会の帳簿、書類、経理、諸会合は司令部の要求に従って公開する。委員会の行為は、すべて司令部の承認又は監督を受ける。

このような諒解事項に加えて、「持株会社整理委員会令」を承認した昭和二一年四月四日の覚書では、司令部は、「委員会は、その設立後は総ての会議に付連合軍最高司令官に通報すべく、総ての会議に連合軍最高司令官のオブザーバーの臨席を受くべく且つ右代表者に対しては、此等会議の議事録並びに委員会の総ての他の記録は、公開せらるべきことを了承のこと」[18]という一項を新しく指示し、さらに、すでに諒解された事項（前掲諒解事項と昭和二〇年一一月四日付日本政府提出の「持株会社の解体に関する覚書」第五項、第六項――付属資料一参照）を守るよう日本政府の注意を喚起する一項まで付している。持株会社整理委員会は、法規、定款、人事に関してはもちろん、その業務活動の細部

にわたるまで、司令部の監督を受けることになったのである。

二　持株会社整理委員会の発足と業務の拡大

昭和二一年四月二〇日に「持株会社整理委員会令」を公布した日本政府は、五月三日に次の九名の設立委員を任命した。[19]

脇村　義太郎　　大森　洪太　　飯島　幡司
中根　貞彦　　野田　岩次郎　　車谷　馬太郎
笹山　忠夫　　美濃部　亮吉　　諸井　貫一

五月七日には、設立委員会が開催され、定款を可決して、ただちに内閣総理大臣に認可を申請した。政府はこの定款と持株会社整理委員会令施行規則最終案とを、五月一三日に司令部に提出した。司令部は、七月二三日になって、定款、施行規則、そして三月一二日に提出されていた持株会社整理監査委員会官制の三つを承認する覚書（SCAPIN－一〇七九）を発した。日本政府の提案から司令部の承認までの期間が二ヵ月以上におよんだのには、何らかの理由があったと思われるが、その間の事情は明らかでない。この時期は、軍需補償の打切問題が最終的に決定される時期であり、その決定の如何が持株会社の解体にも大きな影響を持っていたから、具体的な行動の開始が延期されていたとみることもできる。また、司令部としては、三月に提出されたエドワーズ調査団報告書の勧告が、あまりに理想主義的な広範な財閥解体政策を提起したので、それに対するやや消極的な評価を含むコメントを表明しながら、アメリカ本国政府がどのような態度を示すかを見守っていた時期でもあった（第一章第三節、第四節参照）。より具体的な

問題としては、持株会社整理委員会の委員の人選に関して、司令部は、公職追放令との関係等もあって、スクリーニングにかなりの努力と時間を費したようである。[20]

司令部の承認をえた政府は、八月八日に「持株会社整理委員会令施行規則」（昭和二一年閣令・大蔵省令・司法省令第一号）、「持株会社整理委員会登記取扱手続」（昭和二一年司法省令第六九号）を公布し、持株会社整理委員会定款認可書を下付し、そして、持株会社整理委員会委員六名を任命した。

施行規則は、委員会の登記事項を定めたのちに、委員会の業務執行に際しての細則を定めたが、その主要な内容は次のようなものであった。

(1)　持株会社が資金を有しない場合に、委員会が持株会社の整理の遂行のため必要と認めた時には、委員会は、持株会社の機能を維持するために必要な資金を、当該持株会社から譲り受けた財産について生じた収益および当該財産の処分代金のなかから持株会社に交付することができる（第一四条）。

(2)　委員会は、持株会社のために、譲受財産について生じた収益および当該財産の処分代金で、その会社の債務の弁済をすることができる（第一五条）。

(3)　譲受財産から生じた収益のうちから、委員会の経費および第一四条、第一五条の規定による支出金額を控除した金額を、毎年九月末と三月末に各持株会社に交付する（第一六条）。

(4)　持株会社は、第一六条の規定によって交付された収益を株主又は社員に分配することができるが、その分配額が委員会の指定する額を超えるときには、超過額は国債で交付するものとする（第一七条）。

(5)　委員会の経費は、譲受財産から生じた収益および当該財産の処分代金のなかから支弁される（第二一条）。

定款は、総則、委員、委員総会、業務及其の執行、会計、解散の六章構成で、三八ヵ条にわたって委員会の組織お

よび業務等の原則規定を明文化している。その内容は、「持株会社整理委員会令」の規定するところを、委員会の立場から具体化しつつ確定したものである。委員会の構成は、委員九人（但し連合軍最高司令官が委員を任命した場合はこの数に算入しない）で、うち委員長一人、常務委員三人、監査委員一人と定められた。委員会の意思決定をおこなう委員総会は、定時総会が年六回（奇数月の第三木曜日）、臨時総会は委員長が必要と認めた場合に開催されることと決められた。委員総会は、委員の三分の二以上の出席で成立し、定款変更は委員全員の三分の二以上の賛成、定款変更以外は出席委員の過半数の賛成で議決されるものと定められた。

昭和二一年八月八日に任命された持株会社整理委員会委員は次の六名であった。

委員長　笹山　忠夫（前日本興業銀行理事）
常務委員　野田　岩次郎（前日綿実業株式会社渉外部長）
監査委員　車谷　馬太郎（前大和証券株式会社取締役会長）
委員　諸井　貫一（秩父セメント株式会社常務取締役）
委員　脇村　義太郎（東京帝国大学教授）
委員　美濃部　亮吉（統計委員会事務局長）

持株会社整理委員会は、八月八日に六人の委員をもって事実上発足したことになる。設立登記は、八月二二日におこなわれて形式的にも設立は完了し、同日常務委員として加嶋五郎（弁護士）が任命され、委員は七名となった。定款に定められた九名の委員全員がそろったのは、翌二二年六月一七日に常務委員として市川通之（前三和銀行取締役）、委員として金正米吉（日本労働組合総同盟副会長）が任命されてからであった。その後、委員は次のように移動している。なお、昭和二二年一二月の改正で監査委員は廃止された（昭和二二年一二月一八日法律第二〇四号）。

昭和二三年一二月三一日　常務委員加嶋五郎退任
二四年一月一日　常務委員に青沼亜喜三（弁護士）任命
二四年四月二五日　委員諸井貫一、同脇村義太郎、同美濃部亮吉退任、委員に青木均一（品川白煉瓦株式会社社長）任命
二四年八月七日　委員長笹山忠夫退任
二四年一一月一六日　常務委員野田岩次郎、委員長に任命
二五年一一月二三日　常務委員車谷馬太郎死亡退任

なお、委員の定数は改正されて、昭和二六年三月一七日現在の定款によると五人（うち委員長一人、常務委員二人）に縮小されている。

持株会社整理監査委員会官制は、九月一九日に公布され（昭和二一年勅令第四三九号）、翌九月二〇日には、衆議院議員犬養健、西尾末広、林平馬、田中万逸、大久保留次郎、大野伴睦、片山哲、石井光次郎、笹森順造の九名が監査委員に任命された。また、持株会社整理委員会検査人には、昭和二二年六月二五日に、小山直彦日本銀行監事が任命された。

昭和二一年八月二二日に正式発足し八月二七日に第一回の委員総会を開いた持株会社整理委員会の具体的な活動の内容については、第三章以下で述べるとして、制度面での委員会の業務範囲の変化を、次に概観しておこう。

設立当初の持株会社整理委員会は、委員会の意見にもとづいて内閣総理大臣が指定した持株会社を対象として、証券その他の財産で委員会が必要と認めたものを譲り受け、それら譲受財産を管理しながら適宜処分し、その対価を現金または国債で交付するというのが基本的な業務であった。そして、それにともなって、持株会社の解散にいたるまでの常務の執行および清算の遂行を指導監督すること、譲り受けた証券に付有する議決権を行使することの二つの業

務もあわせて遂行し、持株会社の整理を促進することが委員会の任務と規定されていた。ところが、財閥解体政策が多様化してくるとともに、その実施機関として持株会社整理委員会が指定されるケースが多く、委員会の業務の範囲は、しだいに拡大していった。新しく追加された業務を整理してみると次の通りである。

(1) 持株会社関係業務

① 持株会社の所有する証券を譲り受けるまでの間、その議決権の行使の委任を受けてこれを行使すること（昭和二二年一月二四日勅令第二一号「会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する勅令」の付則による「持株会社整理委員会令」――以下「委員会令」と略称――第九条、第一〇条の改正）。

(2) 指定者関係業務

② 内閣総理大臣の指定を受けた指定者（財閥家族）の所有する証券その他の財産について、委員会が指定者の企業支配力を分散する為に必要があると認めたときには、それを委員会に譲渡すべきことを指示し、それを譲り受け、譲受財産を管理処分すること（昭和二一年一二月四日勅令第五九二号「委員会令の一部を改正する勅令」による第一条、第九条、第一〇条、第一一条等の改正）。

③ 指定者が、所有する動産、不動産、証券その他の財産について売却、贈与その他権利の移転をもたらす行為をおこなおうとする場合に、その承認を与えること（同上勅令による第九条の改正、第一九条の二の追加）。

④ 指定者が会社の役員に就任したり、現在の役員の地位に留任したりする場合にその承認を与えること（同上勅令による第九条の改正、第一九条の三、四の追加）。

⑤ 指定者の所有する証券を譲り受けるまでの間、その議決権の行使の委任を受けてこれを行使すること（前出昭和二二年勅令第二一号の付則による「委員会令」第九条、第一〇条の改正）。

(3) 「会社証券保有制限令」関係業務

⑥ 制限会社等（制限会社、その従属会社、関係会社、およびそれらの会社の役員・従業員等）が提出する持株の処分計画書を審議して、承認するか、あるいは変更指示を与えること（昭和二一年一一月二五日勅令第五六七号「会社の証券保有制限等に関する勅令」――以下「会社証券保有制限令」と略称――の付則による「委員会令」第九条の改正）。

⑦ 制限会社等の所有する証券を譲り受けるまでの間、その議決権の行使の委任を受けてこれを行使すること（同上勅令の付則による「委員会令」第九条の改正）。

⑧ 持株会社と「過度経済力集中排除法」で指定された会社又はその子会社等に対して、商号・商標等の使用の禁止を指示し、その使用を止めるため必要な措置を指示すること（昭和二三年八月一九日政令第二四〇号「会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令」の付則による「委員会令」第九条の改正）。

⑨ 制限会社、その従属会社、関係会社の承継会社（「企業再建整備法」による第二会社などで実質的に上記会社を承継した会社）を指定し、あるいは承継会社でないことを認定すること（昭和二三年一二月三日政令第三六一号「会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令」の付則による「委員会令」第九条の改正）。

⑩ 制限会社、その従属会社、関係会社が商号を変更する場合、これに承認を与えること（昭和二四年四月二六日政令第七八号「会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令」の付則による「委員会令」第九条の改正）。

⑪ 制限会社、従属会社、関係会社が他の会社の株式を取得又は所有する場合、これに承認を与えること（昭和二五年一一月一日政令第三二六号「会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を改正する政令」の付則による「委員会令」第九条の改正）。

(4) 「過度経済力集中排除法」関係業務

⑫ 過度の経済力集中である企業又はその結合体を指定し、その排除について必要な措置をとること（昭和二二年一二月一八日法律第二〇四号「委員会令の一部を改正する法律」による第一条、第九条の改正）。

(5) 「財閥同族支配力排除法」関係業務

⑬ 「委員会令」による指定者（財閥家族）およびその指定者と同一戸籍内にあった者（財閥同籍者）のすべての者が、当該財閥系の財閥会社（昭和二〇年九月二日において資本金額が千万円を超える会社で財閥が資本金額の三〇％以上を支配するものや、財閥の出資合計が千万円を超える会社など）、制限会社、従属会社、関係会社の株式等を資本金額の一〇％以上保有する時は、一〇％を超える分について、これを譲り受けること、および、譲り受けるまでの間、その議決権の行使の委任を受けてこれを行使すること（昭和二三年一月七日法律第二号「財閥同族支配力排除法」の付則による「委員会令」第一〇条の改正）。

(6) 「財閥商号の使用の禁止等に関する政令」および「財閥標章の使用の禁止等に関する政令」関係業務

⑭ 使用禁止等になる商号、標章（商標）を指定すること（昭和二五年一月二一日政令第七号「財閥商号の使用の禁止等にす関る政令」の付則による「委員会令」第九条の改正）。

(7) 「三井物産、三菱商事の旧役職員の就職の制限等に関する政令」関係業務

⑮ 三井物産・三菱商事の旧役員・旧職員の制限数超過の就職に対して承認をあたえること。および、承認を得ずに制限数を超えて就職した旧役職員に対して退職等の指示をすること（昭和二五年一一月二一日政令第三四〇号「三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令」の付則による「委員会令」第九条の改正）。

三　持株会社整理委員会の解散

以上のような持株会社整理委員会の業務の拡大のなかでも、「過度経済力集中排除法」関係業務の追加は、大きな改正であり、その際には、委員会の組織形態の改革も検討された。「過度経済力集中排除法」の制定過程については後に第四章で詳述するが、委員会組織をめぐる問題は、ここで述べておこう。昭和二二年七月に司令部から提示された集中排除法原案[21]（はじめ、経済再建整備基準法 Economic Reconstruction and Reorganization Standard Law と呼ばれた）によると、経済力集中排除の実行は、すべて持株会社整理委員会に委ねられ、委員会には、命令制定権を含む強力な行政権限が与えられることとなっており、委員会の組織は、「総理庁に置かれる日本政府の機関」（an agency of the Japanese Government within the office of the Prime Minister）に改組されるものとされた。原案の提示を受けた日本側は、経済安定本部が中心となって司令部との折衝をおこなったが、大蔵省でも理財局制限会社課が、大蔵省所管業務との関係で持株会社整理委員会の改組問題の検討をおこなった。理財局制限会社課は、七月二二日には、「持株会社整理委員会改組要綱」をまとめ、次のような主要な改組条項を提示した[22]。

一、企業再建基準法（集中排除法の当時の仮称――引用者）、制限会社令等を施行し財閥解体に関する事務を一元的に実施するため持株会社整理委員会（以下整理委員会という。）を置く。

二、整理委員会は内閣総理大臣の所轄に属する行政官庁とする。

三、整理委員会は委員九名を以て組織する。

委員のうちより委員長一人、常務委員四人を任命する。（任命は国会の同意を得て、内閣総理大臣がこれを行ふ。）

委員はこれを官吏とする。
委員長は認証官たるものとする。
四、委員の任期は、整理委員会の業務をF・T・C（公正取引委員会――引用者）に引継ぐ時までとする。
五、委員は左の各号の一に該当する場合を除いては在任中その意に反して罷免されない。
（禁治産、破産宣告、懲戒免官などの規定省略――引用者）
委員の報酬は在任中その意に反して減額することができない。
（六、七、省略――引用者）
八、整理委員会は、内閣総理大臣を経由して国会に対し毎年企業再建基準法・制限会社令の施行状況及びその経理に関し報告しなければならない。
九、整理監査委員会はこれを廃止する。
（一〇、一一、省略――引用者）
一二、整理委員会の収支はこれを特別会計とする。
この会計は内閣総理大臣の管理に属する。
（一三～一八、省略――引用者）

この改組案は、特別法人である委員会を行政官庁とし、総理大臣の所轄におくとともに国会に対する責任を明確化し、委員会の収支を予算として公開することを趣旨としていた。すでに、「独占禁止法」が制定され（昭和二二年四月）、七月から公正取引委員会が発足していたから、持株会社整理委員会改組も公正取引委員会と同様の組織原則をもとに考えられたものと思われる。そして、大蔵省としては、所管の制限会社関係行政を、委員会に移管して、委員会が財閥解体関係行政を一元的におこなうという整理も提案しようとしたわけである。この大蔵省の改組案がその後どのよ

うに取扱われたかは不明であるが、委員会を行政官庁に改組するという点は日本側の統一意見となった。
ところが、この日本側の改組案にたいして、司令部は承認しない態度をとった。八月二七日に経済安定本部が司令部に提出した「経済力集中排除問題に関する説明書」のなかで、安定本部は、司令部との見解の相違点の第五に持株会社整理委員会を行政官庁として委員および関係職員を官吏とすることをあげ、日本側の意見を次のように説明した。[23]

持株整理委員会は持株会社又は財閥家族の保有する証券その他の財産を保管、管理、処分すると云う限定された機能を以て設立されたものである。かくの如く限定された任務を持つ機関に経済力集中を排除すると云う人民の権利義務を直接制限する重要且広範な行政権を執行させることは不当であると考える。更に持株整理委員会の議会及人民に対する責任は甚だ明瞭を欠くものがある。従って同委員会を行政官庁とし、委員及関係職員を官吏とすることが必要であると考える。

このような日本側の考え方に対する司令部側の見解は、九月二日の和田博雄経済安定本部長官とマーカット経済科学局長との会談の際に、次のように示された[24]（句読点は引用者）。

HCLC（持株会社整理委員会――引用者）の問題については、マーカットより、政府は法令は出せるがHCLCは独立の機関である所がよい、之を政府の一部門とすることは政治的に左右される結果となつて面白くないと述べれば、和田長官より、HCLCの仕事は正に行政機関の仕事であるが率直に云って之に対しては国民は信頼を置いていない、考慮されている如き大事業をやるに適当な機関とは思われない旨反駁した。右に対し、ウエルシュより、HCLCは司令部が監督する、国民の信頼云々は別問題であつて政府からは独立している方がよい、又既に持株会社で経験があり之と密接に関連のあるオペレーティング・カンパニーを扱うに都合がよいと主張したのに対し、日本側より、日本政府自体がSCAPの監督下にあり又HCLCも国民の信頼を得なければならぬ、日本側としてHCLCの責任即ち司令部の責任を云々出来ぬ、HCLCは須らく政府機関として日本政府が全責任を負うことが望ましい旨力説した。

この記録によると、司令部は、持株会社整理委員会の改組を考慮していないようにみうけられ、政府から独立した機関として行政官庁化しないままに存続させる意向のようである。これは、司令部原案でしめされた委員会改組の考え方とは差異があり、この間に司令部の方針が変わったとも考えられる。事情は明確でないが、集中排除法案に対しては、後述のように司令部内部でも意見が分かれており、持株会社整理委員会に巨大な権限を与えることは基本政策文書FEC-二三〇が日本の官僚機構の権限の縮小を指示している点と矛盾するという有力な見解[25]が出された事実から推察すると、司令部は委員会を一般官僚機構の外に置く方針に転換したともみられる。

ともあれ、持株会社整理委員会を行政官庁に改組する日本案は、司令部に拒否された。日本政府は、マッカーサー最高司令官にあてた片山哲首相の親書（九月四日付）のなかでも委員会改組を提案したが、この親書に対するマッカーサーの返書（九月一〇日付）は、日本提案を承認できないという趣旨のものであった[26]。ここに、委員会改組案は最終的に否定されたわけである。結局、司令部が承認したのは、持株会社整理監査委員会を廃止して、整理委員会の監督は総理大臣に統一する趣旨で、「持株会社整理委員会令」の第一条第二項「整理委員会ハ法人トス」のあとに、第三項として「整理委員会ハ公ノ機関トシ内閣総理大臣ノ監督ニ属ス」という法文を追加することであり、この改正は、集中排除法公布と同時に昭和二二年一二月一八日公布された「持株会社整理委員会令の一部を改正する法律」（昭和二二年法律第二〇四号）によっておこなわれた。総理大臣の監督権が法令上は明記されたが、委員会が独立の機関として事実上は司令部の管理下にある点に変わりはなかった。

この改正法は、委員会の会計を会計検査院の検査に付すことも規定した。従来は、委員会の会計は、総理大臣が任命した整理委員会検査人の検査を受けることになっていた。これは、委員会の経費は、持株会社、指定者から譲り受けた財産より生ずる収益、その処分代金の控除分として徴収される手数料を中心にまかなわれる方式がとられていたためである。しかし、集中排除法関係業務の追加とともに、委員会には国庫から資金が交付されることになり、委員会の支出は、手数料、付属雑収入ならびに国庫からの交付金でまかなわれる方式となったため、会計検査院の検査を受けるよう制度改正がおこなわれたのである。なお、委員会発足以降、昭和二五年三月末までの経費は総額約四億二〇〇〇万円で、そのうちの約八五％三億五六〇〇万円は、手数料収入でまかなわれた[27]。

あいつぐ業務範囲の拡大によって、持株会社整理委員会の事務処理量は膨大なものとなり、そのための事務機構も、最大期（昭和二三年六月）には次のような姿をとった[28]。

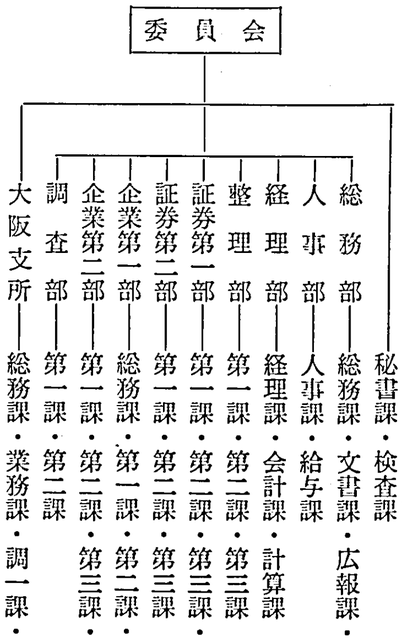

財閥解体措置の進捗とともに、委員会の業務は減少し、昭和二五年四月一日には、「過度経済力集中排除法」の規定による職権と関係記録・関係職員を公正取引委員会に移管し（「集排法」第二六条の規定にもとづく昭和二四年法律第七八号、同年政令第三六六号による措置）、委員会の業務範囲は縮小した。持株会社および指定者から委譲された証券等の処分も持株会社の整理もほぼ完了した昭和二六年六月には、司令部から覚書「持株会社整理委員会に関する指令の取

消」（SCAPIN-二一五八、昭和二六年六月二一日）が発せられ、これに応じて、七月一〇日には、「持株会社整理委員会令の廃止に関する政令」（昭和二六年政令第二六一号）、「持株会社整理委員会の解散に関する政令」（昭和二六年政令第二六二号）が公布され、持株会社整理委員会は、七月一一日をもって解散することと規定された。昭和二六年政令第二六一号は、「持株会社整理委員会令」による規定のうちで将来にわたって効力を持続させる必要のある事項（返還株式に関する制限）[29]を改めて法文規定し（第四条、第五条）、また、清算中の持株会社が会社継続の決議をすることを禁止した（第六条）。さらに、委員会の権限として残っていた「会社証券保有制限令」（昭和二一年勅令第五六七号）、「財閥商号使用禁止令」（昭和二五年政令第七号）、「財閥標章使用禁止令」（昭和二五年政令第八号）、「三井物産・三菱商事旧役職員就職制限令」（昭和二五年政令第三四〇号）（以上いずれも通称）の四法令に関連する業務を、大蔵大臣に移管することとし（付則第一七、一九、二〇、二一号による各法令の改正）、財閥解体の事後措置等に関する事項を大蔵省の所管事務とした（付則第一〇号による「大蔵省設置法」の改正）。

持株会社整理委員会は、昭和二六年七月一〇日に最終の委員総会（第六二回総会）を開催して、委員会の解散を決議し、翌一一日に解散し、清算に入って、昭和二六年一〇月三一日に清算を完了した。昭和二一年八月二七日の第一回委員総会いらい約五年の間に、持株会社整理委員会がおこなった主要な活動を一覧すると、およそ次の通りである。

(1)　有価証券の譲受と処分

①「委員会令」によって指定された持株会社（八三社）・指定者（五七名）から譲り受けて処分した株式・出資証券・公社債等有価証券は表2-3のとおりであった。

②「会社証券保有制限令」にもとづき、株式処分計画書を審査承認することによって処分せしめた株式は、六一六社保有の一六六五銘柄、総数三四三六万六五九一株、払込金額一五億四五一四万円であった。[30]

表 2-3　譲受・処分有価証券（単位　千株，千円）

区　　分	持株会社	指定者	合　計
所有有価証券			
株　数	156,598	10,869	167,467
払込金額	7,507,604	608,957	8,116,561
譲受済証券			
株　数	155,151	10,522	165,673
払込金額	7,074,706	496,948	7,571,654
処分完了証券			
株　数	146,297	8,893	155,190
払込金額	6,797,557	453,183	7,250,740
減価分			
株　数	8,853	1,628	10,481
払込金額	277,149	43,746	320,895

（注）1.　株式は払込金額，公社債は額面金額．
2.　処分完了のうちには，旧所有者への返還分も含まれている．
3.　所有証券と譲受証券の差額は，閉鎖機関株式等，物納株，合名会社無限持分などで譲受の対象とならなかったもの．
4.　合計は表中の持株会社分と指定者分を加算した数値．

出所：持株会社整理委員会「持株会社整理委員会白書――財閥解体は斯く行われた――」（昭和26年7月），p. 43.

(2)　議決権の行使

議決権の行使件数は、次の通りであった。[31]

①　譲受株式について（譲受未済のものについての委任分を含む）　五八七八件

②「会社証券保有制限令」による委任株式について　三七三一件

合　計　九六〇九件

(3)　持株会社の整理

持株会社として指定された八三社の整理の結果は次の通りである。

①　解散したもの　四二社

うち　単純解散　一六社

第二会社設立のうえ解散　二六社

②　解散しなかったもの　四一社

うち　単純存続　三〇社

第二会社設立のうえ存続　一一社

(4)　過度経済力集中の排除

委員会が再編成指令を通達した一八社の排除措置は次の通りであった。

① 企業を分割したもの　一一社
　うち　複数の第二会社に分かれたうえ解散したもの　六社
　　第二会社を分立させたうえ存続したもの　五社
② 工場・施設・鉱業権・有価証券の処分にとどまり分割はしなかったもの　七社

(5) 「会社証券保有制限令」にもとづくその他の措置

① 承継会社に関する認定　新らしく承継会社を指定したケースはなかったが、承継会社でないことの認定は一〇社に対してなされた。[32]

② 財閥商号・標章の使用禁止　三井・三菱・住友三財閥の商号と商標を、三井系企業三四六社、三菱系企業二〇五社、住友系企業一六〇社について使用禁止とした。ただし、施行は延期され、ついに実施されるにいたらなかったが、行政的指導を受けて変更したものもあった。

(6) 三井物産・三菱商事旧役職員就職に関する措置　九社から提出された計一一件の制限超過の就職承認申請が申請通り承認された。[33]

これらの持株会社整理委員会の活動が、財閥解体政策の基軸をなしたのである。

なお、持株会社整理委員会が譲り受けた財産の対価の最終的弁済は、譲渡禁止の登録国債の交付によっておこなうものと規定されていたが（「持株会社整理委員会令」第一五条、第一六条）、結局、この措置は実行されず、対価弁済は、現金によっておこなわれた。

(1) 大蔵省資料Z五一一―三〇三。
(2) 同前。
(3) 同前。
(4) 『財閥銀行ノ処理ニ関スル件』ニ対スルマ司令部意見」（昭和二〇年一〇月一八日）（同前）。
(5) 同前。
(6) Radio, SCAP to Joint Chief of Staff, CA 53580, Oct. 20, 1945.（大蔵省資料Z七三三―五）。本巻第一章第二節四参照。
(7) 本巻第一章第二節五参照。
(8) 「連合国最高司令部ノ内示ニ係ル財閥解体ニ関スル『ドラフト』ニ対スル修正意見」（大蔵省、昭和二〇年一〇月二三日）（大蔵省資料Z五一一―三〇三）。
(9) 大蔵省資料Z五二六―二七―一。
(10) 同前。
(11) 『『セクュリティー・コミッション』ノ構成ニ関スル件」（昭和二〇年一〇月三〇日）（大蔵省資料Z五二六―二七―一）。
(12) 大蔵省資料Z五二六―二七―一、同Z五〇八―一二。
(13) 大蔵省資料Z五二六―二七―一。
(14) SCAP担当者との会談メモ（大蔵省資料Z五〇八―一三）。
(15) 大蔵省資料Z五〇八―一二。
(16) SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #24, Elimination of Zaibatsu Control, pp. 43-44.
(17) 「持株会社の解散に関する件」（昭和二〇年一一月一六日LOF-二）付録第二。
(18) SCAPIN-八五九、持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、一六五ページの訳文による。
(19) 政府は、すでに、昭和二一年一月二〇日に、持株会社整理委員会の委員長に、中根貞彦前三和銀行頭取を委嘱することを内定し、同氏を中心に委員の人選その他設立準備が進められていた（『朝日経済年史』昭和二〇―二一年版、一三ページ、大蔵省理財局「持株会社整理委員会令参考書」昭和二二年一一月、大蔵省資料Z五一一―三〇五）。しかし、公職追放令該

当者となったため中根委員長は実現しなかった。
設立委員のうち、飯島幡司も公職追放令該当者に指定されたために退任し、大森洪太は五月二四日に死亡した。

(20) SCAP, *op. cit.*, pp. 45, 48.

(21) 昭和二二年七月一八日に、経済科学局反トラスト・カルテル課から経済安定本部に非公式に手交されたもの（大蔵省資料Z五一一―三〇八）。

(22) 「持株会社整理委員会改組案に関する対策」（昭和二二年七月二二日、理・制）（大蔵省資料Z五一四―二）。

(23) 大蔵省資料Z五一四―一。

(24) 「経済力集中排除問題に関する和田長官マーカット代将会談要旨」（昭和二二年九月二日、経済安定本部連絡部宛）。筆記者は不明（経済企画庁資料）。

(25) Memorandum, T. Cohen (Adviser on Economic Programs) to W. F. Marquat, Aug. 6, 1947.（大蔵省資料Z七〇三―一二）。

(26) Letter, MacArthur to Prime Minister Katayama, Sept. 10, 1947.（国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(B)〇二一三七）。

(27) 持株会社整理委員会、同上書、一六一ページ。手数料の徴収方法に関しては、昭和二三年三月二三日に「持株会社整理委員会手数料徴収規則」（昭和二三年持株会社整理委員会公示第五号）が公布された。

(28) 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』。

(29) 本巻第三章第四節参照。

(30) 持株会社整理委員会「持株会社整理委員会白書」、四五ページ。

(31) 江口健司「財閥解体に最終的措置――持株会社整理委員会令廃止令について――」（『財政経済弘報』第二六六号、昭和二六年七月一六日）。

(32) 同前。

(33) 同前。

第三章　財閥解体の実施過程

第一節　持株会社の解体

一　財閥本社の機能停止

昭和二〇年一一月六日の覚書「持株会社の解体」（SCAPIN-二四四）で、四大財閥本社（はじめはこの四社のみが持株会社と呼ばれた）の解体計画の即時実施が指令され、同時に、四大財閥以外の財閥の解体計画、私的独占・兼任重役制・法人相互間証券所有を除去し防止する諸法律の制定計画などの提出が指示されて、財閥解体は実行段階に移った。

即時実施を指令された四大財閥本社の解体に関して、大蔵省は次のような「実施計画（案）」[1]をつくった。この計画案がそのまま大蔵省の方針として決定されたかどうか確認できないが、大筋はこのようなものであったと思われる。すでに本社解散の意思を表明していた各財閥は、それぞれ、具体的な解散準備に入り、大蔵省計画案の第二項の

財閥本社機能の停止、第三項の財閥家族の退陣、第四項の本社役員の退任を実行に移していった。

四大財閥処理ニ関スル実施計画（案）

事項	内容	法令ノ要否	実施要領
一、財閥清算機関ノ設立	○清算機関ノ設立計画 ○清算機関ノ設立事務 ○清算機関ノ運営要項 ○清算機関運営委員会ノ設置	省令制定	十一月二十日迄ニ省令ヲ制定シ、十二月一日ヨリ清算機関ノ発足スルコトヲ目標トス
二、財閥本社ノ従属会社ノ指揮操作ノ停止	○業務上ノ指揮ノ停止 ○人事ニ関スル指揮ノ停止 ○派遣役員ノ引揚	事実上ノ指導（定款ノ変更）	即時上記ノ措置ヲ採ルベキ旨財閥首脳者ニ指示ス
三、財閥一族ノ企業経営ヨリノ総退任	○財閥一族ノ従属会社ノ役員辞任 ○財閥色ノ特ニ濃厚ナル者ノ従属会社ノ役員辞任	事実上ノ指導	即時上記ノ措置ヲ採ルベキ旨財閥首脳者ニ指示ス但シ後者ニ付テハ具体的事実ノ判断ハ本人ニ一任ス
四、財閥本社ノ役員ノ総退任	○清算機関ニ株式ヲ譲渡シタル後退任	事実上ノ指導（要スレバ省令制定ヲ考慮）	業務執行ニ支障ナキ限リ財閥一族ノ役員ハ速カニ退任シ其ノ他ハ株式譲渡後退任スベキ旨指示ス 清算機関設立後速カニ譲渡スベキ旨指示ス
五、財閥本社所有株式等ノ譲渡	○所有株式等ヲ清算機関ニ譲渡	事実上ノ指導	解散ハ自発的解散トシ度キモ、役員ヲ少クトモ一名ヲ存置スルノ要アリ
六、財閥本社ノ解散	○所有株式等ヲ清算機関ニ譲渡後ニ解散 ○本社ノ経営スル企業ニ付テハ別途措置	事実上ノ指導（要スレバ省令ノ制定ヲ考慮）	尚本社経営ノ企業ハ別会社ヲシテ行ハシムベキカ

三井財閥では、SCAPIN-二四四が公表された翌日の一一月八日に、三井本社社長三井高公が、本社従業員に

たいする挨拶をおこない、連合軍側の根本方針にもとづく解体方針が確定したことによって、「全三井事業の中枢機構は解消することとなり、傘下各社は今後夫々自主的に運営せらるることとなる訳であります」と述べた。[2] 以来、傘下会社に対する三井本社の統轄機能は実質的に停止され、各社の株主総会議案の事前審議は中止されて白紙委任状が送付されることとなり、役員人事に関する干渉もおこなわれなくなったと、『三井本社史』は記述している。一一月末に開かれた傘下各社の株主総会では、三井家族をはじめ主要役員の退任が決められた。そして、一二月一八日の三井本社定時株主総会において、三井高公社長が退任したのをはじめ、役員の縮小がおこなわれ、松本季三志代表取締役等五名の役員が、解散までの本社運営を担当することとなった。

三菱財閥は、司令部覚書が発出されるよりも早く、昭和二〇年一一月一日の三菱本社定時株主総会から本社解散の実行に着手した。最後まで解体に抵抗した岩崎小弥太ではあったが、ひとたび解体の結論が出てからの行動は迅速であった。病床にあった岩崎小弥太社長の委嘱で総会議長をつとめた船田一雄取締役理事長は、開会の演説で、次の二点を声明した。[3]

一　岩崎家家族ハ関係ノ会社ヨリ退職スルコト並ニ本社ヲ代表シ被支配会社、子会社等ニ派遣セル役員ハ夫々退職セシムルコト

二　定款中目的ヲ変更シ分系関係会社ニ対スル統制ヲ払拭シ単純ナル持株会社トナリ追テ解散スルコト

そして、岩崎小弥太社長、岩崎彦弥太副社長をはじめとする三菱本社の役員の多くは退任し、田中完三を取締役社長に選任し、他に二名の常務取締役を選んで事後処理体制を整えた。岩崎小弥太は、一一月一日で関係会社のすべての役職を退任した。関係会社はそれぞれ株主総会を開催して岩崎一族と本社派遣役員の退任を承認した。

住友財閥では、昭和二〇年一一月七日に住友本社総務部長名で次のような文書が各店各部関係各社に通達された。[4]

住友本社解散に関する件

終戦後の内外情勢に鑑み、今般住友本社を解散して住友系各事業の統轄機関を廃止し、現下の情勢に即応する態勢を確立する為、左記措置を講ずることに決定相成候に付ては之が趣旨に関し貴部下各員に周知徹底方御配慮相煩度此般依命御通知旁々得貴意候也

記

一　住友本社の有する現業部門の処置に付ては、鉱業及農林業は住友鉱業会社に移管の計画なること。

二　住友本社の所有に係る住友系各社の株式は政府の指定する機関に引渡し、逐次公開せらるること。

三　住友本社の解散に伴い本社社長以下全役員は自然退任となること、尚家長様は住友系各社全部の取締役を、古田総理事は同じく取締役会長を夫々辞任せらるること。

四　右に伴い、住友系各社は夫々自主的独立の会社として事業の経営に当ること。

五　住友系各社の社名中、「住友」の名称は之を避くることとし、逐次社名の変更をなすこと。

以上

この文書にしめされた方針に沿って、住友本社の関係企業の統括機能は停止され、住友吉左衛門社長と二人の理事が退任し、後に残った古田俊之助総理事以下の役員は、住友本社の直轄していた鉱山・農林・不動産などの現業部門の処理にあたった。一一月二八日には、「会社解散制限令」（昭和二〇年勅令第六五七号）にしたがって大蔵大臣に対して、鉱業・農林業を住友鉱業へ、不動産を住友土地工務店へ譲渡する件について許可申請をおこなったが、大蔵大臣つまりは司令部の認可はなかなか下りなかった。現業部門の処理には日時がかかると判断した住友首脳部は、法律上の解散に先立って事実上の解散を断行することとし、翌昭和二一年一月一五日に最終理事会を開いてこれを決定した後、一月二一日に臨時株主総会を開催して役員の更迭を決議した。古田総理事以下各理事は退任し、菅野秀次郎代表取締役以下数名の新役員からなる小規模な事後処理のための管理体制がつくられた。

安田財閥は、もっとも早く自発的解体に応じただけに、その具体化も早く、昭和二〇年一〇月二三日に、合名会社安田保善社の社員総会を開催し、解散を前提とする機構改革をおこなった。[5] すなわち、次のような定款第一条の改正によって本社機能を停止させ、安田一総長をのこしてすべての役員が退任した。

（改正前）

当会社ハ関係会社ノ統轄監理並ニ関係事業ノ指導育成ヲ図ルタメ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一、諸事業ノ企画並ニ投資及融資

一、有価証券及不動産ノ保有並ニ利用

一、前各号ニ関連スル事項

（改正後）

当会社ハ左ノ業務ヲ営ムヲ以テ目的トス

一、有価証券及ビ不動産ノ所有

一、各事業ニ対スル放資

一、前二項ニ付帯スル業務

そして、一〇月三一日の安田銀行株主総会で、安田一会長以下四人の同族役員と武井大助社長（安田保善社常勤理事で社長を兼任していた）の退任を決定するなど、関係企業からの同族および本社派遣役員の退陣を実行した。

このように、四大財閥は、本社の機能停止、財閥家族の退陣、あるいは本社役員の退任など、いわゆる自発的解体措置を実行し、財閥本社は、財閥の中枢的統轄機関から、純粋な持株会社へと変質していった。ところが、その持株会社を解体させるに必要な機関であるところの、持株会社整理委員会の設立は、大蔵省の予定したようなスケジュールでは進行せず、前章で述べたような経過をたどって、ようやく昭和二一年四月に設置勅令が公布され、さらに委員会は八月に正式に設立されるという、大幅な遅延をみることとなった。

持株会社整理委員会の活動が開始される昭和二一年八月までの期間には、エドワーズ調査団の調査と勧告付報告書

提出、エドワーズ勧告にたいする司令部意見のとりまとめと本国政府へのコメント送付、SWNCC・SFEにおけるエドワーズ勧告の政策文書化作業など、本編第一章で詳述したような、財閥解体に関する基本政策の大がかりな検討がおこなわれていたのであり、司令部としては解体措置の具体化は最小必要限度にとどめていたとみることができる。とはいえ、司令部は、日本政府あるいは財閥企業に対しては、原則論のかたちで財閥解体の実行を要求しつづけており、昭和二一年二月二三日の記者会見で、ホイーラー反トラスト・カルテル課長代理は、「司令部としては現在までのところ政府の措置は遅すぎて満足していない」と語っている。たしかに、日本側が財閥解体に消極的であったことは事実であるが、昭和二一年前半期の一種の空白状態は、日本側の怠慢によってではなく、司令部の方針の未確定によって生じたものとみるべきである。

この期間、司令部と日本側の接触はさまざまなかたちでおこなわれた。終戦連絡中央事務局が、エドワーズ調査団のメンバーとして来日し、反トラスト・カルテル課長になったヘンダーソンと三月二七日に会談した記録によると、ヘンダーソンが、「最近住友の人が来て、三井、三菱、安田は解体案を承認されたのに対し自分の方だけ未定なのは何等か差別の理由があるのかと質問した。また、日鉄についても改組案が承認されたと言っている者がある。当方の意見は明文の指令によってはじめて明かになるのである。貴官との話合も相互の理解を深める為におこなうのであり、民間の財閥関係者にも種々のサジェスチョンを与えているが、これらを決定的な公的意見と誤解することのないよう注意されたい」との趣旨の発言をしている。[6] これによると、財閥企業側から司令部との直接接触がはかられ、解体・改組案が、非公式に検討されていたことがうかがわれる。すでに、四大財閥のほかに一一の財閥が資料を提出すべき旨の指令を受け、自発的な改組案を検討していたし、制限会社指定によって財閥解体の対象とされるであろう企業の範囲はほぼ明らかにされていたから、被指定企業は、なんらかの措置をとることによって指定が解除されること

を求めていたのである。

大蔵省は、「会社解散制限令」にもとづく規制事務を担当しながら、「持株会社其の他好ましからざる財閥的企業形態を有するものについては企業民主化の線に沿い自発的解体若は改造案の作成を勧奨」した。[7] 大蔵省としては、好ましからざる企業形態として、「初期の対日方針」やアメリカの反トラスト法の趣旨などから見て、次のようなものを考えていた。[8]

(イ) 大規模の支配力に依り日本経済を軍事的目的に奉仕せしめ得るが如き企業形態
(ロ) 傘下に多数多種の従属会社を有する所謂財閥的企業形態
(ハ) 同一業種に於て一会社が独占的支配力を有する企業形態
(ニ) 数社の企業連合（カルテル）により当該業種に独占的支配力を有する企業形態
(ホ) 少数の大株主が其の企業を自由に支配し得る形態
(ヘ) 重役の兼任によつて企業の好ましからざる支配を行ひ得る形態
(ト) 企業が金融機関に従属する形態

このような基準を念頭に置いた政府の改組案提出勧奨の結果、二一年六月の時点で「既に多数の会社は之を作成して司令部の承認を求めて居る」[9] 状況になった。しかし、「何分にも持株の公開は現在の経済情勢に於ては中々困難であり、更に補償問題、賠償問題、第二会社問題等に関連して改造、解体の実施を困難ならしめる事情が多い」[10] ために、なかなか事態は進展しなかった。たしかに、総額四六四億円に達する戦時補償（戦争損害保険、軍需企業補償など）の処理をめぐって論議が沸騰し、政府の処理方針が未確定のあいだは、企業の改組案も具体的に確定し難かったし、賠償問題の未解決も同様に企業の将来計画をたてにくくしていた。司令部の側も、これらの点が確定しない状態のま

まで、企業が提出した改革案を裁定することには躊躇したのであろう。

持株会社整理委員会の活動開始以前に企業の改組案が司令部によって認められた稀なケースは、富士産業株式会社、まえの中島飛行機株式会社の場合である。[11] 昭和二〇年四月に、軍需省第一軍需工廠として経営権を国に移管して、土地・建物・機械設備の所有権のみを保有する特殊な企業形態をとった中島飛行機株式会社は、敗戦後、経営権の返還を受け、富士産業株式会社と社名を変更していた。司令部は、四大財閥につぐ財閥として富士産業株式会社の解体を要請しており、日本政府は、同社に解体計画の提出を求めた。富士産業は整理案を作成し、昭和二一年五月二〇日に、政府はこの案を司令部に提出した（LO-五二四／二三七）。「富士産業整理案」は、①会社負債の整理方法、②工場独立計画、③会社の清算、の三項からなる簡単な新会社設立計画案であった。司令部は、富士産業と直接に接触しながら、さらに具体的な「整理案実施に関する覚書」を提出させ、これに対して、六月二九日に覚書「富士産業株式会社整理案」(Plan of Reorganization of Fuji Industrial Company, Ltd., (Fuji Sangyo K.K.))（SCAPIN-一六〇一-A）を発して、整理案を承認した。整理案の要点は次の通りであった。

(1) 現役員は全員辞任し、債権者である日本興業銀行の指名人三名を含む六名の取締役を選任する。

(2) 新役員は、選任一五日以内に新会社設立案を提出し司令部の承認を求める。

(3) 富士産業が、発行総株数の一〇％以上を保有する株式は、当該会社の従業員に売却を申し出る。従業員へ売却した残りの株式と、その他の株式（一〇％未満所有の全株式）は、持株会社整理委員会を通して、処分する。

(4) 新会社設立と同時に、富士産業は整理（清算）に入る。

(5) 保有株式に付有する議決権の行使はただちに中止する。

富士産業の解体案は、全持株の処分、役員の退任など大筋においては四大財閥解体と同じ内容であったが、現業会

社である持株会社の解体案としては、はじめて司令部の承認を与えられたわけで、新会社の設立と旧会社の清算という方式がとられている点が注目される。ただし、この時点で、司令部がどのような新会社を許可するつもりであったのかは不明である。この整理案で特異なのは、一〇％以上所有株式の関係企業従業員への売却がまず富士産業自身によっておこなわれるという点である。直接売却の公告については司令部の承認を必要とする旨規定されていたから、これは司令部の直接管理による持株処分方式ともみることができる。このような事情があったために、富士産業は、司令部覚書によって司令部との直接交渉を認められており、制限会社に指定されてはいたが、大蔵省を経由せずに直接司令部の管理を受けるかたちになっていた。持株会社指定後もしばらくは持株会社整理委員会の管轄外にあった。何故このような特異な方式がとられたかは明らかでない。

富士産業は、覚書にしたがって、七月一〇日に、中島乙未平社長以下役員の全退任を決定し、野村清臣取締役社長以下の新役員体制をとって、新会社設立の準備に着手した。[12] しかし、新会社設立はスムーズに運ばず、やがて「過度経済力集中排除法」の指定を受けて、同法による再編成計画を作成することとなり、その時点から、持株会社整理委員会の指導監督を受けるようになった。この後の経過は次項で述べることとする。

二　持株会社の指定

昭和二一年八月二七日に開催された持株会社整理委員会第一回委員総会は、三井本社、三菱本社、住友本社、安田保善社、富士産業の五社を持株会社として指定するよう内閣総理大臣に意見を提出することを決定した。これをうけて、内閣総理大臣は、九月六日に、五社を「持株会社整理委員会令」（昭和二一年四月二〇日勅令第二三三号、付属資料八

参照）第一条による持株会社に指定した（昭和二一年九月七日内閣告示第二四号）。六日、整理委員会は、五社宛に次のような指示を通達した。[13]

貴社常務の監督に関する件

本委員会令第九条第三号の規定に基き、昭和二十一年九月七日以降、貴社の常務の執行は本委員会に於て指導監督を為す事となりましたから同日以降解散に至る迄の期間に於ける行為については左記に拠られ度、右同令第十八条及第十九条の規定に従ひ指示致します

記

一、左記行為は事前に本委員会の承認を受けるを要する事

(一) 債務の弁済其他債務を消滅せしめる行為

(二) 新たなる債権の取得、債務の引受若くは債務の保証を為す行為

(三) 資産の取得又は処分に関する行為

(四) 役員の任免に関する行為

(五) 清算の準備に関する行為

(六) 一切の裁判上の行為

二、左記行為は事後報告にて足る事

(一) 一口一千円未満の取引

(二) 公租、公課の支払

(三) 役職員の定期給与の支払（給与の増減、退職金の支払等は此の限りに非ず）

(四) 第二項の要承認行為で、九月七日以降本指示の到着するまでに為したるもの

三　本委員会の承認を受け、若くは承認を受けずして為したる行為については毎旬末旬中分につき明細報告の事

指定五社のうち、現業部門を持つ住友本社と富士産業はただちに解散することはできなかったが、三井本社、三菱本社、安田保善社三社は、商法上の手続を経て、昭和二一年九月三〇日に解散して清算に入った。整理委員会は、同日、三社清算人に対して、次のような指示を発した。[14]

貴社清算の監督に関する件

本委員会令第九条第三号の規定に基き、昭和二十一年九月三十日以降、貴社の清算の遂行は本委員会に於て指導監督を為すこととなりましたから、同日以降清算結了に致る迄の期間に於ける行為に付ては左記に拠られ度、右同令第十八条及第十九条の規定に従ひ指示します

記

一　左記行為は本委員会の指示するものを除き、事前に本委員会の承認を受けるを要すること

(一) 債務の弁済其他債務を消滅せしめる行為

(二) 新たなる債権の取得、債務の負担又は引受、若くは債務の保証を為す行為

(三) 資産の取得又は処分に関する行為

(四) 清算人、監査役、検査人、其他主要なる地位にある職員任免に関する行為

(五) 株主総会又は社員総会の開催に関する行為

(六) 残余財産の分配に関する行為

(七) 一切の裁判上の行為

(八) 職員に対する退職金又は賞与の支払及職員よりの預り金の支払

二、左記行為は本委員会の承認を受けるを要せざること

(一) 一口一千円未満の受払
(二) 公租、公課の支払
(三) 職員に対する俸給又は手当の支払
(四) 清算事務に付帯する諸費用の支払

三、清算人は左記報告書を本委員会に提出するを要すること
(一) 毎月の清算遂行状況報告書（翌月十日迄に提出）
(二) 毎月末貸借対照表及資産負債内訳表（提出期限第一号と同じ）
(三) 其他本委員会の要求する報告書

また、五社からの証券の譲受も開始された。持株会社整理委員会は、昭和二一年八月二七日の第一回委員総会で、五社を持株会社と認定することを決定すると同時に、持株会社の財産譲受については、次のような方針を決定した。[15]

(イ) A　原則として有価証券を先にし、不動産および他の財産を後にすること
　B　有価証券は左の順位に依り全部これを譲受ける
　(i)　従属会社の株式その他(ii)、(iii)、(iv)に属せざる有価証券
　(ii)　在外財産に関するもの
　(iii)　閉鎖機関に関するもの
　(iv)　その他特に清算人をして保管せしむるを適当と認めるもの
(ロ) 譲受有価証券の名義書換は速かにこれを実行する
(ハ) 譲受有価証券については遅滞なく現実に占有の引渡を受く

そして、各社から提出された所有有価証券明細表によって具体的な実行方法の検討をおこなった結果、借入金の担

保となっているものや未払込株式など一括して譲り受けることが手続上困難を生ずると予測されるものをのぞいて、全額払込済株式、持分および公社債を最初に譲り受けることとした。ただし、富士産業については、前述のように、司令部覚書で同社自身の手による株式発行会社従業員への株式売却がおこなわれることになっていたため、整理委員会は、証券の占有権のみを移転し保管することとなった。

こうしてまず一〇月八日には三井本社と三菱本社、一〇月一六日には住友本社、そして一〇月二九日には安田保善社と富士産業から、それぞれ第一回の証券移管が実行された。この時の模様は次のように叙述されている。[16]

十月八日、三井、三菱両本社の引渡しの実況はニュース映画に撮られた。輝く様な金庫室の扉の開けられる様子から始り、目も眩む多量の枚数の証券が一枚一枚改められ、封印され、現送箱に詰められ、釘を打たれ、封緘され、数台のトラックに移され、MPの乗る数台のジープに護送され、蜿々長蛇の列をなし、都大路を疾駆し、委員会の大金庫に収納される迄、一齣一齣、印象深い場面となって、此の映画は財閥解体の第一歩が踏み出されたことを、国民に知らせた。

全所有株は、会計課の中の時計仕掛の大金庫の中にしまってあった。当時、住友本社の資本金は、たしか三億円であった。そういう会社の持株である。どれほどの枚数であったかおぼえていないが、とにかく膨大な量であったような気がしている。一応、私が何人かの職員といっしょに、その仕事を担当することになった。すべては帳簿に的確に記載されている。もし、たった一枚でも不足していたらGHQからあらぬ疑いをかけられるかも知れないし、それでは住友本社の名誉に関するという気持が私に強かった。私たちは一室にこもって、何日かその仕事に熱中した。当然のことながら一枚の過不足もなかった。

やがて、それを調べに来たHCLCの職員は、そのことで感心してくれた。こんなことは今までに初めてだといってくれたとき、私は何日かの激務がやっと酬いられたような気がした。

その株券は、HCLCの職員の眼の前で、鍵のかかる大きな木箱に入れて封印した後、いったん会計課の金庫の中に戻した。

木箱の数は、おぼえていないが十個を超えていたことはたしかであろう。何日か過ぎて、その木箱を日本銀行大阪支店の地下の大金庫に納入することになった。それを会計課の金庫から出すときの写真を持っているが、日本の警官の他に何人かのMPが来ていた。その物々しさが想像して貰えるだろう。しかし、私は、それとは別に、これで住友本社は、完全に崩壊したのだとの感慨を禁じ得なかったことをおぼえている。

住友本社と日本銀行大阪支店までは、つい眼と鼻の先である。MP護衛の許に、株券入りの木箱は、何台かのジープで運んだような気がしている。私は、最後まで見届ける責任を感じて、いっしょについて行き、それが地下の大金庫におさめられるのを確認した。

第一次指定の持株会社は、以上のような手順で解体措置を受けていった。このうち、三井、三菱、安田三社の場合が、当初想定された持株会社解体の典型であったといえる。つまり、「持株会社整理委員会令」の規定した解体方式は、①整理委員会が指定すべき会社を決定して内閣総理大臣に勧告する、②それによって総理大臣が持株会社指定をおこなう、これは、会社解散を公式に指示したことになる、③指定会社は解散するまでの期間、整理委員会によって常務の執行の指導監督を受ける、④解散後は清算完了までの期間、整理委員会によって清算の遂行の指導監督を受ける、⑤所有有価証券は整理委員会が譲り受ける、⑥整理委員会は譲受財産を管理し処分する、というものであった。そこには、純持株会社の解体、つまり所有有価証券処分と会社解散の手順は規定されている。しかし、持株会社が同時に現業部門を持つ場合の解体手順は、何も規定されていない。富士産業の場合は、前述のように司令部覚書にしたがって新会社を設立する方針が確定されていたが、住友本社の場合は、直営していた鉱業、林業、商事さらに病院をどのように処理すべきか、依拠する法規定がなかった。結局、「持株会社整理委員会令」は、三井本社、三菱本社など純持株会社の解体を念頭に制定された法規と言ってよいのであり、解散・清算という処理以外の企業形態の変更に

ついては、なにも規定していないわけである。立法に際しては、持株会社の解散・清算 liquidation の手続を規定すれば充分であり、それ以外の企業組織の再編成についての規定は不要であると考えられていたということもできる。

このような法令規定にもとづいて、整理委員会は指定五社の整理を促進する活動を開始したが、司令部は、さらに他の企業を持株会社として追加指定するよう非公式に指示した。[17] 持株会社とは、「本令ノ定ムル所ニ依リ指定セラル会社」（第一条）であるが、「持株会社整理委員会令」には、その指定の基準は何も規定されていない。内閣総理大臣が、整理委員会の意見にもとづいて指定する（第四三条）とのみ規定されているのであるから、整理委員会が持株会社と判断すれば、それが持株会社になるわけである。そして、整理委員会は、司令部の厳しい監督の下にあるから、結局、司令部の意向が決定的な力を持つことになる。司令部が追加指定を求めたのであるから、それは拒否できない。しかし、司令部が名前を挙げた企業は、現業会社であって持株会社的色彩の強い会社が多く、それを「持株会社整理委員会令」によって持株会社に指定することは、法規定によってそれに解散を指示することになるから、影響はあまりに大きい。そこで、整理委員会は、「之等の会社が各本社の従属会社たる羈絆を絶ち切り、且つその会社自体のホールディング・カンパニイ的性格を払拭し去りさえすれば委員会令の目的は達成せられる筈である」と主張し、「条文の『整理』は之等の会社に関しては『清算』を意味せざるもの、より広い意味を有つ日本語の『整理』を正文とすること」という了解を司令部からとりつけた。[18] この了解によって、「持株会社整理委員会令」の趣旨は、かなり大きく変わったことになる。解散・清算を前提として持株会社の指定をおこなうのではなく、企業組織の変更とはとりあえず無関係に持株会社の指定をおこなうこととなるわけである。これで、指定対象となる企業の範囲は拡大した。

整理委員会は、一一月二一日の第三回委員総会で川崎重工業など四〇社を、つづいて一二月三日の第四回委員総会で三井鉱山など二〇社を持株会社として追加指定することを決議して総理大臣に意見を具申した。これにもとづい

て、一二月七日に第二次指定（昭和二一年一二月九日内閣告示第三七号）、一二月二八日に第三次指定（昭和二一年一二月二九日内閣告示第四〇号）がおこなわれた。さらに、二二年三月六日の第八回委員総会の決議にしたがって三月一五日に国際電気通信と日本電信電話工事の二社が第四次指定（昭和二二年三月一七日内閣告示第一一号）となり、九月一八日の第一三回委員総会の決議で九月二六日に大原合資など一六社が第五次指定（昭和二二年九月三〇日総理庁告示第三七号）となった（指定会社は付属資料一九に掲げた）。第二次指定の四〇社は、第一次指定五社ほど大規模ではないがコンツェルン的性格を持つ第二級の財閥と、現業会社であると同時に関連会社に投資しこれを支配するホールディング・カンパニーであり、第三次指定の二〇社は、すでに指定された財閥持株会社の子会社であってホールディング・カンパニー的性格の濃い企業であり、第四次指定の二社は後述のように便宜的に指定されたもので、第五次指定の一六社はいわゆる地方財閥であると説明されている。[19]

こうして、八三社が持株会社に指定され、整理委員会の監督下に、広い意味の「整理」を実行することになった。整理委員会は、各社から持株等を譲り受け、また常務・清算の監督をおこなった。整理委員会が、常務の監督の開始を通知する文書の一例は次のようなものであった。[20]

貴社常務監督に関する件

本委員会令第九条第三号の規定に基き、昭和二十一年十二月七日以降貴社の常務の執行は、本委員会に於て指導監督を為すこととなりましたから、今後追而指示する迄の期間に於ける常務執行については左記に依られ度、右同令第十八条及第十九条の規定に従ひ指示致します

記

一　毎月末迄に翌月中の収支及金繰予算書を提出し、当委員会の事前承認を受けること、但し必要に応じ三ヶ月を超えざる期間の収支予算につき一括して承認を受けることが出来る

二　予算項目及金額に変動を生ずる場合、又は予算に計上されざる収支を生ずる場合、若くは予算超過となる場合は遅滞なく当委員会の事前承認を受けること、但し現業部門固有の取引であつて緊急を要し、事前承認に依り難き場合は、一口十万円以下の支払に限り追認の形式に依る事が出来る

三　翌月二十日迄に当月中の実績につき、左記報告書を提出すること（尚翌月二十日迄に提出不能なる場合は其の旨届出られ度きこと）

(イ)　当月末現在貸借対照表（前月末対増減比較付記）

(ロ)　当月中収支実績表（予算額対比）

(ハ)　当月中生産、販売等業績報告書

貴社常務の監督に関する件（二）

貴社に対する常務の監督に付ては、昭和二十二年一月二十七日付委員会指示第十五号を以て指示申上げましたが、左記行為に付ても、今後当委員会の事前承認取得の上結果御報告願上度、右は従来共履行して頂て居る事項ですが、為念本委員会令第十八条及第十九条の規定に従ひ指示致します

記

一　株主総会又は社員総会の開催に関する行為

二　役員の就退任に関する行為

三　給与規定其他会社内規の重要なる変更に関する行為

四　金融機関より資金の借入れを為し、又は債務に対し担保を提供する行為

五　債務の引受又は債務の保証を為す行為

六　一切の裁判上の行為

内容は、第一次指定五社に対するものと大差ないが、ただ、指示本文に記された監督の期間が、第一次五社については、「同日以降解散に至る迄の期間」と記されたのにたいして、第二次指定分については、「今後追而指示する迄の期間」と記されている。つまり第二次指定以後の各社にたいしては、解散を前提とした常務執行の監督ではない形の委員会指示が与えられている。「持株会社整理委員会令」の規定は、「持株会社ノ解散ニ至ル迄ノ常務ノ執行及清算ノ遂行ヲ指導監督スルコト」（第九条第一項三号）となっているから、整理委員会の指示は、新しい法文解釈にもとづくものといえる。ところで、司令部の側はどうかといえば、「整理」を解散・清算と解釈しない点で日本側の主張を認めてはいたが、さりとて、指定会社が持株処分をおこなうのみで「整理」が終わるとは考えていなかった。すでに、昭和二一年八月下旬にSWNCC・SFEの作成したSFE-一八二文書（第一章第四節参照）の送付を受けて、それに対するコメントを一〇月中旬にまとめていた司令部は、のちに具体化される過度経済力集中の排除についても考慮していたと考えられる。司令部編の「日本占領民政史」は、第三次指定について、指定の目的は、中間的位置にあるホールディング・カンパニーの支配の糸を断ち切ることと、指定企業を生産を阻害しないような適正企業規模に縮小させることであったと記述している。[21] 司令部が、指定持株会社の「整理」について、このような意向を持っていることは、持株会社整理委員会の役割を複雑なものにした。すなわち、整理委員会は、指定持株会社が解散する場合はその清算にいたるまでを監督すればよかったが、解散せずに存続する場合には、どの程度まで「整理を促進」すればよいか、基準が不明確なままに指導監督の任に当たることになったのである。しかし、もとより、「持株会社整理委員会令」の規定するところの整理委員会の業務および権限の範囲内では、司令部の期待する指定持株会社の組織的再編成の実施は困難であった。そこで、財閥解体とは直接関係なく制定された「企業再建整備法」（昭和二一年一〇月一九日法律第四〇号）が、持株会社の組織的再編成の根拠法として採用されることになり、さらに、そこに「私的独占の禁止及

び公正取引の確保に関する法律」（昭和二二年四月一四日法律第五四号）の規定が適用された。しかし、なお、司令部の意図を実現するには法制的に不備があり、最後には、「過度経済力集中排除法」（昭和二二年一二月一八日法律第二〇七号）が制定されたわけである。八三持株会社は、所有有価証券を整理委員会に移譲したうえで、整理委員会の監督のもとで、「持株会社整理委員会令」、「企業再建整備法」、「過度経済力集中排除法」の三法令によって、解散・第二会社設立などの「整理」を実行したのである。

三　持株会社の整理

八三持株会社の整理の概略をみよう。付属資料一九の持株会社一覧表に示されたように、八三社のうち、四二社が解散しており、そのうち二六社は第二会社を設立して現業部門、不動産等を承継させている。解散しなかった四一社のうちで、一一社は事業の一部を第二会社に分割承継させる改組をおこなった。以下、代表的な事例を紹介しながら整理の実際をみよう。[22]

(1)　一〇財閥の本社的持株会社

八三持株会社のうちで、財閥本社または同族支配の中核的な会社が三〇社あった。このうち、財閥家族指定がおこなわれた一〇財閥関係各社は以下のように整理された。

①　株式会社三井本社

持株会社指定日の資本金は五億円（払込資本金四億〇〇〇七万六千円）、株式・持分・公社債などへの投資総額（払込金

部門はなく、不動産（資産総額の〇・五％）は、昭和二六年三月末にすべて売却処分を完了した。二六年六月には、残余財産の配分をおこなった。すなわち、残余財産の約九〇％見当に当たる九億六二七一万円を原資に、法人税・事業税を差し引いた七億二〇四〇万円を、旧株式（五〇円全額払込済）一株につき九〇円、新株式（二五円払込済）一株につき四五円の割合で、株主に分配した。三井本社は、持株会社整理委員会から返還された解散会社株式（三井精機工業、三井物産などの株式）、閉鎖機関株式をかえたまま、清算を終結させる方法を模索したが、昭和二七年春ころから、三井不動産株式会社との合併案が検討されるに至った。大蔵省は、はじめ時期尚早との見解をとったが、二七年末ころになると、清算会社整理のひとつの方法として存続会社との合併をおこなう事例がしだいに多くなり、大蔵省も、賛成の内意をしめすに至った。しかし、三井本社株式価格の一時的騰貴と三井本社終身年金増額請求問題という二つの障害要因が発生したので、合併案はしばらく実現には至らなかった。ようやく、昭和三一年三月に合併覚書が交換され、五月に合併契約書が調印され、同年一〇月一日に、三井不動産と三井本社の合併が実現した。合併条件は、三

表3-1　三井本社の持株会社整理委員会勘定最終計算書

（単位：千円）

収入	
有価証券処分代金	1,835,918
同収益	21,367
受入利息	58,158
計	1,915,443
支出	
持株会社手数料	57,790
証券処理調整協議会直接費	109,444
その他	331
計	167,565
差引当社受入総額	1,747,877

（注）　金額は百円位で四捨五入
出所：『三井本社史』下巻，952ページ．

額または額面金額）は、九億八一八三万円（内株式九億四四八七万円、一万円未満切捨表示、以下同）であった。昭和二一年九月三〇日に解散し、清算に入った。有価証券の持株会社整理委員会への譲渡予定総額は、九億八四二三万円であった（指定日以降、未払込株式の払込がおこなわれたため、譲渡金額は指定日の投資総額を超えている。以下の各社についても同様）。

有価証券の譲渡、処分完了後の三井本社と持株会社整理委員会との勘定の最終結果は、表3-1の通りである。[23] 現業

井本社旧株式（五〇円払込済）四〇株、同新株式（二五円払込済）八〇株に対して三井不動産株式一株を交付するという内容であった。昭和三一年一一月一日に合併登記がおこなわれ、株式会社三井本社の清算は結了した。三井不動産株式の交付が、事実上、三井本社の残余財産の最終配分となったわけである。

② 株式会社三菱本社

株式会社三菱本社は、昭和二一年二月二三日に、「会社解散制限令」の規定にしたがって、大蔵大臣に、会社解散認可申請書を提出し、三月一一日には、解散の認可を受けた。[24] しかし、その後しばらくは、政府の指示待ちとなり、九月七日に九月六日付で持株会社指定を受けたのである。指定日の資本金は二億四〇〇〇万円（全額払込済）で、投資総額は五億九一五五万円（内株式五億八九九五万円）であった。昭和二一年九月三〇日に解散し、清算に入った。持株会社整理委員会への譲渡予定総額は七億〇六九八万円であった。現業部門はなく、不動産は簿価にしては資産総額の〇・五％にすぎなかったが、丸ノ内の一帯を占める土地二一万五三一一坪（内一四万七四七五坪は農地として政府に買上げられた）、建物延三万三四八九坪は、時価換算すれば膨大な金額となり、売却処分は困難であった。三菱としてはこれを三菱地所株式会社に帰属させたい意向であったが、三菱地所が集中排除法によって指定されたことからも、それはむずかしかった。そこで、持株会社整理委員会は、不動産の現物出資によって第二会社を設立する方針をとった。三菱本社は特別経理会社ではなかったが、昭和二四年一一月二八日付で「企業再建整備法」の規定によって整備計画の認可を得て、不動産（東京以外に所在した不動産は第三者に売却）、現金を出資して、陽和不動産、開東不動産の二社を、昭和二五年一月に設立した。両社の資本金は、ともに三六〇〇万円（発行株式七二万株）で、全額を三菱本社が引き受けたうえで、全株式を、三菱本社株主に対して、三菱本社株式一株について両社株式それぞれ〇・一五株の割合で譲渡（額面金額）することとした。三菱本社の最大の株主であった持株会社整理委員会は、割当られた両社株式を

表 3-2　三菱本社の決算報告書　（単位：千円）

収入之部 勘定科目	帳簿価額	収入額	支出之部 勘定科目	帳簿価額	支払額
資産処分			負債支払		
分系会社株式	688,387	1,011,831	資本金	240,000	
其他株式公社債	186,604	234,695	法定積立金	60,000	
国民貯蓄組合預金引当公債	309	316	別途積立金	39,000	
地所	2,075	4,966	繰越金	6,941	(再評価税)
建物	3,587	3,587	再評価積立金	59,590	3,575
起業費	205	697	査業研究資金	10,000	10,000
出資金	141	0	社債	12,000	12,000
未収入金	5	5	支払手形	222,815	222,815
現金及預金	325	325	国民貯蓄組合預金	223	223
支払未決算	25	0	預り金	—	—
			未払金	219,028	219,028
其他収入			未払税金	3,997	3,997
			未払配当金	56	56
有価証券配当及利子		3,570	納税積立金	8,015	8,015
地所建物地代家賃		40,945			
受入利息		49,756	其他支払		
雑収入		8,630	清算費		109,935
			証券処理調整協議会経費		73,359
合計	881,664	1,359,324	持株会社整理委員会経費		36,385
			税金		194,574
			支払利息		30,574
			雑支出		2,813
			小計	881,664	927,324
			残余財産分配金		432,000
			合計	881,664	1,359,324

（注）　金額は百円位で四捨五入．帳簿価格は，昭和27年4月10日現在．
出所：「三菱社誌」昭和27年4月21日．

一般に公開したわけであるが、その際の入札価格は、両社とも一株（額面五〇円）三〇九円程度となったようである。つまり、両社株式には、一株二五九円ほどのプレミアムがついたわけで、これは、三菱本社一株当りに換算すると、七七・七円になる。両社株式の割当は、三菱本社の株主にプレミアムの分だけの実質的な残余財産中間配分をおこなったことになる。資産処分を終わった三菱本社は、昭和二六年七月四日に、残余財産分配金を、一株について九〇円の割合で株主に配分した。そして、昭和二七年四月二一日の臨時株主総会で、清算結了決算報告書を承認し、同日、清算結了の登記をおこなって三菱本社の清算は結了した。清算結了決算報告書の主要部分は、表3－2の通りである。

③　株式会社住友本社

指定日における資本金は三億円（払込資本金二億二五〇〇万円）、投資総額は二億八八九〇万円（内株式二億八五六一万円）であり、整理委員会の譲受予定証券総額は三億一三五三万円であった。現業部門を有しており、①鉱山部門（鴻之舞ほか七鉱山）は、昭和二二年八月に井華鉱業に譲渡、②林業部門は、「企業再建整備法」による整備計画の認可を得て、昭和二三年二月に、北海農林、四国林業、九州農林、東海農林、扶桑林業、兵庫林業の六つの第二会社に現物出資し、③病院部門は、設備を保有国債の一部とともに出捐して、財団法人新大阪病院の設立というかたちで処理した（商事部門は、敗戦後、日本建設産業へ移管していた）。不動産については、東京、京都、神戸の三ビルディング等の現物出資および現金出資で、第二会社泉不動産を昭和二四年一二月に設立し、大阪江戸堀ビルディングは売却処分した。林業部門の処理を終わった段階で、昭和二三年二月二八日に住友本社は解散して清算に入り、二六年三月に残余財産の第一回の配分を、同年六月に第二回の配分をおこない、昭和三八年四月一日、住友不動産に吸収合併される形で清算を結了した。

④　合名会社安田保善社

指定日の資本金は三〇〇〇万円、保有有価証券は一億三一一一万円（内株式一億三〇七三万円）で、整理委員会譲受予

表 3-3　安田保善社の清算事務報告書

（単位：千円）

資産			負債		
摘要	解散時帳簿価格	実収額	摘要	解散時帳簿価格	支払額
不動産	7,984	272,918	資本金	30,000	0
有価証券	132,659	93,269	積立金	5,042	0
在外財産	10,366	0	借入金	119,300	119,300
戦時保険	494	0	敷金	150	150
預金・現金	881	881	仮受金	4,556	4,556
特殊預金	5,411	3,138	清算勘定	0	146,540
仮出金	1,253	858	残余財産分配金	0	100,519
合計	159,047	371,064	合計	159,047	371,064

出所：『安田保善社とその関係事業史』，928ページ．

定分は一億二六一六万円であった。昭和二一年九月三〇日に解散して清算に入った。現業部門はなく、不動産のうち建物は全部売却し土地（その多くは小口の貸地）は一部を売却、残り（約一三万坪）を現物出資して、第二会社永楽不動産を昭和二五年九月に設立した。永楽不動産は資本金一〇〇〇万円（発行株式二〇万株）で、全株式が安田保善社に引き受けられたうえで持株会社整理委員会に譲渡され、公開された。[25] 昭和二六年六月四日の安田保善社臨時社員総会で、清算に関する諸報告書が承認され、七月三日に清算事務は完了した。金融機関株式所有分が大きかったので、有価証券の処分勘定では大幅な損失が計上されたが、不動産の処分益が大きく、残余財産分配金は一億〇〇五二万円となった。清算事務報告書の主要数値は、表3-3のとおりである。

⑤　富士産業株式会社

中島飛行機株式会社が名称変更した富士産業株式会社は、司令部の覚書によって、司令部の直接監督のもとで解体をすすめていたが、昭和二三年二月の集中排除法指定以降持株会社整理委員会の監督下に入った。指定日の資本金は五〇〇〇万円（全額払込済）で、投資総額は七三四一万円（内株式七三三〇万円）、持株会社整理委員会の

譲受予定証券は一億一三一七万円であった。第一軍需工廠として経営を国家に委託していた工場（一四工場）の返還を受けて現業部門は大きかった。集中排除法の指定を受けて、同法にもとづく再編成計画の立案をおこなったが、二四年四月に指定を解除されたので、「企業再建整備法」による整備計画に切り換えた。会社側は、一四工場を一四社に分立させる意向をしめしたが、整理委員会は第二会社に経営の健全性を持たせるためにより少数の第二会社設立を要望した。結局、一一の第二会社設立案がまとまり、昭和二五年五月に整備計画の認可を得て、富士工業（太田、三鷹工場）、富士自動車工業（小泉工場）、宇都宮車輛（宇都宮工場）、愛知富士産業（半田工場）、富士機器（前橋工場）、岩手富士産業（岩手工場）、富士精密工業（荻窪、浜松工場）、大宮工業（大宮工場）、沼津産業（沼津工場）、田沼木材工業（田沼工場）、富田機器製作所（四日市工場）の一一社に工場・設備を現物出資した。第二会社に現物出資した以外の不動産は、一部は旧従業員が各自出資して設立した商事会社、東京富士産業に現物出資され、他は売却処分された。富士産業は、昭和二一年六月二九日の司令部覚書で事実上の解散に入ったが、法的な解散は、二五年八月一二日で、清算結了は昭和三一年八月三一日であった。

⑥　株式会社日産

鮎川義介の主宰した日本産業株式会社は、いわゆる「満州移駐」をおこない、昭和一二年に満州国法人満州重工業開発株式会社が設立された。この際、日本産業の建設したビルディング日産館の所有権を持つにいたったのが合同土地株式会社（合同肥料株式会社の後身で証券保有、不動産業を経営）で、これが、昭和一三年に株式会社日産と改称した。指定日の資本金一〇〇〇万円（全額払込済）、投資総額五三五万円（内株式五三三万円）、譲渡予定証券額四七六万円であった。日産館は、戦時中海軍艦政本部が使用するために、財団法人海軍共済組合協会に買戻条件付きで所有権を移されていた。敗戦後、株式会社日産は、日産館の買戻しを申し出たが、海軍共済組合協会はこれを拒否したため、両

者間で係争がおこった。昭和二五年四月にこの係争は和解成立となり、日産館を買戻した合同ビルディング株式会社（株式会社日産が二五年二月に改称）は、単なる不動産管理会社と認められて、二五年五月に持株会社指定解除第一号となった。日産コンツェルンの解体は、「閉鎖機関整理委員会令」（昭和二二年三月一〇日勅令第七五号）によって、満州投資証券株式会社が閉鎖機関に指定され、解散・清算に入るかたちでおこなわれたのが主流であった。

⑦　株式会社浅野本社

浅野総一郎以下の浅野一族が支配するホールディング・カンパニーである。指定日の資本金一五〇〇万円（全額払込済）、投資総額七九〇七万円（内株式七九〇四万円）、譲渡予定証券額八九五三万円であった。昭和二三年六月三〇日に「企業再建整備法」による整備計画の認可を受け、同日解散し清算に入った。清算結了は、二六年四月一六日である。

⑧　大倉鉱業株式会社

大倉喜七郎以下大倉一族の支配するホールディング・カンパニーである。指定日の資本金は五〇七二万四五〇〇円（全額払込済）、投資総額は九六五二万円（内株式九二一九万円）、譲渡予定証券額は五七五五万円であった。「企業再建整備法」による認可を得て、昭和二四年八月に所有ビルディングを現物出資して第二会社中央建物株式会社を設立、大倉鉱業は同月三一日に解散して清算に入り、現在なお清算中である。

⑨　野村合名会社

野村文英以下野村一族のコンツェルンの本社的企業である。指定日の資本金は二〇〇〇万円、投資額は六二七五万円（内株式六一四五万円）で、譲渡予定証券額は五四八八万円であった。昭和二三年四月三〇日に解散し清算に入った。清算結了は、昭和二六年九月であった。

⑩　古河鉱業株式会社

古河財閥の本拠で、古河虎之助の養子の古河従純が支配した会社である。指定日の資本金は五〇〇〇万円（全額払込済）、投資総額は六一二六万円（内株式六〇〇四万円）、譲渡予定証券額は五八一四万円である。鉱業および製錬業の現業部門を有しており、昭和二三年二月に集中排除法の指定を受けたが、二四年七月に指定を取消され、二五年一月三一日に「企業再建整備法」による整備計画の認可を得て、改組せずに存続することとなった。

(2)　その他の財閥本社的持株会社

①　渋沢同族株式会社

渋沢敬三以下の渋沢一族の資産保全のための企業。指定日の資本金一〇〇〇万円（払込資本金六二五万円）、投資総額一五八九万円（内株式一五七四万円）、譲渡予定証券額一八〇九万円であった。昭和二二年一〇月九日に、「会社経理応急措置法」（昭和二一年八月一五日法律第七号）によって解散し、清算に入り、昭和二六年六月清算を結了した。

②　理研工業株式会社

大河内正敏が築きあげた、いわゆる理研コンツェルンの中核企業である。指定日の資本金は七〇〇〇万円（払込資本金六七〇〇万円）、投資総額は一一九二万円（内株式一一六〇万円）、譲渡予定証券額は九七九万円であった。昭和二三年二月に集中排除法の指定を受けたが二四年四月に指定取消となり、同年一二月一〇日に「企業再建整備法」による整備計画の認可を受けて、同日第二会社一一社を設立して解散し、清算に入った。

③　日本曹達株式会社

中野友礼の創設にかかる日曹コンツェルンの中核企業である。指定日の資本金一億九四〇〇万円（払込資本金一億三七〇〇万円）、投資総額は一九五四万円（内株式一八四七万円）で、譲渡予定証券額は一〇二〇万円であった。昭和二三年二月に集排法指定企業者となったが、同年一一月には指定取消となり、翌二四年九月三〇日に「企業再建整備法」

にもとづいて、第二会社三社の分立を含む整備計画の認可を得た。同年一二月一日に現物出資によって第二会社三社が新設され、日本曹達株式会社も存続、再発足した。

④　日本窒素肥料株式会社

野口遵が主宰したいわゆる日窒コンツェルンの中核企業である。指定日の資本金は四億五〇〇〇万円（払込資本金三億五〇〇〇万円）で、投資総額は四億九二五〇万円（内株式四億九一一八万円）、整理委員会への譲渡予定証券額は一億〇七四七万円であった。昭和二三年二月に集中排除法による指定企業となったが、同年一二月には指定取消となり翌二四年六月三〇日に第二会社として新日本窒素肥料株式会社を設立する等の内容の「企業再建整備法」による整備計画の認可を得て、同年一一月三〇日に解散し清算に入り、現在なお清算中である。

⑤　若狭興業株式会社

森矗昶が創立したいわゆる森コンツェルンの中核企業であった森興業株式会社が昭和二一年に改称した企業である。現業部門は若狭鉱区のニッケル・クローム・鉄鉱採鉱が主である。指定日の資本金は一〇〇〇万円（全額払込済）で、投資額は二八八八万円（内株式二八八一万円）、譲渡予定証券額は二八八四万円であった。昭和二三年一〇月二〇日に第二会社犬見興業株式会社の設立を含む「企業再建整備法」による整備計画の認可をうけ、同年一二月二五日に第二会社を発足させ、若狭興業は解散し、清算に入った。森コンツェルンの実質的な中核は、昭和電工株式会社であり、同社も持株会社に指定された。

⑥　松下電器産業株式会社

松下幸之助の主宰する企業グループの中核企業である。指定日の資本金は四六三〇万円（全額払込済）で、投資総額は三三一八万円（内株式二九〇九万円）、譲渡予定証券額二五五八万円であった。昭和二三年二月に集中排除法による指

定を受けたが翌二四年二月に取消となり、同年九月三〇日に「企業再建整備法」による整備計画の認可を得て、会社を存続させた。

⑦　株式会社林兼商店

中部兼市以下の中部一族のホールディング・カンパニーである。指定日の資本金は二五〇〇万円（全額払込済）、投資総額は五六四四万円（内株式五六二五万円）で、譲渡予定証券額は五四八三万円であった。「企業再建整備法」の認可を得て、昭和二四年一月五日に第二会社として下関漁業株式会社を設立して解散し清算に入り、清算中に大洋漁業株式会社に吸収合併された（昭和二五年五月一日）。

⑧　山下株式会社

山下太郎以下の山下一族の資産保全のための企業である。指定日の資本金は九七二万円（全額払込済）で、投資総額は四二一八万円（内株式四二一四万円）、譲渡予定証券額は四二五六万円であった。昭和二四年二月二八日に「企業再建整備法」による整備計画の認可を得て解散し清算に入り、その後、二五年四月二八日に修正整理計画の認可を得て不動産の現物出資で第二会社山下不動産株式会社を設立した。子会社山下汽船株式会社が事業の中核であり、同じく持株会社に指定された。

⑨　その他の同族的持株会社

大原合資会社（大原総一郎）、合名会社片倉組（片倉五郎）、豊田産業株式会社（豊田利三郎）、寺田合名会社（寺田甚吉）、石原合名会社（石原広一郎）、株式会社岡崎本店（岡崎忠雄）、大和殖産合資会社（武田長兵衛）、合資会社辰馬本家商店（辰馬吉男）、服部合資会社（服部玄三）、株式会社定徳会（川崎肇）、関東興業株式会社（小倉恵都子）、の一一の同族支配の持株会社は、それぞれ解散し、うち豊田産業、寺田、定徳会は第二会社を設立した。同じく、同族支配の持株会社

であった三栄不動産株式会社（鈴木重明）は、持株会社的色彩を払拭して不動産（味の素ビルディング）の管理会社として存続することとなった（上記各社名下のカッコ内は、指定時の個人筆頭株主・筆頭持分所有者の氏名である）。

(3) 持株会社的な現業会社

財閥の子会社あるいはその他の現業会社のなかで、持株等によって関係子会社を支配するホールディング・カンパニー的色彩を持つと認められた四八社も持株会社に指定された。各社は、所有有価証券の大部分を持株会社整理委員会に譲渡して子会社支配を廃絶する処置をとった。そして、「企業再建整備法」による整備計画の作成の際に、企業分割をふくむ改組案の検討をおこなった。その途中で、過度経済力集中の排除政策が、司令部で具体化されはじめて、昭和二二年七月には三井物産・三菱商事の二社が司令部覚書で、徹底的な解体を指示された（後述）。そして、同年一二月に「過度経済力集中排除法」が公布されると、八三持株会社のうちでは五一社（前出の財閥本社的持株会社六社および持株会社的現業会社四八社中、三井物産・三菱商事および内外綿三社を除く四五社）が指定企業者に指定され、再編成計画を作成することとなった。しかし、やがて集中排除法の適用が緩和されて、五一社のうち四二社は指定が取消され、九社が次のような再編成を実施した（第四章第三節で詳述）。

第二会社に分割のうえ解散――四社（カッコ内は第二会社の数）……三菱重工業（3）、王子製紙（3）、大建産業（4）、日本製鉄（4）

第二会社を分立して存続――四社（カッコ内は分立した第二会社の数）……三菱鉱業（1）、三井鉱山（1）、井華鉱業（3）、東京芝浦電気（14）

一部の工場を処分して存続――一社……日立製作所

集中排除法の指定取消となった持株会社（財閥本社的持株会社については前出）及び指定を受けなかった持株会社的現業会社（内外綿）は、「企業再建整備法」にもとづく整備計画を作成して認可を得て、それぞれ次のように再出発した。

第二会社設立のうえ解散――六社（カッコ内は第二会社名）……日本無線（日本無線、長野日本無線、諏訪日本無線、上田日本無線）、沖電気（沖電気工業）、帝国鉱業開発（新鉱業開発）、内外綿（新内外綿、日本水力工業）、三菱化成工業（日本化成工業、旭硝子、新光レイヨン）、扶桑金属工業（新扶桑金属工業）

第二会社を分立して存続――六社（カッコ内は第二会社名）……川崎重工業（川崎製鉄）、日産化学工業（日本油脂）、鐘淵紡績（鐘淵化学工業）、倉敷紡績（倉敷機械工業）、大和紡績（大和機械工業）、神戸製鋼所（神鋼電機、神鋼金属工業）

改組せずに存続――二五社……昭和電工、日本郵船、大阪商船、山下汽船、東洋紡績、大日本紡績、片倉工業、郡是工業（のち郡是製糸）、富士瓦斯紡績、敷島紡績、帝国人造絹糸、日清紡績、日本毛織、北海道炭礦汽船、三井化学、三井船舶、三菱電機、日本電気、日新化学工業、住友電気工業、日本鋼管、古河電気工業、日本鉱業、浅野物産、内外通商

(4) その他の持株会社

日本電力が電力国家管理の実施によって設備等を譲渡したのちに、株式保有と傍系事業の育成の目的で存続し、改称した日電興業株式会社、沖電気と沖電線所有の株式運用等のため設立された沖電気証券株式会社、東洋汽船の元役職員が鉱山業経営の目的で設立し有価証券運用をおこなっていた共同興業株式会社の三社も、持株会社に指定され、それぞれ所有有価証券を整理委員会に譲渡したのち解散した。

(5) 国際電気通信株式会社と日本電信電話工事株式会社

国際電気通信は、昭和一三年に日本無線電信と国際電話の二社が合併して設立された特殊会社で、「国際電気通信株

式会社法」によって、政府企業的性格が与えられ、国際通信施設の運営と高級無線機器の製作をおこなっていた。日本電信電話工事は、国際電気通信の子会社で、昭和一二年に政府の通信施設工事の施行を目的に設立され、自らも子会社を有していた。両社の持株会社指定は、司令部の指示によるもので、その事情を「日本占領民政史」はおおよそ次のように記述している。[26]「ホールディング・カンパニーでも財閥企業でもない両社が、指定されたのは特別な事情による。国際電気通信は、日本の軍事侵略をたすけるために設立されたのであり、その企業形態は公益事業にふさわしくない。両社は、通信部門の独占の一部を形成すると考えられるので、日本経済の民主的再建のために解体することが望ましい。事業を国家管理に移す関係で、両社を指定した。」

司令部は、昭和二二年三月二五日に、覚書「国際電気通信および日本電信電話工事両会社の清算」（SCAPIN-一五八〇）を発して、国際電気通信株式会社法等の廃止、通信施設の政府移管、両社職員への就業機会の提供を指示した。整理委員会は、両社の常務の執行の監督を開始し、両社の通信施設を一旦整理委員会に譲り受けたのちこれを逓信省に譲渡するかたちで処理した。国際電気通信の無線機器工場（狛江工場）は、売却処分された。職員は、新しく設けられた逓信省外局の国際電気通信部に嘱託として吸収された。そして国際電気通信は、昭和二三年一一月二五日に解散し清算過程に入ったが、その後決定整備計画を変更して、残余資産で第二会社電気興業株式会社を設立した。日本電信電話工事は、昭和二三年八月三一日に解散し、二五年九月末に清算を結了した。両社の持株会社指定は、国営移管のための便宜的措置であったわけである。

四　大商社の解体

三井物産と三菱商事の両社が持株会社の指定を受けたのは、昭和二一年一二月二八日の第三次指定の際であった。両社は、他の指定持株会社と同様に、ただちに持株会社整理委員会の監督下に入り、所有有価証券の譲渡を開始し、再編成計画の立案を進めながらそれぞれの日常業務を営んでいた。

三井物産は、指定日の資本金一億円（全額払込済）で、所有有価証券総額は一億九八四五万円（内株式一億〇四六四万円）であった。[27] 昭和二二年三月から整理委員会への株式の譲渡あるいは議決権委任がはじめられ、同年七月三日（解散指令日）までに、八八社分、七〇万五七八六株（払込額二六八四万円）が、整理委員会の手に移されていた。三菱商事は、指定日の資本金一億円（全額払込済）で、所有有価証券総額は二億〇六六九万円（内株式一億三八九三万円）であった。二二年七月三日までに、一〇四社分、二三九万八一一五株（払込額一億〇七五〇万円）が、整理委員会に譲渡または議決権を委任されていた。

両社とも、「企業再建整備法」にもとづく整備計画のなかに、企業の分割を含む改組案を盛り込む必要を認めて、再編成案を検討していた。三菱商事では、すでに、昭和二一年二月に「財閥解体問題に関する我社対策」研究委員会を設けて、対策検討を開始し、同年四月末には、二つの案をまとめた。[28]

第一案は、解体の命令に接しない場合にも次の程度の組織並びに業務の変更を自発的に行なう必要があるとするもので、①分系会社間の役員兼任の廃止、②分系会社間の株式所有の廃止、③三菱銀行との特殊的取引中止、④三菱本社所有株の公開、⑤主要業務に直接関係なき事業の中止、⑥社名の変更、の六事項を挙げている。第二案は、解体案

で、業種別解体、商品別解体、地域別解体のそれぞれを比較研究し、地域別は不徹底かつ非能率的としてこれを排し、結局、業種別と商品別の折衷案として、次の六社、①商事会社、②機械金属会社、③食品工業会社、④海運会社、⑤製材木工会社、⑥請負工事会社、に分割するという案であった。持株会社に指定される以前に、このような対策案の検討を進めた三菱商事は、指定後、昭和二二年一月一三日付で、司令部の意向を打診するために、次のような要領の報告書（渉外部長信）を反トラスト・カルテル課に提出した。[29]

一　三菱本社所有の我社株式は全部持株会社整理委員会に移譲せられ、また我社所有の他会社株式も同様の処置に出でたる結果、我社は既に財閥色を一掃すると共に、他社との支配関係を清算せること。

二　職員組合の経営協議会の結成により経営の民主化を実行せる事。

三　排他的代理販売契約等の破棄により事業の民主化を実行せる事。

四　右の通り人事、資本、経営及び事業の民主化は既に達成せられおるものと思うも、更に次の如き機構再編成の用意を有する事。

イ　社名の変更

ロ　三菱印商標の放棄

ハ　法令に基き必要の場合は資本の減少

ニ　製造加工部門及び海外に於ける一切の生産部門の廃止

ホ　終戦当時の職員数七千は既に四千に減少し居るも、更にこれを減少する事

これは非分割を前提とした提案であったが、情勢の厳しさを感じた三菱商事は、その後ただちに、営業部門を、①食糧、②木材、③運輸、④繊維、⑤以上に含まれざる部門、に分割し、①から④を順次独立させ、三菱商事は⑤として存続するという分割案を司令部に伝えた（二二年一月二二日付、渉外部長信）。このような提案に対する司令部の反応は、「別に批評もなく、一方的に聞いていただけ」[30]であった。三菱商事は、その後も、地域別分割や事業別分割などによる一〇社案、五社案、三社案などを提出したが[31]司令部の的確な指示に接することはできなかった。

三井物産も、持株会社に指定されることが決定した直後の株主総会（昭和二一年一二月二〇日、持株会社整理委員会は一二月三日に第三次指定を決定）の席上で、宮崎清社長が「御承知ノ通リ昨年一一月ノ連合軍最高司令官ノ指令ニ基キ財閥解体ノ手続ハ着々進メラレマシテ、株式会社三井本社ハ既ニ去ル九月三十日解散致シ、其ノ所有スル傘下ノ諸会社ノ株式ヲ持株会社整理委員会ニ譲渡致シマシタ。更ニ近ク三井家ノ所有株モ整理委員会ヘ譲渡サレル模様デアリマスカラ、コレニヨリ当社ノ株式ノ過半数ヲ占メタ三井本社及三井家ノ持株ハ悉ク持株会社整理委員会ヲ通ジテ処分セラレルコトニナリ、当社ノ性格ハ茲ニ完全ニ一変シ、最早何レノ特殊資本ニモ支配サレヌ会社トシテ新シイ第一歩ヲ踏ミ出スコトトナツタ次第デアリマス。然ルニ他面ニ於テ当社ハ各種統制会社其ノ他ノ会社ノ株式ヲ有シテ居リマス関係上此ノ程持株会社ニ指定セラレルコトニナリマシタノデ、当社ノ所有株式ハ持株会社整理委員会ニ譲渡スル様ニ指示サレルモノト思ヒマス。当局ノ方針ハ生産ヲ阻害シナイ方針ナルコトハ従前通リト承ツテ居リマスノデ、唯今ノ所デハ当社ハ持株関係ノ外ハ業務上格別ノ変更ハアリマセン。併シ当社ガ一会社トシテ相当大キナ業務ヲ営ンデキル事ガ連合国側其ノ他ニ於テ日本経済民主化ノ見地カラ兎角問題トサレテ居リマスコトハ事実ノ様デアリマス。コノ点ニ就キマシテハ、何レアンチ・トラスト法ガ議会ニ提出サレ其ノ全貌ガ明ラカニナリマスト、関係方面ノ意向モ伺ヒマシテ何等カノ措置ヲ講ズル必要ガアラウト考ヘラレマス」[32]と述べている。そして、総会準備のために作成された予想質問集には、「当社ハ制限会社デアリ先般ハ又持株会社ニ指定サレマシタ此事ハ当社ニ於テハ単ナル再建計画デハ認可ヲ得ラレナイノデアリマシテ更ニ当社ノ業態ガ公正ナル規模ニ於テアリヤ否ヤヲ検討シ、計画ヲ樹テナケレバナラナ

イノデアリマス、之ハ次ニ通常議会ニ提出サレルダロウト言ハレテ居リマス産業秩序法ニ大体基拠スレバ宜シイデセウガポツダム宣言ニ所謂経済民主化ノ内経済力分散ノ見地カラ当社ノ業務自体ハ或程度ノ分散ハ余儀ナイ事ト考ヘラレマス、此問題ニ就キマシテハ営業部門別ニ分ツ事ガ宜シイト存ジマスガ各方面カラ見テ慎重研究中デアリマシテ成案ヲ得テ皆様ヘ御相談申上ゲ度イト存ジマス」との予定答弁が記されている。[33] すでに、企業分割が覚悟されていたわけである。

三井物産では、改組委員会が設けられて、再編成計画を作成し、三菱商事とも連絡をとりながら、司令部の意向を打診した。各種の案が検討されたが、地域別と商品別を組み合わせて、東京に三社、大阪に二社、福岡、名古屋、仙台、札幌、広島に各一社、合計一〇社に分割する十分割案が有力で、分割実施後の社長人選も考慮した支店長の配置がえもはじめられていたという。[34] また、一方では、一〇分割は不当な措置であるという「プロテスト」を反トラスト・カルテル課に提出するという強気な働きかけもおこなった。[35]

こうして、両社が、再編成案を準備して司令部の意向を打診している最中の昭和二二年七月三日に、司令部は、両社に完全解体の指令を発した。覚書「商事会社の解散」（SCAPIN-一七四一）の主要部分は次の通りであった。

二　前記覚書及勅令を実行するため左記措置を執らねばならない。

A　三井物産及三菱商事の解散及清算を直に開始すること

B　本覚書の日付以後は持株会社整理委員会の許可なくしては両会社の商取引又は資産の譲渡を禁止すること

C　本覚書の日付以前十年の間に該会社の役員、取締役、顧問、在内外支店長又は部長であったものが新に会社を組織するために共同すること又は既存会社若しくは今後設立される会社に依り二名以上が雇傭されること又は顧問となることを禁止すること

D　持株会社整理委員会の許可なくして前記C項に指定された者の外に百名を超ゆる従業員の集団が新会社を組織し又は一の既存会社若しくは今後設立される会社に雇傭されることを禁止すること

持株会社整理委員会は、若し解散された会社又はその他の独占的企業結合体が再現される可能性が無いと決定的に認める場合にはかかる許可を与えることができる

E　両社の役員又は従業員であったものを雇傭している商事会社が、両社のいずれかが現在又は過去に於て使用して居た事務所の占有を禁止すること、且つ如何なる会社も三井物産又は三菱商事又はこれ等に類似する商号を使用してはならない

F　両社をして総べての資産の詳細なる財産目録（その所在をも示す）を直に作成して持株会社整理委員会に提出せしめること

G　両社の総べての現存する帳簿及記録の維持を命ずること

三　本覚書の各条項を実行するに当り

A　両社の総べての資産は、現行の法規に基き公開市場での売却又はその他の公正なる方法に依り処分さるべきこと

B　持株会社整理委員会は両社の役員を罷免し又は役員を清算人に任命することが出来る

C　持株会社整理委員会は、両社をして報告書及情報を提出せしめ又は帳簿記録を検査することが出来る

即時解散、即日取引停止、新会社設立の実質的な禁止という、財閥解体措置のなかで他に類のない厳しい内容の指令であった。指令日付は七月三日であるが、終戦連絡事務局には、七月四日夕刻に伝えられた。そして、大蔵省は、七月五日、両社にまず口頭で、つづいて次のような理財局長通牒で司令部覚書を伝達した[36]（三井物産・三菱商事両社社長宛、昭和二二年七月五日理秘第一四二五号）。

司令部覚書に関する件

貴社に関し連合国最高司令官から日本政府に対して別紙の通り覚書が交付せられたからここに之を通知する。

右覚書実施上必要がある場合には法令制定等の措置を採らるべきも、右覚書第二項に規定せられている事項は直ちに厳格に遵

守せらるべく、これに必要な措置を採られ度い。なお細目については追つて指示せられる予定である。

右命に依つて通知する。

七月五日は土曜日であり、両社解体指令の与えるであろう経済界へのショックは、日曜日を間に置くことでやわらげることができた。この時間的余裕は、フルに活用され、この間に、大蔵省、持株会社整理委員会は、各方面へ働きかけて、経済界に混乱を惹き起こすことのないよう手配した。全国金融機関には、両社および傘下の各会社にたいして支払停止等の措置をとらないよう通牒が出された。商工省、貿易庁とも連絡がとられて、整理委員会は、両社と、さしあたって次のような了解を結んで、関係筋にその旨を通知した。[37]

イ　商品、労務の供給に関する新規契約は一切禁止したが、既存契約履行に直接関連あるものは当委員会の承認を得てなし得ること

ロ　直接商取引に関連のない製造業務は急速に処分することとしたが、差当りは継続して差支なきこと

ハ　金銭の貸借、前渡金の受授は一切禁止したが、委員会の指示によって認められた支払をなすに必要な場合は、銀行との既存契約の範囲内で借入金をなしうること

七月六日付の新聞で、両社解体のニュースが報道され、七日月曜日にはその影響があらわれたが、大きな混乱は起こらずに済んだ。

指令を受けた両社は、ただちに全社にその要旨を伝え、指令内容厳守を指示した。持株会社整理委員会は、両社に、前記の三項のほかに次の事項を指示した。[38]

ニ　商品、労務の購入または供給に関する既存契約は速かに終了せしめるよう措置すること（この種契約一覧表の提出）

ホ　既存契約履行上必要な場合または委員会の承認を得た場合以外、如何なる財産も処分せざること（会社財産の詳細な所在地別目録を提出し、その処分計画を樹てること）

ヘ　会社の役員は倉庫内のすべての商品の移動に関し特にその責に任ずること

ト　本支店の全役員、従業員に対する指示内容の通告

チ　清算要員以外の従業員の解職案の提出

リ　過去十ケ年間におけるすべての役員、顧問、内外支店長、部長のリストの提出

こうして、両社は、七月三日付で事実上の清算に入ったが、解体に関する法的手続としては、大蔵省で検討の結果、「企業再建整備法」による整備計画にしたがって実行するのが適当との結論となり、整備計画の立案が早急に進められた。はじめ、九月三〇日を解散日とする予定の整備計画を作成したが、司令部は債務返済に難点があるとして不認可にしたため、計画を修正して提出し、一一月三〇日付で認可を得て、同日解散し、法律上の清算に入った。[39]

営業所の閉鎖、人員の整理、製造部門（三井物産は製塩工場一九、農薬工場一、三菱商事は澱粉工場一二、バター工場一が主要なもの）の整理（売却）、不動産の処分、動産の整理、売買契約の整理、手持商品の売却、債権の回収、債務の弁済など、清算事務は、ほぼ順調に進んだ。しかし、処分の困難な不動産が残り、整理会社としてはその利用を許されないので、清算の延引、経費の増大をもたらすにいたったために、第二会社の設立が計画された。昭和二五年にいたって、一月一四日付認可によって三月一日に三井物産が日東倉庫建物株式会社を、二月二八日付認可によって四月一日に三菱商事が光和実業株式会社を、それぞれ設立し、不動産等を出資すると同時に、未回収の債権とそれに見合う債務を継承させた。これによって、三井物産、三菱商事には、一般市場性のない有価証券とそれに見合う債務が残されることとなった。

両社の解体では、商事会社であることから、施設などよりも人員の整理が大きな問題であった。司令部覚書の厳し

い制限からして、多数の商事会社に分散せざるを得ないのは必至であり、三井物産では、解体指定当時の七〇五八名の従業員が約一七〇社に、三菱商事では、四〇八六名の従業員が約一二〇社に、細かく分かれて、再出発した。数多くの浮き沈みの経緯を経て、昭和二五年三月末には、資本金五〇〇万円以上の新会社は、三井物産関係で二五社、三菱商事関係で二七社となっていた。そして、二五年頃から、これらの会社の合併の動きがはじまったが、司令部はこれに対して、一〇月一三日に覚書「商事会社の解散」（SCAPIN-一七四一／一）を発して、制限禁止事項の法制化を日本政府に指示した。これに応じて、「三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令」（昭和二五年政令第三四〇号）が、一一月二一日に公布された。この政令は、昭和二二年七月三日の司令部覚書の旧役員、旧職員の就職に関する制限を超える行為を持株会社整理委員会（その廃止後は大蔵大臣）の承認事項と規定した。両社の解体にかけた司令部の意欲の強烈さを示す事例であった。この政令にしたがって、昭和二七年春までに承認された制限数超過の事例は、三井物産系会社（申請四社）について旧役員三人までの就任、三菱商事系会社（申請五社）について最大六人までの旧役員の就任、また旧職員の同一会社への就職に関しては、三井物産系会社（申請四社）の場合最大三三七人、三菱商事系会社（申請八社）の場合最大三九〇人であった。[40]

ところで、このような、近代企業史のなかに類例をみない大商社の解体はなぜ実施されたのであろうか。指令直後の新聞は、次のような見方を示している。[41]

政府は両社の解散を指令することになったが、この裏には次の様な交渉の経緯があり、解体計画を立案中の制限会社への警告となるものとして重要視されている。両社の解体はポツダム宣言による財閥の解体の線に沿ってなされたものであり、政府は持株会社整理委員会を通じて十社以上に分割するよう両社に指示した。然るに両社はその解体は日本経済を弱体化するものであると強調し細分を避けようとその緩和方を要望した。それが財閥勢力の温存を図っているとの感じを与え今回の指令の動機となった模様である。

持株会社整理委員会の「持株会社整理委員会白書」（昭和二六年七月刊）も、解体指令発出の理由は整理委員会にとっても明確ではないとしながら、「公式論的に云えば、日本の軍事的侵略は、その経済的帝国主義の必然の結果であったとすれば、経済的侵略の主力をなしていたものは経済的戦犯A級でなければならない。此の戦犯A級容疑者である両社が、半歳以上に亘る、再編成或は分割案の交渉の過程に於てその戦犯的性格を完全に露呈し、心証を悪化して、竟には寸断を以てするも、尚その反国際社会性は矯正され得ないとの結論を得られたため、破船の運命に乗り上げねばならなかったのだと推測するの外はない」と述べている。[42]

司令部側（ウエルシュ反トラスト・カルテル課長、ブッシュ同課員）は、指令直後の七月八日に伊原隆理財局次長、渡辺武大蔵省渉外部長にたいして、次のような説明をおこなっている。[43]

渡辺　三井物産及び三菱商事解体に関する指令を受け取ったが、この処置が右両社以外の会社にも適用せられるのではないかと云ふ不安の念が各方面にあるが、この点についての司令部の意見を承知致し度い。

ウエルシュ　会社整備に関する司令部の方針は大体に於て既に一般に示されて居るのであるから各会社はこの方針に従つて速かに改組を実行されたい。司令部の方針に合致した整備計画を迅速に提出せられるならば何等心配する必要はない、と云ふことを一般に告げて貰いたい。

渡辺　此の処置は三井、三菱に対する懲罰的意味を有するのか。

ウエルシュ　此の処置が三井、三菱の人々にとつて快いものでないことは承知して居るけれども、本案は別に懲罰を意味するものではない。この指令に違反すれば之を罰することになるであらう。

伊原　三井、三菱が提出中であつた改組案即ちそれぞれの事業を数社に分割するといふ案はどうなつたのか。

ウエルシュ　御破算になつたものと考へられたい。

渡辺　銀行方面に於ても三井物産、三菱商事の解体の影響を心配してゐるが、この点はどう扱はれるか。

ブッシュ　銀行に対する債務の関係は再建整備の一般の方針に依るから問題とするに当らない。

渡辺　貿易再開を控へてこの処置を取つた理由は何であるか。

ウエルシュ　貿易再開に伴つて海外の買付団が日本に来た場合に従来の縁故を辿つて三井物産や三菱商事と話を進めてしまつてから、その途中で両社が解体されたのでは双方に無用の混乱を生ずることとなるからこの際急いでこの処置をとつたのである。

渡辺　自分の一番の関心事はこの処置が各方面に不安感を与へて之が日本の経済再建を阻害することがないかと云ふことである。

ウエルシュ　今回の二つの会社は何れも貿易関係であつて生産とは関係がないから日本の経済再建に大きな悪影響はないと考へる。生産を行ふ会社に就てはその生産を阻害する様な事のない様に凡ゆる場合に十分の注意を払ふことは勿論である。

伊原　三井、三菱以外の商事会社にも本件を適用する考へであるか。

ウエルシュ　他の商事会社に対しても本指令は一つの標準（スタンダード）を与へるものである。但し規模の小さなものに就ては別に問題にならない。

伊原　例へば三井物産出身の重役が従来居る会社には三井物産から更に重役に入れることは出来ないのか。

ブッシュ　出来ない。人の点は指令をよく読めば明瞭に判ると思ふ。特殊の事情がある場合は相談を受ける。

伊原　今回の措置は立法措置を要すると考へられるか。

ブッシュ　否。持株会社整理委員会令で充分であらう。

ここでは、貿易再開をひかえて措置がいそがれたことが述べられているが、司令部のアチソン外交局長が、国務長官に送った報告書には、ウエルシュ課長の談話として次のような趣旨の記事がある。(44)

反トラスト・カルテル課長は、二大商社と極めて少数の日本経済にとって不必要な非生産会社とを除いて、財閥の個々の構成企業は、解体されることはなく、再編成されることになろうと語っている。しかし、彼は、七月三日の指令が、日本の経済界に事実上の即時解体の可能性を強く印象づけて、他の制限会社に司令部の要請する再編成計画の提出をいそがせるものと信じている。さらに、彼は、三井物産、三菱商事のような企業が有利な対外契約や戦前からの非公式カルテルを活用して外国貿易に参加することを認めると、外国貿易は以前の財閥子会社に支配され、新企業や小生産者達は不利な状態に置かれるにちがいないと感じている。

つまり、ウエルシュ課長は、解体指令は、二大商社のほかには適用しない考え方であったが、日本側にはそれを明言せず前掲のように含みのある発言をして、その威嚇効果も狙ったわけである。

二大商社解体措置について、いろいろな見方がなされているが、両社の解体は、すでに司令部内で進められていた過度経済力集中の排除政策の具体化との関連でとらえることが、まず必要である。次章で述べるように、エドワーズ調査団の勧告を母体として、国務・陸軍・海軍三省調整委員会SWNCCで作成されたSWNCC-三〇二／二文書が、昭和二二年五月一二日に極東委員会FECに提出されてFEC-二三〇文書として検討が開始された情勢に応じて、司令部は、FEC-二三〇文書の具体化に着手していたわけである。昭和二二年三月に着任したウエルシュ課長は、新しく決定されたSWNCC-三〇二／二（FEC-二三〇）文書の方向に沿って、財閥解体政策を、単なるファミリー・コンツェルンの解体から、さらに、独占一般の解体にまで推し進めようと、きわめて意欲的に活動し、その第一着手として両商社の解体を強行したといえる。(45) しかし、そのように理解しても、なお、何故、このような徹底的な解体方針が採られたか不明な点は多い。

(1)　大蔵省資料Z五〇八―一二、日付は不明。

(2) 三井財閥に関しては、『三井本社史』下巻、九二九―三五ページによる。なお、SCAPIN―二四四が発せられた昭和二〇年一一月六日で、三井本社の本社機能が停止されたというのが、のちに、「財閥同族支配力排除法」による財閥関係役員の認定の際に、三井関係者が主張した点であったが、実際には、一一月六日以後もある場合には子会社人事に干与したといわれる（江戸英雄三井不動産社長の回顧談、安藤良雄『昭和政治経済史への証言』下、一四七ページ）。

(3) 三菱財閥に関しては、「三菱社誌」昭和二〇年一一月一日の記事による。

(4) 住友本社の活動停止についての経緯は、野田哲造元住友銀行社長、菅野秀次郎元住友本社代表清算人からのヒアリングおよびその際提示された資料によっている（大蔵省資料Z一〇六―五六）。

(5) 安田財閥に関しては、「安田保善社とその関係事業史」編修委員会編『安田保善社とその関係事業史』、八八六―九二ページによる。

(6) 「三月二十七日『ヘンダーソン』氏会談要領（石原記）」（経済企画庁資料）。

(7) 「議会参考資料・財閥解体問題」（昭和二一年六月、理財局持株会社整理課長）（大蔵省資料Z五一一―三〇四）。

(8) 同前。

(9) 同前。

(10) 同前。

(11) 富士産業株式会社に関する記述は、持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、二〇二―〇五、二二〇―二二ページ。

(12) 渡部一英『巨人中島知久平』、鳳文書林、昭和三〇年、四四〇―四二ページ）。現業部門を持つ住友本社と富士産業に対しては、九月三〇日に委員会指示第六号が出されて、事後報告事項中の「一口一千円未満の取引」は、「但し現業部門個有の取引であって緊急已むを得ざるものについては一口拾万円未満の取引」という但書で緩和され、また、報告提出についても、「但し現業部門個有の行為であって已むを得ざるものについては毎月分について翌月廿日迄に報告のこと」との但書がつけられた（同、二二二―二二三ページ）。

(13)

(14) 同、二二四ページ。

(15) 同、四三〇ページ。

(16) 三井、三菱については、持株会社整理委員会「持株会社整理委員会白書」、四ページ。住友については、源氏鶏太「私の

履歴書」（『日本経済新聞』昭和五一年七月一六日）、源氏氏は当時住友本社会計課勤務。

(17) この問の司令部の動きを伝える資料は未見であるが、当時司令部民政局に勤務していたエレノア・ハドレーは、「日本政府は、疑いもなく、その指定を、最初の指定で名ざされていた五社に限定することを望んでいた。…しかしながら、総司令部の圧力（プレッシャー）によって追加指定がおこなわれた。」と記述している（E・M・ハドレー著・小原・有賀監訳『日本財閥の解体と再編成』、八三ページ）。

(18) 持株会社整理委員会「持株会社整理委員会白書」、一二ページ。

(19) GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #24, Elimination of Zaibatsu Control, pp. 51-52, 55, 57. 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、一八九―九〇ページ。

(20) 「貴社常務監督に関する件」（昭和二二年一月二七日委員会指示第一五号）、「貴社常務監督に関する件（二）」（昭和二二年二月一〇日委員会指示第一七号）、ともに宛先は日産、浅野、渋沢、大倉、野村、日電興業、沖電気証券（持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、二二三ページ）。

(21) GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 53.

(22) 以下の記述は、特記する以外は、持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、同『日本財閥とその解体・資料』および同「持株会社整理委員会白書」による。

(23) 三井本社に関する以下の記述は、『三井本社史』下巻、九四一―一〇一六ページによる。

(24) 三菱本社に関しては「三菱社誌」昭和二一年二月二三日、昭和二七年四月二一日の記事による。

(25) 安田保善社に関しては『安田保善社とその関係事業史』、九一六―三三ページによる。

(26) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 55-56.

(27) 以下の記述は、特記する場合以外は、注(22)と同出典による。

(28) 高垣勝次郎「三菱商事株式会社の解散事情」（三菱商事株式会社『菱和』特集―三菱商事の歩み、昭和三九年）。

(29) 同前。

(30) 当時渉外部長であった藤野忠次郎三菱商事会長よりのヒアリング（大蔵省資料Z一〇六―九一）。

(31) 「三菱社誌」昭和二二年七月三日の記事。

(32) 三井物産「昭和二十一年上半期業務概況報告（総会席上社長演説）・付予想質問集」（三井物産株式会社所蔵）。

(33) 同前。
(34) 新関八州太郎「新関会長回想録」最終回（三井物産株式会社「ＭＢＫライフ」一一号、昭和四〇年五月）。
(35) 同上の「回想録」には次のように記されている。昭和二二年四月以降の出来事で、文中、僕は新関八州太郎当時常務取締役。「追って進駐軍は貿易をその管理下に置き、貿易庁という組織を作った。そこの初代の長官になった人はわれわれの大先輩である向井忠晴さんであり、またつい先頃まで当社のロンドン支店長をやり、現在東洋レーヨンの常務取締役、藤瀬清君が輸出課長になった。あるとき藤瀬君が、山本さんと僕と二人がいる部屋へ入ってきて『三井物産を十に分割しろということを聞いたが、全然問題にならんじゃないですか。カリフォルニアの一州にも及ばない広さの日本で、三井物産が十に分割しなければ存在できないということは言語道断です。一体にアメリカ人に対しては遠慮なしにどんどんプロテストすべきで、もしそれについて話がわかれば、彼等はＯＫするものだ。だから、あなたがたも、アメリカだからといってビクビクせずに、ひとつプロテストしたらどうですか』という話を持ち込んできた。僕は即座に『そうしよう、プロテストを出そう』と賛成した。山本社長も最初は多少ちゅうちょしたが、結局賛成し、全常務の意見一致の結果、そのプロテストを書くため、まず原文起草をだれにやらそうかというときに、二人選んだのであるが、僕は物資部で一緒であった水上現社長をその一人に選んだ。
　三井物産を十分割することが、いかに不当であるかということを数ページの論文にまとめて、それをＧＨＱの『アンチ・トラスト・セクション』に提出した。それを持って行ったのがその頃の渉外部長であり、現在当社の豪州監督の田辺俊介君であった。
　当時のアンチ・トラスト・セクションのチーフはウエルシュ氏であったが田辺部長は帰ってきて、ウエルシュに手渡したところ、われわれのプロテストをずっと読んで、“This is the best composition I have ever read, since I came to Japan.”と田辺君の背中をポンとたたいて言ったということで、これでは十分割はうまくすればまぬがれるかもしれないという、あわい希望を持った」
(36) 高垣勝次郎、前掲論文、および、「三菱社誌」昭和二二年七月三日。
(37) 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、二四九ページ。
(38) 同、二四九―五〇ページ。
(39) 高垣勝次郎、前掲論文。

(40) 江口健司「財閥解体はどうなったか」（『財政経済弘報』第三一八号、昭和二七年五月一九日）。
(41) 『日本経済新聞』昭和二二年七月九日。
(42) 持株会社整理委員会「持株会社整理委員会白書」、二六ページ。なお、当時持株会社整理委員会の常務委員であった野田岩次郎は、次のように回想している。
「（三井物産・三菱商事から、改組問題について）委員会としては最初もちろん相談を受けたのでありますが、そのときには、向うの考えをある程度まで実現させる方法としてはもちろん解体というものではなくして部門別もしくは支店の地域に一応分割するのが一番いいのじゃないか、其辺で妥協するより外に手はないというように委員会としては考えたわけであります。その具体的方法について交渉しているまっさい中に、両社は積極的に直接司令部と交渉を始めたわけです。司令部ではウエルシュ氏が一々皆に会うというわけではなくて、その下の事務担当官が主として毎日の交渉の任に当ったのですが、その担当官の内に個人的にウエルシュ氏とは違った考えを持っている人がいたのでありまして、その個人的な考えを両社の渉外部の人たちに漏らした。そのはっきりした内容は知りませんが、聞き及ぶところによると、そんなに六つも九つも割る必要はないじゃないかというようなことであったらしいのであります。それを両社では司令部の政策の緩和だというふうにとって、それでは、委員会に努力してもらってはいるけれども寧ろ直接交渉した方が有利であるというので、『両社の、わが貿易界における地位はきわめて重要である、これが一たび解体もしくは分割せられるあかつきにおいては、日本経済の休戚に関する、従って日本経済の復興を目標とするならば絶対にこの解体はすべきでない』という陳情書を出したわけであります。これによってウエルシュ氏及びブッシュ氏の受けた印象は、日本八千万の人口の休戚に関するがごとき大きな権力を一社もしくは二社が持っているような状態は排除すべきである。ある国の一社二社がかりに経済上あるいはほかの理由で危殆に瀕する場合に、それがただちに八千万の人の休戚に影響を持つというがごとき状態は許せない、ますますこれは解体の必要を認めるという結論を誘致して正に逆効果を来したと考えられる。…分割と言う事が製造業と違って貿易商事の面においてはきわめてむずかしい。これを六つぐらいの会社に分けてもお互いに違った会社の名前で裏が連結しておればこれは分割しないと同じ結果になって非常に技術的にむずかしい、従って所期の目的を実現するためにはこれは解散以外にない、こういうふうに司令部は考えたように思われる」（野田岩次郎口述「財閥解体の問題とその経過」、「戦後財政史口述資料」第四分冊）。
(43) 「三井物産及三菱商事解体に関する会談記録」（「大蔵省渉外特報」第九号）（大蔵省資料Ｚ五〇八―五）。

(44) Atcheson to the Secretary of State, July 10, 1947, *Foreign Relations of the United States, 1947*, VI, pp. 253-54.

(45) ウエルシュ自身、「三井物産と三菱商事の解体は、財閥系だというのが理由でなく集排政策の一端である」と述べている（昭和四九年三月におこなわれたインタビュー）（大蔵省資料Z一〇七―二三）。

第二節　財閥家族・財閥役員の支配力排除

一　支配力排除の構想

日本の財閥の特徴が、財閥家族を軸としたファミリー・コンツェルンであると考えられていたことから、財閥家族の経済的支配力の排除も、財閥解体計画にはじめから盛り込まれていた。昭和二〇年一〇月に司令部がアメリカ政府の承認を求めた「安田プラン」（第一章第二節参照）では、安田同族の退陣、同族（または安田保善社）によって任命された役員の退任、同族が所有する全株式の売却という三つの措置が、財閥家族に関して提案されている。財閥家族が自ら会社役員に就任して直接に企業の経営を支配すること、財閥家族が会社役員人事を通して間接に企業の経営を支配すること、財閥家族が保有資産（株式・持分・債券・預金等）によって直接・間接に企業を支配すること、この三種の方法の組み合わせによって、財閥家族の財閥コンツェルン支配がおこなわれていたのは事実である。もちろん、財閥によって、支配の形態は異なり、とくに、戦時経済のもとでの財閥改組によって、同族支配の色彩が薄くなる方向に進んではいたが、なお、ファミリー・コンツェルン形態は崩れてはいなかった。したがって、「安田プラン」に含まれた三つの措置は、同族支配を解体させるという目的にはきわめて適合的な手段であったといえる。

三つの措置は、エドワーズ調査団の勧告、そしてFEC-二三〇文書によって、政策体系として明確化されると同時に、さらにいっそう厳しい内容が付加された（第一章参照）。同族支配の解体措置として、財閥家族ばかりでなく、同

族と近い関係にある人物（同族によって任命された財閥系企業の役員を含む）の保有する株式等も売却処分すべきことが、エドワーズ調査団によって勧告され、FEC-二三〇文書では、それらの人物は、保有証券のうちで過度経済力集中である会社の証券は全部を売却し、その他の会社の証券は発行数の一%を超える部分を売却することと規定された。これで、財閥家族とそれに近い関係にある人物は、役職の辞任と持株等の売却によって、傘下企業との一切の関係を断ち切られることになり、同族支配は完全に解体されるわけである。また、処分されるべき対象物として、証券のほかに、エドワーズ勧告では「流動資産」が、FEC-二三〇文書では、「流動資産、事業資産」が追加された。直接に支配の手段とはならないが、潜在的には支配手段化する可能性のある資産についても、それを処分させる方針が打ち出されたのである。

さらに、一度排除された財閥家族が、ふたたび支配力を復活しないための措置が追加された。ひとつは、解体の効果を法規的に持続させる措置で、一〇年間の期限内は、財閥家族およびそれと近い関係にある人物の、証券の購入と役職への就任を禁止することであった。第二は、財閥家族の経済的実力を削減する措置で、売却された資産の対価支払が巨額な現金収入をもたらさないように、①株式等を買手が買いやすい価格つまり安い価格で売却すること、②購買価格が敗戦時（昭和二〇年八月）の市場価格または帳簿価格を超える部分について九〇%以上の税を課すこと、③処分資産からの所得は一〇年間据置の公債として凍結すること、④凍結期間が満了する前に相続を強制して高率の累進税率による相続税を課すこと、⑤凍結期間満了前に、財閥復活の可能性について検討し、状況に応じて追加的措置をとること、という五つの方法が、FEC-二三〇文書には提起されている。エドワーズ調査団は、上記の①から④までの方法のほかに、資産売却額が巨額な場合にはその一部を没収するという強行手段も勧告していたが、司令部内部の反対があって、FEC-二三〇文書では⑤のような追加的措置の余地がある旨の提案にかわっている。

表 3-4　財閥家族・財閥役員の支配力排除措置一覧

対象	措置	覚書及法令	摘要
財閥家族	(1) 予備的措置		
	資産凍結	SCAPIN-244（昭20.11.6）	4大財閥家族
		会社解散制限令（昭20.11.24）	大蔵大臣の指定者
		SCAPIN-995（昭21.6.3）	鮎川以下10家族
		HCLC令改正（昭21.12.4）	監督権を大蔵省よりHCLCに移管
	(2) 支配力排除措置		
	資産処分	SCAPIN-1079（昭21.7.23）	指定家族
		SCAPIN-1363（昭21.11.26）	三井など10家族
		HCLC令改正（昭21.12.4）	総理大臣の指定者
		HCLC令改正（昭23.1.7）	財閥同籍者
	役職辞任	SCAPIN-244（昭20.11.6）	4大財閥家族
		SCAPIN-1079（昭21.7.23）	指定家族
		HCLC令改正（昭21.12.4）	総理大臣の指定者
		財閥同族支配力排除法（昭23.1.7）	財閥同籍者
	(3) 復活防止措置		
	証券取得制限	HCLC業務規定（昭22.8.27）	財閥一族へは売却しない
		上掲　資産凍結関係覚書及法令	指定家族の支出の監督を通しての事実上の規制
	役職就任制限	HCLC令改正（昭21.12.4）	指定解除まで禁止
		財閥同族支配力排除法（昭23.1.7）	財閥同籍者について10年間禁止
	資産削減	財産税法（昭21.11.12）	
財閥役員	(1) 予備的措置	なし	
	(2) 支配力排除措置		
	資産処分	SCAPIN-1079（昭21.7.23）	指定家族の指名せる者
		会社証券保有制限令（昭21.11.25）	指定会社等が自己の計算において役員に保有させた株式
	役職辞任	SCAPIN-1079（昭21.7.23）	指定家族の指名せる者
		公職追放令（昭22.1.4）	昭和22年1月実施の経済界パージによる財閥系企業役員の辞任
		財閥同族支配力排除法（昭23.1.7）	財閥関係役員，いわゆる財閥アポインティー
	(3) 復活防止措置		
	証券取得制限	なし	
	役職就任制限	財閥同族支配力排除法（昭23.1.7）	財閥関係役員について10年間禁止
	資産削減	財産税法（昭21.11.12）	

（注）1.　法令名は通称による．
2.　HCLCは持株会社整理委員会．

このように、財閥家族の支配力を排除する措置として、アメリカの対日占領政策のなかで構想された計画は、財閥家族およびそれと近い関係にある人物を対象として、まず、関係会社証券の処分、役職の辞任をおこなわせて既存の支配力を廃絶し、つづいて、一〇年間の証券取得・役職就任の禁止と高率課税による資産の削減で支配力復活を阻止するという、徹底した内容のものであった。この計画は、直接あるいは間接の各種の政策措置によって実施されたので、ここにその概要を一覧表にまとめてみよう（表3－4）。

FEC－二三〇文書に体系化された支配力排除計画は、この一覧表で見られるように、特定の財閥家族については、かなり徹底して実行されたわけであり、財閥家族と近い関係にある人物（財閥役員等）についても、資産処分措置はほとんど実行されなかったが、役職からの排除は主として公職追放のかたちで強行され、実質的に効果をあげた。以下、主要な措置の内容を検討しよう。

二　資産の凍結と処分

昭和二〇年一一月六日付の持株会社の解体に関する覚書（SCAPIN－二四四）は、四大財閥本社解体の日本政府提案を承認するとともに、日本政府提案に含まれていなかった事項として、財閥家族に関する次の措置を指示した。

(1)　三井・岩崎・安田・住友の四家族（または彼等の代行者）によるすべての動産、不動産（証券及びその他所有権、負債、支配権の証拠物件を含む）の売却、贈与、譲渡又は移転を禁止すること。

(2)　一五日以内に次の報告書を提出すること。

a　昭和二〇年一一月一日現在の三井・岩崎・安田・住友四家族が、権利、権限、利害関係を有するすべての動

産、不動産、証券及びその他の所有権、負債、支配権の証拠物件

b　昭和二〇年一月一日以降、三井・岩崎・安田・住友四家族によってなされた動産又は不動産（証券及びその他所有権、負債、支配権の証拠物件を含む）のすべての取引

この指令にしたがって、政府は、一一月二一日に四大財閥家族の資産報告書を提出し、一一月二四日には、「会社ノ解散ノ制限等ノ件」（昭和二〇年勅令第六五七号、付属資料五参照）を公布して、財閥本社と同様に、大蔵大臣の指定する者に関して、動産、不動産、有価証券、その他の財産の売却、贈与、その他の権利移転を大蔵大臣の許可制とする措置を講じた。これによって、四大財閥家族は、資産を凍結されることとなり、生計費や納税資金の支出にいたるまで、大蔵大臣つまりは司令部の許可を必要とする厳しい監督下に置かれた。四大財閥家族は、それぞれ生計費等の支出許可申請をおこない、はじめは司令部がそれを審査したが、昭和二〇年一二月三一日付の覚書「持株会社の解体」（SCAPIN－五二〇）で、司令部は、生計費と納税資金の支出許可権限を日本政府に与えた。そこで、大蔵省が、しばらくの間、財閥家族の監督の任にあたることとなった。

昭和二一年一月一九日には、エドワーズ調査団の要請で、司令部は、日本政府に、財閥本社および財閥家族に関する資料の提出を指令した（「特定事業会社による報告提出」SCAPIN－六二五）。財閥家族としては、三井・岩崎・住友・安田の四大財閥家族にくわえて、川崎、浅野、中島、渋沢、古河、大倉、野村、野口、鮎川、大河内の一〇家族、合計一四家族が指名され、①家憲あるいは家族組織を規定した文書、②血縁・婚姻・養子縁組などで当該家族と関係ある財閥本社の経営者・株式（持分）所有者の一覧表、の二種の資料が求められた。ここで支配力排除措置の対象となるべき財閥家族の範囲がほぼ明らかになった。そして、昭和二一年六月三日には、覚書「若干の家族のなすべき報告書」（SCAPIN－九九五）が発せられ、鮎川、浅野、古河、川崎、松下、中島、野村、大河内、大倉、渋沢の一〇家

族に関して、四大財閥家族と同様に、資産を凍結すること、資産報告書を提出することが指示された。[1] この一〇家族も、会社解散制限令による指定を受けて、生計費、納税資金の支出を大蔵省に管理され、その他の支出、資産移動については大蔵大臣つまりは司令部の監督下に入ることとなった。

こうして、二つの司令部覚書によって一四の財閥家族の資産が凍結されたわけで、次の財閥家族の構成員五六名が、会社解散制限令による指定を受けて、規制に服した。

(1) 三井家……三井高公、三井高孟、三井高光、三井高長、三井高大、三井高陽、三井高修、三井高遂、三井高周、三井高篤、三井高昶　計一一名
(2) 岩崎家……岩崎久弥、岩崎忠雄、岩崎彦弥太、岩崎隆弥、岩崎恒弥　計五名
(3) 住友家……住友吉左衛門、住友寛一、住友義輝、住友元夫　計四名
(4) 安田家……安田一、安田善五郎、安田楠雄、安田順子、安田善衛、安田孝一郎、安田彦太郎、安田良吉、安田善八郎　計一〇名
(5) 鮎川家……鮎川義介　一名
(6) 浅野家……浅野総一郎、浅野良三、浅野八郎、浅野義夫　計四名
(7) 古河家……古河従純　一名
(8) 川崎家……川崎芳熊　一名
(9) 松下家……松下幸之助　一名
(10) 中島家……中島知久平、中島喜代一、中島門吉、中島乙未平、中島忠平　計五名
(11) 野村家……野村文英、野村恵二、野村康三、野村元五郎　計四名

(12) 大河内家……大河内正敏　一名
(13) 大倉家……大倉喜七郎、大倉喜雄、大倉粂馬、大倉彦一郎　計四名
(14) 渋沢家……渋沢敬三、渋沢秀雄、渋沢正一、渋沢言忠　計四名

財閥家族の資産凍結は、いうまでもなく資産処分にいたるまでの予備的措置であった。司令部は、昭和二一年七月二三日の覚書「持株会社整理委員会に関する法規」（SCAPIN-一〇七九、付属資料九）のなかで、「指定家族の家族員又はその指名せる者が会社の証券を所有し又は業務上の責任ある地位を保有することにより、指定家族又は家族員が会社を支配することの排除」[2] のための措置をとることを日本政府に指令した。この覚書にたいして、大蔵省理財局は、八月一九日に「七月二十三日付指令に基づく法的措置要綱」を作成し、財閥家族等に関しては次のような措置を立案した。[3]

昭和二十年勅令第六百五十七号（会社解散制限令――引用者）に左の規定を追加すること（要すれば法律に依ること）

一、主務大臣ノ指定スル同族ノ構成員又ハ其ノ家族若シクハ主務大臣ノ指定スル同族ノ構成員ノ利益ヲ代表スル者ハ会社ノ株式又ハ社員ノ持分ヲ所有シ其ノ他営利ヲ目的トスル企業ニ出資スルコトヲ得ザルコト
但シ特ニ必要有ル場合ニシテ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ非ラザルコト
二、主務大臣ノ指定スル同族ノ構成員又ハ其ノ家族若シクハ主務大臣ノ指定スル同族ノ構成員ノ利益ヲ代表スル者ハ会社其ノ他営利ヲ目的トスル企業ノ役員又ハ右ニ準ズル者ノ地位ニ就クコトヲ得ザルコト
三～五　（略）
六、主務大臣ノ指定スル同族ノ構成員及其ノ家族並ビニ主務大臣ノ指定スル同族ノ構成員ノ利益ヲ代表スル者ニシテ本令施行ノ日ニ同一会社ノ株金総額又ハ同一会社ノ出資ノ総額ノ百分ノ一ヲ超ユル株式又ハ社員ノ持分ヲ有スルトキハ本令施行後一ケ月以内ニ当該株式又ハ社員ノ持分ヲ持株会社整理委員会ニ譲渡スベキコト

七、（略）

八、主務大臣ノ指定スル同族ノ構成員其ノ家族又ハ主務大臣ノ指定スル同族ノ構成員ノ利益ヲ代表スル者ニシテ本令施行ノ日ニ会社其ノ他営利ヲ目的トスル企業ノ役員又ハ右ニ準ズル者ノ地位ニ在ルトキハ本令施行後一ケ月以内ニ辞任スベキコト

この案では、「会社解散制限令」の改正によって、財閥家族とその利益代表者の保有証券処分と役職辞任を規定することになっていた。引用中の省略部分は、同じ司令部覚書（SCAPIN-一〇七九）で指令された。制限会社の証券保有制限、兼任重役制禁止などを規定した条項であり、それらも同様に「会社解散制限令」改正によるものとされていた。

この理財局案を出発点にして、日本側と司令部の折衝が繰り返された結果、七月二三日付のSCAPIN-一〇七九の指令は、三つの法的措置によって、ある点は厳しくある点は緩やかに実施されることとなった。すなわち、まず、昭和二一年一一月二五日公布の「会社の証券保有制限等に関する勅令」（昭和二一年勅令第五六七号）で、制限会社等の証券保有、兼任重役制が規制されたのと同時に、制限会社等の役員の証券保有（会社の計算において取得された証券の保有）が禁止された（本章第三節参照）。次に、二一年一二月四日に「持株会社整理委員会令」が改正されて（昭和二一年勅令第五九二号）、財閥家族の資産処分・役職辞任等が規定された。そして、約一年後の二三年一月七日には、「財閥同族支配力排除法」（昭和二三年法律第二号）によって、財閥同籍者と財閥役員の役職辞任等が規定されたのである。

司令部覚書が出されてからそれが実施に移されるまでの折衝経緯は明らかでないが、持株会社の証券処分とは異なって、純個人資産である財閥家族等の所有証券を処分することには、私有財産権との関連における法理論上の問題があり、また当然、当事者からの反対も強く、具体的措置の決定はかなり難航することとなった。日本政府側は、司令部との折衝のなかで、財閥家族に対する措置は、非公式な口頭による指示では完全な実施を望めないから覚書の発出

が必要であろうという見解を提出した。[4] つまり、昭和二一年七月二三日付覚書（SCAPIN-一〇七九）の一般的な指示を日本政府の独自の措置として具体化することはむずかしいので、具体的措置を指示した司令部の覚書の発出によって事態を処理するしかなかったのである。そこで、司令部は、二一年一一月二六日に覚書「財閥家族の財産の持株会社整理委員会への移転」（SCAPIN-一三六三、付属資料⑩）を出した。この覚書の主な内容は次の二点であった。

(1)　日本政府は、持株会社整理委員会の権限範囲を拡大して、鮎川・中島・浅野・野村・岩崎・大倉・三井・安田・古河・住友の一〇家族のすべての財産・資産を、受領し保有し管理し処分する権限を与える措置をとること。持株会社整理委員会は、新しく付与された権限を行使して、司令部覚書の目的に添うように、公正かつ民主的に、受領財産を整理・分配し、家族員に補償すること。

(2)　従来大蔵省が行使していた財閥家族の監督権限を、前記の一〇家族に関しては、持株会社整理委員会に移管すること。

この覚書は、五日以内に必要な措置をとるよう期限を厳しく規定しており、日本政府は、一二月四日に、「持株会社整理委員会令の一部を改正する勅令」（昭和二一年勅令第五九二号）を公布して、司令部指令を実行した。整理委員会令の改正によって、整理委員会の意見にもとづいて内閣総理大臣が指定した個人（指定者）に対して、整理委員会は次のような権限を行使することとなった。

(1)　指定者の企業支配力を分散するために必要と認めるときには指定者の所有する証券およびその他の財産を整理委員会に譲渡すべきことを指示すること（第一〇条）

(2)　指定者から証券その他の財産を譲り受け、それを管理し処分すること（第九条）

(3)　譲り受けた証券に付有する議決権を行使すること（第一七条）

(4) 譲受財産の処分終了後に、その対価を、処分価格を超えない限度で決定し（第一三条）、一〇年以上の償還期限の国債で弁済すること（第一五条）

(5) 指定者は会社役員を辞任しなければならないし、また新しく役員に就任することは禁止されたが、やむをえぬ事由がある場合は、留任又は就任を承認すること（第九条、第一九条の三および四）

(6) 指定者による動産・不動産・有価証券その他の財産の売却、贈与、その他権利の移転について、承認を与えること（第九条、第一九条の二）

このうち、(1)から(4)までは、持株会社の所有資産にたいする処理と同じ方法で、指定された財閥家族員の所有資産を処分する権限であり、一一月二六日の覚書（SCAPIN-一三六三）の第一の内容を実施に移したことになる。ここで注目すべき点は、処分対象が、証券以外の資産にまで拡大されたことである。それまでは、財閥家族の株式・社員持分・社債などが処分されるべき対象となっていたが、SCAPIN-一三六三では、「個人的、共同的あるいはその他の形式で所有されているすべての種類の財産・資産」に対象が拡大された。エドワーズ調査団の勧告からFEC-二三〇文書にいたる財閥解体政策の検討がすすむなかで、司令部が追加する必要を認めた新しい点であった。(5)は、七月二三日の覚書（SCAPIN-一〇七九）による財閥家族の役員就任禁止を具体化した措置で、(6)は、SCAPIN-一三六三の第二の内容の実施、つまり、大蔵省の監督権限の整理委員会への移管であった。こうして、財閥家族の支配力排除のための法的措置が確定され、持株会社整理委員会の手でそれが実施されることとなった。

財閥家族の支配力排除という新しい役割を与えられた持株会社整理委員会は、まず、指定すべき家族員の検討をおこなった。[5] 司令部が特定した一〇家族に属していた家族員は五二五名に及んだが、整理委員会は、まず①財閥家族姓を持つ人物と三親等以内にある者、②一〇〇万円以上の財産を持つ者、③財産は少ないが財閥家族内での影響力が大

きいか、あるいは企業を支配している者、という三つの基準で、選別をおこなった。そしてさらに、①証券および銀行預金の合計が一〇〇万円を超えるか、②五〇〇坪（一六五二・八九万平方メートル）以上の家屋、二〇〇〇坪（〇・六六一ヘクタール）以上の宅地、五〇町歩（四九・五八六ヘクタール）以上の農地および山林を所有するか、③一企業の発行株式総額の一〇%以上を所有するかの三つの場合のどれかに該当する人物を選び出した。このような作業ののち、整理委員会は、昭和二二年二月二〇日の第七回委員総会で、次の五六名を指定者とするよう総理大臣に意見を提出することを決定し、総理大臣は、三月一四日に指定を実施した（「持株会社整理委員会令第一条に規定する指定者指定」昭和二二年内閣告示第一〇号）。

(1) 三井家……三井高公、三井高長、三井高遂、三井高陽、三井高大、三井高修、三井高周、三井高篤、三井高昶、三井高孟、故三井高光相続人　計一一名

(2) 岩崎家……岩崎久弥、岩崎彦弥太、岩崎陞弥、岩崎恒弥、岩崎忠雄、岩崎淑子、岩崎孝子、岩崎勝太郎、岩崎康弥、岩崎輝弥、岩崎八穂　計一一名

(3) 住友家……住友吉左衛門、住友寛一、住友義輝、住友元夫　計四名

(4) 安田家……安田一、安田善五郎、安田楠雄、安田新、安田順子、安田善衛（のちに相続人安田武夫……昭和二二年八月七日指定）、安田孝一郎、安田彦太郎、安田良吉、安田善八郎　計一〇名

(5) 中島家……中島知久平、中島喜代一、中島門吉、中島乙未平、中島忠平　計五名

(6) 野村家……野村文英、野村恵二、野村康三、野村元五郎　計四名

(7) 浅野家……浅野総一郎、浅野良三、浅野八郎、浅野義夫　計四名

(8) 大倉家……大倉喜七郎、大倉喜雄、大倉粂馬、大倉彦一郎　計四名

(9)　古河家……古河従純、中川末吉　計二名
(10)　鮎川家……鮎川義介　一名

その後、司令部から指定者は一〇財閥家族に限られない旨の非公式な示唆があったので、整理委員会は、他の財閥家族についての検討もおこなった。[6] 約三〇家族が調査対象となり、そのうち二七家族の名前と収集資料が、昭和二二年六月一六日に司令部に提出された。しかし、結局、調査不十分ということを理由に、整理委員会は、追加指定をおこなうよりは、関係企業を制限会社に指定して間接的にそれらの家族を監督する方がよいとの結論を出した。司令部もこれを了承して、指定者は五六名にとどまったのである。なお、昭和二一年六月三日の覚書（SCAPIN-九九五）で資産凍結を指示されたが、資産処分の指定者とはならなかった四家族（川崎、松下、大河内、渋沢）の家族員七名に関しては、従来通り、大蔵省による監督が続けられたわけであり、指定しなかった理由を司令部の「日本占領民政史」は、四家族の資産が相対的に小さくそれを整理しても有効性は乏しかったためと述べている。[7]

ところで、指定者からの証券等の譲り受けは、財産税の納入終了をまって実施された。昭和二一年一一月一二日に公布された「財産税法」は、二一年三月三日におこなわれた財産調査の時点の財産に対して、超過累進税率（二五～九〇%）による課税を規定した。財産税の目的は、「国民財産の健全な再分配」にあるとされていたように、[8] 課税価格一〇〇万円以上は税率七〇%、一五〇万円以上七五%、三〇〇万円以上八〇%、五〇〇万円以上八五%、一五〇〇万円以上九〇%という高税率の適用によって、高額資産所有者の経済的能力は大きく削減された。財産税賦課が、財閥家族等の支配力回復を阻止する措置として大きな効果があったことは明らかである。財産税は、二二年二月一五日までに申告し、その後一ヵ月以内に現金・封鎖預金あるいは証券・不動産等で納付するものとされていた。財閥家族の財産税は物納される部分が大きく、その処理が終了するまでは、整理委員会への資産移転には手がつけられなかった

わけである。財産税物納は、七月末までには終了するとの予想がたったので、整理委員会は、指定者に対して二二年八月三日頃までに、すべての保有証券を移譲するよう準備することを指示し、七月三一日に第一回の譲り受けをおこなった。

指定者が指定日において保有していた有価証券の総額（額面金額または払込金額）は、一二億〇一九九万円（一万円未満切捨表示、以下同じ）で、そのうち株式は一一億一三九五万円であった。財産税物納分は約六億円で、そのほか相続税等の担保に提供されているものや在外財産などを除いて、整理委員会が譲り受けるべき有価証券の総額は、二三年四月一日現在で五億四六九〇万円、二五年三月末現在で四億九六八一万円であった。そして、二二年七月から譲受が開始されて、同年九月二〇日現在の譲受完了額は三億八八二六万円、[9] 二五年三月末現在の譲受完了額は四億九六七八万円となった。各指定者の保有有価証券は、巻末の一覧表（付属資料一九）の通りであった。なお、中島知久平と鮎川義介は戦犯容疑者であったために資産を大蔵大臣に管理されていたが、二二年一〇月一〇日に容疑が解かれて以後、資産の整理委員会への譲渡がおこなわれた。

有価証券以外の財産に関しても、必要と認められる場合には整理委員会が譲り受けるように規定されていたが、実施過程ではその他財産の譲渡はおこなわれなかった。指定者の総資産のうちで、有価証券は約七六%、その他の財産（動産・不動産）は二四%と見積られており、その他財産の絶対額は大きかった。しかし、有価証券と異なって管理・処分をおこなうことが容易ではないので、その他財産については、指定者による処分を整理委員会が監督する程度の処置にとどまった。整理委員会は、その他財産についての目録提出を指定者に求め、その実地検証を実施して全容を把握したうえで、国宝・重要美術指定品などは国立博物館に売却するよう指定した。しかし、博物館予算が乏しいために、博物館が買い上げることのできた美術品は数少なかった。[10] その他財産の処分について、整理委員会の常務委

員、委員長として司令部と折衝した野田岩次郎は、次のように回想している。[11]

財閥家族の資産の処分ということについても、一家族で持ち得る住宅は一軒に限る、つまり軽井沢、熱海あたりの別荘等は不必要であるからこれを処分せよ、あるいはその骨董品を全部売払ってしまえというような指令をして来たのであります。実行しなくて済んだのには方法もいろいろあるのでありますが、向うに対する抗弁としては、一家族といってもおばあさんもいるし、孫もいるし、兄弟もいる、こういうものを一軒の家に全部入れてしまえということは事実上不可能であり、また財閥家族を戦犯として取扱わず、ただ企業の支配力を排除するのが目標であるから、従来のごとき華美な生活はやらせないが、同時にルンペンみたいな生活はさせられない。これを強行するのは司令部の意図するところでもないであろうということで了解を得ようとしたのでありますが、これに対して今までの指令を変更するというような新しい指令は出なかったが、結局実行しないで済んだのであります。骨董品等の処分をいたさせなかったのは、当時インフレーションの途上にあって、この際物として持っておる資産を全部現金にかえてしまったならば、現金の貨幣価値が減少した場合、国家において彼らを養わなければならぬというような状態が起るかもしれない。またかかる困難を家族にさせることは司令部の目的ではないのであるから、これは物としてとっておかせるべきであると主張したのでありますが、これに対して正式の返答はないので登録されている骨董品その他不動産等は非常に莫大な数量であるから持株会社整理委員会においてその数量品質等を現物と照合するという意味で鑑定する事にした、その間に二年くらいたってしまったのであります。其間状勢も変化したので結局処分はしなくても済んだというわけであります。

資産の移譲が進められる間に、整理委員会は、大蔵省から移管された、財閥家族の資産処分・取得・生計費支出の監督も執行した。昭和二二年五月から二五年六月にいたる約三年間に、整理委員会が処理した資産関連申請は、二〇九件に及び、その内訳は表3-5の通りであった。[12]

動産の売却の許可申請は、絵画、美術工芸品、書籍、自動車、鉱業所有権などに関するもので、おおむね許可が与えられた。不動産売買一〇七件のうち一〇〇件が売却、七件が購入で、このうち一〇〇件が許可された。資金関係

は、納税資金の借入が主であり、家屋が接収されたための住宅購入資金なども含まれていた。その他の申請は、担保物件の差換え、使用人への給与等支払、住居の修繕、資産の寄付などに関してであった。

生計費については、毎三ヵ月分の生計費予算を指定者から提出させてそれを審査して承認するかたちで監督がおこなわれた。指定者の家族員一人当りの平均生計費（一ヵ月分）は、昭和二二年四～六月間で一四〇三円であったが、二三年四～六月間には二七三七円となり、二四年四～六月間は七一五七円となった。[13] 総理府調査によると、都市勤労者世帯の世帯員一人当り消費支出（一ヵ月）は、昭和二二年で約九九五円、二三年で約一八三〇円、二四年で約二五〇〇円であったから、財閥家族の生計費は特に初期にはかなり低い水準に抑えられていたといえる。[14]

表 3-5　財閥家族の申請一覧

	動産の売却	不動産の売却又は購入	資金の借入又は返済	その他
三井	39	36	1	16
岩崎	5	22	3	1
安田	7	13	2	1
住友	7	16		1
浅野		4		2
大倉	4	5		
古河	2	7		
野村	1	3	3	3
中島	2	1	1	
鮎川			1	
計	67	107	11	24

出所：GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 130-31.

三　経済界追放措置と「財閥同族支配力排除法」

財閥家族の保有有価証券の処分による経済的支配力の排除とならんで、会社役員の辞任と新任制限によって経営的支配力の排除も進められた。前項で述べたように、昭和二一年一二月四日の「持株会社整理委員会令」改正で、五六名の指定者はすべての会社の役員を辞任することを強制され、その後も原則として会社役員には就任できないものとされた。役職辞任に関しては、野村合名会社の代表社員であった野村恵二、野村元五郎の二名が、同社の解散にいたるまでの期間に限って現職に止まることを申請して承認されたケースを

のぞいて、完全に実行された。会社役員就任については、昭和二三年半ばころから申請が出されるようになり、二五年三月までに六件が整理委員会つまりは司令部によって検討されて三件が承認、三件が不承認となった。[15] 就任しようとする地位が大きな責任をともなうものではなく、支配力の集中をもたらさない場合には承認されたが、財閥関係会社が関係していたり、申請者が追放令該当者である場合には不承認とされたようである。[16]

指定された財閥家族五六名（昭和二四年一〇月末現在で、死亡者が三名あるので実数は五三名）についての会社役員就任制限は厳しく実施され、財閥組織の直接的な人的支配関係は除去されたが、間接的な人的支配関係つまり財閥家族以外の財閥の利益代表者、財閥家族の利益代行者などによる支配力の行使は残存している可能性が大きかった。昭和二一年七月二三日のSCAPIN－一〇七九は、財閥家族員によって指名された者 appointee についても、証券保有・役職就任を規制するよう指示していたが、二一年末までは、この指示に関しては、「会社証券保有制限令」（昭和二一年一一月二五日勅令第五六七号）によって、証券保有の部分的規制と役員兼任の禁止が実行されたにとどまっていた。

昭和二二年一月四日に公布された公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和二二年勅令第一号「昭和二十一年勅令第百九号公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令を改正する勅令」、昭和二一年二月二八日勅令第一〇九号「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件」、いわゆる公職追放令の全面改正）によって実施されたいわゆる財界追放は、SCAPIN－一〇七九の担当部局である経済科学局ではなく、公職追放措置を起案した民政局が担当した政策であったが、この施策は、結果的にSCAPIN－一〇七九が狙いとしたところをかなりの程度まで実現させたのである。

公職追放は、昭和二一年一月四日付の司令部覚書（SCAPIN－五五〇）にもとづく措置であった。覚書は、公職（国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員、特定の会社等の職員）退任の該当者として、A項からG項までの七項の基準をあげた。[17] この基準のE項に、「日本の膨張に関係した金融機関ならびに開発機関の役員」があり、南満州鉄道、

満州重工業開発、朝鮮銀行、台湾銀行など、二〇の外地金融機関・開発機関等の役員が、追放該当者とされていた。また、G項は、「その他の軍国主義者及極端な国家主義者」で、具体的な内容は明示されていなかったが、ここに経済界関係者が含まれる可能性があった。この覚書にしたがって、昭和二一年二月二八日に「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク就職禁止、退官、退職等ニ関スル件」（昭和二一年勅令第一〇九号）が公布され、いわゆる公職追放が実施された。覚書のE項関係では、横浜正金銀行などが追加され、三〇の外地金融機関・開発機関等の役員、および日本銀行の日本軍占領地域内支店・代理店の役員が追放該当者となった（昭和二一年三月二九日閣令内務省令第二号）。覚書G項関係は、法文上は特定されていなかったが、三月一〇日の政府声明で、一般的基準が明らかにされ、軍国主義者・極端な国家主義者である実業家と、鉄鋼業を含む代表的軍需会社の役員が該当者にあげられた。その後、五月一六日には、G項に関するより詳細な解釈が政府から司令部に提出されたが、そのなかでは、航空機・武器・鉄鋼の全国生産額の一〇％以上を生産する企業、陸海軍関係の外地企業等の役員があげられていた。E項とG項によって昭和二一年中に第一次追放該当者となった財界人の数は確定できない。

司令部の民政局では、当初から財界追放を予定していたが、第一に、適当な基準を決定するための調査研究の時間が必要であること、第二に、経済復興にたいする悪影響を最小限にする配慮が必要であること、との理由で、第一次追放では、財界関係をたなあげにしていた。そして、第一次追放が具体化したあと、昭和二一年四月下旬から、財界追放に関して経済科学局との打合せを開始し、同時に、日本政府にも検討をもとめた。民政局は、八月二〇日に、日本政府に、正式に財界追放を指示する文書を送った。政府は、九月に原案を司令部に非公式に提出して示唆を求め、一〇月二一日には、かなり詳細な計画を提出した。一〇月案では、三九七の企業と五二の特別法による団体（うち経済関係は二八）の役員が該当者とされていた。企業の選定基準は、資本金一億円以上の大会社、総理大臣が過度の経済

力集中に指定する会社、主要な金融関係機関、統制会社、または、航空機・武器を製造する主力会社、生産財生産・運輸・通信関係の独占的会社、独占的な商社、持株会社との関係大会社などとされた。

民政局は、経済科学局など関係部局と検討したうえで、一〇月案を大筋において承認した覚書を日本政府に送った。覚書では、過度の経済力集中である企業の役員を主たる対象とすべきことが強調されている。司令部内部では、昭和二一年三月のエドワーズ調査団勧告が、財界追放の基準として重視されていたわけである。政府は、一一月二一日に、財界・言論界・地方政界等に対象を拡大した第二次追放の要綱を閣議決定し、司令部との細部の折衝に入った。一一月案では、二三八社を過度の経済力集中としており、このほか、国策会社・特殊銀行等三〇、臨時物資需給調整法関係団体六〇、特別法による団体五四（うち経済関係二八）があげられていた。民政局は、経済科学局と協議のうえ、対象企業・団体の取捨選択をおこない、日本政府に指示をあたえた。

このような経過をへて、昭和二二年一月四日に、「昭和二十一年勅令第百九号公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令を改正する勅令」（昭和二二年勅令第一号）が公布され、第二次追放が開始された。あらたに追放対象となった経済関係の公職は、「特殊会社、営団及び特殊銀行並びに政府及びこれらの団体が最大出資者たる会社」（昭和二二年閣令内務省令第一号別表二―七、のち昭和二二年閣令内務省令第三号で別表二―六に改正、以下改正後の別表番号を用いる）、「臨時物資需給調整法により指定された会社その他の団体及び統制会社、統制会社、又は統制組合の承継団体で昭和二十年九月二日後に設立されたもの」（別表二―七）、「特別法により設立された団体、政府補助団体及びこれらに準ずる団体」（別表二―八）、「主要な新聞社、通信社、出版社、映画製作会社及び演劇興行会社、放送協会その他の報道機関」（別表二―九）、「有力な会社、金融機関その他の経済団体」（別表二―一一）、「前号に掲げる以外の有力な会社、金融機関その他の経済団体」（別表二―一二）の役員であった。別表二―六関係では、二六団体（会社・銀行・営団・金庫

表 3-6　G項経済関係追放措置内訳

	審査数	審査通過	就任禁止	強制退職		審査数	審査通過	就任禁止	強制退職
別表2―6関係	2,855	2,755	5	95	化学会社	139	112	17	10
金融機関	271	258	‥	13	運輸会社	160	138	8	14
航空機会社	‥	‥	‥	‥	通信会社	48	27	8	13
軍需会社	213	208	‥	5	鉱業会社	98	73	13	12
鉄鋼会社	48	46	‥	2	その他	507	410	34	63
重工業会社	‥	‥	‥	‥	別表2―11関係（外地）	136	63	39	34
化学会社	32	31	‥	1	金融機関	1	‥	1	‥
運輸会社	976	953	2	21	航空機会社	1	‥	1	‥
通信会社	47	45	‥	2	軍需会社	41	27	5	9
鉱業会社	209	197	3	9	鉄鋼会社	19	13	3	3
その他	1,059	1,017	‥	42	重工業会社	17	8	1	8
別表2―7関係	843	802	‥	41	化学会社	5	‥	3	2
別表2―8関係	911	848	5	58	運輸会社	2	‥	2	‥
金融機関	92	90	‥	2	通信会社	3	‥	3	‥
航空機会社	‥	‥	‥	‥	鉱業会社	20	7	9	4
軍需会社	106	96	2	8	その他	27	8	11	8
鉄鋼会社	3	3	‥	‥	別表2―12関係	436	415	‥	21
重工業会社	‥	‥	‥	‥	金融機関	196	188	‥	8
化学会社	27	27	‥	‥	航空機会社	10	9	‥	1
運輸会社	102	94	1	7	軍需会社	45	42	‥	3
通信会社	15	15	‥	‥	鉄鋼会社	‥	‥	‥	‥
鉱業会社	24	21	‥	3	重工業会社	‥	‥	‥	‥
その他	542	502	2	38	化学会社	33	32	‥	1
別表2―11関係（内地）	1,770	1,429	137	204	運輸会社	26	24	‥	2
金融機関	275	228	13	34	通信会社	‥	‥	‥	‥
航空機会社	25	13	11	1	鉱業会社	7	7	‥	‥
軍需会社	410	337	25	48	その他	119	113	‥	6
鉄鋼会社	60	48	5	7					
重工業会社	48	43	3	2	合計	6,951	6,312	186	453

（注）「別表2―6関係」等の区分については本文参照．「審査数」は，公職適否審査委員会によって審査を受けた者の数，「審査通過」は，審査の結果，該当しないと認定された者の数．「就任禁止」は，審査時に公職についてはいなかった者で，将来公職につくことを禁止された者の数．「強制退職」は，審査時についていた公職から追放された者の数．

出所：Detailed Summary of Purge Statistics, Government Section, GHQ/SCAP, *Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948*, vol. II, pp. 558-60.

表 3-7　E項関係追放措置内訳

	審査数	審査通過	就任禁止	強制退職
金融機関	34	8	14	12
開発機関	17	0	17	0
合計	51	8	31	12

出所：Summary of Purge Statistics by Categories, Government Section, *op. cit.*, p. 558.

等で、追加指定を含む数――以下同じ）が指名され、その他特定されない団体も対象として法文規定された。別表二―八関係では、八八種の団体があげられた。別表二―九関係では、通信・出版・映画関係で一三六社、新聞関係で一三〇社が指定され、その他一定部数以上の発行規模を持つ出版・新聞社等が対象とされた。別表二―一一関係では、内地会社・銀行一六五社、外地会社・銀行九〇社が指定された。別表二―一二関係では、三三社が指定された。これらの基準が新しく加えられて、結局第一次追放いらい、いわゆるG項の経済関係（別表二―九の報道関係は除く）では、六九五一名が審査対象とされ、そのうち、四五三名が在職中の公職から追放され、他に一八六名が公職に就けないものとされた。その内訳は、表3-6の通りである。このほか、第一次追放いらい、E項関係では、五一名が審査され、一二名が在職中の公職から追放され、ほかに三一名が公職に就けないものとされた。その内訳は表3-7の通りである。

財界追放の動きが伝えられた時に、指定されることを予想して、事前に公職を辞任した人々がいたが、それらの人々は、自己申請にもとずく審査の開始というたてまえをとる法令の性格からして、申請しなければ規制されない可能性があり、司令部は、法の抜け道をくぐって、経済的影響力を持続させようとする者をも、規制対象とするよう日本政府に指示した。政府は、昭和二二年七月二日に、公職追放令を改正し、総理大臣が明確な証拠によって追放令該当者と認める者について、仮指定をおこなうことができるものとした（昭和二二年政令第一一九号）。仮指定をうけた者は、三〇日以内に異議申立をおこなわない場合には、追放令該当者とみなされることになった。追放措置は、さらに拡大されたのである。この仮指定制によって、E項関係では三九一名、G項の経済関係では九一四名が、追放令該当

者となった。その内訳は表3-8の通りである。

このほか、G項に該当する報道関係企業、団体関係の財界人が対象者となったが、その数は不詳である。ただし、非財界人を含む報道関係追放者の数は、表3-9の通りである。

こうして、公職追放令によって公職を追われた財界人は、少なくとも二〇〇〇名を越える数にのぼったのである。

対象とされた企業には、財閥関係企業が多く含まれており、その主要役員が退任を強制されたことは、結果的には、財閥家族による指名者（ノミネイティー）を媒介とした人的な企業支配力を弱める効果を持った。しかし、公職追放が、軍国主義者・国家主義者の追放という目的をもっておこなわれたために、どうしても、財閥支配力排除という観点からは不十分

表 3-8　E項・G項経済関係仮指定措置内訳

	仮指定数	異議申立	審査通過	最終指定
E 項経済関係	401	36	10	391
金融機関	212	16	5	207
開発機関	189	20	5	184
G 項経済関係	936	84	22	914
別表2―11関係（内地）	681	60	15	666
金融機関	109	7	2	107
航空機会社	17	1	‥	17
軍需会社	157	12	7	150
鉄鋼会社	26	1	‥	26
重工業会社	24	‥	‥	24
化学会社	64	12	4	60
運輸会社	67	1	‥	67
通信会社	10	3	‥	10
鉱業会社	49	4	‥	49
その他	158	19	2	156
別表2―11関係（外地）	255	24	7	248
金融機関	6	‥	‥	6
航空機会社	19	2	1	18
軍需会社	42	5	‥	42
鉄鋼会社	16	2	‥	16
重工業会社	3	‥	‥	3
化学会社	15	‥	‥	15
運輸会社	24	2	1	23
通信会社	6	1	‥	6
鉱業会社	45	3	1	44
その他	79	9	4	75

（注）「仮指定数」は，総理大臣によって仮指定を受けた者の数．「異議申立」は，30日以内に異議を申し立てた者の数，「審査通過」は，異議申立による審査の結果，該当しないと認定された者の数．「最終指定」は，異議申立をしなかった者と異議申立をしたが該当すると認定された者の数．これらは，将来公職に就くことを禁止された．

出所：Summary of Purge Statistics by Categories, Government Section, *op. cit.*, pp. 562-63.

表 3-9　報道関係追放・仮指定措置内訳

	追放				仮指定			
	審査数	審査通過	就任禁止	強制退職	仮指定数	異議申立	審査通過	最終指定
政府関係機関	‥	‥	‥	‥	62	7	3	59
新聞社・通信社	595	468	42	85	276	70	20	256
書籍・雑誌出版者	640	571	14	55	255	63	42	213
映画・演劇会社	73	50	11	12	28	10	‥	28
放送機関	20	15	4	1	15	5	‥	15
文筆家	‥	‥	‥	‥	331	88	45	286
合計	1,328	1,104	71	153	967	243	110	857

出所：Summary of Purge Statistics by Categories, Government Section, *op. cit.*, pp. 556-64.

な面が残らざるを得なかった。たとえば、公職追放令の指定企業には、財閥系の主要会社は含まれていたが、その子会社等は洩れている場合が多く、また、公職適否審査委員会における審査の基準も、軍国主義的・超国家主義的活動の明確な証拠の有無に力点が置かれており、財閥家族との関係は副次的にしか考慮されなかった。

司令部は、公職追放令の範囲では該当しない財閥関係者に対して、別の措置を講ずることを日本政府に要請した。これは公式の覚書の形式をとらないで、二二年六月一五日付の次のような文書の手交で指示された。[18]

財閥関係者の経済界よりの排除に関する件（昭和二二、六、一五）

一、特殊会社が持株整理委員会に持株を引渡す迄の期間（概ね昭和二十一年末）において別表に掲げる会社の役員たりし者は、夫々同一資本系統に属する制限会社、従属会社及び関係会社の役員たる地位より排除すること

注、本項については(1)会社の範囲及び(2)財閥の範囲につきなお相当の変更あるかも知れず

二、財閥の構成員については、

(一)三井、岩崎、住友、安田及び鮎川の戸主（三十七名）は現行通り、あらゆる会社の役員たる地位より排除すること

(二)その他財閥（五財閥）の戸主及び戸主以外の家族員(戸主の三親等内の者)は一、と同様の制限を行うこと

三、本件の実施機関については日本政府側にて考慮せられたきこと、但し原則として排除は個人審査を俟たず、自動的に行うこととし、免除又は排除猶予の場合のみ特定機関の審議決定に付すること

四、本措置により全役員が交代させられる場合には一会社二名以内、且六ヵ月以内にて、会社の希望する役員を留任せしめることを認めること

五、本件は法律によるか、ポツダム政令によるかは日本政府にて研究決定せられたきこと

六、本措置の実効を期する為に罰則を付すること

この文書の別表には、個別の会社名称が指定されているが、資本系統別の会社数のみを表示すると表3－10のようである。なお、A項会社は、公職追放令による指定会社である。

この指示によると、昭和二一年末までの時期に指定会社の役員に就任した者は、同一資本系統のすべての会社の役職から追放されることになる。このような厳しい指示が与えられたのは、昭和二二年五月一二日にFEC-二三〇文書が極東委員会に提出され、司令部は、過度経済力集中の排除のための措置を全面的に実施する姿勢を強めたためであった。次章で詳述するように、「過度経済力集中排除法」の制定準備を司令部が始めたのが二二年五月頃であり、日本側も七月頃から指示された法律原案の検討を開始した。つまり、六月の指示によって制定された「財閥同族支配力排除法」は、集中排除法と同じ時期に、同じくFEC-二三〇文書の具体化措置として提起された姉妹法[19]だったのである。

ところで、この厳しい指示がこのままのかたちで実施されれば、多くの役職者が該当者となって経済界に大きな混乱を惹き起こすであろうと思われた。日本政府は、司令部との折衝を重ねながら、昭和二二年七月には次のような要綱を作成した。[20]

表 3-10　司令部指示の別表指定会社の内訳

系統	A項会社	その他	計
三井	21	41	62
三菱	18	27	45
住友	17	23	40
安田	7	9	16
鮎川	20	14	34
富士(中島)	2	5	7
浅野	4	4	8
古河	4	5	9
大倉	5	4	9
野村	4	4	8
川崎	3	4	7
理研	1	0	1
日窒	10	3	13
王子製紙	3	14	17
東芝	3	3	6
日本製鉄	5	4	9
日本郵船	1	5	6
大阪商船	0	6	6
山下汽船	0	3	3
合計	128	178	306
(うち10財閥)	(102)	(136)	(238)

出所：「財閥関係者の経済界よりの排除に関する件」(昭和22.6.15)(大蔵省資料Z511—305)より作成.

財閥関係者の財閥関係会社役員たる地位よりの排除に関する件　二二、七、二〇

本案は持株会社の持株(ママ)整理委員会への引渡し及びその処分並に独占禁止法の実施等の一連の措置による財閥解体の趣旨に沿つて同族財閥機構の一根抵を為しかつ同族財閥の特徴を為していた同族又は持株会社を中心とする財閥内部に於る封建的人的紐帯を切断し以て日本経済の民主化に資するのを目的とするが、一方、日本経済の焦眉の急たる差当つての安定と復興とを達成する上に有能かつ熟達せる経営者又は技師の大量かつ一時的異動により著るしく不利な影響を与へるのを防ぐことに留意した。又各社内部の経営の真の民主化は結局各社夫々の実情に応じて各社内部に於る新勢力の自発的努力によつてのみ達成せられるべき事実に鑑み本案の如き法制的措置による旧勢力の画一的排除は新勢力抬頭の緒口を与へるのを目的とすべくそれ以上本措置のみにより一挙かつ一律に経済民主化を実現せんとするのは実情に沿わないとの見解を採つた。

以上の見地より本案は同族的色彩の濃厚なる有力財閥について各同族又は本社を中心として従来当該財閥を形成維持する上に貢献して来た封建的人的紐帯即ち同族家族構成員並に同族及び持株会社の強力な把握下に在つたと認められる者を各財閥より排除することをその内容とした。

財閥関係者の財閥関係会社役員たる地位よりの排除に関する件(案)　二二、七、二一

一、本措置は公職追放より切離して取扱い別個の政令(又は法律)をもつて規定する。従つて本件に関連して公職追放令の改正拡張等はこれを行わない。

二、同族的財閥の同族構成員に対する措置

(一)昭和二十二年三月十日付内閣告示第十号による指定者五十六名

昭和二十一年勅令第二三三号の第十九条の三及び四によりあらゆる会社の役員たる地位より排除する。

(二)別表第一に掲げる者及びそれと同一戸籍内に在るその家族員並びに本項(一)の指定者と同一戸籍内に在るその家族員

(イ)本措置実施の日より十年間昭和二十一年勅令第五六七号に規定する指定会社、従属会社及び関係会社にして、自己の財閥に属するものの役員たる地位に就くことができない。

(ロ)現に右に掲げる地位に在る者は退職しなければならない。

注一、本案にて役員とは、会長、副会長、社長、副社長、専務又は常務取締役、取締役、監査役、顧問、相談役及びその他名目の如何にかかわらずこれと同等の権限を有するものを言う。

注二、本案による就職制限は本制限を受ける会社の企業再建整備法に言う第二会社にもこれを適用する。

三、同族的財閥に属する持株会社及びこれと密接に関連せる会社の役員に対する措置

(一)昭和二十年九月二日以前に別表第二に掲げる会社の役員たる地位を占めた者及び昭和二十年九月二日以前に別表第三に掲

げる会社の会長、副会長、社長、副社長、専務若は常務取締役又は常任監査役たる地位を占めた者。
本措置実施の日より十年間、第二項㈡後段(イ)及び(ロ)に規定する就職禁止を適用する
但し(1)当該会社が財閥に支配されざりし期間に役員たりし者及び
(2)明白に財閥同族又は持株会社の利益代表者に非りし者は
夫々証拠を添えて本措置の適用免除方を特定機関に申請することができる。
注、前記(1)に関連して当該会社が、財閥に支配されていたか否かは、特定機関において、財閥同族、持株会社又は同一系統の会社による(a)当該会社に対する持株率、(b)役員派遣の状況及び(c)当該会社経営の支配状況を個別的に考慮して決定する。

㈢昭和二十年九月二日以前に別表第三に掲げる会社において取締役又は監査役たる地位を占めた者
(イ)現に第二項㈡に規定する会社の役員たる地位に在る場合又は
(ロ)本措置実施の日より十年間、第二項㈡に規定する会社の役員たる地位に就こうとする場合は特定機関に在任又は就任方許可を申請しなければならない。
その場合本項㈠後段但し書(1)及び(2)を立証し得る者以外は左の四条件につき証拠を提出し得るのでなければその在任又は就任は許可せられない。
(a)第二項に規定する財閥同族構成員と縁故関係の無いこと
(b)別表第三に掲げる会社において役員たりし時期が三年以下なること
(c)同時に四社以上の会社の役員たる地位を兼ねたことの無いこと
(d)その他本措置の趣旨より見て好ましくない事由の無いこと

㈣昭和二十年九月三日以後、夫々の会社の所属する系統の持株会社の持株が持株整理委員会に引渡され、又はその議決権の行使が委任せられた時期のいずれか早い時期に至るまでの期間において別表第二又は第三に掲げる会社の役員たる地位を

占めた者で、本項㈠及び㈡に該当しない者
(イ)現に第二項㈡に規定する会社の役員たる地位に在る場合、又は
(ロ)本措置実施の日より十年間、第二項㈡に規定する会社の役員たる地位に就こうとする場合は特定機関に在任又は就任方許可を申請しなければならない。その場合、本項㈠後段但し書(2)を立証し得る者以外は左の四条件につき証拠を提出し得るのでなければその在任又は就任は許可せられない。
(a)第二項に規定する財閥同族構成員と縁故関係の無いこと
(b)持株会社又は親会社の役員たる地位より転出して就任した者で無いこと
(c)選任に際し財閥同族、持株会社又は親会社の事前了承を求めず、その他本人の選任時において財閥同族持株会社又は親会社の人事統制権が行使せられざりしこと
(d)その他本措置の趣旨より見て好ましくない事由無きこと
注、本項㈡又は㈣により在任許可を申請したものは、申請懸案中はその地位に留ることができる。

四、本措置の実施により主要役員の全員が交代させられる場合、会社は特定機関に対しその運営上不可欠の者について原則として一社一名六ヵ月以内で留任を申請することができる。その際企業再建整備計画の樹立決定に必要な者は原則として留任を許可する

五、第三項㈠㈡及び㈢並びに第四項にいわゆる「特定機関」とは〇〇委員会とする

六、第二項及び第三項の違反者に対しては三年以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する

七、本措置により在任又は就任を禁止せられる者が第二項㈡に規定する会社にして同一系統に属するものの株式を所有する時は、これが議決権の行使を持株整理委員会に委任しなければならない。

二一日付文書別表第一には、①昭和電工系（森曉、鈴木三郎助、鈴木忠治）、②大建系（伊藤忠兵衛、岸本吉左衛門）、③

表 3-11　日本政府案別表による指定会社の内訳

系	別表第2	別表第3	合計
三井	24	40	64
三菱	17	22	39
住友	18	19	37
安田	7	7	14
日産	11	30	41
大倉	4	4	8
古河	2	11	13
浅野	3	6	9
富士	2	3	5
野村	2	8	10
昭和電工	2	3	5
大建	1	4	5
山下	2	4	6
倉敷	2	3	5
川西	0	5	5
松下	1	3	4
片倉	1	2	3
合計	99	174	273
(うち10財閥)	(90)	(150)	(240)

出所：「財閥関係者の財閥関係会社役員たる地位よりの排除に関する件(案)」(22. 7. 21) 別表（大蔵省資料 Z 526—27—4）より作成.

済復興に悪影響を及ぼさぬよう留意するという歯止めを設けて、その対象の縮小と手段の緩和をねらったものであった。すなわち、財閥の構成員についてはやや対象が拡大しているが、関係会社役員については、対象となる会社を二種に区分し、また役職を常務クラス以上とそれ以下の二種に区分し、さらに、昭和二〇年九月二日（降伏文書調印日）以前とそれ以後で在職者を二種に区分することによって、該当者の縮小が配慮されている。対象となる会社に関しては、日本側は一〇財閥に限定したい意向を持っていたが、当時は、司令部の示唆で持株会社整理委員会が一〇財閥以外の財閥の指定を検討中であった関係から、一七財閥について主要会社を選定した。これを、前出の司令部指示の指定会社とくらべると、日本製鉄、王子製紙、東芝、日本郵船、大阪商船など、非財閥系あるいは財閥傍系の大企業お山下系（山下太郎）、④倉敷系（大原総一郎）、⑤川西系（川西清兵衛）、⑥松下系（松下幸之助）、⑦片倉系（片倉五郎、片倉三平）の七系一一名があげられている。

別表第二、第三には個別の会社名があげられているが、それを表示すると表3-11の通りである。

この日本政府案は、要綱前文（七月二〇日付）が述べているように、司令部の広汎な役職追放指示にたいして、経

表 3-12　日本政府案の役員排除措置

（1）　適用区分

役職区分		別表第2の会社の場合	別表第3の会社の場合
常務以上の役員	昭和20年9月2日以前の就任者	A	A
	それ以後の就任者	C	C
それ以下の役員	昭和20年9月2日以前の就任者	A	B
	それ以後の就任者	C	C

（2）　措置内容

	A		B	C
措置	1. 会社証券保有制限令の指定会社・従属会社・関係会社の役職より退職する. 2. 同上役職への就任は10年間禁止される.		1. 会社証券保有制限令の指定会社・従属会社・関係会社の役職の留任又は 2. 同上役職への今後10年の期間中，それぞれにおける就任の場合には許可を申請する.	
適用除外	当該会社が財閥支配下になかった時期の役員	○	○	
	明白に財閥同族・親会社の利益代表者ではない者	○	○	○
B・Cの措置の許可の条件（4項をみたすこと）	1. 財閥同族との縁故関係はない		△	△
	2. 役員期間は3年以下		△	
	3. 4社以上の役員兼任はしたことはない		△	
	4. その他本措置の趣旨より見て好ましくない事由はない		△	△
	5. 親会社の役員より転出した者ではない			△
	6. 親会社の人事統制権にもとづいて就任したのではない			△

（注）「財閥関係者の財閥関係会社役員たる地位よりの排除に関する件(案)」(昭和22. 7. 21) の第3項に規定された措置内容を一覧表に整理した.（1）適用区分の表でA（またはB, C）に当たる者は,（2）措置内容の表のA（またはB, C）欄の措置をうける（A, B, Cの記号は，便宜上筆者がつけたもの).（2）措置内容表の適用除外欄は，○印がひとつあれば適用が除外されることを意味する. 許可の条件欄は，△印すべてが満たされる場合に，役職留任・就任が許可される.

よびその子会社が除かれ、地方財閥系企業が追加されて、財閥色の濃い会社に対象がしぼられていること、その結果、指定会社総数が、三〇六社から二七三社に減少していることが特徴的であり、対象の限定に日本政府が努めた跡があらわれている。

この二七三社を、財閥本社的会社および財閥直系の有力会社のグループ（別表第二の九九社）とそれ以外の財閥準直系・傍系会社のグループ（別表第三の一七四社）の二種に区分して、その役員を、表3-12のように取り扱うというのが、日本政府案（七月二一日付）の骨子であった。

この日本政府案は、さらに、司令部との折衝が続くなかで修正され「財閥同族支配力排除法案」として、昭和二二年一〇月六日に第一国会に提案され、一二月九日に国会を通過して、翌二三年一月七日に公布、即日施行された。「財閥同族支配力排除法」（昭和二三年法律第二号）の全文は付属資料⑯の通りであり、前年七月の日本政府案とくらべると、さらに対象の縮減・適用の緩和がはかられている。

「財閥同族支配力排除法」は、「財閥の事業の形成維持に有力な寄与をした人的結合を切り離し、以て民主的で健全な経済の発達を促進すること」を目的にかかげ（第一条）、財閥同籍者と財閥関係役員の役職からの排除措置を規定している。「持株会社整理委員会令」にもとづいて指定された財閥家族と同一戸籍に属している者（財閥同籍者）は、内閣総理大臣が指定した財閥会社と制限会社、およびそれらの会社の従属会社・関係会社の役員（取締役、業務執行社員、監査役、その他顧問、相談役等）を辞任し、一〇年間はそれらの会社の役職に就任してはならないと規定された（第四条）。前の日本政府案では、一〇財閥以外のいわゆる地方財閥も対象に予定していたが、持株会社整理委員会が追加指定をおこなわなかったので、財閥の範囲は一〇財閥に限定された。その反面、指定財閥の同籍者の役職禁止範囲は、日本政府案の「自己の財閥に属する」会社からすべての財閥の会社に拡大され、制限は厳しくなっている。結局、財閥同

表 3-13 「財閥同族支配力排除法」の役員排除措置

(1) 適用区分

役職区分		直系会社	準直系会社	傍系会社
最高代表役員	昭和20年9月2日以前の就任者	A	A	A
	それ以後の就任者	B	B	B
常務取締役以上の役員	昭和20年9月2日以前の就任者	A	A	B
	それ以後の就任者	B	B	B
それ以下の役員	昭和20年9月2日以前の就任者	A	B	B
	それ以後の就任者	B	該当せず	該当せず

(2) 措置内容

		A	B
措置	非該当の承認が与えられなかった場合には， 1. 指定する財閥会社・制限会社・それらの会社の従属会社・関係会社の役職より退職する 2. 同上役職への就任は10年間禁止される		
非該当承認の条件	1. 当該会社が財閥支配下になかった時期の役員	○	○
	2. 就任事情・職務執行の実情からみて財閥関係役員とみなすことが明らかに不当である場合	○	○
	3. a 財閥指定者・財閥同籍者の縁戚者でないこと b 財閥指定者・財閥直系会社によって役員就任を承認されたのではないこと c 準直系会社常務，傍系会社最高代表役員と同等以上の支配力を事実上有していなかったこと d 同時に財閥会社4社以上の役職を兼任しなかったこと		○

（注）「財閥同族支配力排除法」（昭和22年法律第2号）の措置を一覧表に整理した．(1)適用区分の表でAまたはBに当たる者は，(2)措置内容の表のAまたはB欄の措置をうける（A，Bの記号は便宜上筆者がつけたもの）．(2)措置内容表の非該当承認の条件欄は，○印がひとつあれば非該当になる．ただし3.は，a，b，c，d 4項をすべて満たさなければならない．

族に関しては、指定者五六名はすべての会社の役職から、その同籍者はすべての指定された会社の役職から排除されたわけである。

財閥関係役員に関しては、表3－13のような措置が規定された。

まず、財閥会社（①昭和二〇年九月二日現在で資本金が一〇〇〇万円を超え、財閥出資がその三〇％を超える会社、②財閥出資額が一〇〇〇万円を超える会社、③その他財閥の形成維持、支配力行使の有力な手段となった法人）について、会社の沿革、事業規模、経済的支配の程度によって、財閥直系会社、財閥準直系会社、財閥傍系会社の三種に区分して、内閣総理大臣が指定をおこなうこととされた（第二条）。この指定は、法公布と同時におこなわれ（「財閥同族支配力排除法施行規則」、昭和二三年一月七日総理庁令第七号）、表3－14のような区分の二四〇社の名があげられた。その後、同二三年五月

表 3-14 「財閥同族支配力排除法」による指定会社の内訳

	直系会社	準直系会社	傍系会社	合計
三井	23	24(−6)	11(−2)(+6)	58(56)
三菱	15(−1)	12(+1)	10(−2)	37(35)
住友	14	12(−2)	12(−1)(+2)	38(37)
安田	5(−1)	5(+1)	4	14
日産	4	19	26	49
大倉	1	3	4	8
古河	1	5(−1)	7(−2)(+1)	13(11)
浅野	1	5(−1)	2	8(7)
富士	1	2	2	5
野村	1	3	6	10
合計	66(64)	90(82)	84(86)	240(232)

（注）1. （ ）内は昭和23年5月25日の変更による増減および結果をしめす．
2. 三井については，三井銀行が直系会社に，帝国銀行が準直系会社に指定され，住友については，住友海上火災保険が直系会社に，大阪住友海上火災保険が準直系会社に指定されている．
3. たとえば，「三井本社（三井合名会社，総元方及び三井同族会を含む）」という丸括弧書き付きの指定の仕方がとられている場合があるが，本表では，丸括弧内の会社等は算入しない数字をしめした．
4. 三井・三菱・住友・安田については，付属資料20他については付属資料21で指定会社名を記した．

二五日に指定変更がおこなわれ（同規則改正、総理庁令第二八号）、二社が直系会社から準直系会社に、九社が準直系会社から傍系会社に移され、準直系会社一社、傍系会社七社が指定を解除された。前の日本政府案とくらべると、一〇財閥関係以外の会社が除外されて総数は減少している。一〇財閥関係は、財閥別の社数には移動があるが、総数は二四〇社で同じである。

この三区分の会社の役員は、役職によって最高代表役員、常務取締役以上の役員、それ以下の役員の三ランク、就任時期によって、昭和二〇年九月二日以前と九月三日以降持株会社整理委員会に議決権が移るまでの時期の二種に分けられて、それぞれの措置を規定された。措置は、表3－13のように、二つに大別されており、ひとつは、主要な役員にたいする措置で、当該会社が財閥支配下になかった時期の役員である場合と、役員への就任事情、職務の執行の実情から見て財閥関係役員とみなすことが明らかに不当と認められる場合に限って役職追放（指定された財閥会社・制限会社・それらの従属会社・関係会社の役職からの追放）を免除するというものである。財閥関係役員とは「財閥会社の役員でその任免が当該財閥の支配下に在り、且つ、当該財閥の利益を代表して当該会社の重要な業務の運営に参加していたものをいう」と規定されていた（第三条）。かなり一般的な規定であるから、これに該当するか否かの判定は微妙なところで、法の運用の如何によって、この免除条件（正確には、財閥関係役員に該当しない者として承認されるための条件）は、厳しくも緩くもなる可能性を含んでいた。もうひとつは、比較的新任の役員、責任の軽い役員にたいする措置で、前記の免除条件とならんで、①財閥指定者・同籍者の縁戚でないこと、②役員就任が財閥指定者、財閥直系会社の承認にもとづくものでないこと、③準直系会社で常務取締役、傍系会社で最高代表役員と同等以上の権限・支配力を事実上持っていなかったこと、④同時に四つ以上の財閥会社の役職を兼任していなかったこと、の四項のすべてをみたす場合にも役職追放が免除される（財閥関係役員に該当しない者として承認される）と規定された。この四項は具体的

であるだけに証拠の提出が容易であり、「財閥関係役員とみなすことが明らかに不当である」ことを明確な証拠で立証するという免除条件よりは、緩やかな条件であった。

このような措置を、前の日本政府案とくらべると、免除条件の内容に大きな変化はないが、その適用範囲はかなり緩和されている。すなわち、昭和二〇年九月二日以前に常務以上の役職にあった者は、日本政府案ではどの会社の場合にも厳しい免除条件の適用を受けるが、排除法では傍系会社の場合には常務以上であっても最高代表役員以外は緩い免除条件の適用対象となる。また、昭和二〇年九月三日以降の新任役員については、日本政府案ではすべて適用対象となるが、排除法では、準直系会社・傍系会社の常務よりも下の役員は法の適用の対象にはならない。このほか、役職を辞任しなければならない会社の範囲が、日本政府案の「会社証券保有制限令」の指定会社（制限会社）・従属会社・関係会社から、排除法ではそれらのうちで内閣総理大臣が指定する財閥会社・制限会社とそれらの従属会社・関係会社に限定されて、対象となる会社数が減少している。なお、財閥同籍者は自分の財閥以外の財閥系会社役員からも追放されたが、財閥関係役員の場合は、所属する財閥系の会社役員からの追放であった。

このように、「財閥同族支配力排除法」は、司令部の指示やはじめの日本政府案からみると、かなり大幅に緩和された内容のものとなったのである。なお、日本政府案（昭和二二年七月二一日付）には、最後に、役職追放に該当する財閥同族と財閥役員が保有する制限会社等の株式についてはその議決権の行使を持株会社整理委員会に委任するという案が付されていた。財閥と近い関係にある者の株式保有の処分は、昭和二一年七月二三日のSCAPIN－一〇七九で指示されたが、「会社証券保有制限令」で部分的に実施されたにとどまっており、検討課題となっていた。このこととの関連で、追放役職者の株式の議決権委任が提案されたのであったが、結局は実行されず、ただ、財閥同籍者の保有株式等についてのみ、新しい規制が加えられることとなった。すなわち、指定者の保有する株式その他出資と指

定者の戸籍内のすべての同籍者が保有する株式その他出資の合計額が、一社の資本金額の一〇％を超える場合には、その一〇％を超える部分を持株会社整理委員会に譲渡する旨が規定された（「財閥同族支配力排除法」付則による「持株会社整理委員会令」の改正、昭和二三年一月七日）。しかし、この新しい規定の適用を受けたのは、浅野総一郎家族の所有する浅野本社株の場合のみで、三〇〇株が追加的に整理委員会に移譲されたにすぎなかった。

四　「財閥同族支配力排除法」の運用

「財閥同族支配力排除法」の施行によって、指定された一〇財閥系五六名と同一戸籍に属していた二五五名の財閥同籍者が役職追放の対象となった。その財閥別内訳は表3－15の通りである。このうち、役職に就いていたのは四二

表 3-15　財閥同籍者内訳

財閥	同籍者
三井	46
岩崎	25
住友	24
安田	65
鮎川	5
大倉	13
古河	15
浅野	25
中島	19
野村	18
合計	255

（注）ただし，原表には，指定者が含まれているので，同表作成時点（1948年11月18日）での生存指定者54名を各財閥毎に除いて作表した．

出所：GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 137.

表 3-16　財閥役員経験者内訳

財閥	役員
三井	1,036
三菱	538
住友	554
安田	262
日産	604
大倉	129
古河	191
浅野	111
富士	65
野村	135
合計	3,625

出所：GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 138.

表 3-17　役職辞任の対象となった会社内訳

	直系会社	準直系会社	傍系会社	制限会社	従属会社	関係会社	承継会社	合計
三井	23	18	15	46	239	61	3	405
三菱	14	13	8	10	142	61	1	249
住友	14	10	13	9	111	74	7	238
安田	4	6	4	16	43	36	1	110
日産	4	19	26	33	64	63	1	210
大倉	1	3	4	24	33	12	0	77
古河	1	4	6	9	27	40	1	88
浅野	1	4	2	2	65	9	0	83
富士	1	2	2	62	29	78	0	174
野村	1	3	6	10	18	9	1	48
合計	64	82	86	221	771	443	15	1,682

（注）1.　直系・準直系・傍系・制限会社は，昭和23年総理庁令第28号による指定変更後の数値．
2.　従属会社・関係会社・承継会社は，GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 138 による数値．

名であった[21]。結局この四二名が追放され、二五五名について一〇年間役職就任が禁止されたわけである。

一〇財閥系二四〇社の財閥関係役員に該当する可能性のあった役員経験者は、三六二五名で、その財閥別内訳は表3-16の通りであった[22]。法律には規定がなかったが、運用上、昭和六年以降の役員経験者が適用の対象とされたのであり、三六二五名のなかには、すでに死亡した者も含まれている。

また、これらの財閥関係役員が、役職を辞任すべきことを規定された会社は、一六八二社で、その財閥別、種類別の内訳は表3-17の通りである。

財閥関係役員に該当する可能性のある者は、前述の条件をみたしていれば、それを証明する証拠書類を内閣総理大臣に提出して非該当者であることの承認を申請することができた。当初の規定では、申請を受けた内閣総理大臣は、それを所轄下に設けられた財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果にもとづいて承認・不承認を決定するものとされていた。不承認となった者は一ヵ月以内に再審査を請求することができ、その場合には内閣総理大臣所轄下の財閥関係役員再審査委員会が再審査にあたるという訴願の規定もあって、審査は二重におこなわれることになっていた。審査をおこなう委員会は、銀行家、実業家、経済学者で構成されたが、実際に運用してみると、この方式は煩雑であり処理

のスピードも遅くなる欠陥があきらかになった。そこで、政府は、昭和二三年一一月に、司令部に非公式に審査方式の改正を申し入れ、司令部の承認をえて一二月に法改正をおこなった（「財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律」、昭和二三年一二月一六日法律第二四六号）。この改正で、二つの審査委員会に関する条項が削除され、審査および再審査は内閣総理大臣がおこなうものと規定された。そして、内閣官房に審査部が設けられて、審査にあたる体制がとられた。

財閥関係役員に該当する可能性のあった、三六二五名について、昭和二五年六月一日の時点における状況をしめす次のような表が、司令部の「日本占領民政史」に収録されている[23]（表3-18）。

この表によると、非該当者であることの承認を申請した者は七〇一名であり、そのうち九七名が最初の審査で不承認となり、訴願して再審査を受けた六一名のうち一四名が不承認となっている。結局、再審訴願をしなかった三六名と、再審査で不承認となった一四名の合計五〇名が、審査によって財閥関係役員であることを認定されたことになる。また、法施行時に役職に就任していた古参の主要役員（表3-10でAの取扱いを受ける役員）は、三〇日以内に申請しない場合には申請の権利を失なうことになっており、これによって失権した者が九五名いた。この九五

表 3-18　財閥関係役員の状況（1950年6月1日現在）

1. 財閥関係役員該当対象者	3,625
非該当承認の申請をした者	701
同申請をしなかった者	2,924
申請する権利を失なった者	95
申請する権利を保有していた者	2,829
2. 死亡者	663
3. 非該当承認の申請をした者	701
承認された者	651
不承認となった者	50
最初の審査で承認された者	604
最初の審査で不承認となった者	97
再審査で承認された者	47
再審査で不承認となった者	14
再審査を申請しなかった者	36
4. 対象者のうち追放令該当者	848
非該当承認の申請をした追放令該当者	35
承認された者	23
不承認となった者	12
同申請をしなかった追放令該当者	813
申請する権利を失なった者	32
申請する権利を保有していた者	781
5. 申請する権利を保有していた者	2,176
追放令該当者	750
同非該当者	1,426

出所：GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 142.

名と審査で不承認となった五〇名の合計一四五名が、法によって財閥関係役員であることを確定されたわけで、法の効力によって役職を追放された。[24] 法の規定によれば、このほか比較的責任の軽い立場の役員（表3－10でBの取扱いを受ける役員）で法施行時に就任していた者のうち三〇日以内に申請をしなかった者もその役職を辞任することになっていたが（その場合でも申請の権利は残されている）、その数は表3－15からは不明である。また、法施行以前に適用を予想して役職を辞任した人々もあったが、その数は明らかではない。結局、不承認の五〇名、失権した九五名に、現職で申請をしなかったため権利は残ったが辞職した人、事前に役職を辞任した人の数を加えたものが、この法律の直接的な効果を示す数字となるが、実数は不明である。申請をしなかった者のうち、失権者、死亡者をのぞいた人々（表3－15では二一七六名）[25] は申請する権利を保有しているわけで、法施行後一〇年間に同系統の財閥会社などの役職に就任する場合には、申請して承認を得る必要があった。この人々に対しては潜在的な規制が加えられていたといってよい。

このように、「財閥同族支配力排除法」は、法の適用対象者から死亡者を除いた約三〇〇〇名の財閥役員に規制力を及ぼしたわけであるが、公職追放措置との重複が多く、法独自の作用は、はじめに予想されたほど大きなものとはならなかった。すでに、法の制定過程で当初の司令部の指示からは大幅に緩和された措置となっていたし、申請者の約九三％が非該当の承認を与えられたという数字がしめすように、法の運用面での適用をやわらげる配慮がはたらいていたとみられる。該当、非該当の認定基準が概括的に規定されていたことが、法運用に弾力性を与えたのであり、集中排除法の適用が緩和されたと同様に、アメリカの対日占領政策の転換とともに、財閥役員の追放措置も当初の構想から大幅に後退したものとみることができる。

集中排除法の姉妹法である「財閥同族支配力排除法」は、両法が根拠としたFEC－二三〇文書にたいするアメリカ国内の反対論の盛りあがりのなかで、集中排除法とならんで批判の対象となった。FEC－二三〇文書の批判とその取

扱いは、次章に詳述することにして、ここでは、「財閥同族支配力排除法」に対する批判にこたえたマッカーサー司令官の文書から、同法を司令部がどのように考えていたかを見てみよう。

マッカーサーは、同法公布直後の昭和二三年一月九日に、ドレーパー陸軍次官宛に法制定の趣旨を説明した長文の文書を送っている。[26] そこでは、まず、同法が追放令による軍国主義者達の排除措置の一部ではなく、財閥解体計画の完成に不可欠な一環であり、SWNCC－三〇二／二文書（FEC－二三〇文書）の具体化措置であることが説かれ、しかし、SWNCC－三〇二／二文書とくらべるとかなり緩和された措置であることが強調されている。そして、「本法の目的は個々人を経済界や政府から排除することではなく、『表看板的な人物』を通して財閥支配力の行使が継続することを効果的に規制するところにある。米国の政策文書の要請を部分的に無視して広汎な適用除外が設けられていることから、解任あるいは辞任の規定に抵触するのは比較的少数の人物にすぎないと予想されるが、この立法は、連合国の政策の裏をかこうとする陰謀を抑制するための強力な手段となるであろう」と、立法の狙いを述べている。経済追放に関するアメリカ世論の反対が、強力な指導者の欠如は日本経済の復興を遅れさせるという理由によるものであったのにたいして、マッカーサーは、経済復興の遅延は原料・食糧の不足によるものであって人材の問題ではないと反論する。そして、むしろ、外からの影響を受けて司令部の活動に抵抗しようとする勢力の存在が経済復興を阻害していると指摘し、「つい最近までは、指定会社の地方の役員や取締役でさえ積極的に協力はしないまでも占領指令や要求には完全に服従していた。ところがいまや彼等は反抗的になりつつあり、連合国間の意思不統一や論争を伝える新聞報道によってばかりでなく、海外の関係者が与える説得力のある影響によって励まされながら、連合国の政策、目的、指令の裏をかいて、期待されている寛大な講和の時まで現状を維持しようと試みている。現在の経済問題にたいする解答は、連合国の政策を緩和することでもなければ、アメリカ人の利害関係だけの理由で戦争犯罪人やその協

力者達を甘やかすことでもなく、講和後に適正な原材料の入手権・世界市場への参加権を得ることによって、自由競争企業に基礎を置いた健全な経済を発足させるに必要な措置を完成させることにあるのである」と結論を述べている。

これによると、司令部も、すでに法律公布の段階では、当初のような実質的な役職追放を目的としていたのではなく、経済民主化のサボタージュを阻止するための一種の威嚇手段、ないしは、財閥系の人物の復活を防止するための予防手段として「財閥同族支配力排除法」を位置づけていたことがわかる。しかし、司令部が一歩後退したかたちで法に期待したこのような役割も、やがて急速にすすめられた対日占領政策の転換のなかで十分には果たされることなく、昭和二六年一二月いっぱいで同法は廃止されたのである。

財閥家族・役員に関する規制措置の解除は、まず、大蔵省の監督のもとにあった川崎、松下、大河内、渋沢の四家族が、昭和二三年一一月二七日の「会社解散制限令」改正（昭和二三年政令第三五二号）によって生計費等の許可制を解除されたことにはじまった。そして、昭和二六年にいたって、六月二〇日に第一次追放解除が発表され、大多数の経済界追放該当者が復権し、七月一一日には「持株会社整理委員会令」が廃止され（昭和二六年七月一〇日政令第二六一号、一一日施行）、一〇財閥家族の指定者に対するすべての規制が撤廃された。この時点では「財閥同族支配力排除法」がまだ残っていたので、指定者は解除されたが同籍者の規制は続くという変則状況が生ずることとなったが、七月一〇日の「財閥同族支配力排除法施行規則」（昭和二三年総理庁令第七号）の廃止（昭和二六年総理府令第三〇号）によって、「財閥同族支配力排除法」は事実上死文化された。同法は次の国会をまって廃止された（昭和二六年一二月二一日法律第三一五号、施行は二七年一月一日）。また、翌二七年三月の「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律」（昭和二七年三月三一日法律第四三号、四月二八日施行）によって、講和発効と同時に「会社ノ証券保有制限等ニ関スル勅令」と「三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限に関する政令」

（本章第一節第四項参照）が廃止され、ここに財閥家族・役員にたいする規制措置はすべて解除されたのである。

（1）昭和二一年一月一九日付の司令部覚書で名前が挙げられていた野口家は、「富裕でもなく、影響力が強くもないことが判明したので除外された」（GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, # 24, Elimination of Zaibatsu Control, p. 117.）。

（2）持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、一七三―七四ページの訳文による。

（3）大蔵省理財局「七月二十三日付指令に基づく法的措置要綱」（昭和二一年八月一九日）（大蔵省資料Z五二六―二七―三）。

（4）GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 120.

（5）以下の財閥家族指定検討基準は「日本占領民政史」の表現による（GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 122-23）。前掲『日本財閥とその解体』、二九八ページも参照。

（6）GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 127-28.

（7）GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 120-21.

（8）財産税は、日本政府から公債処理・インフレーション防止の目的で立案されたが、司令部側は、それを富の再分配の観点でとらえて、免税点引上げ・税率の累進度強化を主張した。詳細は、『昭和財政史―終戦から講和まで』第八巻「租税（2）」を参照のこと。

（9）大蔵省理財局「持株会社整理委員会令参考書」（昭和二二年一一月）（大蔵省資料Z五一一―三〇五）、これ以外の数値は、持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、および同『日本財閥とその解体・資料』による。

（10）指定者所有の美術品には、国宝四九点、重要美術品等二〇五点が含まれていたが、昭和二五年三月末現在で、国立博物館が買上げたのは、国宝七点、重要美術品一点にすぎなかった（前掲『日本財閥とその解体』、三〇二ページ）。

（11）野田岩次郎口述「財閥解体の問題とその経過」（「戦後財政史口述資料」第四分冊）。

（12）GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 130-32.

（13）前掲『日本財閥とその解体』、三〇四ページ。

（14）消費支出の数値は、総理府統計局「消費者価格調査」の年間平均一世帯当り実支出額（租税・負担金を含まない消費支出）を平均世帯員数で除した概数（日本統計研究所編『日本経済統計集』、三〇〇ページによる）である。

初期の生計費規制に関しては、大蔵省が所管していた昭和二一年五月の記録が残されている。五月一五日におこなわれた四大財閥の担当者と大蔵省係官との会談の結果を安田保善社渉外室が、安田同族各家に対して報告した記録である。そこには次のような記述があり、司令部の厳しい姿勢がうかがわれる（『安田保善社とその関係事業史』、九〇四ページ）。

一、生活費予算ニ関スル「マ司令部」ノ意嚮ニ付テ

従来財閥四社各家ノ予決算ニ関シテハ、大蔵省ノ査定ニ一任セラレ、随時司令部ノ検査ヲ受クルコトアル可シトナリ居リタル処、今般司令部ヨリ三月迄ノ決算報告ニ関シ相当露骨且辛辣ナル警告ヲ大蔵省ニ対シテナセリ。即チ財閥一族ハ戦争犯罪人或ハ最高ノ戦争協力者トシテ思考スルモ、現在迄ノ所巣鴨ニ収容スルコトヲセズ其ノ日常生活ヲ注視セリ。然ル処各家各人ハ相当程度ノ謹慎生活ヲナスベキニ不拘、従来ト何等変化ナキ日常生活ヲ享受セルハ大蔵省ノ粗漏ナル査定ノ結果ニシテ、各人ノ生活様式亦不当ナリトシ、今右三カ月予算（四～六月）ニ付テハ、マ司令部ニ於テ直接査定スベク、各家ヨリノ提出書類ノ無審査即時提出ヲ命ゼラレタリ。大蔵省トシテハ司令部ノ意向ニ不拘、国内経済状勢ヨリシテ各家予算ヲ必ズシモ過当ナルモノトハ思惟セズ、然ル可ク説明ヲ加ヘ来ル十八日（土曜日）右書類ヲ司令部ニ提出スベキニ付、左ノ点ニ関シテ各家ノ説明書ヲ用意セラレ度シ

(イ) 各家ノ予算中現金支払ニ関スル金額ト毎月ノ現金実収（即チ戸主並ニ家族ノ現金俸給十家族及ビ住込使用人数×一〇〇円ノ合計額）トノ不調和アレバ其ノ理由並ニ根拠

(ロ) 臨時費、雑費ノ内訳説明書

(ハ) 使用人中住込者ノ氏名

（備考）当社及ビ三井、三菱、住友各家予算ニ付水沢書記官ヨリ各個説明ヲ求メラレタル内、当社予算ハ総長殿分中臨時費ニ関スルモノヲ除キ、大体妥当ナルモノト認メラレ、其ノママ提出スルコトトセリ。他三社分ハ多分修正ヲ命ゼラルルコト有ル可シ

(15) 六件の具体的説明については、前掲『日本財閥とその解体』、三〇五―〇六ページ参照。

(16) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 131-32.

(17) 以下、公職追放については、Government Section, GHQ/SCAP, *Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948.* による。

(18) 大蔵省資料Z五一一―三〇五。

(19) マッカーサーは、一九四八年一月九日にドレーパー陸軍次官に送った文書のなかで、「財閥同族支配力排除法」を集中排除法の Companion Law と呼んでいる（Radio, MacArthur to Draper, WR34745, Jan. 9, 1948. 大蔵省資料Z七一三―二〇）。

(20) ともに、大蔵省資料Z五二六―二七―四。

(21) GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 137.

(22) 別資料によると、次のように三六六八名である（E. M. Hadley, *Antitrust in Japan*, p. 101）。

財閥	役員
三井	1,048
三菱	548
住友	564
安田	266
日産	601
大倉	129
古河	198
浅野	113
富士	65
野村	136
合計	3,668

原資料は、「日本占領民政史」は Government Section File, Zaibatsu Controls-Final Report of the Zaibatsu Committee-Records and Statistics," Nov. 18, 1948.、ケドレーは "Zaibatsu Appointees Examination Section, Prime Minister's Office" を用いている。

財閥関係役員排除のための法によってとられた措置[1)]

法律の適用を受ける財閥関係役員	3,668
除　外	3,054
潜在的財閥関係役員 1931年から1945年の間に辞任あるいは引退した者	1,673
経済界追放（SCAPIN-550）による辞任者	758
死亡者	623
残りの財閥関係役員	614
申請した者	715[2)]
承認された申請	614
不承認となったが一時留任が認められた者	61
辞任者	40

（注）1.（原注―表題）表中の数に不整合があるが，1949年9月2日に財閥関係役員審査委員会から司令部に提出された覚書のなかで示された通りの数字である。

2.（原注）もちろん，614の「残りの財閥関係役員」から715の申請が出るはずはない。

(23) ハドレー、前掲書は、注(22)の原資料によって三三五ページのような表を掲げている(E. M. Hadley, *op. cit.*, p. 102)。

(24) 現役役職者でなくとも非該当承認の申請はできたのであるから、不承認となった五〇名がすべて現役者とは限らないのであるが、その内容は表3―15では判らない。また役職を辞任すべきことになった者のうち、六五名が一時的に留任を認められた(GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 141)。これは、会社の全役員が役職追放となった場合には一名が六ヵ月間の留任、経済復興上必要な会社で余人をもって代えがたい人物については一年間の留任などが、法によって認められていたためである(「財閥同族支配力排除法」第八条)。

(25) 財閥関係役員該当対象者(法の適用対象者)の総数は、申請をした者、申請の権利を失なった者、申請の権利を保有している者、死亡した者の四者の合計になるはずであるが、表3-15の数値では一〇名が不整合となる。

(26) Radio, MacArthur to Draper, WR34745, Jan. 9. 1948. (大蔵省資料Z七一三―二)。これは、陸軍省からの電文(W93502, Jan. 7, 1948, W93520, Jan. 8, 1948)に回答するかたちの電文である。陸軍省電文は未見であるが、本電文から推測すると複数の個人名をあげて法の適用除外を要請した内容が含まれていたようで、マッカーサーは、審査は日本政府にまかせたのであるから、事前に司令部が干渉することは日本政府の自立精神を損なうと回答して要請を拒否している。実際の運用に際しては、日本側の審査結果を司令部が否認する場合があったのであるから、日本政府に審査がまかされていたわけではなく、本電文の本国政府要請拒否は、マッカーサーの連合軍最高司令官としての自立性を誇示する独特のポーズのひとつとみてよい。日本政府の審査委員会をパスして司令部に否認された例としては、三井鉱山の役員の第一次審査の場合がある(江戸英雄三井不動産社長の回顧談、安藤良雄編著『昭和政治経済史への証言』下、一四七ページ参照)。

第三節　「会社証券保有制限令」と財閥商号商標問題

一　「会社証券保有制限令」の制定

持株会社、財閥家族、財閥役員に対する規制措置とならんで、より広い範囲の企業と役員に関する支配力排除措置もとられた。昭和二〇年一一月六日の覚書「持株会社の解体」(SCAPIN-二四四、付属資料二参照)のなかで、司令部は、追加的に日本政府がとるべき措置として「私的独占及び商業の制限、好ましからざる連鎖的経営陣、好ましからざる法人相互間の証券所有を除去並びに防止し、商業、工業及び農業よりの銀行の分離を確保し民主主義的基礎に立ち、工業、商業、金融及び農業に於ける競争の平等なる機会を商社及び個人に供与する如き法律の制定計画」の提出を指令した。日本政府は、これにたいして、独占禁止立法の制定準備を、商工省を中心に進めた(第四章第一節参照)。

一方、司令部は、エドワーズ調査団の勧告を検討したうえで、新しい動きをしめした。エドワーズ調査団の勧告(第一章第三節参照)には、財閥系企業に関して、金融業以外の現業会社は所有するすべての証券を処分すること(「勧告の要約」2b)、証券を処分した企業による将来の株式取得を禁止すること(2c)、役員は主として従事している会社以外のすべての役職を退任すること(2e)、企業間の優先的又は排他的な契約を破棄すること(2f)、などが提案され、また、一般的な独占形式の防止措置として、企業間結合を形成する機会を少なくするために、役員の兼任の禁止(18a)、役員による他社の相当数の株式保有の禁止(18b)、金融機関を除いた法人企業による株式保有の禁止(18c)が

挙げられていた。昭和二一年五月に司令部はエドワーズ勧告に対するコメントを作成したが、これらの事項のうち2e、2fには同意したが、2b、2c、18については、かなり長文の批判を加えている。[1] その趣旨は、次のようであった。

2b、cについて。この勧告は、あまりに徹底しすぎている。新産業や新企業を奨励するのには、子会社を設立するのが適している。また、数社が共同出資して原料を生産する子会社を設立することもしばしばおこなわれている。子会社を設立することによって金融の道がつくこともある。証券所有を制限したからといって、企業の巨大化や多角的な事業分野拡張を阻止する効果は小さい。しかしながら、ひとつだけ、法人証券所有のもたらす重大な害悪がある。それは、優先株で資本金を大きくした一連の中間持株会社をつみあげて形成されるピラミッド型所有集中である。このやり方で、親会社への小額の投資は、子会社群の巨額な資産を支配することができる。このような好ましくない資産と支配力のピラミッド型集中を防止するには、次の二つの手段で十分であろう。①他の会社の証券を所有するところの会社の発行する証券を第三の会社が所有することを禁止する。②優先資本（社債又は優先株）を発行しようとする会社の資本金総額の少くとも五〇%は普通資本（普通株）でなければならないと規定すること。もちろん、金融機関は例外である。こうすれば、何層かの子会社を用いた資産と支配力の膨張、拡大、ピラミッド型資本構造は防止できると同時に、単層の子会社の好ましい活用が可能となる。

18について。このままのかたちでは、不必要な広汎な規制である。このような規制は、競合関係にある会社間の関係に限定して適用すべきと思われる。役員による株式所有禁止も同様に競合会社株に限定すべきであるが、役員のその他の会社株式の取得が競争を制約したり独占を創出する傾向にある場合にはそれを禁止すべきである。

このコメントでは、司令部が、法人証券保有の全面的禁止にかなり強く反対している点が注目されるが、[2] エドワ

ーズ調査団勧告の検討過程で、司令部は、前年一一月のSCAPIN-二四四で指令した事項の具体化に関しての構想を得たものと思われる。つまり、第一章で述べたように、SCAPIN-二四四の法人証券保有と兼任重役制の規制は、司令部がまとめた「安田プラン」には含まれておらず、国務省と司法省の意見にもとづいて追加された事項であり、当初は、その趣旨が十分に司令部に理解されたとは限らなかったのである。エドワーズ勧告の検討のなかで、全面禁止は行きすぎであるが、ピラミッド型支配集中の廃絶のために法人持株、兼任重役を禁止するのは必要であることを確認した司令部は、昭和二一年七月二三日の覚書「持株会社整理委員会に関する法規」（SCAPIN-一〇七九、付属資料九）で、恒久的法規としての独占禁止法とは別に、次のような措置をとることを日本政府に指令した。

1　制限会社による他の会社の証券保有の制限

2　総ての制限会社における役員兼任の禁止、但し、金融上の必要に基く場合はこの限りに非ざるもこの場合に於ては適当な統制を設くることを要す。

3　制限会社相互間において競争を制限し又は商取引を拘束する如き契約、サーヴィス又はパテントの取極めを行うことの禁止

この覚書にたいして、日本政府は、大蔵省で立法準備を進め、理財局が昭和二一年八月一九日付で「七月二三日付指令に基づく法的措置要綱」を作成した。[3] この要綱のうち、制限会社に関する部分は、次のようであった。

第二、昭和二十年勅令第六百五十七号（会社解散制限令――引用者）に左の規定を追加すること（要すれば法律に依ること）

一、二、（略）

三、指定会社（金融又ハ保険ヲ主タル事業トスル会社ハ之ヲ除ク）ハ他ノ会社ノ株式又ハ社員ノ持分ヲ所有スルコトヲ得ザルコト

但シ特ニ必要有ル場合ニシテ主務大臣ノ許可ヲ受ケタトキハ此ノ限ニ非ラザルコト（この但書は、以下の各項に付されているが、省略する――引用者）

四、指定会社ノ役員ハ他ノ指定会社ノ役員ヲ兼ネルコトヲ得ザルコト
五、指定会社ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル協定ニ加入シ又ハ契約ヲ為スコトヲ得ザルコト
　(一) 生産、配給又ハ販売ニ関スル事項ノ制限ニ関スル協定又ハ契約
　(二) 特許権ノ実施ニ関スル事項ノ制限ニ関スル協定又ハ契約
六、(略)
七、指定会社ニシテ本令施行ノ日ニ会社ノ株式又ハ社員ノ持分ヲ所有スルトキハ本令施行後一ケ月以内ニ当該株式又ハ社員ノ持分ノ処分案ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベキコト
八、(略)
九、指定会社ノ役員ニシテ本令施行ノ日ニ他ノ指定会社ノ役員ヲ兼ネ居ルトキハ本令施行後一ケ月以内ニ兼務ヲ辞任スベキコト
一〇、指定会社ニシテ本令施行ノ日ニ左ノ各号ノ一ニ該当スル協定ニ加入シ又ハ契約ヲ為シ居ルトキハ本令施行後一ケ月以内ニ当該協定ヨリ脱退シ又ハ契約ヲ解除スベキコト
　(一) 生産、配給又ハ販売ニ関スル事項ノ制限ニ関スル協定又ハ契約
　(二) 特許権ノ実施ニ関スル事項ノ制限ニ関スル協定又ハ契約

大蔵省理財局は、SCAPIN-一〇七九の指令した、財閥家族、財閥関係役員、制限会社に対する規制を、制限会社令を改正するかたちで実施に移すことを検討したわけである（引用中の省略項は、財閥家族等に関する部分で、本章第二節二九九―三〇〇ページ参照）。

大蔵省による立法の準備が進められていた時、司令部は、昭和二一年九月二八日に新しい覚書「制限会社に対する補足規制」（SCAPIN-一二三八、付属資料一二）を出した。覚書の主要部分は、次のようなものであった。

一、日本政府は、(a)制限会社、(b)制限会社の子会社、(c)制限会社又はその子会社によって支配される会社又は個人が、司令部の事前許可なしに、非制限会社に関して、直接あるいは間接に利害関係を取得し又はその経営に参加することを禁止する措置をとること。
　「直接あるいは間接に利害関係を取得する」とは、会社が直接に、あるいは、他の会社や役員その他職員を通して間接に、支配力を行使するための株式、社債などを取得すること、あるいは発行数の一〇％以上の株式を取得することをさす。
　「直接あるいは間接に経営に参加する」とは、会社が直接に、あるいは他の会社や役員その他職員を通して間接に、非制限会社の経営に参加し、その生産、販売に支配力を行使することをさす。
二、右の会社又は個人が、昭和二〇年一二月八日以降に「利害関係の取得」、「経営参加」をした場合には、それを廃止する計画を三〇日以内に司令部に提出すること。

司令部が新しい覚書を出すにいたった事情は、「注意深い監督にもかかわらず、一九四六年八月には、制限会社に指定された第一級の財閥子会社の第二級の子会社で制限会社でない会社が、『制限会社に関する規制』を規定した司令部の覚書のねらいをはぐらかすために利用されていることが明確になった」[4]からであったと「日本占領民政史」には述べられている。昭和二〇年一二月八日のSCAPIN-四〇八で制限会社に対する規制が実施され、制限会社自身は身動きができない状態となったが、その子会社、孫会社を活用して支配力を温存させる密かな努力が続けられていたのを司令部が察知したわけである。一二月八日以後の利害関係の取得、経営参加が廃止対象となったのは、それが、制限会社規制の裏をかこうとする行為と見なされたためである。すでに制限会社に対しては、法人証券所有と役員兼任の規制が指令されていたのであるから、この覚書は、制限会社に指定されていない子会社、孫会社にまで規制を拡張することを主たるねらいとしたものであった。

二つの覚書で指令された事項は、内容的に細かく複雑であり、大蔵省は、「会社解散制限令」の改正ではなく、単独

立法とする方針に切り替えて、昭和二一年一〇月二一日に、「七月二十三日付指令及び九月二十八日付指令に基く勅令案要綱」を作成した。[5] ここで、「会社証券保有制限令」の骨組ができあがり、さらに司令部との折衝が続けられた。司令部は、処分すべき株式等の処分方法について、それが証券保有の民主化につながるよう具体的に規定を設けるよう主張したので、新しく、証券譲渡の申込優先順位を、第一位は株式発行会社の従業員、第二位は株式発行会社の本支店、工場などの所在地の住民と明記した条項（後掲勅令第六条）が付加された。そして、昭和二一年一一月二五日に「会社の証券保有制限等に関する件」（昭和二一年勅令第五六七号、付属資料⑬、本編では「会社証券保有制限令」と称することがある）が公布、即日施行された。[6]

「会社証券保有制限令」は、全二二ヵ条のかなり複雑な法令で、指定会社、従属会社、関係会社、およびそれら会社の役員等に関して、証券保有、役員兼任、競争制限契約、支配契約の四事項にわたる規制を加えた措置である。指定会社とは、「制限会社令」による指定会社であり、従属会社とは、指定会社が資本金額（出資総額・株金総額またはそれらの合計）の一〇％以上の株式（社員持分を含む）を有する会社（非制限会社）である。関係会社とは、①同一資本系に統属する二つの会社（指定会社または従属会社）の持株合計が、資本金額の一〇％以上になる会社、あるいは、②一つの指定会社または従属会社が払込資本金額の一〇％以上にあたる社債または貸付金を有する会社と規定された。

事項別の規制を、司令部覚書と法条項に関係づけながら整理すると次のようになる（株式には社員の持分を含む）。

一、証券保有の規制

1　将来にわたる他社の株式・社債の取得禁止

指定会社	取得者	法	覚書	備考
第二条	従属会社	〃	9／28	取得する場合などは除外
	関係会社	〃	〃	〃
	指定会社・従属会社・関係会社の役員、従業員、その他の者	第三条	9／28	会社が自己の計算において取得させる場合に限る
銀行等金融機関が同一資本系統に属さない会社の株式・社債を				

2　現に保有する他社株式の処分

対象株式	法	覚書	備考
指定会社が保有する他社の株式	第四条	7／23	銀行等金融機関が保有する同一資本系統に属さない会社の株式などは除外
従属会社・関係会社が昭和二〇年一二月八日以降取得した他社の株式	〃	9／28	〃
指定会社・従属会社・関係会社の役員、従業員、その他の者が昭和二〇年一二月八日以降に取得した他社の株式	第五条	9／28	会社が自己の計算において取得させた株式に限る

二、役員兼任の規制

1　将来にわたる兼任の禁止

禁止事項	法	覚書	備考
指定会社・従属会社・関係会社の役員又は従業者が他社の役員又は従業員を兼ねること	第一一条	9／28	7／23覚書は、指定会社間の役員兼任禁止

2　現に兼任する職の辞任

兼職辞任	法	覚書	備考
指定会社の役員又は従業員が他社の役員を兼ねている場合 従属会社・関係会社の役員又は従業員が昭和二〇年一二月八日以降に非指定会社の役員を兼任した場合	第一二条 第一二条	9／28 9／28	7／23覚書は、指定会社間の役員兼任禁止

三、競争制限契約の禁止

禁止された行為	法	覚書	備考
指定会社が生産・販売・配分その他取引の自由競争を制限する内容の契約を他の会社との間に結んで自由競争を制限すること	第一三条	7／23	例外を認めている

四、支配契約の禁止

禁止された行為	法	覚書	備考
指定会社・従属会社・関係会社あるいはその役員等が、非指定会社の決算や業務の執行について事前承認を求める契約を結ぶなど他社の事業を支配すること	第一四条	9／28	例外を認めている

処分すべき株式の処分方法については、各社または各個人が処分計画書を作成して、持株会社整理委員会に提出

し、承認を受けることと規定された（第四条、第五条）。持株会社の場合に、証券を持株会社整理委員会にいったん譲渡する方法がとられたのとは異なった処分方式である。ただし、処分すべき株式に付有する議決権は、持株会社持株の場合と同様に、一ヵ月以内に持株会社整理委員会にその行使を委任するものとされた。また、その処分に際して、前述のように、譲渡の優先順位が明文規定され（第六条）、さらに、従業員が株式取得資金を金融機関から借入れできる途をひらいた（第一〇条）。

このように、「会社証券保有制限令」は、広汎な事項についてかなり厳しい規制を加える内容となっていた。昭和二一年七月二三日の司令部覚書にはじまり、同年九月二八日付覚書を経て一一月の勅令公布にいたる過程で、規制内容が拡大していったことは、FEC-二三〇文書の策定過程と関連している。すなわち、エドワーズ調査団の勧告に対する司令部のコメント（五月一七日陸軍省に送付）を加味しながら、国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）の極東小委員会（SFE）は、昭和二一年八月一日にSFE-一八二文書を作成した。SFE-一八二文書は、八月二一日に陸軍省から司令部に送られ、司令部はそれを検討して、コメントを一〇月一五日に陸軍省に送付した。極東小委員会は、司令部コメントを部分的に受入れて、一二月一九日にSFE-一八二／一文書を作成し、これがSWNC C-三〇二／二文書、そしてFEC-二三〇文書となる。第一章で詳述したこのような経緯のなかで、司令部は、本国政府の政策決定過程に発言をおこないながら、準備されつつある政策の趣旨を部分的に実行に移したわけである。

法人株式保有の制限について、司令部はエドワーズ勧告に対してと同様に、SFE-一八二文書に対しても、法人持株の全面的禁止は不適当であるとコメントして、関連事業をおこなう子会社株式の保有は認めるべきことを繰り返して提案している。しかし、実際には、「会社証券保有制限令」のなかには司令部のこのような見解は反映されておらず、むしろ、SFE-一八二文書の線に近い規制が実施されることになっている。SFE-一八二文書に対するコメン

トでは、司令部も、集中排除のための再編成期に限れば強い規制を実施する必要性を認めているから、「会社証券保有制限令」は、再編成期に適用されるもので、その後は緩和する意向であったのかもしれない。あるいは、司令部が、本国政府にたいしてはそのあまりに広汎かつ厳格な政策プランを批判しながら、日本政府にたいしてはより厳しい姿勢でのぞむという、官僚制に固有の二面性をしめしたのかもしれない。

一〇月二一日の「七月二十三日付指令及び九月二十八日付指令に基づく勅令案要綱」の策定以後に追加された株式の従業員等への優先的売却は、「降伏後における米国の初期の対日方針」（昭和二〇年九月六日トルーマン大統領裁決）で指示された「生産・流通手段の所有の広汎な分配」という基本方針に沿った措置であった。エドワーズ調査団の勧告では、新しい株式所有者として、協同組合、会社の役員、従業員、中小企業主、労働組合などがあげられており、SFE-一八二文書ではさらに、中小企業主のような個人、協同組合、労働組合のような団体にたいしては、株式購入を容易にするような技術的および金融的援助を提供することが提案された。従業員への株式取得優先権の付与は早い時期から示唆されていたが、富士産業（旧中島飛行機）の解体に関する司令部覚書（昭和二一年六月二九日付）ではじめて公式に指示され、その後、持株会社整理委員会の譲渡証券についても、同委員会業務規定（昭和二一年八月二七日施行）で規定され、「会社証券保有制限令」ではじめて法令上明文規定された。従業員への株式購入資金援助が、「会社証券保有制限令」に盛り込まれたのは、SFE-一八二文書の提案を司令部が受け入れた結果である。

また、競争制限契約の禁止（七月二三日覚書）とは別に支配契約の禁止（九月二八日覚書）が規定されたのも、司令部がSFE-一八二文書を検討した結果と考えられる。エドワーズ調査団の勧告をもとにSFE-一八二文書は、4dで、本社機能の行使、人的交流、優先的または排他的取引権などを含む契約および業務に関する取決めが、過度経済力集中を分割した企業間で結ばれることを将来にわたっても禁止すべき旨を提案している。司令部は、これに対して、長期的には、そのような契約や取決めの禁止は、競争を制限する場合にのみ限定されるべきであるが、とりあえず恒久的な反トラスト法が制定されるまでの期間について、そのような契約や取決めを禁止するのは筋が通ると述べている。

このように、エドワーズ調査団報告書とSFE-一八二文書の検討のなかで、司令部は、次々と日本側に具体的な指示を与え、「会社証券保有制限令」を広汎な規制立法に仕立て上げたのである。(7)

二　「会社証券保有制限令」の施行

「会社証券保有制限令」は、昭和二一年一一月二五日公布と同時に施行され、将来にわたる法人持株の規制、兼任重役制の禁止、競争制限契約と支配契約の禁止は、ただちに効力を持った。同時に公布された施行に関する閣令（昭和二一年一一月二五日閣令第八三号）では、処分すべき株式の議決権を持株会社整理委員会に委任する手続等も定められた。しかし、保有株式の処分について、施行手続などを規定する閣令は、大幅におくれ、ようやく、昭和二三年五月七日に公布された（施行閣令―昭和二一年閣令第八三号―の一部を改正する総理庁令、昭和二三年総理庁令第二四号、五月一〇日施行）。株式の処分開始がおくれたのは、賠償問題の未解決、「過渡経済力集中排除法」の公布、証券市場の未再開、などの要因があったためである。

「会社証券保有制限令」の株式所有規制対象となった会社は、昭和二一年一一月二二日(8)現在で指定会社（制限会社）四六八社、従属会社一三一社、関係会社一六社、合計六一五社であった。役員兼任規制の対象となった会社総数は不明であるが、指定会社（制限会社）は四六八社である。兼任を排除された役員についての統計も得られない。

規制対象会社は、昭和二三年一二月三日の「会社証券保有制限令改正」（昭和二三年政令第三六一号）で、承継会社に

まで拡大された。司令部が、昭和二三年一一月六日の覚書「制限会社の規制」（SCAPIN-四〇八／二）で、承継会社にも適用されるよう「会社証券保有制限令」を改正することを指令したためである。承継会社とは、①「企業再建整備法」による第二会社、②「金融機関再建整備法」による譲受金融機関、③営業・資産の主要部分を譲受・貸借している会社、④その他実質的に他の会社を承継する会社で持株会社整理委員会が指定する会社の四種と規定され、①②③については、整理委員会が認定すれば承継会社から除かれることになっていた。

承継会社を対象範囲に加えたことによる最大の効果は、財閥系生命保険株式会社の後身である生命保険相互会社の持株を規制したことであった。制限会社に指定されていた財閥生命保険会社七社は、保有していた株式・社債等を昭和二二年六～九月に設立された相互会社組織の新会社七社に譲渡したが、新会社は、制限会社指定を受けなかったから、独占禁止法による一般的規制を受けるほかはきわめて自由な立場にあった。生命保険会社の証券保有額は巨額で財閥的結合の復活につながるおそれもあり、承継会社を追加する法令改正は、その防止措置として大きな意味が与えられた。法令改正によって、生命保険会社は、同一資本系統に属する会社の株式を処分することとなり、将来にわたってその保有を禁止されたのである。また、承継会社のほかに、制限会社指定を解除された企業も、一年間は継続して規制を受ける旨の法令改正もおこなわれた（昭和二四年四月二六日政令第七八号）。

「会社証券保有制限令」によって処分されることとなった株式および持分の範囲は、前述の通りであるが、実施に際しては、在外会社発行の株式、解散会社発行の株式、閉鎖機関の有する株式は対象外とされた。対象となった株式持分の払込金額は、昭和二一年一一月現在で表3-19の通りであり、会社保有分一四億八六六九万円（一万円未満切捨表示、以下同じ）、会社の計算において会社役員等が保有する分（名義人保有分）五七五一万円、合計一五億四四二一万円に及んだ。このほかに、事実上処分対象からは除外された連合国人関係株式および持分（かつて連合国人の所有に属し

表 3-19　勅令567号による処分の対象株式持分一覧　（単位：千円）

区分	会社数	会社保有 株(口)数	会社保有 払込金額	名義人保有 人員	名義人保有 株(口)数	名義人保有 払込金額	合計 株(口)数	合計 払込金額
制限会社	468	口 42,228 株 33,219,543	5,662 1,420,196	917	口 1,535.5 株 980,096	197 55,680	口 43,763.5 株 34,199,636	5,858 1,475,876
従属会社	131	口 15,389 株 961,775	1,362 31,523	77	口 920 株 31,568	92 1,544	口 16,309 株 993,343	1,454 33,066
関係会社	16	口 — 株 664,422	— 27,954	—	口 — 株 —	— —	口 — 株 664,422	— 27,955
計	615	口 57,617 株 34,845,740	7,024 1,479,673	994	口 2,455.5 株 1,011,664	289 57,223	口 60,072.5 株 35,857,404	7,313 1,536,897
総計	—	—	1,486,697	—	—	57,513	—	1,544,210

（注）　昭和21年11月22日現在.
出所：持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』，466ページ.

敵産管理法などによって処理された株式等）が、合計で一六八五万円あった。これらの数値には、財閥系生命保険会社七社関係も含まれており、それらの承継会社が、昭和二三年一二月時点で保有していた処分すべき株式（名義人分も含む）は、一億九七三一万円であった。(9)

三井・三菱・住友・安田の四財閥に関しては、保有者別と銘柄別に細かい数値が得られるが、保有者別の資料を整理すると、表3-20のようになる。四財閥の指定会社・従属会社・関係会社のうちで、株式等の処分をおこなうべき会社は一四四社で、処分すべき株式等の総額（払込金額）は八億三九七五万円、つまり「会社証券保有制限令」による処分株式等の総額の約五四%に達していた。

昭和二三年五月一〇日施行の総理庁令の規定にしたがって、株式処分計画書の提出と、その持株会社整理委員会による審査が開始された結果、最終的には、六一六社の保有株式（名義人保有を含む）、一六六五銘柄、三四三六万六五九一株（払込金額一五億四五一三万円）が処分された。(10)これを、持株会社整理委員会による株式等譲受処分

表 3-20　4財閥の勅令567号による株式持分処分

財　閥	保有会社数	株　数	払込金額
	社	株	千円
三　井	77	7,963,415	334,904
三　菱	33	5,448,984	225,093
住　友	19	3,612,381	167,442
安　田	15	2,841,853	112,314
4財閥合計	144	19,866,633	839,753

（注）出資証券が，三井系で2,199口，219,900円，住友系で2,500口，250,000円，安田系で750口，75,000円あり，これらは，株数・払込金額に加算して作表した．
表出の外に，住友系に連合国人関係株式が25,430株，1,271,500円ある．
出所：持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』，303～07ページ．

表 3-21　勅令567号による株式処分の取得者別内訳　（単位：千株・％・千円）

	株　数	割　合	払込金額	処分金額
従業員	9,349	27.2	435,863	444,151
地方居住者	6,370	18.6	280,833	313,204
一　般	7,505	21.8	344,443	554,892
その他	11,140	32.4	438,997	17,740
計	34,366	100.0	1,545,138	1,329,988

（注）1.　払込金額欄の数値は大きく不整合であるが，そのまま掲げた．
2.　その他とは，発行会社が解散したため，清算結了まで継続保有を承認されたものである．
出所：持株会社整理委員会「持株会社整理委員会白書」，45ページ．

額(11)とくらべると、持株会社八三社保有分六七億九七五五万円の約二三％、持株会社および財閥家族保有分合計七二億五〇七四万円の約二一％にあたる額であり、「会社証券保有制限令」による株式処分も、株式保有にもとづく企業支配関係を破壊するのに大きな役割を果たしたとみることができる。処分された株式の取得者は、表3－21のようであった。

なお、処分されるべき株式に関しての手続は、昭和二三年一二月三日の改正（総理庁令第七三号）に際して、大幅に

変更された。当初は、株式保有者が株式処分計画書を提出することに規定されていたが、改正令によって、特定の場合を除いて、株式保有者は、株式の発行会社に、譲渡予約の締結と予約の成立した株式の処分計画書提出を委任することとなった。つまり処分計画は保有者によってではなく発行会社の手によって作成される方式に変ったわけである。ただし、特定の場合、すなわち①委任を要しない株式（解散が確定した会社の発行株式、株式保有者である会社と合併する会社の発行株式、発行会社が買入れて消却することの確定した株式）、②委任を解除した株式（保有株式が発行会社資本金の一〇％未満の場合には委任を解除することができる）、③従業員などとの譲渡予約が成立しなかった株式、④緊急処分を要する株式（保有者が、制限会社指定の解除、納税資金調達などのために、再建整備計画が認可されていない会社等の発行株式を処分する場合）については、保有者が直接に処分計画を持株会社整理委員会に提出することとされた。

三　財閥商号商標禁止問題

昭和二三年八月一九日に公布された「会社証券保有制限令改正政令」（昭和二三年政令第二四〇号、付属資料一三参照）は、財閥商号・商標の使用禁止の権限を持株会社整理委員会に与え、この時から、財閥商号・商標問題がクローズ・アップされてきた。財閥商号・商標の規制は、すでに、昭和二〇年一〇月の「安田プラン」（第一章第二節参照）から問題となっていた。すなわち、「安田プラン」には、「安田の商号はすべての会社から除去する」という一項が含まれていたのである。そして、司令部の公式の覚書は発せられなかったが、「企業再建整備法」（昭和二一年法律第四〇号）あるいは「金融機関再建整備法」（昭和二一年法律第三九号）にもとづく再建整備の過程では、司令部の内面指導によって、財閥系商号・商標を放棄して新しい商号・商標を使用するケースが見られた。たとえば、昭和二二年中に発足した生命保険相互会社は、三井生命が中央生命に、住友生命が国民生命に、安田生命が光生命に、野村生命が東京生命にそ

れぞれ名称を改めているし、翌二三年の銀行再発行に際しては、三菱銀行が千代田銀行に、住友銀行が大阪銀行に、安田銀行が富士銀行に、野村銀行が大和銀行にそれぞれ改称している。また、二三年の信託会社の信託銀行への改組に際しては、三井信託が東京信託銀行に、三菱信託が朝日信託銀行に、住友信託が富士信託銀行に、安田信託が中央信託銀行に改称した。あるいは、住友財閥の場合のように、昭和二〇年一一月から二一年二月にかけて、主要企業の名称変更を実施した例もある。すなわち、住友土地工務が日本建設産業、住友通信工業が日本電気、住友機械工業が四国機械工業、住友金属工業が扶桑金属工業、住友鉱業が井華鉱業、住友化学工業が日新化学工業、住友化工材工業が日本化工材工業に名称を変更した。司令部の意向に、素早く対応したわけである。

司令部内部では、昭和二二年一一月頃に、司令部の民間財産管理局 Civil Property Custodian から提出された、「国外及び国内における日本の商標権の取扱いに関する政策提案」の検討がおこなわれていた。[12] この案は、アメリカ政府から送付されたもので、SWNCCの極東小委員会でつくられた原案と思われる。この案のおもな内容は、外国人が戦前に所有あるいは登録申請していた商標権の回復等の措置に関するものであったが、第八項には、戦争犯罪人、経済追放該当者、政府企業、統制会社、制限会社が所有する商標権は、司令部の指令によって封鎖、没収、廃止の対象となること、独占的支配の排除の目的で商標・商号を廃止させた場合には日本政府にその復活を禁止する立法措置を講じさせることが提案されていた。

経済科学局の検討では、第八項はそのままとして、他の項について部分的な修正提案が作成され、民間財産管理局からアメリカ政府へ検討結果が送付された。アメリカ政府は、これをSWNCC（一九四七年一一月からは国務・陸軍・海軍・空軍四省調整委員会SANACCに改組）で討議し、「日本の商標の取扱いに関する政策」と題する政策文書案を作成し、昭和二三年八月三日に司令部に送った。[13]

一方、司令部は、独自に政策検討をすすめ、昭和二三年七月二九日に、覚書「持株会社及び集中排除法指定会社と同一資本関係にある諸会社が共通に使用する商標、商号、社名、標章」（SCAPIN-一九二三、付属資料一四）を発した。そこでは、次のことが日本政府に指令された。

a　政令によって、会社証券保有制限令第一四条を改正し、持株会社整理委員会に次の場合の商標、商号、社名、標章の登録廃止と使用禁止を関係する会社に命ずる権限を付与すること。

(1)　持株会社及び集中排除法指定会社が子会社と共通に使用している商標等。

(2)　三井、三菱、岩崎、住友、安田、野村、大倉、浅野、日産、中島、古河の含まれる商標等。

b　商標法を改正して、禁止商標等の将来の登録資格を除き、自由使用を認めること。

c　商法、民法を改正して、禁止商標等の登録を取消し、将来の登録を禁止し、独占的使用権を禁止すること。

この覚書にもとづいて、政府は、昭和二三年八月一九日に、「会社証券保有制限令」の改正をおこない（昭和二三年政令第二四〇号）、第一四条に一項を新しく設けた。新条項は、司令部覚書のaの部分の逐語訳的な文章を骨子にした長文のもので、持株会社整理委員会に、持株会社、集中排除法指定会社およびそれらの従属会社等に対して、商号、社名、商標、会社標章の使用禁止、商号変更、登録抹消などの措置をとるべきことを指示する権限を与えた。

ところで、この間、昭和二三年八月三日に司令部に送付されたアメリカ政府の「日本の商標の取扱いに関する政策」案では、集中排除法指定会社の商号商標についてのみ言及され、持株会社系列の会社についてはふれられていなかった。そこで、司令部は、持株会社整理委員会に対して、商号商標問題に関する措置を一時保留するように指示し、[14] 本国の政策文書案とSCAPIN-一九二三の不一致を指摘して政策の早急な確定を本国政府に要請する電文を送った。[15]

アメリカ政府の最終的な方針が司令部に伝えられたのは、昭和二四年四月九日であった。[16] その電文は、「日本にお

ける商標及び日本人が外国で所有する商標権の取扱いに関するアメリカ政府の立場」を述べ、そのなかで、再編成される企業の商標権について大略次のような見解をしめしていた。

二社あるいはそれ以上に分割された企業又はその関連諸企業（持株会社によって連結している諸企業を含むが、それに限らない）の商号・商標の処理に際しては、

A　当該商号・商標の使用を一社以上の企業に許可すべきでない。

B　使用を禁止された企業は、適当な期間に限って、新しい商標と平行して旧商標・商号を用いることが許される。

C　商標・商号の消失によって実質的に競争上の立場を害された企業に対しては、適当な機関がそれを必要と認めた場合には、再編成計画のなかで補償措置を講じること。

このようなアメリカ政府の方針が、実行を保留してあるSCAPIN－一九二三と一致しているか否かが、司令部内部では大きな問題として論議された。商号・商標の禁止の範囲が、前年八月のアメリカ政府案ではふれられていなかった持株会社系列企業にまで拡大された点では、アメリカ政府はSCAPIN－一九二三を認めたことになるが、財閥商標等の使用を一社に限って許可するという点は、SCAPIN－一九二三の全面禁止とはあきらかに異なっていた。しかし、経済科学局では反トラスト・カルテル課の強い主張のもとで、関係諸課が、SCAPIN－一九二三の実行に合意し、ウエルシュ反トラスト・カルテル課長がマーカット経済科学局長に承認を求める文書を提出した。[17] そのなかで、ウエルシュ課長は、商標等の使用を一社に許可するという本国政府の方針は、必ず一社には許可しなければならぬという意味ではなく、すべての会社の使用を禁止することもありうるものと解釈し、たとえば三井本社傘下の多くの会社のうちの一社のみに使用を許可することは明らかに不公平であり、そのような場合には全社について禁止すべきであるという議論の余地のない結論に達するであろうと述べている。また、ウエルシュ課長は、使用禁止の結果に対する補償については、濫用されていた独占的特権を排除するにすぎない措置であるから、補償の必要はないと述べている。

かなり強引な解釈で、SCAPIN－一九二三と本国政府の政策の一致が主張されたわけであるが、マーカット局長は、ウエルシュ課長に、日本政府側との非公式会合を開いてアメリカ政府の見解を伝えるよう指示した。そこで、昭和二四年八月二三日には、持株会社整理委員会に、一社に限って使用を認めるというアメリカ政府の方針がそのままのかたちで伝えられ、さらに、商標等の使用を継続する会社が、他の使用を禁止された会社にたいして補償をすべきか否かの検討をおこなうよう指示が与えられた。ところが、九月一五日には、一社の使用許可を取消す指示が司令部から持株会社整理委員会に出された。[18] この間の事情は明らかでないが、ウエルシュ反トラスト・カルテル課長の強力なまき返しが成功したものと考えられる。

保留されていた商標・商号関係の措置について、あらためて実施すべしとの指示を受けた持株会社整理委員会は、昭和二四年九月二一日に、三井、三菱、住友の三大財閥の制限会社、従属会社、関係会社七一一社（三井系三四六社、三菱系二〇五社、住友系一六〇社）に対して、①財閥商号・商標の登録を変更または抹消すること、②昭和二六年七月一日以降七年間その使用を禁止すること、ただし、昭和二五年七月一日から昭和二六年六月三〇日までの一年間は、新商号・商標と併用する場合にのみ継続使用が認められる、という内容の指示を発した。[19] 使用が禁止されたのは、三井・三菱・住友という文字を含んだ商号・社名、▲・◆・✿の図形からできている商標・会社標章、それらに類似の商号・商標等（外国語も含む）であった。

さらに、司令部は、覚書（SCAPIN－一九二三）の他の事項の実行を日本政府に求め、昭和二五年一月二一日には、「財閥商号の使用の禁止等に関する政令」（昭和二五年政令第七号）と「財閥標章の使用の禁止等に関する政令」（同

政令第八号）が公布された。二つの政令は、「財閥文字」（三井、三菱、住友、および持株会社整理委員会が指定するもの）を含む商号、「財閥商号」（株式会社三菱本社以下四四社名、および整理委員会が指定するもの）、「財閥標章」（▲三菱、✿三井、✿住友、および整理委員会が指定するもの）に関して、①昭和二五年六月三〇日までに変更の登記または登記・登録の抹消をすること、②新規の登記・登録はできないこと、③昭和二六年七月一日から七年間は、何人も使用してはならないこと、ただし、昭和二五年七月一日より翌二六年六月三〇日までの期間に、新商号等と併用することは認められる、④持株会社・制限会社・従属会社・関係会社・承継会社・過度経済力集中排除法指定会社以外の者が、昭和二〇年九月一日以前から登記・登録した商号等を登記されている営業・指定されている商品に関して使用する場合には、①③の規定は適用しない、などを定めた。この二政令によって、財閥商号・商標は、七年間すべての会社（④の場合は例外）に使用が禁止され、七年後にはすべての会社が自由に使用できることになった。これで、SCAPIN－一九二三の指示は、基本的にはすべて具体化されたわけである。ただ、七年間の全面的使用禁止は、財閥商号・商標の七年間の凍結措置であり、その間の状況の変化の可能性、特に講和条約締結、独立回復後の政策転換の可能性を考慮すれば、ある種の含みのある措置でもあった。つまり、SCAPIN－一九二三の指示そのままに、財閥系企業に使用を禁止し、他者には自由使用（商法・商標法による保護はない）を認めれば、財閥商号・商標の持つ伝統的価値は短期間に消失することが眼に見えていたから、財閥系企業にとっては七年間の凍結措置のほうが、むしろさしあたっての悪影響が少なかったと言えるのである。

しかし、アメリカ政府の方針であった一社に限っての継続使用の許可は、財閥商標・商号の法的保護の継続をも意味していたから、それと較べると二政令の内容はきわめて厳しいものであった。SCAPIN－一九二三に沿った二法令の規定にしめされた司令部の方針は、本国政府の考え方とは大きく乖離したものであったといえる。すでに対日

占領政策の転換を決定していた本国政府の柔軟路線に対して、現地で占領行政を担当した司令部、特に集中排除政策で本国派遣の審査委員会に頭を抑えられてしまった経済科学局反トラスト・カルテル課が強い反発をしめしたケースと見ることができる。しかし、財閥解体政策の最後の課題であった商号・商標規制は、すでに実現の機を失していた。

集中排除政策の緩和過程で対日政策の転換、本国政府と司令部の乖離を知った日本側は、商号・商標問題では強い抵抗を試みた。そしてまず、対象範囲をめぐる攻防戦で勝利をおさめた。司令部は、三大財閥につづいて、安田、中島、大倉、古河、浅野、野村、日産（鮎川）の七財閥の商号・商標も禁止対象とするよう持株会社整理委員会に指示したが、整理委員会は、①七財閥の支配力は三大財閥に較べて小さいし、その商号・商標も一般に熟知されているものではなく、禁止せずとも財閥解体が不完全である印象は残さない、②七財閥の名称はきわめて通俗的であるから、使用を禁止し、しかもその禁止が昭和二五年政令第七号、第八号の規定によって一般に適用された場合には不測の障害が生じるであろう、③商号等の変更に要する費用は僅少ではなく、特に影響を受ける企業の基礎が貧弱なので負担は軽視できない、などの理由をあげて指定するのは不適当であると主張した。[20] 反トラスト・カルテル課は強硬であったが、司令部上層部への働きかけが効を奏して、[21] 持株会社整理委員会は、昭和二五年五月一八日の委員総会で、七財閥にまでは対象範囲を拡大しないことを決定するにいたった。

さらにつづいて、日本側は、昭和二五年五月二九日に、使用禁止等の期日を一ヵ年延期する旨の政令改正を公布することに成功した（昭和二五年政令第一六八号、同第一六九号）。財閥商号等を使用していた三大財閥系企業は、二つのルートから司令部およびアメリカ政府に働きかけをおこなった。ひとつは、集中排除審査委員会（DRB）のメンバーとして来日したハッチンソン Walter R. Hutchinson ルートであり、タイド・ウォター・アソシエーテッド石油会社と三菱石油会社が、ハッチンソンを弁護士として、昭和二五年四月七日に、司令部と陸軍長官に、SCAPIN－

一九二三に抗議する請願を提出した。[22] もうひとつは、吉田茂首相ルートであり、三大財閥関係者が吉田首相に直接陳情して、商号・商標の変更には、関係一六社合計して約十数億円の巨額な費用がかかるし、売上減少など間接損害はその一〇倍に達すると予想され、また海外信用の喪失など国民経済上にも大きな打撃を蒙ると訴えた。[23] 吉田首相は、昭和二五年五月頃に、マッカーサー司令官に商号等禁止措置の廃止あるいはその実施延期を要請した。[24] この二つのルートからの働きかけに対して、マッカーサー司令官は、経済科学局長に実施の延期を認めるよう口頭で許可を与えた。[25] ここで、一年間の猶予ができ、その間に、三大財閥関係者の働きかけはさらに活発に続けられた。

司令部経済科学局の公正取引課（反トラスト・カルテル課の後身）は、実施の延期期間が過ぎた時には、ただちに商号等の使用禁止を実行する強い態度をしめしていた。公正取引課のギリーズ Roderick M. Gillies 課長が、昭和二六年三月一日付でマーカット経済科学局長に提出した報告書では、講和条約締結も間近であり、日本が主権を回復すると商号等使用禁止令の撤回の法的実権を日本政府側に握られてしまうから、それを厳格に実施する責任を日本政府に負わせ、日本政府の見解が公式記録として残るような文書にして提出させるべきであるという主旨の勧告をおこなっている。[26] しかし、この公正取引課の強硬意見は、すでに、アメリカ政府の路線とは明らかに乖離しており、本国政府と連絡をとったマーカット局長は、日本政府の独自性を認めるというかたちで、事実上、商号等禁止措置を放棄することとした。すなわち、二六年三月七日に、司令部は、陸軍省にSCAPIN-一九二三は廃止しないで日本政府を指導する目的のために残すこととするが、政令の処置に関しては日本政府の意向を承認するという方針を伝えた。[27] そして、三月九日には、日本政府関係者と会合して、次のような司令部の方針を明らかにした。[28]

SCAPIN-一九二三は、財閥解体に関する司令部の原則を表現したものとして残るが、それにもとづく法令の施行の責任は、日本政府が負うものである。政令をそのままのかたちで一九五一年六月三〇日以後に施行するか、施行を延期するか、SCAPINに抵触しないしかたで改正するかを考慮し決定する権限も、当然、日本政府の責任のうちに含まれている。

日本政府は、三月一七日に、商号等使用禁止実施の期限をさらに一年延期する方針を司令部に伝え、司令部は、三月二二日にそれを承認した。[29] そこで、日本政府は、昭和二六年三月二九日に、商号・商標の使用禁止の実施を、昭和二七年六月三〇日まで一年間延期する政令を公布した（昭和二六年政令第五六号、同第五七号）。商号等使用禁止令の廃止までは、いたらなかったが、講和条約締結が目前にせまっていた段階で、さらに一年間の延期がおこなわれたことは、事実上、禁止措置が実行されずに終わることを決定的なものとした。

この二回目の期限延長が、司令部内部の強い反対を押し切って実現した経緯については、まだ不明確な点が多い。吉田首相が昭和二五年五月にマッカーサー司令官と会見した際に「一年間の延期」の了承をとりつけた裏には、実施延期をつづけて講和発効後に関係法令を廃止するという含みがあったと見ることもできる。[30] また、ハッチンソン弁護士のワシントンに対する働きかけが効果を持ったとも考えられる。[31] いずれにせよ、アメリカの対日占領政策の転換が決定的となっていたこの時点では、経済科学局公正取引課の主張のように商号等使用禁止措置の実行を日本側に強制することは、もはや不可能であったといってよかろう。

(1) GHQ/SCAP, Comments on the Report of the Edwards Mission, State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East, Statement of U.S. Policy with respect to Excessive Concentrations of Economic Powers in Japan (SFE182), Appendix "B" Part II.（大蔵省資料Z七三五—九）。

(2) この点は、SWNCCの極東小委員会（SFE）とSCAPの間の論争点のひとつとなり、SWNCC-三〇二／二文書では、SCAPの見解を部分的に受け入れた案文に修正された（第一章第四節参照）。

(3) 大蔵省資料Z五二六—二七—三。

(4) GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #24, Elimination of Zaibatsu Control, p. 80.

(5) 大蔵省資料Z五一一―三〇四。

(6) 司令部「日本占領民政史」は、この勅令が四カ月遅れでかなり切迫して公布されたので、その最終案を司令部は見ておらず、したがって公式に承認したわけではないと述べ、株式処分の一般向売却を監視する規定がないなどの欠陥があったとしている(GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 146-47)。

(7) 「会社証券保有制限令」の規定当時を回顧して、亀岡康夫管財局総務課長（当時理財局制限会社課勤務）は昭和二八年に次のように語っている（「財閥解体の経過について（その二）」、「戦後財政史口述資料」第四分冊）。

この指令による勅令（会社証券保有制限令――引用者）を制定します準備します準備期間――これは大体指令を受取ってから一カ月以内に立法化して、日本の国内法として施行になるようにすべしというように――その期間も制限されておったのです。非常に内容のむずかしい、今まで日本人が考えたことのないような内容の指令を、わずか一カ月くらいの間でつくらされるということで、昼も夜もないような状態で、カン詰になって作業をやらされたわけであります。当時勅令をつくります場合の事務の内容を申し上げますと、司令部の中に個別審理の担当官がおりまして、そこでわれわれと事務的な折衝をやっておりましたが、どうも立案する場合に感覚が合わない、われわれは、できれば財閥解体ということは一つの与えられた線ですから、それを根本的に抵抗するということはいけないけれども、できるだけの範囲で、穏便な手段を講じてもらいたい、これが念願なので、それを法律的にできるだけ緩和すべく努力したのであります。ところがここで困った問題が二つあったわけです。その一つはいわゆる日本の法律というのは大陸法で、アメリカの法律は英米法でありますが、英米法によりますと、たいていのことは自分の思った通り法律化できるわけなのです。ところが日本の法律は大陸法でありますから、司令部の担当官の意図するような線まで、日本流の大陸法の規定のわく内で規定することは非常に無理があったと言えるのじゃないかと思います。勅令を制定しました当時、いろいろなところに説明に参ったのでありますが、どうもお前らの書いている法律は、何のことかよくわからぬ、われわれが今まで見た法律からすれば、全然判断ができない、これは翻訳じゃないかということをしょっちゅう言われたのであります。確かに一部翻訳もあるのでありますが、司令部から出ました指令それ自身を翻訳したのでは、これはとても法律にもなりませんし、日本人が見た場合に、何のことかわからない、これを忠実と申しますか、できるだけ大陸法の線に近づけて書き直しをやるわけでありますが、そこに若干わかりにくい点もできたかもわかりません。われわれとしては日本の既存の法律概念に合うように移行して立法化したということが言えるのじゃないかと思います。もう一つ困ったことは、日本人が日本の経済を破壊したり、日本の財界を根本的にたたきつぶすようなこと

をやりたくない、というのは、決して財閥擁護という観念ではなくて、日本経済の再建という考えから申しまして好ましいことではないと思うので、できればそこを最小限度にとどめてもらいたいという意図を働かして、司令部の担当官とわれわれは折衝したわけであります。そこで話が具体的になりまして、こまかくなりますと、相手方に知恵をつけるような面が非常に出て来るわけであります。こういう場合はひとつかんべんしてもらいたいということを、具体的なケースについて説明をする、そうするとそこをまた相手方はとらえまして、ああそういうこともあるのか、そういうことがあれば、これは指令には直接書いてないけれども、ひとつお前の方の勅令で入れろということで、最初の指令は非常に簡単な、英文で三枚くらいのものが、日本の法律にしますと十倍くらいの大きさになるということで――どうも日本人は少しばか正直なところがあったのかもしれませんが、そういうことで具体的なケースを説明しているうちに、だんだん深入りして来る、向うの担当官も興味を持ち出しまして、研究して来る、こうでもか、ああでもかということで、結局がんじがらめになって動きがとれなくなってしまうというのが当時の交渉であったのじゃないかと思います。

(8) 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、四六六ページに記載された数値で、一一月二二日現在となっているのは、「会社証券保有制限令」の裁可日現在の意味と思われる。同令の裁可日付は一一月二二日で、公布日（官報掲載日）が一一月二五日である。

(9) 前掲『日本財閥とその解体』、四六六ページ。生命保険会社七社保有の連合国人関係分は、四四四万円で、本文中の数値には含まれていない。

(10) 持株会社整理委員会「持株会社整理委員会白書」、四三ページ。

(11) 同、四三ページ。

(12) Memo, ESS/ST, Proposed Policy for Treatment of Japanese Trade Mark Property, Foreign and Domestic, Dec. 26, 1947. 経済科学局科学技術課が作成した文書（大蔵省資料Z七三六―八）。

(13) GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 181.

(14) 昭和二三年八月二八日に、経済科学局長マーカットが、反トラスト・カルテル課長ウエルシュに、政令第二四〇号の実施を保留するように指示した(GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 181)。

(15) Radio, SCAP to the Department of Army, C64144, Sept. 29, 1948, GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 181.

(16) Radio, CSAD EUR to SCAP, W86923, April 9, 1949, Fair Trade Practices Division (FTP), ESS, Statement of

Chronology and Background of GHQ Policy on Combine Trade Marks and Trade Names, Feb. 23, 1951.（大蔵省資料Z七三六―八）。

(17) Memorandum, ESS/AC, to Maj. Gen. W. F. Marquat, July 7, 1949.（同前）。

(18) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 184-85.

(19) 前掲『日本財閥とその解体』、四六五ページ。

(20) 同、四六七ページ。

(21) 事態の処理に当たった野田岩次郎元持株会社整理委員会委員長は、昭和二八年に次のように回想している（「財閥解体の問題とその経過」、「戦後財政史口述資料」第四分冊）。

ウエルシュ氏の考えがきわめて厳格であったために、まず三井、三菱、住友の三社の商号及び商標の使用の禁止をいたしたのであります。この三社くらいでとめるという言質をとって、これに賛成したのでありますけれども、その後になって考えてみるとこれは向うの手であったので、三井、三菱、住友をやった以上は持株会社整理委員会令による持株会社の資格においては残りの七大財閥会社も同様であるから、これもぜひやれという覚書が数度にわたって来たのであります。しかしこの商号、商標を禁止すると、ほかにまた政令が出ていて、同様の商号、商標は将来何人と雖も使うことができないというふうになっておったので、かりに中島、安田、野村のような最も普通の名前の商号商標を禁止しますと、当該財閥に縁もゆかりもない同名の人が自分の名前で会社を組織することができないということになる。こうなりますと単に経済的問題でなくて日本における一つの社会問題になる。かりにアメリカにおいてジョーンズとかスミスというような会社名の使用を禁止したならばどういうことが起るかとの例を引いて、六ケ月間に四回位指示が来たにもかかわらず、その実行をしなかったのであります。最後にウエルシュ氏が転勤となって帰国する直前に、従来の自分の方針を貫徹せしめるために、きわめて重大な覚書を出して来たのであります。その覚書は、何月何日委員総会を招集して商号商標禁止を議案に載せ、決議をし、実行すべしと言う強硬な最後的のものでした。それに従わなければ例の政令第何号かによって占領政策違反と問われ重大な罰則を課せられる運命に直面したのでありますが、そのときにもわれわれとしては、これは絶対にやるべきではないという信念のもとに、ウエルシュ氏を飛び越して上層部に直訴をいたしました。深夜個人的に上層部に話をした。従ってその覚書は結局保留となって無期延期ということになりました。但し司令部にも内部事情があってこれをすぐに覚書で撤回するわけには行かないというので、口頭で無期延期ということを言って来たのであります。そのうちに委員会令が廃止となり、結局この問題はそのままになったのであります。きわめて印象的な、われわれには忘れられない仕事の一つであります（なお、ウエルシュ課長は昭和二五年六月に退任した――引用者）。

(22) ESS/FTP, *ibid*, Feb. 23, 1951.（大蔵省資料Z七三六―八）。

(23) 江戸英雄『すしやの証文』、一九二―九三ページ。

(24) 吉田首相は、マッカーサーと会見して商号・商標問題で経済界を混乱させることは、選挙（昭和二五年六月の参議院選挙）を控えているからまずいというように話を持っていったところ、マッカーサーはしばらく考えて「とにかく今後一年間は実施を延期させよう」と答えたという（吉田茂『回想十年』第一巻、九九ページ）。

(25) ESS/FTP, *ibid*, Feb. 23, 1951.（大蔵省資料Z七三六―八）。

(26) Memorandum, Gillies to Marquat, March 1, 1951.

ここで、ギリース課長は、米国以外の極東委員会諸国にも、財閥商号の廃止を求める声が強いと述べている。財閥商号・商標の復活に関してイギリス筋の反対が強かったようで（亀岡康夫口述「財閥解体の問題とその経過（その二）」、「戦後財政史口述資料」第四分冊）、公正取引課は、FEC諸国の意向を、強硬論の論拠のひとつとしていたのである。

(27) Memorandum, ESS/FTP to Chief, ESS, Allegations by Walter R. Hutchinson in Letters dated 25 and 27 March 1951, Mar. 28, 1951（大蔵省資料Z七三六―八）。

(28) *Ibid.*

(29) *Ibid.*

(30) 江戸英雄三井不動産会長は、「吉田氏からは〝講和条約の締結後に解除するという約束をマッカーサーからとりつけたよ〟といわれたことがある」と回想している（『サンケイ新聞』昭和五〇年一一月二四日）。

(31) ハッチンソン弁護士は、三井・三菱・住友の共同依頼で活動を続け、昭和二五年一一月、一二月にD・ラスク国務次官補に、政策を変更することとSCAPIN-一九二三に関する司令部の措置を取消す指令を発することを要請し、ラスク国務次官補から、国務省は問題を再検討（レビュー）するという回答を得ている（ESS/FTP, *ibid*, Feb. 23, 1951）。また、G・M・ジレット上院議員（ハッチンソン弁護士と同郷、アイオワ州選出）を通しても、国務省に働きかけている（Letter, Hutchinson to Marquat, Mar. 28, 1951. 大蔵省資料Z七三六―八）。ハッチンソン弁護士の活動は、司令部経済科学局公正取引課の反発をまねいたようである。

第四節　有価証券の処分

持株会社整理委員会が、持株会社と財閥家族から譲り受けた有価証券の処分については、昭和二二年六月に設けられた証券処理調整協議会 Securities Coordinating Liquidating Committee（略称SCLC）の活動と関係が深く、同協議会については、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一四巻の「証券」編に詳述されているので、ここでは、要点を概観するにとどめる。

持株会社整理委員会は、最終的には、持株会社および財閥家族の所有有価証券（株式、出資証券および公社債。総額八一億一六五六万円、ただし、株式は払込金額、公社債は額面金額）のうちから、租税の物納株、合名会社無限持分など譲受対象とならなかった分を除いて、七五億七一六五万円分を譲り受けた（前述第二章二四一ページ表2－3参照）。このうち、株式の減資・社債の切捨など減価分を除いた七二億五〇七四万円分の有価証券を、大部分は売出処分し、一部の処分困難な株式（解散会社および閉鎖機関の発行株式）や旧連合国人所有の株式は、旧所有者（ただし財閥家族は除く）に返還して処分し[1]、その他は、公社債の償還・租税物納等のかたちで処分した。売出処分された有価証券額（株式は払込金額、公社債は額面金額）は、約五四億円に及んだものと思われる[2]。売り出された有価証券の大部分は株式であった[3]。

発行株式の売出とならんで、増資新株引受権と第二会社発行株式買受権の売出もおこなわれ、総処分代金は、一〇〇億六四〇〇万円に達したと記録されている[4]。

持株会社整理委員会の株式処分に関しては、昭和二一年八月二七日制定の「持株会社整理委員会業務規程」の第八条で、次のような原則が確定されていた[5]。

譲受財産の処分は企業の所有ならびに経営の民主化を目標とする適正且つ妥当なる方式に拠るものとし、特に左記諸点に留意するを要す。

イ　証券の処分に際しては当該発行会社の従業員に対し、これを優先的に売却すること

ロ　持株会社および財閥一族に対しては売却をなさざること

ハ　持株会社の従属会社および一九四五年＝昭和二十年勅令第六五七号「会社の解散の制限等の件」に基き指定せられたる会社に対しては原則として売却をなさざること、但し妥当なる事由ある場合はその限りに非ず

ニ　当該株式総数の一％以上を所有する株主に対しては株式の売却をなさざること、売却株式と従来の所有せる株式との合計が当該株式総数の一％を越ゆるものに対してもまた同じである

ホ　当該株式の一％といえども過当なる投資集中となる場合は、本委員会はその裁量により右比率を縮減すべきこと

司令部は、持株会社整理委員会が譲り受けた有価証券の処分を、財閥企業の民主化のための最終段階と考え、処分に関しての監督も厳しくおこなった。昭和二二年六月一九日の持株会社整理委員会の会合で、司令部代表は、有価証券処分に際しての原則を提示し[6]、これにしたがって、委員会は、同日、次のような基本方針を決定した[7]。

(1)　協議会の設立に伴い譲受証券の処分準備に着手し

A　非特別経理会社の発行する株式の処分を先にする

B　特別経理会社の発行する株式の処分は、企業再建整備法による決定整備計画の認可後之を行う

(2)　有価証券の処分価格は左記各項を参酌し決定する

A　当該証券の市場価格（市場価格のない場合には類似産業部門の他会社の有価証券の市場価格）

B　当該発行会社の資産状況

C　当該発行会社の収益性

D　当該発行会社の事業の将来性

(3)　譲受有価証券の処分に当つては

A　指定会社、従属会社および関係会社の発行株式はまづ当該発行会社の従業員に、次に支店、出張所、工場などの所在する地方住民の順序に優先売却する

B　前項以外の会社の発行株式は一般処分によることができるものとする、但し従業員優先の原則に留意する

C　証券取得により経済力の過度集中を防止するために充分なる努力をする

その後、昭和二三年五月二〇日には、司令部の指示にしたがって、委員会は、次のように処分の基本方針を詳細に定めた。(8)

(1)　証券の処分をなすに当り左記事項に留意する

A　証券の処分はできるだけ速かにこれを行う

B　証券の価格に影響する当該株式発行会社の実情をできるだけ周知させる

C　証券市場に対する圧迫をできるだけ避け新規発行証券の消化を妨げぬように努力する

D　証券取得による新たな経済力の過度集中を防止するため処分証券の広汎な分散保有を達成するよう努力する

(2)　証券の処分価格は左記事項を参酌して決定する

A　処分計画立案当時の当該証券の市場価格（市場価格のない場合には類似産業部門の他の会社の証券の市場価格）

B　当該発行会社の正味資産

C　当該発行会社の収益および配当状態

D　当該発行会社の将来性

(3)　前二項の趣旨を実現するため総司令部より特別の指示がある場合を除き左の方法によるものとする

A　処分価格については協議会の承認をうける、一般入札の場合には協議会構成機関の最低落札差値の中の最高のものから一割を差引いた値段以下をもつて落札価格としない、特定の単一価格をもつて一般売出をなす場合、当該処分計画を審議した協議会の会議後他の協議会構成機関から異議の申立があつたときはその処分価格は協議会の決定する価格による、従業員、地方人に折衝して売却する場合（以下従業員処分と総称す）には正式交渉に先立ちその旨協議会に通知して折衝価格につき協議会の承認をうける、その価格は右通知をなした時の平均市場価格以上とする、また売却価格は折衝価格の五%以内とする

B　譲受有価証券は左記順位により処分するように留意する

①　当該証券の発行会社の従業員

②　当該証券の発行会社の事務所、工場などの所在地の個人

③　一般公衆

但し①の場合は従業員組合に対しては譲渡しない

②の場合は資本金三百万円以下の会社の証券を売却するときに限り、かつ地方人の数は二〇人を超えないこととする

従業員処分の目的のために証券を留保する場合には当該証券の譲受数量の四分の一を限度とする

この場合は一九四八年＝昭和二十三年九月一日以前もしくは当該発行会社の整備計画の認可後六ヶ月以内に処分計画書を協議会に提出する、但し右基準によりにくい事故の発生した場合はこの限りではない

(4)　資本金額の一%を超える金額に相当する証券を同一個人に売却する場合には協議会の承認を受ける

(5)　増資または第二会社の設立により新証券の売出を著しく妨害すると認めらるゝ場合にはかゝる会社の証券の処分を差控える、但し発行会社の証券がプレミアムをもつて取引されている場合にはこの限りではない

(6)　連合国人が従前株式投資をしていた会社株式で連合国人が当該株式に関連し回復請求権を有するものについては総司令部の許可あるまで処分を差控える

これらの処分方針は、従業員への売却に力点を置いている点に特徴があり、処分の手順は、次のようになっていた。まず委員会は、株式発行会社にたいして、従業員に株式売出を告知し、従業員の買入希望を報告するよう要請する。一方、委員会は、証券の旧所有者に証券の評価値を問い合わせ、委員会内部の専門家も暫定評価値を算定する。次に委員会は、処分計画をたてて、証券処理調整協議会に提案する。協議会の承認を経て、証券が売り出される。つまり、従業員の買入希望を調査したうえで、処分計画をたてるのが原則的な手順となっていたわけである。(9)

従業員への売却は、一定価格での売出にたいして、従業員が会社を通じて応募するかたちがとられていた。それが、はじめ実務的にどのようにおこなわれていたか判明しないが、昭和二四年ころには、証券処理調整協議会が、従業員である買受人の代理人としての株式発行会社と一括売買契約を結ぶかたちがとられていた。一例をあげると、昭和二四年八月二六日付の井華鉱業株式会社発行株式の従業員処分の場合には、次のような売買契約書が作成された。(10)

売買契約書

証券処理調整協議会議長野田岩次郎（以下甲と称す）は、昭和二十二年法律第八号第十条の規定に基く、指定証券を別添名簿に記載された割当数量にしたがつて、各買受人に譲渡することに関し、買受人代理人井華鉱業株式会社専務取締役福永年久（以下乙と称す）と左の通り契約する。

一、左記により甲は乙に証券を引渡し、乙は買受人に代り、甲に対しその売買代金を一括して支払う。

一、証券の銘柄、種類　井華鉱業株式会社株式

一、一株（一口）の額面金額及び払込金額　額面金額　金五拾円　銭也　払込金額　金五拾円　銭也

一、売買数量　四拾八万株

一、売買代金　金参千四百五拾六万円　銭也但し、一株（一口）につき七拾弐円　銭也

一、受渡期日　昭和弐拾四年九月拾五日

一、受渡場所　証券処理調整協議会　支所

一、支払方法　現金一時払

二、乙が契約を履行しないときは、甲は何等の催告をすることなく、乙が代理する全ての本人に対する契約を解除することが出来る。

三、前項により契約を解除するときは、甲は乙の代理する全ての本人が提供した証拠金全額を没収する。証拠金が甲の蒙つた損害額に満たないときは、甲に対し乙はさらにその不足額についても賠償の責に任ずるものとする。

四、乙は名義書換終了後できる限り速かに、書換終了報告を甲に提出するものとする。

右契約の証として、本契約書二通を作成し、甲乙各一通を保管する。

昭和弐拾四年八月弐拾六日

甲　証券処理調整協議会議長　野田岩次郎

乙　井華鉱業株式会社専務取締役　福永年久

売買契約書には、次のような買受申込者および申込株数要約一覧表と、買受人氏名・住所・会社内の地位または会社との関係、買受申込株(口)数ならびに総株(口)数に対するパーセンテージ、現在所有株(口)数ならびに総株数に対するパーセンテージ、合計株(口)数ならびに総株(口)数に対するパーセンテージを記載した買受人名簿が付されている。

買受申込者及申込株数要約一覧表

	買受申込者数	買受申込株数	一人当り最高最低株数 最高	最低	備考
従業員	七一三名	二九四、〇〇〇株	一、〇〇〇株	五〇株	
役員	一二	三六、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	
地方人	二〇	一五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	
計	七四五	四八〇、〇〇〇			

（注）発行総数の百分の一を超て買受申込せしもの
従業員　／名　／株
役員　／名　／株
地方人　／名　／株
計　／名　／株

前節で述べたように、「会社証券保有制限令」による株式処分については、実際効果は乏しかったものの、従業員への株式取得資金融資の途が開かれていたが、持株会社整理委員会の譲受有価証券の処分については、このような融資はおこなわれていない。ただ、上記のような一括売買契約が結ばれ、発行会社が売買代金を一括して支払う仕組みの場合には、会社が従業員の支払うべき代金を一時立替払い、つまり一時融資する可能性があった。この実態は明らかではないが、売買契約の履行延期の事例で、会社が協議会宛に、「弊社発行株式四、〇〇〇株の弊社役員従業員譲受の件に関しては、買受人の金銭不如意並に弊社の経理不如意に依る立替困難等の為、六月一日引受困難であります。就ては右弊方の責任に於て来る六月三〇日迄に金額調達の上引受け致しますから今暫く延期願ひ度く此段御願ひ申上げます」との延期願を提出し、協議会がこれを諒承した実例があり[11]、会社の立替払いは正当なものと見なされていたようである。

表 3-22　株式の売出方法別処分状況

	数量	%	払込(額面)金額	%	処分価格	%
	千株		千円		千円	
従業員	(1,976) 34,762	(5.5) 42.7	1,573,675	43.0	(45,523) 1,780,298	(2.6) 26.4
入札	(4,925) 21,928	(13.7) 26.9	950,657	26.0	(176,247) 2,540,849	(10.1) 37.7
売出	(28,943) 24,736	(80.0) 30.4	1,131,373	30.9	(1,516,950) 2,425,227	(87.2) 35.9
合計	(35,844) 81,426	(100) (100)	3,655,705	(100)	(1,738,720) 6,746,374	(100) (100)

（注）1.　( )内の数字は買受権・引受権の処分を示す外数.
2.　昭和25年3月31日現在の数値.
出所：持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』，455ページにより算出.

従業員への売出処分の際の売渡価格は、特に安価に決定されたわけではなく、従業員は、買受順位では優先的にあつかわれたが、売渡価格では一般処分とほぼ同じ取扱いを受けた[12]。

従業員への売出処分と類似のものに、株式発行会社役員と株式発行会社の事務所・工場所在地に居住する個人（地方人）にたいする一定価格による売出処分があった。従業員では消化しきれない株式にたいして、役員・地方人の第二次優先買受順位を認めた売出である。この三者への売出は、はじめ、縁故者処分と呼ばれたが、昭和二五年六月以降は、これを広義に従業員処分と総称したようである[13]。

従業員・役員・地方人にたいする特殊処分のほかは、一般処分であり、それには、次のような九種類の方法があった。

A　入札処分（一定期間公示し、証券業者及び一般投資者の入札によって高値から順次落札する）
1　一般入札（全国的におこなわれる）
2　地方入札（ある地方に限っておこなわれる）
3　特殊入札（一万株以下に限った全国的入札）

第93回一般入札（売出発表7月18日，入札発表8月1日，落札発表8月4日）

銘　柄	集制特	額面	払込	H.C.L.C.	C.I.L.C.	政　府	合　計
		円	円	株	株	株	株
大和紡績	制特	50	50			32,751	32,751
帝国燃料興業	特	50	50	108,650	4,050	94,920	207,620
日本セメント	制特	50	50	84,155		6,982	91,137
同　(一新)	〃	50	50	80,545			80,545
日本製鉄	集制特	50	50	18,020		929	18,949
日本窒素肥料	制特	50	50			25,620	25,620
金華機械	特	50	50	3,650		11,170	14,820
松下電器産業	制特	50	50	12,000		38,123	50,123
三菱化成工業	〃	50	50	121,940			121,940
三菱電機	〃	50	50	50,000			50,000
三菱鉱業(新)	集制特	50	12.5	27,900			27,900
三井鉱山(新)	〃	50	25	9,720			9,720
岡谷無線	制	50	50	20,000			20,000
滝富		50	50			12,358	12,358
14 銘柄				536,580	4,050	222,853	763,483

集印：集中排除法指定会社，制印：制限会社，特印：特別経理会社

注意

(1) 上に集制特のマークを付した証券の将来の価格については保証もできないし暗示もできません．これら証券の発行会社は，昭和22年法律第207号過度経済力集中排除法に指定されている会社であるかあるいは又昭和21年法律第40号企業再建整備法該当の特別経理会社であります．

これら法律に基きその証券の額面価額が減額されたり，新会社が設立されて証券が変更されたり，あるいは又これら証券の全部又は一部と引換えに新株式が発行されるかもしれません．

4　特定処分入札（特定の買受人のあるものに限った地方的入札）

B　売出処分（一定価格で売出す）

5　一般売出（証券処理調整協議会が全国的に売出す）

6　地方売出（証券処理調整協議会が地方的に売出す）

7　引受売出（証券業者に引受させる）

8　委託売出（証券業者に委託販売させる）

9　市場売出（オフマーケット・セール。証券取引所に委託して大引後に場内で証券業者を対象に販売する）

持株会社整理委員会の有価証券処分を売出方法別に見ると、昭和二五年三月末現在で、表3－22の

(2) 集印制印証券は，当該会社の資本金総額の百分の一を超える数量を取得することとなる場合は譲渡しません．但し証券業者に対しては原則としてこの制限を適用しません．

(3) 協議会は場合により入札の全部又は一部を落札しないことがあります．

(4) 一般個人の方は申込証拠金として申込価額の五割以上を現金又は保証小切手を以て預託していただきます．証券業者のお申込についても，証拠金を預託していただくことがあります．

(5) 受渡期日の関係上，又名義書換失念のため，落札者において配当又は権利を受けることができなかったものについては，特に配当付又は権利付として売出された場合を除いて，これをお渡ししません．但し特別な事由があるときはお渡しすることがあります．

入札締切日時　昭和24年8月1日(月)12時30分迄

入札場所　東京都中央区日本橋兜町1の6　取引所内
証券処理調整協議会事務局
大阪市東区北浜2の1　取引所内
証券処理調整協議会大阪支所
名古屋市中区南伊勢町1の3　取引所内
証券処理調整協議会名古屋支所
新潟市上大川前通十番町　取引所内
証券処理調整協議会新潟支所
福岡市天神町55　取引所内
証券処理調整協議会福岡支所
広島市銀山町11
証券処理調整協議会広島支所

落札発表期日　昭和24年8月4日(木)12時の予定，但し広島，福岡は8月5日(金)

落札発表場所　入札場所に同じ

受渡期日　昭和24年8月17日

受渡場所　協議会本部（東京）並各支所
但し本支所所在地外の中込者で銀行を通じて受渡御希望の向はその銀行名を入札申込書受渡銀行欄に記明のこと．

通りである。従業員処分が、株数、払込金額において大きな割合を占めている点に、処分根本方針の実現に払われた努力の成果があらわれている。しかし、処分価額においては従業員処分の割合が低下しており、この事実は、時価の高い株式の場合には従業員の買入能力の限界のために、従業員処分優先方針が十分には実現されなかったことを物語っている。

入札、売出種類別数値は不明であるが、証券処理調整協議会の取り扱った株式全体に関する資料[14]から類推すると、入札処分のなかでは一般入札が、売出処分のなかでは引受売出が大部分を占めているものと思われる。

第93回一般入札落札明細表

昭和24年8月4日発表　　S.C.L.C.

銘柄	売出株数	落札株数	落札率	落札価格 最高	落札価格 最低	落札代金
			%	円	円	円
大和紡績	32,751	14,350	43.8	73.00	66.00	982,880.00
帝国燃料興業	207,620	17,000	8.2	1.00	0.80	14,300.00
日本セメント	91,137	4,170	4.6	132.00	130.00	545,094.00
同　(一新)	80,545	12,200	15.1	110.00	96.00	1,196,160.00
日本製鉄	18,949	18,949	100.0	68.00	65.10	1,237,367.10
日本窒素肥料	25,620	25,620	100.0	50.50	46.30	1,209,008.00
金華機械	14,820	—	—	—	—	—
松下電器産業	50,123	50,123	100.0	45.00	37.00	1,942,001.30
三菱化成工業	121,940	121,940	100.0	693.50	656.20	81,201,578.00
三菱電機	50,000	15,300	30.6	160.10	147.60	2,339,420.00
三菱鉱業(新)	27,900	27,900	100.0	66.00	54.80	1,578,850.00
三井鉱山(新)	9,720	9,720	100.0	111.00	95.00	961,250.00
岡谷無線	20,000	20,000	100.0	25.00	25.00	500,000.00
滝富	12,358	12,358	100.0	100.00	100.00	1,235,800.00
合計	763,483	349,630	45.8			94,943,708.40

一般入札の実際を見るために、昭和二四年八月の第九三回一般入札の売出明細表[15]を掲げよう（三七三ページ）。売り出される銘柄、数はこの場合は一四種であるが、決まっているわけではなく、多い場合も少ない場合もある。「注意」の部分は、ほぼ同文同形式が用いられている。売出株数七六万三四八三株のうち、持株会社整理委員会保有分は五三万六五八〇株で、他は、政府保有分二二万二八五三株、閉鎖機関整理委員会保有分四〇五〇株であった。参考までに入札結果を掲げておこう[16]。

次に、引受売出の事例として、昭和二四年七月の川崎汽船株式会社株式引受売出の際に引受団と証券処理調整協議会のあいだで取りかわされた契約書を見よう[17]。

契約書

証券処理調整協議会（以下甲と称す）と川崎汽船株式会社株式引受団加盟者（以下乙と総称す）との両者間に左記条項を契約す

第一条　乙の代表者を山一証券株式会社とす

第二条　甲が乙に譲渡する物件、数量、価格は左の通りとす

一、物件　川崎汽船株式会社株式

一、数量　四拾万株

一、価格　壱株に付金参拾五円（五拾円払込済）

第三条　乙各自の名称及各自の引受株数は左の通りとし本契約の履行について各自連帯して其の責に任ずるものとす

乙各自の名称	引受株数	乙各自の名称	引受株数
山一証券株式会社	五五、〇〇〇株	二宮証券株式会社	四、〇〇〇株
野村証券株式会社	五五、〇〇〇株	丸三証券株式会社	四、〇〇〇株
日興証券株式会社	五五、〇〇〇株	筑波証券株式会社	四、〇〇〇株
大和証券株式会社	五五、〇〇〇株	丸ヤ証券株式会社	四、〇〇〇株
大阪商事株式会社	一五、〇〇〇株	大阪屋証券株式会社	一〇、〇〇〇株
日本勧業証券株式会社	一二、〇〇〇株	江口証券株式会社	八、〇〇〇株
玉塚証券株式会社	八、〇〇〇株	伊藤銀証券株式会社	七、〇〇〇株
角丸証券株式会社	八、〇〇〇株	草川証券株式会社	六、〇〇〇株
山叶証券株式会社	八、〇〇〇株	大井証券株式会社	六、〇〇〇株
小柳証券株式会社	七、〇〇〇株	株式会社黒川商店	六、〇〇〇株
山崎証券株式会社	七、〇〇〇株	東西証券株式会社	六、〇〇〇株
日東証券株式会社	七、〇〇〇株	大協証券株式会社	六、〇〇〇株
六鹿証券株式会社	七、〇〇〇株	藤忠証券株式会社	五、〇〇〇株

乙各自の名称	引受株数	乙各自の名称	引受株数
大昌証券株式会社	五、〇〇〇株	太陽証券株式会社	五、〇〇〇株
神栄証券株式会社	五、〇〇〇株	灰谷証券株式会社	五、〇〇〇株
井ゲタ証券株式会社	五、〇〇〇株	計	三十一社　四〇〇、〇〇〇株

第四条　乙は左の要項により本株式を売出すものとす

一、資　本　金　四千万円
一、売出株数　四拾万株
一、壱株の額面　金五拾円（五拾円払込済）
一、売出価格　壱株に付金参拾五円
一、売出期間　七月十一日より七月十五日まで（期間中にても満額次第締切）
一、受渡期日　七月二十日

第五条　本株式売出に当り乙は他の証券業者に乙の定める条件にて売出の取扱を委託し得るものとす
第六条　本引受の手数料は壱株に付金参円五拾銭也とし甲より乙に支払ふものとす
第七条　乙は本株式の譲受価格より引受手数料を差引たる差額壱株に付金参拾壱円五拾銭を昭和二十四年七月二十日迄に甲の指定する方法により甲に支払ふものとす
第八条　本株式売出に要する新聞広告費、売出要項作成費等は甲の負担とす
第九条　天災地変其の他不可抗力と看做される事件の発生に因り経済界に著しき変動を及ぼしたる場合は甲乙協議の上本契約を解除することが出来る

右契約の証として本書弐通を作成し甲及乙の代表者記名捺印の上各自其の壱通を保有し他の乙各自は其の写を保有するものとす

昭和二十四年七月一日

甲　証券処理調整協議会
議　長　笹山忠夫

乙の代表者
山一証券株式会社
取締役社長　小池厚之助

三一社の証券会社が引受団を構成し、協議会から、川崎汽船株式会社株式四〇万株を一株（額面五〇円、全額払込済）三五円で引き受け、同価格で一定期間売り出し、一株当たり三円五〇銭の引受手数料を得るという内容の契約である。引受売出は、ほぼこのような契約でおこなわれており、増資新株引受権の場合も同様であった。[18]

以上、持株会社整理委員会の譲受証券の処分について見てきた。持株会社・財閥家族の所有していた有価証券は、新しい所有者に分散して売却され、証券所有の集中はとりあえず解体されたわけである。いわゆる証券民主化に関しては、閉鎖機関整理委員会による閉鎖機関所有有価証券の処分、大蔵省による租税物納有価証券の処分、日本銀行による朝鮮銀行・台湾銀行等所有有価証券の処分、「会社証券保有制限令」「独占禁止法」「集中排除法」による有価証券の処分など、[19] 種々のルートを通じた大規模な証券処分のなかで、その評価がおこなわれなければならない。この論点は第一四巻の「証券」編で展開されている。ここでは昭和二五年一〇月時点での司令部の評価を紹介しておこう。

「司令部は、三年足らずの間に、一億九五〇〇万株以上を、五〇〇万人近くの人々に分散させたSCLCによる証券処理の記録は、最も大規模かつ最も秩序ある正当な証券移転として証券処理の歴史に残るものと考えている。[20]」

表A　持株会社および指定者別有価証券譲受および処分状況（昭25.3.31現在）

			譲受済総額(A)	譲受未済額	有価証券総額(B)	処分完了総額(C)	減価額(D)	処分未済額	譲受比率 A/B	処分比率 C/A	処分比率 C+D/A
持株会社	株式	数量	153,255,152	2,742,829	155,997,981	(34,051,387,506) 86,841,117	5,015,189	61,398,846	99.41	57.34	59.67
		金額	92 6,849,282,246	50 40,493,237	42 6,889,775,484	30 3,927,513,469	50 159,655,612	12 2,762,113,165			
	公社債その他	金額	47,971,451	72 424,303,352	72 472,278,803	32,600,506	1,061,450	14,309,495	10.15	67.95	70.17
	計	数量	153,255,152	2,742,829	155,997,981	(34,051,387,506) 86,841,117	5,015,189	61,398,846	93.68	57.41	59.74
		金額	92 6,897,253,697	22 464,796,590	14 7,362,050,288	30 3,960,113,975	50 160,717,062	12 2,776,422,660			
指定者	株式	数量	10,518,990	349,329	10,868,319	(1,792,761.5) 2,669,414	294,493	7,555,083	87.90	24.11	27.03
		金額	50 488,228,234	50 67,189,952	555,418,187	117,715,180	14,300,775	50 356,212,279			
	公社債その他	金額	50 8,555,092	44,928,421	50 53,483,513	50 7,257,757	30,400	1,266,935	15.99	84.83	85.19
	計	数量	10,518,990	349,329	10,868,319	(1,792,761.5) 2,669,414	294,493	7,555,083	81.58	25.15	28.04
		金額	496,783,327	50 112,118,373	50 608,901,700	124,972,937	14,331,175	50 357,479,214			
	総計	数量	163,774,142	3,092,158	166,866,300	(35,844,149,006) 89,510,531	5,309,682	68,953,929	92.76	55.24	57.61
		金額	92 7,394,037,024	72 576,914,963	64 7,920,951,988	80 4,085,086,912	175,048,237	62 3,133,901,874			

（注）1.　金額は株式については払込額，公社債については額面金額（銭位切捨），有価証券総額には在外資産を含まず．
2.　括弧内の数字は株式引受権の数量を示す．

出所：大蔵省理財局資料「整備計画による増資等の実行状況」（大蔵省資料Z605—24）．

（1）清算会社発行株式など処分困難な株式を持株会社整理委員会が最後まで管理するとすれば、それら会社の清算完了まで委員会を存続させねばならないことになる。そこで、それらの株式を、旧所有者（ただし財閥家族は除かれたので、持株会社のみ）に返還することとし、返還された株式によって解散会社が復活できない措置を講じたうえで（持株会社整理委員会令改正、昭和二五年一二月一九日政令第三五七号）、昭和二五年一二月から返還を開始した。

（2）売り出された有価証券額の最終計数を記載した公式な記録は見あたらない。本稿では、次のように概数を推計した（株式は払込金額、公社債は額面金額）。

(1)　処分有価証券額
七二億五〇七四万円

(2)　持株会社が所有していた解散会社、閉鎖機関発行株式
一三億五三四五万円

(3)　特定株式
三一六一万円

(4)　旧所有者に返還された株式＝(2)＋(3)
一三億八五〇六万円

(5)　その他の方法で処分された有価証券
四億二九三八万円

(6)　売出有価証券額＝(1)－〔(2)＋(3)＋(5)〕
五四億三六三〇万円

処分有価証券額(1)から、旧所有者に返還された分(4)（解散会社・閉鎖機関発行株式と、連合国人が所有していた株式で敵産管理法によって処理され、持株会社が買い受け所有していた特定株式）と、その他の方法で処分された分(5)（会社解散償還、外国人財産

返還、戦時補償特別税物納など）を差し引いた残りを売り出された有価証券額とした。

ただし、返還された分は昭和二五年一二月一日現在の返還されるべき株式の額、その他の方法で処分された分は、昭和二五年三月末までの実施数値で、それ以後の追加数値は不明なので、○と仮定した。数値の出所は、(1)は持株会社整理委員会「持株会社整理委員会白書」、四三ページ、(2)、(3)、(5)は同編『日本財閥とその解体』、四四二、四五五ページである。

(3) 売出有価証券の最終的な内容も不明である。参考までに、昭和二五年三月末現在の譲受および処分状況の数値を掲げておこう（三八一ページ表A）。表A中の処分完了分は、売出処分のほか、注(2)の(5)にあたる分を含んでおり、処分未済分に、のちに返還処分される株式等が含まれている。この時点では、公社債の処分完了分は、満期償還と財産税等物納によるもので、売出処分はおこなわれていない（前掲『日本財閥とその解体』、四四一ページ）。昭和二五年三月末の数値は、『日本財閥とその解体・資料』、四八六―九三ページにも表示されているが、表Aとはやや数値が異なる。

(4) 持株会社整理委員会「持株会社整理委員会白書」、四三ページ。持株会社整理委員会から委託された株式の譲渡金額総計は、九五億三四二九万円（うち、新株引受権および買受権、一八億二六一一万円）となっている（証券処理調整協議会「SCLC業績誌」、二二ページ、公正取引委員会『独占禁止政策二十年史』、三二ページ）。

(5) 前掲『日本財閥とその解体』、四三三ページ、前掲「持株会社整理委員会白書」、六〇ページ。

(6) GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #24, Elimination of Zaibatsu Control, pp. 151-52.

(7) 前掲『日本財閥とその解体』、四三五―三六ページ。なお、同日、証券処理調整協議会も同趣旨の処分方針を決定した（公正取引委員会、前掲書、三一ページ）。

(8) 前掲『日本財閥とその解体』、四三七―四八ページ。

(9) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 153-54.

(10) 証券処理調整協議会調整第一課「従業員処分売買契約書綴」（大蔵省所蔵証券処理調整協議会資料）。

(11) 「従業員処分中京電機株式受渡延期願に関する件」（昭和二四年六月）（証券処理調整協議会調整第二課「回議書綴」、同前）。

(12) 前掲『日本財閥とその解体』、四四六―四七ページ。

(13) 同、四三四ページ。

(14) 証券処理調整協議会「SCLC業績誌」、付録一―一七ページによると、方法別処分状況は表Bの通りである。なお、公

正取引委員会、前掲書、三〇―三一ページ参照。

(15) 証券処理調整協議会調整第一課「一般入札売出明細表」（大蔵省所蔵証券処理調整協議会資料）。

(16) 証券処理調整協議会調整第二課「一般入札落札表綴」（同前）。

(17) 証券処理調整協議会調整第一課「引受売出契約書綴」（同前）。

(18) 昭和二四年八月三〇日付の新株引受権の引受売出の契約書を抄録する（証券処理調整協議会調整第一課「引受売出契約書綴」、同前）。

契　約　書

証券処理調整協議会（以下甲と称する）と大阪建物株式会社増資新株式引受団（以下乙と称する）との間に左記条項を契約する。

第一条　乙は甲の所有する大阪建物株式会社増資新株式引受権参拾九万四千八百株を壱株に付七拾円替を以て譲り受けるものとする。

第二条　乙は譲り受けた引受権に基ずいて、株式払込金（壱株に付五拾円）を払込の上、大阪建物株式会社が公募する壱拾参万五千株と合せて、左の要項により売出すものとする。

一、増加資本金　参千五百万円（増資後四千万円）
一、増加株式総数　七拾万株
一、売出株数　五拾弐万九千八百株
一、壱株の額面　五拾円（全額払込済）
一、売出価格　壱株に付金壱百弐拾円
一、証拠金　壱株に付金壱百弐拾円

表B　株式売出方法別処分状況

売出方法	株数	%	金額	%
	千株		千株	
従業員処分	(9,943) 63,262	(13.5) 39.7	(285,315) 2,915,144	(9.6) 26.2
一般入札	42,123	26.5	4,305,581	38.6
特殊入札	1,110	0.7	106,809	1.0
特定処分	(5) 9,151	(0.0) 5.7	(338) 156,452	(0.0) 1.4
地方入札	(19,448) 9,957	(26.3) 6.3	(434,167) 579,127	(14.6) 5.2
一般売出	(1,395) 10,686	(1.9) 6.7	(81,265) 836,331	(2.7) 7.5
地方売出	712	0.4	35,054	0.3
引受売出	(42,949) 21,004	(58.1) 13.2	(2,169,397) 2,062,727	(73.0) 18.5
委託売出	(168) 662	(0.2) 0.4	(17) 53,326	(0.0) 0.5
OM売出	553	0.3	93,604	0.8
合計	(73,908) 159,220	(100) 100	(2,970,499) 11,144,155	(100) 100

表C

区　・　分	株式処分計画提出会社数	所有株式数	処分済株式数
	社	株	株
独占禁止法関係			
持株会社（第9条関係）	294	14,946,718	5,653,849
金融会社以外の会社（第10条関係）	3,564	31,822,450	8,343,714
金融会社（第11条関係）	87	10,620,395	8,849,907
集中排除法指定会社	97	12,494,141	3,495,294
計	4,042	69,883,704	26,342,764

出所：公正取引委員会『独占禁止政策20年史』，83ページ.

一、売出期間　九月三日より九月六日迄
一、受渡期日　九月十日
第三条　乙各自の名称及び引受株数は左の通とし、本契約の履行に関しては乙各自連帯してその責に任ずる。
（名称及び引受株数　略）
計　弐拾社　五拾弐万九千八百株
乙の幹事代表を野村証券株式会社とする。
第四条　本引受の手数料は壱株に付金壱拾弐円とする。
（第五条以下略）

(19) 「会社証券保有制限令」による有価証券処分は前節に述べたが、次章でとりあげる「独占禁止法」、「過度経済力集中排除法」の施行過程における証券処分について、便宜上、ここで略述しておこう。

「独占禁止法」（昭和二二年四月一四日法律第五四号）は、第九条で持株会社を禁止し、第一〇条で金融会社以外の会社の株式保有の原則的禁止、第一一条で金融会社の株式保有制限、第一二条で会社の社債保有制限、第一四条で個人の株式保有制限を規定していた。昭和二二年一一月八日の政令第二三九号で、第九条関係の施行細則が定められ、昭和二三年二月二七日の政令第四三号で、第一〇条、第一一条、第一二条、第一四条関係の施行細則が定められた。これにもとづいて、会社、銀行、個人の所有株式・社債の処分がおこなわれたので「独占禁止法」（昭和二二年一二月一八日法律第二〇七号）によって指定された三二五社のうちで、ある。また、「過度経済力集中排除法」（昭和二二年一二月一八日法律第二〇七号）によって指定された三二五社のうちで、指定解除に際して保有株式の処分を求められた会社、再編成の方法として保有株式処分を指令された会社が、株式を処分した。

これらの株式処分の最終結果は明らかでないが、昭和二四年六月一五日現在では表Cのような状況であった。

(20) ESS/FTP, Memorandum for File, Oct. 10, 1950, GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 160.

第四章　独占禁止法と集中排除法

第一節　独占禁止法の制定

一　「産業秩序法案」

独占禁止法の制定が、占領政策として明確に指示されたのは、昭和二〇年一一月六日の覚書「持株会社の解体」（SCAPIN-二四四）によってであった。しかし、財閥解体が、直接的には日本経済の非軍事化を目的としていたが、理念的には反トラスト思想に支えられた政策であったことからしても、反トラスト立法は、当初から財閥解体政策の一環として組み込まれていたといってもよい。日本政府も、財閥解体の方針を模索するなかで、すでに、昭和二〇年一〇月下旬ころには、反トラスト法の制定が必要であろうとの見通しをたてていた。そして、戦時産業統制の再編成を検討していた商工省は、「国家総動員法」にもとづく経済統制関係法令にかわって、新しい産業統制の基本法として、「産業基本法」を制定し、そこに、反トラスト法的な考え方を盛り込む構想をしめした。「産業基本法」は、

「第一に軍需産業の禁止、独占の禁止の方針を明示すると共に、民生の安定、中小商工業の育成、世界平和への貢献という今後の日本産業の方向を規定して平和産業の積極的活動を促す。第二には産業統制について国家が保留すべき権限及び民間経済団体に委すべき権限を規定すると共に経済団体の組織の骨格を示す」ものと報道されている。[1] 同時に、経済裁判所の新設も検討され、消費者、生産者、配給業者の代表、官吏等で構成される経済裁判所が、独占に対する判定、労働者および資本家間の団体契約の処理、価格の決定、企業許可などの権限を付与されて、「経済の民主主義化」のささえとなるという構想もしめされていた。

このように、日本側の独自の対応策の検討がおこなわれていたところに、SCAPIN-二四四が指示されたので、政府は、商工省に、法案検討を担当させた。商工省は、昭和二〇年一二月二〇日に、「一九四五年一一月六日付持株会社等解体ニ関スル連合軍司令部覚書第六項ニ依リ要求セラレタル計画ノ第一次案」を作成した。[2] 覚書第六項は、第一に、四大財閥以外の財閥の解体計画、第二に、私的独占を創設、助成、強化する法令の撤廃計画、そして、第三に、「私的独占及び商業の制限、好ましからざる連鎖的経営陣、好ましからざる法人相互間の証券所有を除去並びに防止し、商業、工業及び農業よりの銀行の分離を確保し民主主義的基礎に立ち、工業、商業、金融及び農業に於ける競争の平等なる機会を商社及び個人に供与する如き法律の制定計画」の提出を日本政府に指示しており、商工省は、その第二、第三の計画作成を担当したのである。

商工省の「第一次案」は、第一章「私的独占ヲ創成、助成又ハ強化スル法制又ハ行政措置ノ撤廃計画」で、①「国家総動員法ニ基ク企業許可令」、②「各種事業法」、③「軍需会社法」、④「国家総動員法ニ基ク統制会社」、⑤「各特殊会社法」、⑥「国家総動員法ニ基ク配電統制令」を、該当法令と認めて、それらの廃止または改正の計画（一部は当時すでに実施）をたてている。第二章が「私的独占ノ排除其ノ他公正競争ノ維持ニ関スル法制ノ基礎構想」と題されて

おり、立法趣旨の検討をおこなった総説と、「産業秩序法」と仮称された法律の要綱とが記されている。総説のうちの「問題ノ所在」の項は、次のようである。

戦争遂行ノ為ニ創設セラレ其ノ結果トシテ私的独占ヲ創設、助成又ハ強化シタ法制並ニ其ノ撤廃ニ関スル計画ハ第一章ニ於テ記述シタ処デアルガ、産業界ニ於ケル公正ナル競争ヲ維持スル為ニ将来ニ於テ如何ナル法制ヲ必要トスルカ、ノ問題ガ本章ノ題目デアル。

公正競争ヲ維持スル為ニ必要トセラレルコトハ

(イ) 第一ニハ競争ヲ消失セシメル如キ事態ノ発生ヲ制限シテ産業界ノ運営ノ基礎ヲ同業者間ノ競争ニ置クコト（競争ノ範囲ノ拡大）

(ロ) 第二ニハ競争ガ不正ナル背信行為ニ依ツテ歪メラレヌ様ニスルコト（競争ノ方法ノ公正）

ノ二点デアルト認メラレル。(ロ)ニ付テハ我国ニ於テハ現在「不正競争防止法」ガ之ニ関スル必要ナル規定ヲ設ケテ居ル。不正競争防止法ガ規定サレル以前ニ於テハ、背信的ナ競争行為ニ対シテハ民法ノ損害賠償ノ規定ノ運用ニ依ツテ賠償ノ義務ヲ課シテ来タガ、民法ノ規定デハ救済手段トシテ十分デナカツタコトト、一九二五年ノジユネーブ条約ヲ批准スル為ニ必要デアルコトノ理由ニ依リ一九三四年ニ本法ガ制定セラレタノデアル。従ツテ我々トシテハ此ノ問題ニ付テハ右ノ法制ヲ以テ十分ナリヤ否ヤヲ改メテ検討スルノ必要ガアルト考ヘラレル。(イ)ノ点ニ付テハ問題ハ極メテ複雑デアル。戦時中ノ統制ノ方法トシテ設ケラレタ競争ニ対スル制限ハ撤廃セラルベキハ勿論デアルガ、今後ノ産業ノ如何ナル部門、如何ナル範囲ノ競争ヲ如何ナル形式デ維持スルコトガ最モ我ガ国民経済、延イテ民生ノ安定ニ貢献スルモノデアルカヲ決定スル為ニハ、我々ハ(1)敗戦後ノ産業ノ秩序ノ維持(2)民生用物資ノ生産及適正ナル配給ノ確保(3)公益事業ノ適正ナル運営(4)戦災及軍需産業ノ破壊ノ結果混乱ニ陥リタル産業資本ノ合理的ナル結合(5)戦後再建産業ノ技術及品質ノ向上等ノ要請ト競争維持ノ要請トノ関係ニ付テ慎重ナ考究ヲ為ス必要ガアルト認メラレル。各国ニ於テ「自由ナル」競争ノ弊害ガ色々ナ部面デ発生スルニ伴ヒ、自由ナル—即チ放恣ナル競争カラ公正ナル—即チ合理的ナル競争ヘ移行スルノ必要ガ感ゼラレ、又高度ニ結合集中セラレタ巨大単位ノ企業ノ専横ヲ消費者利益、公益ノ立場カラ制

限スルノ必要ガ感ゼラレルニ至ツタノハ既ニ顕著ナル事実デアリ、我国ニ於テモ一九三一年ニ「重要産業ノ統制ニ関スル法律」ガ制定セラレタノデアルガ、其ノ有効期間十年ノ経過ノ後ニ一九四一年ニ於テ本法ハ其ノ効力ヲ失ヒ、戦時統制法令ニ依ツテ置キ換ヘラレルニ至ツタ。戦時統制法令ガ撤廃セラレルトシテモ、事態ハ必ズシモ直チニ十五年前ノ状態ニ復帰スルコトヲ許サナイノデ、新ナ方針ヲ樹立スルコトガ必要デアル。

この記述からうかがえるように、「産業秩序法」の構想は、「不正競争防止法」と「重要産業統制法」の延長線上で検討が開始されたのであり、しかも、自由競争の維持という課題は、敗戦後の経済的混乱の収拾・復興・再建という課題とは両立し難いものとの認識が前提されていたのである。したがって、「産業秩序法案」の内容は、反トラスト・カルテル立法とは、およそかけはなれたものとならざるを得なかった。すなわち、商工省「第一次案」の「産業秩序法（仮称）ノ一部トシテ包含セラルベキ独占ノ禁圧ソノ他公正競争ノ維持ニ関シ必要ナル法律規定ノ要綱」の主要規定は次のようなものであった。

第一節　不正競争ノ防止

一、左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ハ之ヲ不正ナル競争行為トスルコト

(一) 本邦ニ於テ取引上広ク認識セラルル他人ノ氏名、商号、商標、商品ノ容器包装其ノ他他人ノ商品タルコトヲ示ス表示ト同一若ハ類似ノモノヲ使用シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販売若ハ拡布シテ他人ノ商品ト混同ヲ生ゼシムル行為

(二) 本邦ニ於テ取引上広ク認識セラルル他人ノ氏名、商号、標章其ノ他他人ノ営業タルコトヲ示ス表示ト同一又ハ類似ノモノヲ使用シテ他人ノ営業上ノ施設又ハ活動ト混同ヲ生ゼシムル行為

(三) 仮設又ハ僭用ノ商品ニ付加シテ商品ニ虚偽ノ原産地ノ表示ヲ為シ又ハ之ヲ表示シタル商品ヲ販売若ハ拡布シテ原産地ノ誤認ヲ生ゼシムル行為

(四) 他人ノ営業上ノ信用ヲ害スル虚偽ノ事実ヲ陳述シ又ハ之ヲ流布スルノ行為

(五) 第十一条ノ規定ニ依リ産業秩序委員会ニ於テ依ルベキコトヲ命ジタル統制協定ニ於テ不正行為ト規定セラレタル行為

二、前条ノ行為ニ依リ損害ヲ被リタル者ハ損害額ノ三倍ニ相当スル額ヲ賠償トシテ請求スルコトヲ得ルコト

三～六（略）

七、外国ノ国ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノハ其ノ国ノ当該官庁ノ許可ナクシテ之ヲ商標トシテ使用シ又ハ之ヲ商標トシテ使用シタル商品ヲ販売若ハ拡布スルコトヲ得ザルコト（以下略）

八（略）

第二節　統制協定

九、産業ヲ営ム者其ノ営業ニ関シ左ニ掲グル統制協定ヲ為シタル場合ニ於テ加盟者ノ員数ガ同業者ノ三分ノ一以上ナルトキ又ハ加盟者ノ生産若ハ販売其ノ他ノ取引ノ数量若ハ金額ガ同業者ノ生産若ハ販売其ノ他ノ取引ノ数量若ハ金額ノ三分ノ一以上ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ産業秩序委員会又ハ地方長官ニ届出ルベキコト之ヲ変更シタルトキ亦同ジコト

(一) 不正競争行為ノ指定及不正競争行為ニ依ル損害賠償ニ関スル協定

(二) 販売価格、取引価格其ノ他之ニ影響ヲ及スベキ取引条件ノ統制ニ関スル協定

(三) 生産量、生産方法、生産設備、生産分野、注文割当其ノ他生産又ハ取引ノ統制ニ関スル協定

(四) 販路ノ割当、取引先ノ制限、共同販売其ノ他販売ノ統制ニ関スル協定

(五) 賃率ノ協定、輸送路ノ割当、積荷ノ制限其ノ他海上又ハ陸上ノ輸送ノ統制ニ関スル協定

(六) 共同計算、統一原価計算ノ実施其ノ他経理ノ統制ニ関スル協定

(七) 特許発明ノ共同使用其ノ他技術ノ統制ニ関スル協定

(八) 前各号ノ協定ノ実施ヲ統制スル為ニ設ケラルル機関ノ組織及運営ニ関スル協定

地方長官前項ノ届出ヲ受理シタルトキハ其ノ内容及之ニ対スル意見ヲ産業秩序委員会ニ報告スベキコト

産業秩序委員会第一項ノ届出又ハ前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ其ノ内容ヲ関係各大臣ニ報告スベキコト

十、産業秩序委員会当該産業ノ公正ナル競争ヲ確保シ、当該産業ノ健全ナル運営ヲ図リ又ハ国民経済ノ秩序ヲ保持スル為必要アリト認ムルトキハ第九条第一項ノ統制協定ノ加盟者若ハ之ニ加盟シ居ラザル者ノ申請ニ依リ又ハ其ノ申請ヲ俟タズシテ当該統制協定ノ修正、補充又ハ全部若ハ一部ノ削除ヲ命ズルコトヲ得ル〔コト〕

十一、産業秩序委員会当該産業ノ公正ナル競争ヲ確保シ、当該産業ノ健全ナル運営ヲ図リ又ハ国民経済ノ秩序ヲ保持スル為必要アリト認ムルトキハ第九条第一項ノ統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セザル同業者ニ対シテ其ノ協定ハ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

十二、産業秩序委員会主要ナル産業ニ関シ当該産業ノ公正ナル競争ヲ確保シ、当該産業ノ健全ナル運営ヲ図リ又ハ国民経済ノ秩序ヲ保持スル為必要アリト認ムルトキハ当該産業ヲ営ム者ニ対シ内容及期日ヲ指定シテ統制協定ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

十三、産業秩序委員会生産又ハ取引ノ統制ニ関スル協定ニ付前二条ノ命令ヲ為シタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ命令ノ効力ヲ有スル期間ヲ限リ当該産業ニ於ケル事業ノ新設又ハ設備ノ拡張ニ付命令ヲ以テ許可ヲ受ケシムルコトヲ得ルコト（以下略）

十四～十六（略）

第三節　企業集中ノ監督

十七、主要ナル産業ヲ営ム者ニシテ其ノ生産又ハ販売其ノ他ノ取引ノ数量又ハ金額ガ当該産業ニ於ケル生産又ハ販売其ノ他ノ取引ノ数量又ハ金額ノ二分ノ一以上ヲ占ムルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ産業秩序委員会ニ届出ヅベキコト

(一) 氏名又ハ名称
(二) 営業所及工場ノ位置
(三) 生産ノ設備及能力
(四) 会社ニ在リテハ資本金及定款

(五) 生産又ハ販売其ノ他ノ数量、販売其ノ他ノ取引ノ価格又ハ之ニ影響ヲ及ボスベキ取引条件其ノ他生産又ハ販売其ノ他ノ取引上ノ主要事項ニ関スル決定ノ記録
(六) 毎月ノ生産、販売及其ノ他ノ取引ノ数量及金額並ニ毎月末ノ在庫高
(七) 事業年度末ニ於ケル貸借対照表、財産目録、営業報告書、損益計算書及利益ノ処分ニ関スル書面其ノ他経理ニ関スル主要事項
(八) 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

前項ノ産業ノ種類ハ産業秩序委員会之ヲ指定スルコト

十八、前条ニ該当スル者左ニ掲グル行為ヲ為サントスルトキハ産業秩序委員会ノ認可ヲ受クベキコト
(一) 販売其ノ他ノ取引ノ価格ノ変更
(二) 生産設備ノ新設、増設、改造、休止又ハ廃止
(三) 他ノ企業ニ対スル投資又ハ他ノ企業トノ株式ノ交換
(四) 他ノ企業ニ対スル命令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユル融資
(五) 他ノ企業ノ合併又ハ他ノ企業ニ属スル事業若ハ設備ノ買収
(六) 他ノ企業トノ間ニ於ケル技術ノ公開其ノ他ノ便宜ノ供与ヲ理由トスル報償契約ノ締結
(七) 当該企業ノ役員又ハ重要ナル職員ノ他ノ企業ノ役員又ハ重要ナル職員ノ兼任
(八) 新規事業ノ開始其ノ他目的ノ変更
(九) 命令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユル借入

産業秩序委員会前項第一号、第二号、第五号、又ハ第八号ノ行為ニ対スル認可ヲ為サントスルトキハ関係各大臣ニ協議スベキコト

十九、産業秩序委員会第十七条第一項ニ該当スル者ノ生産若ハ販売其ノ他ノ取引ノ数量若ハ金額、販売其ノ他ノ取引ノ価格若ハ

之ニ影響ヲ及ボスベキ取引条件ガ商品ノ円滑ナル供給ヲ妨ゲ、不当ニ価格ヲ騰貴セシメ若ハ価格ノ低落ヲ阻止シ其ノ他当該産業若ハ之ト密接ナル関係ヲ有スル産業又ハ一般消費者ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ変更又ハ取消其ノ他公益上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルコト

産業秩序委員会前項ノ命令ヲ為サントスル場合ニ於テハ関係各大臣ニ協議スベキコト

二十、産業秩序委員会第十七条第一項ニ該当スル者ニシテ其ノ株式ガ少数ノ者ニ集中シ事業収益又ハ企業ノ支配ガ国民経済ノ健全ナル発達ヲ図ル見地ヨリ過度ニ集中セルモノト認ムルモノアルトキハ其ノ事業若ハ設備ノ全部若ハ一部ヲ其ノ指示スル所ニ従ヒ他ノ者ニ譲渡スベキコトヲ命ジ又ハ当該企業ノ株主ノ全部若ハ一部ニ対シ其ノ所有スル株式ノ全部若ハ一部ヲ其ノ指示スル所ニ従ヒ他ノ者ニ譲渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

産業秩序委員会前項ノ命令ヲ為サントスル場合ニ於テハ関係各大臣ニ協議スベキコト

二十一、企業間ニ於ケル左ニ掲グル行為ニシテ其ノ結果当事者ノ一又ハ二以上ノ企業ノ支配力ガ一ノ産業ノ生産又ハ販売其ノ他ノ取引ノ能力、数量又ハ金額ノ二分ノ一ヲ超ユルニ至ルモノ又ハ当事者ノ一又ハ二以上ノ企業ノ事業収益又ハ企業ノ支配ガ国民経済ノ健全ナル発達ヲ図ル見地ヨリ過度ニ強化又ハ集中セラルルニ至ルモノハ産業秩序委員会ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ザルコト但シ第十八条第一項ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

(一) 株式其ノ他企業ノ所有若ハ管理ノ権利ヲ表示スル証券ノ譲渡又ハ信託

(二) 融資

(三) 役員又ハ重要ナル職員ノ兼任

(四) 合併又ハ事業若ハ設備ノ譲渡、委託若ハ貸借

産業秩序委員会前項ニ該当スル行為ニシテ前項ノ認可ヲ受ケズシテ為サレタルモノアルヲ認メタルトキハ其ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ得ルコト

産業秩序委員会第一項ノ認可又ハ前項ノ命令ヲ為サントスル場合ニ於テハ関係各大臣ニ協議スベキコト

二十二、産業ヲ営ム者第九条第一項第一号乃至第七号ニ該当スル国際的協定ニ加入シ又ハ国際的契約ヲ為サントスルトキハ其ノ理由並ニ協定又ハ契約ノ目的及内容ヲ具シ産業秩序委員会ノ認可ヲ受クベキコト

産業秩序委員会前項ノ認可ヲ為サントスルトキハ関係各大臣ニ協議スベキコト

第四節　産業ニ於ケル紛争ノ調停及決定

二十三～二十八（略）

第五節　産業秩序委員会

二十九、産業秩序委員会ハ関係官吏、産業代表、労働代表、消費者代表、帝国議会代表及学識経験アル者ヲ以テ之ヲ組織スルコト

三十～三十二（略）

第六節　罰則

必要ナル罰則ヲ設クルコト

以上のように、「産業秩序法案」は、「不正競争防止法」を拡張したかたちの不正競争の防止規定をまず第一節に掲げているが、これは、反トラスト立法の不正競争とは、異なった概念であることは明らかである。[3] 第二節の統制協定については、カルテルを原則的には認める立場にたって、それを規制する方法を規定したもので、カルテル協定のアウトサイダーへの強制条項も含んでおり、「重要産業統制法」の発想が再現された感が深く、これまた、反トラスト立法とは、理念的に異なった内容であった。第三節・企業集中の監督の条項では、市場占拠率五〇％以上の大企業について、価格、生産設備、他企業に対する支配（投融資、役員派遣）、合併などを認可制のかたちで規制すること、公益上必要な場合には生産量、価格等について変更等を命令できること、支配集中が過度と認められる場合には事業、設備あるいは株式の譲渡を命令できることが規定され、また、市場占拠率が五〇％を超える企業集中が発生することを

防止する規定も設けられている。この条項は、日本の近代法制史上まったく未経験の分野であり、アメリカの反トラスト立法および判例を参考として作成されたものと思われ、事業の割譲、株式の分散など手段措置にはかなり注目すべきものを採用してはいるが、市場占拠率五〇％以上という対象の限定のしかたをはじめ、全体としては、巨大企業の存在を認めたうえで、その弊害を防止するという観点から立案されている。担当機関である産業秩序委員会は、「重要産業統制法」が諮問委員会制をとったのと比較すると、行政的権限が強い特徴を持っているが、委員長は商工大臣であり、民間委員が参加するものの、政府機関として全面的に政府の管理下に置かれ、のちの公正取引委員会とは異なった性格の機関であった。

この商工省第一次案は、司令部にも提示されたようであるが、司令部は、部分的な意見を述べたにとどまったらしい。[4] そして、商工省は、第一次案を基礎に、翌二一年一月二八日には、「産業秩序法案要綱（第三次案）」を作成した。[5] 第三次案は、第一章に総則として、「一、産業ハ民生ノ安定及向上ヲ其ノ窮極ノ使命トシ右使命達成ノ為必要トセラルル国家秩序ノ下ニ運営セラルベキコト、二、産業ハ企業ノ公正且活発ナル活動ヲ基礎トスベク之ヲ阻害スベキ不正ナル競争行為又ハ不当ナル制限ハ禁渇セラルベキコト、三、産業ハ企業ニ対シ広ク自主的発展ノ均等ナル機会ヲ与フベク産業ニ於ケル所有、所得及支配ノ過度ノ集中ハ抑圧セラルベキコト」という三カ条を設けたが、実質的な内容は第一次案とほぼ同一であった。[6] 大きな変更は、担当機関を、中央産業秩序委員会と地方産業秩序委員会の二本建とした点であった。

「産業秩序法案」は、当時の日本側の反トラスト政策に対する政策意識の限界をしめしたもので、結局、司令部の満足するところとはならず、司令部は独自の法案を日本側に提示することとなった。[7]

この間に、国際カルテルへの参加禁止措置の立法化がおこなわれた。昭和二〇年一一月六日のSCAPIN-二四

四は、第七項で、私的国際カルテルまたはその他の制限的私的国際協定等に参加することを禁止するための措置を講ずることを指令していた。商工省は、「産業秩序法」の立案と併行して、カルテル禁止立法の策定をすすめ、司令部と折衝した。昭和二〇年末に提出した日本政府案にたいして、司令部は、翌二一年一月三日に、不承認の覚書（「カルテル禁止案の不承認」昭和二一年一月三日、SCAPIN-五三九）を出した。日本政府案は未見であるが、司令部覚書は、日本政府案が、既存の国際協定等からの脱退やその破棄に関しては商工大臣が裁量権を持つと規定し、また、国際カルテル協定への新規参加を商工大臣の許可制としていたために、それを不承認としている。つまり、前出の「産業秩序法要綱（第一次案）」第三節二二のような趣旨の国際カルテル規制案を日本側は提出したが、司令部側は、国際カルテルの全面的禁止措置を要求したわけである。

日本側は、一月一一日に、一月一〇日付の修正法案を司令部に提出した。[8] それは、第一条で、既存の国際カルテル、制限的国際協定等について法公布後一四日以内に商工大臣に報告することを規定し、第二条で、法公布後、三〇日以内にそれらの国際協定から脱退し、あるいはそれを破棄することを規定し、第三条で、それらの国際協定への新規参加を禁止し、第四条に罰則規定を予定した修正案であった。この修正案をめぐる司令部との折衝経緯は不明であるが、結局、昭和二一年一月二三日に「国際的協定又ハ国際的契約ノ禁止等ニ関スル件」（昭和二一年勅令第三三号）が公布された。この勅令は、ほぼ一月一〇日付の修正法案と同じであるが、修正法案で禁止対象に掲げられていた「科学又は技術に関する知識又は情報の交換の制限に関する協定又は契約」が、公布勅令では欠落している。その後、司令部は、二一年二月一四日に、あらためて、日本側の一月一〇日付修正法案を一部改正のうえ承認する旨の覚書（SCAPIN-七三四）を発した。この覚書発出の意味は、公布勅令の欠陥の是正を指示したものであったようで、日本政府は、二一年四月一日に、勅令第三三号を改正する勅令（昭和二一年勅令第一八八号）を公布して、欠落していた科

学技術に関する知識・情報の制限協定を禁止対象に追加し、同時に、罰則規定を強化した。こうして、国際カルテル禁止措置は、独占禁止法制定に先立って法制化されたのである。

二　エドワーズ調査団の勧告

司令部としては、財閥解体の具体的方針も未確定な、昭和二一年春頃までは、恒久的な独占禁止立法にどのようなかたちで取り組むかという具体的な方針を持っていなかったように見える。ある程度の方針が明確になったのは、エドワーズ調査団が報告書を提出した後のことであった。エドワーズ調査団は、本巻第一章で述べたように、昭和二一年三月一四日に報告書を提出したが、そのなかの「勧告の要約」の15で反トラスト法の制定を勧告し、また、報告書第六章「勧告された政策の概要」で、立法に盛り込まれるべき内容を提示した。

エドワーズ調査団は、まず、日本の法制が、企業結合や独占を禁止するのではなく、むしろ実際にはそれらを助成したことを指摘したうえで、日本の反トラスト法は、その出発点を、営業の自由の原則に置くべきことを強調し、次のような諸点を法制化するよう勧告した。(9)

日本の反トラスト法の第一の要素は、取引に重圧を課す協同的事業活動の諸形態を禁止することでなければならない。重圧を課すことが明白な場合には、その活動を法文中で特定して禁止すべきである。そこで、私企業が協調して、価格を固定し、生産量・販売量を制限し、市場・商品・顧客を割当て、新規投資を制限し、生産方法・新技術の研究と採用を制限し、また、企業を産業活動の一定部面あるいは市場・顧客・供給源から除外することは違法とすべきである。これらの特定禁止事項に加えて、法文には、取引に重圧を課す私的協同活動を禁止する一般的条項を設けるべきであり、また、同様の効果を持つ他の形態の活動を

特定の事例について判定し、阻止し、処罰する手段を規定すべきである。

法文は、また、他の企業を強制して、経営方針に同調させたり、それを強制する会社や集団が遂行しようとする計画に参加させたりする目的又は効果を持つ協同的又は個別的活動や、特定の企業を事業の一定部面から排除する活動を禁止すべきである。この法文条項は、重圧を課す制限の禁止と同様に、明白に強制的である活動を特定するばかりでなく、同じ結果をもたらす他の方法にも適用できるより一般的な禁止措置を規定すべきである。特定して禁止すべき活動方法としては、競争相手の顧客を威圧すること、原材料供給・信用・配給経路を協同的に遮断すること、そして、競争相手又は競争相手の顧客に差別価格によって販売することがあげられる。

法文は、また、産業的結合や単独の企業が、特定産業において独占力を獲得したりそれを行使すること、および他の企業の競争機会を極めて危くするほどそれらの総合的規模が巨大化することを阻止すべきである。この原則は、特定の事例についても事実にてらして適用できるような条項をもって、一般的表現で規定されるべきである。

さらに、法は、独占や過大な企業規模を特に生じさせがちな産業成長や企業間結合の諸形態を阻止すべきである。そこで、法は、互に競争関係にある事業会社（無視し得るほどの規模の会社は例外とし得る）の合併を禁ずべきであり、合併という用語は、他企業の資本的資産の大きな部分の取得をも含むように定義されるべきである。非競争企業の合併も、反トラスト政策の執行機関に事前に通告され、執行機関が、その企画は確定的な公共の利益をもたらし、また、独占や過大な企業規模を生じさせる大きな危険性をともなわないと判断した場合を除いて禁止されるべきである。法人相互間株式所有や重役・役員兼任による事業会社の統合は、若干の例外を除いて、以下の勧告に従って、反トラスト法によるよりは会社法の広汎な禁止規定によって阻止されるべきである。しかしながら、このような法人間結合をすべて広汎に禁止することを不可能とする障碍が存在する場合には、反トラスト法は、会社が競争者の株式を保有すること、又は競争者と重役・役員を共通に持つことを禁止する条項を設けるべきであり、また、非競争会社間の同様の結合は、合併の場合と同一の基準によって、事前通知と政府の承認がある場合にのみ許可されるべき旨を規定すべきである。

立法の際に用いられるべき企業規模の基準については、資産・取引量・従業員数などで機械的に上限を設けるべきではない。これらの要素に対する技術上のあるいは経営上の必要量は、産業毎に異なっているし、おそらく、効率の良い産業組織に適する企業規模は、技術の新発展・経営管理上の考案とともに時代によって変化するであろう。したがって、厳格で画一的な上限を定めた基準は、ある時期にある産業に適用するには不当に緩く、ある産業に適用するには不当に厳しいであろうし、時の経過とともにますます不適当になるであろう。

企業規模の制限の目的は、資金供給源・他産業部門で獲得した利潤で一産業において地位を維持する能力・子会社に差別的利益を与える能力・供給者と顧客を威圧する能力のような要因に基づいた不均衡な事業能力の取得を禁止することに置かれるべきである。企業規模と事業範囲の多少の較差は、すべての場合において、若干の程度、このような結果を生じさせがちである。しかし、大企業が明白な技術的利点を持っている場合には、市場における力の正確な平等性を求めるよりも、技術改良の動態的な可能性を採るほうが望ましいと思われる。しかしながら、技術的優位をともなっていない場合には、事業能力の大きな較差を承認する必要はない。財閥の支配力は、経済的必要性を超えた事業能力をしめす、世界で最も特徴的な事例のひとつである。企業規模を規制する立法の目的は、将来においてこれと似たものが発達することを阻止することにある。

そこで、会社の規模拡大を判定する大まかな基準は、技術的及び構造的一体性に求めるべきである。一企業は、原材料の源泉、生産的操業、配給経路及び最終消費の点であまり関係のない事業活動を、単一の支配下に統合することによって、他企業よりも巨大化することを許されるべきではない。関連性のある事業活動であっても、それがあまりに数多く、広汎であり、立地・生産その他の点で多岐にわたっているために、共通に管理することが実際には不可能であるような場合には、それらを統合することを許すべきではない。このような基準が日本で過去に適用されていたならば、財閥は登場できなかったであろう。なぜなら、たいていの財閥では経営首脳部は、生産的操業に対して直接に支配力を行使しようとはせずに、金融戦略と子会社重役の緩い監督にその活動を限定していたのである。統一的な本社管理と生産及び配給の間のはっきりした結合関係が欠除していれば、独占であろうとなかろうと、企業規模拡大は阻止され、大規模な企業の操業規模は縮小するであろう。技術的及び構造的要素から規模拡大の正当な根拠がしめされる場合には、規模拡大は、独占の危険が生ずるまでは許されるべきである。しかし、それ以上は阻止されるべきである。

独占に関するアメリカの反トラスト立法の当該部分のように、これらの基準は厳密に規定はできないから、特定の事例ごとの専門家の見識ある判断に委ねるべきである。この理由及び法の活発な運用の必要性からして、日本の反トラスト法は、他に任務を持たない特殊機関によって執行されるべきである。この機関は、その扱うべき事項が極めて重要であり、かつ強力な利害関係に左右されるものであるから日本政府の上級機関として機能すべきである。

このような法律の執行を効果的にするためには、担当機関は、調査と矯正行為に着手し、文書作成と証人出席を強制し、調査結果の公開報告書を作成する権限を持たねばならない。担当機関とその活動のために活用される裁判所は、違反を告発・処罰し、違反の継続を禁止し、企業の再編成を強制し、法文を明確化するために適用上の解釈的原則を明らかにする権限を与えられねばならない。これらの機能を、行政機関と法廷とでどのように分担すべきかについての見解を公表するのは時期尚早であろう。違反企業のみならずその役員にも罰則を適用するように法律条文を作成すべきである。

以上の提案につづいて、エドワーズ調査団は、適用を除外すべきものとして、労働組合の活動、小生産者の組織を含む協同組合の活動、政府規制を受ける自然的独占や公益事業をあげている。また、法律策定にあたって、外国の反トラスト法を参照するのは必要であるが、その完全な模倣は避けるよう警告し、たとえば、アメリカの反トラスト法は、不適当なモデルであると指摘している。その理由としては、アメリカ法は、大規模であるがために過度な支配力を持った巨大産業結合の出現を阻止するには不十分であること、法文が一般的抽象的な規定しかしていないから、日本の伝統的思考で法文が解釈されると反トラスト政策は骨抜きになるおそれがあること、アメリカ法が効力を持つ前提となる政治制度（連邦制、三権分立制、司法権と近い権限を持つ委員会制、法律・憲法解釈に関しての司法権の独立）が、日本にないことなどを挙げている。

このようにエドワーズ調査団の勧告は、日本の反トラスト立法に含まれるべき禁止事項として、①取引を制限するような共同行為、②排他的・強制的な独占力の行使（単独企業によるものも含む）、③事業能力の大きな較差を生みだすような企業あるいは企業結合の巨大化、④競争企業間の合併、⑤競争企業間の株式所有と兼任重役制、⑥非関連事業部門の統合的支配あるいは、共通に管理することが困難なほど広汎・多数の関連事業部門の統合的支配、の六項を勧告した。さらに、強力な反トラスト機関の新設の必要を述べ、あわせて、立法に際しては、日本の法制になじむように、禁止事項については具体的規定と一般的規定を併記するよう示唆している。

また、エドワーズ調査団報告書は、反トラスト立法を勧告した箇所のほかでも、反トラスト立法の内容となりうる事項を勧告している。「勧告の要約」のなかで、持株会社の禁止（2a……「勧告の要約」の項目記号）、金融機関の株式所有・資金貸付等の制限（10a・b）、金融機関の役員・大株主の他社株式所有・役員就任の制限（10c）、統制機関の禁止（13）、会社役員による他社株式所有の制限（18b）などが指摘されている。

エドワーズ調査団の反トラスト立法に関する勧告は、アメリカの反トラスト諸法および諸判例、さらに、一九三八年にルーズベルト Franklin D. Roosevelt 大統領によって設置された経済の集中・独占に関する委員会、臨時全国経済委員会 Temporary National Economic Committee（略称TNEC）の調査研究および報告[10]を基礎として作成されているが、そこには、反トラスト政策に新しい理念を打ち出そうという意欲が強く感じられる。アメリカの反トラスト政策が、一九四五年のアメリカ・アルミニウム会社事件の判決を境に、独占的な市場行動を基準に独占を規制する考え方から、独占的な市場構造を基準に独占を規制する考え方に力点を移すという大きな発展をしめしたことを背景として、エドワーズ勧告は、独占的力の行使ばかりでなく、企業規模から生ずる事業能力の較差そのものを規制する考え方を強調している。本編第一章で見たように、日本の財閥解体に際して、エドワーズ調査団が採用した基本的

な考え方のひとつであった。また、非関連事業部門の統合的支配、あるいは、関連事業部門であっても共通の経営管理が困難であるほど広汎・多数の事業部門の統合的支配を認めるべきでないという考え方は、いわゆる「よろず屋的コンツェルン」、「多角的コンツェルン」形態をとった日本財閥の解体方針の検討から得られた、新しい考え方といってよかろう。

さらに、財閥解体に関して、財閥家族・財閥役員の株式の処分を勧告し、また、恒久的に会社役員による他社株式所有を制限すべきことを勧告している点は、兼任重役制の禁止や会社経営の公開（「勧告の要約」17）の勧告とあわせて考えると、個人あるいはグループによる独占支配力の獲得、いわゆる「不可視トラスト」、「利益共同体」の形成[11]を阻止することも、エドワーズ調査団の視野のうちにあったものと見ることができる。

このように、エドワーズ調査団は、アメリカの反トラスト政策の新しい方向のうえに、さらに、日本の特殊状況を配慮しながら、新しい観点を付与し、アメリカ反トラスト法制の欠陥を是正したきわめて厳格な反トラスト政策体系を勧告したのである。

三　「カイム氏試案」

司令部が、エドワーズ調査団の勧告を基礎として、アメリカの反トラスト諸立法を参考にしながら作成したのが、いわゆる「カイム氏試案」（「カイム氏案」、「カイム試案」とも呼ばれる）であった。経済科学局反トラスト・カルテル課反トラスト立法係のカイム Posey T. Kime 主任は「自由取引及び公正競争の促進・維持に関する法律」（An Act to Promote and Preserve Free Trade and Fair Competition）を作成し、昭和二一年夏に、それを日本側に提示した。[12]

この「カイム氏試案」原文（公正取引委員会所蔵）は、全二一節からなり、タイプ三四ページの長文の法案であった。第一節「目的」から第一三節「免除」までで、規制されるべき内容を実質的に規定し、第一四節以下で手続的規定を詳細に展開している。以下、昭和二一年九月一七日付の仮訳[13]によって、実質的規定の主要部分を見よう。

産業秩序に関するカイム氏試案（仮訳）　二一、九、一七商工省商務局

法律の名称

適法の取引を不法な拘束より保護することによつて、これを促進する本法の名称を〝自由取引及び公正競争の促進維持に関する法律〟とする。

第一節　目的

本法の目的は、経済の進歩並に発展の諸条件を最も広汎に促進することにある。即ち、事業又は商業取引における生産、配分及び交易の拡充、市場及び原材料の公平なる獲得、高度な雇傭と国民実所得の維持、並に左に掲げる制限的事業行為を企図する結合又は協定取極の防止、これである。（但しこれらの事項のみに限定されない。）

(一)価格の固定及び販売条件の画一
(二)市場又は地域の分割
(三)生産、取引又は分配の制限
(四)技術又は発明の抑圧
(五)特定な事業分野よりの企業の排除又は特定の会社個人に対する同盟排斥又は差別扱
(六)かかる目的を無益にする行為への参加
(七)共同の行為により需給の正常操作を妨げる行為への参加
(八)如何なる名目においても、各種の方法により産業、貿易又は商業を不当に圧迫し、又は不当な制限をなすが如き行為への参加

これは貿易、産業又は商業が自由に独立的な単位に組織され、互に効果的な競争をなすことによつて、一般会社がより経済的に奉仕され、独占的勢力の顚覆的又は強制的影響から、保護せられる為である。

第二節　独占並に独占企図

方法の如何にかかはらず、独占し、又は独占を企図し、他と結合若は共謀し、又は国内における若は外国との取引、産業乃至商業に関し、結合共謀その他の手段により、地理上又は配分上の独占を企図したものは自然人たると法人たるとを問はず、その国の国民に対する重大な犯罪を犯したものとして、有罪と見做される。

第三節　不当な制限等の禁止

貿易、産業又は商業を制限又は圧迫する為に、如何なる形態をとり又は如何なる性質のものであつても、その所要の操作又は影響によつて、これを不当に拘束し、制約し又はこれに重圧を課し、又はその目的、意図若は実施が方法の如何を問はず、自由競争を拘束し、制約し、又はこれに重圧を課し、又は国内における若は外国との取引、物資の生産、配分、販売取引乃至交換における自由競争に基く利益を公共より奪ふ如き一切の認約、取引、協約、協定、了解、案創、企画、利益調節、カルテル、シンジケート、結合、共謀又はこれらの承諾は不法とする。

第四節　営業能力の実質的差別

競争者相互間における営業能力の実質的差別は、これ自体独占への内在的可能性を意味するものであつて、積極的に技術的に有利な理由を以て正常化されない限り、ここに、これを禁止する。独占禁圧施行担当の司法次官に、かかる差別の存在が明瞭となつた場合、又は関係個人若は法人の申請によつてこのことが明瞭となつた場合においては、司法次官により、三人委員会において公聴会を開催し、かかる差別が公共の利益上好ましいことであるか否かを決定することを要する。右の差別が許可され又は特別の方法によつて規制せられるべきであるか否かを決定する際には、特に次に掲げる事項について充分に審議検討しなければならない。

一、関係特定産業企業又は事業に対する必要な財源
二、差別的優越を与へ、又は行使する能力
三、原材料の源泉、生産的操業、配給経路及び最終消費の関係並に統合
四、関係事業の範囲並に数
五、事業の位置、生産施設及び方法等の多様性
六、当該産業における諸会社の購買、生産及び販売の相対的比率
七、当該産業における諸会社の資本又は資産の相対的比率、その他関連あり又は解明に資すべき諸要素

三人委員会が差別の存在を発見しそれらが公共の利益の見地より経済的に好ましくないものとする時これを除去するに必要な措置をとるべきである。

第五節　重役兼業の禁止

何人といへども、商業、貿易又は産業に全部又は一部従事する社団、協会、或は共同組合（本法に規定するものを除く）又はその他の法人組織の中、一以上の組織において、同時にその運営方策を決定する重役若は他の役員となり又は責任者の地位を占めてはならない。かかる社団、協会、共同組合又はその他の法人組織が、その事業又は位置の性質上、従来、現在及び将来を通じ、相互に競争者、資材の供給者又は購買者となることに基き、その相互間の契約又は他の行為によつて競争を除去することが、その他の競争者にとつて有害となるやうなことは、国内における、又は外国との自由競争を奨励し、促進し、又は保護することを目的とする独占禁止又はその他の法律の規定違反を構成する。(14)

何人といへども、左記の如き金融機関において、同時にその一以上のものにつき、重役、その他の役員となり、又は責任者の地位を占めてはならない。即ち銀行、会社又は組合たる銀行、金融、抵当若は信用を供する会社、凡ゆる性質の共同組合又は金融機関について、就任の時又は就任の期間を通じ、その何れかが預金、資本、利益その他の資産の合計が五百万円以上に達する場合には、かかる地位に就任してはならない。

但し、前項の金融機関において責任ある地位を占めるものが独占禁止会社監理を行ふ司法次官補の承認を得た場合には他の一つ（一つに限る）の産業企業において同様の地位に就くことができる。

右の申請を却下された者は最終の決定権を有する三人委員会に出訴することができる。

第六節　合併並に株式獲得の禁止

銀行、保険会社、信託会社又は投資信託会社を除く社団又は法人は、直接又は間接に他の社団の株式、株式資本、社債、債券、その他の債務証書、有形無形とを問はず如何なる資産をも獲得してはならない。但し、一社団は、第二の社団が他の会社の株式又は社債を所有せず且これらの事実が独占禁止会社監理の司法次官補の満足すべきものである場合には、緊密な関係事業分野に属する他の一社団の株式を所有することができる。右の申請を却下された者は最終の決定権を有する三人委員会に出訴することができる。

銀行、保険会社、信託会社又は投資信託会社が、他の社団の議決権ある株式を所有する場合には、それら銀行又は会社は、競争を減少し又は減少せしめる傾向を有する議題又は問題について、当該株式の議決権を行使し、又は委任により行使してはならない。

既存の社団、法律により認められて既に存在し、又は如何なる方法若は計画によるも爾後創立された個人の集産であつて、相互に競争してゐるものについては、一切合同、合併、結合乃至は資産の一方的占有獲得が為されてはならない。相互に競争しない会社であつても三人委員会において公聴会が行はれ、かかる提案が公共の利益に合致することが確認されるまでは如何なる方法によつても、合同、合併又は結合を為してはならない。会社の資本金は、五千万円を超えて増額してはならないが、独占禁止三人委員会において公聴会を行ひ、提案されたる資本追加が独占的傾向を有しないこと、申請者を営業能力における実質上の差別ある地位に置かないこと、或は競争減退の結果に導かないことが分明確認された場合には、この限りではない。

第七節　共同行為の諸型態の禁止

事業活動に関する左に掲げる諸型態の協定は、夫々につきここにこれを不法とする。(15)

一、価格の正当、不当、不整、均一、無差別、その他の如何にかかはらず、価格を固定し、価格を安定し、又は価格を人為的に維持すること
二、生産、生産高、販売又は再販売を制限すること
三、市場、地域、機能、技術、分担額、製品及び顧客を割当てること
四、新投資、生産方法、新技術の研究若は採用を制限すること
五、企業、事業又は個人を生産活動の一定部面又は市場、顧客及び供給源から除外し、又は制限すること
六、人為的若は虚偽の原価又は名目的輸送費（これに限定されない）を含む項目を計上する価格算定方法
七、第一次的たると第二次的たるとを問はず、ボイコットをなし抱き合せ取極を結ぶこと

事業活動に関する左に掲げる諸型態の協定は、その使用、又は貿易、商業若は産業に重圧を加へ、又はこれを不況におとし入れる様な影響を及ぼすときは、ここにこれを不法とする

一、政府の定めた規格又は各国間において一様に、条約により確定された規格以外の同時に[16]生産過程、製品、原価、原価計算及び契約様式の規格化
二、特許権又は著作権の容認せざる特許権又は著作権に関する協定
三、特許、意匠、商標等の効力を争訴しないといふ協定
四、共同行動を企図する試案、提案、案画又は計画への承諾若は参加
五、統計の蒐集又は配布
六、所謂市場に秩序性を持たせる協定を口実として行はれる正当競争を除去する傾向を有する目的又は企画の計画
七、共同販売所又は販売人
八、将来の特許の実施許可、相互に於ける特許の割当に関する契約

右に掲げた諸種の型態を特に禁止したことは、これによつてここに列挙しない他の諸行為であつて同様な効果を齎すものを含

まないといふことを意味するものではない。

第八節　威迫、強制等の違法

競争者の顧客又は顧客たるべき者を威迫すること、競争を減少させる目的をもつてする差別価格による販売又は収奪的な価格の引下、供給、信用又は配給に干渉し、又はこれを遮断することその他総ての共同又は個人活動にて競争の排除、減少又は阻止を企図し又はその傾向を有する政策、方策又は計画に合致することを強制し、又は強制するに至る目的又は効果を有するものを違法とする。

第九節　不正な競争方法の不法

一般取引、工業及び商業に於いて不正な取引方法又は不正な競争方法は、ここに不法とする。

三人委員会は、ここに、個人、合名会社、社団その他の法人が、競争に際し不正な取引方法を使用することを禁止する権限を付与され、命令される。そして、その方法が公益に影響を及ぼすものであるときは、実際の競争を伴ふことを要しない。

第十節　競争者の物品不使用の契約に基く販売

一般取引、工業又は商業に従事する者の、その業務の遂行過程において、明示であると黙示であるを問はず、賃借人又は買主が、賃貸人又は売主の競争者の物品、器物、商品生産品その他の物資を使用し又は取引しないことを約する条件、取極又は了解に基いて、賃貸すること、販売をなすこと、又は物品、器物又は商品、秘密なると否とを問はず、製造方法、特許権、著作権若しくは商標権の有無を問はず、その他の物資を、国内における使用、消費若しくは転売のため販売することを契約すること、販売価格を固定すること、価格の割引若しくは割戻をなすことは、これ等の賃借、販売若しくは販売の契約又はこれ等の条件、取極め又は了解が概ね不合理に競争を制限し、又は独占を生じ独占の傾向を有するに至る場合においては、違法である。[17]

これは、独占又は拘束を、その初期において捕捉し、これを未然に防止することを意図するものである。

第十一節　統制団体の違反

統制団体又は統制会社は、一定の統制が、現存の経済状勢により、一時的にその必要があると定められる場合を除くの外は、

明確に違法であり、ここにこれを禁止する。但し、司法次官は、三人委員会が、昭和二十一年七月一日より一年を超えない期間においては、主務大臣及び経済安定本部より提議のある場合その必要を認める統制団体の存続する認可をなす権限を有する。

第十二節　特殊契約

個人又は法人が、外国の個人若しくは法人、これ等の団体又はこれ等の者の代理人との間に締結され、今日までに如何なる方法によるも終結しなかつた、制限的取極めを包含する契約は総てこの法律の本文施行の日において、終結するものとする。

本邦の個人、法人又はその代理人と外国の個人、法人又はその代理人との間に今後本邦において締結される契約は、総て本邦の法令又は国際連合の法的決定に従ふ条件の下になされるべきものにして外国又は外国の統治一邦機関の法令に、決して従ふべきものではない。[18]

特許権の効力を承認する如何なる契約の条項もその特許権が権威ある裁判所の判決により有効と宣言されるまでは、拘束力又は実施力を有しない。かかる判決より以前に、契約にかかる条項を包含せしめた場合には、その契約締結たる個人及び法人は、これを一万円の罰金に、個人は、これを一年の懲役に課し、かかる契約の締結は、かかる特許権の効力を承認するものとは看做さない。

第十三節　免除

この法律の規定は、法令により認められた労働組合の行為にて、その組合の行為が純粋に地域を割り当て、若しくは制限し、物資の自由な移動[19]傭人の地位向上を計るためになされる傭主と傭人との間の通常な適法行為であり、公益に反しない限り適用されない。

小工業者又は消費者が、相互援助の目的をもつて設立した正当な、任意共同組合は、各構成員が各一票を有し、株式を有せず、その利益は平等に、又は構成員の活動の相対的な大いさに比例して配分せられ、且つ、法令により認可せられたものには、この法律の規定は、これを適用しない。

政府独占事業は、その活動が、法令により付与された専売権の範囲に、厳に限定せられる場合に限り、この法律の規定は、これを適用しない。

適当な期間、適当な地域に限り、同一の事業に従事しないことを約する協定を包含する、事業の純然たる販売行為[20]の一部として締結された協約には、この法律の規定は、これを適用しない。

価格、配分又は割当の統制を行ふべきものとして、法令に基いて指定された公の機関には、司法次官が、経済安定本部の勧告に基いて承認した場合においては、昭和二十一年七月一日より一年を超えない期間は、この法律の規定は、これを適用しない。

特許権者、著作権者又は商標権者は、その活動が、これ等に付与された権利の範囲内に限定せられる限においては、この法律の適用より、除外する。

公共事業、保険会社又は運送業者に関する法律による取締は、この取締が、この法律の保障又は規定に反しない限り[21]、これ等の者に対するこの法律の規定の適用を排除しない。

この法律により職務を遂行する者が、適法に発する召喚状により要求するときには、ここで与へられる法律の適用除外は、帳簿、文書又は記録の提出を免除するものではない。

司法次官は、法律により裁定された取締機関の裁定、命令又は決定が、この法律に違反すると認めるときには、独占禁圧裁判所に訴へることができる。独占禁圧裁判所は、ここにこの法律の認定に反すると認められる裁定、命令又は決定を変更する権限を付与せられる。そして、この判決は、最高裁判所の審理を受ける憲法問題を除くの外、終審である。

第十四節　三倍額の損害賠償（略）

第十五節　罰則（略）

第十六節　定義（略）

第十七節　解釈（略）

第十八節　施行（略）
第十九節　他の法律の廃止又は取消（略）
第二十節　部分的無効（略）
第二十一節　効力発生の時期（略）

以上のように、「カイム氏試案」は、エドワーズ調査団の勧告した最新かつ厳格な反トラスト政策理念を基礎にすえて、アメリカ反トラスト諸法の条文を参考としながら、その立法化の要綱を提示したものであった。規制に関する実質的規定の内容は、エドワーズ調査団の勧告に肉づけをおこなったものが中心であり、それに、若干の補足的な事項が加えられている。以下、各節について、その特徴を見よう。

「目的」を記した第一節は、公正取引委員会所蔵の原文では、最初に、「挑戦されることのない経済力の占有は、企業意欲を圧殺し、繁栄に水をさし、活力を抑圧すると信ずる、また……」と格言的な前文を置いて、立法の目的を説明している。第二節「独占並に独占企図」は、「シャーマン法」（An Act to Protect Trade and Commerce against Unlawful Restraints and Monopolies, [Sherman Act], July 2, 1890, 26 Stat. 209.）第二条に、第三節「不当な制限等の禁止」は、「シャーマン法」第一条、第三条に、それぞれ相当する規定で、この法案の基本的規定となっている。第四節「営業能力の実質的差別」は、アメリカ反トラスト諸法には明文規定されていない。独占的市場行動よりも独占的市場構造により力点を置いた新しい考え方を示した判例（アメリカ・アルミニウム会社事件）の線に沿う新しい規定であり、エドワーズ勧告の趣旨を成文化したもので、「カイム氏試案」のもっとも大きな特徴点のひとつということができる。ただし、エドワーズ調査団が、事業能力の較差をそれ自体独占と認める考え方であるのにたいして、カイム主任は、それを独占形成の潜在的能力と見ている点では、やや差がある。

第五節「重役兼業の禁止」では、第一に、一般的に、競争関係、売手買手関係の会社間の重役兼任を禁止し、第二に、金融機関の場合について、資産総額五〇〇万円以上の金融機関の重役と他金融機関の重役の兼任を禁止し、第三に、五〇〇万円以上の資産総額の金融機関の重役は、一社に限って産業会社重役の兼任の許可を申請できるとしている。第一と第二は、「クレイトン法」[22]（An Act to Supplement Existing Laws against Unlawful Restraints and Monopolies, and for Other Purposes, [Clayton Act], Oct. 15, 1914, 38 Stat. 730.）第八条と同趣旨である。ただし、「クレイトン法」では一般競争会社についても資産一〇〇万ドル以上の会社に対象を限定しているが、「カイム氏試案」ではそのような限定を付していない。第三は、アメリカの立法にはない規定で、エドワーズ勧告をやや緩和した内容のものである。

第六節「合併並に株式獲得の禁止」は、第一に、金融機関以外の会社が他社の株式・社債・資産を取得することを禁止し（ただし、関連事業分野の会社で、他社株式・社債を所有していない会社一社の株式所有は認可申請することができる）、第二に、金融機関の所有株式の議決権行使を競争制限に関する議題については禁止し、第三に、競争会社間の合同・合併・資産取得を禁止し、第四に、非競争会社間の合同・合併も公共の利益に合致することが確認されるまでは禁止し、第五に、会社の資本金を五〇〇〇万円以上に増額することを禁止した（ただし、独占等の結果を生じないことが確認された場合は除く）。第一は、「クレイトン法」第七条に類似しているが、「クレイトン法」が、競争制限・独占形成をもたらす場合に限定して株式取得を禁止しているのとくらべると、きわめて厳しい規定であり、また社債さらには資産の取得をも禁止している点も特徴的で、一九五〇年の「クレイトン法」修正[23]を先取りしたかたちになっている。また、関連子会社の株式取得を認可制として例外的に認めた点は、「クレイトン法」第七条の子会社株式所有の扱いにならったものと見られるが、エドワーズ報告書の当該事項に関して司令部が強くコメントした点でもあった（本編第一章第三節三参照）。第二は、「クレイトン法」第七条が、競争制限を目的とした議決権の行使をおこなわない投資目的

の他社株式所有を適用除外としている点とやや関連する規定であるが、趣旨は、エドワーズ調査団の勧告（10b）を生かしたものである。第三は、いわゆる水平的合同等を禁止したもので、「シャーマン法」第一条、第二条の結合・独占の禁止と「クレイトン法」第七条の趣旨に近いが、やはり、競争制限、独占形成を条件としていない点では、より厳しい規定となっている。第四は、主として垂直的合同等の禁止をねらいとしたものである。アメリカの反トラスト政策の歴史のなかでは垂直的結合についての規制は弱く、「シャーマン法」第一条、第二条を適用し得るとして政府がおこした訴訟（コロンビア・スチール会社事件）では、政府が敗れている（一九四七年）。そこで、一九五〇年の「クレイトン法」修正で、第七条の適用が垂直的結合にも及ぶように文言削除がおこなわれることとなったのである。[24]

「カイム氏試案」は、ここでも「クレイトン法」修正を先取りしたかたちになっている。第五の資本金最高限度額の規定は、「カイム氏試案」独特のもので、エドワーズ勧告が画一的な企業規模規制をむしろ望ましくないとしているのと対照的である。一九四七年二月に、ドイツの米英合同占領地域に施行された「ドイツ経済力の過度集中禁止法」(Prohibition of Excessive Concentration of German Economic Power: U.S. Military Government Law No. 56, Feb. 12, 1947.) では、従業員一万人以上という企業規模を適用の対象とする規定が設けられているが、アメリカの一部に、企業規模それ自体を規制するという反独占理論があったのかもしれない。

第七節「共同行為の諸型態の禁止」は、それ自体、当然に禁止される共同行為と、不当に取引を制限する場合には禁止される共同行為とを具体的に列挙した規定である。アメリカ反トラスト政策のなかで、当然に違法 illegal *per se* とされる行為と、いわゆる「条理の原則」(rule of reason) が適用される行為とが、判例として確立しつつあったわけであるが、「カイム氏試案」は、当時の判例の状況からすると、当然に違法とされる共同行為の範囲を拡大し、かつ、「条理の原則」適用行為を広くとっているように見える。[25]

第八節「威迫、強制等の違法」は、強制的取引制限の禁止規定であり、「シャーマン法」第一条の取引制限についての判例[26]、そして、「クレイトン法」第二条の差別価格の規制と同趣旨である。

第九節「不正な競争方法の不法」は、エドワーズ勧告には明示されなかったが、ほぼ「連邦取引委員会法」[27] (An Act to Create a Federal Trade Commission, to Define its Powers and Duties and for Other Purposes, [Federal Trade Commission Act], Sept. 26, 1914, 38 Stat. 717.) 第五条と同じである。第一〇節「競争者の物品不使用の契約に基く販売」は、「クレイトン法」第三条とほぼ同じである。第一一節「統制団体の違反」は、特に日本の戦時統制下の統制令等を念頭に置いた規定であり、第一二節「特殊契約」は国際カルテル禁止の趣旨である。第一三節「免除」では、「クレイトン法」第六条の労働組合等の適用除外、「カッパー・ボルステッド法」(Capper-Volstead Act, Feb. 18, 1922, 42 Stat. 388.) による協同組合等の制限的契約の承認、コモン・ローによる地域・期間を限った同種営業の制限契約の承認などを参照しながら、適用除外例があげられている。ただし、「ウェッブ・ポメリン法」(Webb-Pomerene Export Trade Act, Apr. 10, 1918, 40 Stat. 516.) で認められた、輸出業者の国内市場の競争制限をともなわない結合は、除外されていない。

以上が、「カイム氏試案」の実質的規定部分の特徴であるが、エドワーズ調査団が勧告した事項で、「カイム氏試案」に含まれていないものもある。ひとつは、持株会社の禁止で、「カイム氏試案」第二節の独占禁止規定、第六節第一項の金融機関以外の会社の他社株式所有の禁止規定、第二項の金融機関持株の議決権行使制限規定に包含されているとみることもできるが、明文規定は欠如している。アメリカにおいては、持株会社は、「シャーマン法」第一条、「クレイトン法」第七条の一般規定によって、水平的結合の手段としては違法とされ、公益事業部門では、「公益事業持株会社法」(Public Utility Holding Company Act of 1935, Aug. 26, 1935, 49 Stat. 803.) による規制を受けている。し

かし、日本の財閥コンツェルンのような持株会社による多角的垂直的結合に対しては、アメリカにならった反トラスト法制では規制力が不十分なことは明らかであった。財閥解体政策を勧告したエドワーズ調査団が、持株会社の禁止を提案した狙いは、財閥的結合の復活阻止にあったのであり、その趣旨からすれば、「カイム氏試案」の規定は、一般的規定すぎるという問題点を持っていたといえる。

もうひとつの点は、エドワーズ勧告にあった、「不可視トラスト」阻止のための、個人（特に会社役員・金融機関大株主）の株式取得の制限措置が、「カイム氏試案」に含まれていないことである。日本の財閥が、同族による株式・持分所有をひとつの軸として形成されていた点にたいして、エドワーズ調査団が厳しい措置を勧告したことから見ると、法人持株のみを規制する「カイム氏試案」は、やはり不十分な内容であったということができよう。

次に、「カイム氏試案」の手続的規定を見よう。まず、反トラスト政策の執行機関としては、公正取引三人委員会 Fair Practice Triumvirate が設置される。三人委員会は、司法次官 Vice Minister of Justice 一名と司法次官補 Assistant Minister of Justice 二名とで構成され、直属の事務機構を持ち、法の執行にあたる。司法次官は内閣総理大臣が、司法次官補は司法次官がそれぞれ法曹界の人物のなかから任命するが、その人事には参議院での投票による確認が必要とされる。三人委員会は、強力な調査権を与えられており、違反を発見した場合には、法律違反者に起訴状を発し、弁論を聴取したのちに、違反行為等の中止命令を発する。命令が履行されない場合には、三人委員会は、反トラスト公正取引裁判所 the Antitrust and Fair Practice Court に、命令履行の命令の発出を求める。反トラスト裁判所は、終身官である三名の判事で構成される特別裁判所である。反トラスト裁判所は、三人委員会の命令を施行・修正・棄却する権限を持つが、事実認定に関しては三人委員会の判断が終局的なものとされる。三人委員会の中止命令を受けた者、不正な競争によって損害をうけた者は、反トラスト裁判所に提訴することができる。反トラスト裁判所の判決は、最終審となるが、憲法上の問題に関することは大審院に上告することができる。

このように、「カイム氏試案」は、アメリカの連邦取引委員会と司法省反トラスト部を一本化したような三人委員会と、最終審裁判所としての反トラスト裁判所とによって、反トラスト政策の運用をおこなう制度を規定していた。罰則規定では、法人ばかりでなく、会社の役員あるいは使用人も処罰対象としており、罰金刑と懲役刑を課することとしている。さらに、有罪確定後三年間は政府との契約が禁止され、また、違法行為のために用いられた特許権等は無効とされる規定が設けられている。違法行為によって損害を蒙った者が請求できる損害賠償は、アメリカの規定にならって、実際の損害額の三倍額とされている。

四　「独占禁止制度要綱」

昭和二一年八月に「カイム氏試案」が提示されると、日本側は、商工省にかわって経済安定本部が中心となってその検討を開始した。しかし、あまりにその内容がドラスティックなために、ただちに法案の準備に入ることはできず、まず司令部に、内容の緩和あるいは立法の延期を求める働きかけをおこなった。一〇月一〇日付で作成された「経済秩序に関する示唆に対する非公式意見」と題する文書が、日本政府の「カイム氏試案」に対する意見書として、司令部に伝達された。それは、次のようなものであった。[28]

経済秩序に関する示唆に対する非公式意見

第一、総論

一、経済的考察

（昭二一、一〇、一〇）

(一) 経済の民主化を目標とする基本的な措置として、独占の禁圧及び公正な競争の維持の為の恒久的立場を為すことについては、日本政府としてもかねて研究準備中であつて、昨年十一月六日付指令の趣旨に従つて産業秩序法案を立案して貴司令部の意見を仰ぎ、その後更に研究を続けてゐたところである。貴司令部の示唆に対しては趣旨において異存ない。

(二) ただ、示唆せられた案の諸規定は米国等経済の極めて高度に発達した諸国にもその例を見ないほど徹底したものであるが、これを経済発達の程度が低く、且、終戦後極度の疲弊から回復することに苦労してゐる本邦において厳格に適用することは、却つて経済の進歩及び発展の諸条件を促進するといふ本案の終極目的を阻礙し且消費者の利益にも背馳するやうな結果になりはせぬかといふことを憂へてゐる。

(三) 当面の経済危機を切抜ける為に計画的考慮に基いて広汎な統制的措置を実施してをり、この間は本案の如き措置の適用される範囲が著しく狭いものになることは已むを得ない。この状態からはなるべく早く脱却して逐次統制をはづしてゆきたいが、遺憾ながら本案に予想されてゐる明年半ばよりは遙に長く続ける必要があると予想される。

(四) その後においても人口に比して著しく資源の貧弱な本邦としては、資源の浪費を防ぐ等の目的で国民の利益を擁護する為に経済活動を規制せねばならない部面が比較的多からうと思はれる。例へば、本邦においては、現在よりも遙かに裕であつた戦前においてすら、中小商工業が過度に濫設され、低劣な設備と技術とで廉売を競争した為、粗製濫造に陥り、原料資材を濫費すると共に、鑑識眼に乏しい消費者大衆に却つて不利益を与へ、外国の顧客の信用を害し、且労働者の酷使を伴ひ易いといふ弊害があつたのであつて、政府は諸般の統制をしたり、粗悪品の検査をしたりして相当苦心して来た。今後は、かうしたことに一層意を用ひなければならないと思ふ。

特に貿易の部面においては、現在貴司令部からも強力に要請されてゐるやうに生糸や綿花の国内消費を抑制して輸入資金を取得する為の輸出に充てるとか、輸出品の品質の向上を図るとかいふやうな、規制の措置を必要とすることが多いことは、貧弱で而も人口の多い本邦経済の半永久的な性格であらうと思はれる。

(五) 上述のやうに、現在は経済的に極めて混乱した時期であり、又日本経済は未だ発達の程度が低く将来も大きな制約が課

せられてゐるので、本案については、その内容や適用の方法、時期等について、尚一層深く掘下げて研究したい。日本経済の将来の見透も未だつきかねるし、又、実際上広汎な統制を実施しつつ同時に本案のやうな法律を実施することは国民を混乱せしめると思はれるので、このやうに広汎に将来の経済秩序を定めることは二、三年たつてから改めて考へる方が適当であると思ふ。示唆の具体的内容について一応の意見をここに述べるけれども、近く官民合同の経済秩序準備委員会といふやうなものを作つて研究の上、立法の準備を進めたいと思ふ。

二、立法の形式

(一) 本案のやうに、抽象的原則を規定し、具体的事例は各個の場合に即して逐次判例法として定立されてゆくべきものとする方式は、本邦の如く大陸法制の影響の下に精細を極め委曲を尽した法令に馴れている国民にとつては適法違法の限界がわかり難くて活動に困難を感ぜしめるのみであらう。

(二) それで立法に当つては、出来る限り具体的に、違法の行為、禁止される行為を規定するやうにしたい。

併し事の性質上具体的規定を定めることが困難な事項が多いので、後述の経済秩序委員会を活用して、公正で国民の納得のゆくやうな運用を期したいと思ふ。

三、実施の機構

(一) 本案に規定する司法次官又は三人委員会は行政司法の何れからも独立の機関であり国会に対しても責任を負つてゐないやうであるが、これは改正憲法第六十五条に「行政権は、内閣に属する。」とあり、第六十六条第三項に「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」とあるところに反する。又、独占禁圧裁判所は、改正憲法第七十〔六〕条第二項前段に「特別裁判所は、これを設置することが出来ない。」とあるところに反するのではないかといふ疑がある。

右のように憲法上の疑問もあるし、又、実体的にも我国として適当でないと思はれるので、本案に示唆された趣旨を生かしつつ別の機構を考へねばならない。これについては尚研究を要し、直に意見を纒めることは難しいが、左記の如き機

構を一案と考へている。

㈡ 経済秩序委員会（仮称）

(1) 本委員会はこれを内閣総理大臣の監理の下に置く。

(2) 組織

1 少数の委員を以て組織する。

2 委員は経済界の見識ある人物、経済関係の有能な学者、経済関係官庁官吏及び司法官、弁護士その他の法律家から選ぶこととし、関係事項に精通して而も公正な人物を選ぶべきである。本案の如く法律家に限ることは適当でない。

3 任命方法、身分、任期等については、国会の信頼を得、而も時々の政情に左右されない等の考慮を払つて定める。

(3) 権限

1 不当な独占、不正な競争、会社役員の兼任等について、その事実の有無及び法律違反であるか否かを審理判定する。

2 法律違反であると判定した場合は左の措置をとる。

イ 民事上の処理

a 当該事項の主務官庁に対し、会社の解散、契約の破棄、役員の辞任等を命ずる等の行政措置をとるべき旨を指令する。

b 主務官庁は正当な理由があるときは再審の請求を為し得る。再審後同一判定があれば指令通りの行政措置をとることを要する。

c 但し委員会の判定に不服のある者（当該事項の主務大臣を含む）は裁判所に出訴することが出来るものとし、その判決確定までは措置の実施を延期する。

ロ 刑事上の処理

a 委員会は検事局に対し告発する。

b 本法に関する違反事件については検事局が直接発動することなく、必ず委員会の告発を俟つことを要するものとする。

3 本法に規定された許可等を行ふ。

4 審理及び判定を行ひ又は事犯の発生を防止する為に、政府又は民間から、必要な報告を徴し資料を提出せしめ又は調査若しくは検査を行ふことが出来る。

5 本法の目的を達成するに必要な法令案の採用を政府に対し勧告する。

㈢ 司法裁判所

(1) 特別裁判所は設けないが、主要都市の一ヶ所又は数ヶ所に特別の部を設けて、本法に関する訴訟を専門に取扱はしめる。

(2) 裁判所は独自の立場で事実認定を行ふ権能を有するけれども、実際上委員会の判定が尊重せられるであらう。

(3) 司法裁判所に於ける訴訟手続は通常の手続と同様にする。

㈣ 憲法との関係

実施の機構に関する憲法上の問題については前述したが、内容についても憲法との関係について考慮する必要があらうと思はれる。憲法第十三条に「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあり、第二十九条に「財産権はこれを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに法律でこれを定める。」とある。示唆された案のうち、「営業能力に実質的差別の存すること」なぞが、直に公共の福祉に反することになるかどうかについては一応考へてみる必要があるやうに思はれる。

第二、示唆せられた案の諸規定に関する意見

一応今までに気付いてゐることを述べるが、重大な問題であるから、尚時日をかけて研究したい。

第二節　独占及び独占の企図

市場の狭隘な為に自然に発生する独占的状態等は、ここに言ふ「独占」のうちには含まれてゐないことを明にする。即ち不当な独占を不法とする趣旨を明にしたい。

第四節　営業能力の実質的差別

この条項は削除したい。競争による効果及び企業の合理化の効果をあげる上から言つても、営業能力における差別そのものを取締ることは適当でない。尚、独占を企図するとか不正競争を行ふとかいふことがないのに、ただ差別があるといふことだけで処分をすることは、不当な干渉のやうに思はれる。

第五節　重役兼任の禁止

第一項の産業企業相互間並びに第二項の金融機関相互間における重役の兼任は、原則としてこれを禁止するが、正当な理由に基いて経済秩序委員会の許可を得た場合には、差支へないことにする。中小企業については適当な役員を得られないで困る場合があり、又本来一企業の縦貫的な部門であるべきものを諸種の便宜上別個の会社にしているような例が多いからである。

第六節　合併及び株式獲得の禁止

(一) 株式、出資持分、社債、債券、その他の債務証書の所有を禁止するのはそれぞれの総額の五%を超える場合に限ることとする。

弊害のない範囲で余裕資産の運用を認める必要があるからである。

(二) 有体又は無体資産を取得することを禁止するのは、これによつて不当な独占を生ずる虞のある場合に限ることとする。企業再建整備の上からいつても、他の会社の不要設備を有効に使用し得る会社が買取ることは必要である。

(三) 合同、合併、連合等は競争会社相互間の場合においても、経済秩序委員会において公益に合致すると認めるときは、これを許すことにする。企業の合理化の一態様として、技術的進歩、原料等の無駄の排除その他によつて、公共の利益になる場合が少くないからである。

(四) 資本増加の制限は削除する。不当な独占はいけないが、企業が大きくなること自体は悪いことではない。

第七節　共同行為の諸型態の禁止

第一項の絶対的禁止の場合を改め、公益に反しないものは、これを認めることにする。総論において述べたように、貧弱な資源で多数の人口を養はねばならぬ本邦においては、公益上の見地から弾力のある運用を適当とする場合が予想されるからである。

第八節　威迫、強制等の違法

品質、数量、コスト等による差別価格はこれを認めるべきである。

第十一節　統制機関の違法

統制機関を原則として違法とする規定はこれを設けず、例外を定める規定中に、正当な理由に基いて国の政策によつて事業を行ふ統制機関を例外とする旨を規定する。

而して国の政策によつて行ふ統制を認める期間は限定しないこととする。理由は総論において上述した。

第十二節　免除

(一) 協同団体については、小生産者又は消費者の団体のみならず、小商業者の団体についても同様に取扱ふ。

(二) 統制を行ふ公の機関については第十一節について述べたように改める。

(三) 公共事業については、制限的にこれを列挙して本法の適用を除外することとし、それぞれの事業法等によつて十分に監督する。

第十四節以降の諸規定

(一) 実施の機構については前述した。手続規定については、機構と並行して、尚研究したい。

(二) 司法次官補の如き社団監督を行ふ特別の機関を設けることは適当でない。経済秩序委員会が特に行はねばならないやうな事項以外は各省大臣が管掌すべきである。

(三) 尚、第十四節以降に規定されている数箇の実体的規定について意見を述べる。

(1) 輸出入業を営む法人及び法人に準ずる団体の禁止（第十八節(8)）は削除したい。これを不法乃至不当とする理由がないと思ふ。

(2) 優先資本発行の制限に関する規定（第十八節(11)、第一項）は必要がない。既に我が商法、第二百四十二条第二項によつて議決権のない株式は総株式の四分の一を超えることが出来ないし、又、第二百九十七条の第一項によつて社債は払込資本額を超えることが出来ないことになつている。

(3) 代理人を許可する証明書を発給する制度（第十八節(11)第十項）の如きものが、是非必要かどうか疑問に思ふ。

(4) 資本過大の監督の制度（第十八節(11)、第十一項）は本法中にこれを規定することは適当でない。

(5) 外国政府との要員の交換（第十八節(14)）は、その必要がないと思ふ。

このような日本政府の意見に対して、司令部がどう対応したか明確ではない。しかし、この時期に司令部は、エドワーズ報告書を土台として国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）極東小委員会（SFE）が作成したSFE-一八二文書の検討をほぼ終了しており（本編第一章第四節参照）、財閥解体政策の具体化の基本線を把握していたのであるから、独占禁止法の制定を、日本政府に強く要請したであろうことは想像に難くない。そして、日本政府は、一一月三日の閣議で、「独占禁止に関する恒久的制度準備の件」を決定した。これは、「独占禁止法（仮称）」を次期通常議会（昭和二一年一二月開院予定）に提案することを目途として準備すること、独占禁止法立案のために持株会社整理監査委員会委員と同メンバーの独占禁止準備調査会を設置することの二点を決定したものであった。

独占禁止法制定の日程が決まったので、経済安定本部は立法要綱の作成を開始した。一方、商工省でも企画室を中

心に作業を進め、一一月八日には、「不正競争の防止及び独占の禁圧に関する法律案要綱」[29]を作成した。この要綱は、第一章「総則」第一で「この法律は、企業の公正且つ活発な活動を阻碍する不正な競争行為及び不当な制限を抑制し、並びに企業の均等且つ広汎な自主的発展の条件を制約する所有及び支配の過度の集中及び独占を禁圧し、以て国民経済の安定並びに進歩の基礎を確立することを目的とすること」とし、以下、第二章「不正な競争行為」、第三章「不当な取引制限」、第四章「独占」、第五章「例外」、第六章「独占禁圧委員会」と、六章三二項にわたって、法案に盛り込むべき内容をしめしたものである。

この要綱の実質的規定部分は、ひとくちにいって「カイム氏試案」を日本政府意見の線で修正したうえで、前出の「産業秩序法案」に挿入したかたちになっている。第二章「不正な競争行為」では、類似商標などを用いる不正な行為のあとにつづけて、不当廉売、排他的取引契約などをかかげている。しかし、「不正競争行為」は、それ自体が禁止されているのではなく、その行為によって損害を受けた者の請求に応じて、行為の差止が命じられ、損害の三倍額賠償責任が課されるという規定であった。第三章「不当な取引制限」では、「何人といへども、形態又は手段の如何を問はず、事業の正常な活動を拘束し、制約若は圧迫し、公正な競争の拡大を阻碍し、又は自由取引による公共福祉の促進に支障を及ぼす契約、協定又は連合をなしてはならないこと」という原則的規定を設けている。しかし、この規定自体がきわめて緩い規制であるうえに、価格協定、生産制限協定、販路協定、ボイコット等の事業協定は、加盟者数が同業者三分の一以上、加盟者の生産・取引額が全生産・取引額の三分の一以上である場合に限って独占禁圧委員会に届け出ることが必要とされ、それが不当な取引制限と認められた場合には変更、撤廃が命じられるという規定になっている。第四章「独占」では、「何人と雖も、如何なる方法を以てするを問はず、企業の均等且つ広汎な自主的活動を制約するやうに所有及び支配を過度に集中して一の産業における生産又は取引を、不当に独占してはならな

いこと」という原則的規定を設けている。そして、生産・取引額シェアが五〇％以上の企業の生産活動・取引数量・価格等に対する措置、「生産又は取引上の能力に著しい差別が存在する」場合の措置、競争企業間の重役兼任禁止、金融機関（資産総額五〇〇万円以上）重役兼任禁止、競争企業の合併禁止を規定しているが、いずれについても、公益を害することが明確な場合に適用されるという条件をつけている。また、法人持株については、総額の五％以内の株式・持分の取得は認め、他の法人の資産取得も、不当な独占を生ずる場合以外は認めることとしている。第五章「例外」では、公益事業とともに、貿易業を適用除外に加えていることが注目される。第六章「独占禁圧委員会」は、前出の日本政府意見を、具体化した内容になっている。

商工省企画室の法律案要綱を参照しながら経済安定本部は、昭和二一年一二月二日に「独占禁止制度要綱に関する件（案）」[30]と題する文書を作成した。これは、商工省の一一月の法律案要綱を土台としながらさらに一歩進んだ案になっている。さらに、一二月二日付の案に改訂が加えられて一二月五日付の案が作られ、経済閣僚懇談会に付議された。「独占禁止制度要綱（案）」は、事項ごとに、アメリカの立法例、甲案、乙案を記した一覧表形式のもので、甲案は「カイム氏試案」とほぼ同一で「我国の事情を考慮しつつ主として取締の徹底に主眼点を置いて立案したもの」、乙案は「取締の徹底を期しつつ我国の事情を考慮して折衷した案」と説明されている[31]。経済閣僚懇談会には、乙案が適当であるとして、乙案を「規定要旨」とし、甲案を「参考」とすることにした[32]。

「独占禁止制度要綱（案）」の一二月五日付のものの乙案の内容は、次の通りである[33]。

第一、目的　企業の自主的発展の均等な機会を制約する所有及支配の過度の集中の禁止並びに企業の公正な活動を阻碍する不当な取引制限及び不正な競争行為の抑制。右による国民経済の安定と進歩の基礎の確立並びに最終消費者の利益の確保。

第二、不当な独占の禁止

一、不当な独占の禁止　企業の自主的発展の均等な機会を制約するように、一の事業部門の所有及び支配を過度に集中して、自由取引による公共福祉の促進に支障を及ぼしてはならない。

二、不当な独占に対する措置

(一) 独占の排除　利害関係者の請求又は職権により、独占禁止委員会が不当な独占の有在を認めたときは、これを排除するに必要な措置をとる。

(二) 罰則　罰則を適用する。

第三、不当な独占を生ずる虞ある事項の禁止

一、不当な独占を生ずる虞ある事項の禁止

(一) 営業能力の実質的差別の禁止　生産又は取引上の能力に著しい差別があつて、不当な独占を生ずる虞がある場合において、その差別が公益上望ましくないものであるときには、独占禁止委員会は、かかる差別を廃止するに必要な措置をとる。

(二) 合併の禁止　会社その他の法人で相互に競争者たる者が合併することは不当な独占を生ずる虞がある場合には、これを行つてはならない。

(三) 有体又は無体資産の取得の禁止　会社その他の法人が他の会社その他の法人の有体又は無体資産を取得することは不当な独占を生ずる虞がある場合にはこれを行つてはならない。

(四) 多角経営の禁止　一定規模以上の会社その他の法人が技術上の関連のない異種の事業を兼営することは、不当な独占を生ずる虞がある場合には、これを行つてはならない。

(五) 資本増額の制限　規定しない。

(六) 役員兼任の禁止

1　企業相互間　相互に競争者たる企業であつて何れか一方が資本金五百万円以上のものについては役員兼任は禁止する。但し公益上望ましくないものでない場合は例外とする。

2　金融機関相互間　何れか一方が資本金五百万円以上である金融機関相互間の役員兼任は禁止する。但し、公益上望ましくないものでない場合は例外とする。

3　企業と金融機関間　何れか一方が資本金五百万円以上の産業企業と金融機関相互間の役員兼任は禁止する。但し公益上望ましくないものでない場合は例外とする。

(七)　株式社債等の取得の禁止　会社その他の法人は他の会社その他の法人の株式又は持分の五%以上を取得し、又は議決権の委託を受けてはならない。但し、金融機関の資金運用目的の為の取得は例外とする。

(八)　個人の株式所有の制限　一定規模以上の会社の株式については、一個の人が過度に集中してこれを所有してはならない。但し独占禁止委員会の承認を得た場合はこの限りでない。

二、不当な独占を生ずる虞ある事項に対する措置

(一)　当該事項の排除　利害関係者の請求又は職権により独占禁止委員会が右一、の各項に抵触する事実の存在を認めたときはこれを排除するに必要な措置をとる。

(二)　罰則　直ちに罰則を適用することなく、独占禁止委員会の命令に従はない場合に罰則を適用する。

第四、不当な取引制限の禁止

一、不当な取引制限の禁止　(一)事業の正常な活動を拘束することにより、公正な競争の拡大を阻碍する契約、協定又は連合をして、自由取引による公共福祉の促進に支障を及ぼしてはならない。(二)左に掲ぐる協定が、公正な競争を阻碍するに至るものであるときには、これを行つてはならない。(1)価格の固定その他取引条件の制限　(2)生産数量割当その他生産又は生産方法の制限　(3)販路割当その他取引又は取引方法の制限　(4)新技術採用制限その他技術の制限　(5)特定の企業の市場からの疎外制限　(6)ボイコット　(7)積荷制限、輸送路割当その他輸送の制限　(8)共同計算その他経理の制限

二、不当な取引制限に対する措置

(一)　協定の撤廃等　利害関係者の請求又は職権により、独占禁止委員会が、不当な取引制限の存在を認めたときは、協定の

変更、撤廃等必要な措置をとる。

(二)　罰則　罰則を適用する。

第五、不正競争の禁止

一、不正競争　(一)生産又は取引において不正な競争行為を行つてはならない。(二)左の如き行為は、これを不正な競争行為とする。(1)類似商標の使用　(2)類似商号の使用　(3)虚偽の原産地表示　(4)競争者の信用毀損　(5)競争者の顧客の威迫強制　(6)ダンピング　(7)競争者への商品、信用等の供給に対する妨害　(三)取引の相手方の競争者の物品を使用又は取引しない契約に基いて、販売、賃貸価の固定、割引、割戻をすることは、不当に競争を制限し又は独占を生ぜしめる虞あるときには、これを行つてはならない。

二、損害賠償　被害者には民法の一般原則により損害額だけの求償権を持たしめる。

三、不正競争に対する措置

(一)　行為の差止等　被害者の請求又は職権により、独占禁止委員会が不正競争行為の存在を認めたときは、これを差止める措置を講ずる。

(二)　罰則　罰則を適用する。

第六、特殊機関及び特殊契約

一、統制機関の違反　統制のための行為及び機関は例外の項に規定する。

二、対外契約の効力　経過規定の中に、制限的取極の部分のみ無効となる旨を規定する。

三、特許権の契約　規定しない。

第七、例外

一、労働組合　法文解釈上当然適用されないから特に規定する必要がない。

二、協同組合　小規模の業者、消費者の協同団体で、設立加入脱退が任意で、一構成員の議決権が一票で、政府の認可を受け

たものの、団体内部の行為には、不当な取引制限に関する規定は適用しない。

三、国及び公共団体の営む事業　国及び公共団体の営む事業には適用しない。

四、同一事業に従事しない旨の契約　一定の期間、一定の地域を限り、同一事業に従事しない旨の契約は、営業譲渡の契約に含まれたものは有効とする。

五、特許権等の行為　特許権、著作権、商標権を持つ者の行為は、その権利の範囲に限られる限り有効とする。

六、公共事業その他事業法の定める事業　公共事業、保険業、銀行業その他事業法の定ある事業法の規定又は事業法に基く命令ある事項については事業法を適用し、その他の事項について本法を適用する。

七、貿易業　貿易には適用しない。

八、統制　統制を目的とする特別の法令の規定に基く行為には適用しない。（法令を限定的に列挙する。）

第八、機構

一、委員会

㈠　委員会の組織　特別に任命せられる若干名の高級官吏をもって構成する独占禁止委員会を司法大臣の監理の下に置き本法の実施に関する行政について国家意思の決定及び執行の機関たらしめる。

㈡　委員の資格　法律及び経済について学識経験ある者

㈢　委員の身分　保証する。

㈣　委員の選任　内閣総理大臣がその推薦する人物につき国会の同意を得て任命する。

㈤　委員会の権限　(1)本法の施行に関する行政に関して、国家意思を決定し執行する権限　(2)民事事件については、裁判所に出訴する前に本法に抵触しているや否やについて先づ委員会の判定を受けるべきものとし、刑事事件については、委員会の請求を俟つて罪を論ずるものとする　(3)報告の徴収、情報の蒐集　(4)独占的経営又は取引制限が已むを得ざるか又は公共福祉適当と認められる場合に於ける国家管理等の勧告　(5)本制度に関する所要立法の勧告

㈥　委員会の事務局　所有人員を以て、中央に事務局を置き、重要な地方にその支局を置く。

二、裁判機関

㈠　裁判所　一般の司法裁判所の管轄として、必要に応じ特別の部を設ける。

㈡　訴訟手続　右㈤委員会の権限の(2)に述べた関係以外には特別の手続を設けない。

第九、経過規定　一、制限会社令は本法の施行と同時にこれを廃止する。二、既存の対外契約に含まれる制限的取極の条項は、本法の施行と同時にその効力を失ふ。

「独占禁止制度要綱（案）」乙案は、商工省企画室の法律案要綱とくらべると、構成と内容にかなり差異がある。構成の面では、商工省企画室案が不正競争の禁止、不当な取引制限の禁止、独占の禁止という順序をとっていたのにたいして、「要綱（案）」乙案は、独占、不当な取引制限、不正競争と逆の順序をとっている。一二月二日付の「要綱（案）」乙案は、商工省企画室案と同順序であったから、一二月五日付「要綱（案）」の作成過程で、「カイム氏試案」に近い順序に構成が変更されたわけである。内容面では、①独占規制に関して、市場占有率五〇％以上の場合に届け出る方式をとっていない、②多角経営の禁止規定を設けている、③重役兼任禁止を資本金額で限定している、④金融機関と産業企業間の重役兼任禁止規定を設けている、⑤個人の株式所有の制限規定を設けている、⑥不当な取引制限に関して、加盟者数・生産取引額が、全体の三分の一以上の場合に届出る方式をとっていない、⑦不正競争を禁止する原則規定を設けている、⑧三倍額賠償制をとっていない、⑨独占禁止委員会の名称を用いている、などの点が、商工省企画室案と異なっている。このなかで注目されるのは、多角経営の禁止と個人の株式所有制限で、いずれも、エドワーズ勧告には含まれていたが、「カイム氏試案」にはない規定であり、この新規定には商工省は反対している。[34]司令部は、エドワーズ勧告・SFE-一八二文書の線で、法案作成を示唆していたとみてよかろう。

五　独占禁止法の成立

昭和二一年一二月五日に決定された「独占禁止制度要綱」は、一二月一一日に、司令部に提示された。経済科学局反トラスト・カルテル課の反トラスト立法係主任には、一二月四日からサルウィン Lester N. Salwin が就任しており、きわめて意欲的に立法化作業を推進させた。サルウィン主任は、提示された「要綱」が、内容および範囲において不完全であるばかりか、弱い初歩的な規制しか規定していない点を指摘して、より強力で完全な要綱の作成を指示した。[35]

昭和二一年一二月一四日に、独占禁止法準備調査会の第一回会合が開かれた。調査会の委員九名は、持株会社整理監査委員と同じメンバー[36]（衆議院議員）で、幹事長は周東英雄内閣副書記官長、幹事に経済安定本部、法制局、終戦連絡中央事務局、大蔵省、司法省、農林省、商工省、運輸省、厚生省の代表が加わった。吉田茂首相も出席した第一回会合では、独占禁止法準備調査会規則、法律案作成の手続、独占禁止制度要綱が議題とされ、司令部の意向も伝達された。ここに、独占禁止法制定作業は、本格的な軌道にのったわけである。

司令部との折衝が続けられるなかで、昭和二二年一月六日には、学識経験者よりえらばれた調査会参与[37]からの意見聴取もおこなわれ、一月二二日には、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（試案）」が作成された。そして、これに若干の修正が加えられて、一月二八日には、「司令部に提出するもの」として第二次試案が作成された。それは、第一章「総則」、第二章「不当な独占及び取引の不当な制限」、第三章「事業能力の較差」、第四章「不正な競争方法」、第五章「適用の特則」、第六章「損害賠償」、第七章「独占禁止委員会」、第八章「訴訟」、第九章「罰則」、

付則の九章九四ヵ条で構成された法案であった。主要な実質規定は次の通りである。[38]

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（試案）（昭和二二年一月二八日）

第一章　総則

第一条　この法律は、不当な独占、取引の不当な制限及び不正な競争方法を防止して、公正な事業活動を自由且つ旺盛にし、雇傭及び国民所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保すると共に、国民経済の健全な発達を促進することを目的とする。

第二条　この法律において事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を営む者をいう。

第三条　事業者は、公共の福祉に適合するように、その事業を営まなければならない。

この法律は、事業者が前項の規定に従つて事業を営んでいる限り、その自由な活動を妨げるものではない。

第二章　不当な独占及び取引の不当な制限

第四条　事業者は、如何なる方法を以てしても、他の事業者の事業活動を排除し又は支配することにより公共の利益に反して一定の取引分野における事業活動一般を実質的に拘束する行為（以下、不当な独占という。）をなしてはならない。

第五条　事業者は、契約、協定その他何等の名義を以てしても、他の事業者と共同して相互にその事業活動を制限することにより公共の利益に反して一定の取引分野における事業活動一般を実質的に拘束する行為（以下、取引の不当な制限という。）をなしてはならない。

第六条　事業者は、共同して左の各号の一に該当する行為をなしてはならない。但し、独占禁止委員会において、当該行為をなそうとする者の申立により、その行為を公共の利益に適合するものと認めて許可した場合は、この限りでない。

一、対価を人為的に決定し又は維持すること。

二、生産数量又は販売数量を人為的に制限すること。

三、技術、製品又は販路を人為的に制限すること。

四、設備の新設若しくは拡張又は新技術若しくは新生産方式の採用を人為的に制限すること。

独占禁止委員会は、必要があると認めるときは、何時でも前項の許可を変更し又は取消すことができる。

第三章　事業能力の較差

第八条　事業者と競争者との事業能力の間に著しい較差がある場合において、その事業者の優越した事業能力が優秀な技術、良好な立地条件若しくは合理的な経営によるものでなく又は合理的な経営に必要なものでなく且つその較差が不当な独占を行い得る程度のものであるときは、独占禁止委員会は、利益関係人の申立により又は職権を以て、事業者に対して、当該較差（以下、事業能力の較差という。）の排除に必要な措置を命ずることができる。

独占禁止委員会が前項の措置を命ずるに当つては、特に左に掲げる事項を考慮し、且つ公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

一、資本、積立金その他資産の状況
二、収支その他経営の状況
三、役員の構成
四、工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件
五、事業設備の状況
六、特許権の有無及び内容その他技術上の特質
七、生産、販売、供給等の能力及び状況
八、資金、原材料等の取得の能力及び状況
九、投資その他の方法による他の事業者との関係
十、前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

第九条　会社は、事業能力の較差を生ずべき場合においては、競争者である会社と合併をなしてはならない。

合併をなそうとする会社は、当該合併が前項の場合に該当するしないについて疑があるときは、独占禁止委員会の意見を求めることができる。

第十条　会社は、事業能力の較差を生ずべき場合においては、競争者である会社の株式（社員の持分を含む。）若しくは社債又は競争者である会社に対する貸付金債権を取得してはならない。

第十一条　会社の役員（取締役その他会社の業務を執行する者若しくはこれに準ずるもの又は支配人をいう。）は、事業能力の較差を生ずべき場合においては、競争者である会社の役員の地位を兼ねてはならない。

第十二条　会社は、事業能力の較差を生ずべき場合においては、競争者である会社から営業資産を取得してはならない。

第十三条　何等の名義を以てしても、第九条から前条までの規定を免れる行為をなしてはならない。

第四章　不正な競争方法

第十四条　事業者は、不当に自己の事業能力を拡張し又は競争者の事業活動を排除し若しくは支配する目的を以て競争手段として左の各号の一に該当する方法（以下、不正な競争方法という。）を用いてはならない。

一、他の事業者から不当に物資、信用その他の経済上の利益の供給を受けず、又は他の事業者に不当に物資信用その他の経済上の利益を供給しないこと。
二、不当な差別対価を以て、物資、信用その他の経済上の利益を供給すること。
三、不当に低い対価を以て、物資、信用その他の経済上の利益を供給すること。
四、不当な利益又は不利益を以て、競争者の顧客を自己と取引するように勧誘し又は強制すること。
五、相手方が自己の競争者から不当に物資、信用その他の経済上の利益の供給を受けないことを条件として、当該相手方と取引すること。
六、前各号に掲げるものの外、不当に競争者の事業活動を妨げて公共の利益を害する競争手段。

第十五条　前条の規定に違反する行為があるときは、独占禁止委員会は、利害関係人の申立により又は職権を以て当該行為の差

止めを命ずることができる。

第五章「適用の特則」は「独占禁止制度要綱」の第七「例外」の「四、同一事業に従事しない旨の契約」と「七、貿易業」との適用除外をのぞく各項を成文化したものである。第六章「損害賠償」は、第四条、第五条、第一四条の違反による損害の請求権を規定し、三倍額賠償制はとっていない。第七章「独占禁止委員会」は、司法大臣の管理下に七名の委員（内閣総理大臣が国会の同意を得て任命、任期五年）で構成される独占禁止委員会を設けることとその職務権限等を規定している。第八章「訴訟」は、訴訟手続を定め、この訴訟は東京高等裁判所の専属管轄とする旨を明記している。第九章「罰則」は、懲役、罰金、過料を定めている。付則では、「会社解散制限令」（昭和二〇年勅令第六五七号）の廃止、「会社証券保有制限令」（昭和二一年勅令五六七号）の一部削除（第二、三、一一、一三、一四条）を規定している。

この「法律試案」は昭和二二年二月四日に、司令部に提示された。サルウィン主任は、これが、「要綱」より改良されてはいるものの、その適用範囲が全く限られた不十分な原案であると判定し、日本政府の進歩ののろさ（スローイングレス）を批判した。[39] たしかに、「法律試案」は、法形式はととのっていたが、その内容は、「要綱」よりむしろ後退した面が多かったから、司令部が満足するはずがなかった。以後約三週間にわたって、連日のように司令部との折衝が続けられた。司令部側は、反トラスト・カルテル課を中心に、民政局からも関係者が参加して、日本側に細部にわたって修正意見をしめした。司令部の意見は、次のようなかたちで整理されて、関係者の検討に付された。[40]

独占禁止法に対する修正意見（一）（昭和二二、二、五、―一二、司令部意見）

一、独占禁止委員会は、内閣総理大臣の管理下に置くこと。

二、独占禁止裁判所は独占裁判所とすること。但し、東京高等裁判所に特別の部を設置し、これに代へるも差支へなきこと。

三、独占禁止法に関係ある一切の民事事件を独占禁止裁判所をして取り扱はせること。

四、独占禁止委員会の委員は二年毎に交替する制度とすること。

右委員の資格（年齢、学歴、政党関係）を規定すること。

五、右委員の欠員の場合の処置を規定すること。

六、独占禁止裁判所の判事の資格を規定すること。

七、独占禁止委員会に起訴権を与へること、即ち同委員会に専属検事を配置し、右検事が直接起訴するものとすること。

八、損害賠償に関する裁判は民事裁判所の管轄としないこと。

九、独占禁止委員会の「シール」の規定を設けること。

十、独占禁止委員会の一般調査権違反に対する罰則を規定すること。

十一、独占禁止委員会の予算及議会に対する報告（立法の勧告を含む）に関する規定を設けること。

十二、行政官庁が独占禁止委員会の裁定に不服の場合、裁判所に出訴できる旨の規定を削除すること。

十三、勅令第六百五十七号及勅令第五百六十七号の廃止は不可なること。

十四、会社相互間の株式保有の禁止に関する規定を設けること。

十五、労働組合に対する本法の適用如何。

十六、国際カルテルに対する本法の適用如何。

十七、役員兼任禁止に関する規定を設けること。

十八、不当な独占の意味如何。

十九、本法の目的を明瞭に規定すること。即ち(1)自由競争を助長せしめること。(2)民主主義的経済の樹立を図ること。(3)権力の集中を防止すること。(4)自由企業を抑制しないこと。(5)民主主義を確保することを規定すること。

二十、独占禁止の規定を明瞭にすること。

二十一、統制会社、統制組合は禁止する旨を規定すること。
二十二、合併が不当な独占に該当する場合、独占禁止委員会が無効の訴をなし得るは不可なること。
二十三、独占禁止委員会の委員又は職員は事件に関する法律解釈についての意見を発表してはならない。
二十四、独占禁止委員会に関する命令規定事項は手続事項に限ること。
二十五、罰則については、懲役、禁錮、科料の外に実質的制裁（例へば政府契約への参加禁止、特許権の没収等）を科すること。
二十六、貿易団体に関する規定を明瞭にすること。
二十七、独占禁止委員会の裁定について、解散その他の会社解組を命じ得る旨規定すること。
二十八、国際カルテルについては既存のものはこれを登録せしめ、委員会が検討した上、必要なる命令を発し得ることとすること。尚将来の国際カルテルを制限する旨規定すること。
二十九、独占禁止委員会の裁判は公表することとすること。
三十、憲法関係の事件について、最高裁判所に出訴されるものは、手続上の優先権を与へること。
三十一、民事に関する損害賠償請求権の時効の規定を設けること。
三十二、内外反トラスト機関の連絡関係を規定すること。
三十三、契約関係の条件違法を規定すること。
三十四、個人の株式保有制限を規定すること。
三十五、独占禁止委員会に計理士、弁護士を雇傭する旨の規定を設けること。
三十六、適用の特則中統制関係の除外規定は不可なること。
三十七、独占禁止委員会の事務局の内規（例へば1少数意見の公表、2中央相談所の設置）を規定すること。
三十八、「不当な独占」「取引の不当な制限」に関する規定中「連合、共謀して」を加へること。

三十九、特許権に関する取締規定を設けること。

独占禁止法案に関する修正意見(二)（昭和二二、二、一九、司令部意見）

一、株式の保有制限に関する規定を設けること。
(イ) 純持株会社を禁止すること。
(ロ) 準持株会社（総資産の二分の一以上を株式に投資する金融機関以外の会社）を禁止すること。
(ハ) 金融機関以外の会社の株式取得を独占禁止委員会の承認制とすること。且つ承認できる場合を次の要件を具備するものに限ること。
1　株式の取得会社と発行会社とが競争関係にないこと。
2　株式の取得会社の営む事業と関連のある事業を営む会社の株式の取得であること。
3　他の会社の株式を所有していない会社の株式であること。
4　株式の取得により競争を実質的に減少させる結果を生じないこと。
(ニ) 金融機関はその資本金及び準備金の百分の十を超えて、同一会社の株式、社債、貸付金その他の債権を保有できないこと。
(ホ) 金融機関は相手方の会社の資本金の百分の五を超えて株式を取得できないこと。
(ヘ) 金融機関は、同種金融機関の株式を取得できないこと。
(ト) 金融機関の所有する株式は、一定の場合、議決権の行使を制限されること。
二、役員兼任を制限する規定を設けること。
(イ) 役員には取締役、監査役の外支配人又は本支店の営業主任者を含むこと。
(ロ) 兼任を禁止する場合を次の通りとすること。

1　当該会社と競争関係にある会社
2　当該会社と物資の販売又は購買関係にある会社
3　役員の四分の一以上が他の会社の役員の地位を占めている会社

(ハ) (ロ)以外の場合においても三（又は四）以上の会社の役員の地位を兼ねることができないこと。
(ニ) 銀行の株式の百分の一以上所有する株主は他の銀行の役員となることはできないこと。

三、合併及び営業の譲受を独占禁止委員会の承認制とすること。且つ承認できる場合は公共の利益に適合するものに限ること。

独占禁止法案に関する修正意見(三)（昭和二二、二、二一、司令部意見）

一、合併は独占禁止委員会の承認制とし且つ承認の条件は次の通りとすること。
(イ) 合併が公共の利益に合致し、一応合理的、経済的に生産、配分及び経営を助長するものであること。
(ロ) 合併が合併する会社の従事している商業、産業又は貿易において実質的に競争を減少せしめ、取引を制限し又は独占（国の一地方又は国全体において）を形成せしめるに至らないこと。
(ハ) 合併に関係する会社が国会により決定さるべき商業、産業又は貿易の一定割合以上を支配し居らざること。
(ニ) 合併後の会社の大きさがその会社が従事している商業、産業又は貿易における活発にして有効な競争の存在及び維持をおびやかさないこと。
(ホ) 合併がその商業、産業又は貿易における競争会社の数を減少せしめ、実質的に競争の活発性及び有効性を減少せしめないこと。
(ヘ) 合併をなすに当り不法な競争方法を用い又はF・T・C法（改正法）の規定に反したことのないこと。

二、株式保有制限に関し更に次の通り規定すること。

(イ) 持株会社は一切禁止のこと。
(ロ) 会社は他の会社（競争者であると非競争者であると問はず）の株式を取得してはならない。但し、
1　株式の被取得会社が当該会社に対し、原材料、半製品、副産物たる製品若しくは半製品又は廃物を供給する場合
2　被取得会社が当該会社の特許権又は特許実施権を利用している場合
3　取得される会社が他の会社の株式を保有せず且つその株式の取得が両会社又はその他の会社の間の競争を制限又は減少せしめない場合においては、委員会に申請をなし承認を受け株式を取得できる。
（原注）株式を取得する会社は他の会社と共通の従属会社を持つてはならない。

三、資本金の制限――会社はこの法律施行後、その払込資本金を一億円又はそれ以上に増額してはならない。但し独占禁止委員会に申請し承認を受けたときはこの限りでない――の規定を置くこと。

四、第三条「事業者は、公共の福祉に適合するように、その事業を営まなければならない。……」は削除すること。（理由、当然のことにして且つ悪用されること）

五、第四条及び第五条中「事業活動一般を実質的に拘束する行為」を「競争を実質的に制限する行為」に改めること。

六、第六条中「一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合においては」を加え、斯る共同行為への参加を禁止し、但書及び第二項を削ること。
「同条第一号又は第二号の行為をなす統制団体の構成員となること」及び「競争を実質的に減少せしめるため原価以下にて販売すること」を追加規定すること。

七、第八条中「良好な立地条件又は合理的な経営によるものでなく……」を追加規定すること。

八、委員会の規則制定権を規定すること。即ち
「委員会はこの法律の施行に当り、与へられた範囲内において必要なる規則又は細則を定める権限を付与される。」の規定を設けること。

九、労働組合に対する適用を規定するか否かは自由なること。規定する場合は「但し、労働組合と雇主との協定が特定の材料又は物品の使用を禁止する内容をもち、それが競争を実質的に減少せしめる効果をもつときはこの限りでない」と規定し、その範囲内にて適用すること。

十、不正競争方法については、事業者は不正な競争方法を用いてはならない。不正な競争方法とは、一―五（のほかに……引用者）、六、不正な広告、他人の信用、名誉を毀損すること。七、「スタイル」「デザイン」を模倣すること。八、その他委員会により定めらるべき個々の産業に関する細則にて定義さるべき不正競争方法、と規定すること。

十一、委員会の権限規定を一括して規定すること。

十二、勅令第五百六十七号中将来の取締規定は廃止すること。但し統制団体、統制会社を禁止することを規定すること。

司令部の修正意見は、実質的規定に関しては「カイム氏試案」とSWNCC-三〇二／二文書（SFE-一八二文書が、司令部のコメントによって修正され、一九四七年一月二二日にSWNCCに提出されたもの、本巻第一章第四節参照）の線に沿って出されたものであり、独占禁止委員会に関しては、アメリカの行政委員会制度の考え方に沿って提案されたものであった。司令部修正意見にたいして、日本側は、重要部分については閣議で検討し、さらに司令部との折衝を重ね、二月二五日には、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（修正試案）」[41]を作成し、二月二八日に司令部に提示した。その実質的規定の部分は、次の通りであった。

第一章　総則

第一条　この法律は、不当な独占、取引の不当な制限及び不正な競争方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の制限、その他、一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保すると共に、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第二条　この法律において事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を営む者をいう。

第二章　不当な独占及び取引の不当な制限

第三条　事業者は、不当な独占をしてはならない。

前項において不当な独占とは、事業者が、結合、通謀その他如何なる方法を以てするを問わず、他の事業者の事業活動を排除し又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第四条　事業者は、取引の不当な制限をしてはならない。

前項において取引の不当な制限とは、事業者が契約協定その他何等の名義を以てするを問わず、他の事業者と共同して相互にその事業活動を拘束することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第五条　事業者は、公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合においては、共同して左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　対価を決定し又は維持すること

二　生産数量又は販売数量を制限すること

三　技術、製品又は販路を制限すること

四　設備の新設若しくは拡張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること

五　対価の統制又は物資の生産、販売若しくは配分の統制を目的とする法人その他の団体の構成員となること

第六条　事業者は、独占禁止委員会の許可を受けなければ左の各号の一に該当する国際的協定に加入し、又は、国際的契約をしてはならない。

一　生産数量、生産分野、その他、生産に関する事項の制限に関する協定又は契約

二　販売価格、販売数量、販路、その他、販売に関する事項の制限に関する協定又は契約

三　取引先、その他、商取引に関する事項の制限に関する協定又は契約

四　事業活動に必要な科学又は技術に関する知識又は情報の交換の制限に関する協定又は契約

独占禁止委員会は、前項の許可の申請があつた場合において、当該協定に加入し又は当該協定をすることが、公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限すると認めるときは、許可をしてはならない。

第七条　第三条から前条までの規定に違反する行為があるときは、独占禁止委員会は、利害関係人の申立により又は職権を以て、第八章第二節の裁定手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、営業の一部の譲渡、独占禁止委員会の指示に従い業務又は財産の管理をなすべきこと、その他、不当な独占又は取引の不当な制限を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第三章　事業能力の較差

第八条　事業者と競争者との事業能力の間に著しい較差がある場合において、その事業者の優越した事業能力が技術的理由により正当化されるものでなく且つその較差が不当な独占を行い得る程度のものであるときは、独占禁止委員会は、利害関係人の申立により又は職権を以て、第八章第二節の裁定手続に従い、事業者に対し、営業施設の譲渡、独占禁止委員会の指示に従い業務又は財産の管理をすること、その他、当該較差（以下事業能力の較差という。）を排除するために必要な措置を命ずることができる。

独占禁止委員会が前項の措置を命ずるに当つては、特に左に掲げる事項を考慮しなければならない。

一　資本金、積立金、その他、資産の状況
二　収支、その他、経営の状況
三　役員の構成
四　工場、事業場及び事務所の位置、その他の立地条件
五　事業設備の状況
六　特許権の有無及び内容、その他、技術上の特質

七　生産、販売、供給等の能力及び状況
八　資金、原材料等の取得の能力及び状況
九　投資その他の方法による他の事業者との関係
十　前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

第四章　株式の保有、役員の兼任、合併及び営業全部の譲受け

第九条　持株会社は、これを設立してはならない。

前項において持株会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。

第十条　金融業（銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む会社であつて資本金（株金総額、出資総額、株金総額及び出資総額の合計額又は基金総額をいう。以下同じ。）五百万円以上のものは、他の会社の株式を取得してはならない。但し左の各号の一に該当する場合、又は、独占禁止委員会の許可を得た場合は、この限りでない。

一　議決権のない株式を取得する場合
二　当該株式の取得後一箇月以内に、独占禁止委員会に対し、当該株式の全部について議決権の行使を委任する場合
三　合併又は他の会社の営業全部の譲受けにより株式を取得する場合

独占禁止委員会は、前項但書の許可の申請があつた場合において、当該株式の取得が左の各号の一に該当し公共の利益に反すると認めるときは、許可をしてはならない。

一　原材料、半製品、製品、副産物若しくは廃物の供給関係、又は、特許権若しくは特許実施権の利用関係にない会社の株式を取得する場合
二　他の会社の資本金の百分の五を超えてその会社の株式を所有している会社の株式を取得する場合
三　当該株式の取得によつて、一定の取引分野における競争が実質的に減少するに至る虞がある場合

第十一条　金融業を営む会社であつて資本金が五百万円以上のものは、他の会社の株式の取得によつて、現に所有する株式と合して他の一会社の資本金額の百分の五の金額（以下制限額という。）を超える金額に相当する株式を所有するに至る場合においては、当該株式を取得してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　前条第一項第一号又は第二号に該当する場合

二　前条第一項第三号に該当する場合、但し、この場合においては、制限額を超える金額に相当する株式を、取得後相当の期間内に処分しなければならない。

三　証券業を営む会社が業務として株式を取得する場合

四　証券業以外の金融業を営む会社が売出のために株式を引受ける場合

五　特定金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託又は有価証券信託の引受によつて株式を取得する場合

前項の現に所有する株式の金額の計算については、同項但書の規定により取得した株式の金額は、これを算入しない。

第十二条　会社の役員（取締役、業務を執行する無限責任社員、監査役、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。以下同じ。）は、左の各号の一に掲げる場合には、他の会社の役員の地位を兼ねてはならない。

一　双方の会社が競争関係にある場合

二　双方の会社の何れか一方の役員の四分の一以上が他の会社の役員の地位を兼ねている場合

会社の役員は如何なる場合においても六以上の会社の役員の地位を占めてはならない。

第十三条　会社は、独占禁止委員会の認可を受けなければ、合併をしてはならない。

独占禁止委員会は、前項の認可の申請があつた場合において、当該合併が左の各号の一に該当し公共の利益に反すると認めるときは、認可をしてはならない。

一　合併が生産、供給又は経営の合理化に役立たない場合

二　合併によつて事業能力の較差が生ずる場合

三　合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限するに至る虞がある場合

四　合併が不正な競争方法によつて強制されたものである場合

第十四条　会社は、独占禁止委員会の認可を受けなければ、他の会社の営業全部を譲受けてはならない。

前条第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十五条　何等の名義を以てするを問わず、第九条から前条までの規定を免れる行為をしてはならない。

第十六条　独占禁止委員会は、第九条第一項の規定に違反して会社が設立された場合、又は、第十三条第一項の規定に違反して会社が合併した場合においては、設立又は合併の無効の訴を起すことができる。

第五章　不正な競争方法

第十七条　事業者は、事業活動をするに当つて、不正な競争方法を用いてはならない。

前項において不正な競争方法とは、事業者が、不当に自己の事業能力を拡張し、又は競争者の事業活動を排除し若しくは支配する目的を以て行う競争手段であつて、左の各号の一に該当するものをいう。

一　他の事業者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けず、又は、他の事業者に不当に物資、資金その他の経済上の利益を供給しないこと

二　不当な差別対価を以て、物資、資金その他の経済上の利益を供給すること

三　不当に低い対価を以て、物資、資金その他の経済上の利益を供給すること

四　不当な利益又は不利益を以て、競争者の顧客を自己と取引するように勧誘し又は強制すること

五　相手方が自己の競争者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けないことを条件として、当該相手方と取引すること

六　前各号に掲げるものの外、不当に競争者の事業活動を妨げて公共の利益を害する競争手段であつて、独占禁止委員会が指定するもの

第十八条　前条の規定に違反する行為があるときは、独占禁止委員会は、利害関係人の申立により又は職権を以て、第八章第二節の裁定手続に従い、当該行為の差止めを命ずることができる。

第六章　適用の特則

第十九条　この法律の規定は、国又は地方公共団体が法律又は法律に基く命令によつて行う専売その他の独占事業には、これを適用しない。

第二十条　この法律の規定は、公益事業その他の事業について特別の法律が定められている場合において、事業者が、その法律又は法律に基く命令によつて行う正当な事業活動には、これを適用しない。

第二十一条　この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法によつて権利の行使と認められる行為には、これを適用しない。

第二十二条　この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備へ且つ法律の規定に基いて設立された場合（組合連合会を含む。）の組合内部の行為には、これを適用しない。

一　小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること

二　任意に設立され且つ組合員が任意に加入又は脱退できること

三　各組合員が平等の議決権を有すること

四　組合員に対して損益分配を行う場合には、その割合が、組合員の出資の価額又は組合との取引の分量に応じて定められること

前項の組合の行う販売及び購買については、その行為自体を以て不当な独占と解せられることはない。

第二十三条　この法律の規定は、事業者が、臨時物資需給調整法若しくは同法に基く命令又は国民経済の統制のために同法公布の日以後に施行された法律若しくは法律に基く命令によつて行う正当な行為には、これを適用しない。

第七章　損害賠償

第二十四条　第三条から第五条まで又は第十七条の規定に違反する行為をした事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。但し、事業者において故意又は過失がなかつたことを証明したときはこの限りでない。

第二十五条　前条の損害賠償の請求権は、事業者が第三条から第五条まで又は第十七条の規定に違反する行為をした旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した日から、三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

「修正試案」の手続規定部分は、第八章「独占禁止委員会」（第一節「組織及び権限」、第二六条～第四一条、第二節「裁定手続」、第四二条～第五八条、第三節「雑則」、第五九条～第六三条）、第九章「訴訟」（第六四条～第七三条）、第一〇章「罰則」（第七四条～第八五条）で、最後に付則（第八六条～第九九条）が設けられている。

この修正試案は、一月二八日付の第二次試案をもとに、その後の司令部の意見にもとづいて作成されたもので、かなり確定案に近い内容になっている。提示に際して、日本側は、特に、①合併承認条件のうち、「合併に関係する会社が国会により決定さるべき商業、産業又は貿易の一定割合以上を支配し居らざること」を法案に規定しなかった点、②資本金額の最高限度を規定しなかった点、③法人持株制限を緩和して規定した点、④原材料・資材等の取引関係にある会社の重役兼任を禁止しなかった点、⑤整備計画が認可された企業は「会社解散制限令」の適用をまぬかれる旨を規定した点の五点について、文書で司令部の了解を求めた。[42]

「修正試案」に対して、司令部のサルウィン主任は、経済科学局各課、各係と民政局にコピーを配布して意見を求め、さらに、日本側と協議を続けた。この間、民政局のハドレー Eleanor M. Hadley が、法案を次期国会に提出するよう予定を変更してはどうかとの意見を示したのにたいして、サルウィン主任は、延期すべき理由はなく、法案の今議会への提出と通過に全力を注ぐべきであると強く主張した。[43] 民政局としては、「修正試案」の検討に日時がかかると見て、第九二議会閉院予定日の三月二七日までに法案を成立させることは無理と判断したのであろう。これに

たいして、サルウィン主任は、「修正試案」は若干の最後的修正を加えれば完成するところまで出来あがっていると判断し、予定通り今議会で成立させる時間的余裕はあるものと見ていた。ところが、民政局は「修正試案」の検討をいそがなかったために、サルウィン主任が一週間でできると期待した作業に二週間が費やされ、予定は狂いはじめた。

司令部から最後の修正点が指摘されたのは、三月一四日で、日本側は、三月一八日に予定されていた閣議で最終案が承認されても、法案印刷に三、四日はかかり、議会に提出しても審議期間は数日に限られてしまうから、司令部の強い意思表示がない限り、今会期中に成立させることはむずかしいとの見通しを述べた。サルウィン主任は、反トラスト・カルテル課の会議で検討したのち、三月一六日に、日本側に、法案提出を延期してはならない旨の意見を伝達した。三月一八日の閣議は、司令部の最終修正意見を受け入れて法律原案を確定し、その旨を司令部に伝達した。その際、日本側は、議会会期が三月三一日まで延長されたので、法案成立の見通しはあるが、法案支持の意向を司令部が新聞発表することが望ましい旨を非公式に伝えた。経済科学局反トラスト・カルテル課は、ただちに民政局に状況を報告し協力を要請したところ、民政局は、法案通過に異議はないが、今会期中に成立させるべき優先的法案とは判断しないという消極的な回答をしめしたにとどまった。(44)

日本政府は、昭和二二年三月二二日に、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」（付属資料一五の公布法と同じ）を第九二帝国議会に提出した。提出法案は、二月二五日付の修正試案と比較すると、いくつかの点で重大な修正がほどこされている。第一に、競争又は競争者に、潜在的な競争者を含むという項（第二条第二項）が新しく設けられた。第二に、国際カルテルの条項が、修正試案（第六条）では、許可制となっていたのにたいして、提出法案（第六条）では全面的禁止とされ、さらに、国際的協定、契約一般を認可制としている。第三に、株式保有の条項で、修

正試案（第一〇条）が、金融業以外の事業会社で資本金五〇〇万円以上のものの他社株式取得を禁止したのにたいして、提出法案（第一〇条）は、資本金による限定を設けず、規模の如何を問わず他社株式取得を禁止している。第四に、提出法案（第一二条）は、修正試案には含まれていない社債の取得制限を規定している。第五に、提出法案（第一四条）は、同じく修正試案には含まれていない個人による競合会社の株式取得制限を規定している。第六に、修正試案（第一四条）が、他社の営業全部の譲受を認可制としたのにたいして、提出法案（第一六条）は、営業全部もしくは一部の譲受、営業全部の賃借、経営の受任、損益全部を共通にする契約にまで認可制の範囲を拡大している。第七に、損害賠償に関して、修正試案（第二四条）が、故意又は過失がなかった場合を免責しているのにたいして、提出法案（第二五条）は、それを認めず、無過失責任を問うこととしている。このように、提出法案は、修正試案をさらに強化した内容のものとなっている。手続規定条項では、独占禁止委員会を公正取引委員会と名称を改めた点（提出法案第八章）、審決手続に関して、利害関係人に限らず、その他の一般人による法律違反の報告によっても手続を開始することを規定した点（第四五条）、公正取引委員会による勧告という略式手続を設けた点（第四八条）、公正取引委員会の認定事実が裁判所を拘束すると規定した点（第八〇条）などが、大きな修正点である。修正試案が、二月二八日に司令部に提出され、三月一八日の閣議で最終案が確定されるまでの間にも、日本側と司令部の間で、緊迫した折衝が重ねられたわけであり、理想的な反トラスト法を制定しようという司令部の意欲に、日本側は押し切られたかたちになったとみてよいであろう。

提出法案は、昭和二二年三月二八日に衆議院に上程され、石油配給公団法案外四件委員会に付託され、三月二九日、三〇日の両日に委員会で審議され、三月三一日に委員会で原案通り可決、同日衆議院本会議で原案通り可決されて、ただちに貴族院に送付され、同日中に特別委員会をへて貴族院本会議で原案通り可決された。

提案理由を説明した高瀬荘太郎経済安定本部長官は、「わが国の経済は敗戦の打撃によりまして、いまなお正常な状態に復するに至つておらないのでありますが、この際わが国民経済を運営する基本方針を確立いたしまして、将来向うべき方向を明らかにいたしますことは、再建整備の途上にある企業に対しまして、その方針を立てさせるためにも、また講和会議を前にいたしまして、国際的信用を確立いたすためにも、まことに肝要なることと存ずるのであります」[45]と述べた。委員会における審議は、内容的には乏しく、むしろ形式的なものであった。その背後には、司令部の民政局が、裁判所法案、独占禁止法案などについて、それらが今会期中に成立させるべき重要法案であり、若し不成立の場合には勅令によって公布する手段がとられるべきである旨を、日本政府に口頭で申し入れたという事実があった[46]。民政局は、はじめの消極的態度をかえて、独占禁止法成立に圧力を加えたわけで、その裏には経済科学局からの働きかけがあったと思われる。

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」は、昭和二二年四月一四日に公布され（昭和二二年法律第五四号）、七月一日から公正取引委員会に関する規定（第二七条より第四四条まで、第一一三条及び第一一四条）が施行され（昭和二二年六月三〇日政令第一一四号）、その他の規定が七月二〇日から施行された（昭和二二年七月一九日政令第一四二号）。公正取引委員会は、七月一四日に中山喜久松委員長以下七名の委員の任命をもって発足し、独占禁止行政が開始されたのである。

（1）『毎日新聞』昭和二〇年一〇月二四日。なお、政府としては、経済閣僚懇談会で、反トラスト法制定が必要であるとの同意に達していた（『朝日新聞』昭和二〇年一〇月二四日）。

（2）通商産業省資料。

（3）擬似商品など詐欺的要素を含む行為などを不正競争 unfair competition として違法と判断するのは、反トラスト法成立以前から、コモン・ローによっておこなわれていた。

（4）商工省第一次案には、一部に「GHQノ意見ニ依レバ」との書込みがあり、第三次案（昭和二一年一月二八日付）では、それに従った修正がほどこされている。

（5）通商産業省資料。

（6）商工省第三次案では、第一次案二〇のうちの「其ノ事業若ハ設備ノ全部若ハ一部ヲ其ノ指示スル所ニ従ヒ他ノ者ニ譲渡スベキコトヲ命ジ又ハ」との部分が削除されていることが注目される。企業の解散または企業の分割というドラスティックな手段は不適当との判断によるものであろう。

（7）産業秩序法案については、「本件の内容としては商工省が最も関係が深いので、先づ同省に於て産業秩序法案の立案を準備したが、結局諸般の状勢から見て強いて今夏の特別議会に提出することを避け、尚一層研究することとした」と説明されている（「独占禁止法制定準備の趣旨について」、昭和二一年一二月二〇日、政府発表の説明資料、通商産業省資料）。公正取引委員会『独占禁止政策二十年史』では、「この法案については、政府部内において意見がまとまらず、また、総司令部の意向にもそぐわないものであったので、議会提出されるには至らなかった」（同、四三ページ）と述べられている。

（8）Memorandum, CLO to SCAP, Revised Plan for Prohibition of Cartels, CLO 141, Jan. 11, 1946.（大蔵省資料Z六〇一―九三）。

（9）Report of the Mission on Japanese Combines, vol I, Chapter 6, pp. 66-73, March, 1946.

（10）TNECは、上下両院議員各三名、司法、財務、労働、商務各省、証券取引委員会（SEC）、連邦取引委員会（FTC）より各一名の委員で構成され、調査活動、公聴会の開催、報告書の公表をおこない、一九四一年三月に、「最終報告及び勧告」(Final Report and Recommendations of the TNEC) を大統領に提出した。

（11）持株会社や受託者トラストなど中央機関による株式所有を通して形成されるトラストにたいして、中央機関は持たないが大株主間の共通意思によって支配される複数企業間の事実上の独占的共同行為が、「不可視トラスト」あるいは「利益共同体」と呼ばれている。大株主達の統一的な議決権行使による経営支配であり、優先株発行などによって比較的少数の株式所有による支配強化がはかられる。また、兼任重役制を併用することで、支配力は一層大きくなる。アメリカでは、いわゆる「会社問題」(corporate problem) として、証券を発行する企業の経営公開の原則を樹立する方向、議決権の委譲や優先株の発行を制限する方向（証券法、投資会社および投資顧問法）と、重役兼任の禁止の方向（クレイトン法）で、「不可視トラスト」の規制がおこなわれていたが、個人の持株を直接に規制する方法は採られていなかった。

(12) 民政局資料のなかには、一九四六年八月六日付で作成されたと推定できる法律原案がある（国会図書館日本占領関係マイクロフィルムGS(B)〇二一三八）。「カイム氏試案」が、司令部部内でどの程度の検討を加えられたかは明らかでないが、この原案に若干の修正を加えたものが、日本側に提示された。「試案」あるいは「私案」と呼ばれているところからして、司令部の非公式な指示というよりも、より軽い取扱いをうける文書、非公式な示唆という程度のものであったと思われる。これが日本側に手交された日付ははっきりしないが、公正取引委員会『独占禁止政策二十年史』では、昭和二一年八月とされている（同、四三ページ）。

(13) 商工省商務局仮訳（大蔵省資料Z五二六―二七―五）。この仮訳の英文原文は未見であるが、訳文の不正確な箇所は公正取引委員会所蔵の原文によって以下に注記した。公正取引委員会『独占禁止政策三十年史』には、終戦連絡中央事務局訳（昭和二二年一月）の全文が収録されている。

(14) 第五節の第一項は、第二文節に規定された社団等について、第一文節の規定が及ぶというように訳出すべき原文である。

(15) 第七節の第一項中「夫々につき」は、原文では *per se*「それ自体として」あるいは「当然に」である。

(16) 第七節第二項一の「同時に」は、原文で or とある。原文では文意不明で、of のミスタイプと見ると、「同時に」を削除して、「……規格以外の、生産過程……の規格化」となり文意は通ずる。

(17) 第一〇節の原文文意は、商品、生産方法（秘密であると否とを問わぬ）、工業所有権その他（特許権・著作権・商標権の有無を問わぬ）を対象として、使用・消費・再販売を目的とする賃貸・売買、あるいは、価格の固定・割引・割戻をおこなう際に、不当に競争を制限したり独占を形成する効果をもたらすような競争者の商品不使用（賃貸人・売手の競争者の商品等を賃借人・買手が使用・取扱をおこなわない旨の明示又は黙示の協定・了解）を条件とすることは違法とする、というものである。

(18) 第一二節第二項の末尾は、「外国又はその政治的下部機構の特定の法令にもとづく解釈にのみ従ふべきものではない」と訳出すべきである。

(19) 第一三節第一項の文意は不通であるが、「純粋に地域を割り当て、若しくは制限し、物資の自由な移動」の文言は、公正取引委員会所蔵の原文にはない。民政局資料のなかの法律原案（前出注(12)参照）では、この箇所は、「この法律の規定は、一九四六年二月二〇日の労働組合法にもとづいて組織され認められた労働組合の行為で、価格を固定すること、地域を割り当て又は制限すること、商品の自由な移動を不当に禁止すること、いわゆる待機被傭者の雇傭をもたらすこと、を企図しな

いものにたいしては適用しない。労働組合が、その正常かつ正当な合法的活動から逸脱し、取引を制限する共謀に加わった場合には、他の組織と同じくこの法律の適用をうける」となっている。「カイム氏試案」に、初案・改訂案など異文があるものと思われる。

(20) 第一三節第四項中の「純然たる」は、原文では *bona fide*「善意の」である。

(21) 第一三節第七項中、「規定に反しない限り」は、「規定と一致しない限り」が正しい。

(22) なお第二条は、Robinson-Patman Act, June 19, 1936, 49 Stat. 1526. によって改正された。

(23) 一九五〇年の改正で、「クレイトン法」第七条に、「他の会社の資産の全部若しくは一部を取得する場合」も禁止対象に加えられた。The Celler-Kefauver Antimerger Act, Dec. 29, 1950, 64 Stat. 1125. による。なお、この考えは、TNECの最終報告にしめされている。

(24) 同上改正の際に、「取得の結果が、取得される会社と取得する会社の間の競争を実質的に減殺し、……ときは、これをしてはならない」という旧条文の傍点部分を削除することで、水平的結合のみを禁止するという解釈の根拠を除去し、垂直的結合をも禁止するという解釈が成りたつ新条文が誕生した。

(25) 「カイム氏試案」第七節で当然に違法とされた共同行為のなかで、二、の生産制限や六、のいわゆるビッツバーグ・プライス・システム、基準地点価格制は、一九四六年時点で、illegal *per se* な行為として確立されていたとはいえない。また、五、が排他取引契約を意味するものならば、「カイム氏試案」第一〇節の規定とは矛盾する。

(26) 「シャーマン法」第一条は、企業間の競争を自発的に制限する行為ばかりでなく、共謀して、他人にある行為を強制する、強制的制限 involuntary restraints も含むという判例が、一九一三年に出されている（U.S. v. Patten, 226 U.S. 525 (1913)）。

(27) なお、第五条は、the Wheeler-Lea Act, Mar. 21, 1938, 52 Stat. 111. で修正された。

(28) 経済企画庁資料。これは一〇月八日付の商工省起案「経済秩序に関する示唆に対する意見」（『資料・戦後二十年史』三・法律、二六五―六六ページ）をもとに作成されたものと思われる。

(29) 大蔵省資料Z五二六―二七―五。

(30) 同前。

(31) 同前。

(32) 前掲『独占禁止政策二十年史』、四四ページ。
(33) 通商産業省資料。
(34) 商工省「独占禁止制度要綱に関する意見」(昭和二一年一二月三日)で、多角経営の禁止については、「法人の持株の禁止、重役の兼任の禁止によって、既存の財閥のような多角経営は、十分に抑圧し得るし、一法人の多角経営は、今後の日本経済の在り方から考えれば、経営を合理化するために必要なことであり、それが不正な競争の禁止、不当な取引制限の禁止及び独占の禁止の規定に反しない限りは、規正を加えることは適当でない」、個人の株式及び持分保有の制限については、「本項の立法の趣旨は、一応肯定し得るが、その反面本項が投資の制限として働く逆効果は、小さくないものであると考えられる。貯蓄による資本形成の外に、直接に投資による資本形成の作用は重視しなければならない。已むを得なければ、一定規模以上の会社その他の法人の株式又は出資の持分の一定割合(一割程度とする。)以上を個人が所有する場合には、議決権を一定の委員会に信託せしめるような制度を考えるべきである」と、反対意見が述べられている(通商産業省資料)。
(35) Memorandum, L. N. Salwin to Chief, Antitrust and Cartels Division, Report on Status of Antitrust Legislation, for Period ending 15 March 1947, March 20, 1947. (大蔵省資料Z七〇三―五八)。
(36) 独占禁止準備調査会の委員は、自由党が大久保留次郎、大野伴睦、石井光次郎、進歩党が犬養健、田中万逸、社会党が片山哲、西尾末広、協同民主党が林平馬、国民党が笹森順造であった。
(37) 独占禁止法準備調査会参与は、笹山忠男持株会社整理委員会委員長、脇村義太郎東京帝国大学経済学部教授、石井照久東京帝国大学法学部教授、諸井貫一秩父セメント㈱社長、永野重雄日本製鉄㈱常務取締役、吉野孝一大阪工業会理事長、東浦庄治農業復興会議副議長、北代誠弥日本銀行副総裁であった。
(38) 通商産業省資料。
(39) Memorandum, L. N. Salwin to Chief/AC, March 20, 1947. (大蔵省資料Z七〇三―五八)。
(40) 大蔵省資料Z五二六―二七―六。
(41) 同前。
(42) Memorandum, R. Hashimoto to Salwin, Feb. 26, 1947. (大蔵省資料Z七〇三―五八)。
(43) Memorandum, L. N. Salwin to Chief/AC, March 20, 1947. (同前)。以下の司令部と日本側の交渉経過については、特記以外はこのメモによる。

(44) Memo for File, by U. H. Kupferer, Chief/AC, Introduction into the Diet of Anti-Monopoly Bill, March 20, 1947. (同前)。
(45) 「第九二回帝国議会衆議院石油配給公団法案外四件委員会議録」第六回(昭和二二年三月二九日)。
(46) Note for File, by L. N. Salwin, March 26, 1947. (大蔵省資料Z七〇三―五八)。

第二節　「過度経済力集中排除法」の制定

一　経済力集中排除法案の策定

昭和二二年五月一二日に、極東委員会にアメリカ代表マッコイ Frank R. McCoy が、「日本の過度経済力集中に関する政策」(Policy on Excessive Concentration of Economic Power in Japan)(FEC-二三〇文書)を提出したこと(本巻第一章第四節参照)は、財閥解体・独占禁止政策を新しい局面に導いた。すでに、FEC-二三〇文書の策定作業中から、その基本線に沿って財閥解体政策を進め、独占禁止法の制定も完了した司令部は、さらに対象を拡大させて、広汎な過度経済力集中の排除政策に着手したのである。たまたま、この年の四月に独占問題の専門家であったウエルシュ Edward C. Welsh が経済科学局反トラスト・カルテル課長として着任したことが、新しい政策の展開に拍車をかける結果となった。ウエルシュ課長[1]は、ニューディール後期の臨時全国経済委員会(TNEC)に勤務し、鉄鋼業などの独占調査に従事した経験があり、「巨大かつ支配的な企業(ビッグ・アンド・ドミナント)は、それ自体反民主主義的(アンデモクラティック)である」との信念の持ち主であり、着任直後は「一日に一六～一八時間も働いた」という精力的な活動家であった。

過度経済力集中の排除の方策は、はじめ、「企業再建整備法」および「金融機関再建整備法」を根拠法とする方向で検討された。再建整備二法は、戦時補償の打切りによって企業財務が破綻に瀕する企業を再建させるための特別措置法として、昭和二一年一〇月に制定された法律(詳細は、第一三巻参照)であり、特別損失の処理を解散・減資・第二会社設立などの方法でおこなう再建整備計画の提出・承認を規定していた。「企業再建整備法」自体は、再建整備計画の内容についての立ち入った規定をしておらず、立法時点では、財閥解体・独占禁止政策とは直接には関係のない法律であった。しかし、再建整備二法の適用対象は、約五〇〇〇社に及び、日本の大企業はほとんどすべてそのなかに含まれていたから、再建整備計画の認可基準として「独占禁止法」あるいは過度経済力集中の排除の理念を新たに適用すれば、集中排除の目的を達することは可能であった。

昭和二二年五月一九日に経済科学局反トラスト・カルテル課は、「企業整備の基準」(Standards of Enterprise Reorganization)を作成し、経済科学局の関係各課に回覧し、五月三〇日には、経済科学局マーカット局長の承認を得た。[2]「企業整備の基準」は、タイプ一〇枚に及ぶ文書で、当時、次のように訳出された。[3]

企業再建の基準(仮訳)

企業再建が生産及び分配の両面に対して最高度に望ましい結果を以て実施されると共に、自由な日本経済及び健全な産業構造を作るという目的を同様に達成するように実施される為には、広汎なる基準及び取扱準則の確立さるる事が緊要である。

此の基準は、各個の整備計画をこれに従わせるべき標準とする積りのものである。本基準は、各個の会社や工場が之に適合することを強要する模型と言うが如き専断的な拘束では決してない。然し各個の会社や工場は各個の標準乃至基準に関し、判断が為され得る如き報告を提出する事を要する。基準の実際の比重は、各種企業の性質乃至情況が種々異なるに応じて、変化するに違いない。

能率及び競争という広汎なる目的は、認可さるべき会社の全ての場合を通じて充足される事を要する。会社相互の関係は、この広汎なる目的の下に、種々相異する事が考えられる。

今後、決定整備計画の範囲が一会社から多数会社に拡張される場合にも、基礎的目的に関しては妥協はあり得ない。同様に、再建整備事業の経理的健全性に付いては、好適なる基準を適用する事によつて正当に考慮されねばならない。左記は全整備計画に適用さるべき基準乃至標準である。

A　経済民主化の要請に沿う計画なりや否やの決定

一、中央会社の機能

a　如何なる点において中央会社は個々の工場の生産能率に寄与しありや、右機能は個々の工場により果たし得ざる性質のものなりや。

b　若し原料、信用及び製品処分の為めの公開市場が存在するとせば、個々の工場によつては果たし得ない如き何らかの効果的な機能を中央会社は果すものなりや。

c　中央会社は、工場への物資の割当、工場の生産高の決定、価格政策の決定及び工場の補助金操作に付き、何らかの機能を果たすものなりや、若し然りとすれば、之等の機能が中央会社によつて為されざる時は、事業全体の生産高は如何なる結果を生ずるや。

d　若し中央会社が何らかの機能を果たすことを止めたる時は各個の工場の原価に付如何なる結果が生ずるや。

原則

分離工場が競争の条件の下に、相当程度の能率を以て操業され得ざる事が実証されるに非ざれば、中央会社の機能は、之を排除すること。

二、工場の地理的位置

a　個々の工場の位置する所在地如何、又当該所在地に位置するの理由如何。

b　各工場の自然的位置と原料の供給源泉及び製品市場との関係如何。

c　工場間の競争が、個々の工場の原価中における運送費要素に与うる影響如何。

d　所有権の地理的分割は所有者間の競争にも不拘、保護市場を造出し或は造出せんとするの傾向なきや。

原則

所有及統制の分割が、原材料の供給源泉を遮断し、或は製品の市場操作を極端に困難ならしむる事が実証され得ざる限り、当該分割決定上の一要素として、地理的位置の差異は、之を考慮すること。

三、無関係なる活動

a　中央会社は、当該会社の主要製品と生産過程に於て、無関係なる如何なる工場その他作業場を統制しつつありや。一般に、本事項は、異なる位置にて、或は同一の位置の異なる工場にて、異なる製品を生産しつつある別個の生産過程を意味する。

原則

原材料の大規模な買付の利益、或は科学的な市場操作の利益に基く能率増大の効果が著しき事が実証され得るに非ざれば無関係な活動は、之を分割すること。

四、垂直的結合

a　結合状態にある各工場或は作業場（最終的生産段階にあるものは之を除く）の生産高或はサービスは、最終的製品の生産に対して、次の段階にある工場或は作業場の継続的使用に必要なりや。

b　若し垂直的結合状態にある種々の段階が各別に所有されるならば最終的製品の生産原価に、何らか顕著なる相違を生ずるや。

c　本垂直的結合の何らかの段階に於て、その次段階の現有生産能力による使用可能量を超える多額のものを生産するや。

d　完成品の販売に於て競争が存在するや。

原則

かくの如き垂直的結合は、若し各段階が別個に所有される場合に比し、最終的製品の総原価が低廉なる事が実証され得る場合には、保留される。但し生産過程の如何なる段階にありても、次段階の生産能力による使用可能量を超えて多額のものを生産することを得ない。又如何なる場合も、最終的生産の為めの必要量を超えて、多額の原材料供給或は原材料生産能力を所有する事を得ない。

五、水平的結合

a　結合状態にある工場或は作業場に於て、何らかの原価の利益が存在するや。水平的結合の一部たる工場或は作業場から如何なる利益が生ずるや。例示せば市場計画の利益等と云うが如し。

原則

概して言えば、水平的結合に適用さるるの原則は、無関係なる活動の一般的な点に適用さるるのそれと同様である。従つて、水平的結合は、一般的に正当視せられない。

六、綜合原価計算の下に於ける生産

a　製品は綜合原価計算の下に生産さるるや、此の仮定に於ては、生産過程から生ずる原価のみが考慮され、管理費は考慮されない。特に副産物の生産、原材の利用等の利益に注意する事を要する。

原則

屢々綜合原価計算の下に数種製品の生産が能率的に行われる所の相当の利益が存在するが故に、本要素は、使用上は無関係なるも生産過程に於て密接に関連している所の継続的製品に対して、有利なるものとして解釈せられる。綜合原価計算の条件の下に数種製品の生産が継続さるる事を許される場合に於ては、原材料の供給先の所有者に非ざるを一般的原則とする。

七、代用品

a　会社によつて生産される製品に対する代用品が存在するや。

代用品と考えられる製品に付ては、それが製品の使用者多数の需要を充分な量に於て満足し、且つ、相対的に限られた範囲内の価格に於て役立つものなる事を必要とする。

原則

概して言えば、代用品が存在し且つ前述の条件に適合する場合に於て、代用品生産工場の所有及び経営が主要製品生産工

場と分離区画されある事を要する。本事項は、需要の弾力性を斟酌し、且つ主要製品生産に於ける独占傾向を相殺するであろう。

八、政府所有

a　生産過程或は経営に付き政府所有の経験ありや。

b　政府所有が生産原価を減少し、且つ経営の安定度を増加する事を信じ得べき根拠ありや。

原則

独占経営が競争条件下の経営に於けるよりも効果的である事が確認され得る場合に限つて、政府所有が考慮される。若し、かかる条件を具備すると考えられる場合にありては、政府所有は臨時的措置としてと言わんよりは、寧ろ恒久的な根拠より考慮せらるべきである。

九、商標

a　会社によつて既に使用されある商標ありや。本商標は製品の市場操作に於て重要なる意味を有するものなりや。

b　商標は、同一製品若しくは類似製品が他の商標に於て売買されある場合に於ても、市場統制を継続するの強力な貢献力を及ぼす充分なる歴史を有するものなりや。

原則

若し会社が、殆んど同一の顕在価値或は潜在価値を有する数値の商標を有する場合には、商標は分離した競争会社に割当てられる事がある。若し商標が独占力を付与する歴史を有する場合には、かかる商標は廃止さるべく、分離された会社は新しく且つ異りたる商標を付さるべきである。若し商標が市場価値を有するも、独占力を有せざる場合であつて且つ、主要商標が一箇なる時は、本商標は、一会社或は新商標を付する事を許されたる他会社に割当られる事になる。

一〇、特許

a　会社は製品生産、若しくは製品に付き、重要な若しくは商略的な特許を有するや。

原則

若し、会社が重要なる特許権を所有し且つ会社が分離した会社に分割される場合には、特許権は分離した全会社に引継がるべきである。

一一、一会社によつて所有される生産能力の割合

a　全生産能力の何割を会社が所有するか。

b　他会社が同一製品若しくは類似製品生産に容易に転換し得る生産能力を有するか。

原則

ある厳密な生産能力割合を、一会社に対して許される最高限であると考えるべきではない。然し各個の事例に於て、その割合がその会社をして国内市場、外国市場のいづれたるとを問わず之を支配せしむるに至らざることを要する。同様に、会社が数個の会社に分離される場合において、数個の会社の一と言えども、その生産能力が当該産業の全生産能力の二割以下の場合に非ざれば、他の分離会社の生産能力の二倍以上を保有しないように、注意しなければならぬ。本規定は柔軟性を以て運用せられるを要す。

一二、会社の歴史

a　会社は合併の結果拡張したるものなりや、若し然りとすれば合併が行われたる時日如何。又関係会社側に於て自発的になされたるものなりや、或は強制的になされたるものなりや。何らかの個人或は会社が会社株主を支配若しくは、統制するの地位を有するものなりや。若し然りとすればかかる地位を獲得せし方法如何。

b　会社の成立が生産方法の効率化、特許権の統制、政府援助戦時活動等の結果に因るものなりや。

B、計画の経理的健全性の決定

一、固定資産（工場、設置及び施設）

原則

計画立案に当つては、全ての資産が企業の通常業務の為に必要なる事、その工場、設備及び施設が現在の必要に充分であり、又将来の必要予想に対して相応に充分なる事、及びそれらが使用可能状況にあり、会社財産を使い過ぎる事なくして拡張され得る事を旨とすること。

a　非生産的な資産、若しくは直接的使用に供されざる資産、或は一定の業務に関係なき資産ある場合、計画はこれらのものを、明瞭にし、又これらのものの処分に付て用意しあるや。

b　工場、設備及び施設は、類似の他の事業単位との競争に於て、成功し得る程充分に近代化されありや。

c　事業規模の趨勢が近き将来に於ける拡張を志向しある場合に於て、現在の生産は、それを調節するに充分なりや。

d　賠償による製造能力の損失に付て適度の予想がなされありや。或は新資本の相当額が、賠償によつて失われたる資産を補うため、或は生産面に資産を追加する為必要とされるや。若し然りとすれば計画はその旨記載されありや。かかる偶発的事項に付き用意されありや。

二、投資

原則

退蔵資金の利用目的以外の投資の所有は、実情報告に依り充分に正当たる事が立証されねばならない。如何なる場合にも、かかる投資は、前述のA項、「経済民主化の要請に沿う計画なりや否やの決定に適用さるべき基準」と言う表題に於て述べられたる原則に違反してはならない。

a　投資は関係会社の株式の形をとつているか。若し然りとすれば、これは統制の意味ありや。それは資本の寄付、或は臨時的援助と解さるべきものなりや。若し然りとすれば直接間接、第一に利益を受くる者は何人なりや。

b　事業外の多額の投資は、貸借対照表の貸方の部に計上されある多額の負債と相殺されるや。

c　投資は或る将来の企業の活動若しくは偶発事項のためにする積立若しくは剰余を構成するものなりや。若し然りとすれば、整備計画にその旨記述されありや。

三、流動資産

原則

整備計画は流動負債を超えて適度の運転資本を維持するに充分な流動資産の全体を記載しなければならない。

a　計画に記載されある運転資本は、売買或は労務提供からの補充を受ける前の相当期間をまかなう為の流動的費用を支払うに充分なりや。又現下の常態ならざる経済状態を考慮しても利益実現可能なりや。

四、資本

a　必要条件

原則

整備計画立案に当つては、出来る限り、事業の規模及び性格に相応し、且つ過度の短期若しくは長期の借入金に依頼する事なくして、計画を遂行するに充分なる資金を準備する事に努力すべきである。

1　旧債権若しくは社債を株式に転換するの可能性に付熟考せられたるや。

2　事業拡張、若しくは機械の取替、或は新型製品の取入のための資本額が準備なされありや。若し然らざる時は、市場は右の目的のため後日必要なる付加的資本を快く是認するや。

3　新型製品若しくは経営拡張の必要の予想に付き熟考せられたるや。

4　再建会社は、資本金の固定資産に対する割合、総負債に対する割合及び純運転資金に対する割合に付き、申請会社内の一般的基準割合、又関係事業及び経営の特殊型式に適切なるその他の通常割合に適合しありや。

b　構成

原則

整備計画立案に当つては、資本金、積立金及び繰越利益の額の間に均衡がとれ、会社の成育期に付随する臨時的な若しくは予期せざりし損費が煩雑なる手続なくして、又資本勘定に攪乱を生ぜしむる事最も少き仕方で、処理され得る事が望ま

しき事を認識しなければならない。

c　所有

原則

株式所有若しくは整備会社の議決権行使による統制力が少数の個人に不当に集中する事は、非民主的であり、従業者及び労働者の忠実に対して背き、非能率的若しくは利己主義な経営、或は更に不在者支配の継続の手段となる惧がある。

1　計画は、少数者の手に統制力が集中する結果を生ぜしむるが如き無議決権株式の発行を企図しありや。

2　計画は議決権行使による統制力若しくは事実上の統制力が少数者に集中する為の何らかの企図を有するものなりや。

3　配当しありとせば、現在の配当方法如何。配当予想が会社の経理能力に及ぼす影響如何。

五、負債

原則

会社は、旧債権を全面的に消滅させるか、或は一様に減少させる事が出来、当然に返済可能な周期的な資金需要に対して新債務契約を締結し得、赤字融資（損失補塡融資）を永久になからしむる様健全に再建整備されねばならぬ。

a　会社の一営業年度の費用をまかなうに充分な信用の線が決められあるや。

b　整備計画は旧債務償還、転換、再融資に付て規定をしありや。

c　会社は適度の黒字経営が予期せられ得べきや。

六、将来の経営

原則

整備計画立案に当つては、日本国民若しくはその海外取引の正当なる需要を充足する事により、その経済を民主的競争的なる基礎の上に恢復せしめ又は維持するが如き生産物の生産によつて正当的な黒字経営が可能なる会社を作り出すべきで

ある。

a　再建会社は各部分とも完全なる良好の組織（原材料の所有生産、運輸並びに転換及び完製品の製造並びに販売）を構成するか。或は右活動の一或は一以上のみを含むか。

b　工場、事務所及び販売所は左の点に付き有利な立地条件にあるか。

1　労務供給
2　経済的運輸
3　効率的荷積及び処理
4　経済的及び効果的販売増進

c　法的保護の終止に付て

1　会社が法定鉱業権、独占権、特許権若しくは著作権、商標権、私的特殊契約によつて保護されある場合には、右が消滅するの時期如何。
2　容易に利用し得、且つ通常の拡張を含む予想し得る将来の必要全体にとつて、充分な原材料の供給の源泉ありや。
3　容易に利用し得且つ充分なる労務の供給ありや。会社が労働組織に依つて影響さるるの程度如何。会社と従業員若しくは労働者との関係は満足すべく且つ友好的なりや。
4　会社の予想年度利益は債務償還、固定利子負担、減価償却、積立金、配当金をまかない得るか。

「企業整備の基準」のなかで、企業再建整備計画の企業財務に関する基準を示したB項は、自己資本の充実、関係企業への投資の規制、大株主支配力の規制など一般的な企業民主化理念を述べているが、企業構造に関する基準を示したA項は、きわめて厳しい内容を含んだものであった。そこでは、本社機能の廃止、地域的分割、非関連事業の分離、垂直的結合の解体、水平的結合の解体、生産能力占有率の抑制など、企業分割の基準原則が述べられている。そ

こに貫かれている基本的な判断基準は、生産効率あるいは経営効率の著しい増大をもたらす企業構造であるか否か、独占的力を発揮する企業構造であるか否かという二点であり、「原則」が包括的一般的に表現されているので、運用に際しての解釈如何によっては、広範囲の企業に影響が及ぶ「基準」になっていた。

エドワーズ調査団の勧告では、企業分割は、「一社のみで独占的地位を享受し、あるいは、財閥能力の多くを保有するほど巨大である」企業に対象が限定され、①関連のない産業部門、②過去五年以内に別法人であった部門、③物理的、技術的にわかれていて共通の経営管理が事実上行なわれていない部門の分離、が提案されたにとどまっていた（本巻第一章第三節参照）。FEC-二三〇文書は、エドワーズ勧告の「財閥」という用語を「過度経済力集中」という用語に置き換えることによって、独占一般を解体すべき対象として把え、壮大な集中排除、独占禁止政策を体系的に提案したが、企業分割に関しては、①過度経済力集中は、できるだけ多くの関連のない単位に解体すべきである、②技術的に大規模操業が必要なため解体すれば操業効率が著しく低下する場合には解体すべきでない、という一般的原則をしめし、エドワーズ勧告の上記三事例を補足的に付記しただけであった。したがって、「企業整備の基準」は、FEC-二三〇文書の一般的原則にもとづいて、反トラスト・カルテル課が独自の立場で立案したものと言うことができ、さらに具体的に見れば、ウエルシュ反トラスト・カルテル課長のイニシアティブによる政策決定であった。[4]

「企業整備の基準」は、策定後ほどなく、日本政府、経済界指導者に提示された。ウエルシュ課長は、五月三〇日から六月一日にかけて大阪に出向き、大阪商工会議所のメンバー、銀行・紡績関係者と会談している。[5] 六月二〇日には、ウエルシュ課長は、経済団体連合会の懇談会で、「企業整備の基準」の大要を説明した。[6] 持株会社に指定された事業会社など経済界の一部は、すでに、司令部との折衝のなかで、企業再建整備計画には企業分割を含めねばならないことを覚悟していたが（たとえば、三井物産、三菱商事の場合、本巻第三章第一節四参照）、司令部の広汎な企業分割方針

の提示は、あらためて、経済界に大きな衝撃を与えた。そして、七月三日には、三井物産と三菱商事の徹底的な解体が指令され、司令部の企業整備に対する峻厳な姿勢が具体的に示された。

「企業整備の基準」を策定した司令部は、さらに検討を重ねた結果、単に「基準」の提示のみでは不十分であるとの結論に達し、新たに、ドイツにおける「ドイツ経済力の過度集中禁止法」に相当する法律の制定作業を開始した。そして、反トラスト・カルテル課で、法律草案が作成され、民政局との協議がおこなわれて、若干の修正ののちに案文が確定された。[7] その後、日本側（経済安定本部、公正取引委員会、大蔵省、通商産業省、司法省、持株会社整理委員会）と反トラスト・カルテル課との会合が持たれ、はじめは、一般的な意見の交換がおこなわれ、やがて、七月一八日に、司令部作成の「経済再建整備基準法」（Economic Reconstruction and Reorganization Standard Law）の草案が日本側に提示された。[8] それは、次のようなものであった。[9]

経済再建整備基準法（司令部案、仮訳）

一、この法律は、日本の再建に採られる処置が平時の民主的諸目的と一致することを保証すると共に健全な民主的日本経済建設の基礎工事をなすことを目的とする。

この目的の達成のため日本経済の再編制と可及的速かに経済力の集中の排除がなされることを望むものである。

二、一九四七年七月一日に存在し又は一九四五年八月一日より一九四七年七月一日迄の期間内の如何なる時においても存在せる経済力の集中で第三条により指定せるものを排除しなければならぬ。このことが公共の福祉に合致するものである。

持株会社整理委員会は職務として左にかかげたものを含み、かかる経済力の集中を排除しなければならない。

(イ) 独占的若くは潜在的独占の性格を有する企業、又は関連性のない事業分野に活動をなし若くはかつて活動をなしたる企業、又は当該企業と関連性のある事業分野若くは関連性のない事業分野を支配する若くは支配せる企業。

(ロ) カルテル、企業結合、シンヂケート、トラスト、企業合同組合、其他個人若くは人意的手段間における合意形態若くは共

同行為で競争を制限し、競争者を排除し、競争者を結合せしめ又は国内若くは国際取引其他活動における独占的支配を助長せしめ又は国内若くは国際市場における活動を制限する目的若くは効果を有するもの又は有したもの。

(ハ) 個人又は家族に於ける富の集中で、企業の支配に使用されたもの又はかかる支配をなすために使用される潜在的恐れのあるもの。

三、この法律の適用を受ける経済力の集中は、一九四八年八月一日以前に持株会社整理委員会により指定されたもののみに限定しなければならない。

四、経済力の集中の決定をなすに当り、考慮を払ふべき諸要素の内左のものを含まなければならない。

(イ) 当該企業が活動する若くは活動せる事業分野にて当該企業が生産若くは支配する又は生産若くは支配せる総生産量其他事業活動に於て占める比率。現在の生産可能量と一九三七年以前における生産可能量との比較及び現在の総生産可能量の占める比率と一九三七年以前のそれとの比較。当該企業と同一事業分野又は関連性のない事業分野において活動す〔る〕他の企業に対する当該企業の支配。

(ロ) 当該企業により運営される工場数及びその地理的所在。それら諸工場の生産諸過程における相互的関連性の有無並にその相互的関連性の範囲、生産品、原材料の使用又は製品販売市場における相互的関連性の有無。原材料に対する支配。既在の独立企業の全部又は一部の合併。企業総合体の生産能率と各単独企業部門又は各単独企業部門の任意結合体の能率との比較。

(ハ) 一手販売若くは一手買取会社指定代理店、代理人、組合其他類似の制限的若くは独占的性格を有する取極め又は原材料の買取若くは販売に於て特権を設ける傾向がある取極め又は傾向を有せる取極め生産若くは配分の制限をする傾向がある取極め又は傾向を有せる取極め価格の決定又は事業若くは販売地域の割当をする傾向のある取極め又は傾向を有せる取極め、又は排他的な特許権若くは技術的情報の交換を内容とする取極め等を内容とする契約、協定其他取極め若くは関係に当該企業が参加すること又はかかる契約等の存在。

(ニ) 事業活動に対し実質的に支配せる又は全流動財産に対し支配をなしたる個人若くは家族は、事業活動を実質的に支配する能力を潜在的に有するものとする。

五、持株会社整理委員会は、この法律の目的を達するために、法律の定めるところにより、経済力の集中を排除するに同委員会が適当と認める処置をとらなければならない。その処置は企業又は組合の解散精算[77]、若くは整備、法人又は自然人に対し経済力の集中存続せしめる恐れのある活動に参加すること又はかかる行為を行ふことの禁止、カルテル、シンヂケート、トラスト、一手買取若くは販売代理店、独占的若くは制限的性格を有する会社其他の団体の契約約款の取消を含み且つ持株会社整理委員会は、適当の範囲内においてこの法律の規程を実行しなければならない。そのため同委員会は左の権限を有するものとする。

(イ) 適当と認められる法則、命令、政令、指示及び定義を発令すること。

(ロ) この法律により経済力の集中を排除するために原則、計画及び手続を定めること。

(ハ) この法律の適用を受ける経済力及び経済活動の集中の排除と非集中的又は再編制された生産単位に関する報告書及び提出案を審査すること。

(ニ) 法人、自然人又は企業の財産、製品所有権、経営支配組織事業内容及び事業活動につきその所在地如何を問はず他の法人、自然人又は企業との関係に関する事情を調査、資料を蒐集編纂すること。

(ホ) 報告の作成と提出及び、記録の保存を求めること。記録帳簿又は計算書、契約書、協定書、書翰又は書類を押収すること又はその提出を求めること、宣誓の下に証人の出席及び証言をなすことを求めること及び証拠の提出を求めること。

(ヘ) 財産の押収、占有又はその運搬を求めること。個人又は家族の財産を譲渡性なき有価証券に転換すること。契約、企業、取極め又は関係の終結又は解散其他この法律の規程に適合し適当と認められる処置を指示すること。指定企業又は個人に対し資産の処分計画書の提出其他この法律に従ふために必要な適当な処置を命ずること。かかる計画書を承認すること。この法律に従ふため企業再編制の計画書を作成し、同計画遂行の権限を有する精算管理人を指命すること。再編制計画、解散、

精算又は財産の処分の遂行を監督すること。及び承認ある迄当該企業法人又は自然人による承認されざる財産の移転若くは其他の事業活動を禁止すること。

六、この法律による企業の再編制若しくは解散計画財産の処分又は事業活動の禁止に関する指示又は承認を内容とする持株会社整理委員会の命令は文書を以てなされなければならない。且つ自発的再編制計画の場合を除き文書による事実の認定の添付を要するものとする。同委員会命令案、事実の認定（自発的再編制計画の場合を除く）及び再編制計画を公正取引委員会其他利害関係者に伝達しなければならない。持株会社整理委員会は右の命令案が伝達された日より十五日以後に公聴会を開催しなければならない。この公聴会において何人も命令案、事実の認定及び再編制計画に付いて異議の申立又は意見の具申をなすことができる。公正取引委員会は私的独占禁止法の規定と抵触事項のある場合かかる抵触事項を指摘しなければならない。

右の意義の申立又は意見の具申に基き持株会社整理委員会はその命令案又は事実の認定に付き適当と認められる変更をなすことができる。命令案の伝達は告示を以てなすことができる。

七、持株会社委員会は再編制計画が債権者、社債券者[78]及び株主に対し公平にして公正な取扱いをなさざる限りそれを承認してはならない。

再編制計画は株主社員社債権者及び債権者の承認を要しない。且つ債権者、社債権者又は株主の権利の変更を規定することができる。

右の者は前条の定める公聴会において異議の申立をなすことができる。

八、事実の認定が実質的証拠により、立証されない場合又は持株会社整理委員会が実質的証拠を採用しなかつた場合においては決定命令発令の日より六日以内に内閣総理大臣に対し訴願を提出することができる。但しかかる欠除[79]が存在することが第六条において規定する公聴会において特に指摘されなかつた場合又はかかる事実が故意に持株会社整理委員会に示されなかつた場合はこの限りでない。右の訴願の受理の日より十五日以内に、内閣総理大臣はその欠除が命令を専断的にするだけ実質的性質を有するものか否かを決定しなければならない。専断的にするだけ実質的性質を有するものと認める場合、内閣総理大臣は適

当な変更をなすため、その命令を持株会社整理委員会に差戻さねばならない。

訴願が提起され決定がある迄の期間中は命令の施行を停止しなければならない。

九、定義

此の法律に於て

(イ)「人」とは公法、私法、或ひは特別の法律によつて存在する自然人若くは組合、会社或ひは合名会社を含む法人を謂ふ。

(ロ)「企業」「活動」及び「関係」とは、カルテル、トラスト、連合組合、シンヂケート、株式会社、合名会社、組合、会社若くは商社或ひは団体の集合の形体等により、契約、結合、連合、或ひは協定によつて関係づけられているあらゆる経済上、事業上若くは金融上の機関或ひは人を謂ふ。

(ハ)「支配」とは多数或ひは少数の資本参加、直接或ひは間接の議決力、経営の特権享有を伴ふ債務証書或ひはその他の債務証拠物の所有、人的関係例へば事務所の共有或ひは重役の兼任、契約上の協定或ひは取極めその他これに類似する効果を有する関係等により、二つ以上の事業体の間に、共通な或ひは一致の行動を生むが如きあらゆる経済上、事実上、或ひは金融上の関係を謂ふ。

(ニ)「独占的或ひは独占的性質を有する虞れのある企業」とは昭和十二年より昭和二十年九月一日迄の間に独立の企業体が合併し、或ひは活動が適当に拡張したことによつて、それ以前にその活動分野に於て占めていた地位に比し、当該活動分野に影響を及ぼして居り若くは及ぼす虞れのある企業を謂ふ。「影響」とはその企業活動が市場に現はれなかつたならば物価若くは資本の流動、商品或ひは役務の流動に影響するに至る支配力を謂ふ。

(ホ)「生産能力」とは生産施設の通常且最高度の使用に依つて得られる生産高の程度を謂ふ。

(ヘ)「活動に無関係な分野」とは生産過程に於てお互いに依存しておらない生産の分野、同一の最終製品の生産に関する生産の段階でない分野或ひは生産若しくは販売目的に於て独立して遂行し得る活動の分野を謂ふ。

(ト)「事業場」とは一用地に位置する事業体を謂ふ。

(チ)「独立企業」とは法人格を有する個々の企業を謂ふ。仮令へ企業が他の企業の支配下にあり若くはあつたと云ふこと、或ひは何等かの方法に於て他の企業に依存して居り若くは居たと云ふこと〔があつたとしても〕、若しそれが事実上個々の法人格を有して居る場合には独立企業としてのその現状に何ら影響を及ぼすものではない。

(リ)「生産能率」とは生産高或ひは単価がその企業の構成の変更により影響されるものなりや否やについての考慮を謂ふ。

(ヌ)「国内及国際取引」とはあらゆる商品及び分野についての地方的、全国的或ひは国際取引を謂ふ。

(ル)「競争」及び「競争者」とは、現実の競争及び競争者或ひは起り得べき競争及び競争者を謂ふ。

(ヲ)個人或ひは家族の「富」とは、かかる個人或ひは家族の所有若くは支配に係るあらゆる企業の財産の価値を謂ふ。

十、この法律は、如何なる点に於ても私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を廃止、修正若くは訂正するものではない。又此の法律に依つて、持株整理委員会により類似せる行動がとられようと、この法律は公正取引委員会が独占禁止法によつて行ふ行動を妨げるものではない。

十一、この法律の適用である限り、経済力の集中が他の法律により認められ、或ひは許されたものであると云ふこと、或ひは右が自発的に起つたものであるか否かの別はその排除を免れる理由とならない。又持株整理委員会が、この法律の適用がある経済力の集中につき、その団体が最早や存在しなくなつた際、清算若くは解散された際、或ひは清算若くは解散の過程にある際或ひは変更された際にかかる経済力の集中の他の如何なる形態による継続をも禁止するため必要な行動をとることはこれを妨げない。

十二、第六条（ママ―第五条の誤り）（ハ）による持株整理委員会の発する命令の実行は公正取引委員会に於てこれを行ふ。

右の命令の修正に関する訴願は公正取引委員会に対して之をしなければならない。但し右の命令の修正は、昭和二十三年八月一日以前は、他の法律の規定によるものの他、持株整理委員会の事前の認可なくして之をしてはならない。

十三、持株整理委員会は此の法律に依つて行ふその機能の一部を公正取引委員会に委任し、この法律に依つて行ふ機能を実行するに必要な限度に於て日本政府のその他の政府機関を使用することが出来る。

昭和二十三年八月一日以降、同年十二月三十日以前に他の法律により、この法律の目的の効果的な実行を完了するために、持株整理委員会の機能、権限、記録及び必要な人員を公正取引委員会に対し移譲[77]する規定を設けなければならない。

付則

持株整理委員会〔令〕を次の通り改める。

一、持株整理委員会は日本政府機関にして、内閣総理大臣の所管に属する。

二、持株整理委員会の会計は会計検査院の検査をうけなければならない。

三、第五条を改正し委員の在職期限は委員会の機能等を最終的に公正取引委員会に移譲[77]した日に於て終了するものとする。

四、第六条を改正し委員会に委員長一名、執行委員四名及常務委員四名をおくものとする。

五、第九条を改正し持株整理委員会はこの法律に規定する機能を行ふものとする。

司令部の「経済再建整備基準法草案」は、「企業整備の基準」の内容を含むと同時に、新しく、カルテル等の企業結合、個人あるいは家族による富の集中をも経済力集中と認定して、その排除措置を規定している。草案は、「企業整備の基準」とFEC-二三〇文書を織り交ぜたものであったと、反トラスト・カルテル課のスタッフは述べている。[10]草案は、政策実行機関として持株会社整理委員会を活用する方針を採っているが、これは、集中排除が一時的措置であり、恒久的政策を担当する公正取引委員会の業務とすることは不適当と考えられたためであった。

「経済再建整備基準法草案」の提示を受けた日本側では、経済安定本部がその取扱いを担当することとなった。[11]経済安定本部は、関係各省の意見を徴したうえで、まず、七月二五日に司令部にたいして質問書を提出した。[12]質問の主要点は、①営業の自由、私有財産権を侵害し、憲法違反となるおそれがある、②独占禁止法と重複、競合することとなる、③「企業再建整備法」による整備計画決定が遅延してしまう、という三点の疑義と、他に、草案の用語・規定等の不備不明な点をただした。司令部が、この質疑にどう答えたかは明らかでないが、憲法違反のおそれはないこと、独占禁止法とは性格の異なる法律であることなどの考え方をしめし、重ねて法律制定を強く要求したものと思われる。経済安定本部の和田博雄長官は、七月二八日の経済閣僚懇談会は、経済安定本部の次のような提案[14]を検討してほぼ意見の一致をみた。[15]

昭和二二年八月四日の経済閣僚懇談会は、経済安定本部の次のような提案[14]を検討してほぼ意見の一致をみた。[15]

1　経済民主化の基礎作業として過度な経済力の集中を急速に排除することが必要である。

2　次の諸点を考慮して立法作業をおこなう。

イ　企業分割の程度は当面の経済情勢に適合するように、かつできる限り具体的に示す。

ロ　短期間に実施する。

ハ　公平、公正に運用する。

3　次の方法をとる。

イ　対象となるのは、(1)持株会社及び財閥家族、(2)制限会社にして資本金一〇〇〇万円以上のもの、(3)非制限会社で資本金一〇〇〇万円以上のもので特に指定されたもの、とする。

ロ　過度な経済力の集中とは、原則として、(1)個人又は家族の富の集中で企業の支配力を有するもの、(2)その生産能力が全国生産能力に対して二〇%を超えるもの（非生産会社の場合も同様の基準とする）、(3)関連性のない事業分野で活動し、その能力が全国生産能力の五%を超える企業、(4)カルテル、コンバイン、シンジケート、トラスト等の契約その他同意で競争を制限し独占的支配をなすもの、とする。

ハ　排除手段は、(1)個人又は家族資産の譲渡を禁ぜられた証券への置換、(2)企業の分割及び営業の譲渡、(3)独占的な契約の破棄、(4)その他必要な手段、とする。

ニ　独占禁止法の適用を除外されている事業及び金融業には適用しない。

ホ　制限会社以外の会社で本法の適用を受けるものの指定は、法施行後三ヵ月以内におこなう。

ヘ　持株会社整理委員会は、官庁に改組し、行政権限を行使しうるものとする。

この要綱は、司令部の「経済再建整備基準法草案」の線に沿いながら、排除の対象を、資本金額、生産能力占有率などによって限定し、さらに、銀行等を適用除外とし、担当機関となる持株会社整理委員会を官庁に改組することを要点としていた。経済安定本部では、財政金融局が中心となって立法準備にあたり、関係各省の意見を徴しながら司令部との折衝をおこなった。[16] そして、昭和二二年八月二三日の経済閣僚懇談会は、法律案要綱をほぼ確定し、[17]「経済力集中排除問題に関する説明書」[18]を付して司令部に提出した。この法律案要綱[19]は、前出八月四日付要綱案に修正を加えたものであり、司令部の草案とはかなり相違があったので、「説明書」で、日本側の見解を述べたのであった。「説明書」は、①現行法令を最大限に活用したい、②生産活動を阻害する効果を最小限度に止めたい、③不必要な不安を企業に与えないために基準を具体的に定めておきたい、という三点を強調したのちに、司令部草案との相違点を事項ごとに説明した。相違点の第一点は、経済力集中排除の範囲を独占的企業と非関連事業分野に従事する会社の解体に限定しその他のものは現行の法令に委ねたことで、個人・家族の富の集中排除、法人相互間持株の制限、兼任重役制禁止、カルテル等の禁止は、すでに「持株会社整理委員会令」、「会社証券保有制限令」、「独占禁止法」などで実施に移されつつあるから、改めて立法措置をとる必要はないと説明した。第二点は、経済力集中排除の基準を具体的に規定したことで、経済界に無用の不安をひきおこさない配慮であり、持株会社整理委員会に与えられる権限を明瞭確実に限定する必要があるためと説明された。第三点は、対象企業の指定を司令部提案より短期間としたことで、企業が不安にある期間を短くして速やかに経済再建の基礎を確立することを目的とすると説明している。第四点は、持株会社整理委員会審決に異議あるものはその取消又は変更を裁判所に訴訟することができるとしたことで、これは憲法で保証された人民の権利であると説明されている。第五点は、持株会社整理委員会を行政官庁とすることで、権限が拡張され行政権を執行する機関となれば、行政官庁に改組することが責任を明確化するために必要であると説明されている。

昭和二二年九月二日には、和田経済安定本部長官が、マーカット経済科学局長を訪問して、重ねて日本側の見解を表明し、協議を求めた。[20] 席上特に問題となったのは、金融業の適用除外と持株会社整理委員会の改組の二点であった。和田長官は、金融業について、財閥解体関係の措置は進めるが、預金者の金融機関に対する信用の点、解体によってかえって地方独占を誘発するおそれがある点、あるいは、片山内閣が考えている社会化問題、との関係などから適用を除外したと説明した。これにたいして、マーカット局長、ウエルシュ課長等は、銀行は財閥と最も縁が深く、集中排除の必要がある、社会化の意向があるとしても除外するわけには行かないと述べた。持株会社整理委員会の官庁への改組については、マーカット局長は、独立の機関であるのがよいと語った。そしてマーカット局長は、日本政府が、集中排除措置の実施を躊躇するのははなはだまずいと警告を発している。

日本政府が、集中排除措置の実施を躊躇していたのは事実であった。当時、経済安定本部に勤務し司令部との折衝を担当していた光藤俊雄（大使・外務省審議官）は、立法化をはばむために、プレス・キャンペーンを展開したり、アメリカの知日家グループへの働きかけをおこなったと語っている。[21] 日本側がこのような抵抗を試みたり、司令部草案とは相違した法案要綱を強く主張した背景には、司令部内部でも集中排除政策をめぐって意見の対立があることを日本側が察知していたという事情がある。すでに、昭和二二年七月一日には、経済科学局工業課がFEC-二三〇文書に対する疑義を表明し、八月五日には、経済科学局財政課が持株会社整理委員会の権限強化に対する疑義[22]を提出しており、反トラスト・カルテル課の企業整備係の略史には、「経済科学局のすべての課、そして司令部のすべての局から反対が出された」という記述さえ見られる。[23] もちろん、反対論は、集中排除の基本的な原則に対するものではなく、部分的な手段等に対するものであったであろうが、司令部内部、特に経済科学局内部の意見の不統一は、日本側

の抵抗を勇気づけたわけである。一方、反トラスト・カルテル課は、昭和二二年夏には、経済力集中指定のための資料収集作業を開始し、制限会社に対する調査もおこない[24]、着々と準備をととのえていたから、政策断行の姿勢は固かった。

昭和二二年九月四日には、片山首相がマッカーサー司令官に親書を送って、指定基準の具体的規定、金融機関・公益事業の適用除外、持株会社整理委員会の行政官庁化などの点の承認を要請した。しかし、九月一〇日のマッカーサー司令官の返書は、片山首相の要請を全面的に拒否したものであった[25]。返書は、平和的民主的国家へ再生しようとする日本の意図が真剣なものであるかどうか世界各国が注目している時に、集中排除政策の大幅な修正を日本政府が提案することは、各国の疑惑を生み、より厳しい方向への政策修正をもたらすかもしれないと警告している。そして、指定基準の具体化に関しては、法制上は一般的基準を設けるにとどめ、弾力的に運用する方が迅速に措置を進めることができると反論し、金融機関等適用除外と持株会社整理委員会の行政官庁化に関しては、FEC-二三〇文書の当該箇所を引用して、既定方針の変更はできないと述べている。そして、九月一二日にはマーカット局長から和田経済安定本部長官宛に非公式の覚書が出され、司令部草案の通りに立法化することが指示され、法律とするかポツダム勅令とするかは日本政府の選択にまかせるとの厳しい意向がしめされた[26]。日本側の抵抗を感じて、司令部では、八月末ごろから、集中排除立法を日本側に強制する覚書の発出が検討され、九月九日にはミューラー参謀長が覚書発出を正式に承認していた[27]。日本政府が、日本側の法案要綱に固執すれば、ただちに覚書を発出する態勢がととのえられていたわけである。日本政府は窮地に追い込まれ、九月一二日の閣議では、休会あけの国会に法案を提出することを決定して、その旨を司令部に連絡し、覚書の発出を回避した。

昭和二二年九月一二日から、あらためて、司令部の「経済再建整備基準法草案」に沿った法律案の作成作業が開始

され、九月二〇日に原案が閣議に付議され、九月二二日に反トラスト・カルテル課に提示され、立法の体裁、細部の技術的問題が詰められ、九月二九日の臨時閣議で最終的に法律案が決定された[28]。この際には、持株会社整理委員会を行政官庁に改組することを法制局で検討するという付帯条件がつけられた。確定法案は、司令部草案の内容を法文化したうえで罰則規定を新設したもので、日本側が主張していた、指定基準の具体的な明文化、金融機関・公益事業の適用除外、持株会社整理委員会の行政官庁化、指定期限の短縮などの点は、まったく盛り込まれていなかった。法案の文言も、司令部草案の逐語訳に近いものが多く、反トラスト・カルテル課の強硬な姿勢が如実に反映したものといえよう。そして、この「経済力集中排除法案」は、昭和二二年一〇月六日に国会に提出されたのである。

二　アメリカの対日占領政策の変化と集中排除法の審議

昭和二二年一〇月六日に提出された「経済力集中排除法案」が、修正のうえ国会を通過したのは、同年一二月九日であったが、その間、一一月初旬と一一月下旬の二回にわたって、司令部の指示で審議を一時中止する局面を迎えており、集中排除政策をめぐる情勢は、きわめて微妙に推転したのであった。すなわち、アメリカ政府の対日占領政策が転換される徴候があらわれ、それが、司令部の集中排除政策プログラムに直接影響を及ぼしたのである。

昭和二二年三月一二日のトルーマン・ドクトリンで明確となった「冷戦体制」の成立という状況のなかで、アメリカの対日占領政策は、「非軍事化」から「経済復興」に力点を移していった（詳細は、第三巻「アメリカの対日占領政策」編参照）。対日占領政策の転換のひとつの契機となったのは、昭和二二年三月一七日にマッカーサー司令官が、早期対日講和を提唱したことであり、対日講和条約の検討が進められるなかで、国務省政策企画室 Policy Planning Staff

（略称ＰＰＳ）が、政策転換の推進力のひとつとして登場してくる。[29] もうひとつの契機は、対日援助を含む占領費用の負担を軽減させるために日本経済の自立化をはかる必要があるという考え方が台頭したことで、ここでは、陸軍省が政策転換の推進力としてあらわれてくる。対日占領政策の転換は、陸軍省と国務省政策企画室を軸に推進されたのであり、これにたいして国務省極東局は、はじめは政策転換に消極的態度をしめしていたと見ることができる。

昭和二二年五月八日に、国務次官アチソン Dean G. Acheson は、クリーブランドにおける演説で、ヨーロッパとアジアの二大生産工場 workshops すなわちドイツと日本の再建を促進することが、現状においてアメリカがなすべきことであり、両国の再建に両大陸の最終的復興がかかっていると述べた。[30] マーシャル・プランの立案過程で形成されたこのような考え方は、日本に関しては、ドイツにやや遅れたかたちで、昭和二二年秋から二三年春にかけて、占領政策の転換をもたらすことになった。とはいえ、アチソン演説が、ただちに政策転換を具体化させたわけではなく、その間には、曲折した経緯がある。

まず、陸軍省の動きを見ると、昭和二二年七月二二日には、国務・陸軍・海軍三省調整委員会ＳＷＮＣＣに、「日本の経済問題に関する単独行動」(Unilateral Action on Japanese Economic Problems) と題するメモランダム（ＳＷＮＣＣ-三八〇）を提出した。それは、日本経済の自立化の必要性を感じた陸軍省が、特に賠償問題などの取扱に関して、極東委員会（ＦＥＣ）の合意をまたずにアメリカが単独に行動することを提案したもので、政策決定手続を問題とした内容ではあるが、その背後に陸軍省の日本経済復興に対する強い意向を見ることができる。このＳＷＮＣＣ-三八〇文書に対しては、極東委員会アメリカ代表マッコイが反対し、[31] 国務省も反対意見を表明したので調整がはかられ、一〇月二三日のＳＡＮＡＣＣ（空軍省の分立で、一九四七年一一月ＳＷＮＣＣは、四省調整委員会ＳＡＮＡＣＣに改組された）で、ＳＡＮＡＣＣ-三八〇／二文書が承認された。これは、国際協調を重視した国務省と、迅速な政策実行を重視した陸

軍省の立場を、極東委員会に提出する政策文書に審議期限を付するというかたちで調整したものであった。また、陸軍省は、一〇月三日に、ＳＷＮＣＣに、「日本の経済復興」(the Economic Recovery of Japan) と題するメモランダム（ＳＷＮＣＣ-三八四）を提出している。ここでは、日本の経済復興を促進するために、早急に賠償問題を解決する必要性が説かれていた。この文書については、一〇月二三日のＳＡＮＡＣＣの会議で、陸軍省と国務省の調整が済むまでペンディングにすることが決定され、やがて、後に述べる昭和二三年一月のマッコイ極東委員会アメリカ代表の声明へつながってゆく。

一方、国務省政策企画室は、国務省極東局を中心に作成された対日平和条約案の検討をすすめるなかで、対日占領政策の転換を提言するにいたったが、そこでは、いわゆる「カウフマン報告」が重大な役割を果たした。Ｊ・カウフマン James L. Kauffman は、大正二年から大正八年まで東京帝国大学法学部で英米法を講義し、その後、弁護士として日本で法律事務所を共同経営し、ナショナル・シティ銀行、ディロン・リード商会、フォード自動車会社、ジェネラル・エレクトリック会社、スタンダード石油会社、リビー・オウエンス・フォード・ガラス会社などアメリカ大企業の日本関係の顧問弁護士として活躍した、知日派の法律家であった。第二次ストライク調査団の一行に加わって、昭和二二年八月に来日したカウフマン弁護士は、電力外債の処理問題で栗栖赳夫大蔵大臣と会見し、[32] 日本の経済情勢を視察し、さらに、司令部関係者と接触して当時秘密文書とされていたＦＥＣ-二三〇文書を入手して九月に帰国し、関係企業の実業家達に報告書を提出した。「一九四七年九月六日における日本の状態報告」(Report on Conditions in Japan as of September 6, 1947) と題したタイプ二三ページに及ぶ報告書は、「日本において今日の状態が継続する限り、ドル等の投資をおこなうことは全く不得策であると信ずる」という書き出しで、およそ次のような内容を述べている。[33]

軍事的観点からの日本占領すなわち日本の非軍事化は、極めて成功裡に、すでに完了しているが、日本の経済復興という局面は、ロシア人達が喜ぶように、いまだ成功してはいない。日本では、現在、巨大な経済的実験が経済についてほとんど経験のないアメリカ人達の手で進められつつある。「民主的日本経済」という定義不明のものをつくり出すために、経済力集中を排除する政策がとられつつあるが、その根拠は、FEC-二三〇文書である。（FEC-二三〇の一部を引用したのちに）すでに、この線に沿って独占禁止法をはじめとする立法措置がとられている。独占禁止法第一〇条では、金融業以外の事業会社の他の会社の株式所有を禁止しているが、公正取引委員会の一メンバーによれば、外国企業もこの規制を受けることになる。ところが、司令部のウエルシュ反トラスト・カルテル課長は、外国企業は規制を受けないと語っている。ウエルシュ課長の解釈は法理上は誤りと思われるが、これは、現在の日本では、「法の支配」ではなく「人の支配」がおこなわれていることの実例のひとつといえる。

農地改革の必要性は誰しも認めるところであるが、それが、富の分配政策に用いられたために、土地所有者は極めて低価格で土地を手放す破目になった。労働立法は、アメリカの労働者が長い年月をかけて獲得した権利のほとんどすべてを含んだ良い内容のものであるが、それは、経験不足の日本の労働者にとっては、一〇歳の子供達が一切の規制を解かれて好き勝手に生きてよろしいといわれたようなものである。

制定されようとしている企業再建再編法（集中排除法）は、既存の日本経済を破壊し、われわれの経済とは異なったものに置き換える結果をもたらすであろう。同族的持株会社は解体すべきであるが、有能な実業家を追放し、大企業の株式を労働組合などに安く売却するという方法がとられるとなると、はたして病気を治療することが病気であることよりも良いものかどうか疑わしくなる。「財閥を根絶せよ」との叫びは日本を社会主義化するという真の目的を擬装する最も効果的なスローガンであることは明らかである。（集中排除法案の一部を引用したのちに）こうして、目的において高尚な大実験が、アメリカの納税者の負担によっておこなわれているのである。追放措置は、アメリカの大学を卒業し、日本における最高のアメリカの友である人々にまで及んでおり、日本の政府と企業は、能力と経験を持つ人材を失ってしまった。

通貨に対する信頼は失墜し、インフレーションは激しい。インフレーション克服の唯一の道は、消費財生産の増大にあると思われるが、阻害要因が多く、賠償問題もそのひとつである。日本の企業家は、将来の計画を樹てられない状況に置かれている。

占領の軍事的局面は数ヵ月以前に完了して、経済復興が必要な局面に移ったが、その面では、現在の占領政策は、単に不成功であるばかりか、明らかに非アメリカ的（アンアメリカン）な経済体制を日本に押しつけようとしている。ある日本人は、日本の大企業を分割する真の意図は、日本を経済的に不能状態にしようとすることなのではなかろうかとさえ考えている。アメリカの対ロシア関係のうえで、日本は、われわれの味方にも敵にもなり得る。太平洋地域において日本は、ソビエト・ロシアに対する防壁たり得るのであるから、われわれは、日本を味方につけたい。日本占領を完全に成功させることが、アメリカ人すべてにとって極めて重要なのであるから、日本経済を、急進的な改革論者達の実験台（モルモット）にしておくことは危険極まりない。

日本は、アメリカの納税者達にとって、年間数百万ドルの負担となっている。日本が完全に非軍事化されたからには、日本はわれわれの背中からおりて、自立するようになってもらいたい。現在のままでは、アメリカ企業の進出は益がないが、経済状況が変化すれば、日本はアメリカの産業にとっては大変魅力的であり、アメリカ資本にとって肥沃な土壌となると私は確信している。日本がそのような場所となるか否かは、アメリカ政府が二つのことを実行しようとするか否かにかかっている。第一は、日本でおこなわれている経済実験に終止符を打つこと、第二は、日本にいる理論家たちを能力と経験を持つ人物たちに置き換えることである。このような政策修正は、日本を自立化させ、アメリカの産業と資本にとって魅力的な国に再建させ、占領の成功を保証し、さらに、なににもまして、われわれに極東の要塞をもたらすこととなるであろう。

FEC-二三〇文書の内容をはじめて紹介しその危険性を指摘したこの報告は、アメリカの大企業の経営者達に大きな衝撃を与えた。「カウフマン報告」は、それを受けとった依頼人の手から、フォレスタル国防長官、ロイヤル陸軍長官、ラヴェット国務次官、ハリマン商務長官、ソアーズ国家安全保障会議事務局長らに配布された。[34] 陸軍省は、ただちに、「カウフマン報告」に関して司令部に問いあわせた。司令部からは、ホイットニー民政局長が、カウフマ

ンは日米の依頼人の利益のために占領政策を批判し、事実を歪曲して伝えているとの反論を返電した。[35] 陸軍省は、事態を重要視し、ドレーパー William H. Draper 陸軍次官を日本に派遣した。ドレーパー次官は、「カウフマン報告の正確さを確認した」。[36] ドレーパー次官は、ディロン・リード商会出身で、ドイツの集中排除政策の骨抜きを成功させた人物であったから、対日政策の転換にも積極的な役割を果たすこととなった。

カウフマン報告は、国務省政策企画室にも伝えられた。対日平和条約案を検討していたケナン George F. Kennan 室長は、この報告を重要視し、国務省極東局とは異なった対日講和構想を練り上げていった。[37] 一〇月一四日に政策企画室が作成した「対日講和の含む問題点の検討結果」（PPS-一〇）と題した文書のなかで、日本の経済問題については占領終結までに日本経済を自立化させることが提言されており、「われわれは、現在司令部が依拠している諸指令が、はたして、経済自立回復という重荷にたえるだけの実質的能力を日本に付与するに役立っているかどうかを判定せねばならない。この点で、政策企画室は、有力な筋からの相対立する見解を聞き及んでいる。否定的見解によれば、特に、現在の追放措置と反カルテル政策（デカルテライゼーション）は、日本の将来の安定と経済的活力にとって必要とされるところとは反対の方向に向かっているという。司令部はこの見解を絶対的に否定している。利用し得る限られた情報の範囲では、政策企画室は対立する両見解にたいする満足すべき調整を見出すことはできないので、司令部との討議をおこなうことを考慮している」と述べられている。[38] 情報不足のため判断はできないとしながら、政策企画室は、あきらかに、「カウフマン報告」の内容を高く評価している。政策企画室は、いわゆる日本の「社会主義化」を危険なものと判断し、冷戦外交の線に沿って対日占領政策を転換させることを緊急課題と考え、そのための新しい政策の準備にとりかかったのである。しかし、国務省の他の部局では「カウフマン報告」を保守的傾向のアメリカ人の感情的批判にすぎないと評していたから、[39] 政策企画室の評価は、ただちには国務省の主流見解にはならなかった。

一方、陸軍省は、ドレーパー次官の報告を検討した結果、一〇月二〇日に司令部に次のような趣旨の電文を送付した。[40]

陸軍省、国務省の検討に付せられた「経済力集中排除」勅令案に関して次の疑問が生じた。それは、勅令の基本的意図を批判しようとするものではなく、一部はワシントンにおける情報不足から生じたものかも知れない。

1　持株会社整理委員会（HCLC）の権限を制限会社等に限定すべきではないか。いくつかの過度経済力集中が制限会社指定を受けていないことは承知しているが、それらは、公正取引委員会に取扱わせる方がよいのではないか。そうすることは、非制限会社における企業意欲の減退を避ける利点を持つ。

2　HCLCの調査権限を、アメリカの公益事業持株会社法による証券取引委員会の権限程度に制限することはできないか。

3　HCLCの指令案に対する異議の申立手続を、行政的裁定から司法的裁定に変更することはできないか。法の執行過程で、集中排除計画に抵触しない非財閥系企業家を保護し、日本経済の復興を制約する不安や信頼感の欠如を取り除きたいという陸軍省、国務省の関心から、この疑問が提出されている。この関心は、集中排除計画は、(A)経済復興を阻害しないように実施すべきである（例えば、技術的に一体性を持つ企業は分割しない）、(B)経済復興を促進するように実施すべきである（例えば、財閥株式の迅速な一般売却、技術的に不適な企業構造の解体）という陸軍省・国務省の一般的見解から生じている。

4　SWNCC-三〇二／二は、もちろん、憲法に違反してまでそれを実施することを日本政府に要求しようとするものではない。法案に対するわれわれの修正は、憲法の観点から考慮されるべきものである。

5　国務省と陸軍省は、現在、SWNCC-三〇二／二（FEC-二三〇）に対するアメリカの態度を再検討中である。

6　SWNCC-三〇二／二の再検討と上記の疑問からして、経済力集中排除勅令の採択は延期されることが望ましい。

7　上記疑問に対する貴下の見解を述べられたい。

「経済力集中排除法案」（アメリカ政府には勅令案として伝えられていた）の採択延期を要請した本国政府からの電文に

対して、マッカーサー司令官は、一〇月二三日に次のような要旨の返電を送って、強い調子で反論した。[41]

1　貴電を注意深く検討した。現在、本件は、法律案のかたちで国会に提出されている。

2　法律案の諸規定は、既定の対日政策の実行を最も効果的に完成するためのものである。

3　提案された規定変更は、若し自由な人民の自発的行為として政策が実施される状況であるならば、基本計画と矛盾することはないであろうが、日本は現在そのような状況下にあるわけではない。

4　FEC-二三〇が再検討中であることは承知した。

5　基本的原則に修正を加える場合には、経済力集中排除計画の歴史的背景を十分に考慮されたい（SWNCC-一五〇／四、JCS-一三八〇／一五、FEC-一四／九、エドワーズ調査団報告、そしてFEC-二三〇と続く基本政策の主要内容を列挙——引用者）。

6　本官は、SWNCC-一五〇／四の策定に参画はしなかったが、すべての行動は、この政策によって導かれている。国会提出法律案は、確定されたと信じられるアメリカ及び連合国の対日政策を早期に完成させるために必要な手段である。一九四七年九月二四日付の貴電（WAR-八六九八〇）にも、「アメリカ政府は財閥及び農地改革計画を占領の最重要目的と考える」とある。

7　今日、歩調（ペース）あるいは方向を急激に変化させることは、極めて厄介であるばかりか、計画に疑惑や混乱をまねき、遅延させ、その完成を失敗させ、それに猛反対してきた人物達に都合のよい結果をもたらすにちがいない。

8　政策に対する反対者の第一のグループは、日本の私的独占につながる人々である。

9　第二の反対グループは、日本の社会主義化、全体主義化を望む人々である。経済力集中が存続していれば、政府への経済力の集中、そしてある種の社会主義への移行は、容易であり、かつ不可避的であると思われる。

10　本計画に失敗するか成功するかは、政治的自由をともなう自由な競争的新企業の体制か、政治的自由は神話化してしまうある種の社会主義体制かの選択につながる。政策変更に際しては次の重大な二点を考慮すべきである。

第一、対日理事会のロシア代表は、繰り返し敵産没収の考え方を本計画に導入しようとしているが、本官は、正当な補償というアメリカ的原則を厳格に強調してきた。

第二、イギリス以外の連合国は、アメリカの日本経済改革案以上のものを要求しつづけてきた。

今日において政策論議を再開することは、単に手続等の変更にとどまらず、基本目的自体を犠牲とする結果を招くであろう。

すでに、早期対日講和を提唱していたマッカーサー司令官としては、既定政策の早期完遂に全力を注ぐ方針を採っていたから、政策転換による混乱を避けるために、さらには、日本における自らの威信を守るために、あえて本国政府の意向に反対の意思を表示したわけである。とはいえ、本国政府との意見調整が済むまでは、一時政策遂行を中止せざるを得なかったから、一一月上旬には、経済力集中排除法案の衆議院における審議を中断する措置がとられた。

昭和二二年一〇月六日に国会に提出された経済力集中排除法案は、衆議院財政金融・商業・鉱工業連合審査会、参議院財政金融・商業・鉱工業連合委員会で併行的に予備審査が進められており、衆議院では、一〇月一八日、二二日、二八日、二九日、一一月五日と五回の連合審査会が開催され、参議院でも、一〇月二二日、三〇日、一一月七日と三回の連合委員会が開催された。[42] しかし、一一月五日の衆議院連合審査会で北村徳太郎委員長から、この法案は日本経済の細分化を招く虞れがあり、国民経済全般に対する影響も極めて大きい、この法案提出当時の政府の意向としてはなるべく速やかに審議を終えてもらいたいとのことであったが、本法案の重要性に鑑み拙速主義を排し充分に時間をかけて審議を尽し、いやしくも修正の要ありと認めたならば大胆率直に修正もすべきだと思う、という含みの多い発言がなされたあと、[43] 衆議院での審議は、一一月二一日まで開催されなかった。参議院でも一一月七日の連合委員会のあとは、一一月二〇日まで審議は中断された。司令部の民政局を通しての非公式な内示にもとづく審議の中断と思われる。

国会における審議中断をもたらしたのは、陸軍省民事部のファーヘイ Daniel C. Fahey から司令部参謀副長フォックス Alonzo P. Fox に送られた一一月六日付の書簡[44]であったかもしれない。その書簡には、SWNCC-三〇二／二（FEC-二三〇）文書にたいする陸軍省の修正提案が付されていた。この「SANACCにおける検討のためのSWNCC-三〇二／二文書の結論部分の簡約化提案」[45]は、一九四七年一〇月一五日付で作成されたもので、おそらく、ファーヘイ書簡ではじめて司令部にその内容が伝えられたものと考えられる。陸軍省のFEC-二三〇文書の修正提案は、原文書には、①基本的政策原則の記述のほかに、方法・手段・手続などについての不必要な記述が含まれているために、基本原則が不明確になっている、②アメリカ政府の統一見解とは認められない記述が含まれている、③集中排除という目的の範囲を越えた経済制度改革が含まれている、という三つの批判的観点にたって、原文書を改訂したものであった[46]。修正提案は、政策内容の変更を含むとともに、全体として、原文書の詳細な具体的政策提言を削除して抽象的な基本政策を要約して記述しているために、原文書にくらべると、政策手段の選択の幅が広くなり、かなり緩和された政策の運用が可能となるかたちになっている。修正提案の主要項目は、次の通りである。

(1)　日本の過度経済力集中は、技術的条件から正当化され許容される限りにおいて、過度集中でなくなるところまで解体されなければならないし、将来における日本の過度経済力集中の発達は禁止され阻止されなければならない。日本政府は、前記の目的の達成のために、その機構と憲法に基く権限に整合した、適切な行政的、立法的、司法的手段をとらねばならない。

(2)　過度経済力集中は、営利を目的とする私企業又はその結合体で、ひとつの分野における相対的規模又は多くの分野における地位の集積した力の故に、事業の重要な部分において、競争を制限し、又は他の企業が独立して事業を営む機会を阻害するものと定義されるべきである。

(3)　過度経済力集中の解体は、操業効率の激烈な減退をもたらすほどまで実行されるべきではない。

(4)　前項の規定にしたがって、

a　単に持株会社であるところの過度集中企業は、すべて、解体され、証券・資産所有の処分を強制されるべきである。

b　上記aに該当するもの以外で、過度集中が解体された後の諸会社は、非金融企業の場合には（保険会社は金融企業と考える）、過度経済力集中に属さない会社も含めて他の会社の証券を所有していれば、それを処分しなければならない。

c　肩書や過度経済力集中との関係の如何を問わず、過度経済力集中にたいして事実上の支配力を行使していた個人、または、それらの代理人は、その支配力のすべてを剝奪され、支配力の再建を禁止し阻止されなければならない。さらに、これらの個人及び代理人は、一九五八年までは、事業上又は政治上の大きな影響力の行使を禁止し阻止されなければならない。

d　前の規定に従って資産所有の放棄を求められる個人にたいしては、資産没収は避けるが、日本経済において過度の力を獲得するために用いられないような仕方で補償がなされるべきである。

e　前の規定に従って新所有者に配分されるべき証券・資産は、可能であるならば、一九五〇年までに再配分されるべきである。

（以下、fよりmまで省略、ただしiは原資料で欠落――引用者）

以上のように、陸軍省の修正提案では、過度経済力集中の定義が、FEC-二三〇文書（付属資料一八参照）よりも狭められ、その解体については、技術的条件と操業効率への配慮が強調されており、集中排除政策としては、大幅に後

退した内容になっている。また、第4項に一二項目にわたって規定された政策手段も、FEC-二三〇文書の規定よりも緩和された内容である。たとえば、兼任重役制、カルテル協定、合併などの規制について修正提案は言及していないし、人的支配の排除についてもその対象範囲と方法は緩く規定されている。また、証券・資産の処分については、FEC-二三〇文書が、短期間に、実質価値以下の低価格でもかまわずに、望ましい新所有者（個人投資家・中小企業家・協同組合・労働組合など）に譲渡し、旧所有者への補償は、特別課税で削減することを提案し、私有財産権の侵害とか社会主義的であるとかの批判を蒙っていたのにたいして、陸軍省修正提案は、比較的長期にわたる処分期間を設け、新所有者の望ましいタイプは特定せず、旧所有者への補償には資産没収的性格を含ませぬこととしている。このほか、FEC-二三〇文書で明記されていた一定規模以上の大銀行の分割、銀行の投融資規制などについても、陸軍省修正提案には言及されていない。

司令部は、一〇月二〇日付の陸軍省電文で、本国政府がFEC-二三〇文書を再検討中であることは知らされていたが、再検討の内容については、陸軍省修正提案を入手して、はじめて知ったものと思われる。修正提案は、まだ非公式のものであり、もちろん本国政府の統一見解として公認されてはいなかったものの、司令部としては、それを無視して集中排除法案の国会審議を続けるわけにはゆかなかったのであろう。

その後、司令部と本国政府の間に意見の調整がすすめられた模様であるが、その詳細はいまのところ不明である。陸軍省内部では、グレイ Gordon Gray 陸軍次官補が、この問題を担当していたが、彼は、一一月一四日付でロイヤル陸軍長官に提出したメモランダム[47]では、経済力集中排除に関しては、企業の操業効率を低下させ、経済の復興と安定を阻げてまでそれを実行するのが適当かどうか、また、アメリカ自身がまだ認めていないような経済哲学を日本に押しつけていいものかどうかが問題であると指摘し、集中排除法が完全に実施されれば、日本経済は、「小商人の経済（ショップキーパーズ・エコノミー）」

と化するであろうと述べている。そして、有能なコンサルタントを派遣して、どの程度まで政策を実施すべきかを確定する必要があると提案している。このように、陸軍省の空気は、集中排除政策の転換の方向に向いていたが、司令部は、法案の部分的修正で本国政府の合意が得られるものと判断したらしく、日本側に審議再開を指示した。

一一月二〇日には参議院で、翌二一日には衆議院で審議が再開された。一一月二一日（金曜日）の衆議院財政金融委員会では、北村委員長から、「これは実は少し急がねばならぬ事情が新たに起りまして、ある筋ではぜひ今週中に上げてほしいというような注意を受けております」との発言があり、速記を停止して審議が進められた[48]。そして、翌二二日夜の財政金融委員会は、条文中の「経済力の集中」という語句に「過度の」という字句を加えること、第三条の文意を明確にすることの二点の修正を議決し、修正法案は二三日の衆議院本会議に上程され、同日可決、ただちに参議院に送付された。「過度の」という字句を加えることは、司令部と本国政府との意思調整過程で問題となった点であった[49]。司令部は、はじめ、「経済力集中」の概念は、当然、「過度の経済力集中」を意味しているが、'excessive' という言葉に含まれがちな「不当な」あるいは「悪しき」というニュアンス、つまり一種の道義的価値判断を避けるために、その字句を用いなかったという[50]。司令部は、本国政府の懸念を考慮して、「過度の経済力集中」と用語を修正することで、局面の打開をはかったわけである。すでに、反トラスト・カルテル課は、後に述べるように、集中排除法案の線に沿った企業再建整備計画を各個別企業との間で検討立案中であったから、是が非でも、法案を成立させようと努力したのである。そして、一一月二五日には、集中排除審査五人委員会 Deconcentration Review Board of Five Men を本国から招いて、政策実施過程で司令部を補佐させるという構想をまとめて、それを本国政府に提案した[51]。これは、前述したグレイ陸軍次官補の考え方に対応する構想であり、かつて、初期の財閥解体計画、いわゆる安田プランをめぐる議論がエドワーズ調査団派遣というかたちで処理されたと同様の妥協的調整案の提示であった。

衆議院で修正可決された法案の送付をうけた参議院は、一一月二六日に財政金融委員会を開催して同日中に議決のうえ、翌二七日の本会議で可決する予定を組んだ。ところが、二六日の委員会ののち、司令部民政局の指示でふたたび審議は中断されることとなった。一一月二八日に、マーカット局長は、「之は極秘に願い度いが極東委員会指令第二三〇号に付てワシントンに於て二つの批評がある。集中排除は極端なる集中に付てのみ行はるべきであるといふこと及びこの措置が社会主義的であるといふことである」と述べ[52]、「自分の作戦は、ロシア辺りが平和条約に関してむづかしい注文を出して居り従って一応集中排除法を通して置いてその口を封じ、しかも実際の適用は寛大なものにし度いと思って居たのである」と適用過程における緩和方針をもらした[53]。同日、民政局を訪問した渡辺渉外部長は、ホイットニー民政局長の代理から、「今回審議を差止めたのは、新聞紙上に同法に付て修正が考慮せられて居る旨の報道があったのでワシントンに対して問合せを行って居り、その結果若し修正になると議会通過後では工合が悪いから審議を差止めたのである。その結果、今議会で成立しなくとも来議会に審議すればよい。根本方針には何等変更がない。根本方針の変更は、マッカーサー元帥のみが為し得る」との説明をうけた[54]。たしかに、一一月二七日の新聞には、ワシントン特電として、アメリカ政府が、極東委員会にたいして、FEC-二三〇文書の審議延期を要請した旨の記事が掲載されている[55]。新聞報道の内容の正確さは、いまのところ確認できないが、FEC-二三〇の再検討がおこなわれていたことはすでに見た通りであり、再検討が済むまで極東委員会の審議をたな上げする措置がとられた可能性がある。とすれば、司令部が二度目の審議中断を指示した根拠は、このあたりにあったとみてよかろう。

司令部内では、反トラスト・カルテル課と民政局が、FEC-二三〇文書にたいする陸軍省修正提案と集中排除法案との突き合せ検討作業をおこなった。反トラスト・カルテル課は、逐語的に再検討した結果、集中排除法案第三条

の過度経済力集中の定義を一部修正するほかは、修正する必要はないとの結論を下した[56]。民政局も、同様の結論を出した[57]。陸軍省修正提案は、一般的抽象的な表現形式をとっているので、その解釈の仕方によっては、衆議院修正段階の集中排除法案でも整合性を持つと判断できたわけである。

この時点において、アメリカ政府は、国務省と陸軍省の意見調整を進めていた。一一月二五日には、ラヴェット Lobert A. Lovett 国務次官が、ロイヤル Kenneth C.Royall 陸軍長官に、「日本の過度経済力集中の解体（財閥問題）」と題した国務省のメモランダムを送付して意見を求めた[58]。国務省メモランダムは、全体としては一〇月二四日付のマッカーサー司令官の電文の趣旨を尊重しており、集中排除計画の遅延は、むしろ日本の経済復興に悪影響を及ぼすという見解に同意した内容のものであり、国務省としては、既定方針の継続的遂行を考えていたことがうかがわれる。これに対して、陸軍省は、集中排除計画のかなり大幅な手直しを主張していたようで、一一月二八日に、国務省に送付した司令部宛電文の案文は、国務省の強い反対をまねいた。陸軍省の案文は未見であるが、それに対する国務省内の検討結果からみると、陸軍省は、SWNCC-三〇二／二（FEC-二三〇）文書を「いささか急進的であり、実行性に疑問があるように思われる」と考えていた[59]。国務省は、陸軍省が、FEC-二三〇文書の再検討の結果導かれるべき結論を、先取りしているが、それには根拠がないとし、陸軍省の集中排除法案の修正提案は、法の効果的執行を不可能にするほどの緩和案であると批判した。とくに、陸軍省の修正提案は、集中排除措置を担当する機関は、単に、企業の価格決定力を判定するばかりでなく、その決定力が「不当な（アドヴァース）」ものであることを立証する必要があるという内容を含んでいたようで、国務省は、アメリカでも価格固定は当然に違法（イリーガル・パセ）とされている点を指摘して、この修正案に反対している。そして、国務省は、陸軍省提案の一部をとり入れた独自の司令部宛電文案を準備して、陸軍省に提示した。この段階では、国務省の対日政策決定に政策企画室の影響力は大きく作用してはいなかったらしく、極東局の既

定政策の部分的修正という路線が主流をなしていたとみることができる。

こうして、陸軍省の急激な政策転換主張を、国務省がおさえたかたちで、アメリカ政府は集中排除法案に対する当面の態度を決定し、一二月九日には、司令部に、法案修正の要点をしめした電信を送付した。[60]

この電信は、次のような六項目にわたる法案修正を具体的に指示し、それを条件に法律の国会通過と政策の実施を承認したものである。

(1)「経済力集中」の字句に「過度の」という修飾語を付加すること。

(2)第二条の「独占的性質の企業」の定義のなかの「影響力」についての文言に、「実質的に」の句を挿入すること。

(3)第三条を次のように全面修正すること。「持株会社整理委員会は、この法律施行時に存在している、又は一九四五年八月一日からこの法律施行日までの間に存在していたところの過度の経済力集中を指定し、それを公共の利益のために排除しなければならない。この目的のために、過度の経済力集中とは、営利を目的とする私企業又はその結合体で、一の分野における相対的規模、又は多くの分野における地位の集積した力の故に、事業の重要な部分において、競争を制限し、又は他の企業が独立して事業を営む機会を阻害するものと定義する。持株会社整理委員会は、前項の定義及び第六条の規定による基準に従って過度の経済力集中を指定しなければならない。」

(4)第八条第二項に次の文言を追加すること。「事実の認定文書は、指令案の基礎となった経済上、生産上、その他の資料を詳細に明示しなければならない。又は事実認定に加えてこのような情報がメモランダム形式で指令案とともに通達されねばならない。」

(5)第一三条の「六日」を「三〇日」に修正すること。

(6)第一四条の「一五日」を「三〇日」に修正すること。

第三条の修正が、前出の陸軍省修正提案の線に沿うものであることは明らかである。また、この電信は、指定基準の具体化は各産業ごとにおこなわれるべきことを強調し、さらに、集中排除の実施に際して、事業会社を細かく分割しすぎて、日本の経済復興を阻害しないよう要望している。

本国政府の条件付承認を取りつけた司令部は、急遽参議院の審議再開を指示し、同九日に、財政金融委員会で法案を修正可決、ただちに参議院本会議で修正法案可決、同日中に衆議院に回付可決させたのである。一二月九日は第一回国会の会期終了日であり、司令部は議場の時計の針を停めるという奇妙な策を指示して、法案成立に持ちこむ強行ぶりであった。[61]

参議院における修正は、アメリカ政府の修正指示にしたがったかたちで、法律題名、第二条、第三条、第六条、第八条、第一三条、第一四条、第一七条、および付則についておこなわれた。題名は、「経済力集中排除法」から「過度経済力集中排除法」に改められた。これは、すでに、衆議院の修正で条文中に「過度の」という字句が追加されていたのを法律名にまで及ぼした修正であった。第二条は、定義の条項であるが、ここでは、事業分野における影響力について、「この場合において、影響力とは、企業による支配力であつて、当該事業分野における価格の決定又は資金、商品若しくは役務の移動を実質的に左右するに足る程度のものをいう」と、傍点字句を追加する修正が加えられ、支配力の程度を問題とする配慮がほどこされた。

第三条の修正はかなり大きな内容変更である。衆議院修正案の第三条は次のようであった。

第三条　持株会社整理委員会は、過度の経済力の集中で、この法律施行の日において現に左の各号の一に該当している、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において左の各号の一に該当したものを指定し、公共の利益のためにこれを排除しなければならない。

一、独占的性質の企業
二、関連性のない二以上の事業分野において活動している企業
三、役員（取締役、業務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。）の兼任、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）若しくは経営上の特権を伴う債権の所有、議決権の行使の受任又はこれらに類する効果を有する取極めその他の方法により、他の企業に対し同一又は協同の行為を行わせるような事業上、金融上その他経済上の支配的な関係を有している、又は有していた企業
四、企業連合、企業結合、企業合同その他企業主が協同してする行為で、競争を制限し、競争を排除し、競争者を結合させ、一の商品若しくは事業分野について地方的、全国的若しくは国際的取引その他の経済活動における独占的支配を助長し、又は国内若しくは国際市場への進出を制限する目的又は効果を有している、又は有したもの
五、個人又は家族における富の集中で、独占的性質の企業の支配に用いられている、又は用いられたもの

これを参議院は前出のアメリカ政府修正案の通り次のように修正した。

第三条　持株会社整理委員会は、過度の経済力の集中で、この法律施行の日において現に存している、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において存したものを指定し、公共の利益のために、これを排除しなければならない。
前項の場合において過度の経済力の集中とは、営利を目的とする私企業又はその結合体で、一の分野においてその有する相対的規模が大であり、又は二以上の分野においてその占める地位を集積した力が大であるために、事業の重要な部分において、競争を制限し、又は他の企業が独立して事業を営むことを阻害するものをいう。
持株会社整理委員会は、前項の定義及び第六条第一項の規定による具体的基準に従い、過度の経済力の集中を指定しなければならない。

この修正によって、排除措置の対象となる過度経済力集中は、競争制限的な大企業またはその結合体で一分野における相対的規模、複数分野における集積的力が大きいものに限定され、原案の「三、兼任重役制・持株等による他企業支配、四、カルテル結合、五、個人又は家族への富の集中」は除外された（ただし法第七条の関連規定は削除されずそのまま残されており、法文上は不完全な姿になった）。これは、前に述べたように法案作成過程で、日本側が主張していた論点のひとつであり、それが実現されたわけである。除外されたものにたいしては、日本側は、「持株会社整理委員会令」、「会社証券保有制限令」、「独占禁止法」など既定法制による措置で十分であるという立場に立っていた。この修正で、それ以上に集中排除措置がエスカレートする可能性は断たれたことになる。

第六条修正は、第三条修正に対応した字句修正である。第八条修正は、第二項後段に、持株会社整理委員会の集中排除措置の指令案に認定の資料および説明覚書を付することを追加したもので、排除指令の厳密さを求めた修正になった。第一三条では、指令に対する不服申立期限を、原案の「六日以内」から「三十日以内」へ、第一四条では、不服申立にたいする内閣総理大臣の措置期限を「十五日以内」から「三十日以内」にそれぞれ延長する修正が加えられた。第一七条修正は、国、地方公共団体、公団、労働組合を適用対象から除外する旨の規定を削除するものであるが、これは、第三条が営利事業を対象とする旨を明文化したことに伴う当然の修正であった。付則には、集中排除法実施にともなう「会社利益配当等臨時措置法」改正が追加された。

このような集中排除法の修正は、適用対象を限定した点などで原案をやや緩和させたものの、法の趣旨を変化させるほどの大修正ではなかった。しかし、参議院財政金融委員会の審査報告書要領書のなかには、「持株会社整理委員会に強大な権能を付与する点、経済力集中の具体的基準が明確を欠く点、企業の分割がかえって国民経済の再建を困難ならしめるのではないかという点等、なお論議すべき点が少くないが、差当り止むを得ない措置と認める」との文章が織り込まれており[62]、衆議院財政金融委員会の報告書（昭和二二年一一月二二日付）が、「わが国の現状をみると民主

化のための各般の措置が所期通り効果を挙げるためには、先ず以て急速に且つ徹底した手段により、所謂『経済力の集中』を排除しなければならない必要を痛感するのである。かかる見地より本法案は大体において適切妥当なものと認めた」と述べている[63]のとくらべると、そこには、かなりの法案評価の差が見られる。アメリカ政府と司令部の集中排除政策にたいする態度の不一致が、種々のルートから日本側にも伝えられ、情勢が変化しつつあることが感知された結果であろう。アメリカの対日占領政策に生じはじめた大きな変化は、「過度経済力集中排除法」の法文趣旨そのものにまでは及ばなかったが、やがて、法の実施過程で明瞭なかたちをとってあらわれてくる。

(1) ウエルシュ課長は、一九〇九年三月にニュージャージー州に生まれ、ラファイエット大学を卒業、オハイオ州立大学で博士の学位を取得した。いくつかの大学の経済学部で教鞭をとり、TNECにも勤務し、一九四七年三月に来日するまでは、物価局（OPA）に勤務していた。本文中のカッコ内は、一九七四年三月二一日のヒアリングの一部である（大蔵省資料Z一〇七―二三）。

(2) Herbert H. Scheier, Brief History of the Reorganization Branch of the Antitrust and Cartels Division, (now Fair Trade Practices Division), ESS, GHQ/SCAP, Oct., 1949, pp. 14-15. シャイアは、反トラスト・カルテル課（のち公正取引課）企業整備係の主任であった。

(3) 原文および仮訳（訳出者不明）は、大蔵省資料Z五一一―三〇八中にある。明らかな誤記箇所は、訂正した。

(4) Scheier, *op. cit.*, p. 14.

(5) Scheier, *op. cit.*, p. 15.

(6) 朝日新聞社『朝日経済年史』昭和二二年、一五ページ。

(7) Scheier, *op. cit.*, p. 19.

(8) 大蔵省資料Z五一四―一。

(9) 大蔵省資料Z五一一―三〇八。

(10) Scheier, *op. cit.*, p. 19.

(11) 経済再建整備基準法の取扱担当を決めるに際しては、それが難しい問題を含んでいたために関係各省庁ともその担当を避けようとし、結局、経済安定本部が押しつけられた格好になったといわれる（都留重人元経済安定本部総合調整副委員長よりのヒアリング、大蔵省資料Z一〇六―一二）。

(12) 「経済再建整備基準法ニ関スル質疑」（大蔵省資料Z五一一―三〇八）、英訳文は、大蔵省資料Z五一四―一。

(13) 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、三一〇ページ。

(14) 昭和二二年八月四日付で経済安定本部が作成した“Actions for Elimination of Excessive Concentration of Economic Power”と題する英文文書（大蔵省資料Z五一四―一）による。

(15) 『毎日新聞』昭和二二年八月五日。

(16) 昭和二二年八月二二日付で経済安定本部が作成した英文文書“Designation of Enterprises and Standard for Elimination”がある（経済企画庁資料）。おそらく、司令部との折衝の際に提示されたものと思われるが、その内容は大要次の通りである。

1　除外さるべき企業

a　一九四五年八月一日より一九四七年七月三一日までの間に、資本金が一〇〇〇万円を超えなかった企業。

b　鉄道・電力・ガス・水道その他の公益事業及び金融業。

2　経済力集中排除の基準

a　関連のない事業分野における企業の活動は分割する。但し、工場の一体性を損なわないよう配慮を払う。

b　(1)同じ装置を使用する場合、(2)同じ原料を使用する場合、(3)生産の前又は後の段階が原料・中間製品・完成品というように連続している場合、(4)機器修理などの補助的作業、(5)主生産物の代用品生産、は関連した事業と見なす。

c　一九三七年から一九四五年七月三一日までの間に、合併・買収などで独占的性格を持つにいたった企業は、関連ある事業分野であっても拡大部分を分割する。但し次の場合は除く。

(1) 強力な競争者が存在して、公正な競争が保証される場合。

(2) 特に鉱業におけるように、新鉱開発のために莫大な資金投入を必要とする場合。資源分布からして、特定地域では、競争者が存在しない場合にも経済力集中とは見なさない。

(3) 事業効率の点から見て妥当な規模の場合。

3　石炭産業は国営化されるので対象外とする。

4　基幹産業への適用は、好ましからざる結果を生ずる可能性がある。産業再編の全体にわたる基本計画の樹立が必要であり、それまでは、基幹産業への適用は延期する必要がある。

(17)　『朝日新聞』昭和二二年八月二四日。

(18)　経済安定本部、昭和二二年八月二七日作成（大蔵省資料Z五一四一一）。

(19)　"Outline of Elimination of Unfair Concentration of Economic Power Bill"（経済安定本部、昭和二二年八月二六日、国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(B)〇二一三八、原資料は一九四二年八月二六日とミスタイプされたものが一九四六年と手書修正されているが、内容からは一九四七年の文書である）。この要綱は、第一章「一般規則」、第二章「不正な経済力集中に基礎を置く企業の指定」、第三章「指定候補企業にたいする制限」、第四章「集中排除計画の起案と決定」、第五章「集中排除計画の実施」、第六章無標題（内容は持株会社整理委員会の構成及び手続規定）、第七章「訴願及び訴訟」、第八章「雑則」の八章四七ヵ条にわたるもので、公益事業と金融機関の適用除外など、日本側の主張を盛り込んでいる。

(20)　「経済力集中排除問題に関する和田長官マーカット代将会談要旨」（昭和二二年九月二日、経済安定本部連絡部宛（経済企画庁資料）。

(21)　昭和四七年五月二六日のヒアリング（大蔵省資料Z一〇六一三一）。

(22)　GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #25, Deconcentration of Economic Power, p. 10.

(23)　Scheier, *op. cit.*, p. 17.

(24)　昭和二二年夏の調査は、概況調査で反トラスト・カルテル課の要請で、経済科学局調査企画課が、質問状を企業に発送し回答をあつめるかたちで行なわれ約二二〇〇社が対象とされた (Scheier, *op. cit.*, p. 25)。

(25)　MacArthur to Prime Minister Katayama, Sept. 10, 1947.（国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(A)〇一四六九）。

(26)　Informal Memorandum, Marquat to Wada, Sept. 12, 1947.（国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(B)〇二一三七）。

(27)　Scheier, *op. cit.*, p. 20.

(28)　「経済力集中排除法案の立法経過について」と題した昭和二二年九月二五日頃のメモ（経済企画庁資料）、および『朝日新聞』昭和二二年九月三〇日。

(29)　五十嵐武士「対日講和の提唱と対日占領政策の転換」（『思想』一九七六年一〇月号）を参照。

(30)　Dean Acheson's Adress before the Delta Council, Cleveland, Ohio, May 8, 1947, Joseph M. Jones, *The Fifteen Weeks*, 1955, Appendix, p. 280.

(31)　The United States Member of the Far Eastern Commission (McCoy) to the Assistant Secretary of State (Hilldring), Aug. 11, 1947, *Foreign Relations of the United States, 1947*, VI, pp. 271–73.

(32)　昭和二二年八月二一日に、カウフマン弁護士は、栗栖赳夫蔵相、池田勇人大蔵次官らと会見した。外債元利金支払・担保権問題が論議されており、日本側が新規の借入の可能性を打診していることが注目される（「カウフマン氏との会談記録」）（大蔵省資料Z五〇八一五）。

(33)　James L. Kauffman, Report on Conditions in Japan as of September 6, 1947.（大蔵省資料Z七二一一一二）。

(34)　Howard B. Schonberger, Zaibatsu Dissolution and the American Restoration of Japan, *Bulletin of Concerned Asian Scholars*, vol. 5, No. 2, Sept., 1973, p. 24.

(35)　Memorandum, C. Whitney, to the Under-Secretary of the Army, Sept. 27, 1947.（国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(B)〇二一三七）。このメモランダムによると、カウフマン報告は、リビー・オウエンス・フォード・ガラス会社のビガース John D. Biggers 社長に提出されたもののようである。ビガース社長はフォレスタル国防長官、ハリマン商務長官と親交があった。

(36)　Schonberger, *op. cit.*, p. 24. ドレーパー陸軍次官の報告書は、昭和二二年一〇月八日付で提出されている (Report on Mr. Draper's Trip to Japan, Oct. 8, 1947.)。

(37)　五十嵐武士前掲論文参照。

(38)　Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Kennan), Results of Planning Staff Study of the Questions Involved in the Japanese Peace Settlement, Oct. 14, 1947, *Foreign Relations of the United States, 1947*, VI, pp. 541–42.

(39)　Memorandum, OE to A-T, Economic Reform Programs in Japan, Nov. 5, 1947.（大蔵省資料Z七三一一二／一）。

国務省占領地域担当国務次官補室で作成されたもの。

(40) Radio, War Dept. to SCAP, WAR 88682, Oct. 20, 1947. (大蔵省資料Z七二四一一二)。

(41) Radio, MacArthur to Dept. of Army, C 56312, Oct. 23, 1947. (国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(B)〇二一四三)。

(42) 参議院調査部「過度経済力集中排除法」関係資料(一)、昭和二三年二月、一一一一二ページ。

(43) 「第一回国会衆議院財政及び金融・商業・鉱工業連合審査会」第五回(昭和二二年一一月五日)。

(44) Fahey to Fox, Nov. 6, 1947. (国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(B)〇二一四一)。

(45) Proposed Condensation of Conclusions of SWNCC 302/2 for Consideration of SANACC, Oct. 15, 1947. 前注の書簡に同封。なお、この提案は、のちに若干改訂されて、Restatement of U.S. Policy with respect to Excessive Concentration of Economic Power in Japan. (日付不明)と題される文書に形式が整えられた(国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(B)〇二一四〇)。

(46) Statement of Views of the Department of the Army upon a Reconsideration of SWNCC 302/2 (FEC 230), U.S. Policy with respect to Excessive Concentration of Economic Power in Japan. (日付不明)(同前)。これは、一九四七年一二月一日付の国務省からの文書で求められたFEC-二三〇文書にたいする陸軍省の意見の公式回答である。ここにしめされたような批判的観点に立って、一〇月五日付文書が作成されている。

(47) Memorandum, G. Gray, to the Secretary of the Army Nov. 14, 1947. (大蔵省資料Z七二四一一三)。

(48) 「第一回国会衆議院財政及び金融委員会議録」第三七号(昭和二二年一一月二一日)。

(49) GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 12.

(50) Scheier, *op. cit.*, p. 21.

(51) Telegram Draft, SCAP to Washington (CSCAD), Nov. 25, 1947.

(52) 「マーカット代将との会談記録」(「大蔵省渉外特報」第二九号、昭和二二年一一月二八日(大蔵省資料Z五〇八一五)。

(53) 「渡辺武日記」昭和二二年一一月二八日。

(54) 前掲「大蔵省渉外特報」第二九号。

(55) 『朝日新聞』昭和二二年一一月二七日。

(56) Memorandum, ESS/AC, to General Marquat, Deconcentration Policy and Implementation, Nov. 29, 1947. (国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(B)〇一一〇七)。

(57) Memorandum, by GS, Japanese Bill (28 September 47 Draft) for Dissolution of Excessive Concentration of Economic Power in Relation to Proposed Condensation of Conclusions of SWNCC 302/2, Dec. 2, 1947. (同前)。

(58) Lovett to Royall, Nov. 25, 1947, *Foreign Relations of the United States, 1947*, VI, pp. 319–23.

(59) Wisner to Lovett, Dec. 2, 1947, 89400/12–147.

(60) Radio, Dept. of Army to CINCFE, W 91710 Dec. 9, 1947. (国会図書館占領関係マイクロフィルムGS(B)〇二一四一)。

(61) J・ウィリアムス Justin Williams 司令部国会課長よりの昭和四九年三月のヒアリング(大蔵省資料Z一〇七一二三)。

(62) 「第一回国会参議院会議録」第六六号(昭和二二年一二月一〇日)。

(63) 「第一回国会衆議院会議録」第七五号付録(一)の一(昭和二二年一二月一〇日)。

第三節　過度経済力集中排除政策の実施

一　適用基準と指定企業の決定

「過度経済力集中排除法」（昭和二二年法律第二〇七号）は、昭和二二年一二月一八日に公布、即日施行され（付属資料一六参照）、関連して、「持株会社整理委員会令」改正法（昭和二二年法律第二〇四号）、「過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律」（昭和二二年法律第二〇八号）も同日公布された。公布の前日、司令部反トラスト・カルテル課のウエルシュ課長は、記者会見をおこなって、法律実施の方針を説明した。[1] ウエルシュ課長は、経済復興と経済力集中排除とは歩調を合わせておこなわれねばならないと述べ、過度の経済力集中を排除することによって、乏しい資金と原料とが適正に配分されるようになり、生産は増大し、インフレーションの阻止にも大きな効果をもたらすと政策メリットを強調した。そして、法律案修正は、根本的な変化ではないと述べ、法案の国会通過がおくれたことは、ある程度経済の回復を妨害したが、この期間中に大会社は再編計画を準備したから、法律公布後はすみやかな行動をとることができるとし、いろいろ噂があるが、集中排除計画は、占領の主要目的であることに変わりないことを強調した。質問にこたえて、目下二〇〇社以上が再編計画を提出しており、未確定ではあるが、五〇〇社程度が適用指定をうけることになろうと語っている。本国政府の集中排除政策に対する変化を反映して、経済復興とは矛盾しない点を強調した発言であったが、ウエルシュ課長としては、既定の方針で政策を実施に移す姿勢であったことがうかがわれる。実際に、すでに法案成立を前提として、準備はすすめられていた。

昭和二二年五月一九日に前述の「企業整備の基準」を作成した司令部反トラスト・カルテル課は、さらにそれを発展させて、九月一八日には「経済力集中に対する政策と基準」を策定した。[2] そこでは、再編成の指定を受ける企業は、次の基準で選定するものとされた。

1　市場への供給を中止した場合に価格上昇をもたらすであろうほどに、商品・サービスを生産し、生産能力を持ち、配分している企業
2　信用市場から引きあげられると自由利子率が上昇するであろうほどに、大きな資金供給力を持つ企業
3　他の企業者が同一事業分野に新規参入し、あるいは、成功裡に競争することを困難ならしめるほどの、力又は影響を持つ企業
4　一九四一年以降、合併、強制買収その他類似の方法で企業組織の一部となった事業単位を持つ企業
5　配給統制・補助金などに直接間接に関連した稀少あるいは重要な物資・サービスの総供給の五パーセントに当る部分を生産・販売・供給する企業
6　関連のない事業分野で、物資・サービスの生産・配分を支配する企業

さらに、司令部は、昭和二二年九月末ころに、日本側に、「整備の基準及び指定産業に関する情報の型」という文書を提示し、指定企業の再建整備計画決定に際して必要とされる情報の内容形式と、整備の原則を伝達した。[3] これは、①会社の歴史、②地理的位置、③中央事務所の機能、④関連性のない事業活動、⑤水平的又は垂直的結合、⑥共同原価、⑦代替品、⑧商標及び会社名、⑨特許権、⑩能力、の一〇項目にわたって、それぞれ、まず提出すべき説明書の記載内容を記し、次に「原則」として、整備計画策定上の考え方（企業分割の基準）を述べたものである。内容は、ほぼ、前出の昭和二二年五月一九日の「企業整備の基準」のなかの「A・経済民主化の要請に沿う計画なりや否やの決定」の部分と同一である。この文書は、集中排除法の国会審議に際して、政府側から説明資料「再編成の基準

要旨」として提出された。[4] 参議院委員会では、より具体的な基準の提示を政府に要求したのに対して、政府は、議事速記の停止を求めたうえで口頭で説明し（一一月二〇日、参議院財政金融、商業、鉱工業連合委員会）[5]、さらに、公表禁止の条件で文書を提出した（一一月二六日、参議院財政金融委員会）[6]。口頭説明と配布文書の内容は確認できないが、同じころに経済安定本部は、「企業再編成計画の概要」（一一月一七日付）、「経済力の集中排除に伴う主要事業会社の解体計画の概要」（一一月二五日付）の二種の文書を作成しているので[7]、参議院への非公開報告の内容が推測できる。

企業再編成計画の概要（昭二二・一一・一七、経本）

一、経済力集中排除法の具体的な適用について、何ら決定をみていない現状においては、企業再編成計画に関する確実な資料を提供することができない。

ただ本法が如何なる幅と深さにおいて施行されるかという点を明かにするため、鉱山業、紡績業、化学工業及び機器製造業を例にとり、これらの事業分野における企業についてどんな構想で再編成計画についての準備が進められるか、その概要を説明したい。なお、この計画もなんら確定したものでなく当然変更されることがありうることを注意されたい。

二、鉱山業の再編成計画

イ　石炭礦業、金属鉱業、石油鉱業の各部門は原則として夫々分離する。

ロ　石炭礦業及び金属鉱業の各においても地理的に隔在し、その為に合理的な経営を妨げているものは分離する。（石炭について九州と北海道とに跨っているものを二分し、金属鉱山について東日本と西日本とにある鉱山を夫々に二分するといったことが問題になっているが、地理的な隔在が合理的な経営を妨げているかどうかについては見解の相違が存在するところであって会社側も分離しないよう折衝中のものがある。）

ハ　非鉄金属鉱業においては採鉱、製錬、金属加工の各部門は原則として分割する。（会社側は採鉱部門と製錬部門との分離に反対、その旨折衝中。）

ニ　百貨店、土建業、肥料製造業、蓄電池製造業等無関連事業を兼営するものはそれを分離する。

三、紡績業の再編成計画

イ　綿紡関係は原則としてその他の部門と分離する。

ロ　毛紡、絹紡、人絹、スフ関係は、何れかの部門が大規模なものは分離独立させるが、そうでなければ、適当な規模においてその結合を認める。

ハ　紡績業については地域的分割は行わない。

ニ　製薬業、製紙業、機械工業等無関連事業の兼営はそれを分離する。

四、化学工業の再編成計画

イ　ガラス、人絹、化学薬品、コークス、染料、硫安等各部門は原則として分離独立させる。

ロ　一工場内の事業は原則として分離されないが、過当な拡張の結果、かえって合理的な経営が妨げられているものは適当に分離する。（しかし、一工場を数会社に分けることは実際問題として仲々困難のようである。）

ハ　機械工業等無関連事業は分離する。

五、機器製造業の再編成計画

イ　戦時中航空機の製造等に従事した企業は原則として一工場一会社に分割する。

ロ　その他のものについては、電気機器、通信機器、産業機械、車輛等各部門毎に分離独立させる。

ここに示された方針は、司令部の「企業整備の基準」の一般的基準と、具体的に進められていた各企業と司令部の折衝結果とから、経済安定本部が推定した司令部の方針の概略であった。一一月二五日付の「経済力の集中排除に伴う主要事業会社の解体計画の概要」（経済安定本部財政金融局企業課）は、各企業と司令部の折衝状況を個別会社六九社の名を挙げて一覧表にしたものである。これによると、覚書または指示によって分割案が司令部から示されて折衝

中の会社（例、三井鉱山、石炭部門は北海道と九州に二分割、非鉄金属部門は鉛・亜鉛・銅とクロム鉄鉱に二分割、目黒砥石工場・産業医学研究所は独立、の計六社案が指示され、非鉄金属を一本として五社分割とする希望を述べて折衝中）、指示・要望によって自主的解体案を提出し折衝中の会社（例、日立製作所、電気機器関係三工場一社、通信機関係二工場一社、車輛関係二工場一社、産業機械関係四工場一社、金属関係五工場一社、二研究所一社、その他三工場一社計七社案）、折衝の結果ほぼ確定したと思われるので具体案を立案中の会社（例、大日本紡績、綿紡関係一二工場一社、毛関係七工場一社、スフ関係一工場一社、薬品関係一工場一社、計四社案）分割案指示はなく調査資料の提出を求められただけの会社（例、日本板硝子、小野田セメント）などがあり、司令部との折衝が企業ごとに、いろいろな程度で進められていたことが判る。

司令部は、すでに昭和二二年夏中に約二二〇〇社に対する第一回の質問状調査を済ませ、九月には、さらに約六〇〇社を対象に第二回の質問状調査を開始し、企業役員を出頭させて細部にわたる事情聴取をおこなった。そして、一一月末までに約一一〇社の調査を終わり、そのうち五〇社を過度経済力集中と判定していた様子で[8]、調査と併行して、該当企業に再建整備計画に盛り込むべき分割案を指示あるいは示唆していたものと考えられる。

このように、司令部反トラスト・カルテル課は、「過度経済力集中排除法」成立の時点までに、かなりの準備をとのえ、部分的にはすでに執行過程にまで措置を進めてさえいたのであった。そして、反トラスト・カルテル課は、法律制定後は、急ピッチで作業を進め、持株会社整理委員会が公示する過度経済力集中の具体的基準の案文の作成と、適用対象として指定する企業リストの決定をいそいだ。

ところで、この間、集中排除政策をめぐるアメリカ本国の情勢は、さらに進展した。法案成立の直前、昭和二二年一二月一日発行の『ニューズ・ウイーク』誌は、「一法律家の日本報告、対日占領政策――アメリカで許容されているよりはるかに左翼的な――を批判」という題で、カウフマン報告を要約して紹介し、付録として、FEC-二三〇文

書の少部分を抜粋し、その取扱いが陸軍省と国務省の間で議論されつつあり、起草し直すために、差当り、極東委員会から撤回され、日本に於けるその適用は中止を命ぜられたと報道した[9]。この記事は、それまで、アメリカ政府内部で秘かに検討が進められてきた対日占領政策の転換問題を、いっきょに明るみに出すこととなった。これにたいして、国務省筋は、集中排除措置は日本が国家社会主義に移行するのを防止するための最善の策であり、FEC-二三〇は誤解を避けるための字句修正が加えられたとしてもその基本線に変化はないという非公式見解を、一二月六日に流して、『ニューズ・ウイーク』誌のFEC-二三〇の取扱いに関する報道を、一応否定した[10]。そして、一二月九日には、アメリカ政府も、集中排除法制定を了承したわけであるが、しかし、それは、司令部の政策特に反トラスト・カルテル課の実行方針の全面的承認ではなかった。一二月一六日付のラヴェット国務次官宛の手紙で、ロイヤル陸軍長官は、FEC-二三〇について、反対点の検討文書と修正案を陸軍省が作成したことを告げ、「過去二年の間に、世界情勢が大きく変化したことにかんがみて、政策の再検討は絶対的（インペラティヴ）に必要と思われる」と述べ、そのため至急に一流の人物を日本視察に派遣することを提案している[11]。新しい政策路線への転換をおこない、集中排除法はその適用過程で新政策に適合させてゆくという作戦が、陸軍省のイニシアティブで進められていたとみてよかろう。

一方、一二月一九日には、アメリカ議会上院で、ノーランド William F. Knowland 上院議員が対日占領政策を問題として、FEC-二三〇が「社会主義的」であり「アングロサクソン的哲学」に反する内容で、アメリカの政策提案とは信じられぬものであるから、全面的な検討を加えるべきであると批判演説をおこなった[12]。これにたいして、国務省は一二月二四日に、ラヴェット国務次官が談話を発表し、財閥問題を全面的に再検討中であること、FEC-二三〇は極東委員会の決定をみてはいないこと、戦時中の財閥支配は排除されこの点に関するアメリカの目的はすでに完成されたことなどの点を明らかにし[13]、FEC-二三〇に対する消極的態度と集中排除政策の転換の可能性を示唆

した。さらに、翌昭和二三年一月六日には、ロイヤル陸軍長官が、サンフランシスコで演説をおこない、日本の政治的安定と自由な政府の存続のためには健全で自立的な日本経済の樹立が必要であることを説き、この新しい目標が当初の非軍事化という占領目的と矛盾する場合が生ずる事実を認め、そのひとつである集中排除政策に関しては、「日本の産業の生産効率が不当に阻害される一歩手前で止める」べきであると述べた。[14] また、一月二一日には、マッコイ極東委員会アメリカ代表が、声明を発表して、日本に自立的経済を樹立する必要性を強調し、対日占領政策の力点を日本経済の復興に置くべきことを主唱した。[15] このマッコイ声明は、前年七月から国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）で問題となった対日政策の変更論議のひとつの帰結点であり、SWNCC-三八〇、SWNCC-三八一、SWNCC-三八四の各文書をめぐる国務省と陸軍省の妥協点であった。[16] このように、昭和二二年暮から二三年初頭にかけて、アメリカ政府の対日占領政策、とくに財閥政策の転換は、かなり明確に公表されたのであった。

本国における情勢の進展は、当然司令部内部にも影響を及ぼした。FEC-二三〇の修正案が送付されて、その検討作業もおこなわれ、「修正案は、当初のものと基本的には同一であるが、日本の経済復興を妨げないように集中排除を実施することが一層強調されている」[17] という認識ももたれていた。また、昭和二三年一月の後半期には、経済科学局に設けられた集中排除七人委員会 Deconcentration Board of Seven Members が二回開催され、見解の対立がはっきりあらわれた。この委員会は、集中排除法案作成時から存在した司令部内部の対立を調整するために、昭和二二年一〇月六日に設けられ、経済科学局の反トラスト・カルテル課、工業課より各二名、繊維課、財政課、統制調整委員会より各一名合計七名のメンバーから構成された意見調整機関であった。昭和二三年一月の会議に、反トラスト・カルテル課が、集中排除法による指定企業のリストを提出したところ、工業課は、いかなる再編成にも賛成しないという立場を再度主張して委員会は時間の浪費であるとさえ発言し、繊維課は、日本が国際的に危険な存在となるの

を阻止するに必要な措置のみをとるべきであると主張し、財政課は、指定企業の数はできるだけ少なくすることとFEC-二三〇の基準は適用しないことを提言し、結局、意見の一致をみるにはいたらなかった。[18]

このような、内部的不統一をかかえながら、マッカーサー司令官は、すくなくとも表面では、集中排除政策を続行する意思を表明していた。昭和二三年一月一日の日本国民への新年メッセージでは、少数の封建的家族達に支配された独占的体制を解体させることによってのみ、全人民に幸福をもたらす経済、すなわち、自由な競争的企業に基礎を置いた私的資本主義の経済への道が開かれると、マッカーサー司令官は述べた。また、マクマホン Brien McMahon 上院議員が、マッカーサー元帥にノーランド上院議員の発言記録を送って論評を求めたのに答えて、昭和二三年二月一日付で送った手紙では、FEC-二三〇文書の政策目的については自分の日本国民への新年メッセージ、その現在の状態についてはロイヤル陸軍長官のサンフランシスコ演説に表明されているとしながら、伝統的な経済力のピラミッド型支配を破壊する必要性を強調し、「この経済力集中が平和的にかつ占領下の秩序に従って破壊され再配置されない場合には、革命的暴力の血の洗礼によってその一掃が企てられるであろうことは、ほとんど疑う余地がない」と述べている。[19] マッカーサーは、自由かつ競争的な資本主義という信念を前面に押し出して、財閥解体の必要性を説明する論法をとり、集中排除政策の正当性を一般論として主張していた。しかし、ロイヤル演説への注意を喚起することによって、間接的に、政策転換への同意を表明したとみることもできる。現地の最高司令官として政治的威信を保ちながら、本国政府の政策転換に応じてゆくというむずかしい立場にたたされたマッカーサーは、集中排除政策の建前は崩さずにおいて、その実施面で手加減を加える作戦をえらんだようである。それが、集中排除審査委員会の派遣の正式要請というかたちをとってあらわれたといえる。

昭和二三年一月二六日に司令部から陸軍省に送られた電文は、集中排除政策の実施計画を提示し、集中排除審査委

員会の派遣を要請したものであった。[20] 司令部は、この電文で、約三〇〇社を、鉱工業、配給・サービス業、保険業、銀行業の四分野で指定すること、鉱工業から指定を開始し順次銀行業にいたること、特に銀行に関しては、六行が対象となるが、社会的信用が失われないよう配慮して、指定前に最大限の再編成を進めておくこと、指定と再編成の基準は、指定と同時に公示すること（金融業は除く）、再編成の型と規模の決定の際には、企業財務の健全さと生産効率とを決め手とすること、などの実施計画を、まず報告した。そして、持株会社整理委員会が決定する再建整備計画を、それが日本経済に及ぼす影響の観点から審査して、司令部に勧告（アドヴァイス）をおこなう組織として、集中排除審査委員会 Deconcentration Review Board を設置すること、委員会は、反トラスト法、証券および企業財務、企業経営管理、技術および工場管理の専門家四人と議長の合計五人で構成し、司令部の下で活動することなどの構想をしめして、早急にアメリカ本国で人選を進めるよう要請した。委員会の設置は、前述したように、すでに、前年一一月下旬に具体化された構想であり、司令部は、このような手順をふむことによって、経済復興に悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮を払いながら、SANACC-三〇二／二文書（FEC-二三〇文書）の修正提案に含まれる指令内容を実行に移すことができると述べている。

ついで、二月四日には、司令部は、鉱工業、配給・サービス業、保険業、銀行業の四分野それぞれの過度経済力集中排除の基準 Standards for the Elimination of Excessive Concentrations of Economic Power を陸軍省宛に送付し、その週のうちに、持株会社整理委員会が、鉱工業分野についての基準を公示し約二五〇社を指定する予定であることを報告し、集中排除審査委員会を早急に構成することが必要であると本国政府の決定を促した。[21] 司令部内部の意思統一が十分におこなわれたうえで、基準と指定会社の決定が進められたのかどうかは疑問であり、反トラスト・カルテル課の無理押しが通ったように推測できるが、本国政府の政策転換方針への配慮は、二月四日の電文のなかに

もうかがわれる。すなわち、司令部は、基準に関して、①厳密な公式を設けず、実際の適用に弾力性を持たせた、②再編成が操業効率に及ぼす影響に戦略的重要性を認めた、③大規模生産の限界をなんら規定せず、また、効率的に総合化された操業の限界も規定していない、④個々の企業の事情に応じて基準を適用する、⑤規模そのものによるのではなく、集中が過度であるという事実の認定にもとづいて、しかも、操業効率に著しい影響を与えない場合にのみ再編成が要請される、という五つの特徴に、本国政府が注意を払うよう特記しているのである。

ここで問題とされた「基準」は、昭和二二年九月に日本側に提示された「整備の基準及び指定産業に関する情報の型」、あるいは昭和二二年五月の「企業整備の基準」にしめされた基本線を、四分野にわけて明示したものである。このうち、鉱工業部門に関する基準と、配給・サービス業に関する基準は、ほどなく持株会社整理委員会によって公示されたもの（付属資料⑰）とほぼ同一である。結局は公示されなかった、保険業と銀行業に関する基準は、鉱工業、配給・サービス業に関する基準より短く規定されている。保険業と銀行業に関する基準は、鉱工業等に関する基準と同様に、(A)過度経済力集中排除法を実施するについての一般方針、(B)過度の経済力の集中、(C)再編成の基準、の三つの部分に分かれている。(A)は、鉱工業等に関する基準とほぼ同文であるが、銀行業に関しては、「独立の金融機関の数を相当数まで増加させること、但し、個々の銀行が銀行の安全性を保つに必要な貸付の分散を不可能にするほどにはしないこと」の一項が加えられている。(B)および(C)は銀行業に関しては、次のように規定されていた。[22]

銀行業の部門における過度の経済力の集中に関する基準

A　過度経済力集中排除法を実施するについての一般方針（略）

B　過度の経済力の集中

営利を目的とする銀行企業又はその結合体は、次の基準のいずれかに該当する場合には、過度の経済力の集中と認められる。

過度経済力集中排除法に基いて指定された企業は、次の基準にどの程度該当するかを記載した説明書を提出しなければならない。

1　統制がないとして、その企業の信用供給が市場から取り除かれた場合に、商業利子率の著しい騰貴を来し、正統な信用利用者に対して迷惑を及ぼす程に、信用供給能力を有するとき。

2　企業が、その事業分野において、他の者がその事業分野に入ってきても、これと充分競争できる適当な機会を与えられない程に、勢力を有するとき。

3　融資を受けた企業が、他の同種企業とくらべて、相対的に著しい成長をもたらすほど、一又はいくつかの事業分野における商業信用の流れにたいして集積した勢力を有するとき。

4　一九三七年以降の戦時総動員政策の結果、他の組織、事業所、会社又はそれ等のものの一部を取得し、且つ、特別の独占権と支配力とを享有したとき。

5　一地域の資金供給能力を著しく涸渇させるほど、資金の地域間の流れを支配できるとき。

C　再編成の基準

指定された銀行業における過度の経済力の集中は、次の基準に従って再編成することに因って、技術的な条件の許す限りにおいて、最早過度の経済力の集中に該当しない程度にまで、排除されなければならない。但し、いかなる場合においても、操業能率を甚しく低下させるような程度にまでは、排除を要求することはない。

指定企業者は、持株会社整理委員会の検討と決定に資するために、左記に示す説明書を提出しなければならない。

1　企業の歴史　企業が、合併、政府の援助、特権、能率の優越性等に因って、現在のような組織となっている場合には、これ等の事実について詳細に記述しなければならない。

基準　企業の一部が、従前は独立した企業であり、特に、その部分が戦時総動員政策の結果併合されたものである場合には、これによって再編成後の形態を決定する一の根拠が確定しているものとする。

2　地理的位置　各個の施設、支店、事務所、又は子会社、関係会社の位置を示す地図を提出し、それ等施設と商業貸付にたいする地域的需要との関係を示す説明をしなければならない。

基準　支店銀行制そのものは禁止されない。活動及び支配の一定の限度内においては、この制度が経済的に利点を持つことは明らかだからである。一機関が、一地域の資金供給能力を著しく涸渇させるほど、資金の地域間の流れを支配できる場合には、支店銀行制は制限される。

3　商業銀行業務の量と性質、銀行各支店ごとの商業貸付、投資等の数量及び形式を示す正確な表示を作成しなければならない。この表示には、当該銀行施設が活動している地域に存在する企業分布に関する短かい分析を加えなければならない。

基準　再割引・支払準備の流動性等に関する中央銀行の操作に支えられながら、当該地域の信用需要に対して、非差別的条件で地域の公衆に奉仕することが、銀行経営の基本方針となるように、銀行を組織しなければならない。銀行は、銀行経営の安全性に必要な資産の分散をおこないうるように十分広い地域で活動することを許されるが、同時に、その地域の信用需要に業務を適合しうるように、それが位置する地域の現実の経済状態に密着して活動しなければならない。

4　銀行間の関係　銀行間の所有、役員、契約の関係はすべて表示しなければならない。

基準　銀行間の所有、役員、契約の関係は、すべて、独占禁止法第四章にしたがって排除しなければならない。

保険業に関しての基準は、銀行業とほぼ同内容であり、「C　再編成の基準」に、「5　工業及び商業企業との関係」が加えられ、保険業と他企業との結合関係の排除が規定されている。

司令部が作成したこれらの基準に対して本国政府がどのような意見をしめしたかは明らかでないが、事態は、司令部のスケジュールに沿ってすすみはじめた。昭和二三年二月八日には、持株会社整理委員会は「鉱工業等の部門における過度の経済力の集中に関する基準」（持株会社整理委員会公示第二号、付属資料一七）を公示するとともに、鉱工業関係の二五七社を「過度経済力集中排除法」による指定企業に指定した。つづいて、二月二二日には、「配給業及びサー

表 4-1　集中排除法指定企業一覧

業種	一次指定	二次指定	計
農林・水産業	8( )	( )	8( )
鉱業	22(7)	( )	22(7)
建設業	( )	10( )	10( )
製造業	214(38)	10( )	224(38)
食料品	12( )	2( )	14( )
繊維	26(13)	2( )	28(13)
木材・木製品	6( )	( )	6( )
紙パルプ	6(1)	1( )	7(1)
出版・印刷	( )	2( )	2( )
化学	35(6)	3( )	38(6)
石油製品	5( )	( )	5( )
ゴム製品	4( )	( )	4( )
皮革製品	1( )	( )	1( )
窯業土石	9(1)	( )	9(1)
鉄鋼	15(5)	( )	15(5)
非鉄金属	6(2)	( )	6(2)
金属製品	4( )	( )	4( )
一般機械	25( )	( )	25( )
電気機器	25(7)	( )	25(7)
輸送用機器	19(2)	( )	19(2)
精密機器	6( )	( )	6( )
武器*	10(1)	( )	10(1)
卸売・小売業	( )	15(2)	15(2)
不動産業	( )	4( )	4( )
運輸・通信業	9(4)	2( )	11(4)
倉庫業	( )	10( )	10( )
電気・ガス業	2( )	12( )	14( )
サービス業	( )	5( )	5( )
その他	2( )	( )	2( )
合計	257(49)	68(2)	325(51)

(注) 1. ( )内は株式会社にも指定されているものの数.
2. *は航空機製造を含む.
(出所) 植草益「集中排除政策についての新視点」(『経済評論』昭和52年2月号)による.原資料は,持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』.

ビス業等の部門における過度の経済力の集中に関する基準」(持株会社整理委員会公示第四号)が公示され、配給・サービス業関係と若干の工業関係の六八社が指定企業に指定された。指定企業三二五社の内訳は、表4-1の通りであり、[23] このうち五一社は、すでに持株会社指定をうけた企業であった。

指定企業三二五社のうち、指定以前に閉鎖機関に指定されていた二社(鹿児島県木材と日本肥料)と財団法人一社(理化学研究所)を除いた三二二社の公称資本金は合計で二三七億六七〇〇万円、払込資本金合計は二〇〇億四五〇〇万円で、昭和二二年末の全国株式会社の合計払込資本金の六五・九%を占めていた。[24]

指定企業は、指定後一カ月以内に予備報告、二カ月以内に再編成計画書を持株会社整理委員会に提出し、審査をうけることとなった。一方、指定を受けなかった企業の関係者から、指定を求める要請も寄せられその数は四〇〇社にも及んだという。これは、戦時中の強制された政策合併を解消してふたたび独立企業に戻りたいという旧企業所有者や、懸念された国有化を拒否する対策として指定を利用しようとする経営者の思惑であったらしい。[25] さまざまな波紋をひろげながら、集中排除政策は実行段階に入ったわけであるが、すでに、アメリカの対日占領政策は、政策遂行に大きな歯止めをかける決定的な転換期を迎えていた。

二　アメリカ対日占領政策の転換と集中排除政策の転換

集中排除政策の根拠であったFEC-二三〇文書に対するアメリカ政府の方針は、昭和二三年三月初の時期で、きわめて明確なものとなった。三月二日に、国務省が極東委員会アメリカ代表マッコイに送った手紙[26]では、FEC-二三〇文書に関する最終決定は、訪日中のケナン政策企画室長の帰国後におこなわれる旨を述べながら、現在のところ、アメリカ政府は、FEC-二三〇文書を極東委員会から撤回しないでおくが、それを支持することはやめる方針であると明言し、もし極東委員会で表決に付される場合には、拒否権を行使するよう指示している。

国務省政策企画室長ケナンは、二月二六日に来日した。ケナンの訪日は、前年昭和二二年秋のカウフマン報告に端を発した対日占領政策の転換をめぐる論議のなかでその必要性が認められた重要人物の日本派遣計画の一環であり、つづいて、三月二〇日には、ジョンストン使節団とドレーパー陸軍次官が来日した。ケナンは、三月一日、五日、二一日と三回にわたってマッカーサー最高司令官と会談し、二一日の会談には、ドレーパー陸軍次官も参加した。[27] ケナンは、二回目の会談に際して、国務省の対日政策に対する基本的関心の所在をしめしたメモを事前にマッカーサーに

提示し、日本の自立が今後の政策課題であり、日本の安全保障、経済復興の促進、占領統制（諸改革を含む）の緩和に力点を置くべきであるという考え方をしめして、マッカーサーの意見を求めた。安全保障問題では、マッカーサーは、ケナンと異なった見解をしめしたが[28]、経済復興の促進問題では、すでにその方針で進んでいる旨を述べた。占領統制の緩和問題では、マッカーサーは、諸改革は、一般に信じられているほど極端な、あるいは押しつけ的なものではなく、むしろ、ワシントンの指令よりも緩やかなかたちで実施されていることを強調している。しかし、マッカーサーは、占領政策が、本国と司令部内の左翼的な理論家達の影響を受けていることを認め、司令部の関係部局を縮減する計画を持っていることを明らかにし、この問題は適切に取り扱われることになろうという考え方をしめした。間接的な表現ではあるが、マッカーサーは、諸改革をこれ以上進めるつもりのないことをケナンに伝えたとみてよかろう。ケナンそしてドレーパーとの会談で、マッカーサーは、アメリカ政府の政策転換の方針を明確に察知したものと見られる。とはいえ、現地の最高司令官として、独自の見解（特に日本の防衛問題、そして講和問題に対する見解）と独自の立場（いわゆるニュー・ディーラーを含む占領行政スタッフを動かす責任者としての立場）をもつマッカーサーとしては、ただちに全面的な政策転換を実行するわけにはゆかず、こののちも、本国政府との間に、多少の摩擦が生ずることは避けられなかったのである。

ところで、ケナン来日中の三月一二日には、陸軍省から司令部に、本国政府がFEC-二三〇への支持をとりやめた旨を伝える電文が送られた[29]。そして、三月一三日付のワシントン発外電は、消息筋の情報として、アメリカ政府はFEC-二三〇の原案のかたちでの集中排除を実行する計画は放棄したと伝えた。これは数日後に日本の新聞でも報道され[30]、集中排除措置になんらかの変化が生ずる可能性を一般に明らかにした。そして、四月七日付の外電は、帰国したドレーパー陸軍次官が、FEC-二三〇に含まれた経済力集中排除と財閥役員パージの計画の多くを放棄することを確定したと語ったと伝えた[31]。このドレーパー発言によって、アメリカ政府のFEC-二三〇に対する態度は、公式に明らかにされたわけである。

もちろん、FEC-二三〇の放棄は、集中排除政策の全面的放棄を意味したわけではないから、どの程度まで政策の運用を緩和するかが、次の問題となる。これに関しては、ジョンストン使節団が大きな役割を果たしたと考えられる。ドレーパー陸軍次官とともに来日したジョンストン使節団は、ニューヨーク・ケミカル・バンク会長のジョンストン Percy Johnston を団長に、スチュードベーカー自動車会社社長のホフマン Paul Hoffman、全米貿易協議会会長のローリー Robert Loree など一流の実業家と政府上級官僚で構成された使節団であり、対日占領政策の転換を具体化する方針の策定を任務として派遣された（ドレーパー陸軍次官の影響力が大きかったので、ドレーパー使節団、あるいはドレーパー・ジョンストン使節団とも呼ばれている）。四月二六日付で作成された報告書（「日本と朝鮮の経済的地位と見通しに関する報告――その改善に要する方策」Report on the Economic Position and Prospects of Japan and Korea; Measures required to improve them）では、日本の経済復興の促進を目標とした具体的勧告がおこなわれ、以後の対日政策に大きな影響を与えることになったが、そのなかの一項に、集中排除政策の緩和が勧告されている。ジョンストン報告書は、戦前の日本経済が財閥の支配下にあり、侵略戦争の支えになった事実を指摘して財閥解体措置の正当性を認めつつも、「過度経済力集中排除法」の適用は、経営者に不安感を与えて経済復興に支障をきたすおそれがあると述べ、できるだけ短期間に、範囲を限って、合理的な競争を確保するのに必要な最小限度の再編成をおこなうことが望ましいとしている[32]。

ジョンストン使節団は、訪日中、四月初旬に二回にわたって、司令部経済科学局および民政局のスタッフと、集中排除政策について討議をおこなっている（初回はドレーパー次官も出席した）。この討議では、司令部側の事情説明にた

いして、使節団側からの意見表明もおこなわれたようで、ホフマンは、三二五社の指定はあまりに多すぎるから、できるだけ早く、五〇社か七五社くらいに減らすべきであろうと私見を述べている。[33] のちのジョンストン報告書に盛り込まれた考え方が、司令部関係者との討議のなかで、かなり具体的にしめされたものと思われる。対象企業数の縮減のほかに、銀行業・保険業の「集中排除法」指定を中止するという考え方もしめされたらしい。司令部は、すでに、本国政府に、銀行業等の指定基準を送付し、金融機関も対象とする方針で進んでいたが、これにたいしては、経済科学局の財政課が強い反対論を唱えており、ジョンストン使節団は、財政課の反対論を支持した様子である。[34]

ケナン政策企画室長、ドレーパー陸軍次官、ジョンストン使節団とあいついで訪日した本国要人との接触のなかで、マッカーサー司令官と司令部のスタッフ達は、本国政府が、対日占領政策転換の一環として集中排除政策の修正を求めていることを明確に理解した。そして、ドレーパー次官達の帰国直後から、集中排除政策の再検討がはじめられた。

昭和二三年四月一七日の経済科学局反トラスト・カルテル課の会議では、「集中排除法」の指定解除が議題となった。[35] ウエルシュ反トラスト・カルテル課長が、技術的理由からみて指定解除すべき企業二〇社、承認しうる再編成計画を提出した企業一一社のリストを示したのにたいして、マーカット経済科学局長は、指定解除企業数が少ないのに不満足の意をあらわし、過度経済力集中ではないとただちに判定できる企業は少なくとも二〇〇社近くあるはずだと発言した。マーカット局長とウエルシュ課長の間で激論が展開され、ウエルシュ課長は、「初期の対日方針」や「初期の基本的指令」に従う以上は企業の分割を実施しなければならないと主張したが、マーカット局長は、アメリカ政府の政策が日本の経済復興に重点を移す方向に変化したのであるから企業再編成についての考え方も変えるべきであると説いた。そして、マーカット局長は、明らかな過度経済力集中は二〇社あるいは二五社程度であろうという見通

しを述べたうえで、[36] ウエルシュ課長にたいして、①過度経済力集中でないと判明した会社はただちに指定解除すること、②必要な監督は続行すること、③企業の自発的な再編成は自由であり、反トラスト・カルテル課は、その再編成計画が生産と経済安定に有害でないかどうかを判定すること、④過度経済力集中と決定した企業の徹底的な検査を反トラスト・カルテル課がおこない、その勧告を集中排除審査委員会が再検討すること、⑤銀行の企業再編成はおこなわないが、新しい銀行法によって独占力を行使しないように監督されること、の五点を指示した。この会議の結果、四月一九日には、反トラスト・カルテル課は、マーカット局長に「集中排除政策の変更」と題したメモを提出し、新しい方針を確認した。[37] このメモは、①銀行は過度経済力集中とはみなさず、集中排除法による再編成はおこなわない、②集中排除法による再編成の対象は二〇社以内とし、日本の経済復興を阻害しているという基準で選定する、③他の会社は指定を解除する、第一回目に一〇〇社以上の解除をおこなう、必要な場合には、公正取引委員会の監督下におく、という三点を骨子としていた。

これは従来の司令部の集中排除政策の大転換というべき方針であった。そして、その内容は、銀行の除外と再編成企業の数の点で、集中排除措置の最終的結果とほぼ一致している。後にみるように、「集中排除法」による企業再編成は結局一八社（企業分割は一一社）に限られたのであるから、二〇社以内という範囲に入っている。マーカット局長が、なにを根拠にして二〇社という数を提示したのかは不明であるが、とにかく、結果的には、マーカット局長の示した線に落ち着いたことは、注目に値する。やがて来日した集中排除審査委員会と反トラスト・カルテル課との折衝の経緯からみて、はじめから再編成すべき企業が固有名詞で二〇社あげられていたとは考えられないから、おそらくは、この二〇という数は、一般的な枠あるいは政策的な目やすとして提示されたものであろう。いずれにしても、司令部としては、昭和二三年四月の段階、つまり、集中排除審査委員会が来日する以前の段階で、すでに、集中排除政策を

どの程度まで緩和するかという問題にたいする基本方針を、ほぼ確定していたことになる。三二五社を指定した二月の段階から二〇社に対象を縮減した四月の段階へと集中排除政策は大きく転換した。アメリカ政府の対日占領政策の転換の流れのなかで、ケナン、ドレーパーそしてジョンストン使節団の訪日は、劇的な効果を発揮したわけである。

司令部の反トラスト・カルテル課は、指定解除の準備作業を急ぐことになったが、その間には、マッカーサー最高司令官が、マーカット経済科学局長に、集中排除審査委員会の来日の前に、できるだけ早く指定解除をおこなうよう催促するという場面があった[38]ようで、マッカーサーのこの問題にたいする関心の深さが推測できる。

一方、陸軍省は、司令部の意見を徴しながら、集中排除審査委員会の人選を進め、四月二六日には、ロイヤル陸軍長官がマッカーサー最高司令官に、ダメ押しともみられる電文を送付した[39]。すなわち、ロイヤル長官は、集中排除審査委員会のメンバーと翌日会見するという予定をしめしたうえで、ドレーパー次官から報告を聞いたが、「私は、持株会社整理委員会が指定した三二五社のうち、比較的少数のみを実際に再編成するというのが貴官の意向であると了解する」と述べ、集中排除審査委員会についての司令部声明を発することを促し、さらに、その声明には、委員会の権限、特に、指定基準の適切な変更を勧告する権限について言及することが望ましいとの意向を伝えた。司令部は、これにたいして、四月二七日に、陸軍省宛に、集中排除審査委員会の来日に関する声明の文案を送付し、同時に、一五七社を指定解除するまでの作業が進んだこと、「再編成の基準」の再検討をおこなったが当面はその修正点の公表は差しひかえること、集中排除政策は日本経済の崩壊をまねかぬよう進め、再編成する企業の数は厳しく制限するつもりであることなどを伝えた[40]。ロイヤル陸軍長官は、マッカーサー最高司令官に返電を送って満足の意を表わし、電文をフォレスタル国防長官とマーシャル国務長官に回覧した旨を伝えた[41]。これらの電文の往復は、ロイヤル長官の集

中排除政策にたいする関心の深さ、あるいは、現地占領軍がどの程度まで本国政府の意向を実現するかという点にたいする懸念の大きさを示しているといってよかろう。

昭和二三年四月二七日に、司令部は、集中排除審査委員会が来日することを公表し、近く第一次の指定解除がおこなわれることを予告した。そして、五月一日には、一九四社に関する決定を公表した。一九四社のうちで、五〇社は、過度経済力集中ではない企業(A級)、一八社は、過度経済力集中であるが工場の再編成を必要としない企業(B級)、一二六社は、過度経済力集中ではあるが比較的小規模であり再編成できる企業(C級)、と判定された。さらに、七月一日には、三一社が、過度経済力集中であるが構造的再編成を必要としない企業としてB・C級に追加された。司令部は、B・C級の企業については、子会社との関係を断ったり、会社名を変更するなど独占形態を排除する方法で再編成をおこなえば、その後は、公正取引委員会の監督のもとに、事業を継続できると発表した[42]。

司令部の指示に応じて、持株会社整理委員会は、「過度経済力集中排除法」の規定にしたがって、処理を開始した。まず、A級五〇社については、五月一日の第二〇回委員総会で、五月四日付で指定を取消す決定をおこなった。B・C級の一七五社のうち、一二八社に対しては、五月二六日以降八月一一日までの間に、一五次にわたって、企業再編成指令案を発した。指令案は、「独占禁止法」、「会社証券保有制限令」の線に沿って保有株式を処分することを主内容としたものであった。持株会社整理委員会は、「過度経済力集中排除法」の規定にしたがって、指令案通達ののちに、利害関係人にたいする聴聞会を開催し、六月一九日以降、順次、決定指令の通達をおこなった。決定指令の内容は、形式的には四種類であり、①「独占禁止法」の線に沿う株式処分、②「独占禁止法」による株式処分と公正取引委員会による事後の監視、③「会社証券保有制限令」による株式処分、④「会社証券保有制限令」による株式処分と公正取引委員会による事後の監視、が指令された。「会社証券保有制限令」の対象となった制限会社等が③または④

表 4-2　B・C級会社への中間措置

終結指令通達	5社
決定指令通達	128社
指令内容(1)	56社
(2)	31社
(3)	26社
(4)	15社
未　措　置	42社
計	175社

(注)　決定指令内容(1),(2),(3),(4)については本文参照.
出所：持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』，23～88ページによって作成.
なお，「集配法手続記録」（公正取引委員会資料）により修正.

和二三年七月三日におこなわれた。その内容は、三社にたいしては、「過度経済力集中排除法」にもとづく手続規定（持株会社整理委員会公示第一号、昭和二三年二月八日公示）第五一条による手続終結の指令、一社にたいしては、同上終結と監視のため書類を公正取引委員会へ移管する指令であり、実質的な指定取消である。他の通信設備関係一社は、日本電信電話工事株式会社等の解体覚書との関係で、施設の政府移管等を指令された。

こうして、B・C級一七五社に対する措置の状態は、昭和二三年九月現在で表4－2の通りとなった。

三　集中排除委員会の来日と「四原則」の公表

昭和二三年五月四日に、集中排除審査委員会 Deconcentration Review Board（略称DRB）が来日した。司令部が指定した条件にしたがって本国政府が人選した委員会のメンバーは、委員長R・キャンベル Roy S. Campbell、工業技術委員J・ロビンソン Joseph Robinson、反トラスト委員W・ハッチンソン Walter R. Hutchinson、証券取引委員B・ウッドサイド Byron D. Woodside、法人経理委員E・バーガー Edward J. Burger の五人であった。[43]

委員会の任務は、当初の構想[44]によると次のように規定されていた。まず、持株会社整理委員会の決定指令を、企業の事業効率と日本の経済活動にたいする影響という観点から個別に検討し、①日本経済に悪影響を及ぼすような事業効率の激しい低下をもたらさずに計画通り再編成することは不可能である、②日本経済に悪影響を及ぼすような事業効率の激しい低下をもたらさずに計画通りの再編成が可能である、③日本経済に悪影響を及ぼすような事業効率の激しい低下をもたらさずに集中排除をおこなうという目標からするとこの計画は決定的な欠陥を含んでいる、という三通りの事実判断をおこない、それにもとづいて、最高司令官にたいして、適当な措置を勧告する。ただし、最高司令官は、その勧告に従うか否かは、自らの権限において決定する。委員会は、最高司令官の要請にもとづいて、その他の事項についての評価をおこなう。つまり、集中排除審査委員会の基本的役割は、決定指令を前提として、それの評価をおこなうことに限定されていたわけである。しかし、アメリカ政府の対日占領政策の転換が明確となり、集中排除政策も大幅な変更を必要とする段階にいたってからは、集中排除審査委員会の役割は、当初と異なった重要性を与えられることになった。前述のように、ロイヤル陸軍長官は、四月二六日のマッカーサー最高司令官宛電文で、委員会が集中排除指定基準の変更を勧告する権限を与えられることに言及しており、司令部も、四月二七日の声明で、委員会はまず指定基準の再検討をおこなうと公表している。ここで、集中排除審査委員会の任務は、再編成決定指令の評価にとどまらず、集中排除政策の根幹となる指定基準そのものの再検討にまで拡張されたと見てよかろう。ところが、この任務の範囲をめぐって、やがて、後に述べるようなトラブルが生じてくる。

集中排除審査委員会は、来日後、司令部関係部局および日本政府との接触を開始し、活動に必要な予備知識の吸収につとめていたが、五月一〇日には、経済科学局を経て、鉱工業部門における過度の経済力の集中に関する基準の再検討を要請され、最初の作業にとりかかった。委員会に提案された指定基準等の改訂案は、マーカット経済科学局長

の依頼によって司令部法務局 Legal Section が作成したメモランダムであり、改訂の主要点は、①従来は過度経済力集中の疑いがある企業をとりあえず指定しそののちに調査をおこなってきたが、今後は、指定以前に調査をおこなうこととする、②「基準」（昭和二三年持株会社整理委員会公示第二号）第二「過度の経済力の集中」では、そこにあげられた五基準のひとつに該当すると過度経済力集中に認定される規定になっているが、これを改訂して、基準ひとつに該当するのみでは過度集中と決定できないこととする、③競争制限や新規参入制限をもたらさないならば、企業が望むような自主的再編成を阻止する行動はとらないこととする、という三点であった。[45]

指定基準の改訂に関して、集中排除審査委員会は、六月一二日に経済科学局長宛に回答を送った。[46] その主旨は、すでに集中排除計画はかなりのところまで進められてしまっているので、今の時点において基準や実施方法の大幅な改訂を公表するといたずらに混乱をまねくであろうから、改訂公表は差しひかえた方がよいというものであった。そして、委員会としては、具体的な事例の検討をおこなうなかで、指定基準等の修正を提案したいと述べ、また、前掲改訂点の③については、賛意を表わし、現行規定のもとでも、行政的に実行可能であろうと示唆した。六月一二日の時点では、まだ、委員会にはどの企業にたいする再編成計画も提示されていなかったので、委員会としては、指定基準等を具体的に検討することはできず、この時は一般論を述べたにとどまっていたが、やがて、委員会の修正提案は、いわゆる「四原則」として表明されることになる。これは後に述べることとして、ここでは、委員会も賛成した改訂点③、つまり、企業の自主的再編成を認めるという方針に注目しておこう。これは、すでに、前述のように、四月一七日の経済科学局反トラスト・カルテル課の会議の席上でマーカット局長が提案した方針であり、「過度経済力集中排除法」による強制的な企業再編成のほかに、企業の自主的行為としての再編成がありうることをしめした点に、重大な意味がある。マーカット局長の提案の含意は不明であるが、司令部部内に、本国政府の占領政策転換に批判的な

意見が存在し、集中排除措置の緩和に反対する強硬派がいる状況のもとでは、この提案は、ひとつの妥協案となる可能性を持っていた。すなわち、「集中排除法」の適用は少数企業に限定して本国政府の望む政策転換を実行する一方、自主的再編成のかたちで、強硬派の主張する反独占政策を実質的に継続するという妥協的解決の途がありうる。指定企業の多くが、「企業再建整備法」による整備計画の提出を必要としていたから、それを監督する立場から、企業にたいする裏からの指導で、自主的再編成を強制することは、司令部にとって難しいことではなかったと考えられる。はたして、マーカット局長が、このような意図で自主的再編成の提案をしたか否かは判定できないが、事実としては、後述するように、「集中排除法」の指定を取消された企業のなかに、「企業再建整備法」にもとづいて、企業分割を含む企業再編成をおこなった企業が、かなりの数で存在するのである。

集中排除審査委員会の二番目の作業は、銀行の集中排除問題の検討であった。前述のように、すでに四月中旬に、司令部は、「集中排除法」を銀行等金融機関には適用しない方針を決めており、五月一四日には、ウエルシュ反トラスト・カルテル課長によって、銀行の分割はおこなわないが、銀行の経済力集中にたいする規制立法の制定を日本政府に指令すべきであるというメモランダムが作成されている。[47] しかし、マーカット局長は、集中排除審査委員会の意見を徴する方針をとって、六月五日に、五大銀行（安田、帝国、三菱、三和、住友の五行）を分割することの当否に関する委員会の見解を求めた。[48] 委員会は、司令部法務局に法律的問題点をただしたのち、七月二日に、次のような主旨の回答を送った。[49]

各銀行にたいする財閥的支配は排除されており、独占禁止法が制定されている状況を前提に考えると、五銀行の分割は勧められない。五銀行の分割は、公衆の信用を損なうことは明らかであるし、大口資金需要にたいして適切な供給をおこないうるような預金吸収力を持たない小銀行をつくりだすであろうし、預貸率の一層の低下をまねく

であろうし、過少資本の欠陥の是正も困難にするであろう。委員会は、五銀行を公正取引委員会の監督下に置いて、独占禁止法による規制を加えることを勧告する。

このように、集中排除審査委員会は、銀行分割に反対の見解をしめし、司令部の方針は確認された。反トラスト・カルテル課は、銀行不分割方針の公表準備をすすめる一方、銀行規制のための新立法制定に期待をかけて、その実現を促進する活動をおこなった。七月二九日朝、ウェルシュ課長は、持株会社整理委員会に、銀行の集中排除指定中止に関する新聞発表原稿を送り、同日午後の会談で趣旨説明をおこなった。ウェルシュ課長のメモによると、持株会社整理委員会側は、いくつかの銀行は、かつてなかったほど強力な過度経済力集中と考えられるという趣旨の意見を述べたが、結局は納得し、強力かつ効果的な銀行立法にたいする激励の意を表わしたという。[50] 翌七月三〇日に、持株会社整理委員会は、銀行は「過度経済力集中排除法」にもとづく再編成を要しないものと決定した旨発表した。[51] その理由としては、「一、従来財閥および持株会社が所有していた銀行株はすでに同委員会に譲渡され、財閥および持株会社の支配力はうしなわれた。二、健全な銀行業務を確立し、商業銀行はその本来の機能に制限するなどの法的措置として金融業法が目下準備されており、また証券取引法が適用される。三、銀行は独占禁止法の適用をうけ公正取引委員会では大銀行が同法に違反しないよう、その組織と活動について常に慎重に監視している。……」と述べた。ここに、大銀行分割問題についての最終的結論がだされたわけで、結局、アメリカ政府の対日占領政策の転換が、銀行分割を中止させたのであった。その後、反トラスト・カルテル課が期待をかけた銀行規制立法も、金融業法の流産というかたちで中止され、銀行業に関する改革は、きわめて部分的なものに終わったのであった（金融改革に関しては、『昭和財政史――終戦から講和まで』第一三巻「金融制度」編参照）。

ところで、集中排除審査委員会の本来の任務である再編成計画案の検討作業は、七月二〇日に、日本曹達株式会社

に関する書類が送付された時から開始された。この間、集中排除審査委員会は、六月三日の委員会で、「権限に関する基本的解釈」と題する文書を正式に採択し、翌六月四日には、マッカーサー最高司令官にたいして、その文書を送付するとともに、委員会が決定指令の検討に入る体制をととのえたことを伝えた。[52]「権限に関する基本的解釈」は、昭和二三年一月二六日付司令部電文と二月五日付陸軍省電文とにもとづいて、委員会の構成、権限委託（ターンオーバー・オブ・リファレンス）の条件、手続、管轄について明文化したもので、委員会の根拠法的な性格の文書であった。

マーカット局長は、六月一〇日に、委員会に、「法律第二〇七号に関する実施手続」と題した文書を送付し、次のような手続をしめした。[53] ①持株会社整理委員会が指令案を反トラスト・カルテル課に提示する、②反トラスト・カルテル課は、それを検討し、関係する司令部各局課の同意の上で指令案の発出を持株会社整理委員会に指示する（必要な場合にはその修正を指示する）、これと同時に、集中排除審査委員会に関係書類を送付する、③持株会社整理委員会は、指令案を発したのち、聴聞会を開催し、その資料を反トラスト・カルテル課に提出し、それは集中排除審査委員会にも回付される、④聴聞会で新事実が出されない場合には、持株会社整理委員会は、反トラスト・カルテル課の同意の上で、決定指令を通達する、聴聞会で新事実が出された場合には、持株会社整理委員会は指令案を修正して、それを反トラスト・カルテル課の再検討のために提出する、⑤決定指令は三〇日後に効力を発するから、その間に、集中排除審査委員会は、司令部に勧告を提出する、⑥司令部は、勧告の諾否を判断し、経済科学局長を通じて反トラスト・カルテル課に処置を指示する。以上のような手続が明確にされ、準備はととのった。

司令部は、さきにB・C級と認定した企業に関しては、企業分割を含む指令案は発出されていないから、集中排除審査委員会には検討を依頼しないという方針をとっていた。[54] そこで、残された一〇〇社について、指令案の作成をいそぎ、第一号として、日本曹達株式会社にたいする指令案を確定し、七月二〇日に集中排除審査委員会に提示し、七

月二二日には、持株会社整理委員会が、指令案を日本曹達株式会社に通達し、八月一〇日に聴聞会を開催することとした。

日本曹達にたいする指令案は、同社の提出した六社分割の再編成計画案を検討したうえで、原案通りの六社分割案（苛性ソーダ二社、製鋼一社、炭礦一社、鉛・亜鉛二社）または、五社分割案（原案中、精錬と採鉱二社に分割する予定の鉛・亜鉛事業を一社とする案）のいずれかで再編成をおこなうことを指令したものであった。[55] 集中排除審査委員会は、七月二六日と八月二日に、日本曹達代表と会談した。[56] この際、反トラスト・カルテル課は、オブザーバーとして参加することを希望したが、委員会は、それを拒否するという後の波乱を予想させる一幕があった。八月三日には、委員会は、反トラスト・カルテル課に、日本曹達を「集中排除法」によって指定した際に根拠とした事実関係、集中排除法による過度の経済力集中と認定した際に根拠とした事実関係に関する資料を持株会社整理委員会から提出させるよう要請した。これにたいして、反トラスト・カルテル課は、集中排除審査委員会は、再編成計画をそのまま受けとって、その影響を評価するのが任務であるという趣旨の文書を八月五日に委員会に送付し、資料提供の要請を拒否したらしい。集中排除審査委員会と反トラスト・カルテル課の対立が、これらの出来事を通して拡大しはじめたわけである。

そして、突如、八月一〇日の『時事新報』は、日本曹達は分割をまぬかれるであろうとの記事を掲載した。集中排除審査委員会が、日本曹達社長に分割の必要はないと語ったという内容である。驚いた反トラスト・カルテル課は、委員会に新聞記事を示して説明を求めたが、委員会は、観測的記事にたいしては責任を持てないとはねつけた。しかし、実際に、八月一九日には、集中排除審査委員会は、日本曹達の分割に反対するメモランダムを司令部に提出した。[57] そこでは、委員会は、次のような評価をおこなっている。

a　当委員会に提出された基礎事実及び証拠は、日本曹達株式会社が、当該事業分野において、「競争を制限し、又は、他の企

業が独立して事業を営むことを阻害」していることが歴然としている事例 *prima facie case* であることを立証していない。当委員会は、ある企業が過度経済力集中排除法に抵触することを立証するためには、常に、このような証拠提出がなされねばならないものと確信する。法に抵触しない場合には、持株会社整理委員会は、再編成を指令する権限を有しない。

b　基礎事実及び証拠は、持株会社整理委員会が、関連性のない事業部門を持つ事実自体を日本曹達株式会社が法に抵触する十分な要件と考えているらしいことを示している。我々の見解によると、関連性のない事業部門を持つという事実のみでは、いかなる場合にも、ある企業が法律上の過度経済力集中であることを証するに十分ではない。

c　基礎事実及び証拠は、日本曹達株式会社が「自主的」再編成計画を提出したことにかなりの重要性が与えられ、その行為が、同社が過度経済力集中であることの実体的証拠と解釈されたことを示している。計画が自主的計画であるということは、当委員会の見解によれば、いかなる重要性も有しない。持株会社整理委員会が、法律第二〇七号にもとづく再編成計画指令の正当な権限を持たない場合には、再編成計画が自主的計画として提出されたとしても、指令を発する権限が与えられるわけではない。当委員会は、法の適用範囲に入らない場合に、再編成計画にたいして、持株会社整理委員会が指令の圧力を加えたり、司令部が強制力を加えることは賢明でないと感じている。

このような評価をしたうえで、委員会は、司令部がこの指令案を保留して、日本曹達を指定から解除することを勧告した。さきに示された手続からすると、指令案の段階で委員会が勧告を提出することは尚早であったし、勧告の内容は、集中排除政策の運用の根幹に影響する重大な論点を含んでいた。

反トラスト・カルテル課は、委員会の勧告にもかかわらず、八月一〇日の聴聞会で異議が出されなかった事実をふまえて、とりあえず、八月二二日には、持株会社整理委員会に、日本曹達にたいする決定指令（六社分割案）を通達させた。集中排除審査委員会は、これにたいして、八月二八日に、司令部に、「集中排除計画の諸問題に関する勧告」を提出し、日本曹達のケースを取り扱った経験のうえで、さらに全般的な政策再検討の問題提起をおこなった。委員

会の勧告は次のようなものであった[58]（傍点は原文アンダーライン、＊の注は原注）。

1　法律第五四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）および法律第二〇七号（過度経済力集中排除法）は、連合国の対日政策に従って制定されたものである。

2　当委員会は、この政策の基本原則は、集中排除計画に関する限り、法律第五四号第一条、法律第二〇七号第三条に表明されているように、独占、取引や商業を制限する企業結合、および競争を阻害又は制限する過度の集中を排除し禁止することであると確信している。

3　当委員会は、集中排除計画の現状、および法律第二〇七号の実施に際して明らかに前記第2項の基本原則が遵守されていない事実を、憂慮している。

4　当委員会は、法律第二〇七号にもとづく実施方針及び手続は、前記原則に合致する必要があるものと確信している。当委員会は、次のように考える。

a　当該企業が、「事業の重要な部分において、競争を制限し、または他の企業が独立して事業を営むことを阻害する」＊歴然たる場合 *prima facie* case であることの証拠提出がなされていない限り、集中排除法にもとづく指令を発してはならない。このような証拠提出がなされない場合には、当該企業は指定を解除されなければならない。

＊　法律第二〇七号第三条。

b　単に関連性のない事業部門を持つという事実のみでは、いかなる場合にも、ある企業が法律上の過度の集中であることを立証するに十分ではない。

c　自主的計画として再編成計画が提出されたということだけでは、持株会社整理委員会に法律二〇七号にもとづく指令を発する権限を与えるに十分ではない。

d　法律第二〇七号にもとづいて持株会社整理委員会が企業に指令する実行すべき措置は、その企業が過度の集中と認定された基礎事実と直接に関連するものでなければならない。

（我々は、反トラスト・カルテル課と持株会社整理委員会がこのような関連性を必要とは考えていないと知らされている。我々の見解では、この原則に反して発された指令は、基本的財産権および企業活動の自由にたいする恣意的介入、侵害を内包しているし、法によって与えられた権限を逸脱している）

5　当委員会は、連合軍最高司令官が、集中排除法の実施に際しては前記第2項および第4項にのべた諸原則を遵守すべきことを指示することを勧告する。

6　当委員会は、集中排除法にもとづいて約一四四社に指令が発されており、その指令は、いくつかの例では、企業分割ではないが重大な組織変更を命じていると知らされている。これらの指令は、当委員会の検討に付されていない。当委員会は、前記第2項および第4項で述べられた原則は、これらの指令の処理の際にも適用さるべきものと考えている。当委員会は、持株会社整理委員会が、これらの指令を上記原則にてらして再検討し、適当な措置をとるよう勧告する。

7　当委員会は、法律第五四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）および、それと集中排除法との関係を検討した。この法律は、我々の見解によると、第一条に表明された基本目的と合致しない規定や言い回し、競争を阻止または制限する取引規制をおこなう独占や企業結合を排除し禁止するための妥当な計画からはるかに逸脱した規定や言い回しを含んでいる。この法律は、集中排除法の効果的な実施に重大な関係をもつのであるから、我々は、この法律の規定を、第一条の目的と合致するよう改正すべきか否かを、アメリカの反トラスト法制に精通した有能な人々によって、再検討することを勧告する。

8　当委員会は、集中排除計画の成功と日本の全般的経済計画にとって基本的に重要なものとして、適当な会社法と再編成法を早期に採用するよう勧告する。

集中排除審査委員会の勧告は、集中排除政策の運用に関してばかりでなく、独占禁止法の改正までも示唆した、きわめて重大な内容の政策変更提案であった。そこでは、エドワーズ調査団報告書からFEC-二三〇にいたる財閥解体政策・反独占政策を特徴づけていた新しい反トラスト政策の理念、すなわち、独占を市場占拠率など市場構造（ストラクチュア）を基

準に認定する考え方、企業の巨大な規模（ビッグネス）や無関連部門の兼営それ自体を問題とする考え方などは否定されている。そして、それにかわって、アメリカ反トラスト政策史の上では古い独占理論、すなわち、濫用的市場行動（ビヘイビア）を基準にし、明確な証拠にもとづいて独占を認定する考え方が採られている。集中排除政策の運用を緩和する方針を認めていた司令部の反トラスト・カルテル課も、反トラスト政策の基本理念に関しては、従来の「独占禁止法」、「集中排除法」に盛り込まれている新しい独占理論に依拠する考え方を変えてはいなかったから、集中排除審査委員会が示した政策変更には、大きな衝撃をうけたようである。

しかし、反トラスト・カルテル課は、既定方針をくずそうとはせず、持株会社整理委員会に、鉄鋼三社にたいする指令案を通達させた。すなわち、八月三一日には、株式会社神戸製鋼所にたいして、再編成計画書による三社（製鋼・金属・電機）分割案を承認する旨の指令案が伝えられ、九月二日には、扶桑金属工業株式会社にたいして、再編成計画書による五社（製鋼・伸銅・鋳物・製陶・乳業）分割案、または四社（伸銅・鋳物を一社とする）分割案のいずれかの案を承認する旨の指令案が伝えられ、九月四日には、日本鋼管株式会社にたいして修正再編成計画書の三社（製鋼・造船・炉材）分割案を承認する旨の指令案が伝えられた。[59]

そして、反トラスト・カルテル課は、九月四日に、「一九四八年八月二八日付の司令部宛の集中排除審査委員会のメモランダムの分析」と題する文書を、経済科学局長に提出して、集中排除審査委員会の論点に批判を加えた。[60] 批判の要点は次のようなものであった。①集中排除審査委員会は、独占禁止法と集中排除法のそれぞれの役割を混合して理解している（集中排除法による過度経済力集中の排除がおこなわれたのちに、はじめて独占禁止法による恒久的な独占禁止の役割がはたされるのである）、②集中排除審査委員会は、独占禁止法違反が明瞭な場合でなければ、集中排除法による指定をおこなうべきでないといっているようであるが、現在の日本では、価格や物資の政府統制が広汎におこなわれており、財閥企業による価格支配、競争制限の立証は困難であり、立証が必要となると、集中排除政策の実施は不可能になる。そこで、現在の日本の状態を前提として、集中排除法は、経済力を、現実的、潜在的、歴史的、累積的なものとしてとらえ、それにもとづいて指定することを求めている、③自発的な再編成計画の提出は、持株会社整理委員会に指令発出の権限をあたえるわけではないという点は、全くその通りで問題にならないし、該当する例はなく、すべての指定は、基準にしたがっておこなわれたのであり、数百の企業が彼らの側から指定を要請してきたが、司令部も持株会社整理委員会も、これを受け入れたことはない。このような批判を加えたうえで、反トラスト・カルテル課は、「集中排除法」の秩序ある効果的な実施のために、最高司令官が声明を発して、集中排除審査委員会の見解にふくまれた混乱を排除することを勧告した。

反トラスト・カルテル課は、集中排除審査委員会の提案を批判して、既定の方針を固守しようとしたが、司令部の内部には、これとは逆の見解もあった。司令部法務局は、八月三一日に、マーカット経済科学局長宛に、集中排除審査委員会のメモランダムの各項について、独占禁止法の再検討提案を含めて、反対意見はない旨を伝えた。[61] マーカット局長は、この問題の処理を、マッカーサー最高司令官と協議し、マッカーサーは、九月九日に開かれた、集中排除審査委員会との会合で提案の線で進むことに同意した。[62] たしかに、司令部の内部に批判があったように、[63] 集中排除政策の根幹にふれるような政策変更提案は、集中排除審査委員会の権限範囲を越えていたかもしれない。しかし、マッカーサーは、本国政府の政策転換を基本的には承認していたし、集中排除審査委員会の活動に、陸軍省が大きな関心をはらっていることも承知していたから、[64] 当初の予定とはことなった手続で集中排除審査委員会が集中排除政策の転換を提案したことに、あえて異議を唱えなかったものとみられる。

昭和二三年九月一一日に、マーカット局長は、集中排除審査委員会、司令部（反トラスト・カルテル課、法務局）、そ

して持株会社整理委員会三者の会合を開催した。[65] 席上、マーカット局長は、持株会社整理委員会にたいして、日本曹達を指定解除するという方針をしめしたうえで、集中排除審査委員会の提案した「四原則」(four points)（前掲メモランダムの第4項にしめされた四点）を提示して、今後の政策実施の基礎とするよう要請した。持株会社整理委員会側は、司令部が、政策を変更した旨の声明を公表することが望ましいと発言した。これにたいして、マーカット局長は、政策にはなんらの変更もないと強弁した。持株会社整理委員会側が、それでは持株会社整理委員会が大きな誤りをおかしたことになり、すでに確立された委員会の威信が大きくそこなわれてしまうと発言したのにたいして、マーカット局長は、誤りをおかしたという態度は永久に捨てるよう示唆し、法律の実施とは、本来、法規定の解釈の問題であって、個人的立場の問題ではないと語った。持株会社整理委員会側は、重ねて、従来の方針と「四原則」には差異があるように思うとただしたのにたいしては、キャンベル集中排除審査委員長が、日本曹達の場合にはそのような差異の問題はおこらなかったと考えるが、今後はその問題も生ずるかもしれないので、持株会社整理委員会と討議したいと発言した。結局、持株会社整理委員会は、この指示に従う意向を表明し、マーカット局長が、マッカーサー最高司令官は持株会社整理委員会の活動を高く評価していると賛辞を送って、会合を終わった。

集中排除審査委員会の四原則は、司令部からただちに公表され、集中排除政策にはなんら変更はないと説明されたが、もちろん、それが大きな政策転換の表明であることは、誰の目にも明らかであった。新聞は、「集中排除法」によって再編成される企業は、きわめて少数、あるいは皆無かもしれないと予想し、集中排除政策がまったく新しい局面をむかえたと報道した。[66] 四原則のなげかけた波紋は大きく、反トラスト・カルテル課が九月二三日に作成した文書によると、指定企業は提出した再編成計画の撤回を希望し、聴聞会は無期延期となり、指令案の発出は完全に停止され、持株会社整理委員会は何をなすべきか判然としなくなって混乱状態におちいったという。[67] 前の年、昭和二二年秋

頃からすすめられたアメリカの対日占領政策の転換にともなう集中排除政策の変更は、集中排除審査委員会の四原則の公表というかたちで、きわめて明確なものとなり、その衝撃で、反トラスト・カルテル課と持株会社整理委員会の集中排除作業は、一時、中断してしまったのである。

四原則による集中排除方針の転換は、陸軍省はもとより、国務省の賛同も得ることができた。集中排除審査委員会の派遣に際しては、陸軍省がイニシアティブをとった経緯もあって、国務省は、委員会の活動について直接に影響力を持つ立場にはなかった。むしろ、国務省は、情報不足の状態にあり、四原則が発表される直前まで、委員会の権限範囲に関する資料送付を求める司令部宛電文の伝達を陸軍省に依頼していた。しかし、四原則に関する情報を得たのちには、国務省は、この電文伝達の依頼をとりさげた。すなわち、国務省北東アジア課は、四原則を検討した結果、四原則の内容そのものには、既定の手続の著しい変更は含まれてはいないが、それが公表されたことによって生ずるさまざまな批判や臆測には、かなり重大な意味があると判定し、当面する二つの問題についての考え方を、国務省極東局に提出した。[68] その第一が、司令部宛照会電文の取り扱いに関してであり、北東アジア課は、四原則公表で集中排除審査委員会の活動方向が明らかになったので、照会電文を発する必要性は薄くなったし、さらに、今の時点で電文を発すると、国務省が集中排除審査委員会の「集中排除法」の再解釈に不満足の意向を表わすものと誤解されるおそれがあり、当初の計画に沿って数多くの企業の分割を進めよという催促ととられるかもしれないという理由で、電文の発出を中止するよう勧告した。第二の問題は、極東委員会におけるアメリカの態度に関してで、他の連合国から批判や論議が出される可能性を予想しながら、アメリカとしては、集中排除政策は、初期の指令にもとづいて満足すべき方法で実施されたので、もはや、極東委員会が政策決定をおこなう必要はないという態度をとることを勧告した。国務省極東局は、北東アジア課の勧告を、ほぼそのまま、占領地域担当国務次官補に伝えた。[69] 国務省は、四原則

を既定の政策転換方針の具体化として承認し、その線での政策展開は現地にまかせ、国務省としては、極東委員会における処理方針の検討に力を入れたのである。

国務省は、この時点で、極東委員会に提案したFEC－二三〇を取り下げる方針をほぼ決定したといってよかろう。そして、昭和二三年一〇月九日にトルーマン大統領が、国家安全保障会議の「アメリカの対日政策に関する諸勧告」（NSC－一三／二、詳細は、『昭和財政史――終戦から講和まで』第三巻「アメリカの対日占領政策」第四章参照）を承認したことによって、この方針は確認された。すなわち、NSC－一三／二は、その第一二項で、諸改革計画を日本に同化させることをかかげ、そのために、最高司令官は、日本政府にこれ以上の改革立法を押しつけないという方針を勧告していた。[70] アメリカ政府は、FEC－二三〇を正式に撤回することとし、国務省内部と陸軍省とのあいだで協議がすすめられ、極東委員会に提起する声明原案も、昭和二三年一一月頃に作成された。国務省の極東局と占領地域担当国務次官補付スタッフが中心に作成した原案は、ラヴェット国務次官の意向にしたがって、その提出の時期などに関してケナン政策企画室長の意見を徴するという手順を経たうえで、[71] 一二月九日の極東委員会にマッコイ米国代表の声明として提示された。

「日本の過度経済力集中――FEC－二三〇に関するアメリカ声明」という表題の声明の内容は、「日本の占領および管理に関する降伏後初期の基本的指令」などにもり込まれた財閥解体方針は、現在も占領の基本目的であると再確認しつつも、最高司令官と日本政府の努力によって財閥解体は進捗し、FEC－二三〇の主要点はすでに実行されたので、もはや、極東委員会で新しい政策文書を決定する必要はなくなったとして、アメリカ政府は、FEC－二三〇に対する支持を取り下げるという意思を明らかにしたものであった。[72] この声明は、アメリカ政府が、すでに表明していたFEC－二三〇に対する消極的態度を一歩進めて、自らの提案を取り下げることを正式に極東委員会に申し出た

ことを意味していた。

極東委員会では、このアメリカ提案にたいして、オーストラリア代表から、集中排除政策の実施状況に関する情報提出が要請され、[73] イギリス代表から、日本政府の手にある株式等の民主的な配分の重要性が指摘されはしたものの、[74] 新しい政策文書を策定しない点では、アメリカの意向は貫かれたのであった。[75]

四　大企業の分割

昭和二三年九月一一日の「四原則」提示で、持株会社整理委員会の集中排除に関する作業は一時混乱におちいり、すでに通達されていた鉄鋼三社に対する指令案の聴聞会は、無期延期とされた。反トラスト・カルテル課と持株会社整理委員会は会合を重ね、新しい方針への対応を検討したのち、ようやく、一〇月二日に日産化学工業株式会社、一〇月五日に王子製紙株式会社、一〇月九日に日本製鉄株式会社にたいする企業分割の指令案を通達した。

日産化学工業にたいする指令案は、同社が九月五日に提出した修正再編成計画書の六社分割案か、あるいは、そのうちの一社（熔接棒製造）を他五社と合わせた五社分割案のいずれかを承認するという内容であった。[76] ところが、この指令案を検討した集中排除審査委員会は、一〇月一四日に、日産化学工業は指定解除すべきであるとの勧告を司令部に提出した。[77] その論拠は、単に、「四原則」に照らしてみると、検討した諸事実・諸証拠は同社が「集中排除法」によって再編成されるべきことを立証していないと抽象的に述べられただけであった。

集中排除審査委員会はつづいて、一一月二日に日本鋼管株式会社、四日に株式会社神戸製鋼所と扶桑金属工業株式会社に関する勧告を提出したが、いずれの場合にも、指令案の企業分割を不要として指定解除を勧告し、カルテル協

定破棄のために公正取引委員会に書類を移管するよう勧告した。[78]

鉄鋼三社の分割案は、鉄鋼・伸銅・鋳物・造船など事業別に三社ないし五社の第二会社を設立し旧会社は解散するという内容であったが、集中排除審査委員会は、提出された資料では、関連性のない事業分野を持つことによって競争を制限したり他の企業が独立して事業を営むことを阻害していることは立証されていないと判定し、非関連事業の分離は不要と認定した。鉄鋼業に関しては、反トラスト・カルテル課が独自に調査書を作成して、一〇月一五日に、それを直接に集中排除審査委員会に提示し、市場分割、生産割当、価格固定、国内カルテル協定などが一九三一年以降現在にいたるまで存続していることを強調していた。[79] 反トラスト・カルテル課としては、鉄鋼業の集中排除案には、かなり自信があったと思われるが、集中排除審査委員会は、公正取引委員会への一件移管というかたちで反トラスト・カルテル課の意気込みをいなしてしまったわけである。しかし、さすがに、日本製鉄の場合には、集中排除審査委員会も、指令案（二社分割）に賛成し、一一月一五日付の勧告では、新会社の資本構成などの再検討を求めたものの、二社分割は銑鉄・粗鋼生産の競争的状況を改善させるであろうと述べている。[80] 日本製鉄が、集中排除審査委員会が過度経済力集中と認めた最初の企業になった。

第二号は、王子製紙で、集中排除審査委員会は、一二月一一日に、過度経済力集中と認める勧告を提出した。[81] しかし、指令案が六社分割（製紙五社、化学一社）案であったのにたいして、勧告されたのは三社分割であり、緩和された措置が選ばれている。第三号は、大日本麦酒株式会社で、一一月二二日に通達された指令案（二社分割）を承認する勧告が、一二月二〇日に提出された。[82]

結局、昭和二三年一二月二〇日までの時期に、持株会社整理委員会は、「四原則」以前に四社、「四原則」以後に四社合計八社の分割指令案を作成し、各社に通達したが、集中排除審査委員会は、そのうちの五社については指令案を

全面的に否定し、一社については緩和した案を勧告し、二社についてのみ指令案を原則的に承認するという対応をしめしたことになる。集中排除審査委員会は、一二月二三日付の記録メモのなかで、持株会社整理委員会が法文規定のかわりに多くの予断 speculation を代置していると批判し、競争を制限する危険性があるという想定のみでは過度経済力集中に指定する十分な論拠にはならないのであり、不当なのは、企業の力あるいは大規模（ビッグネス）さの悪用であって、企業がそれをおこなう可能性ではないと、委員会の考え方を述べている。[83] 一方、反トラスト・カルテル課の側では、のちに、「四原則は、集中排除審査委員会の活動の指針（ガイド）ではなくなり、企業の再編成を行うべきではないと考えた時に委員会の行動を支持する参考基準 reference basis にすぎなくなった」と記述されたように、[84] 集中排除審査委員会の判定の無原則性、恣意性を批判する空気が強かったようである。持株会社整理委員会を表にたてた反トラスト・カルテル課と、集中排除審査委員会の対立ないし意見の相違は、「四原則」提示ののちも、昭和二二年一二月ころまでは、指令案と勧告のズレというかたちで表面化していたといってよかろう。

しかし、一二月九日のマッコイ声明で、FEC-二三〇の放棄が明らかにされ、集中排除政策の転換が決定的に表明されてからは、この両者の対立は、すくなくとも表面化することはなくなり、ほぼ全面的に集中排除審査委員会が主導権をにぎることとなった。すなわち、それまでは、まず、持株会社整理委員会つまりは反トラスト・カルテル課が指令案を作成して企業に通達したのちに、集中排除審査委員会の勧告を求めるという手続がとられていたが、昭和二三年一二月以降は、集中排除審査委員会の勧告が提出されたのちに、指令案の通達、あるいは指定の解除をおこなうという手続に変わった。当初考えられていた集中排除審査委員会の役割・権限とは大分異なったかたちになったが、反トラスト・カルテル課も、もはや異議を唱えることはできなかった。[85]

この間、集中排除法指定の解除も開始された。一一月五日に日本曹達と日産化学工業の二社が指定解除されたのを

表 4-3　集中排除法による措置一覧

昭和23年7月時の区分		過度集中でないもの（A級）50	過度集中であるが，機構上の再編成を要しないもの（B・C級）175			その他 100		合計 325
中間措置による区分			昭和23年9月11日現在			DRB審査		
			終結指令通達	決定指令通達	未措置	なし	あり	
			5	128	42	43	57	
最終措置	指定解除							293
	23年5月4日	48						(48)
	11月5日						2	(2)
	11月19日		4	113	25		3	(145)
	12月17日		1	15	3	18		(37)
	24年1月21日					16		(16)
	2月～7月				5	7	33	(45)
	集排法適用						18	18
	その他							14
	電力再編成				9		1	(10)
	閉鎖機関	2				2		(4)

出所：持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』，23-88ページ．ただし，北海道炭礦汽船，富士産業の指定日を，「集排法手続記録」（公正取引委員会資料）によって，それぞれ24年1月21日，24年4月30日に訂正．GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951*, #25, Deconcentration of Economic Power, Appendix I-A, H. Scheier, Brief History of the Reorganization Branch of the Antitrust and Cartels Division, Economic and Scientific Section, GHQ-SCAP, Appendix Tab. K, L, M.

はじめとして、一一月一九日に一四五社、一二月一七日に三七社、翌昭和二四年一月二一日に一六社と、まとまった指定解除がおこなわれ、その後は、二月から七月にかけて、順次、解除が進められた。表4-3に見るように、昭和二三年七月までの時点で過度経済力集中であるが機構上の再編成を要しないと認定されたB・C級企業一七五社のうち、終結指令・決定指令が通達されていた一三三社全体とその他二八社、合計一六一社が、一二月一七日までに指定解除となっている。B・C級で解除が遅れた五社は、

特別扱いの富士産業と専売制に関係ある樟脳会社四社であり、他の九社は別途措置となった配電会社である。

A級、B・C級以外の一〇〇社については、集中排除審査委員会（略称DRB）が指定解除を勧告した前述の五社が、一一月五日、一九日にまず指定解除され、続いて反トラスト・カルテル課の判断によって、一二月一七日に一八社、翌年一月二一日に一六社が指定解除された。すでに、集中排除審査委員会が分割を勧告した三社にたいしては、一二月一七日（日本製鉄）、昭和二四年一月七日（王子製紙・大日本麦酒）に決定指令が通達された。残った五八社については、四九社は集中排除審査委員会が前述の新しい手続にしたがって審査対象とし、七社は反トラスト・カルテル課が独自に取扱って指定解除し、二社は閉鎖機関に指定され別扱いになった。集中排除審査委員会は、昭和二三年七月一四日までに四九社のうち、一五社を過度経済力集中と認め、三三社を指定解除と判定し、残りの一社、日本発送電株式会社には特別な勧告を作成した。集中排除審査委員会の勧告が出されるのをまって、持株会社整理委員会は順次に措置をとり、昭和二四年七月二二日で指定解除通達を終わり、昭和二五年一月二〇日で決定指令通達を完了した。結局、一〇〇社のうちわけは、反トラスト・カルテル課の判断で指定を解除されたもの四一社、集中排除審査委員会の審査を受けたもの五七社（うち指定解除三八社、集中排除法適用一八社、別措置一社）、その他二社（閉鎖機関）となった。

当初指定企業三二五社について、以上のような判定過程を経た結果、最終的には、一八社だけが、「集中排除法」の適用を受けることとなったわけである。では、どのような基準にしたがって、一八社のみが、過度経済力集中と判定されたのであろうか。一八社にしぼられるまでの判定過程は、①反トラスト・カルテル課によるA級、B・C級企業二二五社の選別、②残る一〇〇社のうちから、集中排除審査委員会の審査にかける企業五七社の反トラスト・カルテル課による選別、③集中排除審査委員会による一八社の選別の三つの段階、に分けて考えることができる。

第一の段階では、司令部の声明からすると、「過度の経済力の集中に関する基準」（持株会社整理委員会公示第二号

表 4-4　企業規模別の判定区分（その1）

指定時払込資本金別区分	A　級	B・C級	その他	計
Ⅰ　5,000 万円未満	46社 (96)	138社 (84)	42社 (43)	226社 (73)
Ⅱ　5,000 万円以上1億円未満	2 (4)	20 (12)	21 (22)	43 (14)
Ⅲ　1億円以上	0	7 (4)	34 (35)	41 (13)
計	48 (100)	165 (100)	97 (100)	310 (100)

（注）（　）内は構成比.
出所：表 4-2 と同資料により作成.

表 4-5　企業規模別の判定区分（その2）

指定時払込資本金別区分	DRB無審査	DRB審査	指定解除	集排法適用	計
Ⅰ　5,000 万円未満	29社 (71)	13社 (23)	9社 (24)	4社 (22)	42社 (43)
Ⅱ　5,000 万円以上1億円未満	7 (17)	14 (25)	10 (26)	4 (22)	21 (22)
Ⅲ　1億円以上	5 (12)	29 (52)	19 (50)	10 (56)	34 (35)
計	41 (100)	56 (100)	38 (100)	18 (100)	97 (100)

（注）（　）内は構成比.
出所：表 4-3 と同資料により作成.

および第四号）に該当するか否か、該当する場合には経済力集中の程度が比較的小さいか否か、あるいは技術的に企業分割が可能か否か、という三点が、判定の対象となっている。[86] しかし、「基準」などのように解釈したか、経済力集中の程度の大小をどのような尺度で測定したかなど、判定の具体的基準については当時公表されなかったし、現在残された文書などによっても明らかではない。判定結果から推測すると、企業規模がひとつの基準になっていたように思われる。試みに、指定企業三二五社のうち、別扱いの電力関係一〇社、閉鎖機関四社と財団法人組織の理化学研究所の一五社を除いた三一〇社を、指定時の払込資本金別に三グループに分けてみると、表4－4のような結果が得られる。構成比をくらべて

みると、A級、B・C級と判定された企業には、比較的規模の小さい企業が多いことが判る。企業規模が小さいことが、指定解除のひとつの条件であったらしいが、小企業でも解除されず、大企業でも解除されているケースに関して、どのような判定基準が用いられたかはわからない。

第二の段階では、集中排除審査委員会の「四原則」が判定の一般的基準とされたが、「四原則」それ自身は抽象的に表現されているため、反トラスト・カルテル課でも、それを明確な基準として用いたわけではないらしい。判定の具体的基準は公表されていないが、判定結果から見ると、ここでも、企業規模がひとつの基準であったと推定できる。A級、B・C級以外の一〇〇社のうち電力・閉鎖機関を除く九七社に対する判定を、指定時払込資本金規模別に整理した表4－5では、おおむね企業規模の大きい企業が、集中排除審査委員会の審査にまわされていることが読みとれる。しかし、その他の基準は、明らかでない。

第三の段階では、まさに「四原則」にしたがって集中排除審査委員会が判定するはずであった。ところが、前にも引用したように、司令部内部も、集中排除審査委員会は「四原則」を「参考基準」(reference basis) としてしか用いていないという見方をしており、判定基準が不明確であるというのが、司令部側からの集中排除審査委員会に対する批判であった。[87] たしかに、「四原則」には、日本の実情からして、適用困難な面があった。それは、反トラスト・カルテル課も指摘した点（本書第四章五三四ページ参照）で、経済統制が広汎におこなわれている状態のもとでは、競争制限の「歴然たる場合」(*prima facie* case) であることを立証するのはきわめてむずかしかったのである。この点は、集中排除審査委員会自身も認めざるを得なかったらしく、昭和二四年七月一五日付の「最終報告」のなかで、勧告を作成する際に考慮した諸条件・諸想定として、経済統制があるために競争状態に関する資料が得られないこと、したがって、集中排除の程度を決める場合には、確定できない将来のある時期に諸企業が自由に競争するものと想定した

ことを挙げている。[88] つまり、統制が撤廃された状況を想定したうえで、過度経済力集中を排除する措置をとったということである。結局、競争制限が「歴然たる場合」に「集中排除法」を適用するという原則は実際には用いられず、競争制限をおこなう潜在的能力、可能性があると判断される場合に集中排除措置をとるという、そもそも集中排除審査委員会が批判したはずの原則によらざるを得なくなったわけである。

司令部の歴史書は、集中排除審査委員会の勧告を検討すると、現実的基準とされたのは、①特定の分野で七〇％以上の生産能力を占有して独占的地位を有する企業、②大財閥系の現業会社兼持株会社、という二点であることが判ると記述している。[89] では、実際にどのような判定がおこなわれたのか、いくつかの例で見ていこう。

前出の日本製鉄・王子製紙・大日本麦酒の場合には、明らかに、生産能力の集中度が判定基準とされている。持株会社整理委員会が提出した資料は、指定時前の一年間の設備能力全国比で、三社がそれぞれ銑鉄の八六％、新聞用紙の九四％、ビールの七二％を支配していた事実を指摘しており、集中排除審査委員会は、その事実にもとづいて過度経済力集中と認定している。[90] 同じように生産能力集中度を基準に、企業分割が勧告されたケースは、東洋製罐株式会社（罐詰用罐八五％）、北海道酪農協同株式会社（バター七八％）、帝国繊維株式会社（亜麻糸八〇％）である。[91] 帝国石油株式会社（石油採掘量九六％）と日本通運株式会社（小運送貨物取扱数量八三％）は、生産能力集中度から過度経済力集中に認定されたが、両社とも特別法にもとづく特殊会社であり、反トラスト・カルテル課が提案していた企業分割を含まない再編成案を集中排除審査委員会は承認した。[92] 以上の八社と特別措置がとられた日本発送電株式会社の合計九社は、生産能力の集中度が高いために、過度経済力集中に認定されたと見てよかろう。

では、集中排除審査委員会は、生産能力のどの程度の集中を、過度集中と判定したのであろう。三菱電機株式会社に関する勧告では、東京芝浦電気株式会社、株式会社日立製作所を引きあいにだして、「この産業部門でほとんど等

しい力を持つ三大競争企業が存在することは、日本の重電機器の購買者に、十分競争的な選択機会を与えるように見える」と述べ、三菱電機を指定解除する判定を下している。[93] ここでは、同程度の能力を持つ企業が三社存在する状況ならば、どの一社も過度集中にあたらないという判定基準が用いられている。それでは、東京芝浦電気と日立製作所が指定解除にならなかったのは何故かという疑問が生ずる。集中排除審査委員会は、昭和二三年時点では重電三社はほぼ等しい生産をおこなっているが、東芝と日立は、戦災や原材料不足等のため稼働していない工場をかなり持っており、それらが稼働しはじめると両社の競争力は強化されて相対的な力関係が実質的に変化する可能性があると見て、両社に工場の処分を勧告したのであった。[94] 三社競合状況でも、三社間に大きな力の格差がある場合には、過度集中を排除するという考え方がとられており、東芝と日立は、現状では三菱電機と同様に過度集中ではないが、将来における格差発生を予防するために工場処分を指令するというのが、集中排除審査委員会の判定であった。[95] 同程度の規模の三大企業による寡占状況は、「集中排除法」の適用外とされたのである。

また、持株会社整理委員会は、三菱電機の企業規模の巨大さから生ずる影響力を集中排除法適用のひとつの根拠にあげていたが、集中排除審査委員会は、重電機関係の企業規模は比較的大きくならざるを得ないものであるとして、企業の巨大さ（ビッグネス）は問題としない考え方をしめしている。[96] これは、表4－5に見られるように、集中排除審査委員会の判定が資本金規模別の区分とはほぼ無関連であることからも確認できる判定基準である。企業規模を問わずに、生産能力の集中度を問題としたわけで、資本金四億一八七五万円の扶桑金属工業は指定を解除され、資本金三二五八万円の東洋製罐が企業分割を指令されたのであった。ただ、唯一の例外と思われるのは、三菱重工業株式会社で、この日本で最大級の企業に関しては、集中排除審査委員会は、その規模に言及しただけで三分割案を勧告している。[97] もっとも、三菱重工業の場合には、勧告に明記されてはいないが、次に述べるような財閥の中心的企業という判定基準が適

用されていると見た方がよいのかもしれない。

生産能力の集中度は比較的低いにもかかわらず、企業分割を勧告された場合がある。三井鉱山株式会社、三菱鉱業株式会社、井華鉱業株式会社と大建産業株式会社の四社である。四社の企業分割案は、異種事業部門の分離 divorcement であり、日本製鉄をはじめとした他の七社が同種事業部門の分割 division であったのと性質を異にしている。一見、関連性のない事業分野に占める地位を集積した力が大きい場合という基準が適用されたように見えているが、集中排除審査委員会は、「四原則」の第二項でこの基準の適用をほぼ否定しており、勧告のなかでも、この基準を述べてはいない。三井鉱山と三菱鉱業に対する反トラスト・カルテル課の再編成案は、三井鉱山は石炭部門二社と金属部門一社、三菱鉱業は石炭部門二社と金属部門二社にそれぞれ分割することを求めていたが、集中排除審査委員会は、石炭部門で競合する企業の数が多いことを指摘して過度集中とは認定せず、同種事業部門の分割は必要がないと判定しながら、財閥系の主要事業会社であることを重視して、異種事業部門の分離を勧告したのである。[98] 井華鉱業の場合にも、住友本社との関係が指摘されたうえで石炭部門と金属部門の分離が勧告されている。[99] 鉱業三社は、石炭、銅、錫、亜鉛などの集中度、あるいは、それらの累積的な支配力の基準からではなく、三大財閥の基軸的企業という基準で、企業分割の判定を受けたと見てよい。この三社のケースを、指定解除勧告が出された三菱化成工業株式会社、三井化学工業株式会社、日新化学工業株式会社のケースと比較してみよう。三菱化成は板ガラスで六〇%、ソーダ灰で四四%、三井化学は薬品で三三%、染料で二九%の集中度をしめしていたが、集中排除審査委員会は、それらを過度集中とは認めず、また、ソーダ灰→板ガラスなど技術的関連から分離は不能とし、さらに、財閥との関係はすでに断ち切られていると評価して、提案された企業分割案を不要と判定した。[100] 住友系の日新化学にも前二社と同時期に指定解除勧告が出されている。[101] 鉱業三社と類似の状況にありながら、化学三社は企業分割指定をまぬかれた。技

術的関連が重視されたと同時に、財閥内における位置が考慮され、鉱業三社は、財閥の「基礎（ファンダーション）」、あるいは「主要（メイン）」な事業子会社」であるから、「企業の財閥における歴史、上層部に影響を及ぼした名声、原料にたいする支配力、それらをあわせれば、石炭部門から金属部門を分離する企業分割は、正当」と判定されたのである。[102] また、似たような多角的な鉱業会社で、日産コンツェルンと関係の深い日本鉱業株式会社が、指定解除を勧告されたことと対比すると、三井・三菱・住友の三大財閥に特に焦点が合わされたと推定することができる。

大建産業株式会社は、紡績部門（呉羽紡績株式会社が前身）と商事部門（伊藤忠商事株式会社、株式会社丸紅商会、株式会社岸本商店等が前身）を主軸とし、それに絹織部門、製釘部門を加えた異色の企業であるが、製造部門と商事部門の分離勧告が出された事情は、あまり判然としない。大建産業は、紡績六社（東洋紡績、鐘淵紡績、大日本紡績、倉敷紡績、富士紡績、日東紡績各株式会社）と同時に審査されており、反トラスト・カルテル課はこれら六社について、異なった繊維部門ごとの企業分割とその他製造部門の処分を内容とする再編成案を提案していた。集中排除審査委員会は、そのような企業分割は、企業の経営効率の向上に資するとしても、繊維産業の競争状態には意味のある変化をもたらさないし、繊維会社の多角化は、それ自体としては不当競争問題にはならないとして、六社の指定解除を勧告した。[103] このようななかで、大建産業のみが、企業分割を要すると判定されたのは、商事部門の兼営が、繊維部門における競争の際に、不当に有利な条件となるという持株会社整理委員会の指摘が認められたためと考えてよかろう。[104] 繊維業（特に綿業）における競争条件を平等にするための措置ということになるが、複数部門の集積した力が競争を制限する状態を排除した措置とも見られ、また、三井物産・三菱商事解体後は商事会社で第一位の企業であった点が考慮されたのかもしれず、特殊なケースといえる。

「集中排除法」の適用を受けた残りの三社、松竹株式会社、東宝株式会社、日本化薬株式会社の場合は、どのよう

な基準が用いられたのであろうか。松竹と東宝は、映画の製作・配給・興行の総合的支配力が大きく、競争を不当に制限することができるから、製作・配給部門と興行部門を二つの企業に分割するというのが、反トラスト・カルテル課の再編成案であった。アメリカにおけるパラマウント映画会社事件（一九四九年）の判例が参照されている。集中排除審査委員会は、両社の映画産業支配は、アメリカの場合とは比較にならないほど弱いとしながら、もっぱら、両社の経営状態を考慮して分割案を不適当と判定し、他社株式の処分と公正取引委員会への移管を勧告した。[105] 映画製作・配給部門では大映株式会社等の競争企業が存在し、部門ごとの集中度（一六～二八％）では指定解除のケースと思われるが、直営館等を持って興行部門（この部門での集中度は三％前後で低い）も兼営したことが、製作・配給部門に影響を及ぼす点が問題とされたのであろう。大建産業と類似したケースと見れば、興行部門の分離が勧告されて然るべきである。しかし、集中排除審査委員会は、映画産業が経済的困難（労賃上昇、租税負担、劇場・映画館不足等）に直面していることを強調し、両社が経営財務の点で分割に耐え得るか疑問であると見て、企業分割は避け、その多くが興行関係企業株式である所有株式の処分によって、興行部門での影響力を弱める措置を勧告するにとどめたのである。また、公正取引委員会への移管は、映画産業の独占禁止法違反行為[106]（「ブロック・ブッキング契約」、いわゆる「全プロ契約」）が問題化していたために、特に指摘された措置であった。

日本化薬に関して、反トラスト・カルテル課は火薬類部門と染料部門の分離を提案したが、集中排除審査委員会は、火薬類製造業には競争企業があり、競争制限がおこなわれる状況ではないし、また、火薬・染料の分離は、それぞれの分野の競争状態に変化をもたらさないから、日本化薬の企業分割は必要なく、所有株式の処分のみでよいと勧告した。[107] 日本化薬は、黒色火薬では八五％の集中度（生産能力対全国比）をしめていたが、その全国生産額はきわめて少なかったし、主製品の爆薬は三五％、染料は三三％の集中度であり、この程度では集中排除審査委員会の基準から

表 4-6　集中排除審査委員会の勧告と判定基準

基準＼勧告	同種部門の分割	異種部門の分離	工場・株式等の処分	計
(1) 集中度が無条件に高い	日本製鉄 王子製紙 大日本麦酒 東洋製罐 北海道酪農協同 帝国繊維		帝国石油 日本通運	8社
(2) ある条件が加わると集中度が高くなる		大建産業	日立製作所 東京芝浦電気 日本化薬 東宝 松竹	6社
(3) 財閥主要企業	三菱重工業	井華鉱業 三井鉱山 三菱鉱業		4社
計	7社	4社	7社	18社

は過度集中にならない。中外産業株式会社など関連会社・子会社の株式所有を、どのような観点から処分すべしと判断したのか明確でないが、関連他社支配による集中度の上昇が問題とされたのであろう。

以上、集中排除審査委員会の判定の実例から、どのような基準が適用されたかを検討した。ここで、その結果を一覧表にしてみよう（表4-6）。これは、判定結果と勧告メモランダムに記述された論拠とから推定した基準にしたがって整理したもので、集中排除審査委員会が、このようなかたちで基準を意識的に適用したかどうかはもちろん明確でない。表の基準(1)と(3)は前述の通りであるが、(2)「ある条件が加わると集中度が高くなる」は、異種部門の兼営、遊休工場の稼働、株式所有による関係企業支配などの条件が加わると過度集中になる可能性があるという判定ケースをまとめて表現したものである。なお、帝国繊維の場合には麻部門の分割のほかにレーヨン部門の分離も勧告されているが、これは、昭和一六年に合併された太陽レーヨ

ン株式会社の再分離を企業関係者側が要請したことにこたえた措置[108]で、集中排除措置とは別のものとみてよかろう。

集中排除審査委員会の判定のおよその基準は明らかになったと思われるが、実際の判定に際しては、さまざまな事情が作用を及ぼしたようである。集中排除審査委員会は、反トラスト・カルテル課、持株会社整理委員会、当該企業の意見のほかに、司令部の関係部局課からの意見も聴取して判定資料としていた。たとえば、三井鉱山の場合、反トラスト・カルテル課は、石炭二社、金属一社の三社分割案、持株会社整理委員会は、石炭（北海道）・金属兼営一社と石炭（九州）一社の二社分割案、会社提出の再編成計画書は石炭一社、金属一社、研削砥石一社と炭鉱労働医学研究所の三社一研究所案、司令部の天然資源局と経済科学局工業課は非分割案、やむを得ぬ場合には石炭一社と金属一社の二社分割案をそれぞれ提案していた。[109] このように司令部内部から反トラスト・カルテル課に反対の意見が提出される場合がしばしば記録に残されている。[110]

また、外部からの働きかけや、経済情勢の変化も、集中排除審査委員会に微妙な影響をあたえたとも考えられる。たとえば、三菱電機の場合には、ウエスティングハウス社 Westinghouse Electric International Co. から、分割反対意見が提出されているし、[111] 三井鉱山・三菱鉱業の場合には、経済安定本部から、経済復興にとっての石炭産業の重要性を強調したうえで両社の分割に反対するメモが提出されている。[112] また、昭和二四年六月頃からの集中排除審査委員会の勧告には、経済安定九原則、ドッジ・プランのもたらした経済不況に対する配慮がうかがわれる。[113]

集中排除審査委員会の勧告は、常に全員一致であったわけではない。ときには少数意見が存在し、多数意見とは別に意見書が提出される場合もある。三菱化成工業の場合には、化学一社、繊維（レーヨン）一社をただちに分離し、ガラス部門は、原材料・機材の供給状況が好転した時期に二社分割するという少数意見があり、日新化学工業の場合には、アルミナ部門を住友アルミニウム製錬株式会社の精錬部門と合同させて新会社を新設し、アルミ生産が採算のとれる時期までは子会社とするという少数意見があり、昭和電工株式会社の場合にも、アルミナ部門と金属部門を分離して子会社（採算のとれる時期までに限る）を新設するという少数意見があり、また片倉工業株式会社については、絹業割案が、集中排除政策の趣旨に適合したものと認めたうえで、ただちに措置をとらず、適当な時期まで完全分割は延期するという長期的な計画を提起したものであった。三井鉱山の場合には、金属一社、石炭二社の三分割案を支持する少数意見が提出されている。[114] これらの少数意見は、提案された分[115] このほか、小野田セメント株式会社、日本セメント株式会社、日本冷蔵株式会社、そして、松竹と東宝の場合に少数意見が存在したようである。[116]

なお不明な部分が残されているが、およそ以上のような経緯で、反トラスト・カルテル課と集中排除審査委員会による判定がおこなわれた。持株会社整理委員会は、判定にしたがって、指定解除企業には指定解除通達を発し、指定一八社には、規定の通り、指令案通達、聴聞会開催、決定指令通達、そして、指令が実行されたことを確認した段階で終結指令通達という手続をとった。終結指令は、持株会社整理委員会解散後は、公正取引委員会によって通達された。ここで、一八社に対する「集中排除法」の手続等を一覧表（表4－7）でしめしておこう。初期の三社を除くと、指令案は集中排除審査委員会勧告と基本的に同一であり、決定指令は、北海道酪農協同を例外として基本的に指令案と同じである。決定指令は、ほぼそのまま実行されたが、指令とはやや異なって事業部門の一部を第二会社として分離する再建整備計画の認可を得た企業（日本製鉄、東京芝浦電気、大建産業、井華鉱業）もある。

「集中排除法」による措置は、以上の通りであり、結局、同種事業部門の分割七社（うち二社は異種部門分離もおこなった）、工場・施設等の処分四社（うち一社は、工場を第二会社として分離し、結果的には、同種事業部門の分割と同措置となった）、株式の処分三社という結果になった。当初の

表 4-7　集中排除法指定18社の手続内容

会社名[1] 払込資本金 工場数など 従業員数	再編成計画書 日付 内容	DRB勧告 日付 内容	指令案 日付 内容	事実の認定[2] 指定理由 経済力集中度 (製品・全国比・順位)	聴聞会 日付 意見	決定指令 日付 内容	実施された措置 日付 内容	終結指令 日付 指令者	備考
王子製紙 3億1000万円 15工場 11,400名	23. 4. 8 旧会社解散 製紙5社, 化学1社 } 新設	23. 12. 11 製紙3社に分割	23. 10. 5 旧会社解散 製紙5社, 化学1社 } 新設	製紙業における独占 グランドパルプ 58.9%① 洋紙 52.3%① 新聞用紙* 94.1%①	23. 10. 25 経営者, 従業員 } 反対	24. 1. 7 旧会社解散 製紙3社 新設	24. 8 苫小牧製紙, 十条製紙, 本州製紙 } 設立 旧会社解散	25. 7. 31 公正取引委員会	
日本製鉄 8億円 5工場 38,228名	23. 4. 8 旧会社解散 鉄鋼2社, 海運1社, 耐火煉瓦1社, 商事・土建1社 } 新設	23. 12. 15 鉄鋼2社に分割	23. 10. 9 旧会社解散 鉄鋼2社 新設	鉄鋼業における独占 銑鉄 85.9%① 鋼塊 41.8%① 大型鋼材 74.9%①	23. 10. 28 経営者, 従業員, 商工大臣 } 反対	23. 12. 17 旧会社解散 鉄鋼2社 新設	25. 4 富士製鉄, 八幡製鉄, 日鉄汽船, 播磨耐火煉瓦 } 設立 旧会社解散	26. 7. 12 公正取引委員会	
大日本麦酒 9775万円 9工場 3,257人	23. 4. 8 旧会社解散 ビール2社 新設	23. 12. 20 ビール2社に分割	23. 11. 22 旧会社解散 ビール2社新設	ビール製造業における独占 ビール 72%① 清涼飲料水 32%①	23. 12. 14 経営者, 従業員 } 反対	24. 1. 7 旧会社解散 ビール2社 新設	24. 9 日本麦酒, 朝日麦酒 } 設立 旧会社解散	26. 3. 10 公正取引委員会	
日立製作所 4億3750万円 35工場 32,587名	23. 4. 8 会社存続 鉄鋼1社, 車輌1社 } 新設 7工場処分	24. 1. 24 会社存続 19工場処分	24. 2. 18 DRB勧告と同じ	重電機業における独占 発電機 18.0%② 電動機 18.0%① 変圧器 18.0%①	24. 3. 10 経営者 賛成 従業員 反対	24. 3. 18 指令案と同じ 監視のため公正取引委員会に記録移管	会社存続 19工場処分	28. 4. 25 公正取引委員会	ESS/AC案 旧会社解散 4社分割 HCLC案 工場処分
東京芝浦電気 4億6650万円 43工場 29,150名	23. 4. 8 会社存続 乾電池1社, 医薬品1社, 耐火物1社 } 新設 4工場他処分	24. 1. 25 会社存続 27工場, 1研究所 } 処分	24. 2. 18 DRB勧告と同じ	重電機業における独占 発電機 20.0%① 電動機 13.0%③ 真空管 28.0%① 電球 15.0%①	24. 3. 11 経営者 賛成 従業員 反対	24. 6. 17 指令案と同じ 監視のため公正取引委員会に記録移管	会社存続 25. 2 に15工場によって14の第2会社を設立 残りの12工場は売却または閉鎖	28. 4. 25 公正取引委員会	ESS/AC案 旧会社解散 5社分割 HCLC案 工場処分

表 4-7

つづき

会社名[1] 払込資本金 工場数など 従業員数	再編成計画書 日付 内容	DRB勧告 日付 内容	指令案 日付 内容	事実の認定[2] 指定理由 経済力集中度 (製品・全国比・順位)	聴聞会 日付 意見	決定指令 日付 内容	実施された措置 日付 内容	終結指令 日付 指令者	備考
帝国石油 2億8600万円 3,794採油井 9,300名	23. 4. 8 国営移行を前提として過渡的に存続	24. 2. 4 会社存続 所有株式の処分 利用していない石油鉱業権・地上権・貸借権の処分	24. 2. 23 DRB勧告と同じ	原油採掘業における独占 石油採掘量* 96.4%①	24. 3. 15 経営者 従業員 商工大臣 反対	24. 4. 15 指令案と同じ 監視のため公正取引委員会に記録移管	24. 12 鉱区処分 754件（他社への処分は47件，日本鉱業が開放鉱区を入手）	25. 8. 21 公正取引委員会	DRB勧告は，ESS/AC案をそのまま承認したもの
大建産業 1億1931万円 13工場13支店 14,658名	23. 4. 8 旧会社解散 紡績 1社 絹織 1社 製釘 1社 商事 2社 新設	24. 2. 24 繊維部門と商事部門の分離	24. 3. 25 製造部門と商事部門の分離	商事部門と繊維部門との併有による独占 綿紡 10.8%① 商事販売高*12億円①	24. 4. 13 出席者なし	24. 4. 15 指令案と同じ	呉羽紡績(25. 3) 伊藤忠商事(24.12) 丸紅(24.12) 尼崎製釘所(24.12) 設立 旧会社解散	26. 6. 27 公正取引委員会	ESS/AC案 繊維 1社 商事 2社 製釘 1社 の4社分割
日本化薬 1647万円 14工場 4,019名	23. 4. 8 会社存続	24. 3. 10 会社存続 所有株式の処分	24. 4. 30 DRB勧告と同じ	火薬製造業における独占 爆薬 34.5%① 黒色火薬 85 %① 染料 32.5%①	24. 5. 20 出席者なし	24. 6. 4 指令案と同じ 監視のため公正取引委員会に記録移管	会社存続 24. 12月末で株式処分済	24. 12. 28 HCLC	ESS/AC案 火薬 1社 染料 1社 の2社分割
三菱重工業 7億5000万円 稼働31工場 57,000名	23. 4. 8 旧会社解散 造船 3社 機器 2社 車輌 1社 新設	24. 4. 12 3大造船所を軸に3社に分割	24. 4. 30 旧会社解散 DRB勧告を具体化し，31工場を3社に分割．三菱の商号使用禁止	造船業その他機械工業における独占 新造船 23% ① 発電所用タービン 46% ① 発電所用ボイラー 68% ①	24. 5. 20 経営者 従業員 反対	24. 6. 4 指令案と同じ	25. 1 東日本重工業 中日本重工業 西日本重工業 設立 旧会社解散	27. 7. 23 公正取引委員会	
東洋製罐 3258万円 11工場 1,626名	23. 4. 8 会社存続	24. 5. 26 製罐2社に分割	24. 6. 17 会社存続 製罐1社を分離新設	製罐業における独占 罐詰用罐 85.1%① 5ガロン罐32.8%①	24. 7. 6 経営者 従業員 反対	24. 7. 8 指令案と同じ	会社存続 25. 2 北海製罐設立	25. 3. 30 HCLC	

表 4-7

つづき

会社名[1] 払込資本金 工場数など 従業員数	再編成計画書 日付 内容	DRB勧告 日付 内容	指令案 日付 内容	事実の認定[2] 指定理由 経済力集中度 (製品・全国比・順位)	聴聞会 日付 意見	決定指令 日付 内容	実施された措置 日付 内容	終結指令 日付 指令者	備考
北海道酪農協同 3000万円 51工場 3,536名	23. 4. 22 会社存続 株式処分	24. 6. 11 合併した工場を前所有者(森永・明治)が買戻して再開することを条件に，残存工場を乳業2社に分割	24. 6. 27 旧会社解散 乳業3社新設 3工場の処分 北酪の商号使用禁止	酪農品製造業における独占 バター* 78.2%① チーズ* 84.5%① 煉粉乳* 51.8%①	24. 7. 22 経営者 従業員 反対	25. 1. 20 会社存続 乳業1社を分離新設 2工場処分	25. 6 雪印乳業設立 存続会社は，北海道バターに社名変更	26. 6. 27 公正取引委員会	ESS/ACからはDRB勧告の案と，5社(乳業4社，その他1社)分割案の2案が提起された．
井華鉱業 8000万円 炭礦 13 金属鉱山 9 製煉所等 3 27,010名	23. 4. 8 旧会社解散 石炭 1社 銅 1社 建設 1社 電池 1社 商事 1社 新設	24. 6. 15 会社存続 石炭部門又は金属部門いずれかを新会社として分離	24. 6. 30 DRB勧告と同じ 井華の商号使用禁止	鉱業における独占 石炭* 4.1%④ 銅採掘* 9.0% 電気銅 20.9%	24. 7. 20 経営者 従業員 反対	24. 8. 3 石炭部門と金属部門の分離（1社新設，旧社存続又は2社新設旧社解散） 1社に井華の商号許可	会社存続 25. 3 別子鉱業 別子建設 別子百貨店 設立	26. 3. 10 公正取引委員会	ESS/AC案 石炭1社，金属1社の2社分割
帝国繊維 8594万円 33工場 13,771名	23. 4. 8 会社存続 化繊1社 新設	24. 6. 23 亜麻2社とレーヨン1社の3社に分割 絹紡工場等は処分	24. 7. 19 亜麻2社とスフ1社の3社に分割 帝国繊維の商号使用禁止	亜麻工業における独占 亜麻織維 99.6%① 純亜麻糸 79.8%① スフ糸 22.2%① 絹紡糸 10.6%⑤	24. 8. 9 経営者は，2社分割を主張 従業員は分割反対	25. 1. 20 亜麻2社新設，スフ1社新設(又は旧社継承) 帝国繊維の商号使用禁止	25. 7 帝国製麻 中央繊維 東邦レーヨン 設立 旧会社解散	26. 7. 12 公正取引委員会	
東宝 4000万円 撮影所 1 映画館・劇場 23 3,979名	23. 4. 19 会社存続 映画製作 1社 映画配給 1社 新設	24. 6. 24 会社存続 所有株式処分	24. 7. 30 DRB勧告と同じ	映画製作・配給・興行，演劇興行における独占 映画製作 15.2%③ 映画配給 25.6%②	24. 8. 23 出席者なし	24. 8. 28 指令案と同じ取引制限の事実をとり除くために公正取引委員会に記録移管	会社存続 株式処分	25. 3. 30 HCLC	ESS/AC案 映画製作・配給1社，映画興行1社の2社分割
松竹 5897万円 撮影所 2 映画館・劇場 42 4,392名	23. 4. 22 会社存続 株式処分 出版部門は廃止	24. 6. 25 会社存続 所有株式処分	24. 7. 30 DRB勧告と同じ	映画製作・配給・興行，演劇興行における独占 映画製作 26.5%① 映画配給 27.5%①	24. 8. 23 出席者なし	24. 8. 28 指令案と同じ取引制限の事実をとり除くために公正取引委員会に記録移管	会社存続 株式処分	25. 3. 15 HCLC	ESS/AC案 映画製作・配給1社，映画興行1社の2社分割

つづき

聴聞会 日付 意見	決定指令 日付 内容	実施された措置 日付 内容	終結指令 日付 指令者	備考
24. 8. 24 経営者 従業員 } 反対	24. 8. 28 指令案と同じ	会社存続（社名変更せず） 25. 5 神岡鉱業　設立	26. 4. 5 公正取引委員会	ESS/AC案 石炭2社，金属1社の3社分割 HCLC案 石炭（北海道）・金属1社と石炭（九州）1社の2社分割
24. 8. 24 経営者 従業員 } 反対	24. 8. 28 指令案と同じ	会社存続（社名変更せず） 25. 4 大平鉱業　設立	26. 3. 10 公正取引委員会	ESS/AC案 石炭2社，金属2社の4社分割 HCLC案 石炭1社，金属1社の2社分割
24. 12. 23 経営者，条件付で賛成 従業員　反対	25. 1. 20 指令案と同じ	会社存続 鉄道荷役施設の国鉄への譲渡，私鉄への賃貸，船舶の譲渡，株式処分	26. 6. 27 公正取引委員会	

出所：持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』，319～428ページ．「集排法手続記録」（公正取引委員会資料），Deconcentration Review Board Chronological File（大蔵省資料 Z 703-10），GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, 1945-1950*, #25, Deconcentration of Economic Power より作成．

反トラスト・カルテル課の意図からすると、きわめて縮小された規模に終わったことになる。アメリカの対日占領政策の転換が、集中排除政策の実施過程に、劇的ともいえる作用を及ぼしたわけである。

ただ、ここで注目すべき問題が残されている。それは、「集中排除法」による指定が解除された企業のなかに、自発的な企業分割・事業分離を、「企業再建整備法」にもとづく再建整備計画で実施した企業が存在することである。敗戦とともに激変した経済環境のな

表 4-7

会社名[1] 払込資本金 工場数など 従業員数	再編成計画書 日付 内容	DRB勧告 日付 内容	指令案 日付 内容	事実の認定[2] 指定理由 経済力集中度 （製品・全国比・順位）
三井鉱山 3億円 炭礦 7 金属鉱山 6 製煉所等 11 83,870名	23. 4. 8 旧会社解散 石炭 1社 金属 1社 砥石 1社 研究所 1 } 新設 2鉱山・1工場処分	24. 6. 27 石炭部門又は金属部門いずれかを新会社として分離	24. 7. 30 DRB勧告と同じ 三井の商号使用禁止	鉱業における独占 石炭* 16.4%① 鉛粗鉱* 40.8%① 電気鉛 37.0%① 電気亜鉛 41.7%①
三菱鉱業 2億5462万円 炭礦 17 金属鉱山 20 製煉所等 8 69,672名	28. 4. 8 旧会社解散 石炭 1社 金属鉱山 1社 金属加工 1社 } 新設 1工場処分	24. 6. 28 石炭部門又は金属部門いずれかを新会社として分離	24. 7. 30 DRB勧告と同じ 三菱の商号使用禁止	鉱業における独占 石炭* 11.8%② 錫採掘* 91.9%① 銅採掘* 23.6% 電気錫 100.0%①
日本通運 1億9700万円 9支社 378支店 104,937名	23. 4. 22 会社存続（支店数209店） 169支店によって第2会社169社を新設	24. 6. 27 会社存続 鉄道荷役施設の国鉄移管 所有株式処分	24. 12. 3 会社存続 鉄道荷役施設の国鉄・私鉄への譲渡又は賃貸 所有株式処分 船舶処分	小運送における独占 取扱数量* 83.3%① 作業数量* 80.5%①

（注）1. 払込資本金，工場数など，従業員数，は指定時現在．
2. 事実の認定は，指令案と同時に公表されたもの，経済力集中度は，原則として指定時ころの設備能力，ただし＊は実績．

かで、すべての企業は、それぞれ大きな難問をかかえながら、新しい事態への対応に懸命の努力を払ったわけであり、その対応の仕方ひとつとして、企業体制の再編成がおこなわれたものと、まず考えることができる。とくに、戦時経済統制期に政府の指導のもとにすすめられた企業統合や企業整備令による企業整備、あるいは、それと類似した状況でおこなわれた企業の合同・合併の結果としてつくりだされた企業体制は、いわば戦争の落し子であり、戦争経済の終焉、平和経済

への復帰という新事態に際しては、当然、なんらかの再編成を必要としていた。そして、再編成は、おおむね、旧企業体制の回復、すなわち、合併企業の再分離、買収工場の返還等の方向ですすめられたといえる。たとえば、大同毛織株式会社の場合には、昭和一七年二月の栗原系と兼松系の企業統合（四社合併）で新設された際に、将来許される時期に二系統を再分離する旨の申し合せがかわされており、[117] 集中排除法の指定が解除されたのちに、二系統を第二会社二社に分割する整備計画を提出し、昭和二四年一〇月に大同毛織（栗原系）と富士毛織（兼松系、のち兼松羊毛工業）の二社を設立している。また、磐城セメント株式会社の場合には、昭和一六年一一月に豊国セメント株式会社、一八年一二月に常陸セメント株式会社を合併していたが、二三年五月には、旧合併会社関係者によって設立された新しい豊国セメントと常陸セメント両社に、旧工場を返還譲渡する措置がとられた。[118] この二例では、戦時合併の当事者側の原状回復への意思が強く作用しているが、同じ戦時合併の解消でも、企業体としての経営合理化の観点が大きく作用した場合もある。たとえば、三菱化成工業株式会社は、昭和一七年一〇月に日本化成工業株式会社が新興人絹株式会社を合併し、さらに、一九年五月に旭硝子株式会社を合併して誕生した会社であったが、戦後、社内の再建整備委員会の検討のなかで、三事業部門を一企業体として合理的に経営することは困難であるから、真に能率的な経営を推進するために三社に分割することが得策であるとの結論を出し、二二年一月に三社分離を前提とした職制改正を実施した。[119] 集中排除法指定後、司令部は、同社の八社または九社分割を示唆し、集中排除審査委員会の内にもガラス部門を二分割した四社分割を必要とする旨の意見があったが、同社は、三社分割を強く主張し、結局、「集中排除法」指定解除ののち、昭和二五年六月に、旧社を解散し、日本化成工業、旭硝子、新光レイヨン三社を第二会社として新設したのである。

戦時合併・買収の原状回復のケースのほかに、戦時経済から平和経済への転換に対処して、企業体制の再編成を実

施したケースもある。まず、軍需生産を主目的とした航空機関係企業は、平和産業への転換をはかるに際して、大きな困難に直面し、企業再編成を余儀なくされた。富士産業株式会社（旧中島飛行機株式会社）は、持株会社に指定され、さらに、「集中排除法」指定も受けて再編成計画を検討し、工場別に一四社に分割する案を作成したが、昭和二三年七月には、B・C級企業（過度経済力集中であるが構造的再編成を必要としない企業）と判定され、二四年四月に「集中排除法」指定を解除された。[120] 持株会社であるために、持株会社整理委員会の監督のもとで、整理計画立案がすすめられ、会社側は一四社分割案を希望し、持株会社整理委員会側は経営の健全性の観点からより少数の会社に統合整理した分割を勧めたが、結局、工場の独立採算制・技術的異質性・戦時期の陸海軍系列による異和性などから工場の統合は困難と認められ、工場別の一一社分割が二五年八月に実施されたのである。川崎産業株式会社（旧川崎航空機工業株式会社）も、二五年五月に工場別の三社分割を実施している。[121]

航空機関係企業のほかにも、経営合理化の観点から企業再編成を実施した企業がある。日本無線株式会社は、昭和二三年三月に工場別の三社分割案を内容とする「再編成計画の作成に関する意図の簡単な説明書」を提出したが、そこでは、「過度経済力の集中の見地よりも、当面せる経営の苦境を打開し企業の健全な建て直しと云ふ具体的事実より各工場の分離を必須の条件としてゐる」と述べられている。[122] 日本無線は、二三年一二月に「集中排除法」指定を解除されたが、二四年一〇月には、工場別の四社分割を実施した。トヨタ自動車工業株式会社の場合も、昭和二三年四月の再編成計画書で、自動車製造、自動車販売、電装、ホーロー、紡績の五社分割案を提示し、二四年一月の「集中排除法」指定解除後に、四社分離（自動車製造部門が存続し、他の四事業を第二会社として分離）を実施した。[123] このうち、紡績部門は、昭和一八年一一月に合併した中央紡績株式会社の再分離であったが、他は、経営合理化を意図した事業部門分離と見ることができる。

やや異なった性質の企業分割の例としては、湯浅蓄電池製造株式会社の場合がある。同社は、蓄電池部門と乾電池部門を持っていたが、乾電池部門の従業員の分離独立の要請にこたえて、昭和二四年一月に、湯浅乾電池株式会社を分立させた。同社の「再編成計画の作成に関する意図の簡単な説明書」は、はじめ非分割を主張していたが、のちの修正説明書では、「高西工場の従業員の意志を尊重し、この際乾電池事業たる高西工場を分離せしめることとする」と分割の方向を示し、二三年五月の修正再編成計画書では、ふたたび非分割・株式処分の線で再編成を計画したにもかかわらず、結局、乾電池部門を独立させた。[124] 企業再編成に際して、労働者側の意向も無視し得ない重要性を持っていたことの例証でもある。

戦時合併・買収の原状回復、企業経営の合理化という二種の要因から、「集中排除法」指定が解除された企業のなかに、企業再編成を実施した企業があったわけであり、この二種の要因は、場合によって二重に作用した。ここで、

表 4-8　集排法指定解除後の企業再編成

会社名[1]	級別[2]	旧会社[3]	新会社[4]	再編成内容[5]	再編成事情[6]	備考
大同毛織	C	×	大同毛織，富士毛織	同種	再分離	
大同製鋼	C	×	新大同製鋼，大同鋼板	同種	再分離	
大日本機械工業	C	○	大機工業，大機ゴム工業	異種	合理化	
○大和紡績	D	○	大和機械工業	異種	合理化	
○富士産業	BC	×	富士自動車工業など11社	同種・異種	特別	工場別分割
池貝鉄工所	C	×	池貝鉄工，池貝館山製作所	同種	合理化	
磐城セメント	C	○	(豊国セメント，常陸セメント，敦賀セメント)	同種	再分離	工場返還
○鐘淵紡績	DRB	○	鐘淵化学工業	異種	再分離	
川西機械製作所	D	×	神戸工業，小野硝子工業所，灘琺瑯	異種	再分離	
○川崎重工業	DRB	○	川崎製鉄	異種	合理化	
川崎産業	D	×	川崎機械工業，川崎岐阜製作所，川崎都城製作所	同種	合理化	
○神戸製鋼所	DRB	○	神鋼電機，神鋼金属工業	異種	合理化	
○倉敷紡績	DRB	○	倉敷機械工業	異種	再分離	
京三製作所	D	○	大同信号，京三電機	同種		
松下木材	C	○	丸玉木材	同種		
明和興業	BC	×	新明和興業，明和自動車工業，(明和工務店，秋津社)	同種		( ) 内2社には出資
民生産業	C	×	民生ディゼル工業，鐘淵ディゼル工業	同種	再分離	
○三菱化工機	C	×	三菱化工機，田中機械	同種	再分離	
三菱化成工業	DRB	×	日本化成工業，旭硝子，新光レイヨン	異種	再分離	
三菱製鋼	C	×	長崎製鋼，東京鋼材	同種	再分離	
三井木船建造	C	×	三陸造船工業，三和造船，坂出造船，東京産業	同種・異種		
日本フエルト	C	○	市川毛織	同種	再分離	
日本ゴム	C	○	東邦紙業	異種	合理化	
日本化工木材	C	×	日本木材化工，日本合板工業	同種	再分離	
○日本無線	D	×	日本無線，長野日本無線，諏訪日本無線，上田日本無線	同種	合理化	
日本製鋼所	C	×	日本製鋼所，パインミシン製造	異種	合理化	
○日本曹達	DRB	○	日豊化学工業，日曹製鋼，日曹炭鉱	異種・同種		
日興工業	C	×	日興製作所，光工業	同種		
○日産化学工業	DRB	○	日本油脂	異種	再分離	
日商産業	B	○	日商燃料，日商化学工業	異種		
○理研工業	DRB	×	新理研工業など11社	同種・異種	再分離	
芝浦工機	C	×	芝浦工機，芝浦機械製作所，芝浦精機工業，芝浦機器	同種	合理化	
昭和飛行機工業	A	○	昭和食料工業	異種	合理化	
トヨタ自動車工業	D	○	日本電装，愛知琺瑯，トヨタ自動車販売，民成紡績	異種	合理化	
横浜護謨製造	D	○	金町ゴム工業	同種	再分離	
湯浅蓄電池製造	C	○	湯浅乾電池	同種	合理化	

(注)　1.　1)○印は持株会社指定を受けたもの．2)A，B，C＝昭和23年5月1日司令部発表のBC級／D＝A，B，BC級以外でDRB審査非対象／DRB審査対象．3)○印は旧会社の存続，×印は解散．4)旧会社と同名のものは第2会社．5)「同種」は同種部門の分割，「異種」は異種部門の分離．6)「再分離」は戦時合併（昭和12年以降）等の原状回復措置が主たる理由の場合，「合理化」は企業合理化が主たる理由の場合．

2.　表出のほかに「集中排除法」指定以前に新会社分立・工場返還等をおこなった企業として，日飛産業（ニッピ興業設立），東京無線電気（日本編織，浜松東京無線，松代東京無線設立），宇部興産（東洋セメント工業に小倉工場返還），四日市港運倉庫（極東冷蔵設立）がある．

出所：持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』，各社社史等により作成．

確認し得る限りで、企業再編成を実施した企業をリスト・アップしておこう（表4－8）。

これらの企業再編成は、一面では、戦後の新しい事態に対する企業独自の対応であったが、他面では、司令部の反独占政策が外的な契機となってそれを促進したという経緯も認められ、また、結果として、司令部の企業再編成方針が実現したといってよい場合もある。「企業再建整備法」にもとづく整備計画については、司令部の承認が必要であったことから考えると、これらの企業再編成のなかに、なんらかのかたちで司令部の意向が反映している可能性もないとはいえない。しかし、いまのところ、「集中排除法」指定解除のあとで、司令部の意向が強く作用して企業再編成がおこなわれたという事例を確認する明確な証拠は見出されてはいない。ただ、持株会社については、昭和二一年暮頃から、その他の企業については二二年夏頃から、司令部の企業再編成方針の示唆、指導がおこなわれていたから、再編成は不可避と判断した企業も多く、分割案・分離案が検討されるうちに、ある程度の既成事実（再編成にそなえた職制改正や人事配置）、あるいは経営者や従業員の間での再編成への期待感が積み重ねられてゆき、それが、「集中排除法」指定解除後の企業再編成につながったという場合はあり得たであろう。つまり、司令部の強制的な意向が、再編成の方向づけをおこない、司令部の強制が解かれたのちにも、その方向づけが既定方針として残り、自主的なかたちで再編成が実行された場合も考えられるわけである。司令部の財閥解体・集中排除政策が存在しなかった場合を仮定して、はたして、上記のような企業再編成が行なわれたか否かというかたちでこの問題をとらえなおしてみると、集中排除政策の影響は、単に、最終的に対象とされた一八企業のみにとどまらないということができるのではなかろうか。[125]

また、持株会社指定も受けず「集中排除法」の対象ともならなかった企業のなかにも、独占禁止・集中排除政策の展開を背景にして、自発的な企業分割をおこなったものがある。たとえば、電鉄会社の場合、昭和二二年六月に、近

畿日本鉄道が、南海電気鉄道を分離独立させたのを最初に、二三年六月には、東京急行電鉄が、京浜急行電鉄、小田急電鉄、京王帝都電鉄を分離独立させ、百貨店を東横興業に譲渡する再編成をおこない、ややおくれて、二四年一二月には、京阪神急行電鉄が、京阪電気鉄道を分割独立させた。戦時中の統合合併を、再分離したかたちが多いが、再編成が実現したひとつの要因として、独占禁止政策をあげることができる。[126] 独占禁止政策の影響は、かなり広範囲に及んだといってよかろう。

(1) 昭和二二年一二月一七日の放送会館に於ける記者会見、SCAP Conference, 1947. 12. 18, Radiopress（大蔵省資料Z五二六―二七―七）。

(2) Memorandum, ESS/AC, Policy and Standards for Economic Concentration, Sept. 18, 1947, GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan*, #25, Deconcentration of Economic Power, p. 9.

(3) Standard of Reorganization and Type of Information of Designated Industry, Oct. 3, 1947.（大蔵省資料Z五一一―三〇九）。この日付は一〇月三日となっているが、一〇月一日付の経済安定本部仮訳（「再編成の基準―司令部案仮訳」、大蔵省資料Z五一一―三〇九）があり、司令部反トラスト・カルテル課からは、九月末頃に提示されたものと考えられる。

(4) 「第一回国会参議院財政及び金融、商業、鉱工業連合委員会議録」第三号（昭和二二年一一月二六日）。

(5) 同第五号（昭和二二年一一月二〇日）。

(6) 「第一回国会参議院財政及び金融委員会議録」第四〇号（昭和二二年一一月二六日）。

(7) 経済企画庁資料。

(8) Herbert H. Scheier, Brief History of the Reorganization Branch of the Antitrust and Cartels Division, ESS, GHQ/SCAP, Oct., 1949, pp. 25-26.（大蔵省資料Z七三〇―四）。

(9) A Lowyer's Report on Japan Attacks Plan to Run Occupation——For to the Left of Anything Now Tolerated in America, *Newsweek*, Dec. 1, 1947. この記事は、一二月三日に経済安定本部の手で訳出されている（「経調外第二三号」）。

(10) Washington Views FEC Document 230 as Best for Japan (Washington, UP, Dec. 6), *Nippon Times*, Dec. 9,

1947.

(11) Letter, Royall to Lovett, Dec. 16, 1947. (大蔵省資料Z七三六一八)。

(12) Congressional Record, Senate, Dec. 19, 1947, Vol. 93, No. 168, pp. 11809-11.

(13) 『朝日新聞』昭和二二年一二月二八日。

(14) A Speech made by Secretary of the Army Kenneth C. Royall in San Francisco, Jan. 6, 1948, *Nippon Times,* Jan. 17, 1948.

(15) Statement to be made to Far Eastern Commission by United States Member, *Foreign Relations of the United States, 1948,* VI, pp. 654-56.

(16) 陸軍省提案のSWNCC-三八〇 (Unilateral Action on Japanese Economic Problems, July 22, 1947) は、国務省、FECアメリカ代表の反対をうけ、国務省提案のSWNCC-三八一 (Revival of the Japanese Economy, July 22, 1947) も意見の一致にはいたらず、陸軍省新提案のSWNCC-三八四 (The Economic Recovery of Japan, Oct. 3, 1947) が、修正のうえ、一九四八年一月二一日に合意をみて、マッコイ声明として公表された (SWNCC Summaries and Decisions, 大蔵省資料Z七〇五一七／一)。

(17) GHQ/SCAP, *op. cit.,* p. 23, 反トラスト・カルテル課が、昭和二三年一月一三日付でComments Regarding Re-Draft of SANACC 302/2 を作成している。その内容は不明であり、修正案がどの段階のものであるかも判らない。

(18) H. Scheier, *op. cit.,* pp. 32-33.

(19) Congressional Record, Senate, Feb. 17, 1948, p. 1362.

(20) Radio, SCAP to Dept. of Army, Z36542, Jan. 26, 1948. (大蔵省資料Z七〇三一一〇)。

(21) Memorandum SCAP to Dept. of Army, Feb. 4, 1948. (大蔵省資料Z七〇三一一二)。

(22) *Ibid.,* 持株会社整理委員会公示第二号、第四号と対照できるような訳文とした。

(23) 「過度経済力集中排除法」による指定企業は、指定企業者と呼ばれた。その各社別の詳細は、持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』、二四一八八ページ参照。

(24) 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』、三一五ページ。

(25) H. Scheier, *op. cit.,* pp. 30-31.

(26) F. Wisner to F. McCoy, March 2, 1948, *Foreign Relations of the United States, 1948,* VI, pp. 953-54.

(27) Report by the Director of the Policy Planning Staff, March 25, 1948, *FRUS, 1948,* Vol. VI, pp. 691-712.

(28) 『昭和財政史—終戦から講和まで』第三巻「アメリカの対日占領政策」第四章第三節参照。

(29) GHQ/SCAP, *op. cit.,* p. 24.

(30) 『朝日新聞』昭和二三年三月一七日。

(31) *Nippon Times,* Apr. 8, 1948. なお、ドレーパー訪日中の三月二二日には、栗栖赳夫経済安定本部長官が、集中排除問題でドレーパー次官と会談した。経済安定本部「過度経済力集中排除法施行後の経過概略」(昭和二三年五月二五日) (経済企画庁資料)。

(32) 大蔵省資料Z七二一一九。

(33) H. Scheier, *op. cit.,* p. 46.

(34) H. Scheier, *op. cit.,* p. 30.

(35) Memo for Record, by O. Freile, ESS, Apr. 17, 1948. (大蔵省資料Z七〇三一一二)。

(36) 前記フレイル・メモでは「二五社以内」、出席者の一人であったシャイアーの記述では「二〇社以上」となっている (H. Scheier, *op. cit.,* p. 51.)。

(37) Memorandum, ESS/AC to Chief, ESS, Change in Deconcentration Policy, Apr. 19, 1948, GHQ/SCAP, *op. cit.,* p. 27.

(38) H. Scheier, *op. cit.,* p. 52.

(39) Radio, Royall to MacArthur, W80378, Apr. 26, 1948. (大蔵省資料Z七三六一八)。

(40) Radio, SCAP to Dept. of Army, C 60254, Apr. 27, 1948. (同前)。

(41) Radio, Royall to MacArthur, W80610 Apr. 29, 1948. (同前)。

(42) 『朝日新聞』昭和二三年七月一日。

(43) 司令部は、昭和二三年一月二六日の陸軍省宛電文 (Z36542) で、委員会のメンバーに関して、①司法省反トラスト部からの反トラスト関係専門家、②証券取引委員会からの証券および企業財務関係専門家、③企業経営専門家、④工業技術・工場管理専門家、⑤適当な識見役、の五名の選任を依頼し、その人物は、日本に利害関係のある企業と無関係であること、アメ

リカ反トラスト法違反に問われている企業と無関係であることという条件をつけていた。メンバー選定過程で，司令部は，本国政府が示した候補者について，上記の条件に抵触するとして反対し，再考をうながす電文を陸軍省宛に送っている (Radio, SCAP to Dept. of Army, Personnel for Deconcentration Review Board, C58810, Feb. 24, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一一)。したがって，最終的な人選は，司令部との合意の上でおこなわれたものと見られる。委員会は，四月二六日に宣誓式をおこなって正式に設置された。

メンバーの略歴は次の通りである。

R・キャンベル　ニューヨーク造船会社社長。昭和二二年八月に第二次ストライク調査団の一員(海外調査相談所 Overseas Consultants, Inc. のメンバー) として来日した。

J・ロビンソン　ロビンソン自動連結器の発明者でロビンソン連結器会社，ジョセフ・ロビンソン商会社長。戦時生産委員会 War Production Board の主任技師，国家調査協議会戦時冶金委員会 War Metallurgy Committee of National Research Council の精密鋳造諮問委員の経歴をもつ。

W・バッチンソン　司法省トラスト部所属。アイオワ州北部地方検事補佐官 Assistant District Attorney，反トラスト部付司法長官特別補佐官の経歴をもつ。

B・ウッドサイド　証券取引委員会法人金融部の副部長。

E・バーガー　クリーブランド公益事業会社，ロレイン中央銀行副社長。昭和二二年二月に日本電力産業調査団の一員として来日した。

これらのメンバーの知名度について，E・ハドレーは，ウッドサイドを除いて一九四三年から一九五〇年の *Who's Who* にはのっていないと述べている (E. M. Hadley, *Antitrust in Japan*, p. 167)。

(44) Radio, SCAP to Dept. of Army, Z36542, Jan. 26, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。

(45) Memorandum for File, by Byron D. Woodside, Proposed Revision of "Standards for Excessive Concentrations in Industrial Fields", Submitted to General Marquat by A. C. Carpenter, Chief, Legal Section, May 4, 1948, June 11, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。なお，正式の要請は，Memorandum, ESS to DRB, Deconcentration Standards, May 10, 1948. でおこなわれたが，原文は未見である。GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 32–33 参照。

(46) Memorandum, DRB to Chief, ESS, Proposed Revision of Standards for Excessive Concentrations in Industrial Fields, June 12, 1948. ただし原文未見のため，注(3)の Memorandum by B. Woodside と GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 34 による。

(47) Memorandum by E. Welsh, Policy and Procedure re Japanese Commercial Banks, May 14, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一一)。

(48) Memorandum, ESS/AC to DRB, untitled, June 5, 1948. GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 34.

(49) Memorandum, DRB to SCAP, The Yasuda Bank, Ltd., the Teikoku Bank, Ltd., the Mitsubishi Bank, Ltd., the Sanwa Bank, Ltd., the Sumitomo Bank, Ltd., of Japan, July 2, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。

(50) Memorandum by E. Welsh, Banks and the Deconcentration Law, July 30, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一一)。

(51) 『朝日新聞』昭和二三年七月三一日。

(52) DRB, the Official Records, Basic Interpretation of Authority, June 7, 1948, (大蔵省資料Z七〇三—一〇) および Memorandum, DRB to SCAP, Deconcentration Review Board, June 4, 1948. (同)。

(53) Memorandum, Chief, ESS to DRB, Operating Procedure re Law No. 207, June 10, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。

(54) DRB to SCAP, Report and Recommendations on Over-all Policy on Deconcentration of Industrial, Distributive, Insurance and Banking Enterprise, draft, July 31, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一一)。

(55) 「集排法手続記録」日本曹達株式会社 (公正取引委員会資料)。

(56) H. Scheier, *op. cit.*, p. 62. なお，日本曹達のケースについての以下の記述は，特記以外は，シャイアーによる。

(57) Memorandum, DRB to SCAP, Findings and Recommendations in the Matter of Nippon Soda Kabushiki Kaisha (Nippon Soda Co., Ltd.) HCLC Order No. 172—Proposed Order Approving Voluntary Reorganization Plan, Aug. 19, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。

(58) Memorandum, DRB to SCAP, Recommendations with Reference to Certain Aspects of the Deconcentration Program, Aug. 28, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。

(59) 「集排法手続記録」各社ファイル (公正取引委員会資料) による。

(60) Memorandum, ESS/AC to Chief, ESS, Analysis Relating to Deconcentration Review Board's Memorandum to

SCAP, 28 August 1948, Sept. 4, 1948, H. Scheier, *op. cit.*, pp. 65–68.

(61) Memorandum, Legal Section to Marquat, Proposed Memorandum from DRB for SCAP, Subject: Recommendations with Reference to Certain Aspects of the Deconcentration Program, dated 28 August 1948, Aug. 31, 1948.

(62) Radio, SCAP to Draper, Initial Report of DRB, C65098, Nov. 3, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。

(63) H・シャイアー（公正取引課—反トラスト・カルテル課の後身—再編成係長）は、集中排除審査委員会のメモランダム提出は、「権限に関する基本的解釈」に明示された任務から委員会が逸脱しはじめたことをしめしていると記述している (H. Scheier, *op. cit.*, p. 65)。また、E・ハドレーも、同趣旨のことを述べ、マッカーサーもアメリカ政府の政策転換におさえこまれていなかったならば、このような異例の手続を黙認したかどうか疑問であると記している (E. M. Hadley, *op. cit.*, p. 170)。

(64) 昭和二三年八月一二日には、ドレーパー陸軍次官がマッカーサーに手紙を送り、集中排除審査委員会が問題の解決に役立っているかどうか質問し、今後活動報告を毎月または四半期ごとに送付するよう要請して、陸軍省の関心の深さをしめした (Draper to MacArthur, Aug. 12, 1948. 大蔵省資料Z七三六—八)。これにこたえて、マッカーサーは、集中排除審査委員会に満足しているとの返書を、八月一四日にドレーパーに送った (MacArthur to Draper, Aug. 14, 1948. 大蔵省資料Z七三六—八)。集中排除審査委員会が陸軍省の支持を受けている以上、マッカーサーとしては、その提案を尊重せざるを得なかったわけである。

(65) Memorandum for File, ESS, Meeting held on 11 Sept. 48, at 0930 hours, in General Marquat's office concerning findings of the DRB in the Case of the Nippon Soda Company, no date. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。会合の雰囲気については、安藤良雄編著『昭和政治経済史への証言』下、所収の勝村敏太郎（当時、持株会社整理委員会委員）「占領下の財界」を参照。勝村氏は、会合ののちにウェルシュ反トラスト・カルテル課長が、「司令部は緩和したけれども、お前たちががんばればいくらでもやれる。あくまでファイトせよ」と述べていたと回顧している。

(66) 『朝日新聞』昭和二三年九月一四日。

(67) Memorandum, ESS/AC to Acting Chief, ESS, Implementation of Law No. 207, Sept. 23, 1948, H. Scheier, *op. cit.*, pp. 75–76.

(68) Division of Northeast Asian Affairs (Allison) to Office of Far Eastern Affairs (Butterworth), Proposed Course of Action on Japanese Industrial Deconcentration, Sept. 23, 1948.

(69) Memorandum, the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Butterworth) to the Assistant Secretary of State for Occupied Areas (Saltzman), Proposed Course of Action on Japanese Industrial Deconcentration Sept. 24, 1948, *FRUS, 1948*, VI, pp. 1022–23.

(70) Recommendations with respect to U.S. Policy toward Japan, NSC 13/2, *FRUS, 1948*, VI, p. 860.

(71) O (W. Wilds) to FE (Butterworth), FEC 230, Dec. 8, 1948.

(72) Statement by the United States Representative on the Far Eastern Commission (McCoy) on December 9, *FRUS, 1948*, VI, pp. 1056–59.

(73) FEC, Excessive Concentrations of Economic Power in Japan, Australian Statement Regarding FEC 230/3, Dec. 20, 1948, FEC 230/5. (大蔵省資料Z七〇三—六二)。

(74) FEC, Excessive Concentrations of Economic Power in Japan, U. K. Statement of 12 May, 1949, FEC 230/8. (大蔵省資料Z七〇三—六二)。

(75) マッコイ声明は、ただちに公表されたが、国務省の内部には、集中排除政策は現在もなお占領の基本目的のひとつであるという表現にたいして、批判も出された。すなわち、極東局北東アジア課長M・ビショップ Max W. Bishop は、極東局長W・バタワース William W. Butterworth へのメモで、NSC一三／二文書にてらして、集中排除政策が、占領基本目的であるか疑問であると述べ、政策変更ではないと主張することで、日本とアメリカの経済界の支持が得られるであろうかと反問し、このような表現は、司令部内部の集中排除に熱心な勤勉家達 deconcentration eager beavers in SCAP をよろこばせることになると警告している (Bishop to Butterworth and Allison, 'State Department Officials' Remarks Regarding Continued Deconcentration in Japan, Dec. 17, 1948. (大蔵省資料Z七三六—八)。

(76) 「集排法手続記録」各社ファイル（公正取引委員会資料）。以下各企業の指令案は、この資料による。

(77) Memorandum, DRB to SCAP, Findings and Recommendations in the Matter of Nissan Kagaku Kogyo Kabushiki Kaisha, Oct. 14, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。

(78) Memorandum, DRB to SCAP, Findings and Recommendations in the Matter of Nippon Kokan Kabushiki Kai-

sha, Nov. 1, 1948, Findings and Recommendations in the Matter of Kabushiki Kaisha Kobe Seikosho, Nov. 4, 1948, Findings and Recommendations in the Matter of Fuso Kinzoku Kogyo Kabushiki Kaisha, Nov. 4, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)°

(79) H. Scheier, *op. cit.*, p. 78.

(80) Memorandum, DRB to SCAP, Findings and Recommendations in the Matter of Nippon Seitetsu Kabushiki Kaisha, Nov. 15, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)°

(81) Memorandum, DRB to SCAP, Findings and Recommendations in the Matter of Oji Seishi Kabushiki Kaisha, Dec. 11, 1948. (同前)°

(82) Memorandum, DRB to SCAP, Findings and Recommendations in the Matter of Dai Nippon Beer Kabushiki Kaisha, Dec. 20, 1948. (同前)°

(83) Memorandum for File, DRB Interpretation of Interpretative Provisions of the Enforcement of Law No. 207 of 1947, Dec. 23, 1948, GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 42.

(84) H. Scheier, *op. cit.*, p. 78. のシャイアーのモノグラフは、一九四九年一〇月に書かれたことに注意。

(85) この手続の変更は、「すみやかにことを運ぶため」におこなわれ、司令部も同意したと記録されている (Memorandum, DRB to SCAP, Final Report of the Deconcentration Review Board, July 15, 1949. 大蔵省資料Z七〇三—一〇)°

(86) 昭和二三年五月一日の指定解除に関する声明 (『朝日新聞』昭和二三年五月二日)°

(87) H. Scheier, *op. cit.*, p. 78.

(88) Memorandum, DRB to SCAP, Final Report of the Deconcentration Review Board, July 15, 1949. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)°

(89) H. Scheier, *op. cit.*, pp. 78–79.

(90) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 65–68.

(91) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 71, 74–77.

(92) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 55–59.

(93) Memorandum, DRB to SCAP, Findings and Recommendations in the Matter of Mitsubishi Denki Kabushiki Kaisha, Dec. 30, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)°

(94) Memorandum, DRB to SCAP, Findings and Recommendations in the Matter of Hitachi Seisakusho Kabushiki Kaisha, Jan. 24, 1949, Findings and Recommendations in the Matter of Tokyo Shibaura Denki K. K., Jan. 25, 1949. (同前)°

(95) 将来の状況を想定したうえで判断するという方法は、東洋高圧工業株式会社の場合にもとられている。集中排除審査委員会は、硫安に関しては、競争企業が多いという理由で問題にしなかったが、尿素・メタノールの生産における東洋高圧工業の高い集中度 (それぞれ全国比八四%、四六%) には注目している。しかし、集中度が高いのは統制の作用が大きな要因と判断し、資材等の配分が自由になれば、他の企業がそれらの製品を生産するようになろうと想定して、過度経済力の集中ではないと判定している (Memorandum, DRB to SCAP, Findings and Recommendations in the Matter of Toyo Koatsu Kabushiki Kaisha, March 14, 1949. 同前)°

(96) 注(92)に同じ°

(97) H. Scheier, *op. cit.*, p. 84.

(98) Memorandum, DRB to SCAP, The Board's Recommendation in the Matter of Mitsui Kosan Kabushiki Kaisha, June 27, 1949, Memorandum, DRB to SCAP, The Board's Recommendation in the Matter of Mitsubishi Kogyo Kabushiki Kaisha, June 28, 1949. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)°

(99) H. Scheier, *op. cit.*, p. 85.

(100) Memorandum, DRB to SCAP, Matter of Mitsui Kagaku Kogyo Kabushiki Kaisha, March 10, 1949, Memorandum, DRB to SCAP, Matter of Mitsubishi Kasei Kogyo Kabushiki Kaisha, March 30, 1949. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)°

(101) Memorandum, DRB to SCAP, Matter of Nisshin Kagaku Kogyo K. K., March 31, 1949. (同前)°

(102) 注(98)に同じ°

(103) Memorandum, DRB to SCAP, Recommendations of ESS/AC with Reference to Seven of the 'Big Ten' Spinning Companies, Feb. 24, 1949. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)° なお、いわゆる紡績一〇社のうち、大和紡績、日清紡績、敷島紡績各株式会社は、綿糸業であるために集中排除審査委員会にはまわされなかったが、指定解除は、六社と同時におこなわ

れた。

(104) GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 70.

(105) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 60–62.

(106) この事件に関しては、公正取引委員会『独占禁止政策三十年史』、六〇ページ参照。

(107) Memorandum, DRB to SCAP, Nippon Kayaku Kabushiki Kaisha, March 10, 1949. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。

(108) GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 71.

(109) 注(98)と同資料。再編成計画書は、昭和二三年四月八日提出のもので、二四年八月の聴聞会では、三井鉱山側は、分割反対意見を提出した(「集排法手続記録」三井鉱山株式会社、公正取引委員会資料)。

(110) 昭和二四年五月には、日本製粉株式会社の二分割案にたいして、経済科学局工業課が分割反対意見を(Memorandum, ESS/IND to DRB, Proposed Reorganization of Nippon Seifun K. K., May 5, 1949. 大蔵省資料Z七〇二—一一)、帝国繊維の分割案にたいして、経済科学局繊維課が分割反対意見を(Memorandum, Textile Division, ESS to DRB, Teikoku Sen-i K. K., Proposed Plan of Reorganization, May 6, 1949, 同)、松竹と東宝の二社分割案にたいして、民間情報教育局が分割反対意見を(Memorandum, Civil Information and Education Section to DRB, no title, May 9, 1949, 同)、それぞれ提出している。

(111) Letter, Westinghouse Electric International Company to Deconcentration Review Board, Aug. 27, 1948. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。

(112) Memorandum, Economic Stabilization Board to Deconcentration Review Board, June 20, 1949.

(113) たとえば、三菱鉱業に関する勧告のなかには、「鉱業企業は、ドッジ・プランの厳しさに直面している」との表現が見られる(注(98)と同資料)。

(114) Memorandum, R. S. Campbell, Deconcentration Review Board Recommendations, (setting forth the Minority Recommendations), Apr. 9, 1949. (大蔵省資料Z七〇三—一〇)。少数意見の提出者は、四社ともR・キャンベルとB・ウッドサイドの二名であった。

(115) Memorandum, DRB to SCAP, Matter of Mitsui Kosan Kabushiki Kaisha, Minority Report. June 17, 1949. (同前)。少数意見の提出者はキャンベルとウッドサイドである。

(116) DRB, Chronological File, Index. (同前)。少数意見を記した原文書は欠落のため未見である。

(117) 大同毛織株式会社『糸ひとすじ』、一六八七ページ。

(118) 東洋経済新報社編『会社銀行百年史』。

(119) 三菱化成工業株式会社に関しては、三菱レイヨン株式会社『三〇年史』、旭硝子株式会社『社史』等による。

(120) 富士産業株式会社に関しては、持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』による。

(121) 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』。

(122) 「集排法手続記録」日本無線株式会社。

(123) 「集排法手続記録」トヨタ自動車工業株式会社、トヨタ自動車工業株式会社『トヨタ自動車二十年史』。

(124) 「集排法手続記録」湯浅蓄電池製造株式会社、湯浅蓄電池株式会社『湯浅三十五年のあゆみ』。なお、湯浅蓄電池株式会社と湯浅乾電池株式会社は、昭和二九年一一月に再合併して、湯浅電池株式会社となっている。

(125) ソーボルト外交局長(政治顧問代理)は、国務省宛の報告書で、集中排除政策の範囲と効果は大きくなかったが、集排法指定解除後にそもそもは反トラスト・カルテル課が提示したところの線に沿って、再編成をおこなった多くの企業があった事実についても注意をうながしている(The Acting Political Adviser in Japan (W. J. Sebald) to the Secretary of State, Aug. 25, 1949, *FRUS, 1949*, VII, p. 843.)。なお、植草益「集中排除政策についての新視点」(『経済評論』昭和五二年二月号)参照。

(126) 京浜急行電鉄株式会社『京浜急行八十年史』、一七二ページ。

第四節　独占禁止法の改正

昭和二三年五、六月頃から、「独占禁止法」の改正の動きが表面化した。この時期は、すでに見たように、対日政策の転換が、かなりはっきりと日本側に察知されはじめた頃であり、情勢の変化に対応して、法改正を求める声があがったといえる。とはいえ、最初は、集中排除政策の大転換を予測して、それが独占禁止法にまで波及するであろうことを期待した改正要求であったわけではない。たしかに、集中排除政策転換の気配は、昭和二三年四月初の外電が、帰国したドレーパー陸軍次官の談話として、FEC-二三〇文書の集中排除計画の多くが放棄されると伝えたことなどから、日本側に感知されてはいたが、その転換が、具体的にどのようなかたちになるかは不明なままであり、漠然とした期待が持たれていた段階であった。法改正要求は、より一般的な対日政策転換状況のうちから芽生えたのである。すなわち、日本の経済復興と自立化が積極的な占領政策の課題となった状況のなかで、経済復興のひとつの鍵として外国貿易の復興が強調され、さらに、外資の導入による生産回復の途が主張されるにいたり、外国貿易・外資導入との関連において、「独占禁止法」改正がまず問題となった。また、経済復興という課題にたいして、財閥解体諸措置にともなって持株会社整理委員会に保有されることになった証券（株式・社債）等の処分の遅延や企業再建整備計画にもとづく増資の困難が、ひとつのマイナス要因と考えられるにいたり、証券消化の途として、法人持株を許す方向での独占禁止法改正も問題となったのである。

外資導入が大きくとりあげられたのは、昭和二三年三月に芦田均内閣が成立したときである。芦田内閣は、組閣と

同時に発表した声明の第一項で、新内閣の重要使命が、外資導入による経済再建と対外信用の回復にあるとうたい、外資に依存した経済復興計画を立案した。経済安定本部が五月に作成した経済復興計画第一次試案では、目標年度（昭和二七年）までの国際収支の累積赤字は、アメリカの対日援助と外資の導入で穴埋めする予定とされていた。外資導入を実現するには、為替レート問題をはじめとして、多くの解決さるべき課題が存在したが、そのうちのひとつが、国際的協定・契約に厳しい制限をつけていた「独占禁止法」の改正であった。そして、経済安定本部に設けられた外資委員会の幹事会は、昭和二三年七月に、「外資導入に関する独占禁止法の改正に関する件」（以下「経済安定本部案」と略称）を発表した。(1)

「経済安定本部案」は、外資導入が円滑におこなわれるために、「独占禁止法」の第六条、第一〇条、第一二条を改正することを提案した。第六条は、第一項で、特定の共同行為（価格・生産量・販売量・技術・販路の制限等……第四条第一項）を内容としたり、科学・技術に関する知識・情報の交換を制限したりする国際的協定・契約を禁止し、第二項で、その協定・契約の競争に対する影響が問題とする程度に至らない場合には不適用と規定し、第三・四項で、相当期間継続する国際的協定・契約は公正取引委員会の認可制と規定していた。「経済安定本部案」は、外資導入に際しては販路・数量等の制限を条件とする契約が要求され、競争制限的な影響は相当大きいと予想されるという理由から、第六条第二項の不適用の範囲を、「独占禁止法」第一条の目的に反しない場合というように拡大規定することを提案した。また、事業会社の他社株式取得を特定の例外を除いて禁止した第一〇条については、外資導入が、外国会社による日本会社の株式一部取得という形態をとる場合が多いであろうとの理由から、例外規定の拡大を提案した。会社の社債保有の限度を規定した第一二条については、社債発行による外資導入を考慮して、外貨建社債は例外とするよう提案した。

こうして、独占禁止法改正は、まず、外資導入を理由として日本側から提案されたわけであるが、これにたいするアメリカ側の態度を見てみよう。アメリカ本国では、FEC-二三〇文書にたいする支持中止が決定されたのち、一九四八年五月に、国務・陸軍・海軍・空軍四省調整委員会（SANACC）が、その下部機構である極東小委員会（略称SFE）で検討中の政策文書案「国際貿易における日本企業の制限的契約の廃棄」（SFE-一九六文書）を廃案にしている。[2] SFE-一九六は、一九四七年六月、つまり、SWNCC-三〇二／二（FEC-二三〇）が極東委員会に提案された直後の時期に国務省からSFEに提案された文書で、「独占禁止法」よりも厳密な条件を設けて国際カルテル協定や制限的特許権使用契約を廃棄させることと、その実施のために「独占禁止法」を強化することを提案した政策文書である。SFE-一九六は、来日したドレーパー陸軍次官によって司令部にその存在が伝えられた様子で、内容を知ったシーボルト政治顧問代理は、一九四八年三月に、国務長官にその廃棄を強く進言した。[3] シーボルトは、SFE-一九六を、経済理論の立場からのみ起案された政策文書が、日本の現実の場でほとんど役に立たない好例といい、日本国民に責任を持たせることが問題となっている時期に、これ以上の干渉を加えるべきではないと主張している。この進言を受けて、国務省は、SFE-一九六の取下げをSANACCに要請したものと思われる。SFE-一九六の廃棄は、アメリカ政府が、独占禁止政策の日本へのこれ以上の強制を放棄したという点で、「独占禁止法」改正にアメリカが同意する可能性をしめす出来事であった。

また、この頃のケナン政策企画室長の発言にも、独占禁止法改正の可能性を示唆するものがある。一九四八年六月に、カナダ政府と対日政策の検討をおこなった際、ケナンは、日本の法人資産の八〇％近くが持株会社整理委員会に保有されている現状は、企業のイニシアティヴを窒息させているから、これ以上日本の産業復興を遅らせないように、この状態を早急に処理したいと語っている。[4] このように、アメリカ本国では、対日政策転換の過程で「独占禁止法」改正を承認する下地ができつつあったといってよい。

司令部側では、昭和二三年八月中旬に、「独占禁止法」第六条の国際協定・契約等の認可制を届出制に改めることを検討するよう日本側に指示するという対応をしめした。[5] この指示が出された経緯は不明であり、これをもって、司令部が日本側の要請した法改正の準備作業開始を指示したと断定することはできない。当時は、民間貿易の再開とともに増加の一途をたどった国際的契約等の認可申請をまえにして、公正取引委員会が、処理能力の不足に苦しむ状況にあった[6]ので、司令部は、とりあえず、この問題の解決のために、第六条改正の検討を指示したのかもしれない。しかし、司令部の意図がどうであれ、この指示は、「独占禁止法」改正への動きを本格的なものとするきっかけになったといえる。以来、公正取引委員会が、反トラスト・カルテル課との法改正折衝を開始したのであった。

独占禁止法改正の動きを、さらに推進する要因となったのは、集中排除審査委員会（DRB）の勧告であった。集中排除政策の再検討のために、一九四八年五月に来日した集中排除審査委員会は、集中排除法ばかりでなく、「独占禁止法」にたいしても早い時期から関心をしめしていた。一九四八年七月の末に、反トラスト・カルテル課の取引法係主任L・サルウィンは、審査委員会のメンバーであるB・ウッドサイドとW・ハッチンソンの二人から、「独占禁止法」制定の経緯について詳しい説明を求められた。[7] 二人の質問は、「独占禁止法」はいくつかの点で行き過ぎているのではないかなど、すでに、批判的雰囲気をもっていた。そして、八月二八日付で審査委員会がマッカーサーへ提出した「集中排除計画の諸問題に関する勧告」には、前述（五三三ページ）のように、「独占禁止法」の再検討を勧告する一項が盛り込まれた。

審査委員会の勧告は、独占禁止法が、それ自体として改正を必要とする行き過ぎた反トラスト法制であると指摘したわけであり、外資導入のための改正提案とは、全く異なった観点からの問題提起であった。この勧告にたいしては、

司令部の法務局は、ただちに、反対意見はない旨の結論を出したが、[8] 反トラスト・カルテル課は、かなり反発したものと推測される。審査委員会勧告の独占禁止法改正に関する部分は公表されなかったが、何らかのルートで、その内容は日本側に洩れ伝えられたから、法改正を要求する勢力は大いに力を得ることになり、法改正の要求範囲も、次第に拡大されていった。

「独占禁止法」公布とほぼ同じ頃に結成された経済団体連合会は、昭和二三年六月に独占禁止法対策委員会を設け、同月末には、「独占禁止法」の改正に関する意見をまとめた。[9] その内容は判明しないが、その後、経済団体連合会は、政府や司令部側と非公式に接触し、改正の可能な範囲を打診しながら、潮時をはかっていた。そして、九月八日には、堀越経済安定本部副長官、黄田公正取引委員会総務部長、笹山持株会社整理委員会委員長を招いて、「独占禁止法」改正意見案をしめし、意見の交換をおこなう官民懇談会を開催し、積極的な働きかけを開始した。この時の経済団体連合会の法改正意見[10] は、外資導入を槓杆とする自立経済の達成が内外の世論となりつつある新しい情勢に対応して、法改正が必要となったと主張し、八項にわたって改正案をしめした。その主要内容は次の通りである。

(1) (イ)第六条第二項の適用除外規定を改正し、制限的協定・契約であっても、それを結ばなければ、輸入契約が成立しないとか、通商活動が困難となる場合は適用除外とする。
　(ロ)第六条の第五項として、輸出カルテルの適用除外規定を新設する。
(2) 第一〇条を改正し、事業会社が、競争関係にない他社の株式を、株式総数の五%以内に限り取得できることとする。
(3) 第一一条の金融会社の株式保有制限を株式総数の五%以内から一〇%以内に拡大させる。
(4) 第一二条の会社の社債保有の制限を、事業会社に限定し、金融機関の社債保有は無制限にする。

(5) 第一三条の役員兼任の制限を、競争会社間の役員兼任禁止のみとし、兼任数による制限は撤廃する。
(6) 第一五条の会社の合併不認可条件のうち、合理化に役立たない場合を削除する。
(7) 第三章（第八条）をはじめとして、不当な事業能力の較差に関する規定をすべて削除する。
(8) 法の適用対象を、総資産五〇〇万円以上の事業者・会社に限定し、中小企業を対象外とする。

経済団体連合会の改正意見は、外資導入を改正理由の第一にかかげているが、さきの「経済安定本部案」が、第六、一〇、一二条の改正提案にとどまっているのと比較すると、改正範囲は大幅に拡張されている。経済団体連合会は、外資導入を大義名分としながら、「独占禁止法」の緩和工作に着手したとの印象が強い。外資、とくにアメリカ資本の導入をはかるために、独占禁止法制をアメリカの反トラスト法制のレベルにまで緩和しなければならないという主張の背後には、外資導入とは無関係に、日本企業独自の強い願望が働いているとみるべきであろう。

経済団体連合会の改正意見は、その後、さらにエスカレートした。昭和二三年一〇月に公式に政府に建議した意見[11] では、第一〇条を「クレイトン法」の線まで緩和すること、第一一条の金融会社の株式保有制限に関して、子会社株については、公正取引委員会に届け出ることによって一〇%以上保有を許すこと、第一二条の会社の社債保有についての制限はすべて撤廃すること、第一三条の役員兼任制限に関して、競争会社間であっても実質的に競争を制限するおそれのない場合には兼任を許すことなどが要求されている。審査委員会の動きと司令部の反応をさぐりながら、改正要求を拡大させたのである。関西経済同友会、[12] 大阪商工会議所[13] などの経済団体からも、類似の「独占禁止法改正意見」が出された。

日本政府は、これらの法改正要請にこたえて公正取引委員会を中心に、法改正準備に本格的に着手した。起案者は不明であるが、昭和二三年九月一六日付の次のような改正案が、大蔵省理財局会社課で検討されている。[14]

第十条　金融業以外の事業を営む会社は、左の各号の一に該当する場合には、他の会社の株式を取得し又は所有してはならない。

一　事業活動に必要な物資、用役その他経済上の利益の供給について継続的な関係にある会社又は特許発明又は実用新案の利用関係にある会社の株式の取得又は所有でない場合

二　不公正な競争方法を用い又は用うべきことを以て強制して当該株式を取得する場合

三　当該株式を所有することに依り、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反し又は反することとなる虞がある場合

金融業以外の事業を営む会社であつてその総資産（未払込株金、未払込出資金又は未払込基金に対する請求権を除く。以下同じ。）が五千万円を超えるものは、他の会社の株式を取得しようとする場合には、あらかじめ前項各号の一に該当しないことを明らかにし且つ左に掲げる事項を記載した文書を以て公正取引委員会に届け出なければならない。

一　株式を取得しようとする会社と競争関係にある会社がその株式の発行会社の株式を所有している場合にはその旨及びその株式数

二　取得しようとする株式の発行会社が他の会社の株式を所有している場合には、その旨及び株式数

前項の場合において他の会社の株式を取得しようとする会社は届出の日から十五日を経過するまでは、その株式を取得してはならない、但し、緊急を要する特別の理由がある場合に、その旨を明らかにして公正取引委員会に申し出で、公正取引委員会が文書を以てその理由があると認めたときには、この限りではない。

第二項の場合において、株式を取得しようとする会社とその株式を発行する会社とが一定の事業分野において現実に競争している場合には、その株式の取得についてその旨及び第一項各号の一に該当しないことを明らかにし且第二項各号に掲げる事項を記載した文書を以て公正取引委員会に届け出で、その認可を受けなければならない。

前項の場合において株式を取得しようとする会社は、届出の日から三十日を経過するまではその株式を取得してはならない。

金融業以外の事業を営む会社であつてその総資産五千万円以下のものが他の会社の株式を取得した場合には、第一項各号の

一に該当しないことを明らかにし且つ第二項各号に掲げる事項を記載した文書を以て公正取引委員会に届け出なければならない。

第十一条改正案

第十一条第二項中「五百万円」とあるを、「五千万円」と改め同条第三項第二号を削り同条第四項中、「認可を受け」とあるを「届け出」に改める。

第十二条改正案

会社は他の会社の社債を所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなる場合には、その社債を取得し又は所有してはならない。会社は、他の会社の資本金額（株金総額、出資総額、株金総額及び出資総額の合計額又は基金総額をいう。）の百分の二十五に相当する金額を超えてその会社の社債を所有することとなる場合には、その社債の取得について公正取引委員会に届け出なければならない。

前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し株式とあるのは、社債と読み替えるものとする。

第十三条第一項改正案

会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事するものであつて役員以外のものをいう。）はその会社と競争関係にある他の会社の役員を兼ねてはならない。

第十四条改正案

第十四条第一項中「取得」の下に「又は所有」を加え、同条第二項中「各会社」とあるを「何れか一会社」と「の認可を受け」とあるを「に届け出」と改める。同条第三項及び第四項を次のように改める。

会社の役員はその就任の際、就任する会社と競争関係である会社の株式を所有している場合、又はその会社と競争関係にある他の会社の株式を取得した場合には、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

同条第五号を削る。

第十五条　会社は左の各号の一に該当し公共の利益に反することとなる場合には、合併してはならない。

一　当該合併が生産、販売又は経営の合理化に役立たない場合

二　当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合

三　当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる虞がある場合

四　当該合併が不正な競争方法を用い又は用うべきことを以て強制されたものである場合

2　会社が合併しようとする場合において、その何れか一方の会社の総資産が五千万円を超えるときは、前項各号の規定に該当しないことを明らかにして公正取引委員会に届け出てその認可を受けなければならない。

3　前項の場合において会社は、届出の日から三十日を経過するまでは、当該合併をしてはならない。

4　第二項の場合を除くの外、会社が合併した場合には、第一項各号の規定に該当しないことを明らかにして公正取引委員会に届け出なければならない。

第十六条　前条の規定は、会社が他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の事業上実質的に重要な固定資産の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をする場合にこれを準用する。但し「合併」とあるのは「他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の事業上実質的に重要な固定資産の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社の営業上の損益全部を共通にする契約」と読み替えるものとする。

第十七条の二

第十条第一項、第十一条第一項若しくは、第二項、第十二条第一項、第十三条、第十四条第一項、の規定違反、第十四条第三項の届出があつた場合において一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより反し又は反することとなる場合又は第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条の規定の違反があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該違反の排除に必要な措置を命ずることができる。

この「九月一六日案」には、かねてから問題であった第六条改正が記載されていないが、これはすでに既定のこととされていたものと思われる。理財局における検討のために作られた関連文書には、この案が、九月一七日頃に公正取引委員会の私案として司令部に提出されたとの鉛筆による書き込みがある。[15] また、「五人委ヨリ独占禁止法改正スベシトノ報告出テ居ル如シ」という書き込みもあるから、集中排除審査委員会の勧告は、日本側に伝聞されたことはたしかである。

司令部と折衝したうえで、昭和二三年九月二二日には公正取引委員会が、ある程度まで司令部の了解を得たといわれる独占禁止法改正法案要綱（以後「改正要綱」と略称）を策定し、同月二七日の次官会議、経済閣僚懇談会に提出した。「改正要綱」の主要点は次の通りである。[16]

(1)　第二条第六項の不公正な競争方法の定義のうちにある会社の役員の範囲を、監査役までとして支配人以下ははずすこと。

(2)　第四条（特定の共同行為の禁止）を改正し、第三条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の例示規定とすること。

(3)　第六条（特定の国際的協定又は契約の禁止）を削除すること。

(4)　第一〇条（事業会社の株式取得制限）の認可制を撤廃し、実質的競争制限のおそれある場合を除いて株式取得を認めること。

(5)　第一一条の金融機関の株式取得制限を緩和し、株式総数の一〇%以上取得を届出制とすること。

(6)　第一二条（会社の社債保有の制限）を削除すること。

(7)　第一三条の会社役員兼任の制限は、第一〇条と同様の基準にまで緩和し、兼任数制限を撤廃すること。

(8)　第一四条（個人の株式所有の制限）の認可制を届出制に改めること。

(9)　第一五条（合併の制限）、第一六条（営業の譲受等の制限）を、第一〇条と同様の基準にまで緩和し、認可制を事前届出制に改めること。

「改正要綱」は、前の「九月一六日案」にくらべて、第一一条、第一二条について、より規制を緩和した内容となっている。ここには記されていないが、第一七条に排除措置規定を追加することは、「九月一六日案」と同様であったものと思われる。また、「改正要綱」は、第二、四、一四、一六各条の改正をとりあげた点で、経済団体連合会の改正意見より改正範囲が広く、また、第六、一〇、一一、一二各条の改正内容も経済団体連合会意見より徹底しているように思われる。日本側の法改正提案にたいして、司令部は、かなり厳しい反応をしめした。反トラスト・カルテル課も、昭和二三年九月の時点で、外資導入のためには、第六条と第一〇条の改正が必要であることを、はっきりと認めていた。[17] そして、芦田内閣の外資導入に依存した経済復興・中間安定計画にたいしては、司令部も同調する態度をしめしていたから、外資導入のための「独占禁止法」改正には、司令部は積極的であった。しかし、司令部は、法改正を、必要最小限にとどめ、法の基本理念には変更を加えない方針をとったから、日本側が、いわば外資導入を楯にして反独占政策の切崩しをはかろうとした動きに対しては、強い拒否の反応をしめしたのである。すなわち、一九四八年一〇月二日に、ウエルシュ反トラスト・カルテル課長が中山公正取引委員会委員長に送ったメモランダム「独占禁止法改正提案について」[18] では、まず、次のような警告が述べられている。

独占禁止法と外資導入問題との関連についての各種の意見表明には留意している。この種の意見表明のうちの多くの主張が、独占禁止法をその基本目的において弱めようとする努力を表わしており、外資導入の必要という隠れ蓑をまとっていることに考慮が払われている。公正取引委員会がこの点を認識し、独占禁止法が制定され公正取引委員会が設立された目的のために専念されることを強く要望する。

このように、日本側の動きにクギをさしたうえで、ウエルシュ課長は、司令部側の改正案（以下、「司令部一〇月案」と略称）をしめし、公正取引委員会の検討をうながした。改正の要点は次の通りである。

第六条　国際的協定・契約の認可制を事後届出制（二〇日以内）に改める。

第九条　持株会社の定義に、他社株式を保有する商社（主として商品売買に従事する会社）を追加する。

第一〇条　会社の証券（株式・社債等）保有は、それが競争を減殺する場合、取引を制限する場合、独占を創出する場合に禁止する。競争関係にある日本会社間の証券保有、外国会社による日本の競争会社二社以上の証券保有、日本で生産・販売活動をする外国会社による日本の競争会社の証券保有は、禁止する。

第一一条　金融会社の株式保有制限の適用除外例に、担保権行使の結果としての保有、企業再建整備計画にもとづく保有を追加する。

第一二条　変更なし。

第一三条　役員兼任制限のなかで、会社の四分の一以上の役員が他社役員を兼任している場合の兼任禁止を削除し、一役員の兼任限度を四以内から三以内に引下げる。

第一四条　個人の株式保有制限を、証券保有制限にまで拡張し、一〇%以上保有の認可条件を厳しくする。

第一五条　合併不認可条件のうち、合理化に役立たない場合を削除する。

第一六条　営業の譲受等の制限のなかに、他社の固定資産の重要部分の譲受を追加する。

第一七条の二　第四章各条の脱法行為にたいする排除措置を新しく規定する。

「司令部一〇月案」は、国際的協定・契約を事後届出制とし、会社の株式保有禁止原則を廃止するなどの点では法の緩和を認めているが、商社の持株禁止、個人の社債保有制限、固定資産譲受制限、などを新しく規定し、役員兼任

限度を引下げるなど、法の強化をはかる意図もしめしている。

司令部の強硬な姿勢に対して、日本側は、一〇月一二日に、公正取引委員会から、独占禁止法を改正する理由を詳述した文書を提出して再考を求めた。[19] 公正取引委員会は、この文書で、①著しく不健全化した企業経理を、「資本構成の原則」によって再建整備を図ることが急務であり、そのため会社の新設・増資等による巨額の証券消化が必要不可欠であるから、現行独占禁止法の第一〇、一一、一二条の厳格な制限規定を緩和する必要がある、②民間外資の導入をはかるために、第六条および第四章の予防的諸規定を国際的水準にまで緩和する必要があると、改正理由を述べ、形式的禁止規定と認可制限をできるだけ取除き、厳重な届出制度と機敏な排除措置によって競争秩序の破壊にいたる危険状態の発生を防止するように法改正をおこないたいと提案している。

司令部と折衝を続けた公正取引委員会は、一九四八年一二月一日に、法改正案とその説明書を作成した。[20] 説明書のなかでは、改正の基本的根拠として、第一に、「独占禁止法」が、あまりに多くの認可制を規定しているので、公正取引委員会は、通常の行政的瑣末事に追われ、法の真の執行が多かれ少なかれ阻害されているから、認可制を必要最小限に切りつめる法改正が必要と考えられることが挙げられている。そして、第二に、株式の消化、第三に、外資導入が改正根拠とされている。この時点の法改正への動きが、認可制の廃止に大きな力点を置いたものであったことがうかがえる。国家財政の現状ではとうてい認められないような大規模な公正取引委員会のスタッフの拡大をおこなえばともかく、それができない以上は、認可制を届出制に改めて、公正取引委員会の事務的負担を軽減する必要があるという主張は、たしかにある面では納得できる。つまり、前にも述べたように、貿易再開とともに国際的契約数は増大し、その認可事務に公正取引委員会が忙殺されていた事情などを考えれば、認可制削減の要求ももっともである。しかし、法第四章（株式保有・役員兼任・合併・営業譲受）の認可制にも手を着けるとなると、そこには、公正取引委員会の

処理能力の限界を口実とした「独占禁止法」の骨抜きの意図が働いていると、司令部側に判断されてもいたしかたないであろう。司令部側は、この点で再度強い姿勢を見せるが、それを述べる前に、一二月一日の法改正案（以下、「公正取引委員会一二月案」と略称）の主要点を見ておこう。

第四条第二項　特定の共同行為禁止の不適用条件が、競争に対する影響が問題とする程度にいたらない場合と規定されているのを、同影響が実質的でない場合に改める。

第六条　国際的協定・契約の禁止規定のうちの知識・情報交換制限の禁止（第一項第二号）を削除する。不適用条件を、第四条第二項と同様に改める。第三項の認可制を事後（二〇日以内）届出制に改める。

第九条　持株会社となってはならないとの文言を追加する。

第一〇条　事業会社の株式所有は、実質的競争制限をもたらす場合に禁止する規定に改正する。①競争会社、②既にその株式を取得した会社と競争関係にある会社、③役員が兼任している会社と競争関係にある会社の株式取得は禁止する。但し、前項の禁止は、競争に対する影響が軽微な場合には適用しない。商社の場合には自社資本金の一〇％以上にあたる他社株式の取得を禁止する。総資産五〇〇万円以上の事業会社が他社株式を取得した場合は、事後（二〇日以内）届出制とする。

第一一条　金融会社が、他社株式総数の五％以上を取得する場合を認可制とする。総資産五〇〇万円以上という限定は削除する。

第一二条　社債が企業支配の手段に用いられるとは考えられないので、本条は削除する。

第一三条　役員の兼任は、実質的競争制限をもたらす場合に禁止することとする。①競争会社、②既にその株式を取得した会社と競争関係にある会社、③役員が兼任している会社と競争関係にある会社の役員兼任は禁止する。

但し、前項の禁止は、競争に対する影響が軽微な場合には適用しない。総資産五〇〇万円以上の会社の役員が他社の役員を兼任した場合は、事後（二〇日以内）届出制とする。

第一四条　個人が、競争会社二社以上の株式を、いずれかの一社の総株式の一〇％以上保有するにいたった場合は、事後（二〇日以内）届出制とする。

第一五条　会社の合併を、不当な事業能力較差・実質的競争制限が生ずる場合、不公正方法による場合に禁止する。総資産額が一〇〇〇万円以上の会社の合併は認可制とし、他の場合は、事後（二〇日以内）届出制とする。

第一六条　営業・固定資産の譲受等については、第一五条の規定を準用する。

第一七条の二　排除措置を新しく規定する。

このように「公正取引委員会一二月案」は、共同行為、国際的協定、株式保有、役員兼任、合併などについて、実質的に競争を制限しない限りは公認するという原則を打ち出し、認可制の多くを事後届出制にかえる改正案であった。とくに、第一〇条、第一三条では、競争会社であっても、影響が軽微な場合には、株式保有・役員兼任を認めるという重大な改正が提案され、第一一条でも、金融会社の株式保有について、認可制のワクをはめながら五％以内という限度をはずし、第一二条を全面削除して社債保有制限を撤廃するなど、かなり大規模な「独占禁止法」の緩和が意図されている。第一〇条の商社の株式保有制限など、司令部側の意向を汲んだ規定も新設されているが、おおむね、対日政策転換の情勢を察知した日本側が、積極的に大幅な緩和案を提起したものと見てよかろう。

この「公正取引委員会一二月案」は、集中排除審査委員会のメンバーの一人であるW・ハッチンソンによってアメリカ政府に伝えられた。一二月七日に東京を出発したハッチンソンは、一二月二一日にドレーパー陸軍次官と会談し審査委員会の活動に関して口頭で報告をおこない、さらに、国務省のC・ザルツマン占領地域担当国務次官補とも会

談し、翌一九四九年一月三日には、口頭報告の補足として報告書「集中排除審査委員会の活動と集中排除計画一般についての報告と要約」を、ドレーパー次官宛に提出した。[21] ハッチンソン報告は、事実経過について、反トラスト・カルテル課からは反論が出されそうな、片寄った仕方で要約したうえで、いくつかの勧告をおこなっている。勧告のひとつは、「集中排除法」の実施に関するもので、集中排除政策の解釈と方針決定は、経済科学局長以上のレベルでおこなうべきこと、反トラスト・カルテル課は、審査委員会の決定を遅滞なく実行すべきこと、などの内容のものであった。審査委員会と反トラスト・カルテル課の集中排除政策をめぐっての確執が、この勧告ににじみ出ている。もうひとつの勧告は、関連した占領政策についてであり、そのなかで、「独占禁止法」の再検討のために、有能な反トラスト法専門家を派遣することが提案されている。この点について、ハッチンソンは、別に、「独占禁止法に関する報告」[22]を提出した。

この報告で、ハッチンソンは、資料を付しながら、独占禁止法改正の動きについて経過を述べ、法第六、一〇、一一、一三、一五、一六条が、基本的な反トラスト法の原則と一致しているか否か、その原則を超えているのではないか、外資導入を妨害・遅延あるいは禁止しているのではないか、日本の経済・産業の復興と占領計画の成功にとって障害をなしているのではないかという問題を生じさせていると書いている。そして、次の三項目の勧告をおこなった。

1　陸軍省は、基本的な反トラスト原則に精通したトップ・レベルの有能な法律家を司令部付に臨時任命するよう、司法長官に要請することの当否を検討すること。

2　その法律家は、司令部経済科学局長に直属し、次の事のために必要な法改正を、然るべき径路で日本政府に勧告することを目的として、独占禁止法及び関係法令を検討する全権を与えられること。

a　独占禁止法を基本的反トラスト原則に一致させる

b　関係法令を改正独占禁止法と一致させる

c　日本の経済、産業の復興と占領計画の成功とを促進させる

3　その法律家は、経済科学局の関係各課および日本政府と協議ののちは、経済科学局長にたいしてのみ責任を持つこと。すべて勧告は、経済科学局長に提出され、司令部法務局の許可を経たのちに、連合軍最高司令官に提出されて承認をうけ、日本政府に伝達されること。

ハッチンソンの報告は、前出の審査委員会の司令部宛勧告（一九四八年八月二八日付）と基本的に同じであるが、改正が必要な条項を具体的に列挙し、改正理由として、反トラスト原則との不一致のほかに、外資導入、経済復興の障害となることを挙げている点で、審査委員会勧告よりも突っ込んだ内容になっている。ハッチンソンの勧告が、審査委員会の総意にもとづくものか、ハッチンソン個人の見解によるものか、判然とはしないが、その報告は、本国で重要視され、とくに国務省内で、賛否の論議をまきおこした。

ハッチンソン報告は、陸軍省から、国務省のザルツマン占領地域担当国務次官補に回付され、同次官補は、国務省内の関係部局に検討を要請した。一方、ドレーパー陸軍次官は、国務省側からの正式の同意をまたずに、一九四九年一月一九日に、ハッチンソンの勧告内容をマッカーサーに伝えるとともに、陸軍長官が司法長官に法律家の派遣の件を相談したところ、それは可能である旨の回答を得たが、マッカーサーの意向は如何であろうかとの問合せの電報を発した。[23] マッカーサーは、一月二一日に、法律家の派遣に異議はないとの返電を送った。[24] この返電は、マーカット経済科学局長も同意のうえで打たれている。この交信によって、陸軍省と司令部との間では、「独占禁止法」の改正をおこなうという方針が確認されたわけである。マッカーサーは、すでに一九四八年秋頃には、「独占禁止法」改正に

同意していたらしく、訪日したR・リード博士（ドレーパー陸軍次官事務所勤務）は、帰国後の報告（一九四八年一〇月二八日、国務省関係者との会談）で、マッカーサーは、日本の反トラスト法がアメリカのそれを超えていることを知らなかったが、最近は、日本法をアメリカ法に適合させることを示唆していると語っている。[25] したがって、法改正の内容については、アメリカの反トラスト法の線まで日本法を緩和するという大枠の合意が、一九四九年一月下旬に陸軍省と司令部間で成立したと見てよかろう。

「独占禁止法」の緩和にたいして、国務省の極東局北東アジア課は、はやくから賛成の態度をしめしたが、国務省の国際通商政策局からは、かなり強い反対意見が出され、国務省としては、賛否の態度を決定するにはいたらなかったようである。[26]

ところで、司令部側は、昭和二四年二月に、独自の改正案（以下、「司令部二月案」と略称）をしめした。[27] その内容の主要点は次の通りであった。

第二条第二項　競争の定義として、二以上の事業者が、同種若くは類似の商品またはサービスを同一の潜在的買手に対して生産しまたは販売し得る状態との規定を新設する。

第六条　国際的協定・契約の禁止規定のうちの知識・情報交換制限の禁止（第一項第二号）を削除する。第三項の認可制を事後（三〇日以内）届出制に改める。

第九条　持株会社たる機能を営んではならないとの文言を追加する。持株会社の定義に、他社の事業活動に影響を及ぼすことを目的とする会社も含める。

第一〇条　会社の証券（株式・社債等）保有は、それが競争を減殺する場合、取引を制限する場合、独占をもたらす場合に禁止する。日本および外国の会社が、日本において競争関係にある会社の証券を保有することは禁止す

る。事業会社が他社の証券を保有した場合には、毎年定期的に報告書を提出させる。

第一一条　金融会社の株式保有を五％以内に制限する規定のうち、総資産五〇〇万円以上という限定を削除する。

第一二条　削除。

第一三条　役員の兼任は、競争会社間を禁止するだけにする。

第一四条　個人の株式保有制限を、証券保有制限にまで拡張し、一〇％以上保有の認可条件を厳しくする。

第一五条　合併不認可条件のうち、合理化に役立たない場合を削除する。

第一六条　営業の譲受等の制限のなかに他社の固定資産の重要部分の譲受を追加する。

第一七条の二　排除措置を新しく規定する。

「司令部二月案」は、前の「司令部一〇月案」にくらべれば、第六条第一項第二号の削除、第九条の商社規制新設提案の取下げ、第一〇条の競争会社の範囲の縮小、第一三条の役員兼任制限の緩和などの点で、より寛大な改正案ではあるが、「公正取引委員会一二月案」が求めた改正点の重大な部分は拒否されている。司令部側は、対日政策の転換が、「独占禁止法」の精神にまで変化を与えることを強く警戒し、日本側の提案に、ふたたび拒否反応をしめしたわけである。しかし、NSC－一三／二が正式に採択されてからは、諸改革を日本に同化させること、日本政府のイニシアティヴを認めることが基本線とされたから、司令部も、自案を日本政府に押しつけるわけにはゆかなくなっていた。

日本政府は、粘り強い交渉の結果、司令部側の譲歩を得て、昭和二四年四月二八日には政府案を国会に提出するにいたった。政府案の主要改正部分は、次の通りである。[28]

第二条第二項「競争」の定義を、二以上の事業者が、①同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給することと、②同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けることのいずれかができる状態と規定する。

第六条　国際的協定・契約の禁止規定のうちの知識・情報交換制限の禁止（第一項第二号）を削除する。第三項の認可制を事後（三〇日以内）届出制とする。

第九条　会社は、国内において持株会社となってはならないとの項を新設する。

第一〇条　会社の株式または社債保有は、競争を実質的に減殺したり制限する場合、不公正な方法による場合に禁止する。事業会社が、競争会社の株式または社債を保有することは禁止する。但し、子会社は、競争会社と解釈しない。総資産五〇〇万円以上の事業会社が、他社株式・社債を保有する場合には、年二回、報告書を提出する。

第一一条　金融会社の株式保有を五％以内に制限する規定のうち、総資産五〇〇万円以上という限定を削除し、すべての金融会社に適用することとする。担保権行使等による限度以上保有は適用除外とする。適用除外の場合、一年以上保有しようとするときは、認可制とし、認可を与える時は、すみやかな株式処分を条件とすること。

第一二条　削除。

第一三条　役員兼任は、競争会社間のみを禁止する。

第一四条　個人の株式保有制限を、社債にまで拡張する。競争会社二社以上のうち一社の総株数の一〇％以上所有は事後（三〇日以内）届出制とする。新任役員が、競争会社の株式を保有できるのは三〇日以内とするが、特別の事情あるときは、すみやかな処分を条件に、その期間延長を承認することができるものとする。

第一五条　会社の合併を、不当な事業能力較差・実質的競争制限が生ずる場合、不公正方法による場合に禁止する。総資産五〇〇万円以上の会社の合併は認可制とし、他の場合は、事後（三〇日以内）届出制とする。

第一六条　営業・固定資産の譲受等については、第一五条の規定を準用する。但し、外国会社については認可制と

する。

第一七条の二　排除措置を新しく規定する。

この政府案は、「公正取引委員会一二月案」とくらべると、かなりひかえ目な改正案であるが、「司令部二月案」からすれば、いくつかの点で、一層の法の緩和が盛込まれている。まず、第一〇条では、競争の減殺・制限に、「実質的に」との語句が付され、法解釈に含みを持たせる表現になっている。また、「司令部二月案」では、第一〇条で、金融会社が競争会社の社債を保有することは禁じられていたが、政府案では、この禁止規定はない。第一四条の個人の証券保有制限で、「司令部二月案」は、株式・社債の一〇％以上保有を認可制としたが、政府案は、株式の一〇％以上保有を事後届出制としている。第一五条の合併制限と第一六条の営業譲受制限では、政府案は、「公正取引委員会一二月案」に近い線を打ち出している。

国会においては、日本社会党、日本共産党の反対があったが、結局、民主自由党、民主党野党派、民主党連立派の共同提案による修正案が、昭和二四年五月一三日に衆議院、五月二〇日に参議院で可決され、改正法が成立した。国会による修正は、第一五条の合併（五〇〇万円以上）認可制を、すべての合併を事前届出制にすること、第一六条の外国会社の営業等譲受認可制を削除することなどであった。第一五条修正は、第一六条の営業等の譲受についても準用されるから、影響は大きい。この国会修正によって、法の緩和は、さらに一段と進められたわけである。第一六条の外国会社の特別扱いをとりやめた事情は明らかでない。

以上のような経過をへて、昭和二四年六月一八日に、「独占禁止法改正法」（昭和二四年法律第二一四号）が公布され、最初の本格的な法改正が実現した。集中排除法制定の過程でしだいに明確となり、その実施過程ではっきりとしめされるにいたったアメリカの独占禁止政策にたいする姿勢の転換は、「独占禁止法」の改正で、法原則のレベルにおいても確定的なものとなったのである。

(1) 公正取引委員会『独占禁止政策二十年史』、五四―五五ページ。七月二三日に発表とあるが、文書日付は七月三〇日となっている。

(2) Abrogation of Restrictive Contracts of Japanese Firms in International Trade, June 20, 1947. 一九四八年五月七日に国務省が撤回を申し入れ、五月一一日にSFE議題からはずされた。

(3) The Acting Political Adviser in Japan to the Secretary of State, March 23, 1948, *FRUS, 1948*, VI. pp. 689-90.

(4) Memorandum of Conversation, Prepared in the Canadian Department for External Affairs, June 3, 1948, *FRUS, 1948*, VI, p. 805.

(5) 公正取引委員会『独占禁止政策三十年史』、五二ページ。

(6) GHQ/SCAP, *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951*, #26, Promotion of Fair Trade Practices, pp. 55-56.

(7) Conference Memorandum by L.N. Salwin, July 30, 1948.（大蔵省資料Z七〇三―一一）。

(8) Memorandum, Legal Section to Marquat, Aug. 31, 1948.

(9) 経済団体連合会『経済団体連合会十年史』上、一六六ページ。

(10) 経済団体連合会「独占禁止法の改正に関する意見」（昭和二三年九月八日）（大蔵省資料Z六〇五―五）。

(11) 経済団体連合会「独占禁止法の改正に関する意見」（昭和二三年一〇月五日）（大蔵省資料Z六〇五―五）、経済団体連合会『経済団体連合会十年史』下、八五―八七ページの九月二五日付意見書とほぼ同じ。

(12) 昭和二三年九月一四日に関西経済同友会は、「独占禁止法の改正に関する意見」を発表した（前掲『独占禁止政策二十年史』、五四ページ）。

(13) 昭和二三年九月一八日付、大阪商工会議所経済法規専門委員会「独占禁止法改正意見書」（大蔵省資料Z六〇五―五）、ほぼ経団連一〇月意見書と同じであるが、第一一条の削除などより強い意見も含まれている。

(14) 理財局経済課ファイル（大蔵省資料Z六〇五―五）。

(15)　大蔵省理財局会社課「独占禁止法の改正について」(昭和二三年九月一二日)(大蔵省資料Z五一一一三一四)。

(16)　前掲『独占禁止政策二十年史』五五ページ。

(17)　Memorandum, by L. N. Salwin, Introduction of Foreign Investment and Amendment of the Anti-Monopoly Law (Articles 6 and 10), Sept. 24, 1948. (大蔵省資料Z七〇三一一一)。

(18)　Memorandum, E. C. Welsh to K. Nakayama, Chairman, Fair Trade Commission, Proposed Revision of Anti-Monopoly Law, Oct. 2, 1948. 後掲ハッチンソン報告(注(21))の付録による。

(19)　前掲『独占禁止政策三十年史』五二一五三ページ。

(20)　The Fair Trade Commission, Proposed Amendment of the Anti-Monopoly Law (Law No. 54 of 1947), Dec. 1, 1948, the same, Explanation on the Principal Amendments to the Anti-Monopoly Law, Dec. 1, 1948. 両文書とも後掲ハッチンソン報告(注(21))の付録による。

(21)　Memorandum, Walter R. Hutchinson to W. H. Draper, Report and Summary of the Activities of the Deconcentration Review Board and the Deconcentration Program in General, Jan. 3, 1949. (大蔵省資料Z七三六一八)。

(22)　W. R. Hutchinson, Report on Japanese Law No. 54, Jan. 3, 1949. (同前)。

(23)　Radio, Draper to MacArthur, Jan. 19, 1949. (同前)。

(24)　Radio, MacArthur to Draper, Jan. 21, 1949. (同前)。

(25)　Memorandum of Conversation, Department of State, Deconcentration Program in Japan, Oct. 28, 1948. (同前)。

(26)　国務省内部の対立の実態については、三和良一「一九四九年の独占禁止法改正」(中村隆英編著『占領期日本の経済と政治』)を参照のこと。

(27)　前掲『独占禁止政策二十年史』五五一五七ページ。

(28)　「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」(「第五回国会衆議院会議録」第二八号、昭和二四年五月一四日)。

付属資料

一　持株会社の解体に関する覚書（日本政府提案）
二　持株会社の解体（SCAPIN）
三　特定事業会社の報告（SCAPIN）
四　特定事業会社の証券類の売却又は移転（SCAPIN）
五　会社ノ解散ノ制限等ノ件（勅令）
六　制限会社一覧表の設定（SCAPIN）
七　制限会社の規制（SCAPIN）
八　持株会社整理委員会令（勅令）
九　持株会社整理委員会に関する法規（SCAPIN）
一〇　財閥家族の財産の持株会社整理委員会への移転（SCAPIN）
一一　財閥同族支配力排除法
一二　制限会社に関する補足規定（SCAPIN）
一三　会社の証券保有制限等に関する件（勅令）
一四　持株会社及び集中排除法指定会社と同一資本関係にある諸会社が共通に使用する商標、商号、社名、標章（SCAPIN）
一五　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
一六　過度経済力集中排除法
一七　鉱工業等の部門における過度の経済力の集中に関する基準（持株会社整理委員会公示）
一八　日本の過度経済力集中に関する政策（FEC）
（巻末より）
一九　持株会社一覧表
二〇　四財閥の系列会社一覧表
二一　「財閥同族支配力排除法」による財閥系統別指定会社一覧表
二二　四財閥の役員兼任関係

一　**持株会社の解体に関する覚書**（昭和二〇年一一月四日日本政府提案）

三井本社、安田保善社、住友本社、株式会社三菱本社―以下持株会社と称す―は、連合軍最高司令官の希望に応じ自発的解体の意向を以て大蔵大臣と会談を重ねきた。

以上の商社及び自発的解体を申出ずる同性格の他商社の解体を統轄すべく次の如き計画を提案し承認を求む。

一、A、持株会社は、その所有する一切の証券及びあらゆる商社、法人、その他企業に対し有する一切の所有権、管理、利権の証憑を持株会社整理委員会に移管すべし

B、持株会社は、その証券を所有し、所有権又は管理の証憑を保有する一切の金融的、工業的、商業的、非商業的企業に対し、直接たると間接たるとを問わず指令権又は管理権の行使を停止すべし

C、持株会社の取締役及び監査役は、本覚書第一項に記述せる如き証券及び所有権の証憑を移管したる後直ちに、以上持株会社に於て占むる一切の地位より辞職し、且つ直ちに解散さるべき持株会社の管理又は政策に関し、直接たると間接たるとを問わずいかなる影響をも及ぼすことなかるべし

D、三井、安田、住友、岩崎一族の一切の成員は金融的、商業的、非商業的又は工業的企業に占むる一切の地位より直ちに辞職し、且つ解体さるべき企業の管理又は政策に直接たると間接たるとを問わず影響を及ぼすことなかるべし

二、日本政府は持株会社整理委員会を設置す。その機能は左記に掲ぐるものを含む。

A、持株会社より移管されたる全財産の清算を可及的速に推進すること

B、移管財産と引換に持株会社に対し受領書を発行すること、同受領書は譲渡、移転、見返担保に供するを得ず

C、移管財産の最終的処分に至る迄の間、それに付随する投票権を行使すること、但しその範囲は会計及び報告の適当なる手段を保証し、及び管理、法人業務の変更、その他連合軍最高司令官の特に希望するが如き変更の達成に限ること

D、移管財産の最終的清算として持株会社に日本政府公債を交付し、前記受領書を回収すること

公債は、交付月日より十年以上の満期とし且つ譲渡を認めず、相続以外の移転を認めず。但し、委員会の決定による場合のみ見返担保に供することを得、かかる例外は税、相続税の支払及びこの種の目的に限定さるべし、持株会社整理委員会は、適当と認める際は持株会社の小株主に対し受領書中の相応権利の回収として譲渡可能の公債を交付しうる権限を付与さるべし、回収に際し交付さるる公債の額面は、持株会社よりの移管財産の清算による純売上金を超過することを得ず

E、小株主の利益を保護すること

F、受入資金の処理、税金その他負債の支払等の如く持株会社の一般事務過程中に惹起する事務上の問題の処理

三、持株会社整理委員会に移管されたる証券若しくはその他の財産の売却に際しては、これ等会社の雇傭員に購入優先権を

付与さるべく且つ株式の場合一人が買ひ得る株式は、所有権の民主化を最大限に保護するため制限さるべし。

四、持株会社整理委員会による移管財産の売却に際し、持株会社及び三井、安田、住友、岩崎一族はこれ等財産を購入し得ず、又これ等財産に関する名義、所有権若しくは利権を獲得することを得ず。

五、持株会社整理委員会の諸帳簿、諸記録、諸勘定及び会合は、如何なる時に於ても連合軍最高司令官に対し公開さるべく且つ同委員会の一切の行為は、最高司令官の承認又は検閲を受くべし。

六、持株会社整理委員会の委員たるべく推薦を受けたるものは、その任命に先立ち最高司令官の承認を要すべく且つ如何なる時に於ても最高司令官は、その欲する被推薦者を同委員会の委員に任命することを得。

七、証券及びその他所有権、管理の証憑を持株会社整理委員会に移管さるるや直ちに持株会社解体に対する手続を開始すること。

八、持株会社の解体は、持株会社整理委員会の監督下におかるべく、且つ持株会社がその債権者に支払うべき充分なる資産を保有しない場合同委員会は、最高司令官の同意を得て自己の所有する持株会社の資産を以て負債を支払う権限を有する。

九、持株会社整理委員会は、連合軍最高司令官の許可を得て本覚書第二項若しくはその他の項に述べられたる公債を持株会社株主に対し、その利益額に応ずる額において直接交付発行することを得べし。但し、持株会社解体が同公債の発行又は配布以前に達成されたる場合に限り前記案は、連合軍最高司令官の承認と共に即時効力を発するものとす。

（持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』）

二　持株会社の解体（昭和二〇年一一月六日SCAPIN-二四四）

一、三井本社、安田保善社、住友本社及び株式会社三菱本社の解体計画案を受領せることを通告する。

二、茲に提案の計画は全般的に是認せられたるを以て、日本帝国政府は、即時これが実施に進むべし。持株会社整理委員会に移管せられたる財産の処分は、連合軍最高司令官の事前承認なくしては一切為すべからず。日本政府は、持株会社整理委員会の設立に関する法制を最高司令官に提出しその承認を受くべし。提案を随時推敲又は修正し且つその実施を監督及び検閲する行動の完全なる自由が連合軍最高司令官に留保せられあることを明確に理解せらるるを要す。

三、日本帝国政府は、即時適切有効なる必要措置を取り三井本社、安田保善社、住友本社及び株式会社三菱本社並びに三井、岩崎、安田及び住友一家の家族若くは一切の彼等の代行者による一切の動産若くは不動産（右には証券並びにその他の所有権、負債又は支配権の証拠物件を含む。）の売却、贈与、譲受又は移転を禁止すべし。

四、日本帝国政府は、本覚書受領後十五日以内に左の各項を表示する報告書を連合軍最高司令官に手交すべし。

㋑　昭和二十年十一月一日現在に於ける三井、岩崎、安田及び住友一家の家族が権利、権限又は利害関係を有せる一切

の動産、不動産、証券及びその他の所有権、負債及び支配権の証拠物件

㋺　昭和二十年一月一日以降、三井、岩崎、安田及び住友一家の一切の家族により為されたる動産又は不動産（右には彼等の所有する証券その他所有権、負債及び支配権の証拠物件を含む。）の一切の取引

五、日本に於ける私的の工業、商業、金融及び農業の合同を解体し、且つ好ましからざる連鎖的経営陣並びに法人相互間証券所有を除去することは、連合軍最高司令官の意図なり、その目的とする所左の如し。

㋑　所得並びに生産及び商業の手段の所有権の一層広汎なる分配を許すこと

㋺　日本国内に於ける平和的民主主義的勢力の仲長に資する如き経済的方途及び制度の発達を促進すること

本覚書第一項に言及せる日本帝国政府の提案は、以上の目的に対する単なる予備手段と認めらるべし

六、よつて日本帝国政府は、左の諸計画を速かに提出し連合軍最高司令官の承認を受くべし。

㋑　本覚書第一項に受領確認をせる通報に言及せる以外の工業、商業、金融及び農業の結合の解体計画

㋺　私的独占を創設し助成し、又はその強化に資すべき一切の立法的又は行政的法令の撤廃計画

㋩　私的独占及び商業の制限、好ましからざる連鎖的経営陣、好ましからざる法人相互間の証券所有を除去並びに防止し、商業、工業及び農業よりの銀行の分離を確保し民主主義的基礎に立ち、工業、商業、金融及び農業に於ける競争の平等なる機会を商社及び個人に供与する如き法律の制定計画

七、日本帝国政府は、日本人が私的国際カルテル又はその他の制限的私的国際協定若くは取極に参加することを終止並びに禁止する為、即時有効なる必要手段を講ずべし。

八、本覚書受領の上はその旨を通告すべし。

（『日本財閥とその解体』）

三　特定事業会社の報告（昭和二〇年一〇月二二日SCAPIN-一七七）

一、左に掲ぐる名称の日本国内所在金融、商事及工業会社は別紙第一及第二に定むる報告を提出すべきことを指令す。

三井本社
三菱本社
住友本社
安田保善社
川崎重工業株式会社
日産株式会社
浅野本社
富士産業株式会社
渋沢同族株式会社
日本窒素肥料株式会社
古河合名会社
大倉組
野村合名会社
理研株式会社

日曹株式会社

右一覧表に追加して其の他の会社よりも随時同様の報告を徴求することあるべし。

二、別紙第一は工業及商事会社の報告に付用ふるものとし別紙第二は銀行其の他の金融機関の報告に付用ふるものとす。

三、右報告は本指令受領の日より四十五日以内に提出を完了すべきものとす、別紙方式に示したる如く報告の各節は其の完成次第独立に提出するものとす。

四、報告は総て八吋×一一吋の白紙に英文を以てタイプライターにて記するものとす、各報告は五部提出するものとす。

別紙第一

工業及商事会社の報告

一、各報告会社は、以下各項に示されたる完全なる報告書を自社及金融その他の関係で連繋ある凡ての子会社に付き各別に調製し、之を提出するを要す。

二、本指令に於て子会社とは報告会社がその業務の目的上次の如き関係を有する一切の株式合名合資会社組合をいふ。

a　直接間接に所有関係を持つもの。

b　現存株式或は社債の一種につき一割以上の利子亦は配当を享くるもの。

c　経営管理或は政策を左右する議決権に付一割以上の支配権を有するもの。

三、a　全報告書は、米合衆国現行の原則と最良の会計習慣に準じ英語を以て調製せらるべし。

b　報告書は八吋×一一吋の白紙にタイプライターを以て記入するを要す。若し、該サイズ使用不能の場合は、出来る限り該サイズに近き紙を用ふべく、而して何れの場合に於ても一報告書の全頁は同一サイズたるを要す。

c　行文は一行間隔とす。但し経理計表、諸計画書、諸表諸名簿の如きものにありては二行間隔を使用するものとす。

d　各報告書の提出部数は五部とす。

e　各頁の右上端より⅛吋の所に会社の略号及報告書の項目番号をタイプせらるべし。

四、提出すべき報告書は報告する会社のみについてなさるべし、該会社と其の子会社傍系会社とを併せ含むべきものに非ず。

五、報告書は暦年度基準に編まるべし。但し、帳簿及記録を会計年度基準とする会社に在りては、暦年度に最も適合せる会計年度を以て之に代ふる事を得。然し何れの場合に於ても夫々の報告書に於て記録される凡ての時期に付同一基準を用ふるを要す。更に、親会社及子会社の報告書は同一基準を用ふべく、但し、両者が通常各別の基準を以てしある時は此の限りに非ず。

六、報告書は各項に分割記述すべく各項はその番号及内容共以下小項に示す所と一致せしむべきものとす。

a　第一項　収益

収益の記録は一九三五年以降一九四四年迄の各年とし両端年を含む。その内容は、販売高、販売品の原価、減価銷却費、投資収入、租税支払額、配当支払額及余剰金勘定に振替られた剰余収入とす。

b　第二項　貸借対照表

貸借対照表は、一九三五年より一九四四年迄両端年を含め各

年度末に於けるものとしその内容として、表示すべきもの次の如し。

諸設備、不動産、減価銷却準備金の正味額及総額、投資額、製法及製品の特許権（別個に記帳しある場合）及流動資産の各項目即ち、現金、銀行預金、未収金、及在庫品とす。尚在庫品の算定基礎を註記するを要す。

負債勘定中、資本は詳細に記述さるべく、経常負債については、銀行借入金中支払日到達分、満期勘定等に区分して記入するものとす。

c　第三項　資本構成

㈠　一九四四年末に於ける各種株式資本、及議決権信託証券並に資産或は収入についての同種証書につき公称、既発行、及払込未済の各金額を示す表。社債、並に経常債務に属せざる同種債務証券に付亦同じ。

㈡　一九三五年より一九四四年迄両端年を含めて各年につき次の事項を示す表。

資本構成に於ける一切の変化。即ち株式数の変化、発行済及保留中の株式並に社債の額面金額の変化。発行による手取金、回収による支出金の状況及売出並回収の目的。

㈢　右小項㈠及㈡に列記せられたる各種証券の完全なる種類別の記述。各種証券の権利並に特権殊に議決権、利潤参加権、及資産及収入に対する優先権に関する記述を含む。

d　第四項　支配

㈠　一九四四年末に於ける記録による、五百株以上の株主、及該会社の凡ゆる証券十万円以上の所有者の名簿。本名簿は保有株式数及額面金額を付記するものとす。

㈡　各種株式及債務証券に付きその一%以上を保有する総ての者にして、年間を通じ保有量に増加或は減少ありたる場合、その年次別名簿。尚増減の程度を明かにするを要す。

㈢　一九三五年より一九四四年迄両端年を含め各年末に於て、外国人が該会社の株式或は債務証券につきその所有権其他の財産権を有したる場合その外国人の年次別名簿。

本件に関し既に報告をなしたる場合はそれと照合すべく且その報告書写を添付すべし。

㈣　前記小項㈠㈡及㈢に於て要求されたる諸名簿は、該会社の記録係、株式書換係乃至は此等と同様の職務を持つ他の経理係により作製せらるべし。但し報告会社はその故を以て該名簿の正確についての責を免るる事なし。

e　第五項　不動産—工場及設備

㈠　同一地点に位置し且減価銷却実施前一件総額二十万円を超ゆる凡ゆる施設及施設群の計表、本計表は一九四四年末調とす。

㈡　右以前に於ける各種財産の簡潔なる記録。但し工場並に設備に関する詳細なる項目別記録は之を要せず。

㈢　各施設の場所。日本内地以外に於けるものは細目の説明を付すべし。

㈣　各施設の生産物並にその能力に関する計表。第四節、第五節並に一九四五年九月二十二日付指令第三号列記の項目に関しては細目の説明を付すを要す。尚、該指令第六節により提出されたる財産目録と対照説明し該目録写一部を添付すべし。

㈤　爆撃、火災其他今次戦争による諸原因により蒙りたる工場乃至は設備の損害に関する記述。但し工場乃至は設備の価値

或は生産能力が一割以上に及ぶ損害を受けたる場合に限る。

(六)　一九三五年より一九四四年迄両端年を含め各年度に於て前記e(一)の項に於て示した各種施設或は施設群の増減にして一年十万円以上に及ぶものの計表。収入の項に於て示した減価銷却に基く、工場及財産の減少は夫々除外さるべし。

f　第六項　投資

(一)　一九三五年より一九四四年迄両端年を含め各年末に於ける次に示すものの保有金額表。総ての株式、議決権信託証券、出資証券其他の収入乃至利潤参加証券。総ての公債、社債、手形、其の他の債務証券。但し流動資産中の受取勘定に属するもののみは之を除外するものとす。

(二)　議決権及利潤参加権を含めて総ての登録済投資並に之が発行会社の該種現存証券総額に対して右の持つ比率に関する完全なる記載。

(三)　各投資につき、之が保有会社に於ける買入価格、帳簿価格及取得年月日。

(四)　各投資につき保有会社と発行会社間に、経営管理、販売の協定或はカルテル契約其他経常業務の正常なる経路による購買販売以外に関する協定、協約ある時はその説明。斯かる協定あるときはその写を添付すべし。

(五)　一九三五年より一九四四年迄両端年を含め各年度に於ける買入或はその他の方法により確保したる投資物件、その買入価格及その買入理由についての計表。及右と同年度に於ける凡ての証券その他の投資物件にして販売或はその他の方法で処分されたもの、その販売手取金及販売理由についての表。

g　第七項　流動資産

(一)　一九三五年より一九四四年迄各年度末に於ける総銀行預金額、預入銀行名及その支払利子につき、各年末に於て当該会社の現金及預金の三%を超えた場合、その計表。

(二)　一九三五年より一九四四年迄各年末に於て、満期或は支払期限付受取勘定総額及その種類並に利子にして各受取勘定額が、当該会社の当該年度末に於ける受取勘定総額の三%以上に及ぶときはその計表。

h　第八項　流動債務

(一)　一九三五年より一九四四年迄各年度末に於ける、支払勘定、支払証書、支払手形並にその他資本的債務に含まるるもの以外一切の負債証券及其等の種類、支払利子率、満期日及期限に関する計表。但し、本計表に含ましむべきは、同一債務全額が報告会社の当該年度末に於ける支払勘定総額の三%以上に達するものとす。

i　第九項　販売高

(一)　顧客及該顧客に対する総販売額に関する年次別計表。但し販売額が報告会社の該年度総販売額の三%以上に達する年についてのみとし、且つ一九三五年より一九四四年迄の間とす。

(二)　第六項投資並に第十一項管理協定の夫々に基き表記されたる名簿の註解。

j　第十項　販売原価

(一)　一九三五年より一九四四年迄各年度に付、仕入先及仕入先よりの購入総額にして、各購入額が報告会社当該年次原材料総購入額の三%を超える場合その計表。

(二)　第六項投資及第十一項管理協定に表記されたる者に関する前述名簿に関する註解。

k　第十一項　管理料金

諸種財産権の管理に対し調査、拡張に対し、何等かの免許に基く製造又は販売に対し、或は金融的補助を与へる事に対し、将又貸付或は資本の供与協定に対し、受領或は支払はれたる一切の料金その他の報酬に関する、一九三五年、一九四四年間各年別の表記。即ち、要之、通常の業務実施に於て支払はれる単純なる賃銀、俸給、或は法律事務、監査、計理士事務に対する料金を除き、凡ゆる種類の料金を意味す。

l　第十二項　公表事項

(一)　一九三五年より一九四四年迄の間に於て株主に対してなされた一切の報告書写。正式の年報たると否とを問はず、亦貸借対照表、損益計算書及社長、取締役会長又はその他の幹部のなせる説明事項その他株主に報知する為公にされた事項一切を含め調製するものとす。

(二)　定款及その改正の写

七、若し、報告会社にして、本指令並にその付属書の条件の何れかに従ふ事不可能の場合には、その理由を付し、不適合報告書を提出すべし。此の場合には本指令文書の各対応条項の対照を明かにすべし。

八、時間の重大性に鑑み本報告書の各項目は夫々完成次第各別に至急提出するものとす。

別紙第二

銀行其の他金融機関の報告

一、各銀行業機関は以下に細定する情報を提供する報告書を提出すべし。過去十年間に於て他の銀行業機関を吸収したる銀行ある場合に於ては被吸収銀行は当初より親銀行に吸収せらるるに至る迄の報告を別個に提出すべし。

二、各銀行業機関は其の傘下銀行、隷属銀行に付夫々報告を提出すべし。本報告に於て傘下銀行、隷属銀行とは報告機関が直接又は間接払込資本の一〇%以上に付所有権又は其の他の受益権を享有する銀行又は業務乃至政策の統制に関する議決権に付一〇%以上の支配権を有する銀行を謂ふ。

三、a　一切の報告は米国に於ける現行の法則並に現行最善の決算方式に従ひ英文を以て調製するものとす。

b　報告は八吋×一〇吋半の白紙にタイプライターを以て記するものとす。右規格なきときは之に近似する用紙を使用することを得るも如何なる場合に於ても一報告を各頁は同一規格とすべし。

c　会計報告、財産目録、社員名簿、計表類はダブルスペースタイプとするも主文はシングルスペースタイプとす。

d　一切の報告は五部提出するものとす。

e　各頁の右上隅上縁より1/8吋の所に銀行の略称及報告書各節の番号を記入すべし。

四、報告は暦年に従つて為すを原則とするも銀行帳簿乃至記録等が会計年度に従ふて記帳せらるる場合に於ては暦年に最も近似する会計年度を以て代用することを得。但し何れの場合に於ても同一報告に付ては全部を通じて同一方法に従ふものとす。

五、報告は之を節に区分し各節の番号及内容は左に掲ぐる各項に一致せしむるものとす。

a　第一項　収益

一九三五年より一九四四年に至る間の各年度別収入記録、右

記録は総収入、支払租税、支払配当金並に積立金に繰入れられたる収益を明かにするものとす。

b　第二項　貸借対照表

(1)　一九三五年より一九四四年に至る各年度末並に一九四五年九月三十日に於ける貸借対照表、右貸借対照表は貸出金勘定、貸出見返り担保、割引手形、海外取引先とのコルレス貸借、債務引受並に保証、証券及左に掲ぐる預金勘定明細表を含む資産及負債の明細を明かにするものとす。

当座預金勘定
特別当座預金勘定
通知預金
定期預金
貯蓄預金
信託預金
制限預金
特殊勘定（租税勘定、保険金勘定等）

(2)　一九三五年以降に為されたる一口一〇万円以上の一切の貸出並に貸出先個人乃至会社名及返済其他処分の期日を明かにする付表。

(3)　一九四五年九月三十日現在に於ける公債其の他の債券、社債、株式、商品、不動産抵当、保証、会社資産等に依り担保せられたる貸出並に無担保貸出を明かにする貸出金種類別表。

c　第三項　資本構成

(1)　一九四四年末又は最近会計年度末に於ける公称及発行（「訳註」…公称 "authorized" を分ちて発行 "issued and outstanding" と未発行 "unissued" とに区別する観念）額別各種株式、株主議決権の信託証書其の他資産乃至収益に関する持分の証憑並に流動債務に含まるるものを除きたる各種社債、債券其の他の債務の証憑に関する表。

(2)　一九三五年より一九四四年に至る間の資本構成の変更一切、即ち発行又は償還せられたる株式又は社債の株数並に額面価格、発行方法、償還費用、売却又は償還の目的に関する年度別表。

(3)　右(1)項及(2)項に掲げたる各種債券に関する詳細説明、右説明は各種債券に関する権利及特権、特に議決権利益配当権及資産乃至収益に関する優先権等の詳細を含むものとす。

d　第四項　支配

(1)　一九四四年末又は最近会計年度末の記録に依る当該会社の五〇〇株以上の株主又は一〇万円以上の一切の会社証券保有者の一覧表、右一覧表は所有株数及額面金額を含むものとす。

(2)　一九三五年より一九四四年に至る間の各種株式又は債券の一%以上を保有する者にして右期間内に保有数を増減したる者並に其の変更額の年度別一覧表。

(3)　一九三五年より一九四四年に至る間の各年度末に於て当該会社の株式又は債券に付所有権其他の受益権を有する外国人の年度別一覧表、本件に関し既作成報告を参照することを得、此の場合該報告の写添付のこと。

e　第五項　支店

(1)　当該親銀行の日本国内府県市所在全支店及代理店並に一九三五年より一九四四年に至る間の各店舗別預金総額一覧表。

(2)　日本国外都市及地方所在全支店及代理店一覧表。右外国支

店の主要取扱業務に関する簡単なる報告並に右機関閉鎖時に於ける各店舗貸借対照表添付のこと。外国支店が其の業務閉鎖時に於て保有せる財産の所在位置に関する報告。

f　第六項　投資

(1)　一九三五年より一九四四年に至る各年度末現在に於ける一切の株式、株主議決権の信託証書、収益乃至利益に対する請求権其の他の参加権一切の社債、債券、手形其の他の債務証書の保有量を明かにする一覧表。

(2)　列挙せる各投資の詳細説明、右説明は議決権、収益に対する参加権並に発行会社の同種の発行証券総額に対する投資割合を含むものとす。

(3)　投資に関する銀行の取得価格。帳簿価格及取得時期。

(4)　各投資に付銀行と発行会社との間に成立せる経営に関する協定其の他一切の協定に関する報告、右協定の写添付のこと。

(5)　一九三五年より一九四四年に至る間に於て買入其の他の方法に依り取得したる一切の投資物、其の代価及買入理由に関する各年度別一覧表、同期間内に於て売却其の他の方法に依り処分したる債券其の他の投資物並びに其の方法及売却の理由に関する同様の一覧表。

g　第七項　公表事項

(1)　一九三五年より一九四四年に至る間に於て正式年度報告たると否とを問はず株主に対して為されたる一切の報告の写、右報告は頭取、重役会長其の他の会社役員より発表せられたる貸借対照表、収支決算書又は株主乃至債権者に対する通知として公表せられたる其の他の事項を含むものとす。

(2)　定款の写一部、総ての定款の変更添付。

(3)　一九四五年九月三十日現在に於ける当該銀行の主要役員の完全なる一覧表並に賞与額、雇傭、昇進、解雇の手続を含む役員、雇傭人給与方法に関する報告。

六、報告会社が本指令の各条項を履行し得ざるときは理由を付して不履行報告を提出すべし、右報告には本指令書の該当条項を註記するものとす。

七、本報告は其の各節毎に完成後直ちに独立して提出すべし。

（日本銀行調査局『主要財政金融関係連合軍指令並国内法令』第一集）

四　特定事業会社の証券類の売却又は移転（昭和二〇年一〇月三一日SCAPIN-二一五）

一、下記会社又は其の子会社若くは其の関係会社の株式、社債、議決権信託証書又は其他の形の資本証券の売却、交換若くは其他の移転若くは整理は本司令部の事前の承認無くしては之をなすことを得ず。

二、更に前項の資本証券は本司令部の事前の承認無くしては、之を借入金、手形、又は其他の借款若くは貸付の担保として使用することを得ず。

三、本指令の適用せらるべき会社を掲ぐること次の如し。

三井本社、三菱本社、住友本社、安田保善社、川崎、日産、浅野、富士産業、渋沢同族、日本窒素肥料、古河鉱業、野村合名、理研工業、日曹。

（日本銀行調査局『主要財政金融関係連合軍指令並国内法令』第一集）

五　会社ノ解散ノ制限等ノ件（昭和二〇年一一月二二日勅令第六五七号）、**同改正**（昭和二一年三月一六日勅令第一四三号）**対照**

傍線は昭和二一年勅令第一四三号による改正個所。傍線の左が新条文（追加を含む）、傍線のみは削除。

第一条　資本金（出資総額、株金総額、出資総額、出資総額及株金総額ノ合計額又ハ基金総額ヲ謂フ（以下同ジ））五百万円以上ノ会社及大蔵大臣ノ指定スル会社ノ事業ノ全部ノ譲渡又ハ解散ニ関スル株主総会若ハ社員総会ノ決議又ハ総社員ノ同意ハ大蔵大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

前項ノ会社ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル解散事由ノ発生ニ依リテハ解散セズ

第一条ノ二　大蔵大臣ノ指定スル会社（以下指定会社ト称ス）ノ資本金ノ変更其ノ他株主若ハ社員ノ権利ニ変更ヲ生ズベキ定款ノ変更、利益ノ配当若ハ剰余金ノ分配又ハ社債ノ募集ニ関スル株主総会若ハ社員総会ノ決議又ハ総社員ノ同意ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外大蔵大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二条　左ニ掲グル会社（指定会社）及大蔵大臣ノ指定スル者其ノ所有スル動産、不動産、有価証券其ノ他ノ財産ニ付売却、贈与其ノ他権利ノ移転ヲ生ズベキ行為ヲ為サントスルトキハ（命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外）大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ（指定会社ガ資金ノ借入ヲ為シ又ハ預金ノ払戻ヲ受ケントスルトキ亦同ジ）

一　明治四十二年十月十一日設立セラレタル株式会社三井本社

二　明治二十六年十二月十五日設立セラレタル株式会社三菱本社

三　昭和十二年三月一日設立セラレタル株式会社住友本社

四　明治四十五年一月一日設立セラレタル合名会社安田保善社

第二条ノ二　指定会社ノ株式若ハ社債又ハ指定会社ノ社員ノ持分ヲ譲渡シ又ハ債務ノ担保ニ供セントスル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三条　（第二条又ハ）前条ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

第四条　法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第二条（又ハ第二条ノ二）ノ規定ニ違反シタル行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ亦前条ノ罰金刑ヲ科ス

六　制限会社一覧表の設定（昭和二〇年一二月八日SCAPIN-四〇三）

一、参照――当司令部覚書 AG004（一千九百四十五年十月三十一日）ESS

「特定会社ノ証券ノ売買若ハ委譲ニ関スル件」並ニ同題目ニ関スル一千九百四十五年十一月二十五日付中央連絡事務局覚書LO二十四号

二、若シ同封別紙記載ノ持株会社及ヒ子会社ノ発行ニカカル資本株式、証券、社債、投票委任書又ハ其ノ他ノ資本証書類ニ付該覚書ニ於テ指令セル処置ヲ実施スレバ該覚書ノ条項ハ充分ニ充サレタモノト思惟セラル本表ハ爾後「制限会社表」ノ名称ニテ参照スベシ

三、a　売渡取引抵当又ハ其ノ他ノ形式ニ依ル委譲ニ付左ノ二項併存スル場合ハ参照覚書ノ規定ノ適用ヲ免除サルルモノトス。

一、委譲其ノ他ノ取引ヲナサントスル証券ノ受益所有者、若ハ帳簿上ノ所有者ガ其ノ所有セル証券ト同一種類ノ証券中未償還証券ノ百分ノ一以上ノ額ヲ直接又ハ間接ニ所有又ハ管理セザルトキ

二、自己又ハ他人ノ為証券ヲ取得スル場合自己又ハ本人ガ其ノ取得セントスル証券発行額中百分ノ一以上ヲ直接若ハ間接ニ所有若ハ管理セズ又ハ右取得ニヨリ百分ノ一以上ヲ直接若ハ間接ニ所有若ハ管理スルコトトナラザル場合

b　各人ノ保有高ヲ算定スルニ当リテハ其ノ直系家族ノ総保有高ヲ以テ各人ノ保有高トス

c　参照覚書中左記ハ「売渡取引其ノ他委譲整理」トハ認メザルベシ従ツテ覚書ノ規定ノ適用ヲ免除サルルモノトス

(1)　証券及社債ノ満期償還

(2)　発行当時ニ公表セル約款中ニ含マルル表ニ従ヒテ為ス定額ノ抽籤償還又ハ買入償還。

（別紙―省略）

（大蔵省資料Z五二六―二七―二）

七　制限会社の規制（昭和二〇年一二月八日SCAPIN-四〇八）

一、本司令部覚書AG〇〇四（四五年一二月八日）ESS題目「制限会社一覧表ノ作成」参照

二、日本政府ハ本司令部ガ別ニ許可シ又ハ指示シタル場合ノ外制限会社一覧表ニ掲記セラレタル各会社ヲシテ左ノ諸命令ニ確実ニ服セシムル為ノ措置ヲ直チニ実行スベシ。

(イ)給料支払及小口現金支出ノ為通常必要ナルモノヲ除キ一切ノ手持現金ハ直チニ日本内ニ在ル銀行ノ当該会社ノ勘定ニ預入スベシ。

(ロ)一切ノ売上又ハ貸借カラ生ズル手取金其ノ他凡ユル財源ヨリ生ズル一切ノ受取金及収入ハ其ノ受領後直チニ当該会社ノ銀行勘定ニ預入スベシ。

(ハ)　会社ノ通常ノ業務遂行上付随的ナルモノノ外如何ナル勘定カラモ支払、権利移転又、引出ヲ為ス可カラズ。

(ニ)土地、建物、重要設備品目及有価証券ヲ含ム一切ノ資本的財産ニ付売却譲渡其ノ他ノ処分ヲ為ス可カラズ。

(ホ)通常業務ノ遂行上必要ナルモノニシテ且充分ナル価格ヲ以テスルニ非ザル限リ前号以外ノ財産ノ買却、移転、分配其ノ他ノ処分ヲ為ス可カラズ、尚財産ヲ散逸スル目的ヲ以テ又ハ財産ヲ散逸スル結果ヲ生ズベキ如何ナル措置ヲモ為ス

可カラズ。

(ヘ)株式其ノ他如何ナル名称ヲ以テスルヲ問ハズ企業参加ノ持分ヲ新ニ公認シ又ハ発行スベカラズ。尚既存ノ株式其ノ他企業参加ノ持分ノ権利及特典ニ付テハ減少、増加又ハ其ノ他ノ修正ヲ為ス可カラズ。

(ト)証券ノ形式ニ依ル債務ハ之ヲ公認シ又ハ発行ス可カラズ。其ノ他ノ性質ヲ有スル如何ナル借入レモ之ヲ為ス可カラズ但シ通常ノ業務遂行上必要ナルモノハ此ノ限ニ非ズ。

(チ)配当ハ一切支払又ハ発表ス可カラズ。

(リ)社長、副社長、秘書、会計主任、取締役、支配人、顧問、相談役及監査役ヲ含ミ且之等ニ限定セラレザル常務役員ニ対シテハ一九四五年六月ニ支払ハレタル給与ヲ超エル給与ノ支払ヲ為ス可カラズ。此等ノ常務役員ニ対シテハ定期的俸給支払ノ外賞与、退職金、離職手当其ノ他ノ給与又ハ恵与ノ支払ヲ為ス可カラズ。

三、日本帝国政府ハ直チニ「制限会社一覧表」ニ掲記セラレタル各会社ヨリ一九四五年七月一日以降当該会社ノ右常務役員タリシ一切ノ者ニ対シテ同日以降ニ為シタル定期的俸給支払以外ノ一切ノ支払及其ノ計算基礎ヲ詳細ニ記述セル説明書ヲ取リ之ヲ本司令部ニ提出スベシ。

四、本覚書第二項ニ該当スル一切ノ行為ニ関スル許可ノ申請ニハ大蔵大臣ノ書面ニ依ル意見書ヲ付シ且当該行為ヲ完全ニ理解スルニ必要ナル資料ヲ添付スベシ。

五、日本帝国政府ハ本覚書ノ受領ヲ報告シ且速カニ本覚書ニ基キ採リタル措置ヲ報告スベシ。

（大蔵省資料Z五二六―二七―二）

八　持株会社整理委員会令（昭和二一年四月二〇日勅令第二三三号）

第一条　持株会社整理委員会（以下整理委員会ト称ス）ハ企業ノ所有及経営ノ民主化ヲ図ル為本令ノ定ムル所ニ依リ指定セラルル会社（以下持株会社ト称ス）ノ所有スル証券（有価証券其ノ他財産権ヲ証スル証書ヲ謂フ以下同ジ）其ノ他ノ財産ヲ譲受ケ之ヲ管理及処分シ以テ持株会社ノ整理ヲ促進スルコトヲ目的トス

整理委員会ハ法人トス

第二条　整理委員会ハ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

第三条　整理委員会ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一　目的
二　名称
三　事務所ノ所在地
四　委員ニ関スル事項
五　委員長、常務委員及監査委員ニ関スル事項
六　業務及其ノ執行ニ関スル事項
七　会計ニ関スル事項
八　公告ノ方法

第四条　整理委員会ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第五条　整理委員会ハ委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ学職経験アル者ノ中ヨリ内閣総理大臣之ヲ命ズ

委員ノ任期ハ一年六月トス但シ委員長、常務委員又ハ監査委員タル委員ニ付テハ第六条第三項ニ規定スル各期間ノ満了スルニ至ル迄各其ノ任期ヲ伸長ス

整理委員会ノ成立後ニ於テ委員ノ任期満了、死亡其ノ他ノ事由ニ因リ新ニ委員ヲ命ズル場合ニ於テハ内閣総理大臣ハ持株会社整理監査委員会（以下監査委員会ト称ス）ノ承認ヲ経ルコトヲ要ス

監査委員会ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第六条　整理委員会ニ委員長、常務委員及監査委員ヲ置ク

委員長、常務委員及監査委員ハ委員ノ中ヨリ内閣総理大臣之ヲ命ズ

委員長ノ任期ハ三年、常務委員ノ任期ハ一年六月、監査委員ノ任期ハ二年トス

整理委員会ノ成立後ニ於テ委員長、常務委員又ハ監査委員ノ任期満了、死亡其ノ他ノ事由ニ因リ新ニ委員長、常務委員又ハ監査委員ノ承認ヲ経ルコトヲ要ス

委員長ハ整理委員会ヲ代表シ其ノ業務ヲ総理ス

常務委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ整理委員会ヲ代表シ其ノ業務ヲ執行ス

監査委員ハ整理委員会ノ業務ノ執行ヲ監査ス

第七条　委員長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ従タル事務所ノ業務ニ関シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第八条　整理委員会ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第九条　整理委員会ハ左ノ業務ヲ行フ

一　持株会社ヨリ其ノ所有スル証券及其ノ他ノ財産ニシテ整理委員会ノ必要ト認ムルモノヲ譲受クルコト
二　持株会社ヨリ譲受ケタル証券其ノ他ノ財産（以下譲受財産ト称ス）ヲ管理及処分スルコト
三　持株会社ノ解散ニ至ル迄ノ常務ノ執行及清算ノ遂行ヲ指導監督スルコト
四　前各号ノ業務ニ付帯スル業務ヲ行フコト

整理委員会前項ノ業務ヲ行フニ付テハ持株会社整理ノ目的ニ反セザル限度ニ於テ小株主ノ利益ノ保護ニ留意スルヲ要スルモノトス

整理委員会ノ業務ニ関スル重要事項ハ定款ノ定ムル所ニ依リ委員ノ会議ニ於テ之ヲ決ス

第十条　整理委員会ハ持株会社ノ整理ヲ促進スル為必要アリト認ムルトキハ持株会社ニ対シ其ノ所有スル証券其ノ他ノ財産ヲ整理委員会ニ譲渡スベキコトヲ指示スルコトヲ得

第十一条　整理委員会持株会社ヨリ証券其ノ他ノ財産ヲ譲受ケタルトキハ持株会社ニ対シ譲受財産ノ受領証書ヲ交付スルコトヲ要ス

整理委員会ノ為ス譲受財産ノ対価ノ弁済ハ受領証書ト引換ニ之ヲ為スニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十二条　受領証書ハ整理委員会ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ譲渡シ又ハ債務ノ担保ニ供スルコトヲ得ズ

受領証書ノ所有者ガ前項ノ承認ヲ受ケテ之ヲ譲渡シ又ハ債務ノ担保ニ供シタルトキハ整理委員会ニ対シ譲渡セラレタル証券其ノ他ノ財産ノ対価ノ請求権ニ付当該処分ヲ為シタルモノ

ト看做ス

第一項ノ規定ニ違反シテ為サレタル行為ハ之ヲ無効トス

第十三条　整理委員会ノ譲受財産ノ対価ハ当該証券其ノ他ノ財産ノ処分結了後其ノ処分価格ヲ基準トシ之ヲ超エザル限度ニ於テ整理委員会内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ム

前項ニ規定スル限度ヲ超エテ為サレタル対価ノ決定ハ之ヲ無効トス

第十四条　譲受財産ヨリ生ズル収益ハ命令ノ定ムル所ニ依リ整理委員会ヨリ持株会社ニ之ヲ無償ニテ譲渡スルモノトス

第十五条　譲受財産ノ対価ノ弁済ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外譲受財産ノ処分結了後整理委員会受領証書ノ所有者ニ対シ登録国債ヲ交付シテ之ヲ為ス

前項ノ国債ハ交付ノ日ヨリ十年以上ノ償還期限ヲ有スルコトヲ要ス

第一項ノ国債ノ交付価格ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十六条　前条ノ規定ニ依リ登録国債ノ交付ヲ受ケタル者、持株会社ノ株主又ハ出資者ニシテ前条ノ規定ニ依リ登録国債ノ交付ヲ受ケタル者ヨリ当該登録国債ヲ譲受ケタルモノ及此等ノ者ノ一般承継人其ノ他整理委員会ノ指定スル者ハ整理委員会ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ譲渡シ又ハ債務ノ担保ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ為サレタル行為ハ之ヲ無効トス

第一項ニ規定スル者国債ノ登録除却ヲ請求セントスルトキハ整理委員会ノ承認ヲ受クベシ

第十七条　整理委員会ハ其ノ譲受ケタル証券ニ付有スル議決権ヲ適正ナル企業経理ノ確保、企業ノ管理及運営方式ノ変更並ニ第一条第一項ニ掲グル目的ヲ実現スル様之ヲ行使スルコトヲ要ス

第十八条　整理委員会ハ持株会社ニ対シ其ノ解散ニ至ル迄ノ常務ノ執行又ハ清算ノ遂行ニ関シ監督上必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

第十九条　整理委員会ハ持株会社ニ対シ業務及財産ノ状況ニ関シ報告ヲ為サシメ又ハ委員ヲシテ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十条　整理委員会ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十一条　整理委員会ハ毎事業年度ノ整理委員会経費収支計算書並ニ譲受財産ニ関スル財産目録及収支計算書ヲ作成シテ毎事業年度経過後二月以内ニ之ヲ内閣総理大臣及監査委員会ニ提出スベシ

第二十二条　内閣総理大臣ハ整理委員会検査人（以下検査人ト称ス）ヲシテ何時ニテモ整理委員会ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得

検査人ハ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣総理大臣之ヲ命ズ

検査人ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第二十三条　検査人ハ整理委員会ノ業務及財産ノ状況ヲ検査シタルトキハ内閣総理大臣及委員長ニ検査報告書ヲ提出スベシ

検査人ハ何時ニテモ整理委員会ニ命ジ業務及財産ノ状況ヲ報告セシムルコトヲ得

第二十四条　整理委員会ノ委員長ハ利害関係人ノ閲覧ニ供スル為前条第一項ノ規定ニ依ル検査報告書ヲ整理委員会ノ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

第二十五条　内閣総理大臣ハ委員、委員長、常務委員又ハ監査委員ノ行為ガ法令又ハ定款ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他整理委員会ノ業務ノ運営上不適当ナリト認ムルトキハ監査委員会ノ承認ヲ経テ委員、委員長、常務委員又ハ監査委員ヲ免ズルコトヲ得

第二十六条　整理委員会ハ目的ノ達成ニ因リテ解散ス

整理委員会ノ解散ノ場合ニ於ケル必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七条　民法第四十四条、第五十条及第五十七条並ニ非訟事件手続法第三十五条第一項ノ規定ハ整理委員会ニ之ヲ準用ス

第二十八条　整理委員会ニハ所得税、法人税、営業税及有価証券移転税ヲ課セズ

第二十九条　整理委員会ノ譲受財産ニ付生ズル所得ニ関シテハ持株会社ガ当該財産ヲ有スルモノト看做シ所得税及配当利子特別税ヲ賦課ス

持株会社ハ解散シタル後ト雖モ整理委員会ニ於テ譲受財産ノ処分ヲ結了スルニ至ル迄ハ所得税法、法人税法、営業税法及臨時利得税法ノ適用ニ関シテハ解散セザルモノト看做ス

前項ノ期間中ニ於テ為シタル残余財産ノ分配ハ所得税法、法人税法及営業税法ノ適用ニ関シテハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ法人ノ利益ノ配当ト看做ス

第三十条　本令ニ規定スルモノノ外持株会社ノ清算ニ関シ第一条第一項ニ掲グル目的ヲ実現スル為必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一条　持株会社ガ第十八条ノ規定ニ依ル指示ニ違反シタルトキ又ハ第十九条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ若ハ委員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ整理委員会ハ持株会社ノ取締役、清算人其ノ他此等ニ準ズル者ヲ解任スルコトヲ得

第三十二条　第十条ノ規定ニ依ル指示ノ違反アリタル場合ニ於テハ当該持株会社ノ取締役又ハ之ニ準ズル者ヲ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十三条　持株会社ガ第十九条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキハ取締役、清算人又ハ此等ニ準ズル者ヲ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス同条ノ規定ニ依ル委員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者亦同ジ

第三十四条　第十八条ノ規定ニ依ル指示ノ違反アリタル場合ニ於テハ当該持株会社ノ取締役、清算人又ハ此等ニ準ズル者ヲ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十五条　整理委員会ガ第二十一条ノ規定ニ違反シ当該書類ヲ提出セズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル書類ヲ提出シタルトキ又ハ第二十三条第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキハ委員長又ハ常務委員ヲ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス検査人ガ同条第一項ノ規定ニ違反シ検査報告書ヲ提出セズ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル検査報告書ヲ提出シタルトキ其ノ者ノ罰亦同ジ

第二十二条第一項ノ規定ニ依ル検査人ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第三十六条　前四条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十七条　本令若ハ本令ニ基キテ発スル命令ニ違反シ登記ヲ

為スコトヲ怠リ若ハ不正ノ登記ヲ為シタルトキ又ハ第二十四条ノ規定ニ依ル書類ヲ備置カザルトキハ整理委員会ノ委員長又ハ常務委員ヲ千円以下ノ過料ニ処ス

第三十八条　本令ニ依リ内閣総理大臣ノ権限ニ属スル事項ニ関スル事務ハ内閣官房ニ於テ之ヲ掌ル

付　則

第三十九条　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十条　内閣総理大臣ハ設立委員ヲ命ジ整理委員会ノ設立ニ関スル事務ヲ処理セシム

第四十一条　設立委員ハ定款ヲ作成シ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十二条　前条ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遅滞ナク其ノ事務ヲ整理委員会委員長ニ引渡スベシ

委員長前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スベシ

整理委員会ハ前項ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第四十三条　第一条第一項ノ規定ニ依ル指定ハ整理委員会ノ成立後一年六月以内ニ整理委員会ノ意見ニ基キ内閣総理大臣之ヲ為スモノトス

第四十四条　登録税法中左ノ通改正ス

第十九条第七号中「又ハ塩業組合中央会」ヲ「、塩業組合中央会又ハ持株会社整理委員会」ニ、「又ハ塩専売法」ヲ「、塩専売法又ハ持株会社整理委員会令」ニ改ム

九　持株会社整理委員会に関する法規（昭和二一年七月二三日SCAPIN-一〇七九）

一、左記参照

A　昭和二一年三月九日付、大蔵省LO第三四一号「持株会社整理委員会官制」及び添付の当該官制最終案を提出せる昭和二一年三月十二日付、終戦連絡中央事務局覚書第一一七一（二、一）号

B　昭和二一年五月十一日付、大蔵省覚書LO第五二二号「持株会社整理委員会施行規則（閣令、大蔵省令及司法省令）」及び添付の当該閣令最終案並びに昭和二一年五月十三日付大蔵省覚書LO第五二八号「持株会社整理委員会定款」及び添付の当該定款を提出せる昭和二一年五月十三日付、終戦連絡中央事務局覚書第二二九六（EF）号

二、提案せられたる官制、施行規則及び定款に対し異議なし。但し、財閥に対する対価の弁済として交付せられたる国債の市場価格又は価額が、当該国債に対して受領証書との引換の際に指定せられたる価額よりも騰貴することに因り、僥倖又は利得を生ずることを防止するために適当なる予防策を講ずべし。

三、経済力の分散の計画を更に促進するため、且つこれ等の計画を有効ならしむるための恒久的法規の立法の提案とは独立に、日本帝国政府は、最小限度左記の諸項を保障するために必要なる措置を直に講ずべし。

A　指定家族の家族員又はその指名せる者が会社の証券を所有し又は業務上の責任ある地位を保有することにより、指定家族又は家族員が会社を支配することの排除、但し、日本政府は、その必要性又は十分なる理由を提示し連合軍最高司令官の承認を経て指定の家族又は個人に対しこの制限の排除又は除外を許容することを得

B　制限会社による他の会社の証券保有の制限

C　総ての制限会社に於ける役員兼任の禁止、但し、金融上の必要に基く場合は此の限りに非ざるもこの場合に於ては適当な統制を設くることを要す

D　制限会社相互間に於て競争を制限し又は商取引を拘束する如き契約サーヴイス又はパテントの取極めを行うことの禁止

四、よつて日本政府は、前記第二項及び第三項の要請を遂行するための提案を五通八吋十一吋の用紙に英文を以て記載して速かに連合軍最高司令官へ提出すべし。

五、本覚書に於て「制限会社」とは、日本政府宛連合軍総司令部覚書AG〇〇四（四五年十二月八日）ESS/AC（SCAPIN-四〇三）「制限会社目録調製の件」又はその後の追加の中に指定せられたる会社を意味するものと解釈せらるべし、「指定家族又は家族員」とは、日本政府宛連合軍総司令部覚書AG〇〇四（四五年十一月六日）ESS/ADM（SCAPIN-二四四）「持株会社の解体」及びAG〇九一四（四六年六月三日）ESS/AC（SCAPIN-九九五）「指定家族のなすべき報告」によりその活動を制限せられたる家族を意味するものとす。

六、本覚書の目的の遂行のために、当該関係者と連合軍総司令部経済科学局との間に直接の連絡を許容す。

（『日本財閥とその解体』）

一〇　財閥家族の財産の持株会社整理委員会への移転（昭和二一年一一月二六日SCAPIN-一三六三）

一、連合軍総司令部の日本帝国政府に対する左記覚書参照

イ、昭和二一年十一月六日付持株会社解体の件

ロ、昭和二一年一月十九日付若干の会社の提出すべき報告書の件

ハ、昭和二一年四月四日付持株会社整理委員会の件

ニ、昭和二一年六月三日付若干の家族の提出すべき報告書の件

ホ、昭和二一年七月二十三日付持株会社整理委員会に関する法規に関する件

二、日本帝国政府は、本覚書の日付より五日以内に持株会社整理委員会の権限を拡大し、左記第三項記載の指定家族又は家族員の個人的、共有的又は他の形式により所有するすべての種類の財産、資産を受領し、引取、所有し管理する明示的権限を該委員会に付与するに必要なる手段を取るべし、持株会社整理委員会は、かく付与せられたる権限を前記第一項(イ)ならびに(ホ)に引用せる連合軍総司令部の日本帝国政府に対する覚書中に述べられたる目的と一致するよう公正且つ民主的に、終極的整理分配並びに該家族員の譲渡資産及び財産に対する代償を為し得るよう行使すべし

三、「指定家族又は家族員」とは、前記第一項(イ)、(ロ)、(ハ)に引用せる連合軍総司令部の日本帝国政府に対する覚書に依り是迄その活動を制限せられいたる左記家族をいう

鮎川　中島　浅野　野村　岩崎
大倉　三井　安田　古河　住友

四、日本帝国政府は、前記第一項(イ)及び(ニ)に引用せる連合軍総司令部の日本帝国政府に対する覚書の諸条項並びに第一項(ロ)

に引用せる覚書の一部に依り、現在大蔵省より行使せらるる機能を、諸条項に基く大蔵省の権限と責任と共に第三項に掲げたる指定家族及び家族員に関係ある限り同省の綴込書類、記録、情報その他関係資料共、持株会社整理委員会に引渡し、爾今、同省が前述の機能より解放せられ、同委員会が全面的にその責に任ずるよう必要なる一切の手段を講ずべし

五、本覚書の全条項を実施するため連合軍総司令部の関係部局と日本帝国政府関係機関との直接連絡を許可す

（『日本財閥とその解体』）

一一　財閥同族支配力排除法（昭和二三年一月七日法律第二号）

第一章　総則

第一条　この法律は、財閥の事業の形成維持に有力な寄与をした人的結合を切り離し、以て民主的で健全な経済の発達を促進することを目的とする。

第二条　この法律において財閥とは、この法律施行の日において現に持株会社整理委員会令第一条第一項の規定による指定者の指定を受けている個人につき内閣総理大臣が血族、姻族その他これに準ずる関係に基き指定する区分に従い、その同一区分に属する者の群をいう。

この法律において財閥会社とは(イ)昭和二十年九月二日において資本金額が千万円を超える会社で、ある財閥の直接又は間接に支配する出資の額面の合計額がその資本金額の三割を超えるもの(ロ)ある財閥の直接又は間接に支配する出資の額面の合計額が千万円を超える会社（但し、(イ)及び(ロ)に関し事実上財閥に支配されたものでないとみなされるものについては指定に当りこれを除外するものとする。）(ハ)その他財閥の事業の形成維持に有力な寄与をし又は財閥の経済的支配力の行使に有力な手段となつていたものとして内閣総理大臣が指定する法人その他団体をいう。

前項の財閥会社は、内閣総理大臣が各会社の沿革、事業の規模、各財閥の経済的支配の程度等についての差異に基く区分により、財閥直系会社、財閥準直系会社又は財閥傍系会社としてこれを指定する。

この法律において制限会社とは、昭和二十年勅令第六百五十七号（会社の解散の制限等に関する勅令）第一条ノ二に規定する指定会社をいう。

この法律において従属会社及び関係会社とは、昭和二十一年勅令第五百六十七号（会社の証券保有制限等に関する勅令）第一条に規定する従属会社及び関係会社をいう。

この法律において役員とは、取締役、業務執行社員、監査役及びその他顧問、相談役等名称の如何にかかわらずこれらの職と同等以上の権限又は支配力を有する職に在る者をいう。

第三条　この法律において財閥関係役員とは、財閥会社の役員でその任免が当該財閥の支配下に在り、且つ、当該財閥の利益を代表して当該会社の重要な業務の運営に参加していたものをいう。

前項の財閥関係役員とは左の各号の一に該当する者とする。但し、内閣総理大臣がこの法律の定めるところに基き、財閥関係役員に該当しない者として承認した者を除く。

一　昭和二十年九月二日以前において財閥会社の役員の職に在つた者

二　財閥会社の発行に係る株式について昭和二十一年勅令第五百六十七号第四条第五項（同令第十七条において準用する場合を含む。）若しくは持株会社整理委員会令第十条第三項の規定による議決権の行使の委任又は同条第一項若しくは第二項の規定による譲渡があつた場合において昭和二十年九月三日以後最初に議決権の行使の委任又は譲渡がなされた日までの間において、その株式を発行した財閥直系会社の役員の職又は財閥準直系会社若しくは財閥傍系会社の常務取締役若しくはこれと同等以上の権限若しくは支配力を有する役員の職に在つた者

第二章　財閥同籍者

第四条　財閥に属する者が持株会社整理委員会令第一条第一項の規定による指定を受けた際現にその者と同一戸籍内に在つた者（以下財閥同籍者という。）で、この法律施行の際現にいずれかの財閥について内閣総理大臣の指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際現にこれらの会社の従属会社若しくは関係会社となつている会社の役員の職に在るものは、この法律施行の日から三十日以内にその職を辞さなければならない。その期間内に職を辞さない場合においては、三十一日目にその職を失う。

前項の場合において業務執行社員の職に在る者は、業務執行権を有しない無限責任社員となるものとする。

財閥同籍者は、この法律施行の日から十年間は、第一項の会社の役員の職に就き、又は同項の会社の役員の職に属する行為をしてはならない。

商法第二百五十八条第一項（これを準用する場合を含む。）の規定は、辞任又は任期の満了に因り財閥同籍者が第一項の会社の役員の職を退いた場合には、これを適用しない。

第三章　財閥関係役員

第五条　財閥関係役員は、この法律施行の際現に当該財閥について指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際これらの会社の従属会社若しくは関係会社となつている会社の役員の職に在る場合においては、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により承認の申請をしないときは、この法律施行の日から三十日以内に、又かかる承認の申請をして同項の規定により内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者として通知を受けたときは、その通知を受けた日から三十日以内にその職を辞さなければならない。その期間内に職を辞さない場合においては三十一日目にその職を失う。

財閥関係役員は、この法律施行の日から十年間は、前項に規定する会社の役員の職に就き、又はこれ等の会社の役員の職に属する行為をしてはならない。

前条第二項及び第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第六条　第三条第二項各号に掲げる者で左の各号の一に該当する事由があることの明確な証拠を提出し得る者は、証拠書類を付し内閣総理大臣に対し財閥関係役員でないことの承認を申請することができる。

一　昭和二十年九月二日以前において財閥会社の役員の職に在つた期間において、当該会社が当該財閥に属する者又は

当該財閥について指定のあつた財閥会社の支配に属していなかつたこと

二　本人の役員としての就任事情又はその職務の執行の実情より見て本人を財閥関係役員とみなすことが明かに不当であると認められること

内閣総理大臣は前項の申請を受理した場合、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に規定する者で、この法律施行の際現に当該財閥について指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際これらの会社の従属会社若しくは関係会社となつている会社の役員の職に在る者が、同項の申請をしようとする場合は、この法律施行の日から三十日以内にこれをしなければならない。

第七条　前条第一項の規定による外第三条第二項第一号に該当する者で財閥準直系会社の常務取締役若しくはこれと同等以上の権限若しくは支配力を有する役員以外の役員の職又は財閥傍系会社の最高代表役員以外の役員の職にあつた者、及び同項第二号に該当する者は、左の各号に掲げる事由が総て（同項第二号に規定するものについては第三号を除く。）備わることを理由として財閥関係役員に該当しないことについての内閣総理大臣の承認の申請をすることが出来る。

一　当該財閥に属する者又はその同籍者の配偶者又は親子兄弟姉妹若しくはこれらの者の配偶者でないこと

二　当該役員の職に就任するために予め当該財閥又は当該財閥の財閥直系会社の承認を必要とする旨の取極のなかつたこと又は取極のない場合においてその承認を受けていなかつたこと

三　財閥準直系会社の役員の職に在つた者については常務取締役、財閥傍系会社の役員の職に在つた者については最高代表役員と同等以上の権限又は支配力を事実上有していなかつたこと

四　当該財閥の財閥会社の役員の職を同時に四以上兼ねていなかつたこと

内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に規定する者が同項及び前条に規定する事由による申請の双方をなさうとするときは、同時にこれをしなければならない。

第八条　第四条第一項又は第五条第一項の規定により会社を代表する権限を有する役員の全員がその職を去ることとなる場合において必要があるときは、関係の会社は、当該役員の過半数の同意をもつてその職を退くこととなる役員のうち一人を選び、この法律施行の日から六箇月以内の期間を定め、一時その職に留まらせることについて、内閣総理大臣に対し、その承認を申請することができる。

前項に規定する場合の外、関係の会社が、国民経済の復興上必要な場合その運営上欠くことのできない者であり、且つ、余人を以て代えることが困難な者について、内閣総理大臣に対し、一年を超えない期間を限つて、役員の職に留まらせることについての承認を申請することができる。

前項の規定により留任を承認された者の勤務する会社の承継会社が設立された場合、当該承継会社が国民経済の復興上必要であり、又その者がその運営上欠くことのできない者であり、且つ、余人を以て代えることが困難な者であるときは、関係の会社は、内閣総理大臣に対し、その者が留任を許可された期間内に限り、当該承継会社の役員の職に就くことの承認を申請することができる。

財閥関係役員は、内閣総理大臣に対し一年を超えない期間を限り清算中の会社の清算人の職に留り、又は就くことについての承認を申請することができる。但し特に必要があるときは、期間の更新を申請することができる。

内閣総理大臣は、前四項の申請を受理した場合、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項の場合において、当該申請に係る役員について、承認の処分があつた場合においてはその者はその承認のあつた期間、なおその職に留まることができるものとし、又、不承認の処分があつた場合においてはその者はその旨の通知があるまでの間、なおその職に留まるものとする。

第九条　第四条又は第五条の規定の適用に当つては第四条第一項又は第五条第一項に規定する会社の承継会社は、これ等の規定に規定する会社と見なす但しこれ等の規定により役員の職を辞さなければならない期間は第二項の規定により指定のあつた時又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日から三十日以内とし、その職を失う日は、同項の規定により指定のあつた日又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日から三十一日目とする。

この法律で承継会社とは、財閥関係役員審査委員会が、前項に規定する会社の出資の状況並びに当該会社の営業、資産、取引先及び役職員の大部分、商号等の承継を考慮し、当該会社と実質的に同一なものとして決定したものについて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

第四条第一項又は第五条第一項に規定する会社から出資を受け、又はその営業の全部若しくは一部の譲渡を受けた会社は、この法律施行の際現に存する会社についてはこの法律施行の日から三十日以内、又この法律施行の日以後あらたに出資を受け又は営業の譲渡を受けた会社についてはこれ等の行為のあつた日から三十日以内に、前項の規定による指定についての申請をしなければならない。

顧問、相談役、参与その他役員なることを疑わしめる名称を受けた者は、第四条及び第五条の規定の適用については、これを会社の役員の職に就いたものとみなす。

第十条　第二条第二項及び第三項の規定による指定に関し指定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは利害関係人は、明確な証拠書類を付し、指定があつてから三十日以内に内閣総理大臣に対し指定の取消又は変更を申請することができる。

内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合は、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて中請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項の申請があつた場合においては、第五条第一項及び

第六条第三項の規定の適用については、各々同条同項中この法律施行の日とあるのを第十条第一項の申請に対する内閣総理大臣の決定の公表のあつた日と読み替えるものとする。

第四章　財閥関係役員審査委員会

第十一条　内閣総理大臣の所轄の下に財閥関係役員審査委員会を設置する。

第十二条　財閥関係役員審査委員会は、左に掲げる事項に関する審査を行う。

一　第六条第一項の規定による財閥役員でないことの承認の申請

二　第七条第一項の規定による財閥役員でないことの承認の申請

三　第八条第一項乃至第四項の規定による留任又は就任の申請

四　第十条第一項の規定による指定の取消又は変更の申請

第十三条　内閣総理大臣は、前条各号に掲げる申請を受理したときは、直ちに、これを財閥関係役員審査委員会に送付しなければならない。

第十四条　内閣総理大臣は、財閥関係役員審査委員会の要求に応じ、関係者をして、委員会に対して資料を提出させ、又は事実を説明させることができる。

第十五条　財閥関係役員審査委員会は、その審査の権限に属するものを審査し、申請の送付を受けた日から三週間以内（第八条第一項による申請については五日以内）にその経過を、意見を付して内閣総理大臣に報告しなければならない。但し内閣総理大臣は、必要あるときは、委員会の要求に応じ前項の期間を期間を限つて延長することができる。

第十六条　内閣総理大臣は、前条の規定による審査の報告を受けたときは、一週間以内（第八条第一項による申請については二日以内）に申請の承認若しくは不承認の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ、関係書類を公衆が閲覧し得るようにしなければならない。

第十七条　委員会は、委員九人以内でこれを組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。臨時委員は、委員会の決定に加わることはできない。

第十八条　委員長は、委員において互選する。

委員及び臨時委員は、内閣においてこれを命ずる。

第十九条　財閥関係役員審査委員会は、委員長及び委員を併せて七人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

委員会の議事は、委員長を含め出席委員の過半数をもつてこれを決する。

可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第二十条　委員長、委員及び臨時委員は、委員会の審査に関しては、これを外部に漏らしてはならない。

第二十一条　財閥関係役員審査委員会に事務局を置く。

事務局は、委員会の庶務を整理する。

事務局に政令の定めるところにより所要の職員を置く。

第二十二条　審査の手続その他委員会の事務に関して必要な事項は委員長がこれを定める。

第五章　訴願

第二十三条　左に掲げる者は、その決定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは、内閣総理大臣に決定があつてから一箇月以内に再審査を請求することができる。

一　第六条第一項の規定により財閥関係役員でないことの承認を申請して却下せられた者

二　第七条第一項の規定により財閥関係役員でないことの承認を申請して却下せられた者

三　第八条第一項乃至第四項の規定により留任又は就任を申請して却下せられた者

第九条第二項の規定による指定に関し、その指定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは、利害関係人は、内閣総理大臣に指定があつてから一箇月以内に再審査を請求することができる。

第二十四条　内閣総理大臣は、前条の規定による再審査の申請を受理したときは、直ちにこれを財閥関係役員再審査委員会に送付しなければならない。

第二十五条　財閥関係役員再審査委員会は、送付された申請書に基いて審査を行い、正当且つ充分な理由があるか否かを決定し二週間以内にその経過を、意見を付して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第十五条但書の規定は、これを前項の場合に準用する。

第二十六条　内閣総理大臣は、前条に規定する報告を受理したときは、速かに再審査の申請の却下又は財閥関係役員審査委員会への差戻の決定を行い、これに基いて夫々必要な措置をとらなければならない。

第二十七条　財閥関係役員審査委員会は、前条の規定により内閣総理大臣から再審査の請求を受けたときは、二週間以内にこれを再審査し、その経過を、意見を付して内閣総理大臣に報告しなければならない。

前項の場合において、財閥関係役員再審査委員会委員は、財閥関係役員審査委員会に出席し、且つその決定に参加することができる。

第十五条但書の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二十八条　内閣総理大臣は、前条の規定による再審査の報告を受けたときは、一週間以内に前回の決定の取消又は再審査の申請の却下の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ関係書類を公衆が閲覧し得るようにしなければならない。

第二十九条　内閣総理大臣の所轄の下に、財閥関係役員再審査委員会を設置する。

再審査委員会は、委員七人以内でこれを組織する。

再審査委員会は、委員長及び委員を併せて五人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第三十条　第十四条、第十七条第二項、第十八条、第十九条第二項及び第三項、第二十条乃至第二十二条の規定は、財閥関係役員再審査委員会にこれを準用する。

第六章　罰則

第三十一条　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項の規定に違反した者

二　第五条第二項の規定に違反した者

三　第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項乃至第四項又は第二十三条の規定による申請をした者でその申請につ

き虚偽又は事実をかくして申立をなした者

四　第九条第三項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

五　第十四条の規定により資料の提出又は事実の説明を求められこれに応じないか、又は虚偽若しくは事実をかくして申立をなした者

前項の罪を犯した者は、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

付　則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

持株会社整理委員会令の一部を次のように改める。

第十条に次の一項を加える。

前三項ノ規定ハ、財閥同族支配力排除法施行ノ日ニ於ケル指定者及其ノ指定アリタル際現ニ其ノ指定者ト同一戸籍内ニ在リタル者ノ総テノ者ガ同法第五条ニ規定スル会社ノ株式其ノ他ノ出資ニ付所有スル額面ノ合計額ガ其ノ資本金額ノ一割ヲ超ユルトキハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ付之ヲ準用ス。

一二　制限会社に関する補足規定（昭和二一年九月二八日SCAPIN-一二三八）

一、参照指令

(a)AG〇〇四ESS／AC（十二月八日付）「制限会社表の設定」

(b)AG三〇〇八ESS／AC（十二月八日付）「制限会社に関する規制」

二、日本政府は左の各号に該当する者が連合国最高司令部の事前の許可なくして非制限会社に関し直接或は間接に利益を取得し又は其の経営に参加する事無き様之を保証するに必要な措置を採るべし。

(a)参照指令第一項(a)号により確定されたる制限会社表に掲げられたる凡ての会社。

(b)制限会社の子会社にして制限会社の指令を受け居らざるもの。

(c)制限会社又は制限会社の非制限子会社により支配される他の会社又は個人。

三、(a)「直接又は間接に利害関係を取得する」とは非制限会社に対し二の(a)の取締役、役員、其の他の職員、二の(b)或はその取締役役員其の他の職員及び二の(c)或はその取締役役員其の他の職員を通して利害関係を取得する場合等を含む。

「利害関係」とは非制限会社に対する支配力を行使するための持株、債権、債務証書その他の方法、或は非制限会社の一〇％以上の株式所有を指称するものとす。

(b)「経営に直接又は間接に参加する」とはAとBとの協定又は了解にして是に依り二の(a)、(b)又は(c)がBの経営に参加し又はBの販売、生産に支配力を行使する場合等を称するものとす。

A(1)制限会社又は其の取締役、役員又は職員

(2)制限会社の子会社にして制限されないもの又はその取締役役員又は職員

(3)制限会社又はその子会社にして制限されないものにより支配される其の他の会社又は個人又は其他の会社の取締役

B非制限会社

四、日本政府は前掲二の(a)(b)(c)の会社又は個人が一九四五年十二月八日以後に於て前掲三の(a)及(b)の「利害関係の取得」及び「経営参加」をなしたる場合之を廃止すべき計画を本覚書の日付後三十日以内に連合国最高司令官に提出する事を保証するため必要なる措置を採るべし。

五、此の指令の凡ての条項を実行するために最高司令部の関係部局と日本政府の代理機関との間の直接交渉を許可す。

（「公文類集」昭和二一年・産業門一〇）

一三　会社の証券保有制限等に関する件（昭和二一年一一月二五日勅令第五六七号）、**同改正**（昭和二三年八月一九日政令第二四〇号）

昭和二一年勅令第五六七号は昭和二三年政令第二四〇号による改正までに四次の改正を経ているが、ここには原勅令と後者による改正点（追加及び条番号変更）を併列する。

昭和二一年勅令第五六七号

第一条　この勅令で指定会社とは、昭和二十年勅令第六百五十七号第一条ノ二に規定する指定会社をいう。

この勅令で従属会社とは、一の指定会社が資本金額（出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。）の十分の一以上の金額に当る株式（社員の持分を含む。以下本条、第二条乃至第五条、第八条、第九条、第十八条及び第十九条において同じ。）を有する会社で指定会社以外のものをいう。

この勅令で関係会社とは、左の各号の一に該当する会社で指定会社及び従属会社以外のものをいう。

一　一の従属会社が資本金額の十分の一以上の金額に当る株式を有する会社

二　同一資本系統に属する会社の二以上の有する株式の金額の合計額が、資本金額の十分の一以上の金額となる会社

前項の同一資本系統に属する会社とは、左に掲げる会社をいう。

イ　一の指定会社

ロ　前記イに掲げる指定会社が資本金額の十分の一以上の金額に当る株式を有する会社

ハ　前記ロの会社が指定会社である場合においては、ロの会社が資本金額の十分の一以上の金額に当る株式を有する会社

三　一の指定会社又は従属会社が払込資本金額（払込出資金額、払込株金額又は払込出資金額及び払込株金額の合計額をいう。以下同じ。）の十分の一以上の金額に当る社債又は貸付金の債権（以下社債等という。）を有する会社

前二項の場合における株式又は社債等の所有額の計算については、左の各号の一に該当する会社がこの勅令施行の日以後において取得する株式又は社債等の金額は、これを算入しない。

一　銀行

二　信託会社

三　保険会社

四　無尽会社

五　有価証券の引受又は募集の取扱をなすことを営業とする会社
六　証券取引所によらない有価証券の売買又はその媒介をなすことを営業とする会社

第二項及び第三項の株式又は社債等の所有額の計算については左の各号の一に該当する株式又は社債等の金額は、これを算入しない。

一　銀行がこの勅令施行の日において現に有する貸付金の債権
二　前項第五号に該当する者がこの勅令施行の日前に引き受けた株式又は社債で、この勅令施行の日から九十日以内に処分されたもの
三　前項第六号に該当する者がこの勅令施行の日において現に有する株式又は社債で、この勅令施行の日から六十日以内に処分されたもの

委託者を受益者とする有価証券信託の引受に因り信託会社（信託業を営む銀行を含む。）が有し又は取得する株式又は社債は、委託者が当該株式又は社債を有し又は取得するものとみなしてこの勅令を適用する。

持株会社（持株会社整理委員会令第一条の規定により指定を受けた会社をいう。以下同じ。）が持株会社整理委員会に対し譲渡した株式又は社債等は、持株会社整理委員会がこれを処分するまでの間は、旧所有者たる持株会社がこれを有するものとみなして、この勅令を適用する。

第二項乃至前項において株式又は社債を有し又は取得するとは、株式又は社債の発行会社の株主名簿又は社債原簿に、当該株式の株主又は当該社債の社債権者として記載された場合に限る。

第二条　指定会社、従属会社又は関係会社は、左の各号の一に該当する場合を除く外、他の会社の株式又は社債等を取得することができない。

一　前条第四項各号の一に該当する会社が、株式又は社債等を取得するとき。但し、当該会社が当該会社と前条第三項第二号に規定する同一資本系統に属する会社の株式を取得する場合を除く。
二　臨時物資需給調整法に基く命令により指定された会社その他別に勅令で定める会社の株式又は社債等を取得するとき
三　企業再建整備法に規定する決定整備計画の定めるところにより株式又は社債等を取得するとき
四　前条第六項に規定する有価証券信託の委託者たる会社が、この勅令の規定に従い、その信託に係る株式を処分するため、当該信託契約を解約して株式を取得するとき

第三条　指定会社、従属会社又は関係会社は、自己の計算において、当該会社の役員（取締役、監査役その他これに準ずべき者をいう。以下同じ。）若しくは従業員（役員を除く外、継続して会社の業務に従事する者をいう。以下同じ。）又はその他の者をして、他の会社の株式又は社債等を取得させてはならない。但し、当該会社の役員若しくは従業員又はその他の者が第一条第六項に規定する有価証券信託の委託者に該当する場合において、当該会社がこの勅令の規定に従い株式を処分するため、委託者をして信託契約を解約し当該株式を

取得させるときはこの限りでない。

第四条　この勅令施行の際、現に存する指定会社又はその際その従属会社若しくは関係会社となつた会社は、この勅令施行の際、他の会社の株式を有するときは、閣令の定めるところにより、当該株式の処分に関する計画書（以下株式処分計画書という。）を作成し、閣令で定める期限内に、これを持株会社整理委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

前項の規定は左の各号の一に該当する株式については、これを適用しない。

一　前項に規定する会社（指定会社を除く。）が昭和二十年十二月八日前に取得した株式
二　前項に規定する会社で、第一条第四項各号に掲げる者が取得した株式（第一条第三項第二号に規定する当該会社と同一資本系統に属する会社の株式を除く。）
三　持株会社が有する株式
四　第二条第二号に規定する会社の発行した株式
五　内地以外の地に本店を有する会社の株式

第一項に規定する会社（指定会社を除く。）は、株式処分計画書について同項の規定による承認があるまでは、同項に規定する株式を処分することができない。但し、他の法令に基く命令、許可、認可、承認等があつた場合はこの限りでない。

第一項に規定する会社は、株式処分計画書について同項の規定による承認があつたときは、当該株式処分計画書の定めるところに従い、当該株式を処分しなければならない。

第一項に規定する会社は、同項の規定により処分すべき株式について、この勅令施行の日から一箇月以内にその議決権の行使を持株会社整理委員会に委任しなければならない。

持株会社整理委員会は前項の委任の申込があつたときは、これを承諾しなければならない。

第四項に規定する株式の処分及び第五項に規定する議決権の行使の委任は、他の法令、定款又は契約にかかわらず、これをなすことができる。

前三項に定めるものを除く外、第五項の規定による議決権の行使の委任に関し必要な事項は、閣令でこれを定める。

第一条第六項に規定する有価証券信託の委託者で第一項の規定により株式の処分をなすべき会社が、当該株式の処分又は議決権の行使の委任をなすため信託契約の解約の申入をなした場合においては、受託者はこれに応じなければならない。

第五条　前条第一項に規定する会社の役員若しくは従業員又はその他の者は、この勅令施行の際、当該会社の計算においてその他の会社の株式を有するときは、閣令の定めるところにより、株式処分計画書を作成し、閣令で定める期限内に、これを持株会社整理委員会に提出して、その承認を受けなければならない。

前項の規定は、左の各号の一に該当する株式については、これを適用しない。

一　昭和二十年十二月八日前に取得した株式
二　前条第二項第三号又は第五号に該当する株式

前条第三項乃至第九項の規定は、第一項の場合に、これを準用する。

第六条　前二条の規定により処分すべき株式については、第七条第一項第一号又は第二号に掲げるものを除く外、閣令の定めるところにより、先ず、左の各号に掲げる者に対し、左に掲げる順序に従い、その譲渡の予約の申込をしなければならない。

一　当該株式の発行会社の従業員

二　当該株式の発行会社の本店、支店その他の事務所、工場等の所在地に住所を有する個人

前項の規定は、第四条第一項又は前条第一項に規定する者の有する株式で前二条の規定による処分すべき株式の金額が、当該株式の発行会社の資本金額の十分の一に相当する金額（当該株式の発行会社の資本金が五百万円を超えるときは五十万円、当該株式の発行会社の資本金が二百万円未満のときは二十万円とする。）に満たない場合においては、当該株式について、これを適用しない。

第七条　株式処分計画書には、第四条又は第五条の規定により処分すべき株式について、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該株式の発行会社が、買入れて消却することの確定している株式で閣令で定めるものについては、その数及び当該発行会社

二　当該株式を所有する会社と当該株式の発行会社とが、合併することの確定している場合で閣令の定める場合においては、当該株式の数及び当該発行会社

三　前条第一項第一号の規定により当該株式の発行会社の従業員との間に譲渡の予約の成立した株式については、その数及びその従業員の氏名

四　前条第一項第二号の規定により当該株式の発行会社の本店、支店その他の事務所、工場等の所在地に住所を有する個人との間に譲渡の予約の成立した株式については、その数及びその譲受人たるべき者の氏名

五　前各号に掲げる株式以外の株式については、譲渡の予定計画その他必要なる事項

株式処分計画書には、閣令の定めるところに従い、株式の譲渡価額を定め、これを記載しなければならない。

第八条　持株会社整理委員会は、第四条又は第五条の規定により提出された株式処分計画書については、その記載事項が虚偽であると認められるとき又は株式処分計画書に記載された計画が、この勅令若しくはこの勅令に基いて発せられる命令の規定に違反していると認められるときは、これを承認してはならない。この場合においては、持株会社整理委員会は、当該計画書を変更すべきことを指示しなければならない。

持株会社整理委員会が株式処分計画書に記載された譲受人たるべき者が、他人の計算において株式を譲り受けようとする者であることを認めたときも、また、前項と同様とする。

前二項に規定する場合を除く外、持株会社整理委員会は、株式処分計画書の提出があつた場合には、これを承認しなければならない。

前三項に規定するものの外、株式処分計画書の承認に関して必要な事項は、閣令でこれを定める。

第九条　第七条第一項第一号又は第二号に掲げるものを除く外、第四条又は第五条に規定する株式は、法人に対して、これを譲渡してはならない。但し、第二条第一号の規定に該当する場合は、この限りでない。

第四条又は第五条の規定により株式の処分をなすに当つては、一人の者に譲渡する株式の金額は、当該株式の発行会社の資本金額の百分の一に相当する金額又は五万円のいずれか高い額を超えることができない。但し、第一条第四項各号の一に該当する会社に譲渡する株式及び第七条第一項第一号又は第二号に規定する株式については、この限りでない。

第十条　持株会社整理委員会が承認した株式処分計画書の定めるところに従い、第七条第一項第三号に掲げる者が、閣令の定める金融機関に対し当該株式を取得するに必要な資金の借入の申込をなしたときは、当該金融機関は閣令の定めるところにより、その申込に応じなければならない。

第十一条　指定会社、従属会社又は関係会社の役員又は従業員の地位と他の会社の役員又は従業員の地位とは、左の各号の一に該当する場合を除く外、これを兼ねることができない。

一　第二条第二号に規定する会社の役員を兼ねるとき

二　企業再建整備法に規定する決定整備計画の定めるところに従い他の会社の役員を兼ねるとき

三　株主又は債権者としての指定会社、従属会社又は関係会社のために、支払不能又は債務超過に陥る虞のある他の会社の役員を兼ねるとき

第十二条　この勅令施行の際現に左の各号の一以上に該当する者は、前条第一号又は第三号に該当するときを除く外、この勅令施行の日から一箇月以内に左に掲げる地位のうちいずれか一の地位を除いて他の地位を辞さなければならない。

一　指定会社と当該指定会社以外の会社の役員とを兼ねる者

二　指定会社の従業員と当該指定会社以外の会社の役員とを兼ねる者

三　従属会社又は関係会社の役員と他の非指定会社の役員とを兼ねる者

四　従属会社又は関係会社の従業員と他の非指定会社の役員とを兼ねる者

前項第三号及び第四号の規定は当該各号に掲げる地位のうち、昭和二十年十二月八日以後兼ねたものに限つて、これを適用する。

第一項第三号又は第四号の規定の適用により二以上の会社の役員又は従業員の地位を兼ねることができる場合においても、第十四条の規定の適用を妨げないものとする。

第十三条　指定会社は、その事業に関し、生産又は販売、配分その他の取引の自由競争の制限を内容とする契約を当該指定会社以外の会社との間になし、その他生産又は取引の自由競争を制限する行為をなしてはならない。但し、当該行為について他の法令の規定に基く命令、許可、認可、承認等があつた場合はこの限りでない。

第十四条　指定会社、従属会社又は関係会社は、非指定会社の決算又は業務の執行について予め指定会社、従属会社又は関係会社の承認を受くべき旨の契約その他非指定会社の事業の支配を内容とする契約を当該非指定会社との間になし、その他非指定会社の事業を支配する行為をなしてはならない。指定会社、従属会社又は関係会社の役員若しくは従業員又はその他の者が指定会社、従属会社又は関係会社のために、非指

定会社の事業の支配を内容とする契約を当該非指定会社との問になし、その他非指定会社の事業を支配する行為をなすことについても、また、同様とする。

前項の規定は当該行為について他の法令の規定に基く命令、許可、認可、承認等があつた場合には、これを適用しない。

第十五条　この勅令施行の際現に存する契約で、第十三条又は前条第一項の規定に違反するものは、その際、その効力を失う。

第十六条　内閣総理大臣は、この勅令の施行に関し必要があると認めるときは、閣令の定めるところにより関係者から報告を徴し、又は、関係者をして、閣令で定める者に対し、報告を提出せしめることができる。

第十七条　第一条第四項及び第五項、第四条、第五条、第十二条並びに第十五条の規定は、この勅令施行後あらたに指定会社、従属会社又は関係会社となる会社に、これを準用する。この場合においては、これらの規定中「この勅令施行の際」とあるのは「指定会社、従属会社又は関係会社となつた際」、「この勅令施行の日」とあるのは「指定会社、従属会社又は関係会社となつた日」と読み替え、第四条第二項第四号中「第二条第二号」とあるのは「第二条第二号又は第三号」、第十二条第一項中「前条第一号又は第三号」とあるのは「前条第一号乃至第三号」と読み替えるものとする。

第十八条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をなした法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員は、これを三年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第二条又は第三条の規定に違反して他の会社の株式又は社債等を取得したとき

二　第四条第一項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して株式処分計画書の提出を怠つたとき

三　第四条第三項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して株式を処分したとき

四　第四条第五項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して議決権の行使の委任を怠つたとき

五　第九条の規定に違反して株式を譲渡したとき

六　第十三条又は第十四条第一項前段の規定に違反して契約その他の行為をなしたとき

第十九条　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第五条第一項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して株式処分計画書の提出を怠つた者

二　第五条第三項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定により準用する第四条第三項の規定に違反して株式を処分した者

三　第五条第三項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定により準用する第四条第五項の規定に違反して議決権の行使の委任を怠つた者

四　第十一条の規定に違反して役員となつた者

五　第十二条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して兼務の辞任をしない者

六　第十四条第一項後段の規定に違反して契約その他の行為

をなした者

第二十条　第十六条の規定による報告を怠り又は虚偽の報告をなした者は、これを一年以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

第二十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十八条又は前条の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十二条　この勅令中会社に関する規定は、閣令の定めるところにより会社以外の法人に対してこれを準用することができる。この場合において第十八条乃至前条の規定中準用された当該規定に係る部分は、当然準用があるものとする。

付　則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

持株会社整理委員会令の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号の次に次の二号を加える。

五　昭和二十一年勅令第五百六十七号第四条第六項（第五条第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム。）ノ規定ニ依リ議決権ノ行使ノ委任ヲ受ケ其ノ事務ヲ処理スルコト

六　昭和二十一年勅令第五百六十七号第八条第一項ノ規定ニ依リ株式処分計画書ノ変更ノ指示ヲナシ又ハ同条第三項ノ規定ニ依リ株式処分計画書ノ承認ヲ為スコト

第九条第二項中「前項ノ」を「前項第一号乃至第四号ニ掲グル」に改める。

第十条ノ二　持株会社以外ノ者ガ整理委員会ニ其ノ所有スル株式又ハ社員ノ持分ニ付有スル議決権ノ行使ヲ委任シタル場合ニ於テハ整理委員会ハソノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第十七条中「コレヲ行使スルコトヲ要ス」の下に「委任ヲ受ケタル議決権ノ行使ニ付亦同ジ」を加える。

昭和二三年政令第二四〇号による改正

なお第一八条は昭和二二年勅令第四八号による改正で七号が追加されている。

第十二条第三項中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

第十四条を第十四条の二とする。

第十四条　持株会社整理委員会は、持株会社若しくは経済力集中会社（過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）第三条第一項の規定により指定された会社をいう。以下同じ。）又はこれらの従属会社等に対し、左の各号の一に掲げる商号若しくは会社の通称（これらを外国語に翻訳したものを含む。）、商標又は会社標章（以下商号等という。）と同一又は類似の商号等の使用を禁止し、且つ、その使用する商号の変更、商標登録の抹消申請等商号等の使用を止めるため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一　持株会社又はその従属会社等については、当該持株会社の使用する又は使用していた商号等とその従属会社等のうち一以上のものの使用する又は使用していた商号等に共通の文字、図形若しくは記号又はその結合が含まれている場合において、当該共通の文字、図形若しくは記号又はその

結合が含まれている当該持株会社又はその従属会社等の商号等

二　経済力集中会社又はその従属会社等については、当該経済力集中会社の使用する又は使用していた商号等とその従属会社等のうち一以上のものの使用する又は使用していた商号等に共通の文字、図形若しくは記号又はその結合が含まれている場合において、当該共通の文字、図形若しくは記号又はその結合が含まれている当該経済力集中会社又はその従属会社等の商号等

三　持株会社若しくは経済力集中会社であつて三井、三菱、岩崎、住友、安田、野村、大倉、浅野、日産、中島若しくは古河の文字が含まれている商号等を使用するもの若しくは使用していたもの又はその従属会社等については、これらの文字を含む商号等

前項の「従属会社等」とは、左の各号の一に該当する会社をいう。

一　指定会社である持株会社又は経済力集中会社の従属会社であるもの又は従属会社であつたもの

二　指定会社である持株会社又は経済力集中会社の関係会社であるもの又は関係会社であつたもの

三　持株会社又は経済力集中会社との間の関係が第一条に規定する従属会社又は関係会社と指定会社の間の関係と同一であるもの又は同一であつたもの

四　持株会社、経済力集中会社又は前三号に掲げるものの事業承継者（その営業又は資産の主要部分を他の一の会社から譲り受け又は賃借し、実質上その会社の営業を継続しているものと認められるものをいう。）

第一項の規定は、商号等に含まれている共通の文字が、商品、営業又は会社の種類の名称、地理的名称その他一般的名称を示す文字である場合においては、その文字については、これを適用しない。但し、持株会社整理委員会が、過度経済力集中排除法第十一条第二項の規定により、経済力集中会社の再編成計画書に関する決定指令において、当該会社の資産の不公平な分配を避けるため、従前の商号等と異る商号等を使用すべき旨を定めたときは、その従前の商号等については、この限りでない。

第一項の規定は、持株会社若しくは経済力集中会社又はこれらの従属会社等以外の会社で昭和二十年九月一日以後同項第三号に掲げる文字を含む商号の登記又は商標の登録をしたものに対し、その使用する商号等につき、これを準用する。

第一項（前項において準用する場合を含む。以下本条中同じ。）の処分は、その旨を記載した文書を会社に通達して、これをなす。

第一項の商号等の使用を禁止する旨の処分は、これを官報に公告しなければならない。

本条の規定は、持株会社若しくは経済力集中会社又はその従属会社等以外の会社が昭和二十年九月一日前に登記又は登録した商号又は商標については、当然適用がないものとする。

第十八条第六号中「第十四条」を「第十四条の二」に改め、同条に次の一号を加える。

八　第十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基く処分に違反したとき

第十九条第七号中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

一四　持株会社及び集中排除法指定会社と同一資本関係にある諸会社が共通に使用する商標、商号、社名、標章（昭和二三年七月二九日SCAPIN－一九二三）

1　次の諸覚書及び文書を参照すること

a　連合国最高司令部発日本政府宛の次の諸覚書

(1)　一九四五年一一月六日付「持株会社の解体」に関する件

(2)　一九四五年一二月八日付「制限会社一覧表の設定」に関する件

(3)　一九四五年一二月八日付「制限会社の規則」に関する件

(4)　一九四六年四月四日付「持株会社整理委員会」に関する件

(5)　一九四六年七月二三日付「持株会社整理委員会に関する命令及び規則」に関する件

(6)　一九四六年一一月二六日付「財閥家族の財産を持株会社整理委員会に移管する件」に関する件

b　日本政府の次の命令及び法律

(1)　一九四五年勅令第六五七号：ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する一九四五年勅令第五四二号に基く会社の解散の制限等に関する件（その修正されたもの）

(2)　一九四六年勅令第二三三号：持株会社整理委員会令（その修正されたもの）

(3)　一九四六年勅令第五六七号：ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する一九四五年勅令第五四二号に基く会社の証券保有の制限等に関する勅令（その修正されたもの）

(4)　一九四七年法律第二〇七号：過度経済力集中排除法

2　日本政府は、次の各項を達成するため必要な措置をとるよう、本覚書により指令される

a　一九四六年勅令第五六七号第一四条を閣令により修正して、次の各場合において、指定会社、その従属会社または関係会社、その他一切の会社及びそれらの利益承継者に対し、下記の商標、商業上の名称または会社の名称及び標章の登録を取消すために必要な措置をとり、且つそれら又はそれらに類似する商標、商業上の名称または会社の名称及び標章並びにそれらを外国語に訳したものを使用することをさしひかえるよう、命令しうる持株会社整理委員会に明白な権限を、追加すること。

(1)　一九四六年勅令第二三三号によつて指定された持株会社の商標、商業上の名称または会社の名称または標章で、持株会社整理委員会により取消を命ぜられ、またその使用を禁止されたものが、該会社により、その従属会社及び、または関係会社と共通に、使用されている場合、或いは、一九四七年法律第二〇七号過度経済力集中排除法によつて指定された過度の経済力の集中の商標、商業上の名称、会社の名称または標章で、持株会社整理委員会により取消しを命ぜられ、またその使用を禁止されたものが、該会社によつて、相共に同一の連鎖的資本

関係にある結合を形成しているか、または、これまで形成してきた他の会社と共通に、使用されている場合、

(2) 商標、商業上の名称或いは会社の名称または標章が次の何れかを含む場合：三井、三菱、岩崎、住友、安田、野村、大倉、浅野、日産、中島、古河

但し上記は、商標、商業上の名称或いは会社の名称または標章の地名（東京、大阪等）たる部分、或いは、単に物品及び労務を示すにすぎないか、または、当該会社の特別な識別的性格を表示しないような一般用語（大日本、東洋、帝国等）たる部分については、適用しない。

但し、持株会社整理委員会が、前記一九四七年法律第二〇七号により指定された過度の経済力の集中の再編成にあたり、資産の不公平な分配を防止するために、同法に基く決定指令によつて、かかる経済力の集中及びその承継者が、地名または一般用語を、商標、商業上の名称或いは会社の名称または標章の一部として使用することを禁止する場合には、この限りではない。

b　持株会社整理委員会が、一九四六年勅令第五六七号第一四条（本覚書第二項によつて修正されたもの）、または、一九四七年法律第二〇七号過度経済力集中排除法に従つて発した決定指令において、従来の登録権者または実施者による使用を禁止したところの商標、商業上の名称またはこれらに類似する商標、商業上の名称及びそれらを外国語に翻訳したものの、商標法による今後の登録のための適格性を排除し、その自由使用を許可する法律を制定すること。

c　持株会社整理委員会が、一九四六年勅令第五六七号第一四条（本覚書第二項によつて修正されたもの）または一九四七年法律第二〇七号過度経済力集中排除法に従つて発した決定指令において、従来の登録権者または使用者の使用を禁止したところの特定の会社の名称または標章、或いは実質上これらと同じ会社の名称または標章、及びそれらを外国語に翻訳したものの、一切の個人或いは商法または民法上の団体による今後の登録を禁止し、またその登録したものを本覚書のでた日付以後取消し、更にその独占的使用を禁止する法律を制定すること。

3　上記第二項b及びcに述べられた法律を制定するまでの間、その規定は、本覚書の日付から一〇日以内に、閣令の発布によつて実施されねばならない。

（『日本管理法令研究』第二五号）

一五　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二二年四月一四日法律第五四号）——実質的規定部分

目　次

第一章　総則
第二章　私的独占及び不当な取引制限
第三章　不当な事業能力の較差
第四章　株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受
第五章　不公平な競争方法
第六章　適用除外
第七章　損害賠償
第八章　公正取引委員会
第一節　組織及び権限

第二節　手続
第三節　雑則
第九章　訴訟
第十章　罰則

第一章　総則

第一条　この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な競争方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第二条　この法律において事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を営む者をいう。

この法律において競争又は競争者とは、潜在的な競争又は競争者を含むものとする。

この法律において私的独占とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法を以てするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において不当な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問わず、他の事業者と共同して相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において不当な事業能力の較差とは、事業者と競争者の事業能力の間に、著しい較差がある場合において、その事業者の優越した事業能力が、技術的理由により正当とされるものでなく、且つ、その較差が左の各号の一に掲げる事由により私的独占を行うことができる程度であるものをいう。

一　他の事業者があらたに事業を起すことを著しく困難にする程度に、事業者が、当該事業分野に属する事業又はこれに使用する原材料を支配していること

二　事業者が、一定の事業分野において、他の事業者が現実に競争することを著しく困難にする程度に生産を支配していること

三　事業者が、私的独占を行うことができる程度に自由な競争を抑圧し、又は著しく制限していること

この法律において不公正な競争方法とは、左の各号の一に該当する競争手段をいう。

一　他の事業者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けず、又は他の事業者に対し不当に物資、資金その他の経済上の利益を供給しないこと

二　不当な差別対価を以て、物資、資金その他の経済上の利益を供給すること

三　不当に低い対価を以て、物資、資金その他の経済上の利益を供給すること

四　不当に、利益又は不利益を以て、競争者の顧客を自己と取り引きするように勧誘し、又は強制すること

五　相手方が自己の競争者から不当に物資、資金その他の

経済上の利益の供給を受けないことを条件として、当該相手方と取り引きすること

六　相手方とこれに物資、資金その他の経済上の利益を供給する者若しくは顧客との取引若しくは相手方とその競争者との関係を不当に拘束する条件を付け、又は相手方である会社の役員（取締役、業務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の承認を受けるべき旨の条件を付けて、当該相手方に物資、資金その他の経済上の利益を供給すること

七　前各号に掲げるものの外、公共の利益に反する競争手段であつて、第七十一条及び第七十二条に規定する手続に従い公正取引委員会の指定するもの

第二章　私的独占及び不当な取引制限

第三条　事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第四条　事業者は、共同して左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　対価を決定し、維持し、又は引き上げること

二　生産数量又は販売数量を制限すること

三　技術、製品、販路又は顧客を制限すること

四　設備の新設若しくは拡張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること

前項の規定は、一定の取引分野における競争に対する当該共同行為の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

第五条　事業者は、一手買取及び一手販売の方法による資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の統制又は資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の割当を行う法人その他の団体を設立し、若しくは組織し、又はこれらの団体に加入してはならない。

第六条　事業者は、外国の事業者と左の各号の一に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約をし、又は国内の事業者と貿易に関し左の各号の一に該当する事項を内容とする協定若しくは契約をしてはならない。

一　第四条第一項各号の一に掲げる事項

二　事業活動に必要な科学又は技術に関する知識又は情報の交換を制限すること

前項の規定は、国際取引又は国内取引の一定の分野における競争に対する当該協定又は当該契約の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

事業者は、外国の事業者との国際的協定若しくは国際的契約又は国内の事業者との貿易に関する協定若しくは契約であつて相当期間継続するもの（一の取引による目的物の授受のみが相当期間にわたるものを除く。）をしようとする場合には、公正取引委員会に届け出て、その認可を受けなければならない。

前項の場合において、事業者は、届出の日から三十日を経過するまでは、当該協定又は当該契約をしてはならない。

第七条　私的独占又は不当な取引制限に該当する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従

い、事業者に対し、当該行為の差止、営業の一部の譲渡その他私的独占又は不当な取引制限を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第三章　不当な事業能力の較差

第八条　不当な事業能力の較差があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他その較差を排除するために必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員会が前項の措置を命ずるに当つては、当該事業者につき、左の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

一　資本金、積立金その他資産の状況

二　収支その他経営の状況

三　役員の構成

四　工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件

五　事業設備の状況

六　特許権の有無及び内容その他技術上の特質

七　生産、販売等の能力及び状況

八　資金、原材料等の取得の能力及び状況

九　投資その他の方法による他の事業者との関係

十　前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

第四章　株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受

第九条　持株会社は、これを設立してはならない。

前項において持株会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。

第十条　金融業（銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む会社は、他の会社の株式（議決権のない株式を除く。以下同じ。）を取得してはならない。

前項の規定は、会社（商品の売買を主たる事業とするものを除く。）が、左の各号に該当する他の会社の株式の全部を所有することとなる場合において、その会社の株式の取得について公正取引委員会の認可を申請し、公正取引委員会が、当該株式の所有が一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなることがないと認めて認可したときには、これを適用しない。

一　原材料、半製品、部分品、副産物、廃物若しくは事業活動に必要な物資その他の経済上の利益（資金を除く。）の供給について継続的で緊密な関係にある会社又は特許発明若しくは実用新案の利用関係にある会社

二　他の会社の株式を所有していない会社

前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社（現に存する会社の株式を取得しようとする場合には、株式を取得しようとする会社及びその株式を発行する会社）が、その株式の取得が左の各号に掲げる要件を備えていることを明かにした場合には、その会社の株式の全部を所有することとならないときでも、同項に規定する他の要件を備えているときには、同項と同様とする

一　必要な資金を調達するために発行される株式の取得であること

二　申請会社において株式を引き受ける外、資本の取得が事

実上困難である場合の株式の取得であること

三　株式の取得が不公正な競争方法に因るものでないこと

四　取得しようとする会社と競争関係にある会社が株式を所有していない会社の株式の取得であること。但し、商品の売買を主たる事業とする会社の株式の取得については、取得しようとする会社以外の会社が株式を所有していない場合に限る

第十一条　金融業を営む会社は、自己と競争関係にある同種の金融業を営む他の会社の株式を取得してはならない。

金融業を営む会社であつてその総資産（未払込株金、未払込出資金又は未払込基金に対する請求権を除く。）が五百万円を超えるものは、他の会社の株式総数の百分の五を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得してはならない

前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。

一　証券業を営む会社が業務として株式を取得する場合

二　証券業以外の金融業を営む会社が売出のための引受によつて株式を取得する場合

三　委託者を受益者とする有価証券信託の引受によつて株式を取得する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る

前項第一号又は第二号の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

第十二条　会社は、他の会社の資本金額（株金総額、出資総額、株金総額及び出資総額の合計額又は基金総額をいう。）の百分の二十五に相当する金額を超えてその会社の社債（銀行業を営む会社の社債を除く。以下同じ。）を所有することとなる場合には、その社債を取得してはならない。

前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、株式とあるのは、社債と読み替えるものとする。

第十三条　会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従業する者であつて役員以外のものをいう。）は、左の各号の一に該当する場合には、他の会社の役員の地位を兼ねてはならない。

一　両会社が競争関係にある場合

二　両会社の何れか一方の役員の四分の一以上が両会社以外の会社の役員の地位を占めている場合

会社の役員は、いかなる場合においても四以上の会社の役員の地位を占めてはならない。

第十四条　何人も、相互に競争関係にある二以上の会社の株式を所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

何人も、相互に競争関係にある二以上の会社の株式を各会社の株式総数の百分の十を超えて所有することとなる場合には、その株式の取得について公正取引委員会の認可を受けなければならない。

会社の役員は、その会社と競争関係にある他の会社の株式を取得してはならない。

会社の役員は、その就任の際、就任する会社と競争関係に

ある会社の株式を所有している場合には、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

公正取引委員会は、前項の届出があつた場合において、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなる虞があると認めるときは、その全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

第十五条　会社は、公正取引委員会の認可を受けなければ、合併をしてはならない。

公正取引委員会は、前項の認可の申請があつた場合において、当該合併が左の各号の一に該当し公共の利益に反すると認めるときは、これを認可してはならない。

一　当該合併が生産、販売又は経営の合理化に役立たない場合

二　当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合

三　当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる虞がある場合

四　当該合併が不公正な競争方法によつて強制されたものである場合

第十六条　会社は、公正取引委員会の認可を受けなければ、他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をしてはならない。

前条第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、当該合併とあるのは、当該行為と読み替えるものとする。

第十七条　何らの名義を以てするかを問わず、第九条から前条までの規定による禁止又は制限を免れる行為をしてはならない。

第十八条　公正取引委員会は、第五条若しくは第九条第一項の規定に違反して会社が設立された場合又は第十五条第一項の規定に違反して会社が合併した場合においては、設立又は合併の無効の訴を提起することができる。

第五章　不公正な競争方法

第十九条　事業者は、不公正な競争方法を用いてはならない。

第二十条　前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該行為の差止を命ずることができる。

第六章　適用除外

第二十一条　この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の行う生産、販売又は供給に関する行為であつてその事業に固有のものについては、これを適用しない。

第二十二条　この法律の規定は、特定の事業について特別の法律がある場合において、事業者が、その法律又はその法律に基く命令によつて行う正当な行為には、これを適用しない。

前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

第二十三条　この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

第二十四条　この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備

え、且つ、法律の規定に基いて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一　小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること

二　任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること

三　各組合員が平等の議決権を有すること

四　組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

第七章　損害賠償

第二十五条　私的独占若しくは不当な取引制限をし、又は不公正な競争方法を用いた事業者は、被害者に対し、損害賠償の責に任ずる。

事業者は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第二十六条　前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十八条第三項又は第五十四条の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

前項の請求権は、同項の審決が確定した日から三年を経過したときは、時効に因つて消滅する。

一六　過度経済力集中排除法（昭和二二年一二月一八日法律第二〇七号）

第一条　この法律は、平和的且つ民主的な国家を再建するための方策の一環として、できるだけ速やかに過度の経済力の集中を排除し、国民経済を合理的に再編成することによつて、民主的で健全な国民経済再建の基礎を作ることを目的とする。

第二条　この法律で企業とは、企業連合、企業結合、企業合同、会社、組合、個人企業その他形態の何であるかを問わず、事業上、金融上その他経済上の一切の方法又は事業体を含むものとする。

この法律で独立企業とは、各個の法律上の人格を有する企業をいう。

この法律で関係とは、協定、了解、共同行為その他名義の何であるかを問わず、一切の関係をいう。

この法律で事業分野とは、事業上、金融上その他経済上の一切の活動の分野を含むものとする。

この法律の施行について独占的性質の企業とは、独立企業の合併の結果、又は昭和十二年七月一日から昭和二十年九月一日までの間に当該事業分野において従前に比し過当な事業の拡張をした結果、当該事業分野において影響力を持つている、又は持つ虞のある企業を含むものとする。この場合において、影響力とは、企業による支配力であつて、当該事業分野における価格の決定又は資金、商品若しくは役務の移動を実質的に左右するに足る程度のものをいう。

この法律の施行について関連性のない事業分野とは、生産過程において相互に依存する生産分野、一の最終生産品の生産において生産の段階となつている生産分野又はその他相互の間に生産、販売若しくは経営の合理化に役立つ関係のある事業分野のいずれにも該当しない事業分野をいう。

この法律で競争又はこの法律の施行について競争者とは、現実に存する競争又は競争者及び潜在的な競争又は競争者をいう。

この法律で生産能力とは、生産施設を通常の状態において最高度に使用した場合の生産の能力をいう。

この法律で家族とは、本人並びにその配偶者及び三親等内の親族をいう。

この法律の施行について個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

第三条　持株会社整理委員会は、過度の経済力の集中で、この法律施行の日において現に存している又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において存したものを指定し、公共の利益のために、これを排除しなければならない。

前項の場合において過度の経済力の集中とは、営利を目的とする私企業又はその結合体で、一の分野においてその有する相対的規模が大であり、又は二以上の分野においてその占める地位を集積した力が大であるために、事業の重要な部分において、競争を制限し、又は他の企業が独立して事業を営むことを阻害するものをいう。

持株会社整理委員会は、前項の定義及び第六条第一項の規定による具体的基準に従い、過度の経済力の集中を指定しなければならない。

第四条　前条の規定による指定は、昭和二十三年九月三十日までに、これをしなければならない。

第五条　持株会社整理委員会は、第三条の規定による指定をしたときは、その旨を文書で利害関係人に通知しなければならない。同条の規定による指定を取り消したときも、同様である。

前項の規定による指定の通知は、公告してこれを行うことができる。

第六条　持株会社整理委員会は、左に掲げる事項その他必要な事項を考慮して、過度の経済力の集中に該当するかどうかを決定する具体的基準を定めて、これを公示しなければならない。

一　当該企業の内地における生産額又は取引額の当該事業分野における内地全体の生産額又は取引額に対する割合。

二　当該企業の内地における生産能力と昭和十二年六月三十日以前における内地における最高生産能力との比較。

三　当該企業の内地における生産能力又は取引額の当該事業分野における内地全体の生産能力又は取引額に対する割合と昭和十二年六月三十日以前におけるその最高の割合との比較。

四　他の企業に対する当該企業の支配的な関係の内容。

五　当該企業の工場事業場の数及びその位置その他の立地条件。

六　工場事業場の生産過程における相互的関連性の有無及びその程度並びに工場事業場の原料の使用又は生産品の生産若しくは販売における相互的関連性の有無及びその程度。

七　当該企業の原料に対する支配の内容。

八　独立企業の合併その他の方法による事業の拡張の事情。

九　当該企業全体の生産能率と当該企業の各部門又はその結合体の生産能率との比較。

十　一手買取又は一手販売その他これらに類する独占的性質又は制限的性質の取極めその他の関係の有無、物品の購入若しくは販売についての特権、生産若しくは販売の制限、価格の固定、事業地域若しくは販売地域の制限又は特許権若しくは技術の排他的交換を内容とする取極めその他の関係の有無及びこれらの取極めその他の関係への参加の有無。

十一　個人又は家族の成員が企業に対して行う実質的支配の内容。

前項第九号の生産能率を判定するに当つては、生産高又は単価がその企業の構造の変更により影響されるかどうかについても考慮しなければならない。

第七条　持株会社整理委員会は、第三条の規定により指定された過度の経済力の集中の排除について、この法律の目的を達成するのに必要な措置をとらなければならない。

持株会社整理委員会は、前項の措置に関し必要な範囲内において左に掲げる権能を有する。

一　第三条の規定により指定された過度の経済力の集中を排除するための原則、計画及び手続を定めること。

二　諸般の情報を集め、整理し、及び調査し、情報の整理及び提出を求め、記録の保存を命じ、報告及び意見の提出を求め、並びに帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、及び提出物件を留めて置くこと。

三　関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、及び鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

四　工場事業場その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

五　財産の譲渡若しくは引渡を命じ、又は株式その他の有価証券につき議決権の行使の委任を求めること及び当該財産が個人又は家族の成員の所有に属する場合においては、その譲渡の対価として受領した金銭で有価証券を取得すべきことを命じ、又はその譲渡の対価として有価証券を交付し、且つ、これらの有価証券の任意の譲渡を制限すること。

六　法人その他の団体の解散を命じ、企業連合、企業結合、企業合同、一手販売その他の独占的性質又は制限的性質の取極めの解消を命じその他過度の経済力の集中を存続させる行為を禁止すること。

七　企業の再編成、財産処分その他第三条の規定により指定された過度の経済力の集中を排除するのに必要な措置に関する計画書の提出を求め、これを承認し、及び企業再編成計画書の提出のない場合又はその内容が不適当である場合において、企業の再編成計画書を作成すること。

八　企業再編成計画の実施につき一切の裁判上又は裁判外の権限を有する管理人を指名し、及び企業再編成計画の実施、財産処分、法人その他の団体の解散又は清算その他過度の経済力の集中を排除するのに必要な措置の実施を監督すること。

九　持株会社整理委員会の承認を受けないで財産の移転その他の行為をすることを禁止すること。

十　その他第三条の規定により指定された過度の経済力の集中を排除するのに必要と認められ、且つ、この法律の規定

に適合する行為をすること。

十一　前各号に掲げる事項を実施するために、必要な指令をし、又は必要な規則を定めてこれを公示すること。

前項第六号の規定により持株会社整理委員会が法人その他の団体に対しその解散を命じた場合は、他の法令の規定又は契約その他の定にかかわらず、当該法人その他の団体は、その命令により解散する。

第二項第四号の規定により臨検検査をする者は、一定の証票を携帯しなければならない。

第八条　持株会社整理委員会は、企業再編成、財産処分その他第三条の規定により指定された過度の経済力の集中を排除するのに必要な措置に関する計画を承認し、若しくは作成しようとするとき、前条第二項第五号若しくは第六号の規定による処分をしようとするとき、又はその他の処分をする場合において必要と認めるときは、その承認その他の処分の指令案を文書で利害関係人及び公正取引委員会に通達しなければならない。

前項の規定による指令案の文書（提出された計画書の承認に係るものを除く。）には、処分の基礎となつた事実の認定を付記しなければならない。この場合において、その事実の認定は、指令案の基礎となつている経済上、生産上その他の資料を詳細に示し、又はその事実の認定には、これらの資料に関する説明を覚書として添付しなければならない。

第五条第二項の規定は、第一項の規定による指令案の通達に、これを準用する。

第九条　持株会社整理委員会は、指令案を通達した日から十五日を経過した後に利害関係人に対し聴聞会を開かなければならない。

前項の聴聞会においては、利害関係人は、指令案について異議の申立又は意見の具申をすることができる。

持株会社整理委員会は、第一項の聴聞会の手続について、規則を定めて、これを公示することができる。

第十条　公正取引委員会は、指令案が昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下私的独占禁止法という。）の規定に反すると認めるときは、その旨を持株会社整理委員会に対し指示しなければならない。

第十一条　持株会社整理委員会は、第九条第二項の規定による異議の申立若しくは意見の具申又は前条の規定による指示に基き、指令案につき必要な変更を加えることができる。

持株会社整理委員会は、指令の内容を決定したときは、その決定指令を文書で利害関係人に通達しなければならない。

第五条第二項の規定は、前項の規定による決定指令の通達に、これを準用する。

第十二条　持株会社整理委員会は、企業再編成計画が債権者、社債権者及び株主（社員を含む。以下同じ。）を公正且つ公平に取り扱つていない場合には、これを承認してはならない。

企業再編成計画においては、債権者、社債権者及び株主の承認を得ないで、これらの者の権利の変更の定をすることができる。但し、これらの者は、聴聞会において、異議の申立をすることができる。

第十三条　事実の認定が実質的な証拠を基礎としていない場合又は持株会社整理委員会が実質的な証拠を採用しなかつた場合においては、利害関係人は、決定指令が通達され、又は公告された日から三十日以内に、内閣総理大臣に不服の申立をすることができる。但し、その証拠の欠如が聴聞会において特に指摘されなかつた場合又はその実質的な証拠が故意に持株会社整理委員会に提出されなかつた場合には、この限りでない。

第十四条　前条の規定による不服申立があつた日から三十日以内に、内閣総理大臣は、その証拠の欠如が実質的性質のものであるために、指令が独断的になつているかどうかを決定しなければならない。

内閣総理大臣は、その証拠の欠如が実質的性質のものであるために指令が独断的になつていると認める場合においては、必要な程度において第八条乃至第十一条に規定する手続に準じ、適当に変更を加えさせるため、その事件を持株会社整理委員会に差し戻さなければならない。

第十五条　第十三条の規定による不服申立の期間内及び同条の規定による不服申立があつた場合にはその事件が確定するまでの間は、当該決定指令の執行は、停止される。

第十六条　過度の経済力の集中は、他の法令の規定に基く場合又は自発的に生じた場合であるかどうかを問わず、この法律の定めるところにより、これを排除することができる。

第十七条　この法律の施行は、配給統制に関する法令の適用を妨げるものではない。

第十八条　第三条の規定により指定された過度の経済力の集中については、その組織が消滅し、解体若しくは清算を終了し、解体中若しくは清算中にあり、又は変更を加えられた場合においても、持株会社整理委員会が、そのいかなる形態による継続もこれを禁止するために必要な措置をとることを妨げない。

第十九条　持株会社整理委員会の決定指令の執行に関する事項は、公正取引委員会がこれを掌る。

持株会社整理委員会の決定指令については、公正取引委員会に対しその変更の申立をすることができる。

前項の規定による申立に基く持株会社整理委員会の決定指令の変更は、第二十六条の規定により持株会社整理委員会の権限を公正取引委員会に移す日前においては、持株会社整理委員会の同意がなければ、これをしてはならない。

第二十条　持株会社整理委員会は、この法律の規定による職権の一部を公正取引委員会に委任することができる。

持株会社整理委員会は、この法律の規定による職権を行使するのに必要な範囲内において、これに関する事務を行政官庁その他の機関に委嘱することができる。

第二十一条　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項第五号の規定による命令に違反し、同号の規定による請求に従わず、又は同号の規定による制限に違反した者。

二　第七条第二項第六号の規定による解消命令又は禁止に違反した者。

三　第七条第二項第九号の規定による禁止に違反した者。

前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十二条　第七条第二項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二十一条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十四条　第七条第二項第七号の規定による計画書の提出の請求に従わなかつた者は、これを一万円以下の過料に処する。

第二十五条　左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

一　第七条第二項第二号の規定による請求に従わず、又は同号の規定による命令に違反して情報を整理せず、情報、報告、意見若しくは帳簿書類その他の物件を提出せず、記録を保存せず、又は虚偽の情報、報告若しくは意見を提出した者。

二　第七条第二項第三号の規定による出頭命令に違反し、同号の規定による審尋に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同号の規定による鑑定命令に対し鑑定せず、若しくは虚偽の鑑定をした者。

第二十六条　この法律の規定による持株会社整理委員会の職権及び記録並びにこの法律の目的の達成を確保するために必要な職員は、昭和二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間において別に法律で定めるところにより、これを公正取引委員会に移すものとする。

第二十七条　私的独占禁止法の規定及びその規定に基く公正取引委員会の権限は、この法律の規定及び持株会社整理委員会の権限によつて変更されることはない。

付　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

会社利益配当等臨時措置法の一部を次のように改正する。

第四条中「整備計画を提出したもの」の下に「又は過度経済力集中排除法第三条の規定により指定された会社（以下指定会社という。）」を「決定整備計画」の下に「又は過度経済力集中排除法の決定指令の内容」を加え、同条に次の一項を加える。

指定会社（特別経理会社である指定会社を除く。）の利益の配当について大蔵大臣が前項但書の許可をなすについては、予め、持株会社整理委員会の意見を求めなければならない。

第七条第一項第一号中「第四条」の下に「第一項」を加える。

一七　鉱工業等の部門における過度の経済力の集中に関する基準（昭和二三年二月八日持株会社整理委員会公示第二号）

第一　過度経済力集中排除法を実施するについての一般方針

鉱工業等の活動に対し、合理的程度の競争と企業の自由とを確立するために、次の一般方針を適用する。

1 不安状態より生ずる生産上のあらゆる障碍を除去するために、再編成されるべき企業を速かに指定し、解散又は再組

織する。

2 この基準は厳格な方式として適用するものではなく、各企業及び各事業の実状を適正に考慮し、各企業の民主的な再編成への適正な弾力性のある指標としてこれを使用する。

3 それぞれの場合について、再編成が生産量及び生産能率に及ぼす影響、再編成後の企業の経理の健全性及び経済力の集中の程度を慎重に秤量し、且つ、生産を甚しく縮小するような再組織又は解散を避ける。

4 集中排除の実施完了後は、速かに、企業に対する制限と指定に基く管理とを撤廃する。

5 企業の事業活動を制限するような確定的な規模を定めない。

6 生産規模が大きいことから得られる能率上の利点に対し、妨げとなるような措置をとらない。

第二　過度の経済力の集中

営利を目的とする私企業又はその結合体は、次の基準のいずれかに該当する場合には、過度の経済力の集中と認められる。過度経済力集中排除法に基いて指定された企業は、次の基準にどの程度該当するかを記載した説明書を、提出しなければならない。

1 統制がないとして、その企業の製品又は役務の供給が、市場から取り除かれた場合に、価格の著しい騰貴を来し、潜在的な需要者又は一般大衆に対して迷惑を及ぼす程に、その製品又は役務の全供給量の相当な部分を生産し、又は生産能力を有するとき。

2 統制がないとして、企業の行う一種又は数種の商品の分配が、市場から差し控えられた場合に、価格の著しい騰貴を来し、潜在的な需要者又は一般大衆に対して迷惑を及ぼす程に、その商品の分配を行つているとき。

3 企業が、その事業分野において、他の者がその事業分野に入つてきても、これと充分競争できる適当な機会を与えられない程に、勢力を有するとき。

4 昭和十二年以降の戦時総動員政策の結果、他の組織、工場事業場、会社又はそれ等のものの一部を取得し、且つ、特別の独占権と支配力とを享有したとき。

5 関連性のない事業分野における活動によつて競争を制限し又は他の者が独立して事業を営む機会を妨げる程に、集積した力が大であるとき。

第三　再編成の基準

指定された鉱工業等における過度の経済力の集中は、次の基準に従つて再編成することに因つて、技術的な条件の許す限りにおいて、最早過度の経済力の集中に該当しない程度にまで、排除されなければならない。但し、いかなる場合においても、操業能率を甚しく低下させるような程度にまでは、排除を要求することはない。

指定企業者に持株会社整理委員会の検討と決定に資するために、左記に示す説明書を提出しなければならない。

1 企業の歴史

企業が、政府の強制による買収、合併、特許権の使用、官庁の援助、生産能率の優越性等に因つて、現在のような組織となつている場合には、これ等の事実について詳細に記述しなければならない。これ等について技術的な意義を

併せて説明しなければならない。

（基準）　企業の一部が、従前は独立した企業であり、特に、その部分が戦時中の合併によつて併合されたものである場合には、これによつて再編成後の形態を決定する一の根拠が確定しているものとする。

2 地理的位置

各個の工場事業場の位置を示す地図を提出し、且つ、その位置を選定した理由即ちその位置と原材料資源、労働源、動力源及び製品市場との関係を示す説明をしなければならない。

（基準）　工場事業場の地理的分散は集約経営の能率発揮をより困難にし、且つ、異つた経済条件の下に各工場事業場を運転させることになるものであるから、かかる地域の分散は企業再編成への一の根拠を与えるものである。

この基準を適用するに当つては、地理的位置に基く分割に因つて、製品の販売又は原材料の獲得について企業に悪影響を与えないように配慮するものとする。

3 中央事務所の機能

中央事務所については、それがその企業の各工場事業場の生産能率を高め、製品の原価を低め、且つ、品質を向上するためにどんな点で寄与しているかを詳細に説明しなければならない。又その説明には製品、信用、役務、便益等について自由競争が存在する場合には、どんな点についてその中央事務所が各工場事業場又はその小さな集りだけで活動する場合よりも、明かに有効な機能を果しているかを示さなければならない。更に、その説明には、その中央事務所が原材料の割当、生産量の決定、価格の決定、各工場事業場に対する補給金の交付等について何等かの機能を果しているかどうかをも示さなければならない。

（基準）　中央事務所を排除した場合には、生産自体の技術的な理由又は避けられない新会社の経理の不健全化に因つて、製品の品質又は生産能率が甚しく影響を受けるということが明かに示されない限り、中央事務所は排除されなければならない。

中央事務所が主要な技術者を擁している場合には、それ等の技術者を結合体から分離した各企業にどの程度の割当ができるかについて考慮しなければならない。

4 関連性のない事業活動

生産過程又は製品の性質上、関連性のない事業活動に従事しているすべての工場事業場の表を作成しなければならない。関連性の程度が些細であるものは、関連性のないものとして取扱わなければならない。

（基準）　分割した結果大量購入又は科学的販売の利点を失つて、操業原価又は経理の健全性に重大な影響を与えるということが明かに示されない限り、関連性のない生産活動に従事する工場事業場は分割されなければならない。

5 水平的又は垂直的結合

水平的結合とは、生産過程における同一又は同種の段階に従事する工場事業場で、物理的に分離し、生産過程において互に独立しているものの集合をいう。例えば鉱山の結合、炉の結合、同一又は略同一の最終形態の製品を生産する工場それぞれの結合はすべて水平的結合である。

これに反して一の生産過程の異つた段階に従事する鉱山、炉、工場の結合は垂直的結合である。

同一の中央事務所の支配の下において、水平的結合と垂直的結合とが併存することがあり得る。このことは同一の企業が数個の鉱山、数個の熔鉱炉、数個の圧延工場を所有し又は支配する場合にあてはまる。この場合においては、一の段階における工場が同一の結合体における生産過程の前の段階にある工場、鉱山等から原材料又は半製品の供給を受けることとなるから、垂直的結合の各段階において水平的結合ができているということになる。

企業に属するそれぞれの事業単位の関連を図表に明示して提出しなければならない。

（基準）　水平的結合がその業種の生産量の重要部分を支配している場合には、関連性のある事業活動に従事する水平的結合の各部分については、その結合の全部又は一部が生産能率又は経理の健全性について重要な寄与をしていることが示されない限り、これを分離しなければならない。

垂直的結合の各部分については、その結合によつて支配されている最終段階における製品の総原価が分割の結果増加するか、又は分割によつて生産量に甚しい影響を与えることが明かに示されない限り、これを分割しなければならない。

垂直的結合はこの項の他の基準に抵触しない限りその存続を許されるが、その結合が一の段階において所有し又は支配する能力が、次の段階において所有し又は支配する能力よりも一割以上大きい場合にはこの限りでない。例えば一の結合は、その所有する熔鉱炉又は工場が必要とする鉱石の数量の十一割を超える生産量を有する鉱山を保有することは許されない。

この比率を適用するに当つては、或る程度の伸縮性は許されるべきであるが、企業は、自らの生産上の必要を超えて、競争者の原価及び供給に影響力を有する程度に、供給の全部又は一部を支配することのないようにしなければならない。

6 共通原価

二以上の製品の生産に影響し又は寄与する原価を共通原価という。例えば一の生産設備が或る種の製品を生産すると同時に、或る種の有用な副産物又は屑製品を生産する場合には、その生産設備の原価がすべての製品に転嫁される。

経営上の共通原価を除けば、大部分の共通原価は関連性のある製品の生産によつて生ずる。企業が二以上の製品を生産する場合には、共通原価の条件を示さなければならない。

（基準）　共通原価の条件の下にある場合には、関連性のある又は関連性のない製品の生産は許される。但し、この場合には、経営上の共通原価はこれを考慮に入れてはならない。共通原価は元来一の工場事業場における生産操業上生ずるものであるから、能率上の利点が示され、且つ、その結合によつて企業がその事業の製品について決定的な支配力を持つに至らないときは、常に、この基準が適用される。共通原価に関するこの基準は、数個の工場事業場が一

企業の所有に属していることを正当化する理由となることは殆んどない。併し、この基準は、同一の工場事業場において、又は同一の工場事業場の敷地内において、異つた製品を引続き生産することを正当化する理由にはなる。

7 代用品

或る代用品の供給が、その本来の製品の需要の重要部分をみたすに足る数量であつて、しかも、その供給価格が本来の製品の価格に比較的近いものであるかどうかを説明しなければならない。

（基準）　前記の条件をみたす代用品のある場合には、その代用品を生産する工場事業場の所有者は、本来の製品を生産する工場事業場の所有者とは、別のものでなければならない。

適当な代用品の供給力が大きければ大きいだけ、本来の製品についての生産又は取引上の集中的支配から生ずる不都合は少なくなる。

この基準は、結合を数個の企業に分割する場合における分割の程度を決定するために適用することができる。

8 商標及び企業名

企業が使用した一切の商標は、これを表示し、且つ、その商標の取引上の価値についての分析を付記しなければならない。企業名に関しても亦取引上又はその他の価値を示さなければならない。

その説明には、その商標及び企業名の使用によつて得た発展並びに利点の略史をも記載しなければならない。

（基準）　独占的利点を有する商標及び企業名は、完全にこれを排除して一切の企業がこれを使用しないようにしなければならない。

有名な独占的結合体の再編成を行う場合には、既存の企業名はこれを排除しなければならない。その企業が、略同等の現在の又は潜在的価値のある数個の商標を有する場合には、再編成により分割されて競争の立場に立つ新会社にこれを割当てることができる。その商標が取引上の価値を持つてはいるが、独占的歴史又は確立された利点を持つていない場合には、これを他の企業並びに再編成によつて設立され、新しい商標名を登録することのできる新会社に割当てることができる。

9 特許権

企業が所有し又は支配している一切の特許権は、その特許権が製品の生産及びその製品にとつて重要であり、又はその特許権の支配若しくは所有によつて他の者がその事業分野に参加する機会を妨げられている場合には、これを表示しなければならない。

（基準）　再編成の結果設立されるすべての新会社は、企業が所有し又は支配していた一切の特許権の利用を許される。

10 能力

企業が所有し又は支配している能力とその事業分野における全体の能力との比率、他の企業が同一又は同種の製品を生産するために容易に転換できる能力を持つているかどうか、及びその事業分野における全体の能力又はその企業の能力について、賠償の結果、実質的な変化が予想される

かどうかについて、正確な説明をしなければならない。又この説明には、企業の各工場事業場の能力が企業全体の能力のうちで占める比率を付記しなければならない。企業が二以上の事業を兼営している場合には、その各事業の能力に関して前記の説明が必要である。

（基準）　企業は、その能力が一の工場事業場に集中している場合の外は、その事業の生産及び製品について、国内及び国外の販路を支配するに足る程度の能力を持つことは許されない。一の企業に許される能力の最大限度をその事業分野における全体の能力の何割と決めることはできないが、一般的に言えば、一企業を数個の企業に分割する場合、分割によつてできた一企業の能力が、その同じ分割によつてできたどの企業の能力よりも著しく大きなものであつてはいけない。

11 会社間の株式所有

他の会社の株式その他の証券保有の表を提出しなければならない。

（基準）　過度の経済力の集中に属しない会社を含む他の会社の証券又は株式を保有してはならない。

12 経理上の構成

(イ)単なる持株会社である特別経理会社は、再組織の計画案を提出することなく解散及び清算の計画案を提出しなければならない。

(ロ)主な事業を外国で営んでいた特別経理会社は、再組織の計画案を提出することなく解散及び清算の計画案を提出しなければならない。

運営できる資産を国内に持つている会社については、(イ)及び(ロ)の規定は国内所在のその運営できる資産を引継ぐために、一個又は数個の新会社を設立することを妨げない。

(ハ)(イ)及び(ロ)に掲げたもの以外の会社は、解散及び清算の必要はない。但し、経営を継続するには、経理的に不健全であることが明かに認められる場合にはこの限りでない。

(ニ)会社の解散、清算及び会社の資産の処分は、他の一個若しくは数個の会社による独占又は市場の支配を助長しないように行わねばならない。

(ホ)資産の一部のみを処分する場合又は資産の一部をもつて一個若しくは数個の第二会社を設立する場合には、存続会社は独立して経営しうるものであつて、且つ、経理的に健全なものでなければならない。

(ヘ)すべての会社はその資本金額が固定資産及び通常固定すべき運転資金の合計額を下らないように、その資本構成を改変しなければならない。

(ト)新株はすべて全額払込の株式としなければならない。

(チ)一般に、無議決権株の発行は、株主又は債権者である金融機関に対して割当てる場合を除いては、これを認めない。金融機関が特別損失を負担しない旧債権の債権者である場合には、新株の割当は行わないで社債を優先的に交付する。又無議決権株は会社の総株式の四分の一を超えないようにし、且つ、これを発行する場合には、発行を必要とする充分な理由を明示しなければならない。無

議決権株は配当及び残余財産に対する優先の株式とする。

(リ)旧債権が特別損失を負担しない場合には、新株の割当は、左記の順位によつて、これを処理する。

1 個人又は金融機関である旧株主に対しては、その会社の総株数に対する現在の持株数に比例して割当てるものとする。但し、金融機関については、独占禁止法の規定によつて保有を認められるものに限る。

2 その会社の従業員

3 地方居住者

4 一般公衆

(ヌ)旧債権が特別損失を負担する場合には、新株の割当は、特別損失を負担した旧債権者に対しては、旧債権額の範囲に限り、最優先の取扱をなし、その他は(リ)の場合と同一の順位によつて、これを処理する。

(ル)金融機関以外の会社には、新会社の株式割当は行わないが、(リ)及び(ヌ)の規定によつて、新株が割当てられた場合には、その債権者及び株主は、その株の額面金額を超える金額の範囲内に限り、プレミアムを請求できる。このプレミアムの金額は妥当なものであることを必要とし、且つ、その権利は六十日以内に行使しなければならない。旧債権者については、このプレミアムの金額は、特別損失を負担した債権額を超えてはならない。

(ヲ)金融機関以外の会社である旧株主又は金融機関である旧株主若しくは旧債権者については、(ル)に掲げたプレミアムの方法によるの外、新株の引受権を有償譲渡することによつて、その含み益を享受することができる。又金融機関は、独占禁止法によつて保有を認められる限度を超える株式については、以上の方法によつて含み益を享受することができる。

(ワ)合併又は営業の全部若しくは一部の譲受は、すべて、独占禁止法に確立されている原則に基いて、定められる。合併に際しては、すべての利害関係人に対して公平な取扱をする。

(カ)第二会社の場合には、出資資産の対価として、旧会社に株式を交付し、旧会社は、その株式を処分しなければならない。新旧勘定合併の後、支払不能を生ずる結果となる場合には、一個又は数個の第二会社を設立する。

新旧勘定併合の後、支払能力のある会社は、ここに掲げた諸基準と抵触しない限り、そのまま存続することを認めても差支えない。

(ヨ)存続会社若しくは第二会社の役員又は解散会社の清算人の選任については、その会社の債権者側の立場を公平に考慮する。

一八　日本の過度経済力集中に関する政策（一九四七年五月一二日FEC-二三〇）

添　書

合衆国政府は、ここに、極東委員会にたいして、日本財閥調査団の報告書を提出するとともに、日本の工業・金融・商業における経済力集中にかんするいくつかの政策を、極東委員会が

採択するよう勧告したい。

合衆国政府は、財閥の存在とそれらの巨大な企業結合による日本経済の独占的支配が、日本の侵略行為を促進し支持したひとつの大きな要因であったと確信している。経済力の過度な私的集中の解体は、日本の経済と政治の民主化のために不可欠なことである。したがって、合衆国の見解では、それは、占領の主要目的のひとつである。

財閥にかんするこの基本的な占領政策は、「降伏後における対日基本方針」（FEC-〇一四）に述べられており、「連合軍最高司令官にたいする日本の占領および管理にかんする降伏後初期の基本指令」（FEC-〇一五）で再確認されている。この政策実施のための重要な諸措置は、連合軍最高司令官の指示または承認のもとに、適当な日本側関係当局によって、日本の持株会社整理委員会の組織と活動、経済界追放の準備、企業結合・統制団体・カルテル契約にたいするその他の措置の開始というかたちで、すでに着手されている。

包括的な政策・基準・手続の策定を助けるために、コーウィン・D・エドワーズを団長とする調査団が、一九四六年一月に日本に派遣された。その報告書をここに提出する。

この報告書を基礎に、合衆国政府は、財閥問題に関する下記の広汎な政策声明書を準備し、極東委員会の承認を得るためにそれを提出したい。多くの点において、この声明書は、さきにあげた基本的指令等に添って、連合軍最高司令官の指示または承認のもとに、適当な日本側関係当局によってすでに実施されたり実施されつつある諸措置をも含んでいる。

日本の過度経済力集中に関する政策

1　目的

日本における過度経済力集中にたいする占領政策の総括的目的は、現存する集中を解体し、さらに、将来における新しい集中の形成を防止することでなければならない。ある種類の財閥の解体が、ほかの種類の財閥の形成に結果するというような無駄なおこないを避けるために特別な注意をはらうべきであり、したがって、日本の工業と金融を支配する諸集団の現在の姿はもちろんその根本的なありかたまで徹底的に変革しなければならない。この変革の実現には、次のような特定目的の達成が必要となるであろう。

a　すべての過度経済力集中の解体、ただし技術上の配慮から存続の必要がある場合は除く（後出2、3、4）。

b　これらの集中を支配してきた人物と彼等に密着した人々の過度な経済力の排除（後出5、6）。

c　解体された集中を構成していた諸部分に関しては、多様なそして拡散した形の私的所有を助長し、解体できない集中の構成部分や、解体された集中の構成部分のうちで競争作用にゆだねられない部分に関しては、政府所有を助長すること（後出7、8）。

d　過度集中にたいする金融的支持の排除――財閥が保有する銀行・保険会社の証券の処分、金融機関の数の増加、金融機関と非金融機関の結合関係の廃絶、特定の金融機関にたいする政府の優遇措置の排除による（後出9、10、11、12）。

e　過度集中にたいする法的助長の撤廃――統制立法の廃止、反トラスト法の制定、特許法の改正、会社法の改正、現行税法とその運用の変更による（後出13、14、15、16、17）。

f　上記諸政策の実施に必要な諸手段の強化――好ましい型の証券購入者にたいする金融的・技術的援助、日本政府の反財閥措置にたいする大衆的支持の創出、財閥の影響力からの政府職員の独立性を確保する諸措置による（後出18、19、20）。

上記の諸目的が、後出の特定諸措置の適用によって達成されたときに、はじめて、ポツダム宣言に記された諸要請は履行されたものと認められる。ただし、これらの措置の実施を日本政府に強制する方法とそのタイミングについては、連合軍最高司令官の執行権にもとづく決定にまかすべきものと考えられる。一般的には、日本政府は、その構成と憲法上の権限に適合的な、行政上、立法上および司法上の諸措置によって、ここに明記された政策を完遂するよう要請されるべきである。

2　過度集中の定義

本文書にしめされた諸政策においては、過度経済力集中とは、ある業種内における相対的規模の大きさや、多くの業種にわたるその地位が生みだす累積的力によって、主要な産業部門において、競争を制限したり、他者が独立して事業を営む機会を減殺したりするような、利潤追求的私企業またはその結合体を意味するものとする。

この基準の適用に際して、利潤追求的な私企業又はその結合体が、次の場合に該当するときは、反証があるものは別として、過度経済力集中と推定されるべきである。総資産が巨額な場合、所要労働力（つまり、過去最高の雇用量で例証されるような、設備を能力いっぱいに稼働させる場合に必要とされる労働力）が巨大な場合、総資産や所要労働力はやや小さくとも相互に関連のない種々の分野で事業を営んでいる場合、大きな金融組織と大きな工業又は商業組織を、同時に又は各個に支配している場合、かなりな数の他の法人企業を支配している場合、主要産業の生産物の総供給量のうちの大きな部分を生産、販売又は配給している場合。

当該産業内の地位はもちろん、絶対的規模も、特定の集中を過度集中と認定する根拠と考えられるべきである。独占ばかりでなく、競争企業にたいして実質的な潜在的脅威となるほど巨大な、当該企業支配下の資本の集積もまた、排除することが望ましい。

すべての日本の大企業は、上記の基準に照らして、ただちに連合軍最高司令官によって査察されるべきである。特定の企業がこの基準に該当するかどうか不明確な場合には、本文書にしめされた諸政策が、日本の大規模産業の所有関係の大部分に影響を及ぼすことを意図していることからして、該当するものと判定すべきである。総司令部の「制限会社表」（その目的で策定された認定手続にしたがって適宜改訂された）は、本文書の意味する過度集中と考えられる日本企業を網羅しているものと理解される。

3　過度集中の解体と非解体

過度経済力集中は、できる限り数多くの関連のない単位、そのいずれも上記2の過度集中の定義に該当しない単位に、ただちに解体されるべきである。ただし、技術的に大規模操業が必要であり、解体によって操業効率が明らかに大幅に低下する場

合には、解体は実施するべきでない。次のような場合には、反証があるものは別として、このような大幅な効率低下は生じないと判断される。持株会社の解体。現業会社間の株式所有・役職員兼任による結合関係の切断。現業会社からの、無関連な産業部門に属する部分、過去五年以内に別法人であった部分、物理的にも技術的にも分かれていて共通の経営管理が事実上おこなわれていない部分の分離。解体されるべき集中の処置については4で、解体されない集中の処置については8aで詳述する。5の規定は、解体又は非解体いずれの集中に属する個人および証券・資産にもひとしく適用されるものとする。

4　解体される過度集中に関する政策

解体される過度経済力集中に関しては、次の諸措置がとられるべきである。

a　過度集中のうちで、たんに持株会社であるすべての企業は、解体し、所有証券及び資産を処分する。

b　上記aに記された以外の企業について、過度集中が分割されてできた諸単位が非金融的企業（保険会社は金融業と考える）の場合には、過度経済力集中の一部ではない企業の発行証券も含めて、すべての所有証券を処分する。

c　これらの事業単位及び金融分野に属する事業単位のすべての役員（監査役も役員と考える）および取締役は、主として従事する会社の役職のほかは、すべての役職を辞任し、将来にわたって、16に規定された場合をのぞいて、主として従事する会社の外のいかなる役職につくことも禁止される。この政策は、5に規定されたところにしたがって取り扱われる特定の人物には適用されない。

d　過度集中が解体されてできた諸単位の間のある種の契約及び業務に関する取極、つまり、本社機能の執行、人的交流、業務執行代理権、優先的又は排他的取引権に関する取極などは破棄させる。類似の取極の再開は、取極の正真な破棄を確実にするために十分な期間を経るまでは禁止される。

e　過度集中が解体されてできた事業単位は、所有する特許と再実施権のある実施権に関しては、すべての申請者に差別条件をつけずに実施権を与えねばならない。また、他社よりの特許実施権にもとづいて現在享受している排他的又は優先的権利を放棄しなければならない。また、同じ財閥の一部であった他の企業に使用を認めている技術及び特許権は、過渡的期間中は、すべての希望者に無差別で利用させねばならない。当該事業単位が、外国人の所有する日本特許に関する実施権を、本項の趣旨に反する条件で保有している場合には、その条件について再協議を要するものとする。実施権許諾者が再協議に同意しない場合には、日本政府が特許法第二章第四一条に従ってその特許を消滅させるか、または特許を公開して無差別に実施権を許与できるように、日本の事業単位は実施権の使用を中止しなければならない。

f　持分を処分した企業又は解体された企業のいかなる部分の合併も、公共の利益に合致することが確認され　後に許可される場合を除いて、禁止される。

5　過度集中における人物の取扱い

過度経済力集中において、あるいはそれにたいして、債権者、株主、経営者またはその他の資格ある者として支配力を行使してきたすべての個人は、

a　すべての所有法人証券、流動資産、事業資産を処分させられ、

b　事業上の、又は、政府の責任あるすべての地位から追放され、

c　今後一〇年間は、法人証券の保有や、事業又は政府の責任ある地位への就任を禁止されるべきである。

上記の諸個人の代理として行動したような他のすべての人物は、以下に明記する処置にしたがうものとする。これらの人物を特定する場合には、血縁・婚姻・養子縁組又は過去の人的関係などの要因を考慮に入れることとする（「過去の人的関係」という語句は、財閥家族によって持株会社又はその子会社における重要な責任ある地位に任命された人物を主として指すように、これまで用いられてきたが、最高司令官が、財閥と、ほかの仕方で結合して財閥の表看板として活動していたと考える人物をも指すようにするべきである）。これらの人物は、

a　かなりな額の流動資産・事業資産を所有する場合には、それらを処分し、過度経済力集中が発行した法人証券については所有分の全部、他の私的大企業の発行証券については発行総額の一%を超える分にあたる所有分を処分させられ、

b　財閥の利益のために利用される可能性があるすべての事業又は政府における地位から追放され、

c　今後一〇年間は、法人証券の保有や、財閥の利益のために利用される可能性がある事業又は政府における地位への就任を禁止されるべきである。

ある人物が、上記の政策の対象となるかどうか疑問がある場合には、日本の大規模産業の所有関係と支配との徹底的な変革をもたらすに十分な数の証券所有を処分することが望ましいことからして、最高司令官は、その人物を対象に含める方向で疑問を処理すべきである。

6　処分される持分にたいする補償

上記5に該当する個人にたいしては補償をおこなう。ただし、その補償は、彼等が、日本経済における権力の座を買い戻すことを禁じられるような方法と金額でおこなわれるものとする。このためには、過度集中の解体とこれらの人物の資産の売却に際して、適切な措置が講じられることが肝要である。下記の諸措置は、過度集中と考えられる企業に投資した他の人々にたいする補償に同様な影響を及ぼすことを避けながら、5に該当する人物にたいして過度の補償を支払うことを防止するという観点から策定されている。なにが過度の補償であるかの決定は、これらの措置が目的とするところにもとづいてなされるべきである。したがって、

a　処分される持分の新所有者への譲渡を助成する政策は、持分の旧所有者が特に大きな補償を獲得しようとする努力によって修正されてはならない。優先的な目的は、問題の持分のすべてをできるだけ早急に望ましい購入者に売却することであるはずである。たとえ持分をその真の価値の何分の一かで処分しなければならないとしても、この目的は、達成されねばならない。望ましい型の購入者への処分持分の協議売却の際には、持分の真の価値よりは、購入者の支払能力が、価格と支払条件の決定に影響を及ぼすべきである。

b　総売却価格が一九四五年八月の市場価格（市場性のある証券の場合）又は帳簿価格（他の証券・資産の場合）を超

える分については九〇%以上の税を課すこととする。この課税が、財閥に属さない個人に損害を与える結果にならないように、処分資産の売却を通して得られた資金の配分には、次のような優先順位が適用されるべきである。

第一優先順位　上記の九〇%課税以外の納税負担額及び債務額については、全額を支払う。

第二優先順位　財閥に属さない持分所有者が存在する場合には、その持分の一九四五年八月の市場価格（又は、市場性のない証券の場合は帳簿価格）に相当する額を支払う。

第三優先順位　上記の九〇%課税を全額支払う。

第四優先順位　財閥の持分所有について、一九四五年八月の市場価格（又は、市場性のない証券の場合は帳簿価格）に相当する額を支払う。そして、残余資金は、すべての持分所有者のあいだで、持分額に比例して分配する。

上記の優先順位にしたがった結果として、財閥に属する持分所有者が全資産を喪失するという事態が生ずることは避けるべきであり、彼等の処分持分の一九四五年八月の市場価格（又は、市場性のない場合には帳簿価格）の一五%を超えない範囲の補償をそれら持分所有者に供与するために必要な場合には、九〇%課税収入の一部を財閥に属する持分所有者に返還するものとする。

上記九〇%課税のかわりに、処分資産売却の結果として5に該当する個人に帰属することとなる資金にたいして、高率の累進税を（資本課税に加えて）特別に賦課する方法もありうる。

c　処分持分を二年以内に再売却して得られた利益にたいしては七五%、四年以内に再売却して得られた利益にたいしては五〇%の税を課するものとする。

d　上記5に該当する人物にたいして補償として渡される金額は、その金額を超えない額面の国債で、類似の国債の最低利率よりも高くはない利率を付した国債に投資するものとする。この国債は、持分売却完了後一〇年間は、売却・譲渡・担保差入を禁止され、他の流動資産源が使いつくされた場合には納税資金として受領されるものとする。この期間中は、投資のための余剰金を生じさせないように、現金による支払は、公債利子支払さえも、通常の生計費をまかなう程度の額に制限されるべきである。

e　解体及び清算が順調に進められたのち、一〇年の凍結期間終了の前に、計画の再検討をおこなって、上記5に該当する人物達に供与された金額が、財閥支配力の復活を可能にするほどの大きさであるかどうかを判断する必要がある。もしも復活可能性があると判断された場合には、その時点の状況に応じた追加的措置をとって、復活の可能性を除去すべきである。

f　凍結期間が終了する前に、所有者の相続人に相続をおこなわせて、高度の累進税率による相続税支払を課するものとする。

7　処分される持分の清算

処分された証券と資産の清算は、持株会社整理委員会の設立から約二年の期間内に速かにおこなうこととする。清算計画では以下の点を考慮する。

a　4に該当する以外の持株会社の個人株主（および、ある

場合には持株会社株を所有する金融機関）にたいする証券の按分比例配分。

b　相互に株式を持ち合う会社間の証券の交換と解消。

c　証券及び資産の協議による売却。

d　約二年以内に清算を完了させるのに必要であれば、望ましい購入者に証券の入札を要請し、いかに入札価格が低くとも最高入札価格に応ずること。

清算は、最高司令官の厳格な監督のもとに機能する完全に公的な日本政府機関である持株会社整理委員会によって実施される。この委員会には、大規模工業、大規模商業、大規模金融の代表者や、それらに同情的な政治グループの代表者が入り込まないよう特別な注意が払われねばならない。委員会の委員任命は最高司令官の承認を必要とし、人事は最高司令官が変更することができ、委員会によってなされた売却について最高司令官はそれを取消すことができるものとする。すべての売却について、期間や条件は公告するものとする。

8　処分される持分の売却

処分される証券・資産の売却に際して、優先的な目的は、所得と生産・商業の手段の所有の広汎な配分によって、過度経済力集中が将来形成されることを確実に防止しうるような方法で（必要な経営者能力を確保しうるような方法をとることはもちろんとして）、証券・資産を、諸集団や諸個人に譲渡することでなければならない。この目的を達成するために、次のような基準が、購入者を選定する場合の指針として設定された。そして、これと関連しては、購入者の現在の支払能力が特に重視されるべきである。

a　技術上の理由から解体されない過度経済力集中と公益事業のように競争作用にゆだねることのできないその他の企業の処分持分は、日本政府及び地方行政府の購入にまかせることができる。ただし、その購入は、民主的な手続をへて達成されかつ承認されることを条件とする。これらの集中又は企業が日本政府又は地方行政府に購入されない場合には、それらの企業の製品原価と利潤は、公正な公的委員会によるところの公開された効率的な規制のもとにおかれるべきである。日本政府又は地方行政府は、ある企業の処分証券・資産を購入した場合には、その企業が発行した証券で財閥に属さない所有者が所有している分を付随的に購入することを考慮するべきである。しかし、日本政府の民主化が十分に進んで、経済統制の真に信頼しうる制度が備わるまでは、過度経済力集中を政府の所有や規制にゆだねるよりも、過度経済力集中の全部を解体するようあらゆる努力が払われなければならない。

b　政府以外のものの購入に関しては、新しい財閥階級創出の基盤をつくらないために、富裕で経済的に強力な人物や法人への売却は最小限度にとどめるべきである。確定的な購入優先権とその優先権を活用するために必要な技術的金融的援助とが、中小企業の経営者・出資者などの人々、農業協同組合、消費者協同組合、労働組合などのグループに与えられるべきである。処分される持分がそれらの人々やグループに所有されることは、日本経済の民主化に貢献するはずである。たとえ、処分持分の小部分の購入しか望んでいない人々やグループの場合であっても購入は大いに奨励されるべきである。協議売却の場合には、価格は、購入者の支払能力に特に配慮したうえで決定するべきであるし、

その価格の支払期限も、同様にして決定するべきである。

c　一個人、一企業、または連合した個人や企業の一グループが、2で定義した過度集中に近い規模や性質の経済力集中の将来における形成を可能にするほど大量に処分持分を購入することは許されるべきではない。

d　元財閥企業の処分される持分の同社従業員による購入は、少数の経営首脳者達にそれを集中させるのではなく、当該労働者達のあいだに広汎に所有を分散させるための熱心な努力が払われる場合に限って奨励されるものとする。このような所有の分散を可能にするために、このような購入者にたいする低利かつ長期の貸付制度が、賃金からの差引返済などの方法も含めて規定されるべきである。自分では購入資格を持たない人物たちが、元財閥企業の従業員のグループを擬装購入に使用することを阻止するために特別な注意が払われなければならない。

e　すべての売却に際して、財閥や追放指令又は「基本指令」の追放条項に該当するその他の人々の仮装代理人を排除するための審査をおこなわなければならない。

上記の基準は、当該企業の財閥に属さない株主達の意向とはかかわりなく厳守されるべきものである。

9　財閥金融企業の整理

財閥系金融企業と保険企業の処分持分は、5、6、7に述べられた非金融企業の整理に関する原則に従って整理、譲渡されるものとする。財閥系保険会社の保険証券所有者には、その会社の経営状態が強固であるのでその株式の購入を希望する場合には、財閥が現在所有する当該会社株式の購入に関して援助が与えられるべきである。このような場合には、購入は保険証券にたいする自由貸付によって助成され、あるいは、保険証券額面金額の切下げというかたちでの支払が認められるものとする。破産状態となった財閥系保険会社は、充分な資産が存在しているので、そのような処置が効果のある場合には、未払いの保険証券額面金額を割戻して相互会社とするものとする。破産状態となった金融企業の再建に際しては、財閥持株会社及び財閥構成員の所有する株式は、他の株主の所有する株式に従属するものとする。

10　金融機関

日本経済における競争作用を助成する基本的方策として、独立した金融機関の数は、相当増加させねばならない。ただし、銀行経営の安全性を維持するために必要な貸出の分散をおこなうことが不可能になるほど個々の銀行を小規模にしてしまってはならない。独立した地方銀行はもちろん、地方貯蓄銀行や、農村と都市の信用協同組合の強化も奨励するべきである。この目的のために、とくに次の政策が採用されるべきである。

a　財閥系企業に合併された独立の金融機関の以前の所有者は、分離強制措置によって、以前の企業を再建することを助成されるべきである。これに関して、合併された銀行、信託会社、又は保険会社の以前の所有者が、それらを吸収合併した企業にたいして、以前の企業を適当な規模で再建するのに必要な範囲の資産及び負債の分離を要請できる機会を、ある期間を限って設ける措置が講じられるべきである。

b　最高司令官が特定する規模を超える銀行は、一定期間内に二つ又はそれ以上の独立した単位に分割することを命じられる。最高司令官によって、その業務分野で独占的地位

を享受していると見なされた他の銀行も同様である。許容限度規模は、このような企業分割を相当な数だけ強制して独立の金融機関の数を大幅に増加させるに充分な程度まで低く設定されるべきであるが、同時に、過小規模銀行にともないがちな信用不安の危険性を生じさせないために充分な程度に高く設定されなければならない。

11　金融的結合

金融企業と非金融企業の結合、金融企業間の結合は破壊されなければならない。この目的のために、

a　銀行及び信託会社は、その資本金及び準備金の一〇%を超える額を、一つの会社の有価証券、貸付、手形、前貸、当座貸越に運用することを禁止されるべきである。

b　これらの企業は、所有名義人としてであれ、受益証券の保有者としてであれ、その資産、預金及び信託勘定において、発行済株式の五%を超える量の他の会社の株式を所有してはならないし、その所有株式の議決権を行使してはならない。また、競合関係にある企業の株式は一切所有を許されない。善意の証券引受で取得した株式については上記の比率規制は適用されないものとし、また、貸付の弁済で取得した株式については、上記の比率規制と議決権規制は適用されないものとするが、この適用除外は一年を越えることはできない。

c　銀行又は信託会社の役員・取締役と、それらの企業の五%かそれ以上の株式の所有者は、他の会社の役職に就任したり、同程度に大きい比率の他社株式を所有したりする資格を与えられない。弁護士、公認会計士等、非常勤であって政策決定に参加しない被雇用者は例外とするが、この例外は、できる限り狭く適用されねばならない。

d　銀行又は信託会社は、日本銀行以外の一つの機関に、預金の一〇%以上を再預金することは許されない。

12　金融上の差別の除去

財閥系銀行に有利な差別を除去するために、

a　財閥系銀行は他の銀行よりも安全であるという預金者達の信念を弱めるために、預金保険制度が新設されるべきである。一行について保証される預金額には限度（たとえば、約百億円の大きさ）が設けられる。一預金口座についても保証される預金額に限度を設けるべきである。

b　郵便貯金制度に関しては、いくつかの府県からなる地域内で預入された貯金額の最低九〇%は、その地域内に本店を持つ普通銀行に、それらの銀行の資産に比例して、再預金されることが、最終的には求められなければならない。預金保険の利用資格のない銀行は、郵便貯金の再預金を受け入れる資格がないものとする。

c　商業銀行の営業基準を改善し、商業銀行にとって賢明であるとは考えられない業務に進出することを防止するために、新しい立法措置がとられるべきである（しかし、商業銀行による投資銀行機能の遂行は、その機能をはたす適当な代替機関が普及するまでは、禁止されるべきではない）。この立法は、日本銀行又は他の適当な公的機関に、他の銀行にたいして指示し検査する権限を付与するものとする。銀行は、資本金、準備金、投資方針、その他に関して法令の規定に従うことを要する。これと関連して、現行法令が大蔵大臣に与えている裁量権は、大幅に縮小されるべきであり、大蔵大臣の権能は法律に明記され、国会の監督・審

査に服さなければならない。大蔵大臣が、省令や規則を制定する権限は、厳しく削減され、純粋に緊急な場合に限定されるべきである。銀行検査はすくなくとも二年に一度おこなうべきである。

d　特殊銀行の機能と権限は、法律によって規定され制限されねばならないし、これらの銀行は普通銀行業務に従事することは許されない。特殊銀行のうちのいくつかは普通銀行の地位に復帰することを認めないのが適当かどうかを決定するために、特殊銀行の存在の必要性を再検討する必要がある。

e　日本銀行の私的所有の痕跡は除去されなければならない。理事会は、金融、商業、工業、農業を、そして、大企業、中企業、小企業をそれぞれ代表しなければならない。

f　銀行の顧客獲得競争は、指定銀行制と金融統制会の廃止のような措置によって、復活されなければならない。

g　大蔵省及び政府銀行で責任ある機能をはたしている職員は、すべての金融機関の証券所有を禁止され、また、政府職員辞職後二年間は、民間金融機関に雇用される資格を与えられない。

13　産業独占にたいする政府助成

日本政府が私的独占の成長を助成するために利用した法律や措置は廃絶しなければならない。ただし、公共の利益のために日本経済を統制する能力を日本政府から奪ってはならない。この目的のために、

a　現在の統制会又は特殊会社の根拠法令は原則として廃止し、統制会又は特殊会社は廃止するものとする。将来、非政府機関が、以前に、これらの法令にもとづいて行使された権限を引き継ぐことは禁止される。将来、政府機関が、そのような権限のうちで、主たる用途が独占体や独占的行為を助長するものであったような権限を引き継ぐことも禁止される。従来、統制会や特殊会社によって遂行されてきた必要な政府機能は、適当な政府機関に移管すべきであり、その機関が現存しない場合は新たに設立されるべきである。最高司令官が、当面の状況では、政府がこれらの機能を効果的に果すことが困難であると確認し、同時に、これらの機能の効果的な作動が公共の利益のために必要であると確認した場合には、最高司令官は、これらの機能を政府から旧統制会や特殊会社又は類似の新しくつくられる半民間機関に一時的に委任することを承認することができる。ただし、最終決定権は政府に在するものとし、権限の濫用にたいして政府に不服を申し立てる権利を法的に規定するものとする。委任された機能を果すすべての半民間機関は、その機能を適当な政府機関に移管した場合、または、最高司令官がその機能の作動は不必要になったと判定した場合にはただちに解散するものとする（たとえば、方向転換のための、配給又は価格・流通統制に関する機能の場合には、方向転換期の終了とともにその作動を停止することができるであろう）。

b　ある産業における新企業の参入や既存企業の拡張を、禁止したり、あるいはそれを政府の承認を必要とする事項と規定した法規は、すべて廃止しなければならない。ただし、次のような場合は例外とする。

(1)　このような制限を実施する権限が後述する反トラスト法制のなかに含まれている場合。

(2)　このような制限を実施する権限が、工業の非軍事化やその他の目的に関する総司令部指令に応ずるために必要である場合。

(3)　公衆を不正行為から保護したり、公衆衛生を保護したりするような、一般的に承認されている公共の利益のための無差別的な制限に関する場合。

(4)　中央又は地方行政府に残されている事業活動の分野に関する場合。これに関しては、明確に専売制を規定した戦前の法律はそのまま存続させるべきである。しかし、この種の法律が、反財閥計画の他の部分を回避するために用いられることを阻止するために、占領期間中は、新しい専売の設立は、公共の利益のためである場合、又は、上記7aに述べた処分される持分の中央・地方行政府への売却政策との関係で設立される場合に限って許されるべきである。戦争目的のために創設された石油とアルコールの専売はできるだけ早急に全廃されなければならない。

c　政府が特殊な民間企業又は半民間企業を優遇し、その結果として潜在的な又は実在する競争企業に損害を与えることとなった法律や措置は、体系的に再検討したうえで、明白な公共性のある目的を持たないものは廃止するべきである。継続を許された補助金、又は今後与えられる補助金は、政府の立法部によって管理されるべきであり、今後は、その額、目的、効果を公開報告書で公表する旨の規定を設けるべきである。

上の数項に示めされた原則は、実定法の改正によるばかりでなく、不服のある者が、差別的補助金、特典、その他の措置にたいして法廷で争う権利を法文規定することによって、実効あるものとするべきである。

14　反トラスト法

日本の反トラスト法を制定しなければならない。特に、次の事項を禁止するべきである。

a　価格の固定、販売又は生産の制限、市場・商品・顧客の分割割当のような行為を含む（それらに限定するわけではない）取引に重圧を課するような共同行為。

b　一企業あるいは企業のグループが、競争者の顧客を威迫したり、競争者に差別的価格で販売するという方法（これらに限らない）によって、特定企業をある事業分野から締め出すことを目的として、他の企業に、そのような経営政策や実行計画に協調・参加することを強制する意図ないし効果を持つ、単独又は共同の行為。

c　2で定義されたような過度経済力集中の形成（構造上又は技術上の統一性が重要であるために巨大な集中の形成が必要となる場合には、それを政府所有とするか又は厳しい規制を加える措置がとられなければならない）。

d　独占や過大企業規模をとくに生み出しやすい型の産業成長や企業間結合。相互に競争関係にある企業で、無視できる規模以上の企業の合併（つまり、資本資産の相当部分の取得）、又は、過度経済力集中へ発展しうるような大規模企業の形成をもたらすような競争関係にない企業の合併で、公共の利益のために必要であることが明確ではない合併を含む。

e　競争を制限する企業間関係の諸型態（たとえば4に述べたようなもの）。

この反トラスト法は、政府内の高い位置で活動し、広汎な調査と是正措置をおこなう権限を行使できる特別機関によって執行されるべきである。この機関には、過度な企業成長によってもっとも損害をこうむるおそれが大きい諸集団の代表者が含まれるよう配慮するべきである。どのような場合にも、大規模企業や大規模企業に同調する政治グループの代表者が、この機関に任命されるのを許さないように、特別な注意がはらわれなければならない。

強制的でも独占的でもなく、純粋な協同組合の特徴である民主的原則に導かれて活動する協同組合の共同行為に関しては、この法律の条項の適用を除外するよう規定するべきである。商業的競争の制限を含んでいない労働組合活動、および、政府によって所有されるか厳しく規制されている場合の自然独占と公益事業についても、同様に適用除外を規定すべきである。

15　特許法

日本の特許法の条文と運用慣行は、日本の特許が経済力集中の形成や維持を助長するために用いられないことを確実にするよう改正されるべきである。

16　会社法

日本の会社法の次のような改正を実施するべきである。

a　会社証券の販売に関係ある事実の公開を要求するべきであり、その販売に関係する詐欺的行為を禁止するべきである。

b　会社の株主総会開催の前に、会社経営幹部は、総会に提出される議案を株主達が理性的に評価するために必要なすべての事実を全面的に公表しなければならない。

c　企業会計におけるまぎらわしい取扱い方を禁止し、会計公表の最低基準を設けるべきである。

d　役員兼任制は禁止され、ひとつの会社の役員は、他の会社の取締役として活動することを禁止されるべきである。取締役の兼任制は、競争関係にある会社の場合、および、相当量の財やサービスを、賃貸・販売・購買する関係にある会社の場合には禁止されるべきである。他の会社の場合には、取締役兼任制は、取締役会のメンバーの四分の一以内が同時に他の会社の取締役に就任するという程度までは許容されるものとする。ただし、同一人が三社を超える会社の取締役会に参加することは許されるべきでない。本節の提案は、いかなる意味においても、11ｃの規定を修正するものと理解されてはならない。役員及び取締役は、競争関係にある会社又は供給関係にある会社の株式を所有してはならないし、その他の会社の流動資産の五％以上に相当する株式又は発行済株式の五％以上に当たる株式を所有してはならないものとする。ある会社の発行済株式総数の一％を越える株式にたいして受益権又は支配権を持っている役員、取締役、およびその他の人物は、すべての会社株式に関する所有と取引の状況を報告することを要求されるべきであり、その報告は公表されるべきである。会社部内者が、その会社発行証券の短期間の取引によって得た利益は、その会社に取り戻されるものとする。

e　会社の越権行為は、株主による救済請求訴訟又は公的機関による制裁的訴訟の理由となるものとする。さらに、会社が、直接にせよ間接にせよ、組合組織に参加すること、その他、会社間の結合にたいする諸規制を回避しようとすることは、特に禁止されなければならない。

f　額面のある株式はすべて全額払込済とするべきであり、また、同時に発行されたすべての株式には平等の議決権が与えられるべきである。無額面株式の利用は許容されるべきである。無額面株式は、その会社の取締役会の定める価格で、随時、売渡しを申し出ることができるものとする。すべての会社は、新株発行の際の先買権原則を採用するよう要求されるべきである。

g　日本の監査役の独立性を保証するためにあらゆる努力が払われるべきである。監査役は、直接にせよ間接にせよ経営に参加することを禁止され、また、他の会社において対立する利害関係を持つことを禁止されるべきである。

h　銀行、投資信託会社、保険会社、その他の金融機関については既述のような例外規定を設けることとして、法人企業が他の法人企業の株式を所有することを禁止するように日本の会社法を改正するべきである。ただし、一〇〇％所有子会社の活用は許容されるものとする（14ｄで概説した合併の制限には従うものとする）。

i　株主が経営者にたいして金銭的損害の賠償又は公正な救済を請求する訴訟を起こすことは、不当に妨げられてはならない。

17　税法及び相続法

現行の日本税法と、ほどなくおこなわれるその改正に関して、本文書が描き出した所得と所有権の広汎な分散という目的を助長するようあらゆる努力が払われなければならない。そのためには次のような方法による。

a　所得税と相続税は、現行よりも大幅に累進度を強めるべきである。

b　家長の相続する財産にたいしては、他の相続人に適用される税率を準用するものとする。

c　相当な富が集積した遺産に関しては、相続人の間の正当な平等配分を法文規定して、相続財産の分散を保証するべきである。

d　家族の構成員が、他の構成員の破産状態のために、かなり大きい租税面での有利さを獲得することは防止しなければならない。

e　税務に関する大蔵大臣の現行の裁量権は大幅に削減されるべきである。税率は、国会で決定されるべきである。

18　優先的購入者に関する政策

処分される持分の優先的購入者を強化し、民主化するために、次に特記する諸措置がとられなければならない。

a　処分される持分の購入優先権を日本の協同組合に与えるために、協同組合を政府の影響から自由にし、公的機能から解放しなければならない。協同組合は、不正行為を防止し、また、本節の規定の遵守を保証するに必要な限りにおいて、政府の監督に服すべきものとする。協同組合への加入は、自発的なものであるべきで、加入資格は非差別的なものでなければならない（これに関して、最低出資金又は加入金は、低所得者の加入の障害とはならないような低い金額とするべきである）。すべての組合員は平等な議決権を持ち、役員は多数決で選任されるべきである。収益は、組合員のあいだで平等に分配するか、分担業務量に比例して分配するべきであり、低額の固定配当のほかには、出資金にたいする配分をおこなうべきではない。これらの変革等を通じて、純粋に民主的な機関に転換されるのに加え

て、協同組合が、種々の活動に従事することを妨げていたすべての法的規制から解放されるべきである。特に、消費者協同組合は、法的に認められ、他の協同組合と同様の特権を与えられるべきである。協同組合法に規定された登記に必要な最低組合員数は、現行の七名から、組合種類によって異なるが、少数者の支配を防止するに十分な数にまで引き上げるべきである。純粋な協同組合は、その発展に必要な公的な金融的・技術的援助を受けるべきである。

b　労働組合が財閥の証券・資産の持分を購入する可能性がある場合には、それが純粋な労働者組織であり、旧所有者の仮装代理人として動いているのではないならば、その労働組合には、できる限りの技術的・金融的援助が提供されるべきである。処分される持分の所有権を労働組合に付与する方法のひとつとして、労働組合の加入者をそのままメンバーとする協同組合を、特にこの目的のために組織して、その協同組合に、処分される持分の所有権を帰属させることを考慮するべきである。

c　処分される持分の購入を希望する小企業経営者には、より有利な条件で大企業と競争できるように、できる限りの公的援助が与えられるべきである。日本の商工省には、特にこのような小企業を援助する役割をはたす部局を新設するべきである。この部局は、工業組合や輸出組合のような小経営者達の相互扶助組織による非制限的性質の共同行為の遂行に特別の援助を与えるものとする。ただし、これらの組合が、政府又は大企業の支配を蒙らないよう特別な注意を払わなければならない。また、これらの組合は、以前におこなっていた取引の制限のような活動に従事することは、許されない。

19　公衆の支持

最高司令官は、次のような方法で、反財閥計画にたいする日本国民の理解と支持をつくりだすように、熱心な努力を払うべきである。

a　産業組織問題についての最新の英文文献を用意すること。

b　財閥に関する総司令部の事実調査結果の公表。

c　幅広い利害と意見を代表する日本側の調査団を組織し、財閥についての事実を調査し、その調査結果を公表することの奨励。

d　日本の教育制度改革に際して、産業組織問題、独占と過度経済力集中の危険性について注意を払うこと。

e　日本の反トラスト機関と他の国の同種機関との接触を準備すること。

財閥解体によって経済的利益がもっとも鮮明に増進されるグループ、つまり、消費者、中小企業経営者、労働組合、協同組合にたいしては、適切な資料を提供して支持を確保するよう特別な努力を払うべきである。

20　日本政府

日本政府から、かつての財閥寄りの性格を払拭し、また、官僚と企業との新しい結合を防止するための試みがなされるべきである。

a　最高司令官は、本文書に描き出された反財閥計画を実施するために設立された新しい公的諸機関には、大企業やその政治的代弁者達とこれまで関係を持ったことはなく、それらに同情的でない人物が配置されるように、あらゆる努

力を払うべきである。これまで、反帝国主義的ないし反財閥的見解の故に、政府関係の仕事に就くことを拒まれてきたような経済学者やその他の知識人、専門技術者は、望ましい人物であろう。

b　しかし、このような人物の登用には限度があり、現在の日本の官僚の政治色が定かでないことを考慮すると、最高司令官は、本計画に関連する比較的重要な事項に関する限り、官僚の裁量による政策決定の権限を削減しておくべきである。すくなくとも経済問題に関しては、政府の立法部門の権能を奪うような地位に日本の官僚を置いておくべきではない。

c　現在、民間の工業・商業・金融関係企業の監督又は規制に関して責任ある機能を果している政府官吏は、彼等が過去に財閥系企業に雇用されていたことからして、あるいは、その他の過去の私的・公的活動からして、財閥に同情的であると信じられる場合には、解任されるべきである。

d　民間の商業・工業・金融関係企業の監督又は規制に関して責任ある機能を果している政府官吏は、関係企業の発行証券を彼の個人資産の五%、又はその企業の資本金の一%に相当する額をこえて所有することは禁止されるべきである。これらの政府官吏の証券所有に関する報告書を公表すべきである。これらの政府官吏は、政府の職を離れてから二年間は、民間企業を直接あるいは間接に代表して、彼等が以前所属していた政府部局と折衝するような民間の地位に就任すること、又は、本文書に特記された措置にたいする違反を申し立てられた結果、訴訟の対象となっている民間企業に就職することを禁止されるべきである。

e　民間の商業・工業・金融関係企業の監督又は規制に関する責任ある地位に就いている政府官吏については、反財閥の立場にあるグループや個人が、彼等の過去の記録を精査して、不適当と思われる任命にたいしては公的に抗議することができるように、その氏名を公表する特別な手続きが設けられるべきである。

f　政府の行為の結果損害を蒙った個人を救済する原則を、日本の法律で確認するべきである。

21　国際連合と中立国の利益

本文書に特記した諸措置の適用に際して、最高司令官は、諸措置の有効性を制限せずになし得る範囲において、国際連合加盟国の国民の日本における利益を保護するべきである。一般には、最高司令官の目標は、それらの国民から奪われた財産にたいして、出来得る限り、適正で迅速かつ有効な補償をおこなうことでなければならない。最高司令官は、これらの諸措置の適用の結果として生ずるであろう諸国民の利益の原状変更に関するすべての記録を保管しなければならない。

22　非営利法人

本文書の役員・取締役の兼任制に関する諸規定は、公共的、慈善的および文化的目的に奉仕し、かつ、他の法人の証券を所有していない非営利法人には適用を除外するものとするべきである。

（付属資料　19～22）

19 持株会社一覧

被指定会社		処理要領				現況等
商号	資本金(千円)	処理種別	商号	資本金(千円)	実施年月日	
浅野物産㈱	10,000 (10,000)	存続		10,000	昭24. 4. 15	昭36, 朝日物産㈱に合併（現・丸紅㈱）
㈱浅野本社	15,000 (15,000)	解散			23. 6. 30	
大建産業㈱	150,000 (119,316)	旧会社解散				
		第二会社設立	呉羽紡績㈱	700,000	25. 3. 1	昭41, 東洋紡績㈱に合併
			伊藤忠商事㈱	150,000	24. 12. 1	現・伊藤忠商事㈱
			丸紅㈱	150,000	〃	現・丸紅㈱
			㈱尼崎製釘所	10,000	〃	現・アマテイ㈱
大日本紡績㈱	147,179 (127,554)	存続		1,050,000	24. 9. —	現・ユニチカ㈱
大和紡績㈱	86,668 (54,628)	旧会社存続		480,000	24. 8. —	現・大和紡績㈱
		第二会社設立	大和機械工業㈱	70,000	24. 7. 2	現・㈱オーエム製作所
大和殖産㈱	6,000	解散				
富士紡績㈱	69,250 (51,500)	存続		500,000	24. 10. —	現・富士紡績㈱
富士産業㈱	50,000 (50,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	富士自動車工業㈱	30,000		現・富士重工業㈱
			宇都宮車両㈱	22,000	25. 7. 20	現・富士重工業㈱
			愛知富士産業㈱	38,000		現・輸送機工業㈱
			富士機器㈱	12,000	25. 7. 18	現・富士機械㈱
			岩手富士産業㈱	20,000		現・イワフジ産業㈱
			富士精密工業㈱	55,000	25. 7. 20	プリンス自動車工業㈱として昭41, 日産自動車㈱に合併
			大宮工業㈱	25,000		現・富士重工業㈱
			沼津産業㈱	20,000		現・富士ロビン㈱
			田沼木材工業㈱	5,000		昭25, 解散
			㈱富田機器製作所	5,000		

19 持株会社一覧（つづき）

被指定会社 商号	被指定会社 資本金（千円）	処理要領 処理種別	処理要領 商号	処理要領 資本金（千円）	処理要領 実施年月日	現況等
			富士工業㈱	80,000	昭25. 7.13	現・富士重工業㈱
古河電気工業㈱	100,000 (100,000)	存続		600,000	24. 5.—	現・古河電気工業㈱
古河鉱業㈱	50,000 (50,000)	存続		20,000	24. 9.—	現・古河鉱業㈱
扶桑金属工業㈱	418,750 (418,750)	旧会社解散				現・住友金属工業㈱
		第二会社設立	扶桑金属工業㈱	700,000	24. 7. 1	
郡是製糸㈱	23,666,600 (23,666,600)	存続		300,000	25. 3.—	現・グンゼ㈱
服部㈾	10,000	解散				
㈱林兼商店	25,000 (25,000)	清算中合併	(大洋漁業㈱)		25. 5. 1	現・大洋漁業㈱
		第二会社設立	下関漁業㈱	3,000	24. 1. 5	
㈱日立製作所	700,000 (437,500)	存続		2,200,000	24. 11.—	現・㈱日立製作所
北海道炭砿汽船㈱	145,000 (127,500)	存続		500,000	24. 10.—	現・北海道炭砿汽船㈱
石原㈾	1,000	解散				
鐘淵紡績㈱	324,000 (226,120)	旧会社存続		1,630,000	24. 11.—	現・鐘紡㈱
		第二会社設立	鐘淵化学工業㈱	200,000	24. 9. 1	現・鐘淵化学工業㈱
関東興業㈱	10,000 (10,000)	解散				
㈾片倉組	10,000	解散				
片倉工業㈱	67,800 (33,900)	存続		500,000	23. 12.—	現・片倉工業㈱
川崎重工業㈱	600,000 (400,000)	旧会社存続		560,000	25. 8. 7	現・川崎重工業㈱
		第二会社設立	川崎製鉄㈱	500,000	25. 8. 7	現・川崎製鉄㈱
㈱神戸製鋼所	182,700 (182,700)	旧会社存続		418,270	24. 10.—	現・㈱神戸製鋼所
		第二会社設立	神鋼電機㈱	100,000	24. 8. 18	現・神鋼電機㈱
			神鋼金属工業㈱	120,000	〃	昭32, ㈱神戸製鋼所に合併

19 持株会社一覧（つづき）

被指定会社 商号	被指定会社 資本金（千円）	処理要領 処理種別	処理要領 商号	処理要領 資本金（千円）	処理要領 実施年月日	現況等
国際電気通信㈱	85,800 (63,556)	旧会社解散				
		第二会社設立	電気興業㈱	50,000	昭25. 6.—	現・電気興業㈱
倉敷紡績㈱	67,000 (67,000)	旧会社存続		500,000	24. 9.—	現・倉敷紡績㈱
		第二会社設立	倉敷機械工業㈱	50,000	24. 6.—	現・倉敷機械㈱
共同興業㈱	700 (700)	解散				
松下電器産業㈱	46,300 (46,300)	存続		120,000	24. 12.—	現・松下電器産業㈱
三菱電機㈱	120,000 (120,000)	存続		1,200,000	25. 1.—	現・三菱電機㈱
㈱三菱本社	240,000 (240,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	開東不動産㈱	36,000	25. 1. 10	昭28, 三菱地所㈱に合併
			陽和不動産㈱	36,000	〃	昭28, 三菱地所㈱に合併
三菱重工業㈱	1,000,000 (750,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	東日本重工業㈱	700,000	25. 1. 11	現・三菱重工業㈱
			中日本重工業㈱	1,300,000	〃	現・三菱重工業㈱
			西日本重工業㈱	900,000	〃	現・三菱重工業㈱
三菱化成工業㈱	110,790 (110,790)	旧会社解散				
		第二会社設立	日本化成工業㈱	250,000	25. 6. 1	現・三菱化成工業㈱
			旭硝子㈱	250,000	〃	現・旭硝子㈱
			新光レイヨン㈱	120,000	〃	現・三菱レイヨン㈱
三菱鉱業㈱	407,400 (254,625)	旧会社存続		900,000	25. 2.—	現・三菱鉱業セメント㈱
		第二会社設立	大平鉱業㈱	700,000	25. 4. 1	現・三菱金属㈱
三菱商事㈱	100,000 (100,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	光和実業㈱	30,000	25. 4. 1	現・三菱商事㈱

19 持株会社一覧（つづき）

被指定会社 商号	被指定会社 資本金（千円）	処理要領 処理種別	処理要領 商号	処理要領 資本金（千円）	処理要領 実施年月日	現況等
三井物産㈱	100,000 (100,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	日東倉庫建物㈱	30,000	昭25. 3. 1	現・三井物産㈱
㈱三井本社	500,000 (400,076)	解散				
三井化学工業㈱	121,500 (101,250)	存続		800,000	24. 8.—	現・三井東圧化学㈱
三井鉱山㈱	400,000 (300,000)	旧会社存続		1,200,000	24. 12.—	現・三井鉱山㈱
		第二会社設立	神岡鉱業㈱	600,000	25. 5. 1	現・三井金属鉱業㈱
三井船舶㈱	70,000 (70,000)	存続		450,000	24. 11.—	現・大阪商船三井船舶㈱
内外綿㈱	33,000 (24,500)	旧会社解散			23. 12. 30	
		第二会社設立	新内外綿㈱	60,000	23. 12. 6	現・新内外綿㈱
			日本水力工業㈱	6,700		
内外通商㈱	10,000 (10,000)	存続		20,000	24. 10.—	現・大倉商事㈱
日電興業㈱	111,119 (83,909)	解散				
日本窒素肥料㈱	450,000 (350,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	新日本窒素肥料㈱	400,000	25. 1. 12	現・チッソ㈱
日本電気㈱	150,000 (150,000)	存続		350,000	24. 10.—	現・日本電気㈱
日本電信電話工事㈱	20,000 (10,000)	解散				
日本毛織㈱	57,650 (38,825)	存続		200,000	24. 1.—	現・日本毛織㈱
日本鉱業㈱	471,825 (441,806)	存続		1,050,000	24. 5.—	現・日本鉱業㈱
日本鋼管㈱	257,000 (257,000)	存続		1,000,000	24. 7.—	現・日本鋼管㈱
日本無線㈱	30,000 (30,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	日本無線㈱	82,000	24. 10. 1	現・日本無線㈱

19 持株会社一覧（つづき）

被指定会社 商号	被指定会社 資本金（千円）	処理要領 処理種別	処理要領 商号	処理要領 資本金（千円）	処理要領 実施年月日	現況等
			長野日本無線㈱	30,000	昭24. 10. 1	現・長野日本無線㈱
			諏訪日本無線㈱	22,000	〃	昭26, 解散
			上田日本無線㈱	7,000	〃	現・上田日本無線㈱
日本製鉄㈱	800,000 (800,000)	旧会社解散			25. 4. 1	
		第二会社設立	富士製鉄㈱	400,000	25. 4. 1	現・新日本製鉄㈱
			八幡製鉄㈱	800,000	〃	
			日鉄汽船㈱	40,000	〃	現・新和海運㈱
			播磨耐火煉瓦㈱	20,000	〃	現・播磨耐火煉瓦㈱
日本曹達㈱	194,000 (137,000)	旧会社存続		580,000	24. 11.—	現・日本曹達㈱
		第二会社設立	日豊化学工業㈱	50,000	24. 12. 1	現・日豊土地建物㈱
			日曹製鋼㈱	170,000	〃	現・太平洋金属㈱
			日曹炭鉱㈱	18,000	〃	現・日曹炭鉱㈱
日本郵船㈱	106,250 (106,250)	存続		950,000	24. 12.—	現・日本郵船㈱
㈱日産	10,000 (10,000)	存続	合同ビルディング㈱	1,000	25. 5. 25 商号変更	
日産化学工業㈱	67,250 (52,600)	旧会社存続		500,000	24. 11.—	現・日産化学工業㈱
		第二会社設立	日本油脂㈱	150,000	24. 7. 1	現・日本油脂㈱
日清紡績㈱	30,750 (30,750)	存続		270,000	24. 5.—	現・日清紡績㈱
日新化学工業㈱	112,000 (100,750)	存続		400,000	24. 2.—	現・住友化学工業㈱
野村㈲	20,000	解散				
大原㈲	1,000	解散				
王子製紙㈱	310,000 (310,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	苫小牧製紙㈱	400,000	24. 8. 1	現・王子製紙㈱
			十条製紙㈱	280,000	〃	現・十条製紙㈱
			本州製紙㈱	250,000	〃	現・本州製紙㈱

19 持株会社一覧（つづき）

被指定会社 商号	被指定会社 資本金（千円）	処理要領 処理種別	処理要領 商号	処理要領 資本金（千円）	処理要領 実施年月日	現況等
㈱岡崎本店	20,000 (10,440)	解散				
沖電気㈱	60,000 (45,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	沖電気工業㈱	180,000	昭24. 11. 1	現・沖電気工業㈱
沖電気証券㈱	3,000 (3,000)	解散				
大倉鉱業㈱	50,724 (50,724)	旧会社解散			24. 8. 31	
		第二会社設立	中央建物㈱	4,000	24. 8. 2	現・中央建物㈱
大阪商船㈱	122,600 (122,600)	存続		950,000	24. 11. —	現・大阪商船三井船舶㈱
理研工業㈱	70,000 (67,000)	旧会社解散			24. 12. 10	
		第二会社設立	新理研工業㈱	100,000	24. 12. 10	昭30, 大同製鋼㈱に合併
			新潟工業㈱	5,000	〃	昭26, 解散
			理研鋼材㈱	6,000	〃	現・理研鋼機㈱
			理化学興業㈱	6,000	〃	昭29, 現在の理研鋼機㈱に合併
			理研製鋼㈱	28,000	〃	現・理研製鋼㈱
			理研柏崎ピストンリング工業㈱	20,000	〃	現・リケン㈱
			理研前橋ピストンリング工業㈱	18,000	〃	昭26, 解散
			理研熊谷鋳鉄㈱	10,000	〃	昭28, 現在のリケン㈱に合併
			三和興業㈱	4,000	〃	
			理光金属工業㈱	10,000	〃	
			大研工業㈱	4,000	〃	昭25, 解散
三栄不動産㈱	10,000 (10,000)	存続				
井華鉱業㈱	80,000 (80,000)	旧会社存続		290,000	25. 3. 1	現・住友石炭鉱業㈱
		第二会社設立	別子鉱業㈱	310,000	〃	現・住友金属鉱山㈱
			別子建設㈱	5,000	〃	現・住友建設㈱

19 持株会社一覧（つづき）

被指定会社 商号	被指定会社 資本金（千円）	処理要領 処理種別	処理要領 商号	処理要領 資本金（千円）	処理要領 実施年月日	現況等
			㈱別子百貨店	6,000	昭25. 3. 1	現・㈱新尻浜大丸
敷島紡績㈱	31,743 (26,943)	存続		400,000	24. 5. —	現・敷島紡績㈱
昭和電工㈱	244,000 (152,500)	存続		550,000	25. 11. —	現・昭和電工㈱
渋沢同族㈱	10,000 (6,250)	解散				
住友電気工業㈱	120,000 (86,500)	存続		360,000	24. 6. —	現・住友電気工業㈱
㈱住友本社	300,000 (225,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	北海農林㈱	2,000	23. 2. —	合併を経て，現・住友林業㈱
			東海農林㈱	3,000	〃	
			扶桑林業㈱	3,000	〃	
			兵庫林業㈱	1,500	〃	
			四国林業㈱	10,000	〃	
			九州林業㈱	4,000	〃	
			泉不動産㈱	20,000	24. 12. —	現・住友不動産㈱
㈲辰馬本家商店	20,000	解散				
帝国人造絹糸㈱	43,900 (38,800)	存続		800,000	24. 8. —	現・帝人㈱
帝国鉱業開発㈱	115,000 (74,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	新鉱業開発㈱	40,000	25. 4. —	昭49, 解散
㈱定徳会	5,000 (5,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	朝日土地建物㈱	3,500	24. 1. —	
寺田㈴	8,600	旧会社解散				
		第二会社設立	岸和田ビルディング㈱	400	23. 11. —	
東京芝浦電気㈱	622,000 (466,500)	旧会社存続		2,600,000	25. 2. —	
		第二会社設立	東京電器㈱	10,000	25. 2. 21	現・マルコン電子㈱
			北芝電機㈱	15,000	〃	現・北芝電機㈱

19　持株会社一覧（つづき）

被指定会社		処理要領				現況等
商号	資本金（千円）	処理種別	商号	資本金（千円）	実施年月日	
			昭和化成工業㈱	8,000	昭25. 2. 21	現・東芝硝子㈱
			㈱生物理化学研究所	8,000	25. 2. 11	現・東芝化学工業㈱
			東京電燈器具㈱	15,000	25. 2. 21	現・東京電気器具㈱
			生研製薬㈱	5,000	〃	現・東芝製薬㈱
			㈱足立製鋼所	30,000	25. 2. 11	現・東伸製鋼㈱
			タンガロイ工業㈱	35,000	25. 2. 21	現・東芝タンガロイ㈱
			東京電気硝子㈱	5,000	25. 2. 28	現・東京電気硝子㈱
			東京電気器具㈱	35,000	25. 2. 21	現・東京電気㈱
			帝国化成㈱	12,000	〃	現・東芝硝子㈱
			東海爐材㈱	25,000	〃	現・東芝セラミックス㈱
			東京電気無線㈱	5,000	25. 2. 17	現・東京電子工業㈱
			西芝電機㈱	30,000	25. 2. 21	現・西芝電機㈱
東洋紡績㈱	277,500 (277,500)	存続		1,404,500	24. 10. —	現・東洋紡績㈱
豊田産業㈱	10,000 (5,950)	旧会社解散				
		第二会社設立	日新通商㈱	9,000	23. 7. —	現・豊田通商㈱
若狭興業㈱	10,000 (10,000)	旧会社解散				
		第二会社設立	犬見興業㈱	5,300	23. 12. 25	
山下㈱	9,720 (9,720)	旧会社解散			24. 2. 28	
		第二会社設立	山下不動産㈱	4,000	25. 6. —	
山下汽船㈱	35,100 (35,100)	存続		98,000	24. 11. —	現・山下新日本汽船㈱
(名)安田保善社	30,000	旧会社解散			21. 9. 30	
		第二会社設立	永楽不動産㈱	10,000	25. 9. 1	現・安田不動産㈱

（注）1. 商号は，持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』所載の「持株会社総覧」による．
2. 処理要項で，存続会社については，企業再建整備計画の認可による再発足に際しての新資本金と資本金変更年月日を示す．
3. 現況等については，現存会社は原則として最近時点の商号を，現存しない会社は合併等の経緯を略記した．

（出所）：持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』，5—20ページ．東洋経済新報社編『会社銀行八十年史』，同編『日本の会社100年史』，日本経済新聞社『会社年鑑』，同『会社総鑑』，各社社史，各社への問合わせ．

20　4財閥の系列会社一覧表

凡　　例

(1)　表出した会社の区分と選別基準

(イ)　三井財閥の「直系会社」,「準直系会社」, 三菱財閥の「分系会社」,「関係会社」, 住友財閥の「連繋会社」,「関係会社」,「特殊関係会社」, 安田財閥の「関係会社」は, それぞれの財閥が系列会社と認定した会社であり,「直系」,「準直系」などは, 財閥の内部で用いられた区分である.

(ロ)「在内投資系列会社」は, 各財閥家族及び各財閥系持株会社（表中の指定欄にHと記した会社), 各財閥系の「会社証券保有制限令」対象会社（表中の指定欄にRと記した会社及び各財閥ごとの表注に掲げた会社）が, 発行総株式数の10%以上を保有する在内会社（日本国の法域内に主たる事務所を置く会社）のうちで, 払込資本金が500万円以上の会社である（おおよそ, 昭和20年末現在, 凡例(ヘ), (ト)参照).

(ハ)「在外投資系列会社」は, 各財閥家族及び各財閥系持株会社が, 発行総株式数の10%以上を保有する在外会社（日本国の法域外に主たる事務所を置く会社及び外国法人）のうちで, 払込資本金が500万円以上の会社である（おおよそ, 昭和20年末現在, 凡例(ヘ), (ト)参照).「会社証券保有制限令」対象会社が保有していた在外会社株式についての資料が得られないので,「在内投資系列会社」よりカバリッジは低い. たとえば, 三井財閥では, 小野田セメント株式会社の在外子会社である朝鮮小野田セメント製造株式会社, 満州小野田セメント製造株式会社などが欠落している.

(2)　各欄の説明

(ニ)　指定欄の記号は次の通りである.

H　「持株会社整理委員会令」にもとづいて「持株会社」に指定された会社.

R　「会社証券保有制限令」にもとづいて持株会社整理委員会に株式処分計画書を提出した会社（制限会社, 従属会社, 関係会社).

直　「財閥同族支配力排除法」にもとづいて「財閥直系会社」に指定された会社（昭和23年5月25日総理庁令第28号による指定修正後の区分である. 以下同じ).

準　「財閥同族支配力排除法」にもとづいて「財閥準直系会社」に指定された会社.

傍　「財閥同族支配力排除法」にもとづいて「財閥傍系会社」に指定された会社.

(傍)「財閥同族支配力排除法」にもとづいて昭和23年1月7日総理庁令第7号で「財閥傍系会社」に指定されたが, 昭和23年5月の総理庁令第28号で指定から削除された会社.

制　「会社解散制限令」にもとづいて「制限会社」に指定された会社のうち, さらに,「財閥同族支配力排除法」にもとづいて「指定のあった制限会社」に指定された会社.

(ホ)　会社名欄の△印は, 他の財閥の投資系列会社と重複している会社をしめし, 備考欄に重複財閥名とその持株割合を記した. ○印は, 在外会社をしめしている（「在外投資系列会社」の欄には○印は付していない).

(ヘ)　払込資本金, 発行総株式数は, 持株会社指定がおこなわれた昭和21年9月～12月時点の数値であるが, 実質的には,「会社解散制限令」と同令改正を指示したSCAPIN-408による規制が開始された昭和20年12月時点の数値と見てよい.

(ト)　持株割合は, 財閥家族, 財閥本社, 財閥系各社（財閥系持株会社他……前記(ロ), (ハ)参照）のそれぞれの所有株式数の発行総株式数にたいする百分比で, 小数点第2位で4捨5入した数値である.「同系他社保有分」,「○○系合計」の数値は, 原則として持株数集計値の百分比であり, 個別会社, 個別項の百分比の合計ではないので, 一部の小数点以下の数値に不突合がある. 原資料（(3.)出所参照）の「11.」と「12.」の数値が不一致の場合には,「12.」の数値を採用した. 持株数は, 指定者・持株会社の指定がおこなわれた時点（昭和21年9月～22年3月), または,「会社証券保有制限令」施行時点（昭和23年5月）における数値であるが, 実質的には, 財閥家族については, SCAPIN-244による財閥家族資産の凍結がおこなわれた昭和20年11月時点, 会社については,「会社解散制限令」とSCAPIN-408による規制が開始された昭和20年12月時点の数値と見てよい.

(チ)　備考欄に, 同系他社保有分の内訳を, 会社名略号,（持株割合）の順に記した. スペースの関係で記載できない場合には付注とした. 会社名の略号は, 各財閥表に注記した.

(3)　出所

持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』,「8. 四大財閥及び其の他別株式保有高表」,「10. 昭和21年勅令第567号『会社の証券保有制限等に関する件』による指定会社, 従属会社, 関係会社中四大財閥系会社系統別株式保有高表」,「11. 昭和21年勅令第567号『会社の証券保有制限等に関する件』による指定会社, 従属会社, 関係会社中四大財閥系統別各社の株式保有高表」,「12. 十財閥系統別持株会社の傘下会社株式保有状況明細表」. 一部は, 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』, 98, 115-16ページによった.

(1) 三 井 財 閥

指定	業種別	会社名	払込資本金(万円)	発行総株式数(千株)	持株割合(%) 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三井系合計	備考
H直		三井本社	40,007.6	10,000	63.6		0.9	64.5	生命(0.8) 日粉(0.04) 海上(0.02)
		〔直系会社〕							
R直	信託	三井信託	1,500	600	8.3	7.7	2.1	18.1	帝銀(1.8) 生命(0.3)
R直	保険	三井生命保険	50	40	50.0	25.0		75.0	
H直	鉱砿業	三井鉱山	30,000	8,000	2.4	59.8	3.6	65.8	付注(1)
R直	機械	三井精機工業	10,000	2,000	10.0	89.6		99.6	
R直	造船	三井造船	4,500	1,200	33.3	49.5	10.0	92.8	北炭(8.3) 船舶(1.7)
H直	化学	三井化学工業	10,125	2,430	19.8	20.2	59.3	99.2	鉱山(59.3)
R直	雑業	三井農林	1,045	209	30.1	60.3	9.5	99.9	鉱山(9.5)
H直	海運	三井船舶	7,000	1,400		72.8	15.7	88.5	北炭(15.7)
R直	土建倉	三井不動産	500	100	100.0			100.0	
H直	商事	三井物産	10,000	2,000	10.0	41.4	2.0	53.4	付注(2)
		〔準直系会社〕							
R直	保険	大正海上火災保険	575	460		48.3	2.9	51.2	付注(3)
R直	金属	三井軽金属	4,500	900		2.4	36.5	38.9	鉱山(36.2) 生命(0.33)
R直	機械	三機工業	1,700	340		97.0		97.0	
R準	造船	三井木船建造	1,000	200		30.0	69.5	99.5	船舶(67.5) 造船(2.0)
R直	化学	○三井油脂化学	2,000	400		100.0		100.0	
R直	〃	東洋高圧工業	4,825	1,300			40.8	40.8	付注(4)
R直	繊維	東洋レーヨン	2,903.1	707.5		35.6	9.2	44.8	生命(2.0) 東棉(7.1) 海上(0.14)
R直	〃	東洋棉花	3,500	700		88.3		88.3	
R直	農水食	日本製粉	1,600	400		49.6	3.6	53.2	生命(3.5) 海上(0.06)
R直	雑業	三井木材工業	3,000	600		100.0		100.0	
R直	土建倉	三井倉庫	1,250	300		100.0		100.0	
R準	商事	熱帯産業	552.5	130		39.2		39.2	

(1) 三 井 財 閥 (つづき)

指定	業種別	会社名	払込資本金(万円)	発行総株式数(千株)	持株割合(%) 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三井系合計	備考
		〔在内投資系列会社〕							
R直準	銀行	帝国銀行	14,812.5	4,400	18.2	3.7	0.8	22.7	付注(5) 注(2)参照
H直	鉱砿業	北海道炭砿汽船	12,750	2,900	0.1	16.9	15.9	32.8	付注(6)
制	〃	山門炭砿	750	150		10.0	76.7	86.7	鉱山(76.7)
準	〃	釜石鉱山	2,000	200			100.0	100.0	鉱山(100.0)
傍	〃	太平洋炭砿	1,100	220	0.04		42.5	42.5	鉱山(40.9) 生命(1.6)
R準	金属	日本製鋼所	12,000	2,400		21.1	51.4	72.4	付注(7)
R制	〃	△日本金属工業	1,680	672		16.8	0.8	17.6	生命(0.8) 〔古河(8.3)〕
	〃	大同製鋼	10,211.7	3,032.3		7.9	5.6	13.5	化学(5.6)
	〃	東京コンヂット	795	200			99.9	99.9	東芝(78.0) 日本電興(21.9)
	〃	日本冶金工業	744.3	148			52.8	52.8	東芝(18.5) 日本電興(34.3)
	〃	高田アルミニウム製作所	1,995	434		6.5	17.6	24.1	三井軽金属(13.5) 鉱山(4.1)
	〃	東北電気製鉄	800	200			60.0	60.0	電気化学工業(60.0)
R準	機械	昭和飛行機工業	3,950	1,240		34.9	0.1	35.0	生命(0.12)
R制	〃	夕張製作所	750	150		16.7	83.3	100.0	北炭(73.3) 鉱山(10.0)
H	〃	東京芝浦電気	46,650	12,440	0.2	15.3	22.9	38.5	付注(8)
R	〃	芝浦製作所	1,860	372			100.0	100.0	東芝(100.0)
R	〃	芝浦工機	3,500	700			91.4	91.4	東芝(91.4)
R	〃	石川島芝浦タービン	1,200	240			51.0	51.0	東芝(51.0)
R	〃	日本ビクター	1,000	200			68.0	68.0	東芝(49.9) 日本電興(18.1)
R	〃	日本コロンビヤ	994	224			62.6	62.6	東芝(49.2) 日本電興(13.4) 日本ビクター(0.02)
R	〃	△昭和電線電纜	1,020	210			45.0	45.0	東芝(45.0)

（1）三　井　財　閥（つづき）

指定	業種別	会社名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	持株割合（%） 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三井系合計	備考
R	機械	△昭和電線電纜							〔住友(20.6) 古河(20.6)〕
	〃	△東京中島電気	600	120			66.7	66.7	東芝(33.3) 日本電興(33.3) 〔中島(33.3)〕
R	〃	電業社原動機製作所	781.25	250			18.2	18.2	東芝(18.2)
R	〃	早川電機工業	830	166			27.4	27.4	東芝(16.3) 日本電興(11.1)
	〃	△帝国通信工業	1,500	300			15.0	15.0	東芝(15.0) 〔住友(15.0)〕
R	〃	横河電機製作所	1,000	200			27.8	27.8	東芝(13.9) 日本電興(13.9)
R	〃	芝浦共同工業	1,600	320			76.6	76.6	東芝(76.6)
	〃	東芝車両	2,000	400			100.0	100.0	東芝(100.0)
制	〃	トヨタ自動車工業	7,129	1,830	0.01	2.2	12.2	14.4	東棉(11.5) 海上(0.8)
	〃	日本無線	3,000	600			18.3	18.3	日本電興(18.3)
	〃	日本パルプ製造	750	200			23.9	23.9	造船(23.9)
	造船	藤永田造船所	4,000	960			34.0	34.0	帝銀(34.0)
R傍	化学	三洋油脂	1,000	200		75.0	25.0	100.0	東洋レーヨン(25.0)
R	〃	富士写真フイルム	2,500	500		5.8	28.2	34.1	大日本セルロイド(25.0) 生命(3.2) 日本樟脳(0.04)
R	〃	日本製塩化学	1,000	200			100.0	100.0	日本繊維工業(100.0)
R制	〃	日本ゴム工業	500	100		62.3		62.3	
R傍	〃	湯浅蓄電池製造	1,600	320		51.1	3.1	54.3	生命(3.1)
傍	〃	東洋護謨化学工業	500	100		50.0	50.0	100.0	熱帯産業(50.0)
R制	〃	丸善石油	5,246	1,200		30.3		30.3	
R傍	〃	電気化学工業	4,350	1,150		21.7	1.0	22.8	海上(0.9)

（1）三　井　財　閥（つづき）

指定	業種別	会社名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	持株割合（%） 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三井系合計	備考
R傍	化学	電気化学工業							生命(0.1)
R制	〃	大日本セルロイド	3,500	700		17.7	7.2	24.9	生命(7.1) 日本樟脳(0.1)
準	〃	日本人造石油	15,000	3,000		8.9	19.5	28.4	鉱山(8.9) 化学(5.6) 北炭(5.1)
準	〃	東洋曹達工業	2,997.9	600			52.2	52.2	化学(52.2)
準	〃	東亜合成化学工業	4,088	817.6			28.3	28.3	化学(24.6) 東洋レーヨン(3.7)
R	〃	島根化学工業	1,500	600			16.7	16.7	化学(16.7)
	〃	国策パルプ工業	5,000	1,800			10.2	10.2	東洋レーヨン(10.2)
	〃	北洋火薬	500	100			50.0	50.0	東洋高圧工業(50.0)
R傍	窯業	小野田セメント	5,666.9	1,400		13.0	5.0	18.0	生命(4.3) 大正海上(0.7)
	〃	徳永硝子	550	110			33.3	33.3	東芝(33.3)
R傍	繊維	大東紡織	1,570.2	314.04		33.4	6.4	39.8	海上(5.4) 東棉(1.0)
R制	〃	日本繊維工業	4,354	1,100		12.4	0.6	13.0	生命(0.61)
R制	雑業	日本樟脳	600	120		30.9		30.9	
	電力	黒部川電力	1,350	360			50.0	50.0	電気化学(50.0)
傍	陸運	北海道石炭荷役	800	200			100.0	100.0	北炭(60.0) 鉱山(20.0) 物産(20.0)
	〃	夕張鉄道	510	120			68.7	68.7	北炭(68.7)
	〃	天塩鉄道	500	100			66.7	66.7	北炭(66.7)
R制	海運	北海船舶	516	103.2		12.2	33.0	45.2	船舶(33.0)
R準	〃	三井近海機船	1,500	300			100.0	100.0	船舶(100.0)
準	〃	大洋興業	2,062	442.4			91.3	91.3	船舶(86.1) 海上(3.7) 北海船舶(1.6)
R準	〃	東洋海運	1,838	367.6			67.5	67.5	海上(62.2) 北海船舶(5.3)

（1）三　井　財　閥（つづき）

指定	業種別	会社名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	持株割合（%） 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三井系合計	備考
準	海運	蓬萊タンカー	1,000	200			55.0	55.0	船舶(55.0)
R	〃	明治海運	510	132			13.5	13.5	舶船(13.5)
準	〃	西海汽船	1,316.2	263.24			55.0	55.0	船舶(40.7) 北海船舶(14.4)
	〃	日本商船	1,600	400			10.4	10.4	船舶(10.4)
	〃	△帝国船舶	500	200			11.1	11.1	船舶(11.1) 〔三菱(11.1)〕
	〃	△日本サルベージ	750	150			13.3	13.3	海上(13.3) 〔三菱(26.7) 住友(20.0) 安田(20.0)〕
	〃	△大阪港運	650	130			32.6	32.6	倉庫(32.6) 〔三菱(14.0) 住友(29.5)〕
R制	土建倉	川崎埠頭	3,000	600		40.7	7.4	48.1	物産(7.4) 倉庫(0.01)
R	商事	日本電興	2,500	500			30.4	30.4	東芝(27.0) 日本ビクター(3.2) 日本コロンビヤ(0.2)
	〃	△昭和通商	1,500	300			35.0	35.0	物産(35.0) 〔三菱(30.0) 大倉(30.0)〕
	〃	△日本化成品	500	100			11.3	11.3	化学(11.3) 〔三菱(5.0) 住友(12.1)〕
		〔在外投資系列会社〕							
傍	鉱砿業	基隆炭砿	700	140		10.0	31.1	41.1	鉱山(31.1)
傍	〃	三成鉱業	509.8	101.96			99.8	99.8	鉱山(99.8)
(傍)	〃	中興炭砿(股)	1,000	200			50.0	50.0	鉱山(50.0)
	〃	福島鉱業	1,000	200			40.9	40.9	鉱山(40.9)
	〃	△准南炭砿(股)	1,500	300			20.0	20.0	鉱山(20.0) 〔三菱(13.3)〕
	機械	朝鮮東京芝浦電気	500	100			100.0	100.0	東芝(100.0)
	〃	奉天製作所	500	100			60.0	60.0	東芝(60.0)
制	化学	山東電化	650	130		30.0	44.8	74.8	物産(44.8)

（1）三　井　財　閥（つづき）

指定	業種別	会社名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	持株割合（%） 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三井系合計	備考
準	化学	満州合成燃料	9,000	2,000		22.6	11.4	34.0	鉱山(11.4)
制	〃	満州石油	4,000	800		10.0		10.0	
	〃	大陸化学工業	1,000	200			50.0	50.0	化学(50.0)
傍	〃	△永礼化学工業	600	200			20.0	20.0	物産(20.0) 〔三菱〕注(4)参照
	窯業	哈爾浜セメント	1,000	…			(21.1)	(21.1)	物産(21.1)
準	繊維	東洋製絲紡織	1,160	232		61.6		61.6	
傍	〃	朝鮮レーヨン	750	200		40.0		40.0	
	雑業	協和煙草	549	…			(96.2)	(96.2)	物産(96.2)
	〃	山東塩業	500	100			20.3	20.3	物産(20.3)
制	〃	中華煙草	3,870	…			(14.3)	(14.3)	物産(14.3)
	〃	朝鮮煉炭	800	160		10.0	10.0	20.0	物産(10.0)
制	商事	△朝鮮林業開発	1,000	400		10.0		10.0	〔三菱(10.0)〕
	〃	△満蒙天産開発	500	100			20.0	20.0	物産(20.0) 〔三菱(10.0)〕

（注）(1)「会社証券保有制限令」対象会社で表に記載した以外のものは次の25社である．

松島炭砿，杉林黒鉛満俺，特殊合金，昭和真空工業，京三製作所，新興電力工業，中共精機（中央精機か?），日蓄工業，川崎工業，日本タングステン，東洋合成工業，那須アルミニウム製作所，東洋編機，北海食品興業，小倉殖産興業，安全索道，日蓄木材工業，日配菜種（日配薬糧か?），伊予木材，宗像産業，三鱗無煙炭，三亜興業，中部電気実業，愛知工業，刈谷車体．

愛知工業と刈谷車体は，資本金500万円以上の会社であるが，親会社であるトヨタ自動車工業の両社の持株数が原資料（凡例参照）では不明なので表には記載しなかった．原資料「10.」「11.」によると，トヨタ自動車工業は，三井系の「会社証券保有制限令」対象会社に含まれていない．トヨタ自動車工業が制限会社指定を受けていたことは事実であり，上記のように，その子会社は三井系の対象会社にあげられている．この事情は不明であるが，ともかく，「10.」「11.」では，トヨタ自動車工業の傘下会社についての情報は得られない．上記の愛知工業，刈谷車体のほかに，愛知製

鋼，刈谷工機，豊田自動織機製作所などの500万円以上の会社がトヨタ系列にあり，三井系会社として本表に記載されて然るべきであるが，資料が得られないので，欠落のままとする．

(2) 「財閥同族支配力排除法」にもとづいて指定された会社のうち，表に記載した以外のものは次の35社である．

〔準直系会社〕 上海紡織，東棉紡織

〔傍系会社〕 周杖子水銀，東棉繊維工業．

〔指定制限会社〕 安全索道，朝鮮大同製鋼，北鮮産業，化研生薬，小倉殖産興業，宗像産業，那須アルミニウム製造所，三亜興業，三鱗無煙炭，昭和整毛，帝国化学工業，東亜塩業，青島水道，朝鮮生糸，朝鮮煙草興業，北海食品興業，海州興業開発，松島炭鉱，南国煙草，日配薬糧，日本商事，日新金属工業，台湾苴麻畝，東亜電気製鉄，東亜製茶，東洋合成工業，東洋汽罐，東洋編織，東洋キヤリア，東洋商工，東洋オーチスエレベーター．

帝国銀行は，準直系会社に，三井銀行は直系会社に指定された．なお，指定の際には，三井本社には，三井合名，総元方，三井同族会が，三井倉庫には東神倉庫が，日本人造石油には三井石油合成が含まれていた．

(3) 備考欄の会社略号と付注は次の通り．

帝銀＝帝国銀行，信託＝三井信託，生命＝三井生命保険，海上＝大正海上火災保険，鉱山＝三井鉱山，北炭＝北海道炭砿汽船，東芝＝東京芝浦電気，造船＝三井造船，化学＝三井化学工業，東棉＝東洋棉花，船舶＝三井船舶，物産＝三井物産，日粉＝日本製粉．

付注

(1) 北炭(2.6)，生命(0.6)，海上(0.3)，東芝(0.06)，日粉(0.02)，日本製鋼所(0.02)，電気化学工業(0.01)，日本樟脳(0.002)，倉庫(0.001)

(2) 生命(1.5)，北炭(0.18)，東芝(0.18)，日粉(0.08)，海上(0.05)，大日本セルロイド(0.03)

(3) 生命(1.8)，信託(0.9)，小野田セメント(0.15)，船舶(0.09)

(4) 化学(34.6)，海上(2.0)，生命(1.7)，電気化学工業(1.7)，北炭(0.8)

(5) 生命(0.8)，電気化学工業(0.012)，東棉(0.01)，日本製鋼所(0.003)，日本金属工業(0.002)

(6) 鉱山(10.3)，信託(2.9)，生命(1.9)，海上(0.7)

(7) 北炭(29.2)，鉱山(8.3)，生命(7.0)，日本電興(5.0)，帝銀(1.3)，電業社(0.4)，海上(0.22)

(8) 日本電興(19.5)，生命(3.0)，海上(0.4)，特殊合金(0.002)

(4) 在外投資系列会社のうち，永礼化学工業は，三井物産系では表記の払込資本金発行株数とされているが，三菱化成工業系では1,500万円，30万株，三菱系保有分20.0%となっている．

(2) 三 菱 財 閥

指定	業種別	会社名	払込資本金(万円)	発行総株式数(千株)	持株割合(%) 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三菱系合計	備考
H直		三菱本社	24,000	4,800	47.8		10.8	58.6	付注(1)
		〔分系会社〕							
R直	銀行	三菱銀行	8,767.5	2,700	2.0	30.3	6.9	39.2	付注(2)
R直	信託	三菱信託	750	600	6.1	19.1	14.6	39.7	東海(14.4) 銀行(0.2)
H直	鉱砿業	三菱鉱業	25,462.5	8,148	0.5	42.6	5.6	48.7	付注(3)
直	金属	三菱製鋼	10,000	2,000		51.0	30.7	81.7	付注(4)
H直	機械	三菱重工業	75,000	20,000	0.5	22.6	19.1	42.2	付注(5)
H直	〃	三菱電機	12,000	2,400	0.3	44.3	7.0	51.7	生命(7.0)
H直	化学	三菱化成工業	11,079	2,215.8	14.0	12.0	25.3	51.2	付注(6)
R準	〃	三菱石油	1,500	400		45.0	30.0	75.0	鉱業(15.0) 商事(15.0)
直	土建倉	三菱地所	1,475	370	1.6	65.1	32.4	99.2	東海(13.5) 信託(10.8) 生命(8.1)
R直	〃	三菱倉庫	1,500	400	0.5	46.8	13.3	60.7	生命(10.0) 東海(3.3)
H直	商事	三菱商事	10,000	2,000	1.0	40.4	6.7	48.1	付注(7)
		〔関係会社〕							
R準	保険	明治生命保険	270	27	8.3	13.9	19.5	41.8	銀行(10.0) 東海(9.5)
R準	〃	東京海上火災保険	6,200	1,600	0.8	15.3	23.0	39.1	付注(8)
傍	鉱砿業	○朝鮮無煙炭	4,250	1,000		17.3	11.5	28.8	鉱業(11.5)
直	金属	日本アルミニウム	6,000	1,200		13.1	24.7	37.8	付注(9)
R傍	〃	日本アルミニウム工業	1,400	280		29.5	24.1	53.6	鉱業(21.4) 商事(2.7)
制	〃	○三菱マグネシウム工業	250	100		50.0	50.0	100.0	化成(50.0)
準	〃	○三菱関東州マグネシウム	375	300		25.0	75.0	100.0	化成(50.0) 重工(25.0)
R準	機械	三菱化工機	2,050	410		12.7	38.5	51.1	付注(10)
R直	〃	日本建鉄工業	2,000	400		30.0	66.8	96.8	重工(30.0) 電機(22.9) 商事(13.9)
R準	〃	日本光学工業	5,000	1,000		22.2	20.9	43.1	付注(11)
傍	農水産	○日本穀産工業	760	152		52.5		52.5	

(2) 三 菱 財 閥 (つづき)

指定	業種別	会社名	払込資本金(万円)	発行総株式数(千株)	持株割合(%) 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三菱系合計	備考
R直	海運	三菱汽船	7,000	1,400		7.1	80.9	88.0	商事(80.9)
制	土建倉	○康徳吉租	320	64		75.0	25.0	100.0	地所(25.0)
傍	〃	○上海三菱倉庫	100	20		50.0	50.0	100.0	商事(50.0)
制	商事	タワオ産業	300	60		50.0	50.0	100.0	商事(50.0)
制	〃	鳳敦産業	200	40		50.0	50.0	100.0	商事(50.0)
		〔在内投資系列会社〕							
傍	保険	日新火災海上保険	1,300	260			88.3	88.3	東海(88.3)
	〃	△東亜火災海上保険	2,500	500			27.3	27.3	東海(27.3) 〔住友(10.5)〕
準	鉱砿業	*雄別炭砿鉄道	1,000	200			100.0	100.0	鉱業(100.0)
	〃	長崎鉱業	800	160			25.0	25.0	鉱業(25.0)
	金属	*丸子鋼材工業	500	100			55.3	55.3	鉱業(55.3)
	〃	東京軽合金製作所	500	100			46.7	46.7	日本光学工業(46.7)
R傍	機械	江戸川工業所	700	160	16.5		35.7	52.3	三菱製紙(35.7)
	〃	東亜バルブ	500	100			26.0	26.0	重工(15.0) 商事(11.0)
	〃	池貝自動車製造	1,500	300			31.7	31.7	重工(31.7)
	〃	*近江工業	500	100			31.0	31.0	重工(31.0)
	〃	帝燃工業	500	100			30.0	30.0	重工(30.0)
	〃	*ヂーゼル機器	900	180			26.8	26.8	重工(26.8)
	〃	名古屋螺子製作所	570	160			34.6	34.6	重工(22.7) 生命(11.9)
	〃	*日本鍛圧工業	585	117			28.7	28.7	重工(28.7)
	〃	△大和産業	500	100			30.0	30.0	重工(30.0) 〔中島(10.0)〕
準	〃	大日本機械工業	4,000	800			32.4	32.4	付注(12)
	〃	曙産業	500	100			12.0	12.0	商事(12.0)
	機械	国産電機	1,890	540			12.0	12.0	電機(11.4) 生命(0.6)
	〃	田中計器	1,000	200			28.3	28.3	電機(28.3)
	〃	*東洋電機製造	800	160			30.0	30.0	電機(30.0)
	化学	△日本電池	2,000	400		14.3	19.3	33.6	付注(13)

（2） 三 菱 財 閥（つづき）

指定	業種別	会社名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	持株割合（%） 家族保有数	本社保有分	同系他社保有分	三菱系合計	備考
	化学	大日本塗料	800	160			23.4	23.4	電機(14.1) 重工(9.4)
	〃	吉富製薬	900	180			50.0	50.0	化成(50.0)
R準	製紙	三菱製紙	1,098	219.6	35.8		17.5	53.3	明治(9.8) 東海(6.8) 信託(0.9)
	繊維	東京麻糸紡績	1,000	200			23.0	23.0	商事(18.0) 生命(5.0)
準	雑業	東山産業	1,200	240	86.0		5.7	91.7	三五公司 (5.7)
	〃	愛知県亜炭	500	50			12.0	12.0	重工(10.0) 電機(2.0)
準	陸運	*南樺太炭砿鉄道	1,000	200			100.0	100.0	鉱業(100.0)
H	海運	日本郵船	10,625	2,125		6.2	4.2	10.4	東海(2.5) 重工(1.7)
R	〃	郵船近海機船	750	200			100.0	100.0	郵船(100.0)
R	〃	南洋海運	3,129.88	848			71.5	71.5	郵船(71.5)
R	〃	岡田商船	800	160			50.0	50.0	郵船(50.0)
R	〃	山本汽船	800	160			50.0	50.0	郵船(50.0)
	〃	東亜海運	10,000	2,000			48.6	48.6	郵船(48.6)
	〃	日清汽船	1,012.5	324			44.3	44.3	郵船(44.3)
R	〃	日本近海汽船	2,232.3	446.46			28.9	28.9	郵船(28.9)
R	〃	共栄タンカー	500	100			19.0	19.0	郵船(19.0)
	〃	△帝国船舶	500	200			22.2	22.2	郵船(11.1) 三菱汽船 (11.1) 〔三井 (11.1)〕
	〃	*中村汽船	792.5	158.5			49.2	49.2	商事(26.1) 三菱汽船 (23.2)
	〃	栗林商船	1,950	390			15.4	15.4	東海(10.3) 商事(3.8) 三菱汽船 (1.3)
	〃	栗林近海機船	750	150			20.0	20.0	三菱汽船 (20.0)
	〃	大阪機船	500	200			15.7	15.7	山本汽船 (15.7)
	〃	△日本サルベージ	750	150			26.7	26.7	東海(26.7)

（2） 三 菱 財 閥（つづき）

指定	業種別	会社名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	持株割合（%） 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三菱系合計	備考
	海運	△日本サルベージ							〔三井(13.3) 住友(20.0) 安田(20.0)〕
	〃	△大阪港運	650	130			14.0	14.0	付注(14)
	土建倉	南洋倉庫	750	200			15.5	15.5	南洋海運 (10.0) 郵船(5.0) 商事(0.5)
傍	〃	*釧路埠頭倉庫	800	160			100.0	100.0	鉱業(100.0)
準	商事	東山農事	1,000	100	63.8			63.8	
	〃	日本商事	550	200			10.1	10.1	商事(10.1)
	〃	△昭和通商	1,500	300			30.0	30.0	商事(30.0) 〔三井(35.0) 大倉(35.0)〕

〔在外投資系列会社〕

指定	業種別	会社名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三菱系合計	備考
	鉱砿業	南満鉱業	3,000	800			10.0	10.0	商事(10.0)
	〃	*茂山鉄鉱開発	5,000	1,000			50.0	50.0	鉱業(50.0)
	〃	北樺太鉱業	700	200			10.4	10.4	鉱業(10.4)
(傍)	〃	大汶口炭砿	2,000	400			50.0	50.0	鉱業(50.0)
	〃	*昭徳鉱業	600	120			60.0	60.0	鉱業(60.0)
	〃	△淮南炭砿	1,500	300			13.3	13.3	鉱業(13.3) 〔三井 (20.0)〕
準	機械	*満州三菱機器	2,000	400		12.5	85.0	97.5	重工(62.5) 電機(12.5) 商事(10.0)
	〃	*朝鮮重工業	1,100	300			21.7	21.7	重工(21.7)
	造船	*台湾船渠	500	100			66.0	66.0	重工(66.0)
	化学	山西芒硝化学(股)	650	130			25.0	25.0	商業(25.0)
	〃	台湾化成工業	1,050	210			15.7	15.7	商事(15.7)
	〃	*満州大豆化学工業	750	600			20.7	20.7	化成(20.0) 商事(0.7)
	〃	△永礼化学工業(股)	1,500	300			20.0	20.0	化成(20.0) 〔三井〕 注(6)参照
	〃	満州曹達	1,825	500			35.0	35.0	化成(35.0)
	繊維	満州麻工業	1,000	200			20.0	20.0	商事(20.0)
	農水食	日華製粉	700	140			28.6	28.6	商事(28.6)

（2）三　菱　財　閥（つづき）

指定	業種別	会社名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	持株割合（%）家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	三菱系合計	備考
傍	雑業	*耀華機器玻璃(股)	1,000	100			33.0	33.0	化成(33.0)
	陸運	西鮮中央鉄道	1,200	300			36.6	36.6	鉱業(33.3) 商事(3.3)
	海運	南日本汽船	1,500	300			37.3	37.3	郵船(37.3)
R	〃	朝鮮郵船	1,125	300			29.1	29.1	郵船(29.1)
R制	商事	三五公司	575	50	48.0			48.0	
	〃	△朝鮮林業開発	1,000	400		10.0		10.0	〔三井(10.0)〕
	〃	△満蒙天産開発	500	100			10.0	10.0	商事(10.0) 〔三井(20.0)〕
	〃	△南太平洋貿易	500	200			35.0	35.0	商事(35.0)
	〃	朝鮮水産開発	1,650	330			10.2	10.2	商事(10.2)

（注）(1)「会社証券保有制限令」対象会社で，表に記載した以外のものは次の11社である．

函館港運，正福汽船，広島港運，若松築港，万興業，紀州造船，光村原色版印刷所，日支運輸，小樽港運作業，興南海運，日本海運．

日本海運は払込資本金2375万円であるが，三菱系保有株式割合は8.3％なので表には記載しなかった．

(2) 明確に他財閥の系列会社と認められる古河電気工業（古河系）と日本板硝子（住友系）は，三菱系保有株式割合は10％を越えているが，表からは除外した．

(3)「財閥同族支配力排除法」にもとづいて指定された会社のうち，表に記載した以外のものは次の5社である．

〔指定制限会社〕 東牧場，若松築港，不二工業，小岩井農牧，光村原色版印刷所．

なお，指定の際には，三菱本社には三菱合資，三菱社が，東京海上火災保険には三菱海上火災保険が含まれていた．

(4) 会社名の前に＊印をつけた会社は，昭和20年8月現在で，三菱本社が主要「傍系会社」（「傍系会社」ハ分系会社ノ直轄下ニ在ル会社ニシテ総株数ニ対シ三菱側（本社及分系会社）ノ持株割合50％以上ノモノ並ニ50％以下ニテモ事実上三菱側ニ於テ経営セルモノ）として掲げた会社．表出以外の「傍系会社」は下記の通りである．出典：「本社分系関係傍系会社一覧表」（『三菱社誌』昭和20年8月1日）．

九州工具（払込資本金：100万円）		雲仙耐火煉瓦	（50万円）
松縄金属工業	（140万円）	三菱飛行機木材	（150万円）
清住製材所	（40万円）	北洋商会	（100万円）
○康徳棧	（300万円）	函館重油タンク	（28万円）
東亜燐砿	（15万円）	○武漢製紙	（25万円）
○満州麺粉(股)	（100万円）	○蒙疆雲母	（50万円）
○満州雲母	（92.5万円）	○東亜雲母	（5万円）
徳島造船	（100万円）	美唄鉄道	（180万円）
堺化学工業	（225万円）	栗原鉄道	（100万円）
中野銅線工場	（37.5万円）	菱三金属工業	（120万円）
日本コバルト鉱業	（50万円）	東京製線	（275万円）
昌光硝子	（450万円）	○共栄興業	（7.5万円）
○南満化成工業	（250万円）	東海工業	（100万円）
○満州昌光硝子	（300万円）	東洋研削砥石工業	（100万円）
ライオン油脂	（350万円）	東洋カーボン	（300万円）
日本炭酸工業	（12.5万円）	武田化成	（900万円）

（○印は在外会社．(股)は股份有限公司．払込資本金は20年8月現在）

なお，武田化成は20年8月時で三菱化成工業に50％株式を保有されていたが，のちに，武田薬品工業に合併され，持株会社指定時の三菱化成工業の武田薬品工業にたいする持株率は，7.8％であった．

(5) 備考欄の会社略号と付注は次の通り．

銀行＝三菱銀行，信託＝三菱信託，生命＝明治生命保険，東海＝東京海上火災保険，鉱業＝三菱鉱業，製鋼＝三菱製鋼，重工＝三菱重工業，電機＝三菱電機，化成＝三菱化成工業，郵船＝日本郵船，地所＝三菱地所，倉庫＝三菱倉庫，商事＝三菱商事．

付注

(1) 生命(3.7)，東海(3.3)，信託(1.6)，郵船(1.5)，銀行(0.7)，電機(0.04)，化成(0.01)

(2) 東海(6.3)，信託(0.2)，生命(0.2)，鉱業(0.1)，商事(0.07)，倉庫(0.008)

(3) 生命(3.4)，東海(1.3)，銀行(0.3)，重工(0.3)，倉庫(0.1)，商事(0.1)

(4) 重工(25.0)，生命(2.8)，東海(2.3)，日本アルミニウム(0.6)

(5) 郵船(6.5)，生命(5.2)，東海(3.5)，銀行(1.7)，電機(1.7)，商事(0.3)，日本アルミニウム(0.07)，化成(0.004)

(6) 鉱業(13.4)，東海(6.3)，明治(3.8)，信託(1.7)

(7) 生命(2.2)，重工(1.3)，東海(1.1)，鉱業(0.7)，電機(0.7)，倉庫(0.4)，

製鋼(0.2), 化成(0.2)

(8) 銀行(16.2), 生命(4.8), 重工(1.3), 信託(0.3), 化成(0.3)

(9) 鉱業(18.5), 生命(3.2), 重工(1.2), 東海(1.0), 商事(0.8)

(10) 電機(14.2), 商事(9.4), 化成(8.7), 鉱業(4.8), 生命(1.0), 重工(0.5)

(11) 重工(14.6), 化成(2.7), 生命(2.5), 東海(1.0), 電機(0.2)

(12) 日本建鉄工業(10.9), 重工(9.8), 化成(6.0), 電機(3.6), 生命(2.0)

(13) 重工(14.3), 電機(2.5), 生命(2.5), 〔大倉(11.6)〕

(14) 倉庫(13.6), 三菱汽船(0.4), 〔三井(32.6), 住友(29.5)〕

(6) 在外投資系列会社のうち, 永礼化学工業は, 三菱化成工業系では表記の払込資本金, 発行株数とされているが, 三井物産系では, 600万円, 20万株, 三井系保有分20%となっている.

(3) 住 友 財 閥

指定	業種別	会社名	払込資本金(万円)	発行総株式数(千株)	持株割合(%) 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	住友系合計	備考
H直		住友本社	22,500	600	83.3		16.7	100.1	銀行・信託・生命(16.7) 注(5)参照
		〔連繋会社〕							
R直	銀行	住友銀行	5,367.5	736.75	11.3	24.1	16.7	52.1	付注(1)
R直	信託	住友信託	500	400	2.8	1.5	40.7	45.0	銀行(40.2) 海上(0.5)
R直	保険	住友生命	75	15	70.0	30.0		100.0	
H直	鉱砿業	非華鉱業	8,000	1,600	53.4	26.6	20.0	100.0	付注(2)
H直	金属	扶桑金属工業	41,875	8,375	4.3	20.9	14.5	39.8	付注(3)
R直	〃	住友アルミニウム製錬	2,000	400	10.5	24.6	53.1	88.1	付注(4)
準	〃	○朝鮮住友軽金属	4,000	1,600	3.0	10.0	15.0	28.0	化学(10.0) 電工(5.0)
準	〃	○満州住友軽金属	3,000	600	9.2	25.2	54.0	88.3	金属(54.0)
H直	機械	住友電気工業	8,650	2,400	4.7	24.3	9.1	38.1	付注(5)
H直	〃	日本電気	15,000	3,000	2.0	11.1	6.7	19.8	付注(6)
R直	〃	四国機械工業	3,500	800	7.2	21.0	69.0	97.3	付注(7) 注(6)参照
H直	化学	日新化学工業	10,075	2,240	7.2	17.5	6.7	31.4	付注(8)
R準	電・ガ	住友共同電力	2,000	400	7.4	22.5	67.2	97.0	付注(9)
R直	土建倉	住友倉庫	1,500	300	38.3	21.7	40.0	100.0	銀行(33.3) 生命(6.7)
R直	商事	日本建設産業	4,150	830	34.7	26.6	24.9	86.2	金属(13.5) 銀行(7.8) 電工(3.6)
		〔関係会社〕							
R直・準	保険	大阪住友海上火災保険	600	480	2.6	17.0	2.7	22.3	生命(1.7) 信託(0.7) 銀行(0.3) 注(3)参照
準	金属	○安東軽金属	10,000	4,000		10.0	35.0	45.0	化学(15.0) 金属(15.0) 電工(5.0)
準	機械	日本化工材工業	1,191.5	400		17.8	36.3	54.1	金属(33.1) 化学(3.2)
R傍	窯業	日本板硝子	775	245	4.8	19.2	4.5	28.5	銀行(4.1) 生命(0.2)

（3） 住 友 財 閥（つづき）

指定	業種別	会社名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	持株割合（%） 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	住友系合計	備考
R傍	窯業	日本板硝子							海上(0.2)
制	電・ガ	帝国圧縮瓦斯	540	150		22.7	38.5	61.2	金属(14.5) 日電(12.0) 化学(12.0)
制	商事	住友ボルネオ殖産	250	50		80.0	20.0	100.0	電工(20.0)
		〔特殊関係会社〕							
制	鉱砿業	土肥鉱業	250	50	10.0	22.1	40.3	72.4	鉱業(39.2) 信託(1.1)
R制	〃	△大日本鉱業	450	100	4.0	25.0	30.2	59.2	鉱業(30.2) 〔浅野(10.2)〕
制	〃	○北支産金	170	17		50.0		50.0	
制	〃	○熱河螢石鉱業	200	40		50.0	50.0	100.0	化学(50.0)
		〔在内投資系列会社〕							
	保険	△東亜火災海上保険	2,500	500			10.5	10.5	海上(10.5) 〔三菱(27.3)〕
	鉱砿業	松尾鉱業	1,000	200			25.0	25.0	鉱業(18.8) 化学(6.3)
傍	金属	東北金属工業	1,000	200			61.2	61.2	日電(39.8) 金属(12.9) 電工(8.6)
準	〃	関東特殊製鋼	1,400	400			100.0	100.0	金属(100.0)
R傍	〃	理研金属	1,480	296			46.1	46.1	金属(40.9) 生命(5.2)
	〃	関西軽金属工業	600	120			42.6	42.6	金属(42.6)
	〃	日東金属工業	600	160			37.7	37.7	金属(37.5) 生命(0.2)
	〃	日本ステンレス	2,550	510		5.0	28.0	33.0	金属(17.2) 生命(10.8)
傍	機械	朝日金属精工	500	100			90.0	90.0	電工(90.0)
R	〃	藤倉電線	1,000	200			38.9	38.9	電工(38.9)
	〃	泉電線	500	100			30.6	30.6	電工(30.6)
	〃	△昭和電線電纜	1,020	210			20.6	20.6	電工(20.6) 〔三井(45.0) 古河(20.6)〕
	〃	恵美須屋工具工業	550	110			52.3	52.3	金属(30.2) 電工(21.6)

（3） 住 友 財 閥（つづき）

指定	業種別	会社名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	持株割合（%） 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	住友系合計	備考
	機械	恵美須屋工具工業							信託(0.5)
	〃	△日本海底電線	700	240			18.8	18.8	電工(18.8) 〔古河(18.8)〕
傍	〃	日本パイプ製造	1,230	300			61.8	61.8	金属(48.1) 海上(13.8)
準	〃	筑紫工業	3,000	600			47.2	47.2	付注(10)
	〃	九州鉄工	1,200	400			43.5	43.5	金属(43.5)
	〃	太刀洗工業	1,200	240			41.7	41.7	金属(41.7)
傍	〃	大阪金属工業	4,500	1,200			32.4	32.4	金属(28.8) 生命(3.5) 銀行(0.1)
	〃	安川電機製作所	1,651.5	330.3			15.1	15.1	機械(15.1)
R	〃	日本楽器製造	2,062.5	600	4.2	1.7	30.4	36.3	付注(11)
	〃	日飛産業	3,000	600			17.3	17.3	金属(15.1) 生命(2.2)
	〃	中京電気	1,000	200			35.0	35.0	日電(25.0) 金属(10.0)
傍	〃	日本電気精器	1,200	240			53.7	53.7	日電(53.7)
傍	〃	安立電気	1,000	200			50.3	50.3	日電(48.5) 海上(1.8)
R傍	〃	日本通信工業	1,000	200			60.5	60.5	付注(12)
傍	〃	東洋通信機	1,500	300			48.6	48.6	付注(13)
	〃	△帝国通信工業	1,500	300			15.0	15.0	日電(15.0) 〔三井(15.0)〕
傍	化学	別府化学工業	1,200	240			50.8	50.8	化学(50.8)
準	〃	日本カーバイド工業	925	260			96.0	96.0	化学(50.7) 東洋窒素工業(45.4)
	〃	徳山曹達工業	2,500	500		2.5	7.5	10.0	化学(7.5)
	〃	東海護謨工業	500	100			51.8	51.8	電工(44.3) 生命(7.5)
	雑業	呉製砥所	500	100			18.0	18.0	電工(15.0) 金属(3.0)
	〃	△日本電話設備	750	150			14.7	14.7	日電(14.7) 〔安田(14.7)〕
	海運	中央汽船	500	100			50.9	50.9	鉱業(41.2) 化学(9.6)

（3）住　友　財　閥（つづき）

指定	業種別	会　社　名	払込資本金（万円）	発行総株式数（千株）	持株割合（%） 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	住友系合計	備考
	海運	△日本サルベージ	750	150			20.0	20.0	海上(20.0)〔三井(13.3) 三菱(26.7) 安田(20.0)〕
	〃	△大阪港運	650	130			29.5	29.5	倉庫(29.5)〔三井(32.6) 三菱(14.0)〕
	商事	△日本硫硝酸	500	100			16.0	16.0	化学(11.6) 鉱業(4.4)〔鮎川(14.7)〕
	〃	△日本化成品	500	100			12.1	12.1	化学(12.1)〔三井(11.3) 三菱(5.0)〕
	〔在外投資系列会社〕								
	鉱砿業	大青山炭砿	1,500	400			25.0	25.0	鉱業(25.0)
	金属	朝鮮住友製鋼	600	120			50.0	50.0	金属(50.0)
	機械	△中華電気工業	500	100			30.0	30.0	電工(30.0)〔古河(30.0)〕
	〃	△満州電線	2,500	800			25.1	25.1	電工(25.1)〔古河(25.1)〕
	〃	△華北電線	1,200	600			25.0	25.0	電工(25.0)〔古河(25.0)〕
	〃	△朝鮮電線	500	100			22.2	22.2	電工(22.2)〔古河(22.2)〕
傍	〃	満州通信機	600	120			85.0	85.0	日本電気(85.0)

（注）(1)「会社証券保有制限令」対象会社で，表に記載した以外のものは次の3社である．

住友アルミニウム，東洋窒素工業，宮崎木材工芸．

(2) 明確に他財閥等の系列会社と認められる沖電気（安田系）と日本電信電話工事（国際電気通信系）は，住友系保有株式割合は10%を越えているが，表からは除外した．

(3)「財閥同族支配力排除法」にもとづいて指定された会社のうち，表に記載した以外のものは次の5社である．

〔準直系会社〕 満州軽合金工業．

〔傍系会社〕 東洋窒素工業．

〔指定制限会社〕 アマゾニア産業，新大阪ホテル，宮崎木材工芸．

住友海上火災保険は直系会社に，大阪住友海上火災保険は準直系会社に指定された．なお，指定の際には，住友本社には住友同族会，住友海上火災保険には扶桑海上火災保険が含まれていた．

(4) 備考欄の会社略号と付注は次の通り．

銀行＝住友銀行，信託＝住友信託，生命＝住友生命保険，海上＝大阪住友海上火災保険，鉱業＝井華鉱業，金属＝扶桑金属工業，アルミ＝住友アルミニウム製錬，電工＝住友電気工業，日電＝日本電気，機械＝四国機械工業，化学＝日新化学工業，倉庫＝住友倉庫．

付注

(1) 信託(7.8)，日建(6.8)，生命(1.8)，海上(0.3)

(2) 銀行(6.5)，生命(4.0)，信託(3.0)，海上(3.0)，金属(1.5)，電工(1.0)，電力(1.0)

(3) 銀行(6.8)，電工(2.7)，信託(2.3)，生命(1.4)，海上(0.4)，日電(0.4)，倉庫(0.3)，化学(0.1)，日建(0.1)，機械(0.04)

(4) 金属(26.3)，化学(17.5)，銀行(2.5)，生命(2.5)，電工(2.5)，信託(1.8)

(5) 日電(4.6)，信託(1.4)，生命(1.2)，銀行(1.0)，海上(0.47)，日建(0.39)

(6) 電工(4.2)，生命(2.1)，銀行(0.2)，海上(0.2)

(7) 鉱業(31.7)，金属(21.1)，生命(7.1)，信託(6.1)，化学(3.0)

(8) 生命(2.8)，信託(2.6)，銀行(0.5)，鉱業(0.5)，海上(0.2)

(9) 化学(18.8)，鉱業(17.5)，アルミ(9.9)，信託(6.0)，機械(5.0)，銀行(3.0)，生命(3.0)，電工(2.5)，海上(1.5)

(10) 金属(43.5)，生命(3.3)，信託(0.3)，銀行(0.03)

(11) 金属(25.6)，生命(4.2)，信託(0.5)，銀行(0.1)

(12) 日電(48.0)，生命(5.0)，信託(3.8)，海上(3.8)

(13) 日電(37.0)，生命(7.7)，信託(2.3)，海上(1.7)

(5) 住友本社発行株式の保有に関しては，持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体・資料』，19ページによったが，銀行，信託，生命の保有分の内訳は不明である．

(6) 四国機械工業の持株構成に関しては，前掲書334ページによると，付注(7)のほかに住友銀行保有分6.0%があり，これを加えると各保有分合計が発行総株数を越えてしまう．

(4) 安　田　財　閥

指定	業種別	会社名	払込資本金(万円)	発行総株式数(千株)	持株割合(%) 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	安田系合計	備考
H直		㈲安田保善社	3,000	300	100.0			100.0	
		〔関係会社〕							
R直	銀行	安田銀行	10,270	3,400	9.4	31.0	11.1	51.5	付注(1)
R制	〃	四国銀行	727.2	255		24.5	0.0	24.6	生命(0.04)
R制	〃	大垣共立銀行	381.5	110		13.5		13.5	
R直	信託	安田信託	750	600		27.1	15.8	42.9	付注(2)
R直	保険	安田生命保険	7.5	0.3	58.3	41.7		100.0	
R準	〃	安田火災海上保険	847.5	678	0.6	17.1	25.4	43.0	付注(3)
R制	〃	日動火災海上保険	470	94			74.7	74.7	火災(74.7)
制	金属	○高雄製鉄	500	100		9.7		9.7	
制	機械	帝国ピストンリング	600	120		7.0	9.7	16.7	興業(9.7) 銀行(0.04)
R制	〃	日本光機工業	500	100		23.2	25.9	49.2	興業(21.1) 生命(4.7) 火災(0.2)
R制	〃	東洋内燃機	300	60		69.2	27.9	97.1	銀行(10.0) 興業(9.6) 生命(8.3)
制	〃	岡谷無線	250	50		100.0		100.0	
R傍	製紙	日本紙業	900	180	0.05	48.0	38.9	87.0	銀行(30.5) 生命(8.3)
R準	繊維	帝国繊維	8,594.6	2,000	0.2	13.8	13.6	27.5	付注(4)
R準	雑業	安田興業	1,433.7	400		25.0	56.3	81.3	付注(5)
R制	陸運	中国鉄道	470	94		22.9		22.9	
R準	海運	東洋汽船	1,750	400	0.3	6.5	32.3	39.1	付注(6)
準	土建倉	東京建物	1,214.7	527.5	0.5	12.1	37.6	50.2	付注(7)
傍	〃	○康徳不動産	125	100		10.0		10.0	注(7)参照
R準	〃	安田倉庫	500	200		88.0	12.0	100.0	銀行(10.0) 興業(2.0)
		〔在内投資系列会社〕							
R制	銀行	福岡銀行	1,343.2	500		28.0		28.0	
R制	〃	日本貯蓄銀行	6,614.2	710.17		21.3		21.3	
傍	機械	帝織航空機工業	700	140		21.4	50.0	71.4	帝国繊維(50.0)
R制	〃	日本理化工業	760	180	0.3	16.1	18.2	34.6	付注(8)

(4) 安　田　財　閥(つづき)

指定	業種別	会社名	払込資本金(万円)	発行総株式数(千株)	持株割合(%) 家族保有分	本社保有分	同系他社保有分	安田系合計	備考
H	機械	沖電気	4,500	1,200	0.3	14.8	27.1	42.2	銀行(16.3) 沖電気証券(10.4) 生命(0.4)
	〃	熊谷工業	500	100			10.8	10.8	火災(10.8)
制	造船	△長府船渠	1,000	200		30.0		30.0	〔浅野(35.0)〕
R制	化学	日本貴化燃料	500	100		10.0	89.3	99.3	興業(84.3) 生命(5.0)
R制	陸運	九州産業交通	790	160		12.5	6.3	18.8	興業(2.5) 生命(1.9) 火災(1.9)
	海運	△日本サルベージ	750	150			20.0	20.0	火災(20.0) 〔三井(13.3) 三菱(26.7) 住友(20.01)〕
	土建倉	△東亜港湾工業	1,350	270	0.6	12.8		13.3	〔浅野(29.3)〕
	雑業	△日本電話設備	750	150			14.7	14.7	沖電気(14.7) 〔住友(14.7)〕

(注) (1) 「会社証券保有制限令」対象会社で，表に記載した以外のものは次の5社である．

帝国ミシン，沖電線，中村造船鉄工所，昭栄製糸，蛇の目ミシン．

(2) 「財閥同族支配力排除法」にもとづいて指定された会社のうち，表に記載した以外のものは次の2社である．

〔傍系会社〕 満日亜麻紡織．

〔指定制限会社〕 日本プラグ工業．

(3) 備考欄の会社略号と付注は次の通り．

銀行＝安田銀行，四国＝四国銀行，大垣＝大垣共立銀行，福岡＝福岡銀行，日貯＝日本貯蓄銀行，信託＝安田信託，生命＝安田生命保険，火災＝安田火災海上保険，日動＝日動火災海上保険，昭栄＝昭栄製糸，興業＝安田興業，倉庫＝安田倉庫．

付注

(1) 興業(8.9)，福岡(1.4)，日貯(0.3)，生命(0.2)，火災(0.2)，四国(0.1)，信託(0.04)，昭栄(0.03)，大垣(0.01)

(2) 興業(5.8)，銀行(5.6)，火災(2.4)，福岡(1.8)，四国(0.1)

(3) 銀行(10.2)，生命(8.8)，日貯(4.2)，信託(1.9)，日動(0.3)

(4)　銀行(5.3)，生命(4.1)，福岡(1.5)，火災(1.4)，信託(0.5)，興業(0.4)，四国(0.3)，日勧(0.04)，日貯(0.02)

(5)　銀行(27.5)，火災(12.5)，四国(7.5)，信託(5.0)，福岡(1.3)，大垣(1.3)，帝国繊維(1.3)

(6)　銀行(26.9)，生命(1.8)，火災(1.7)，信託(0.9)，福岡(0.7)，昭栄(0.3)

(7)　銀行(21.6)，生命(8.6)，信託(3.4)，火災(2.4)，四国(0.6)，大垣(0.4)，倉庫(0.3)，昭栄(0.3)，福岡(0.2)

(8)　生命(10.9)，銀行(2.8)，興業(2.4)，福岡(2.2)

(4)　康徳不動産の発行株式の90%は東京建物保有分で安田系合計は100%になると思われるが，確定できないので表記のままとした．

21　「財閥同族支配力排除法」による財閥系統別指定会社一覧表

	直系会社	準直系会社	傍系会社	指定制限会社
日産系	満州投資証券（日本産業及び満州重工業を含む），日産(義済会及び昱生会を含む)，日本鉱業，日産化学工業	阜新炭鉱，満州飛行機，満州重機，満州鉱山，満州製鉄，満州工廠，満州自動車，満州軽金属製造，満州マグネシウム，満州炭鉱，密山炭鉱，日本水産，日本造船，龍烟鉄鉱，鶴岡炭鉱，南方日本鉱業，日本炭鉱，日産重工業，西安炭鉱	朝鮮日産化学工業，本溪湖特殊鋼，関東工業，溪城炭鉱，琿春炭鉱，満業杭木，満州軽金属工業，満州工作機械，日産液体燃料，日産火災海上保険，日産汽船，日産農林工業，日産生命保険，満州山光電気，満州石炭工業，南満化成工業，南票炭鉱，日南鉄鉱，日本電子工業，日本証券投資，日産土木，日東食糧工業，山陰工業，大陸化学工業，台湾化学工業，礼賓炭鉱	朝鮮バリウム工業，大連農業，北海道水産化学興社，北支火薬，豊洋水産，樺太海洋漁業，抗火石工業，満州藤倉工業，満州日産化学，日本活性白土，日本土地証券，日産窯業，日東硫曹，小野田港運，大正運送，台湾油脂，東満兵材，中国食油公司，平戸水産相互，北海食用油脂，本斗魚粗，関西硫酸，樺太水産化学工業，抗州畜産興業組合，満州機械，満州塗料工業，日本石鹸，日産化学機械，日星産業，王子化学機械，上海油脂工業，台湾肥料，特許洗剤
大倉系	大倉鉱業（合名会社大倉組を含む）	内外通商，大成建設，大倉事業	中央工業，本溪湖煤鉄，満州大倉産業，大倉火災海上保険	赤倉帝国ホテル，奉天大倉ビルヂング，汽車製造，日本皮革，日本製靴，日新電化，大浜炭鉱，大倉スマトラ農場，山西産業，帝国ホテル，東京湾土地，鶴寿製糸，千代田火災海上保険，川奈ホテル，無限製材，日本自動車，西戸崎炭鉱，日清製油，大倉ビルヂング，大湊興業，山西炭鉱，常盤炭鉱，豆満江林業，吉浦海運
古河系	古河鉱業	旭電化工業，日本軽金属(削除)，朝日軽金属，古河電気工業，	大日電線，富士電機製造，古河鋳造，関東電化工業，日本電	千代田電線，茅沼炭化鉱業，戦線鉱業，山一炭鉱，関東電力

21 「財閥同族支配力排除法」による財閥系統別指定会社一覧表（つづき）

	直系会社	準直系会社	傍系会社	指定制限会社
古河系		帝国生命保険	極(削除)，大正鉱業(削除)，横浜護謨製造，日本軽金属	興業，鍋山軌道，東亜化学，山二電機，大正鉱業
浅野系	浅野本社	浅野物産，日本鋼管，小倉製鋼，共同興業(削除)，日本セメント	小倉築港，日本鋼管鉱業	関東電気工業，東亜港湾工業
富士系	富士産業	千歳鉱山，瑞穂産業	興和紡績，中島産業	会津製作所，秩父物産，大同製紙，海老原車体工業，深沢航空工業，榛名産業，宝珠山鉱業，加賀産業，柏崎産業，小林機械製作所，高陽鉄工所，マルクニ鉄工所，三鷹物産，中島精密鍛造，七尾産業，日本金属精工，大阪鍛造，小沢物産，三泰航空工業，昭和瓦斯，昭和製作所，足利製作所，大同金属工業，大府産業，富士水産，原田製作所，平田紡績，茨城精工，金沢産業，桐生製氷凍化工業，小平産業，熊谷工業，増田精機，中島瓦斯，中七木綿，日本ハマライト，大野製鋲，太田興業，両毛産業，佐藤鉄工所，昭和鋼機，昭和鉄工，田口産業，太陽産業，多摩産業，田中スポーク，東京機械製作所，東京鍛工所，鶴岡製作所，山田興業，山形産業，太陽工業，竹田産業，田中航空機器製作所，館林産業，東京

21 「財閥同族支配力排除法」による財閥系統別指定会社一覧表（つづき）

	直系会社	準直系会社	傍系会社	指定制限会社
富士系				中島電気，東亜瓦斯，矢島産業，大和産業，米沢産業，三殖，大成
野村系	野村合名会社	野村銀行（野村信託を含む），野村証券，野村東印度殖産	日東工業，野村建設工業，野村鉱業，野村貿易，野村生命保険，東洋製紙工業	蝶矢シャツ製造所，明治製革，野村製鋼，昭和特殊製鋼，スタンダード靴，玄界興業，日本中空鋼，ヌベルカレドニヤ鉱業，シンガポール野村商店，ヤマトゴム化工

（注）(1) 三井・三菱・住友・安田については，付属資料20を参照．
(2) 昭和22年1月7日総理庁令第7号による指定は，昭和23年5月25日総理庁令第28号で改正され指定区分の修正等がおこなわれた．上掲したのは，改正後の指定である．会社名に（削除）と記したのは，1月に指定されたが5月には解除されたことを意味する．
(3) 株式会社については社名の株式会社を省略した．

22　4財閥の役員兼任関係

(1)　枠のなかに，行と列の会社番号がしめす二つの会社の役員（取締役・監査役・相談役・顧問）を兼任する人物を略号で記してある．

略号の人物の氏名は，各表ごとに注記した．

(2)「兼任役員数」は，兼任役員の延べ数．「役員兼任者実数」は，役員を兼任する人物の実数．「うち本社役員」は，そのうちで，三井本社，三菱本社，住友本社，安田保善社の役員である者の実数．「兼任関係会社数」は，その行の会社が兼任関係で結ばれる他の会社の実数をしめす．

(1)　三　井　財　閥

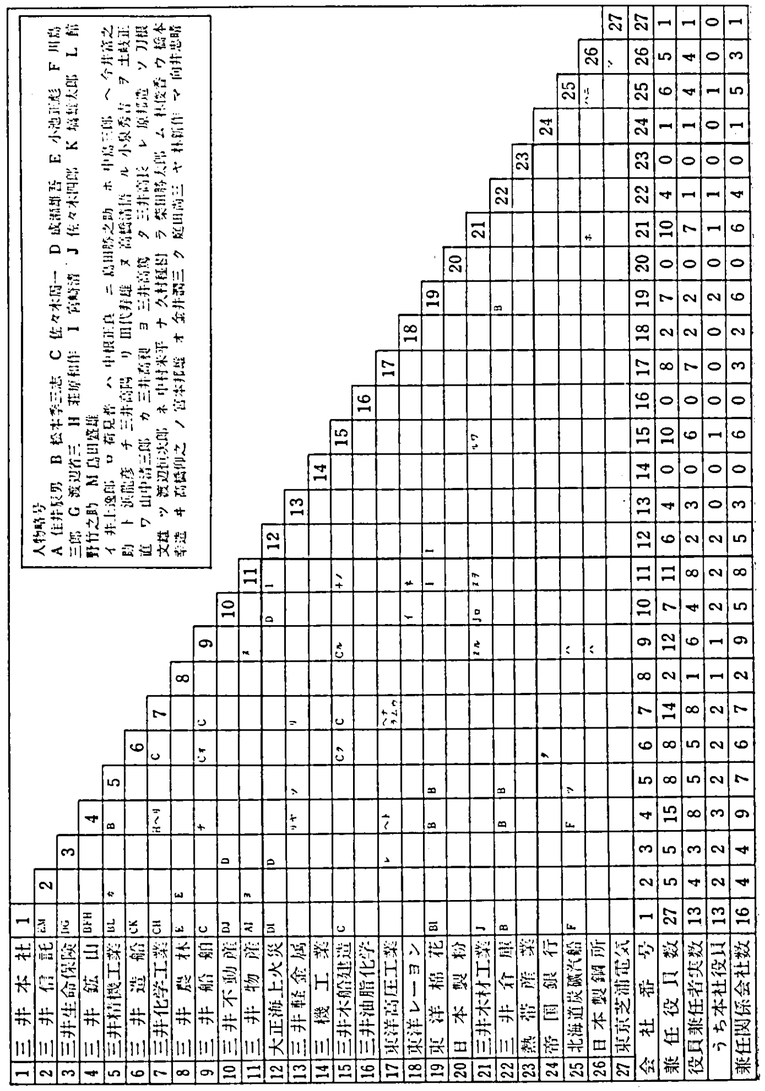

(2) 三菱財閥

人物略号
A 岩崎小弥太 B 岩崎彦弥太 C 船田一雄 D 平井澄 E 鈴木春之助 F 加藤武男 G 山室宗文 H 三橋信三 I 斯波孝四郎 J 池田亀三郎 K 元良信太郎 L 小村千太郎 M 宮崎駒吉 N 田中完三 O 鈴木祚枝 P 丸山英弥 Q 波多野義男
イ 朝倉誠 ロ 深尾淳二 ハ 藤村朗 ニ 後藤直太 ホ 賀集益蔵 ヘ 原耕三 ト 服部一郎 チ 樋口実 リ 堀内泰吉 ヌ 本田松治 ル 間四郎 ヲ 飯野浩次 ワ 岩田宙造 カ 石黒俊夫 ヨ 亀山誠 タ 桑田時一郎 レ 久保田幾之助 ソ 是永桃吉 ツ 栗田庸太郎 ネ 加藤八重司 ナ 蒔田三郎 ラ 村岡智勝 ム 増田昇二 ウ 二司丈夫 ヰ 中原省三 ノ 大久保繁雄 オ 清水礼三 ク 鈴木四郎 ヤ 富田治樹 マ 高木健吉 ケ 寺井久信 フ 上村金治 コ 上野福三郎

1	三菱本社	1																												
2	三菱銀行	BCFG	2																											
3	三菱信託	ABEFGO	BFG	3																										
4	三菱鉱業	ABCEFGJLN	BCFG	ABEFG	4																									
5	三菱製鋼	ADEFKLM	F	AEF	AEFL	5																								
6	三菱重工業	ABCEFGKMN	BCFG	ABEFG	ABCEFGN	ヘM AEFK	6																							
7	三菱電機	ABCEGKLMNQ	ヲBCG	ABEG	ABCEGLN	AEKLM	ABCEGKMN	7																						
8	三菱化成工業	ADEFGJL	FG	AEFG	AEFGJL	ADEFL	AEFG	AEGL	8																					
9	三菱石油	DJL	ヲ		JL	DL	ニ	ヲL	DJL	9																				
10	三菱地所	DG	G	ツG	G	D	G	G	DG	D	10																			
11	三菱倉庫	ACN	C	ツA	ACN	A	ACN	ACN	A		ツ	11																		
12	三菱商事	ABCEFHKLN	BCF	ABEF	ABCEFLN	AEFKL	ABCEFKN	ネNL ABCEK	AEFL	ノクL		ACN	12																	
13	明治生命保険	FOP	FO	F	F	F	F		F				F	13																
14	東京海上火災保険	ACFGOP	ワCFGO	AFG	AFGC	AF	AFGC	AGC	AFG		リG	AC	AFC	FOP	14															
15	朝鮮無煙炭	EL		E	EL	EL	E	EL	EL	L			EL			15														
16	日本アルミニウム	CJL	C		ナヤCJL	L	C	CL	JL	JL		C	CL		C	L	16													
17	三菱軽合金工業	E		E	ソヤE	E	E	E	E				ムE			E	ヤ	17												
18	三菱マグネシウム工業	J			J				ホタキオJ	J							J		18											
19	三菱関東マグネシウム	DEJK		E	EJ	DEK	ロEK	EK	ホキオDEJ	DJ	D		EK			E	J	E	ホネウキオJ	19										
20	三菱化工機	DJM			J	ヘDM	ヘM	M	DJ	DJ	D		ヲ				J		J	DJ	20									
21	日本建鉄工業	EKM		E	E	EKM	EKM	ルEKM	E	イ			トルEK			E		E		EK	M	21								
22	日本光学工業	DIKMQ				ヘDKM	ヘKM	KMQ	D	D	D		K							DK	ヘDM	KM	22							
23	日本穀産工業	JO	O		J				J	J	カ		ト	O	O		J		J	J	J	ト		23						
24	三菱汽船	EN		E	EN	E	EN	EN	E	ク		N	クコEN			E		E		E		E		ヌ	24					
25	康徳吉租	G	G	G	G		G	G	G	イ	ハチヨG				G							イ				25				
26	上海三菱倉庫	N		ツ	N		N	N			カツ	ツN	トヲH								ヲフ	ト		トヌカ	ヌN		26			
27	タワオ産業	N			N		N	N		イノ	カ	N	トノN									イト		トヌカ	ヌN	イ	トヌカN	27		
28	鳳敦産業	N			N		N	N		イノ	カ	N	トノN									イト		トヌカ	ヌN	イ	トヌカN	イトヌカレラノN	28	
29	日本郵船	H					ケ						H																	29
会社番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
兼任役員数		109	38	49	82	61	81	80	69	35	27	29	86	15	43	20	27	16	17	43	27	36	26	25	28	16	28	31	31	3
役員兼任者実数		17	7	7	12	8	13	12	11	8	8	4	16	3	8	2	5	4	7	10	6	6	6	5	5	5	7	8	8	2
うち本社役員		17	4	6	9	7	9	10	7	3	2	3	9	3	6	2	3	1	1	4	3	3	5	2	2	1	1	1	1	1
兼任関係会社数		28	16	19	26	21	26	24	24	21	19	16	25	10	15	14	17	13	8	19	16	20	11	18	18	13	14	14	14	3

(3) 住友財閥

人物略号
A 住友吉左衛門 B 古田俊之助 C 岡橋林 D 吉田貞吉 E 春日弘 F 三村起一 G 北沢敬二郎 H 河井昇三郎 I 梶井剛 J 田中良雄 K 大島堅造
イ 小林晴十郎 ロ 小関良平 ハ 松井孝長 ニ 柳沢七郎 ホ 吉成宗雄 ヘ 佐伯正芳 ト 河村龍夫 チ 福山善次郎 リ 矢部忠治 ヌ 結城 ル 山崎武二 ヲ 大平賢作 ワ 杉本修

1	住友本社	1																		
2	住友銀行	ABCGK	2																	
3	住友信託	ABCK	ABCKト	3																
4	住友生命保険	ABCGK	ABCGK	ABCK	4															
5	井華鉱業	ABCDFK	ABCK	ABCK	ABCK	5														
6	住友アルミニウム製錬	BDEFK	BK	BK	BK	BDFK	6													
7	扶桑金属工業	BCDEK	BCK	BCK	BCK	BCDK	BDEK	7												
8	満州住友金属工業	BEHJK	BK	BK	BK	BK	BEK	BEK ニホヘト	8											
9	住友電気工業	BCGHJK	BCGK	BCK	BCGK	BCK	BK	BCK	BHJK	9										
10	四国機械工業	BCFK	BCK	BCK	BCK	BCFK	BFK	BCKホ	BKロホ	BCK	10									
11	日本電気	BHIJK	BK	BK	BK	BK	BK	BK	BHJK	BHJK	BK	11								
12	日新化学工業	BCDEJK	BCK	BCK	BCK	BCDK	BDEKリ	BCDEK	BEJK	BCJK	BCK	BJK	12							
13	住友共同電力	BDHK	BK	BK	BK	BDK	BDKル	BDK	BHK	BHK	BK	BHK	BDK	13						
14	住友倉庫	BCGK	BCGK	BCK	BCGKハ	BCK	BK	BCK	BK	BCGK	BCK	BK	BCK	BK	14					
15	日本建設産業	BCEGHK	BCGKト	BCKト	BCGK	BCK	BEK	BCEK	BEHK	BCGHK	BCK	BHK	BCEK	BHK	BCGK	15				
16	大阪住友海上火災保険	G	Gヲ		G					G					G	G	16			
17	日本化工機工業	BDE	B	B	B	BD	BDE	BDEワ	BE	B	B	B	BDEヌ	BD	B	BE	B	17		
18	帝国圧縮瓦斯							ニ	ニ										18	
19	日本板硝子	BCH	BC	BC	BC	BC	B	BC	BH	BCH	BC	BH	BCイ	BH	BC	BCH	B	B		19
会社番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
兼任役員数		77	54	47	52	54	47	60	53	57	47	41	60	43	48	61	9	31	2	35
役員兼任者実数		11	7	5	6	6	7	10	10	6	6	5	9	5	5	7	3	5	1	4
うち本社役員		11	5	4	5	6	5	5	5	6	4	5	6	4	4	6	2	3	0	4
兼任関係会社数		17	17	16	17	16	16	17	17	17	16	16	16	16	17	17	8	17	2	17

(4) 安田財閥

人物略号
A 安田一 B 安田楠雄 C 安田彦四郎 D 武井大助 E 安田善五郎 F 戸倉惣太郎 G 安念精一 H 岩村清一 I 楊井勇三
イ 安田善八郎 ロ 安田良吉 ハ 安田貞四郎 ニ 安田彦太郎 ホ 石毛竹治郎 ヘ 園部潜 ト 川崎清男 チ 北川慶治 リ 中島愛策 ヌ 金原祐之助 ル 藤崎四郎

1	安田保善社	1																
2	安田銀行	ABCDEG	2															
3	四国銀行	B	Bト	3														
4	大垣共立銀行	AE	AE		4													
5	安田信託	EG	EG		E	5												
6	安田火災海上保険	AEF	AEト	ト	AE	E	6											
7	日本動産火災保険	F					F	7										
8	安田生命保険	A	A		A		A		8									
9	日本光機工業						ハ			9								
10	帝国ピストンリング										10							
11	日本紙業	H			ル				ニヌ			11						
12	帝国繊維	EH	E			E	E	E				H	12					
13	安田興業	ABCDI	ABCDリ	B	A	ヘ	A		A					13				
14	中国鉄道		ト	ト			ハト			ハ					14			
15	東洋汽船	DI	D						ニ			ニ		DI		15		
16	安田倉庫						ロハ			ハ					ハ		16	
17	東京建物	EF	E		E	E	EF	Fイ	チ				E				ホ	17
会社番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
兼任役員数		28	25	6	12	9	21	4	9	3	0	6	8	17	6	7	5	12
役員兼任者実数		9	8	2	3	3	7	2	4	1	0	4	2	7	2	3	3	5
うち本社役員		9	6	1	2	2	3	1	1	0	0	1	2	5	0	2	0	2
兼任関係会社数		12	11	5	9	7	13	3	8	3	0	5	7	8	5	5	4	9

昭和財政史——終戦から講和まで——　第2巻

昭和56年12月24日　発行

編者　大蔵省財政史室
発行者　中井義行
発行所　東京都中央区日本橋本石町1の4　東洋経済新報社
郵便番号 103　電話03(270)4111(大代表)　振替口座東京3-6518

© 1981〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします.
3333-6232-5214
Printed in Japan